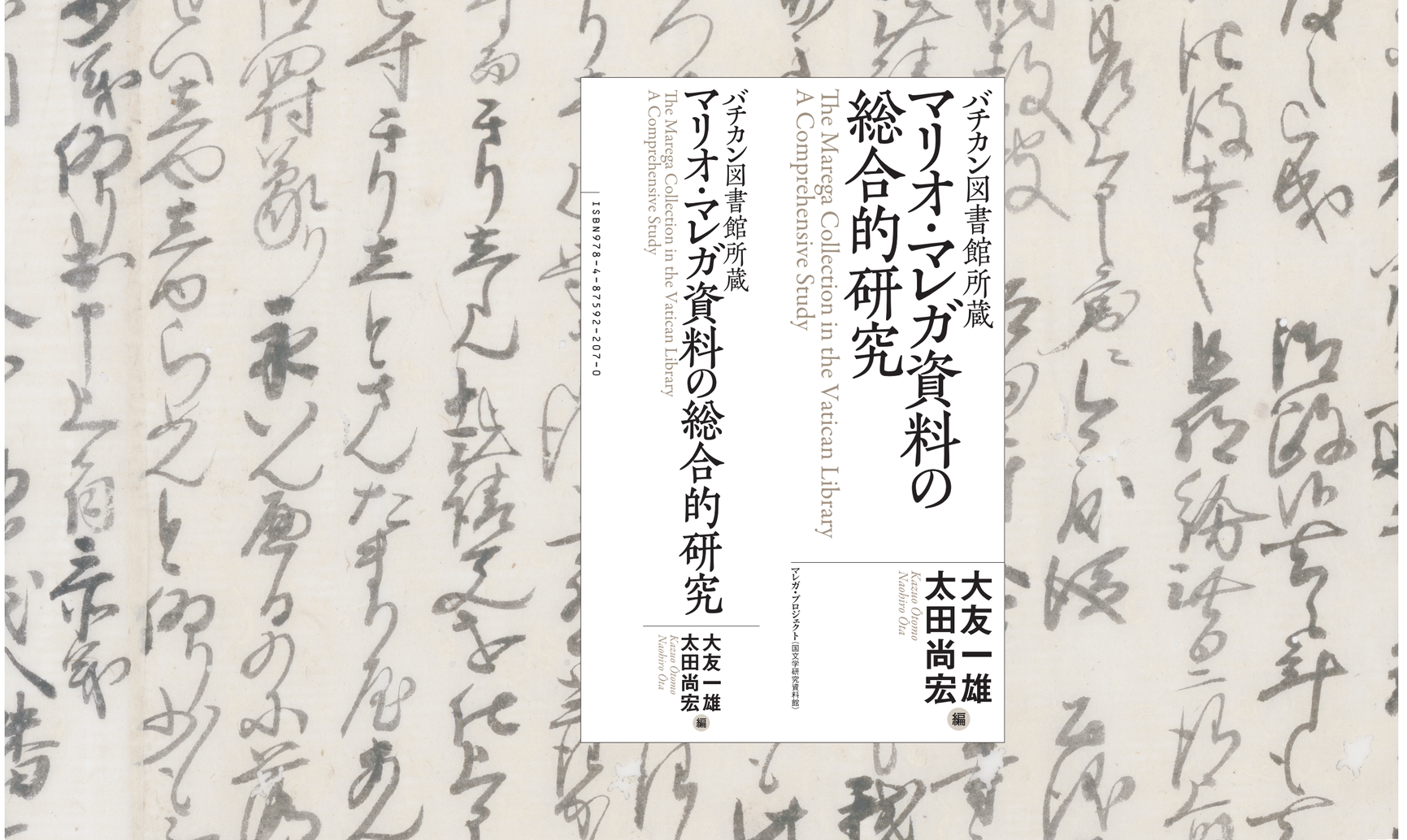


バチカン図書館所蔵
マリオ・マレガ資料の総合的研究
The Marega Collection in the Vatican Library
A Comprehensive Study

大友一雄
太田尚宏 編
Kazuo Otomo
Naohiro Ota

マレガ・プロジェクト（国文学研究資料館）

バチカン図書館所蔵
マリオ・マレガ資料の総合的研究
The Marega Collection in the Vatican Library
A Comprehensive Study
大友一雄
太田尚宏 編
Kazuo Otomo
Naohiro Ota

ISBN978-4-87592-207-0

［使用図版］
寛永12年11月
きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事（南蛮誓詞）
［A6.2.7.1.1］ ©2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

バチカン図書館所蔵

マリオ・マレガ資料の総合的研究

The Marega Collection in the Vatican Library
A Comprehensive Study

大友一雄
太田尚宏 編

Kazuo Ōtomo
Naohiro Ōta

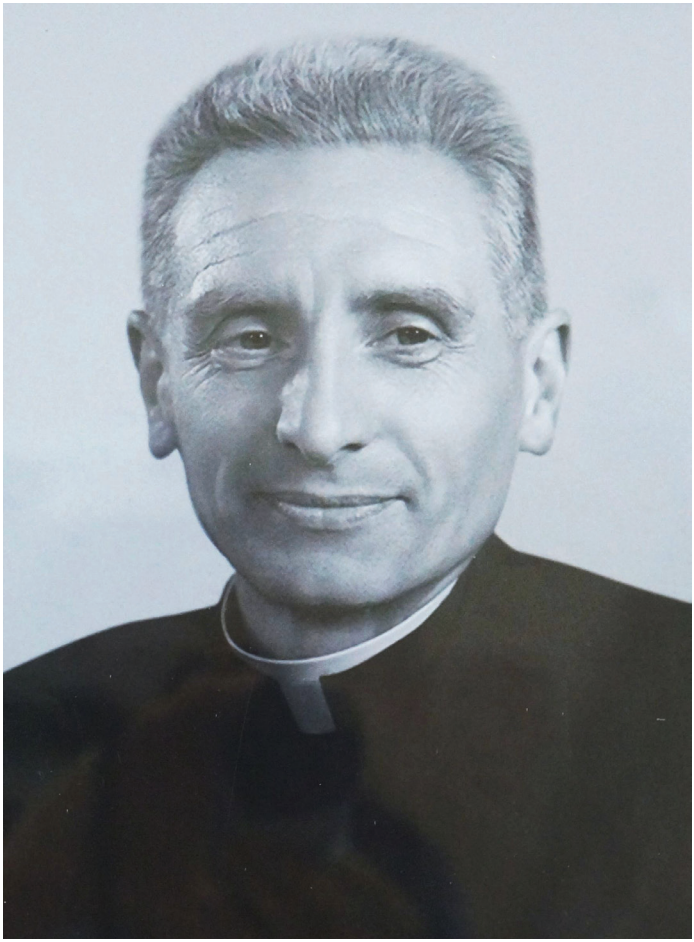
バチカン図書館所蔵

マリオ・マレガ資料の総合的研究

The Marega Collection in the Vatican Library
A Comprehensive Study

大友一雄
太田尚宏 編

Kazuo Otomo
Naohiro Ota



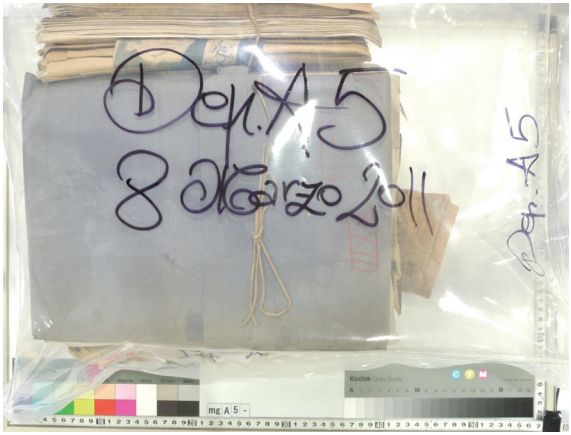
マリオ・マレガ（1902-1978）肖像



現在のマリオ・マレガ生家（イタリア ゴリツィア）



マレガ家の墓標

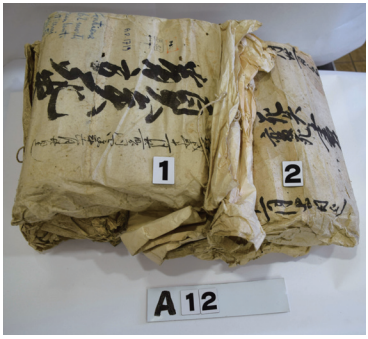

mg A 5 -


K LINE
1
2
3
4


うしろ
mg A 5 - 4 - 2

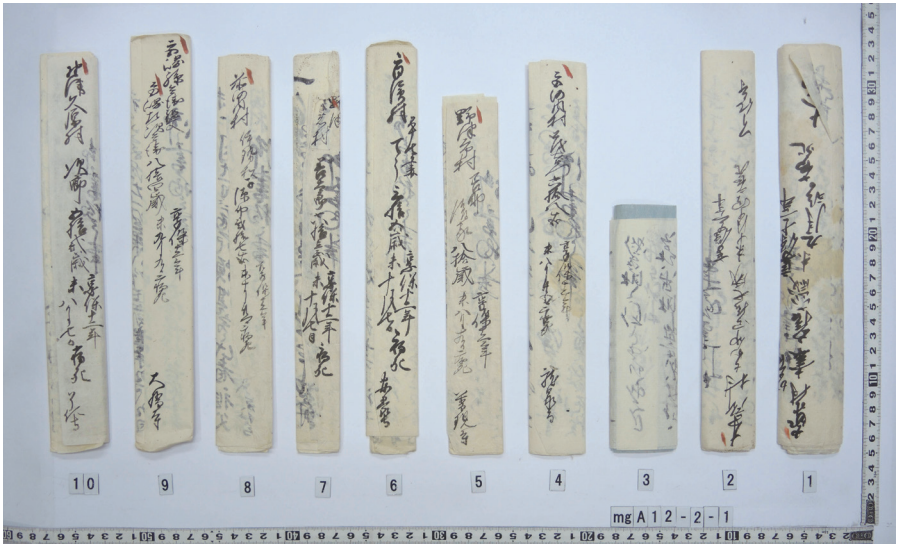

0 - 2
0 - 3
MAERSK LINE
TOA LINE
mg A 5 - 4 - 2 - 1 -

開封したA5資料群









A12資料群にある袋の展開





マレガ資料の修復



バチカンへの資料輸送に使われたブリキ缶（A2）



バチカン図書館マレガ展示（2015年）

バチカン図書館所蔵

マリオ・マレガ資料の総合的研究

The Marega Collection in the Vatican Library
A Comprehensive Study

大友一雄 編
太田尚宏

Kazuo Ōtomo
Naohiro Ōta

目　次

序章 ―本書の狙いと論文紹介―　大友一雄……5

第1部　マレガ資料群の情報資源化とマレガ神父研究

バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について
デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ
／訳：原田亜希子・渡辺千鶴……19

マレガ資料群の調査・保存と情報資源化
青木 睦・太田尚宏・大友一雄……31

マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について
アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン
／訳：湯上 良……66

バチカン図書館マリオ・マレガ資料群の全体構造　大友一雄……79

豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父
―マレガ文書群の成立過程とその背景―
シルヴィオ・ヴィータ……97

マリオ・マレガの執筆活動とその「文脈」
シルヴィオ・ヴィータ……126

宣教師によるキリシタン統制文書群の収集と整理
―マレガ目録の分析から―　高見 純……148

マリオ・マレガのキリシタン史跡調査
―1937～38年―　田中裕介……174

サレジオ大学図書館所蔵マレガ関連資料に見る
マレガによる研究と資料保護　湯上 良……194

第2部　豊後キリシタン・類族文書の研究

臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制　佐藤晃洋……215

寛永12年の「南蛮誓詞」と臼杵藩のキリシタン禁制
大津祐司……235

豊後崩れと類族改制度　大橋幸泰……255

臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制　三野行徳……271

臼杵藩宗門方役所における文書管理の諸相
―収納袋・端裏書・保存形態に着目して―　太田尚宏……298

近世武家社会とキリシタン統制
―臼杵藩家中の類族を考える―　三野行徳……317

キリシタン類族改制度と村社会
―臼杵藩の場合―　大橋幸泰……346

豊後臼杵藩の村社会における女性類族の婚姻状況をめぐって
清水有子……364

豊後諸藩における類族制度の展開　佐藤晃洋……384

臼杵藩のキリシタン禁制と寺院　櫻井成昭……413

豊後国大野郡野津における寺院と類族　村井早苗……436

明治初年のキリシタン統制に関する一考察
―宗門改を中心に―　宮間純一……449

臼杵藩におけるキリシタンの数と分布　平井義人……468

あとがき　大友一雄……495

マレガ・プロジェクト活動記録……500

執筆者一覧……527

序章 ―本書の狙いと論文紹介―

大友一雄

本書は、2011（平成23）年にローマ教皇庁バチカン図書館において発見された17世紀前期から19世紀後期に及ぶ豊後国（大分県）のキリシタン関係資料群に関する調査・研究の成果をまとめたものである。以下、プロジェクトの経緯なども踏まえながら、本書の狙いなどについて記したい。

バチカン図書館による資料の受入れは、1953（昭和28）年、宣教師マリオ・マレガ（1902～78）が布教活動のかたわら任地の大分などで収集したものを寄贈したことによる。

マレガは1929年12月、27歳で来日し、豊後地方のキリシタン史料を収集・研究したことで知られている。1942年には『豊後切支丹史料』を、1946年には『続豊後切支丹史料』を刊行しており[1)]、これらは、現在に至るまで重用されるが、そこに収録された収集史料の原本は、永く所在不明となっていた。

2012年に大分県立先哲史料館が、続いて国文学研究資料館が資料群の存在をバチカン図書館において確認し、関係諸氏の取組みを通じて2013年11月にバチカン図書館と人間文化研究機構が調査・研究についての協定を締結した。同機構では、日本関連在外資料調査研究事業のなかに位置付け、共同研究「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査・研究」（代表大友一雄）を発足させ、バチカン図書館と日本側関係機関、そして内外の研究者による「マレガ・プロジェクト」を開始した。日本側の機関では、人間文化研究機構国文学研究資料館・同国立歴史民俗博物館・東京大学史料編纂所・大分県立先哲史料館が参加し、国文学研究資料館が代表機関を務めた。

プロジェクトの目的は、a.資料群の概要調査の実施、b.バチカン図書館での保存管理と公開体制整備への協力、c.資料全点の目録作成、d.全点撮影を通じ

た画像データベースのウェブ公開、e.マリオ・マレガおよび資料群についての基礎研究、切支丹研究・日欧交渉研究をはじめとする諸研究の学術情報基盤の整備、f.調査・研究成果の公開などとした。期間は2015年度までを一つの区切りとし、2016～21年度は共同研究「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用」（代表同上、2021年度は太田尚宏）として活動を進めてきた。なお、資料群は総数1万4600点余で（大半は古文書類、イタリア語手書きメモなど）、いわゆる未整理状態にあり、劣化が進んだものも少なくなかった。プロジェクトは、こうした資料の状態なども踏まえて準備され、資料群の保存公開環境の整備を基本事業に据えつつ、さまざまな活用事業を進めるものとなった[2)]。

続いて、本書の狙いにかかわり、タイトルにもある「資料群の総合的研究」とはなにか、プロジェクトでの活動に触れながら確認したい。

プロジェクトにおける上述の基本事業・活用事業において留意したことは、バチカン図書館が永続的に資料群を保存・公開するためには、日本資料の取扱いや保存修復技術を習得することが同館において必要不可欠になるという点である。幸い同図書館は修復室が充実しており、同スタッフへ日本での知識や技術を伝えるための環境は整っていた。協働での活動を通じて志向したのは、一方的な伝授ではなく同館が有する伝統的な技術なども踏まえた新たな方式「バチカン・モデル」の創出を自覚的に進めることであった[3)]。海外に所在する未整理アーカイブズ資料の管理・公開システムの構築に関する本格的な活動は、アーカイブズ学分野ではほとんど事例が見られない。現地との協働による新モデルの構築は、新たな挑戦であり、学術的な取組みが必要と強く意識された[4)]。「資料群の総合的研究」では、こうした取組みを大きな柱の一つに設定し、日本のアーカイブズ資料の保存・修復・目録記述・公開という協働での取組みを学術的な成果とすることを目指した[5)]。

その取組みを便宜的に分けると、モノとしての物理的な管理と情報的な管理に関する研究になる。手順的には資料の保存環境を整え、誰もが利用できる資源化に関する研究ということになる。この一連の資源化の過程においては、モノとしての物理的な管理にもかかわり、「概要調査台帳」「資料登録台帳」「修

復台帳」「撮影台帳」「目録台帳」などの情報が整備されている。それらは各段階の情報にさらに関係情報が追加される形で成立したものであり、これらの情報を通じてモノそのものの管理が整備されることになった。

ただし、情報資源化では、こうした資料を直接コントロールする情報にとどまらず、資料の情報価値を明確化する研究が欠かせない。具体的には、a.出所研究（資料を発生させた組織・集団の構造・機能・沿革分析、資料管理研究）、b.伝来研究、c.構造分析研究（資料群の階層構造分析）などである[6]。本資料群に即するならば、a.出所研究では、コレクションを形成したマリオ・マレガ研究が必須となる。その基本情報は、資料活用においてはもちろん、資料管理においても重要となる。また、本資料群では豊後国臼杵藩宗門方を原出所とする資料群が多数を占めるため、同組織の構造や機能に関する研究は、資料の存在理由を確認する基本的分析となる。b.伝来研究は、資料群がどのように伝来し、現在に至るのか、その経緯に関する研究である。バチカン図書館での受入れも複数回に及ぶことから、同館にとっても管理情報として不可欠であり、資料利用者にとっても重要な情報となる。また、マレガによる資料群収集に関する研究も基本的なテーマである。さらにマレガ収集以前に江戸時代に発生した資料群がどのように伝来してきたのか、そもそも出所をなぜ離れることになったのか、これらも資料群に関する基本情報というべきである。

c.構造分析研究は、a.出所研究やb.伝来研究を踏まえて資料群が内包する秩序を階層構造的に編成するための研究である。とくに目録記述編成、データベースの階層表示では、分析が不可欠となる。データベースの使い勝手は、この構造分析研究の質に左右される面が少なくない。

こうした3つの研究は、アーカイブズ資料群の資源化では欠かせない重要な研究というべきであり、また、資料を利用するすべての人々にとって基本的な研究になることは間違いない。なお、資料群の大半を占める臼杵藩宗門方資料群の検討では、現地に残される臼杵藩関係文書・庄屋文書の調査・分析が必須の課題となったことはいうまでもない[7]。

以上の事業遂行にかかわりプロジェクトでは、さまざまな分野の研究者が参加することになった。調査保存ではアーカイブズ学・保存学・情報学などの研

究者が、目録の作成では江戸期の古文書とともにイタリア語の資料が多数見られたため、日本近世・近代史、キリシタン関係、地域研究、考古学（史跡）、日欧交渉史、イタリア史、日本文学の研究者が参加した[8]。

概要調査などは専門分野を問わず参加し、プロジェクトの狙いや資料群の状態などを多く共有することになった。各分野間には極めて緊密な関係が生まれ、各自の研究を超えて多くの分野融合的な研究を実現する環境が整うことになったわけである。また、各専門分野の研究も従来の研究を一新する成果が生まれたといえる。

言い換えれば、研究は資料を生かし、資料の可能性を広く人々に伝えるための取組みのなかで自覚され、成果はプロセスのなかで生じた課題を追究する取組みを通じて集約されたということになる。

なお、本書は、これらの取組みと、その成果を公表することを目的とするが、いくつかの分野については、すでに成果の一端を公表している。本書では、それらをさらに発展させたものを一部収録することも行った。

すでに刊行・公表された成果には、概要調査・保存・修復などの取組みに関する研究に青木睦・アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン編『Preservation and conservation of Japanese archival document』（『バチカン図書館所蔵日本資料の保存と修復』、バチカン図書館出版部、2019年）、また、マレガが刊行した『豊後切支丹史料』正・続（1942・1946年）に関連しては、原資料の再確認を経て、省略部分も含めた史料集、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」』（勉誠出版、2020年）が刊行された。さらに、概要調査の成果と資料紹介を目的とした大友一雄・三野行徳編『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』（マレガ・プロジェクト〈国文学研究資料館〉、2021年）が作成され、インターネット上に公開された。資源化活動を踏まえた成果も「マリオ・マレガ資料データベース」（国文学研究資料館ホームページに搭載）として公開された。また、シンポジウムなどの成果を踏まえた紀要特集「キリシタンの跡をたどる ―バチカン図書館所蔵マレガ収集文書の発見と国際交流―」、「マレガ文書の魅力を探る ―マレガ神父・キリシタン統制・村社会―」がある[9]。

*

以上のような活動と問題関心から、本書は大きく「第1部　マレガ資料群の情報資源化とマレガ神父研究」、「第2部　豊後キリシタン・類族文書の研究」の2部構成とした。

第1部は、資料群の概要調査・修復・デジタル化・目録記述・データベース構築などの取組みと、資料収集者でありバチカン図書館への寄贈者であるマリオ・マレガについての研究である。これらの意義についてはすでに触れたところであり、活動に関する基礎的研究といえる。また、調査方法についての情報共有は、現物のモノ資料管理と情報資源化に欠かせないことは、すでに指摘してきたとおりであり、調査方法を後世へ伝えることの重要性に鑑みた成果ともいえる。マレガ研究については、同氏の経歴・研究業績などにとどまらず彼の調査活動や資料管理などについても追究した。それぞれ独立した成果であるが、同研究は資料群に関する基礎的研究という性格をあわせ有する。

第2部は、資料群の多数を占めるキリシタン関係文書群に関する研究である。マレガはこの資料を用いて著作『豊後切支丹史料』正・続を刊行し、現在に至るまで豊後地域キリシタン研究の基本的な文献となっている[10]。しかし、マレガがその著作に収集できた数量はわずかであった。マレガ資料群のうち臼杵藩宗門方およびその関係資料数は1万1938レコード（総数の81%）であり、年代は寛永12（1635）年から幕末維新期まで長期に及ぶ。他にこれほどの規模で宗門方関係文書が確認された例はない。幕府は寛文4年（1664）11月、諸大名に宗門方の設置を命じ、この藩宗門方を通じてキリシタンへの統制を強化する。貞享4年（1687）には転びキリシタンとその子孫・類縁者である類族の把握を厳重化し、数代にわたる監視体制を導入した。藩宗門方は幕府宗門方（宗門奉行・切支丹奉行とも）の統括の下にあり、幕府の禁教政策の実行組織としての性格を有したといえる。諸藩の取り組みは、領内でのキリスト教伝播状況や転びキリシタンの存在形態などにより、それぞれ独自性を有したと考えられるが、必ずしもその実態が追究されてきたとはいえない。類族制度における藩宗門方の具体的な役割・機能といった基本的な問題についても制度導入の指摘にとどまり、本格的な研究は極めて限られる状況であった[11]。本書は現地大分に残される

資料群も含め分析を進め、政策導入に至る地域的な動向、制度運用と社会的な問題などさまざまな観点から新たな研究を提起することを試みた。

以上の諸点は、メンバーによる研究会などを通じて確認されてきたことでもある。なお、繰り返し確認したい点は、第1部と第2部とは双方向的な関係にあることである。こうした視角による研究は、今後も重要であり、さらなる研究の展開が期待される。本書はその第一歩ということになる。

ついては、つぎに各論文を紹介するものとする。

第1部　マレガ資料群の情報資源化とマレガ神父研究の大まかな狙いは、前に記した通りである。成果論文は9本となる。

デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ「バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について」は、バチカン図書館にマレガ資料群が収蔵されるに至った経緯を簡潔に示す。従来、資料群そのものが行方不明であったが、資料群の受入れ・移送に関する書簡がプロヴェルビオ氏によって発見され、その経緯が解明された。また、移送した際の荷造りがマレガ自身の資料管理を踏まえていたことも明らかとなった。この発見は、資料群の資源化に関わる重要な手がかりを我々に与えることになった。本論文は2014年11月、臼杵市で開催されたシンポジウムでの同氏の報告とそこで利用されたイタリア語資料を、同氏の許可を得て日本語で紹介するものである。

青木 睦・太田尚宏・大友一雄「マレガ資料群の調査・保存と情報資源化」は、バチカン図書館および日本国内において実行した諸活動を「資料群概要調査と修復活動」「資料のデジタル化と目録作成」「マレガ資料群の資源化とデータベース構築」の3点にまとめて紹介する。資料全点の劣化調査と修復、バチカンによる資料全点のスキャニング、また、現状記録秩序と組織機能秩序の構造化の取組みは、アーカイブズ調査として新しい試みとなっている。

アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン「マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について」は、資料調査・保存修復をバチカン図書館の修復管理担当の立場から論じたものである。欧州の資料保存修復士が多数参加したバチカンでの保存修復ワークッショップでの取組みを通じての成果である[12)]。

大友一雄「バチカン図書館マリオ・マレガ資料群の全体構造」は、1万4600

点余に及ぶ資料群の全体像を資料群の出所・機能を基本に紹介する。臼杵藩宗門方を出所とする資料が8割ほどを占め、他にも出所を異にするさまざまな資料群が存在すること、さらに、マレガ自身の資料（著作・原稿・書簡・メモなど）が存在することを明らかにする。

シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父―マレガ文書群の成立過程とその背景―」は、マレガ来日の歴史的な背景、マレガの大分時代の活動、収集資料群の成立事情などが、マレガがイタリアの親族に宛てた書簡や多くの日伊の文献・資料・聞き取りなどを通じて追究される。同人に関するもっとも基本的な研究成果といえる。

シルヴィオ・ヴィータ「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」は、宣教師マレガのキリシタン研究と日本文化研究の時代的な意味を、バチカンとの繋がり、および彼を取り巻く大分の在野の研究者との関係のなかで多角的に位置づける。とくに1925年のバチカン布教博覧会との関連性が指摘され、マレガの資料収集や日本研究がバチカンの布教活動のなかに捉えられた点が大きな成果といえる。

高見 純「宣教師によるキリシタン統制文書群の収集と整理 ―マレガ目録の分析から―」は、マレガ自身の資料整理にかかわるイタリア語記録の分析から、同氏の整理と管理のあり方を検討のうえ、資料群の構造の歴史的解明に取り組み、同時に現存する資料群の構造理解に大きく寄与する。また、収集資料を通じて布教地研究を実践する宣教師と本国イタリアとの関係性についても言及する。

田中裕介「マリオ・マレガのキリシタン史跡調査 ―1937～38年―」は、マレガが大分宣教時代に行った1937年から1943年のキリシタン関係の現地調査、とくにキリシタン墓に関する調査について、1937年前後の研究状況を踏まえながら考察する。マレガが史跡調査をはじめたきっかけと理由、マレガが捉えたキリシタン墓碑の範囲と自身の研究への影響などについて、地元研究者などとの関係にも留意した成果である。マレガは、イタリア語による詳細な史跡調査ノートを残しており、これらも成果に生かされた。

湯上 良「サレジオ大学図書館所蔵マレガ関連資料に見るマレガによる研究と資料保護」は、ローマのサレジオ大学図書館「マレガ・コレクション」に収

蔵されるマレガ自身の日本関係イタリア語原稿や手紙類を対象として、これらの伝来・構成を分析し、マレガ自身の日本研究の変遷などを明らかにした。また、バチカン図書館所蔵マレガ資料との関係、とくに同資料の送付の時期や動機についても、アーカイブズ資料の保護の観点から論じている。

第2部　豊後キリシタン・類族文書の研究では、マレガ資料および地域に残された資料を用いた豊後国のキリシタン・類族ならびに臼杵藩宗門方役所に関する最新の研究成果となる13本の論文を収録した。

佐藤晃洋「臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制」は、村井早苗氏や豊田寛三氏などの研究を踏まえ、禁教初期における対策が、個人の改宗から「いえ」（家族をはじめ名子・下人等を含む家内）を単位とする統制へ、そして村など行政単位による統制へと推移したこと、また、キリシタン禁制政策としての宗門改の目的が、親族管理から民衆全体の統制政策へと変容することを提起する。

大津祐司「寛永12年の『南蛮誓詞』と臼杵藩のキリシタン禁制」は、臼杵藩宗門方役所に伝えられた寛永12年（1635）の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」（「南蛮誓詞」と呼ばれる）三百数十点に注目し、同年の「きりしたん宗門御改之御帳」との関係、「南蛮誓詞」作成の背景を追究するとともに、同時期の臼杵藩における寺院の動向・状況、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」のその後の活用などについて明らかにする。

大橋幸泰「豊後崩れと類族改制度」は、近世日本の国家と社会が「切支丹」排除のために設定した秩序維持のための制度が宗門改制度と類族改制度であるとし、とくに制度的な検討が不十分な後者について、集団型の露顕（ここでは豊後崩れ）の問題とあわせて取り上げることで、類族改制度を社会的な状況のなかにはじめて位置づける。

三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」は、臼杵市に残された稲葉家文書なども活用しつつ、従来曖昧であった宗門方役所の成立、絵踏・宗門改など主要業務の遂行と意義、類族の監視など役所の主要機能を解明し、通時的なキリシタン統制の実態に迫り、近世社会における統制の意味についても言及する。

太田尚宏「臼杵藩宗門方役所における文書管理の諸相 ―収納袋・端裏書・保存形態に着目して―」は、宗門方役所文書の外形的情報、すなわち文書の端裏書、資料の畳み方や裁断のあり方などにも注目しながら、宗門方役所の文書管理のあり方の一端を明らかにする。文書管理の歴史を分析する際、外形的物的情報が有力な素材となり得ることを実証したものである。

三野行徳「近世武家社会とキリシタン統制 ―臼杵藩家中の類族を考える―」は、武家社会における転びキリシタン・類族の把握と、統制について検討する。17世紀のキリシタン統制の主要な取締対象は武家であるとし、幕府を頂点とする序列整備のなかで、キリシタン統制が武家社会においてどのような意義を有したのか、武家に対する絵踏や類族制度に注目し、武家社会での統制のあり方を提示する。

大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」は、類族改の社会にとっての意味を、非類族に対する扱いを含めて検討し、厳重な管理のもとに置かれた類族を村社会がいかに受け止めたのかという新たな議論を提起し、その理由について推察する。

清水有子「豊後臼杵藩の村社会における女性類族の婚姻状況をめぐって」は、17～18世紀の臼杵藩における女性類族の婚姻状況を明らかにし、類族令の規定が類族の村社会における待遇面にもたらした影響について分析を行い、当初の類族同士の同類婚から非類族との婚姻へと移行したこと、その原因に幕府が享保年間（1716～36）以降に段階的に打ち出した「類族離れ」の影響があることを新たに提起した。

佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」は、豊後国におけるキリスト教布教の拠点であった地域を含む臼杵藩・岡藩と、積極的な布教活動が行われなかった地域の佐伯藩を対象として、貞享４年（1687）に幕府が命じた「類族」制度への対応を比較・検討することを通じて、各藩の「類族」範囲、取組みの特色・差異等から「類族」制度の展開を明らかにした。

櫻井成昭「臼杵藩のキリシタン禁制と寺院」は、初期には宗門改を履行できる独立した寺院が所在しない地域であった大分市丹生地区の原村と久土村を事例に、近世仏教および寺院の制度的特徴である寺檀制が、キリシタン禁制とか

かわって整備された具体的な側面を実証する。寺院の側面からキリシタン統制の具体的な展開について示した成果といえる。

村井早苗「豊後国大野郡野津における寺院と類族」は、臼杵藩領内にあった豊後国大野郡の正光寺と了仁寺の住職の妻が、転びキリシタン本人同然、転びキリシタン本人であったことに注目し、これを手がかりに、野津地域におけるキリシタン布教の展開、取締りなどに深く関与した寺院の教化活動について追究する。地域における近世初期のキリスト教展開の様相と仏教寺院との関わりを、マレガ資料での事例をもとに考察した成果である。

宮間純一「明治初年のキリシタン統制に関する一考察 ―宗門改を中心に―」は、明治新政府発足直後のキリシタン統制を、とくに宗門改の変容に焦点をあてて検討するものである。この時期の国内の宗教統制の実態は、いまだ十分に把握されているとはいいがたい状況にあり、臼杵藩の動向を通じて維新政府の対応のあり方が具体的に示されることになった。

平井義人「臼杵藩におけるキリシタンの数と分布」は、町方・村方から宗門方役所に提出された厖大な「出生届」「死骸改証文」の類族情報をもとに「転びキリシタン」の分布を復元したものである。集約作業にともなう課題なども整理されており、情報価値を高めている。

註

1）『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）、『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）。

2）これらの事項のうち、とくにバチカン図書館が支援を求めたのは目録作成、資料修復であり、これらは2013年2月の同館長から国文学研究資料館長宛の手紙に明記される。プロジェクトは、こうしたバチカン側の希望や資料状態、および全点撮影・公開、資料研究などについての双方の意向を調整して確定したものである。

3）「バチカン・モデル」の創出は、双方の従来からの技術や知恵をすり合わせる場となった。双方にとって得がたい機会となったことはいうまでもない。

4）バチカン図書館が所蔵資料をアーカイブズ学の観点で取り扱うかどうか、当初は危惧されたが、保存修復管理、デジタル画像作成、データベース構築などのスタッフは、いずれもアーカイブズ学を前提として対応していた。海外文書資料調査・目録作成などの共同活動では、資料の性格に左右される点も少なくはないが、その前提となる問題としてアーカイブズ学に関する知識・理解が共通の土台として欠かせないことを再認識させられた。

5）ややもすれば、基本的調査活動を専門分野の諸研究の充実化に利用するという一方通行の議論が広く見られるが、本研究は、各場面が研究対象となっており、研究の取組みは双方向的・

学融合的なものとして存在したことが大きな特徴といえる。

6）拙稿「アーカイブズを理解する ―史料群構造論の展開―」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』下巻、柏書房、2003年）。

7）主な古文書群には臼杵市所蔵臼杵藩関係文書、大分県先哲史料館所蔵池見家文書、大分市立歴史資料館所蔵高橋家文書などがあり、これらの一部については各機関の計らいによりマリオ・マレガ資料データベースに関連付けて公開させていただいた。

8）なお、学術的な場面に限らずバチカン側とのコミュニケーションの場において、イタリア語に精通した方々の支援が欠かせなかった。多くの方々の助力があったことを明記しておきたい。

9）「キリシタンの跡をたどる ―バチカン図書館所蔵マレガ収集文書の発見と国際交流―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、「マレガ文書の魅力を探る ―マレガ神父・キリシタン統制・村社会―」（『同上』第14号、2018年）参照。なお、両紀要に掲載された特集論文の大半は、その後の研究の進展を踏まえ、調整のうえ本書に収めた。その他の研究成果については、「マリオ・マレガ資料データベース」のトップページにあるプロジェクトの記事を参照されたい。

10）村井早苗氏が豊後キリシタン禁制の確立過程を追究した『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）、同『キリシタン禁制と民衆の宗教』（山川出版社、2002年）などでも重要な史料となっている。

11）藩関係では豊田寛三「豊後国におけるキリシタン類族と村落」（後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年）、安澤秀一「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」（『史料館研究紀要』12号、1980年）、溝渕利博「讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究 ―讃岐高松藩のキリシタン禁制と『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格―」（『研究紀要』56・57合併号、高松大学、2012年）があり、大坂町奉行支配下では藤原有和「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究」（1・2）（『関西大学人権問題研究室紀要』49・50巻、2004・2005年）、小野田一幸「天王寺村における転びキリシタンと類族の動向」（『部落解放研究』191号、2011年）などが見られる。

12）本論文は、青木睦・アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン編『Preservation and Conservation of Japanese archival document』（バチカン図書館出版部、2019年）に収録されたガイタン氏の英語論文を翻訳・調整のうえ転載した。

第1部

マレガ資料群の情報資源化とマレガ神父研究

バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について

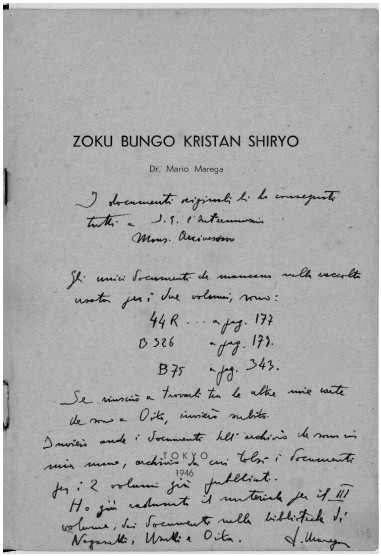
デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ
（訳：原田亜希子・渡辺千鶴）

サレジオ会宣教師マリオ・マレガ（Mario Marega, 1902–78）が日本滞在中に収集し、第二次世界大戦後にローマに送った文書群は、17～19世紀のキリシタン関係文書が大半であり、その数量は1万4600点余に及ぶ。

大名稲葉家の居城（臼杵城）に保存されていた一群の史料について、簡略ながらも最初に紹介したのは、この史料を収集し、「マレガ・コレクション」と命名したゴリツィア（イタリア）出身のサレジオ会士マレガ神父自身だった。マレガ神父は、1939（昭和14）年、創刊されて間もない『Monumenta Nipponica』という上智大学の雑誌に短い記事を発表し、それらの史料のいくつかの特徴を紹介した[1)]。また、コレクションのなかの3点の史料については解読を行い、その内容を詳細に検討している[2)]。

同じく1939年、彼は1927年末以来、ラテラノ宮殿に置かれた布教・民族博物館（Museo Missionario Etnologico）の学術機関紙『ラテラノ宮殿年報』（Annali Lateranensi）3号に掲載された論文において、8点の史料を解読し、その内容と歴史を紹介している[3)]。論文には史料が白黒写真で掲載されており、史料の現物は、マレガ神父によって1938年にローマに届けられていた。輸送の仲介をなしたのは、当時宮崎の使徒座知牧（Prefetto Apostolico）を務めていたヴィンチェンツォ・チマッティ（Vincenzo Cimatti, 1879–1965）である（1938年マレガがチマッティに宛てた手紙は後掲史料1）[4)]。また、それらの史料の送付先は、マレガ神父本人の述べたところによれば、布教・民族博物館だった[5)]。

さて、上述の8点の史料以外の、現在、発見されている史料群に関する最初の情報は、史料群のなかから発見された『続豊後切支丹史料』(1946年東京にて出版）の裏表紙のマレガ神父自身によるメモ書きである。そこには「オリジ


ZOKU BUNGO KRISTAN SHIRYO

Dr. Mario Marega

写真1　マレガ神父によるメモ

ナルの資料はすべて教皇公使大司教閣下（S. E. l'Internunzio Mons. Arcivescovo）にお渡ししました[6]」とある（写真1、日本語翻訳は後掲史料2を参照）。

1949年3月22日から教皇代理使節（福音宣教省の職員）を務め、1952年4月28日に教皇公使に任命されたのはマクシミリアン・ド・フルステンベルグ（Maximilien de Furstenberg, 1904–88）という人物であったが[7]、1953年8月14日、この人物の命を受けた教皇公使秘書ジェームズ・R・ノックス（James R. Knox）は、東京にてある報告をしたためた。そしてその報告の宛先は、未来の教皇パウルス6世、当時国務長官代理を務めていたジョヴァンニ・バッティスタ・モンティーニ（Giovanni Battista Montini）である。そこには以下のように書かれていた。

> 親愛なる閣下。サレジオ会の宣教師であるマレガ神父は、日本の初期キリスト教徒の迫害に関する公文書を収集し、そのすべてをバチカン図書館に寄贈すべく、教皇台下に謹呈することを望んでいます。東京在住のイタリア大使の温かいご助力により[8]、教皇公使は、ジェノヴァ－横浜間に新たに開通した航路の最初の船舶に載せて、上掲の文書とその他何冊かの書籍を輸送することができました。閣下に宛てられたのは、2つの大きな箱と1つの中くらいの箱です。
>
> 1）簡単な作りの長持には、すでに目録作成の済んだ文書が入っています。目録番号は専用のノートに記載されています。
>
> 2）ブリキが内に張られた長持には、まだ目録作成の済んでいない文書が入っています。ただし、すべての文書は紙製の袋のなかに収納されており、それぞれの袋には中身が記載されています。出生記録やそれに

類した記録（死亡記録を含む）などがありますが、それらは、キリスト教徒の子孫のみでなく、臼杵のすべての住民に関する史料です。さらに戦前に写された大分（府内）の古地図も入っています。

3）中くらいの箱のなかには、ブリキの小箱が2つ収められており、それぞれにマレガ神父の著作に使用された史料が含まれています。また、報告書665番に示された書籍、すなわちジョセフ・シブタニ（Joseph Shibutani）神父が準備した日本語資料「Introductio in Sanctam Scripturam」および「Archaeologia Biblica」も同封されています[9]（翻訳全文は後掲史料3を参照）。

1953年12月18日、モンティーニ猊下は、当時バチカン図書館館長であったベネディクト会士アンセルモ・M・アルバレーダ（Anselmo M. Albereda）に送った手紙につぎのようにしたためている。「東京の教皇公使から送付され、館長殿宛に届いた3つの箱は、それぞれ気を付けて保存しておきます」（翻訳全文は後掲史料4を参照）。

12月23日、アルバレーダは返信する。そこで、件の3つの箱がバチカン図書館に無事届けられたことを伝え、また「バチカン図書館の蔵書に資料と図書を加えるための、しかるべき手続きを行った」と述べている（翻訳全文は後掲史料5を参照）。

以上の史料群に関連して、1954年4月3日および5日、教皇公使マクシミリアン・ド・フルステンベルグはアルバレーダに手紙を書き送っている。そこには、『続豊後切支丹史料』第1巻に加え[10]、マレガ神父が教皇公使に送付した手紙の抜粋が添付されていた。抜粋はつぎのようなものである。「イタリアに送付された史料を印刷した日本語版書籍の第1巻についてですが、これを貴殿にお送りすることを東京にて約束しました。この書籍には、使用された史料一つ一つの目録番号が振られています。また、これとは別にお送りする書籍のなかには、各ページに使用された史料の目録番号を手書きで添えました。こうすることで、ローマにて原文書の閲覧を望む者が、それぞれの文書が印刷されている箇所を特定することができるようになるでしょう。私は、すでにこの書籍のイタリア語版も用意しているのですが、これを『ラテラノ年報』に送付して出

版してもらうか、直接バチカン図書館にお送りするか、決めかねています」（翻訳全文は後掲史料6-1、6-2を参照）。

館長アルバレーダは5月15日に返信し、彼の心遣いと熱心な働きぶりについて感謝の意を伝えている。ところが、マレガ神父の質問に対しては困惑した様子がうかがえる。というのも、アルバレーダ氏が述べるには、「今のところ、その書籍の出版に関するいかなる情報も私には届いておりません」（翻訳全文は後掲史料7を参照）というのである。

こうしたやりとりの最後に、フルステンベルグは、1957年12月6日付の手紙（後掲史料8）と『島原の乱』（1637年）という題名の著書を、アルバレーダに送っており、アルバレーダは、1958年1月31日、フルステンベルグに返信し（当該通信文書の翻訳全文は後掲史料9を参照）、同時にマレガ神父にも謝状を送っている（当該通信文書の翻訳全文は後掲史料8を参照）。フルステンベルグ曰く、『島原の乱』は「ここで語られる出来事に参加した1人の武士によって語られ」たものである（翻訳全文は後掲史料10を参照）。この書物はその後、当時バチカン図書館の司書を務めていたドミニコ会士マリー＝イヤサント・ローラン（Marie-Hyacinthe Laurent, 1906-68）の手で、バチカン図書館の蔵書に加えられることになる（資料番号Vat. estr. or. 57）。そのことを示すのは、ローランの手によって書簡の余白に書き添えられたメモである。そこには、1958年6月18日と日付が振られている（後掲史料8）。

マレガ神父によって収集された史料の膨大なコレクションは、整理を待っている間、一時的に保留されていた。ところが数年後、その保留状態はより安定したものとなって膠着してしまい、コレクションは1964年12月まで図書館のなかで眠っていた[11]。1965年に整理されていない史料の調査が行われ、上述のローランがいわゆるケースAを作成した。それ以降、マレガ神父の史料はそっくりそのままの配置を保って忘れ去られてしまったのである。そして、47年の歳月を経た2011（平成23）年3月、マレガ文書はついに甦ることになった（21袋への収納はそのときになされた）。

註

1）M. Marega, E-fumi, «Monumenta Nipponica», 1939, Vol.2 No.1, pp. 281–287.

2）マレガが紹介した史料に記される番号は、No. 99–T（写真つき）、320（写真つき）、105–T である。

3）M. Marega, Memorie cristiane della regione di Oita, «Annali Lateranensi», 3, 1939, pp. 9–59、史料No. 288A。299、302、303、304、309、32–T。

4）マレガ資料 A26.1.1, マレガ神父から、教皇との謁見のためにローマに滞在していたチマッティに宛てられたと考えられる手紙。関連史料に添えられて伝えられた。後掲史料 1 を参照。また、バチカンによって作成された関連のメモ書も見られる（マレガ資料 A26.1.0）。

5）M. Marega, Memorie cristiane, cit., p. 21: Id., *Documenti sulla storia della chiesa in Giappone. Gli editti di persecuzione del 1619. Testi e note critiche*, «Annali Lateranensi», 14, 1950, pp. 9–50. このなかで、もうひとつの史料No. 324（地元のキリスト教徒迫害の布告、1613年）を布教・民族美術館に寄贈したことを明示している（p.17）。同様のメモはマレガ文書のなかのとくに史料A9.2.18.1, A9.2.19.1にも見られる。

6）マレガ資料 A1.2。

7）1933年9月15日に教皇庁代理に任命されたパオロ・マレッラ（Paolo Marella）の後任として。

8）当時任命されたばかりであったブラスコ・ランツァ・ダイエタ（Blasco Lanza D'Ajeta, 1907–1969）。

9）1951年と1852年、長崎にて。それぞれR. G. Bibbia. V.1254, 1255の整理番号にて受け入れられた。

10）1954年5月18日にRiserva. III. 74の分類番号にて受け入れられる。表紙にはマレガ神父の自筆のメモで「オリジナル史料はローマにある」と記されている。

11）Cp. P. Vian, *"Il Dipartimento dei Manoscritti"*, in, pp. 383–387.

付　録

史料1　マレガ資料 A26.1.1

親愛なる閣下

絵はがきをありがとうございます。こちらはすべて順調ですが、とても暑く、6月の終わりまで雨が続いていました。数日前に体調を崩した修道女が1人、見習い1人とともにイタリアへ戻りました。私は、彼らに10通ほどの文書の入った箱を預けました。そのうちの何通かは良い状態ですが、他の大部分はかびが生えていて、開くことができません。これらはとても古い文書の一部で、ラテラノ博物館で落ち着いて開封する時間があるでしょう。他の文書は解読し次

第お送りします。

お送りした文書のリストをここに示します。

29番の文書は絵踏を行ったことを保証する僧侶の文書で、1852年のものです。

49番、同上、1811年。

56番、同上、1838年。

66番から83番は臼杵にあるさまざまな寺の連続した手紙で、絵踏をしたことが書かれている、1844年のものです。66番から83番のこれらの手紙はつながっていて、完成した一つのシリーズとなっています。

上に示した手紙の内容ですが、キリスト教の監視に関する内部報告です。「もし私の寺の信者たちのなかに、キリスト教徒であることが疑われる者がいれば、すぐ城に知らせます。もし私の同意があって隠れている者がいれば、その責任は私にあります。その（村の人口の調査の）ときに、私は絵踏をさせましたが、例外はおらず、報告すべきことはありません」。署名、日付、その手紙の宛先である役人の名前が記されています。封筒には、寺の名前が記されています。ときどき書かれている「カミ」とは当局のことです。

313、314、315番の文書は、民衆よりも上の階級に属していると考えられている侍の手紙であり、彼らは家で絵踏を行い、その通知を城に送ったのです。

この3通の文書の内容ですが、キリスト教の調査の報告書です。「キリスト教に関する法を守るために、家族の皆、男性、女性、奉公人、家臣全員に十字架を踏ませました。報告すべきことは何もありません」。それに続いて、日付、家長と、彼から給料を受け取っているすべての侍の署名、そして宛先である役人の名前が記されています。

317番は前述の名簿です。宗門改、すなわち絵踏のあと、モイ村（森村か）の全家長の印が押された1837年の名簿です。

ここまでに挙げた文書は、良い状態のものを選びました。その他の文書はすべて開くことができないほど悪い状態で、キリスト教徒の死とその子孫に関するものです。ローマで落ち着いて調べれば重要なものがあるかもしれず（後欠）。

史料2　マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）裏

表紙メモ（バチカン図書館所蔵）

オリジナルの資料はすべて教皇公使大司教閣下にお渡ししました。

第2巻のためにまだ集めきれていないものは、以下の資料のみです。

44R … 177ページ目

B326 … 179ページ目

B75 … 343ページ目

もし大分にある私の他の書類のなかに、これらの史料を見つけることができれば、すぐにお送りいたします。また、すでに出版された2冊に収録した、地元の資料館の史料をお送りします。第3巻の材料はすでに集めており、それらは長崎、臼杵、大分の図書館にある史料です。

マレガ神父

史料3　Biblioteca Apostolica Vaticana（以下BAV）, Internuntiatura Apostolica, N. 666, Tokyo 14 agosto 1953.

親愛なる閣下

サレジオ会の宣教師であるマレガ神父は、日本の初期キリスト教の迫害に関する公文書を収集し、そのすべてをバチカン図書館に寄贈すべく、教皇台下に謹呈することを望んでいます。東京在住のイタリア大使の温かいご助力により、教皇公使は、ジェノヴァ－横浜間に新たに開通した航路の最初の船舶に載せて、上掲の文書とその他何冊かの書籍を輸送することができました。閣下に宛てられたのは、2つの大きな箱と1つの中くらいの箱です。

1）簡単な作りの長持には、すでに目録作成の済んだ文書が入っています。目録番号は専用のノートに記載されています。

2）ブリキが内に張られた長持には、まだ目録作成の済んでいない文書が入っています。ただし、すべての文書は紙製の袋のなかに収納されており、それぞれの袋には中身が記載されています。出生記録やそれに類した記録（死亡記録含む）などがありますが、それらは、キリスト教徒の子孫のみでなく、臼杵のすべての住民に関する史料です。さらに戦前に写された大分（府内）の古地図も入っています。

3）中くらいの箱のなかには、ブリキの小箱が2つ収められており、それぞれにマレガ神父の著作に使用された史料が含まれています。また、報告書665番に示された書籍、すなわちジョセフ・シブタニJoseph Shibutani神父が準備した日本語資料Introductio in Sanctam Scripturamおよび Archaeologia Biblicaも同封されています。

敬意を込めて

教皇公使秘書官　J.R.ノックス

史料4　BAV, Segreteria di Stato di Sua Santità, No. 306945, Dal Vaticano, il 18 Dicembre. 1953.

親愛なる館長殿

東京の教皇公使から送付され、館長殿宛に届いた3つの箱は、それぞれ気を付けて保存しておきます。

ご参考までに、前述の公使の同文書に関する報告書2通のコピーを同封いたします。

同時に、教皇猊下に宛てた届け物が正しく猊下のもとに送られたことを保証します。

敬意とともに。

ジョヴァンニ・バッティスタ・モンティーニ

史料5　BAV, Pro-Segretario di Stato di Sua Santità, Vaticano, 1016/P. 23 dicembre 1945※.

親愛なる国務長官殿

18日の閣下の手紙N. 306945への返信として、東京の教皇公使閣下より、資料の入った3つの箱がバチカン図書館に届いたということをお伝えいたします。

同時に、バチカン図書館の蔵書に資料と図書を加えるための、しかるべき手続きを行ったことを閣下にお伝えします。

深い敬意とともに。

※（翻訳者注記）

上記翻訳文の「1945」は、1953年の誤記とみられる。

史料6-1 BAV, Internuntiatura Apostolica, Prot. No. 431/54, Tokyo 3 aprile 1954.

親愛なる館長殿

No. 666/53、1953年8月14日付の手紙とともに、バチカンの事務局に日本の初期のキリスト教徒の迫害に関する収集文書を、バチカン図書館へ送付したことをお知らせしました。この史料はサレジオ会のマリオ・マレガ神父が教皇猊下に献じたかったものです。事務局からは、1953年12月18日付のモンティーニ閣下からの手紙があり、バチカンに3つの史料の箱が到着したことを知らせてくれました（報告書No. 306945）。

同様の事柄に関して、謹んで館長殿にお知らせしますことには、もう1通の手紙に同封して、前述の史料の日本語版第1巻を、以下に示す、マレガ神父が史料について説明した手紙からの抜粋とともに、館長殿に送りました。

「イタリアに送付された史料を印刷した日本語版書籍の第1巻※についてですが、これを貴殿にお送りすることを東京にて約束しました。この書籍には、使用された史料一つ一つの目録番号が振られています。また、これとは別にお送りする書籍のなかには、各ページに使用された史料の目録番号を手書きで添えました。こうすることで、ローマにて原文書の閲覧を望む者が、それぞれの文書が印刷されている箇所を特定することができるようになるでしょう。私は、すでにこの書籍のイタリア語版も用意しているのですが、これを『ラテラノ年報』に送付して出版してもらうか、直接バチカン図書館にお送りするか、決めかねています」

敬意をもちまして、上述のことをご報告いたします。

M・ド・フルステンベルグ

※（翻訳者注記）

上記翻訳文の「日本語版書籍の第1巻」は『続豊後切支丹史料』を指す。

史料6-2　BAV, Internuntiatura Apostolica, Prot. No. 433/54, Tokyo 5 aprile 1954.

親愛なる館長殿

No. 431/54, 4月3日付の手紙に関連して、昨年バチカンに送付された史料に関するマリオ・マレガ神父の書籍を、謹んで送付いたします。

敬意をもちましてご報告いたします。

M・ド・フルステンベルグ

史料7　BAV, Internuntiatura Apostolica, 366/P., Vaticano, 15 maggio 1954.

親愛なる公使閣下

あらためまして、閣下がご配慮と迅速をもって、N. 433/54の手紙とともにマレガ神父の書籍をお送り下さったことに感謝いたします。この本は、日本における初期のキリスト教徒の迫害に関する収集史料を参照するさいに、たいへん有用です。

同様のマレガ神父の質問に対して、私は頭を悩ませているところです。すなわち、「この第1巻に関して、イタリア語版はすでに用意していますが、発表されるように『Annali Lateranensi』に送るべきか、あるいはバチカンに直接送るべきか、どちらに送付するのが良いのかわかりません」。たしかに今のところ、その書籍の出版に関するいかなる情報も私には届いておりません。

重ねて閣下に感謝と敬意を捧げます。

公使フルステンベルグ閣下（宛）

史料8　BAV, Internuntiatura Apostolica, 1366/57, Tokyo 6 dicembre 1957.

親愛なる館長殿

「島原の乱」（1637年）を1冊、ここに同封し、謹んで送付いたします。このタイトルは、ここで語られる出来事に参加した1人の武士によって語られ、まるでその時代にさかのぼったかのようです。この史料を発見した、貴方もよくご存じのサレジオ会のマレガ神父は、この史料をバチカン図書館に寄贈したいと願っています。

寄贈者（マレガ神父）に対する深い感謝の言葉を書き加えさせて頂ければ幸いです。

館長殿への感謝の気持ちを捧げつつ、献身的で深い敬意とともに。

M・ド・フルステンベルグ

（後筆）「バチカン図書館受け入れ

番号　バチカン極東.57

（署名：マリー＝イヤサント・ローラン）

1958年6月18日　　」

史料9　BAV, Internuntiatura Apostolica, 102/P., Vaticano, 31 gennaio 1958.

親愛なる公使殿

マレガ神父が発見し、このバチカン図書館に寄贈して下さった17世紀日本の重要な手書き史料を、私にお送り下さったことに関して、深く感謝いたします。

マレガ神父の住所を存じませんので、マレガ神父へ感謝と彼の仕事への祝福をおおくりするための手紙を、この手紙に同封することをお許し下さい。

深い感謝とともに。

公使フルステンベルグ閣下（宛）

史料10　BAV, Internuntiatura Apostolica, 101/P., Vaticano, 31 gennaio 1958.

親愛なる神父様

東京の教皇公使フルステンベルグ閣下が、貴方が発見し、ご厚意と共にバチカン図書館に寄贈して下さった17世紀日本の手書き史料「島原の乱[※]」を、送って下さいました。

我々の極東の蒐集文書を豊かにし、貴方の教皇庁に対する深い愛情の証となる、貴方からの重要な寄贈品に感謝いたします。

心からの感謝の言葉と共に、深い敬意をお送りします。

アンセルモ・M・アルバレーダより

※（翻訳者注記）

上記「島原の乱」は、マレガ資料中に現存する。資料名は「嶋原実録巻之上写」（A23.9）。なおバチカン図書館登録番号はVat.estr.or.57。

（付記）

付録史料の翻訳は、国文学研究資料館リサーチアシスタント渡辺千鶴が担当した。

マレガ資料群の調査・保存と情報資源化

青木 睦　太田尚宏　大友一雄

はじめに

バチカン図書館は古今東西さまざまな歴史文化にかかわる資料を所蔵してきた。今回、17～20世紀の日本収集資料を対象に、概要調査・保存・デジタル化・インターネット公開を目的として、バチカンにおいて協働し、そこから新たなイノベーションと創発に至ることとなったことに深い感慨を覚える。

日本とバチカン図書館をはじめ、さまざまな分野の研究者がマレガ・プロジェクトのもとで「協働」し、日本の事情を踏まえながらも、諸条件のなかでさまざまな工夫を重ね、バチカン図書館での厖大な日本資料に対する調査協働の発展型である「バチカン・モデル」ともいうべきスタイルを創り出した。

まず、この「バチカン・モデル」の調査協働の特徴を、以下に指摘しておきたい。

①概要調査における物理的階層構造の画像での記録と、その構造を分析的にデータとして記述して情報化し、インターネット環境において日英記述で公開することを展望した。

②デジタル化という側面が、マレガ資料の保存・活用環境に適応した修復方法を選択・考案させ、バチカン図書館と日本のそれぞれの能力や発想を組み合わせて、創造的な成果をワークショップに結び付けた。すなわち、日本側から日本紙資料の保存修復技術を学んだバチカン図書館修復スタッフが、同図書館での具体的な実践を基礎にして、アーカイブズの管理方法や修復技術について欧州の多くの保存専門職に対して講習を行うに至った。このことは、欧州に日本紙資料・アーカイブズの保存修復技術を取得した

人材資源を配置し、バチカン図書館に日本紙資料の保存修復技術継承拠点を築いたことを意味する。

③在外資料調査という限られた時間と人員のなかで効率的工程管理が求められたことから、各種データの段階的記述に関して、「バチカンで行うべきもの」と「日本で行うべきもの」を明確に区分した。アイテム・レベルの目録記述は、デジタル画像をもとに日本において実施し、アイテム情報をはじめとする各工程の情報を「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料データベース」に搭載した。

④データベースのグローバル環境への対応として、アーカイブズ記述でのサブ・フォンド、シリーズ、ファイル、アイテムなどに相当する階層構造全体を日英表記し、利用者が日本語・英語で資料群全体の階層構造を理解できるように配慮した。さらに、資料群全体の階層構造の表示においては、組織機能レベル階層（マレガ史料群階層/Marega Function levels）とともに物理的現秩序を示す階層構造（マレガ調査階層/Marega Survey levels）の表示を実現した。

⑤マレガ資料に関する調査・研究の過程で、日本語ならびに英語によるさまざまな成果物の刊行が行われた[1)]。

このような「バチカン・モデル」が、いかに構想され、どのようなかたちで実践されたかについて、以下、順を追って述べていくことにしたい。

1. 資料群概要調査と修復活動

(1) マレガ資料群の調査・保存と情報資源化の流れ ―プロジェクト・メンバーの役割と紹介―

2012（平成24）年、大分県立先哲史料館および国文学研究資料館がマレガ資料を現地で確認し[2)]、協議のうえ、2013年11月にバチカン図書館と人間文化研究機構とが調査協力についての協定を締結した。同機構は、これを日本関連在外資料調査研究事業のなかに位置付け、共同研究「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の保存・公開に関する調査・研究」（代表：大友一雄[3)]）を発

足させ、バチカン図書館と日本側関係機関、そして内外の研究者による「マレガ・プロジェクト」が開始された。日本側の機関では、人間文化研究機構国文学研究資料館が代表機関を務め、同国立歴史民俗博物館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、大分県臼杵市が参加した。

プロジェクトで進める調査内容ごとにバチカンと日本に分けて示すならばつぎの通りである。

〔バチカン〕

①予備調査、②概要調査（㋐全体撮影・解体・現状記録・番号付与、㋑概要目録の記述）、③保存管理・修復方針の選択と決定・実践、④日本紙資料の修復技術のスキル共有化、⑤デジタル化のための事前作業・目録精査、⑥デジタル化のための修復処置・修復記録データベース化、⑦デジタル化、⑧資料の収蔵配架と保存管理

〔日本〕

⑨詳細目録（内容）記述、⑩データベースの構築と公開

(2) 予備調査の状況

マレガ資料群の資源化活動における予備調査は、2013（平成25）年3月に実施した。この調査は、本調査への展開の是非を判断するために、資料の状態・規模確認、バチカン図書館側の意向確認、日本側の計画提案をそもそもの目的とした。資料確認や計画協議を経て大枠での合意となり、同年11月に協定が締結されることになった。なお、この段階の対象資料はバチカン図書館で発見された資料群（Al～A21）であり、図書館内外で後日発見されたマレガ資料（A22～A26）は含まれていなかった。

さて、資料確認のもっとも大きな目的は、マレガ資料群（Al～A21）の全容を確認しつつ、資料総数を推定すること、これを踏まえて最終目的である目録記述・インターネット公開のため、プロジェクト期間中の活動を見積もることにある。年次ごとに段階的に作業を進めるにあたり、労力・資金・施設利用など総合的に判断して工程を推定することが求められる。ここで採用したロードマップは、研究活動なども含めた協働的な取組みの海外調査・研究のモデルの

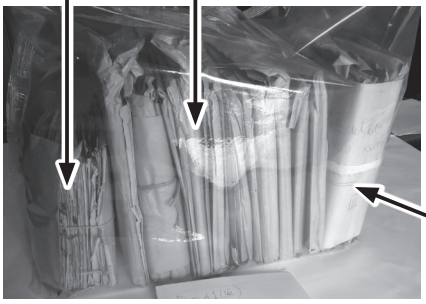
一つとなることを目指した。

よって、総数確認ではできる限り正確に予測することが必要であったが、作業では、21袋の配列に配慮しながら、殺虫処理のために窒素封入の無酸素システムによる特殊なプラスチック製の袋に入れられている状態のままで対処した。この段階での全量予測は、1万点以上であった（最終総数は約1万4600点）。

予備調査での状態調査後に行った保存提案（日本に戻り画像で算出した）と実際の保存管理の状況はつぎのようであった。

たとえばA1の場合（図1）、右端の1番目の茶色クラフト紙の巻包の中に約15袋あり、それぞれの袋内に約25点が納められていると仮定して、約375点と算出した。その後、2番目・3番目の塊についても仮定算出して、A1の予想点数を1100点とした（実件数627、データ数629）。また、これらを保護するのに必要な包材は、A4サイズの角形2号が50枚、中性紙（ピュアガード）1200枚と推計した。

A3は洋服店の箱（写真1）であったが、1列に50通、5cm箱高に15列あると想定し、予想点数を750点とした（実件数823、データ数840）。包材は、長封筒1000枚とした。



A1	想定数	総定数	増減	予想数	予想の袋内点数	予想点数
1番目巻包	1巻包	12袋	3袋増	15袋	25点	375点
2番目まとまり		21袋	4袋増	25袋	25点	625点
3番目まとまり	1巻包			1	100点	100点
合　計						1100

包材の種類	総定数	増減	予想数
角形2号 240×332mm 目安：A4サイズ	40	10	50
ピュアガード45 A3 420×237mm 目安：A3サイズ	1100	100	1200

図1　予備調査によるA1の予想点数と包材

この時点で、日本におけるさまざまなアーカイバルな保存容器・封筒類をバチカンへ持参して、どのように収納・配架しているかについてバチカン図書館に紹介した。つぎの調査において、収納する容器について協議するための情報提供であった。



写真1　箱A3の収納状況

なお、初期の段階では、資料のまとまりがどのような整理・管理の秩序を反映したものであるかは不明であった。しかし、覗き見えるマレガ資料と臼杵藩政期の袋のまとまりには、明らかに意図的な整理・管理の痕跡が認められ、極力現状を尊重する調査の必要性を痛感するところであった。

上記のような予備調査を経て、おおむね図2に示したような作業の流れを決定した。

まず、バチカンにおける概要調査は、全体撮影（A1・A2といったまとまり単

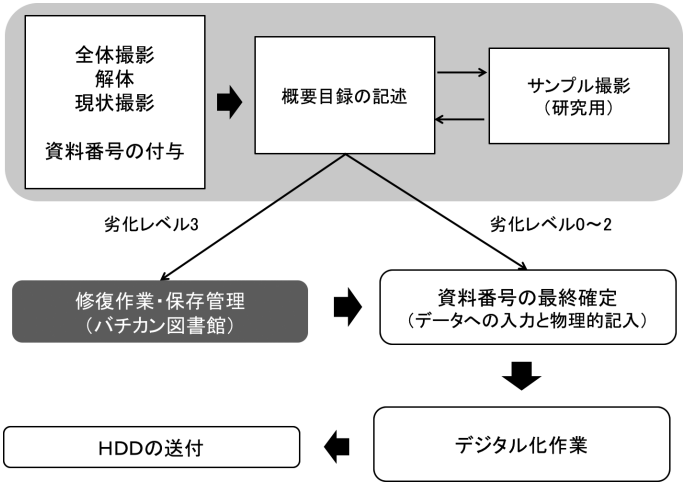


図2　概要調査・保存修復・デジタル化の流れ

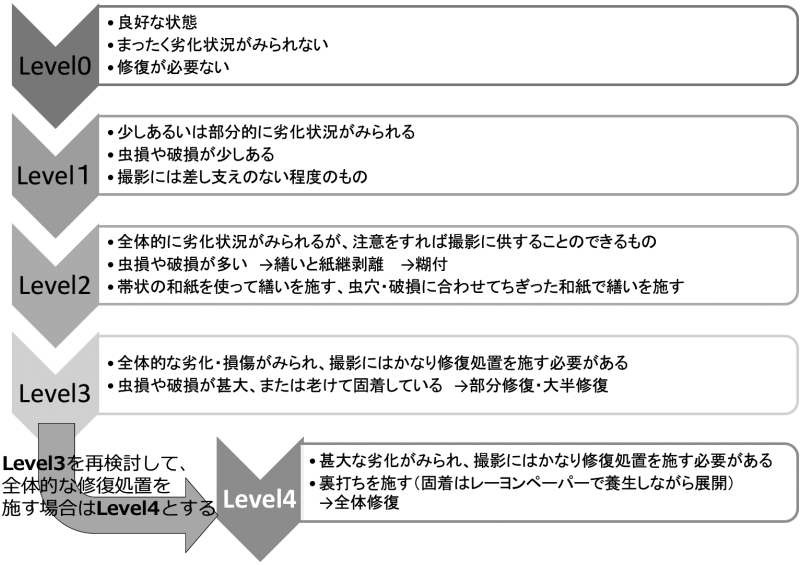


図3　劣化レベルの判定基準

位の撮影）→解体→現状撮影（サブ・ファイル、アイテム単位の撮影）→番号付与の順に進める。これは過去の管理状況を画像として記録するとともに、アイテム・レベルまでの資料特定を実現することにある。

続いて、概要目録の記述を行う。この詳細については、本稿の第2節で詳述している。

概要目録記述と並行して行うべき重要な作業は、劣化レベルの決定である（図3）。今回の調査では、デジタル化に先だって、劣化が著しいものについては必要最小限の修復を行うことにした。概要目録を記述するさいには、折り畳まれている資料を開き法量の計測なども行われる。いわば資料の劣化状態を観察するには絶好の機会となるわけである。このとき、目録記述者はあらかじめ定めておいた基準にしたがって劣化レベルを判断・記録する。バチカン図書館では、この劣化レベルの記録にしたがって、修復が必要な資料を実見し、修復ラボでの作業に回すか否かを判断する。

修復作業を必要としない資料については、資料番号の最終チェック・確定の

作業を経てデジタル化作業へと回される。バチカン図書館では、資料そのものへ資料番号を直接記入するが、その作業はこの時点において実施される[4)]。一方、修復された資料についても資料番号の最終チェックを実施し、2点の文書が固着していた場合など、番号の追加・修正が必要なものに関しては、この時点で補正が実施される。こうして最終的に資料番号が確定した後にデジタル撮影され、画像データのハードディスクが日本へ送付されるのである。

(3) 概要調査 ―全体撮影・解体・現状撮影・番号付与―

概要調査は、恒久的な保存活用体制の整備を目的とし、第一段階の初期的調査として物理的な整理を施すものである。今回のマレガ資料の調査にあたっては、保存・修復の４つの原則、すなわち、①原形保存の原則、②安全性の原則、③可逆性の原則、④記録の原則、を徹底して適用する方針をとった。

マレガ資料には、袋や包紙・紙縒などで一括して保存されてきた姿をよく残しているものがある。このような一括資料の保存にあたっては、これまでの形態を尊重して残さなければならない。しかし、袋類の損傷が甚だしく、利用による劣化が予想される場合には、原形保存の原則を適用しにくいことがある。そのさいにも、撮影記録をもとに旧来の状態に戻せる可逆性を備え、常に原則にしたがう努力を怠ってはならない。

このため、今回の調査では、徹底した全体撮影・現状撮影と個別撮影を行った。これらの撮影記録は、マレガ資料を今後永年にわたって保存していくバチカン図書館において、マレガ資料に対して施した保存・修復方法や技術が誤っていないかを見直す必要が生じたときにたいへん有用な拠りどころとなり得る。「誰もが自由に」「科学的に」「永続的に」資料の情報価値を活用できるようにすること、そして、モノとしての物理的原形（紙のセルロースの組成・特性など）と歴史的原形（材質・折り方など）を保持し，さらに永続的・耐久的な保存と利用を保証すること、これらは資料の保存修復に携わる者の目標であるとともに、責務であるといえよう。

なお、概要調査では、国文学研究資料館史料館・同アーカイブズ研究系などの教職員が実施してきた長年の蓄積を踏まえて行うこととした。とくに、松江

藩郡奉行所文書調査（1991～99年）における現状記録写真の手法に倣った[5]。

概要調査で必要な用具類は、事前に日本国内で調達し、バチカン図書館には調査空間と設備の借用をお願いした。バチカン図書館の修復者とともにラボで調査ができたことは、打ち合わせや調整をたいへん効率的に進めることができただけでなく、互いの所作を見ながら身近に触れ合えることで、信頼感をより深く醸成することにつながった。

特殊な用具として、和紙の大美濃判（A3判超）より大きなものを撮影するホワイトボートを持参し、番号札をマグネットで作製したうえ、現状撮影画像にスケール・カラーチャートを写し込めるように配置した。ホワイトボードは、極小マグネットで紙をとどめるのに重宝した。紙の密着を剝離する竹べら・塵払いの刷毛なども準備した。なお、簡単な剝離止めの筆は用いたが、糊はバチカン図書館製のものを用いた。形状を変えたり付加や負荷となる処置は一切行わず、外形の変更だけの措置にとどめることとした。

概要調査は2つの段階に分割し、全体撮影は単一で行って、番号付与（識別番号化）の統一化につとめ、現状記録時の番号付与は数名で行えるようにして、時間の効率化を図



1）袋を開封して資料を取り出す

2）新聞紙などでの一括状態は温存されている（布紐はバチカン図書館による措置）

3）一番上にあるカードのまとまり（4枚）を「A13.1」とする

4）1枚ずつ取り出し、上から「A13.1.1」 …「A13.1.4」とする

5）新聞紙で一括されたままとまりをそれぞれ「A13.2」「A13.3」「A13.4」とする

6）解体するごとに順次、枝番号を付与していく

図4　解体とファイル段階の番号付与

った。それぞれの手順は、以下のようになる。

ア）全体撮影

封入1袋（BAG A1などのオリジナル・オーダー、マレガ・オーダーの反映物）レベルの全容の撮影・番号付与→解体→下層にあたるファイルの撮影・番号付与とまとまりに付随する媒体（カード・新聞・袋・封筒など）の撮影・番号付与（図4）。

イ）現状撮影

下層のサブ・ファイルのまとまり（紙縒括り・束・袋・封筒など）の状態の撮影→解体→まとまりを括る媒体（紙縒・紐など）の撮影・番号付与→まとまりに付随する媒体（カード・新聞・袋・封筒など）の撮影・番号付与→最下層レベ



図5　サブ・ファイルおよびアイテムの番号付与

ルのアイテム（単体）の撮影・番号付与（図5）。

筆者をはじめとする特定の者が全体撮影を行うことに限定したのは、バチカン図書館とともに資料の保存措置・修復処置に関する計画を策定するため、まず資料の劣化傾向を群としてとらえ、予備調査・概要調査時に状態の観察をあわせて行う役割を担うためである。いきなりすべて個々に診断していたのでは、時間だけを消耗する。そこで、まとまりごとに調査をして画像を撮り、そのデータをもとに数量や劣化状態、今後の適切な収納方法を検討した。ひどく脆弱な劣化があれば、専門的にも緊急性を検討できる。

これに加えて、概要調査の留意点として、まとまりを解体していくことにより失われる「現物からでしか得られない情報」の取得を確実に優先することにした。管理情報となるべきポイントが抽出され、続く概要目録記述の項目・内容に取り込まれて、管理・状態情報がデータとして入力される。

従来の調査法では、全体撮影時に寸法を測りスケッチを作図する、または動画を撮影する場合もあるが、本調査では採用しなかった。両者は、後日に再確認するのに時間を浪費することが多い。現状の寸法は、撮影でスケールを撮し込み、かつ概要目録データに記述した。概要目録データ記入にさいしては、画像では不分明な箇所について詳細な説明を付加した。

調査の初期段階では、資料群がどのような存在であるか、もとの構造を反映しているのかが予測できなかった[6)]。しかし、限られた時間での現地での作業工程ではあったが、資料群の物理的なまとまりの情報価値と資料相互の関連性などを精緻に記録したことで、受入れ時のバチカンでの梱包、マレガによる資料管理の秩序、収集した臼杵藩政期の書類塊の性格などを正確に把握することができ、後世の復元が可能なものとなった。

(4) 資料群の修復方針と技法

ここでは資料の修復方針と技法について論じたい。

バチカン図書館は、当初より修復について大きな関心を示していたため、予備調査の時点から、日本におけるアーカイブズの保存修復の現状、近世の蔵で

の保存や虫払いなどの行事を紹介し、さらに、保存包材を持参して説明を行った。それにより、調査での具体的な包材の選択、作業の役割分担、作業の効率性、全体保管方法などについて速やかに共通理解を得ることができた。これはバチカン図書館が修復部門を有していたことが大きく、関係者との直接的な協議によって課題を共有したことによる。もちろん、欧州の伝統的な考え方や技法も存在する。協議は、日本と欧州の文化との摺り合わせの場であり、新たな文化創造の場でもあった。

たとえば、各文書への整理番号の付し方をめぐっては、日本においても多様な考え方がある。平滑な洋紙とは異なり、和紙の場合は鉛筆による炭素の浸潤と改変による不可逆性が生じるとして、ラベル貼付を推奨したが、バチカン図書館の通例にならい、かつ作業速度・実用性・安全性という3条件を考慮した結果、直接鉛筆で番号を書き込む決断に至った。

バチカン図書館のマレガ資料は、日本で作成・保存されてきた資料であるが、現在そしてこれからもバチカン図書館によって管理される。日本とバチカンのスタッフは、マレガ資料を適正かつ良好に保存活用されるよう、その管理と修復の方法（技法や使用材料、化学的劣化症状への処置、挿入物の取扱いなど）についての協議も必要となった[7)]。

たとえば、茶変色の鼠の糞尿による劣化損傷部の補強については、部分的に行うか、全面を裏打ちすべきかなど、慎重に、かつ効率的な修復方法を検討した。そこで合意した方針に基づき、さまざまな技術と材料を選択して修復を実施した。

また、今後の永年にわたる保存を考慮した一例が、修復で使用する糊である。日本では、本格的な修復処置の場合、文書に直接触れるものなので、通常は安全性の確認できている伝統的なもの―正麩糊（小麦澱粉糊）を使う。しかし、バチカン図書館の修復ラボでは、伝統的に米糊を使用してきた。今回は、これをあえて変更せず、今後も継続的に使用し得る米糊を採用した。

ただし、固着した資料を展開するときに用いるレーヨン紙は、修復剝離作業に間接的に使用する材料なので、日本から提供して使用した。レーヨン紙は、脆弱となった本紙に大量の水を含ませて展開するという方法において、和紙を

溶かすことなく面を保護するのに優れている。このような実体験と多彩な手技のバリエーションを共有することで、ときに東洋と西洋の修復技術が本能的に補完しあい、最善の解決策が試みられ、大量の資料に対する効率的修復方法の提案が生み出された[8)]。

今回のマレガ資料の場合は、デジタル化（Digitalization）の事前修復という目的であるため、手で持ったときに崩れない範囲での補強を施せばよく、撮影技術者でも難なく取り扱うことができる。従来の「劣化損傷・損耗」していれば必然的に強化修復する、という判断ではなく、撮影での取扱いが可能な範囲で「最小限の修復処置の選択」をするという方法である。デジタル化という方法が、修復を撮影のための最小限の処置に限定することを可能にしたわけである。オリジナルに近い状態を残せるのは、デジタル化が並行して進められたことによる。その意義を改めて協働のポリシーとして強調しておきたい。

ところで、具体的な資料の修復では、現地の修復スタッフへ元興寺文化財研究所の金山正子氏が日本紙資料の修復技法を伝授した。要点は、①和紙の特性に関する説明、②大量の水を使用するといった日本の修復技術の特徴の説明、③虫損文書の展開方法、④圧着した文書を水とレーヨン紙を使って剝離させる方法、⑤裏打ちの技法、⑥漉嵌（すきばめ、リーフキャスティング）の技法、などであった。

こうした技法を学んだバチカン図書館では、マレガ資料の修復のために、4名の担当スタッフを置いて、日々の業務の一環として修復を実施した。マレガ資料の劣化状態と修復の具体的な技法については、ヌーニェス＝ガイタン氏の論稿で詳細に述べられているため[9)]、ここでは割愛する。

このようにして、マレガ資料の修復を実体験したバチカン図書館の修復スタッフが、今度は欧州各国で活躍する修復専門家たちへ日本紙資料の修復技術を伝えるという役割を担った。それが、2016（平成28）年10月5日～6日に開催されたマレガ・プロジェクト・ワークショップ「バチカン図書館所蔵マレガ文書の保存と修復 ―技術の交流と創発―」であった[10)]。

このワークショップは、理論編と実技編の2つから構成され、前者では、マレガ・プロジェクトによる保存管理活動と日本における文書群の保存管理、な

らびに災害国である日伊両国の特性を踏まえた被災資料レスキューをテーマにした合計8本の発表が行われ、後者では、金山正子氏やバチカン図書館修復スタッフの指導のもと、欧州各国から参加した20名を超える修復専門家たちが現物のマレガ資料を用いて修復技法を習得した。日本・バチカン相互の協議・検討に基づいた日本紙資料の修復プログラムを欧州各国へ伝達したわけである。

これらを通じて、バチカン図書館は、マレガ資料の修復を契機に日本紙資料、なかんづくアーカイブズ部門の修復・保存に関する欧州での拠点の一つとなった。在外日本資料を適切に保存するためには、現地スタッフの保存・修復に関する理解と技術が不可欠である。マレガ・プロジェクトは、こうした点においても寄与できたのではないかと考えている。

バチカン図書館では、1898年にエールレ神父により修復に関する近代的概念が確立したという。それは「riparare 修理」から「restaurare 修復」と表現され、必要最小限の介入作業を行うという修復の職業倫理のもとで活動している。マレガ・プロジェクトでの修復活動は、こうした職業倫理に基づき強力に遂行されるとともに欧州における日本アーカイブズ拠点としての性格を実態化させたといえる。バチカン図書館のその長きにわたる組織のDNAに私たちは触れ、このプロジェクトの協働の成果として、日本における東西の修復の知と技は著しく向上したと評価できよう。

（青木　睦）

2. 資料のデジタル化・目録記述

(1) 資料のデジタル化作業

ここでは、概要調査・修復を終えた資料をデジタル化して日本へ送付し、目録を記述していく過程について説明し、そこにおける問題点と課題を提示する。

①資料番号の最終確定

概要調査および修復作業を経た文書は、デジタル化の前提作業となる資料番号の最終確定の担当者へと回される。

担当者は、現物と概要目録データを照合して、記述に誤りがないかを確認し、必要に応じて修正を施す。とくに資料番号については、概要調査における資料番号付与原則に適合しているかを確認し、最終確定を行う。

概要調査の時点で劣化が認められ、修復の必要があるものは、概要調査後すぐにバチカン図書館の修復ラボへ送られた。マレガ資料では、2点の状を重ねて巻き折りにしたものが数多く見られる。概要調査の時点で巻き折りの状態で劣化・固着したものは、資料を傷めないように外側の資料の記述可能なデータのみを採録し、無理に開かずにそのまま修復ラボへと送付している。これが修復された後、資料番号チェック担当者は、外側・内側にあった資料について、階層をもとにした枝番号処理を行って資料番号を変更したうえ、未記入であった内側の資料の概要データを記述する。

修正した箇所については、概要目録データのセルに背景色をつけて、変更したことを明確にしておく。これは、それ以前に修復ラボへ渡している概要データと修正後のデータとの照合を容易にするうえで大きく役立った。バチカン図書館の職員のほとんどは日本語が読めないため、こうした細かな措置を施しておくと対照しやすくなり、効率的な作業を行うことができる。[11)]

②資料のデジタル化

番号の最終確定を終えた資料は、バチカン図書館の別棟にある撮影ラボへと運ばれる。今回の調査では、大型ブック・スキャナーによるデジタル・スキャンの方法が用いられ、バチカン図書館が雇用した専門業者によって行われた。

プロジェクトでは、バチカン図書館が進めるデジタル化事業に協力し、撮影時のデータ保存のフォーマットは長期保存に適したFITS（Flexible Image Transport System）を用いる。FITSは、厖大な記録量となる天文学分野の写真などで用いられ、高解像度の画像保存に適しているが、記憶容量が大きく、そのままでは扱いが困難であるため、TIFF画像に変換して取得してきた。デジタル・データの仕様は、非圧縮のTIFF画像、RGBカラー（カラースケール2枚写し込み）、解像度は400dpi（必要な場合は800dpi）である。これらの仕様については、国文学研究資料館と同じ人間文化研究機構に属する国立歴史民俗博物

館の専門家に助言を得た。

具体的なスキャン方法については、日本の古文書に関する撮影の方法とバチカン図書館が日常的に行っている方法とに差異があり、両者の間で試行錯誤が繰り返された。

竪帳については、バチカン図書館にある冊子型資料と同じ形式の見開き撮影ということで、問題なく合意することができた。

横長帳については、当初、日本で行われている方法と同様に、各丁の表・裏を1カットずつ撮影する予定であったが、バチカン図書館側から解像度が同じであるのに分割して撮影することの意味に疑問が出され、経費の節減にもなることから、2015年度より見開き撮影に変更した。

状についても同様で、長い継紙文書については、当初は左右の長さ70㎝程度での分割撮影を想定していたが、上記の理由から、スキャン面の長さまでに収まるものに関しては、分割せずに撮影することとした。

状の裏側の撮影についても、日本とバチカン図書館との間で意見が分かれた。バチカン図書館では、裏側に何も記述されていないことを示す必要があるとしたが、日本の古文書の撮影では端裏書や裏書、マレガ神父による書込みや押印があるものだけを撮影する方針であった。両者が協議し、経費の問題などもあって日本側の主張を容れる形で決着が図られた。

スキャンされた画像データは、外付けハードディスクに収納されて、手渡しあるいは郵送でバチカン図書館より国文研へと納品されたが、スキャンされた画像データは、バチカン図書館での保存データを兼ねた精細画像であり、これをデータベースや研究などに利用するためには、1コマ1MB程度のJPGデータに変換、ダウン・サイジングする必要がある。これらの作業は、納品後、日本において実施することとした。

③画像データに対するファイル名の付与

スキャンした画像は、ファイル名を付与してフォルダに収められる。フォルダ名は、最上位の階層が「A1」「A2」というような概要調査時のまとまりごと、その下の階層は「A1.1」「A1.2」といったまとまりごとの最上位の一括状況を

単位とした。個々の画像データは、「A1.1」「A1.2」などのフォルダへ資料番号順に収納した。

各資料のファイル名は、原則としてバチカン図書館が作成した「Naming files in context of the Vatican Library digital project（バチカン図書館デジタルプロジェクトにおける命名ファイル）」（以下、命名ファイルと記す）にしたがって付与された。

ここでは以下、「Marega.A11.1_0189_fa_n.5.11.2.1v.［02.hx.a000］」というファイル名を事例として説明する。これは、A11.1.5.11.2という端裏書つきの竪紙文書について、貼られていた掛紙をめくり上げてスキャンした状態の画像に付与されたファイル名である。

最初の「Marega.A11.1」は、資料番号冒頭の2階層を示し、画像データを収納したフォルダ名と同一となる。

続く「0189」は、フォルダ内で画像データを誤りなく配列させるための制御番号で、フォルダ内での通し番号になっている。マレガ資料の調査では、原文書が置かれていた階層や位置にしたがって厳密に資料番号を付与したため、たとえば「A13.2.1.6.1.5.1.1」というように、資料番号が最大で8階層にまでおよぶものがある。これをそのままフォルダ内に収納すると、人為的ミスあるいは機械的な不具合により適切に配列されない危険が生じる。こうした予期せぬ混乱を回避するため、日本側の提案により上記の制御番号を挿入することにした。

つぎの「fa」は、命名ファイルに示された「Statement（分類記号）」で、Folio（フォリオ／二ツ折り・ページという意味）やその特質を記号化したものである。記号化にあたっては、「Nature/ position（特質／位置）」や「Type of numbering（番号付けの種類）」などが基準となっている。

命名ファイルに列挙された主な「Statement」の意味を示すと、表1のようになる。

この「Statement」は、もともとバチカン図書館で所蔵資料（冊子体が中心）を撮影するときに用いられていたもので、今回のデジタル化では、この「Statement」の意味を日本の古文書に置き換えて付与する必要があった。

冊子の場合は、バチカン図書館で日常的に行われている記号付与の方法に準

じて行われ、見開きの状態を「fa」で示した（表1の①、以下同じ）。冊子型資料には、バチカン図書館の職員の手によって丁数番号が鉛筆で記入されるが、ミスにより丁数番号が付けられていないことがあり、そのさいには④の「fx」の記号が付けられた。

表1　命名ファイルにあるStatement

記号	意　味
①fa	書籍内部の葉（丁）
②fn	番号付けされた葉
③fs	番号付けされた葉（独自番号を持つ）
④fx	番号付けされていない葉
⑤mn	番号付けされた折り畳まれた葉
⑥mx	番号付けされていない折り畳まれた葉
⑦hn	番号のある添付された小さな葉
⑧hx	番号付けされていない手稿の葉に添付された小さな葉
⑨xx	予想外の例外
⑩xz	いくつかのパートにおける撮影

一方、状の場合は、基本を「fa」と定め、はさみ込まれた紙片などには④の「fx」を充てることにした。また、継紙文書を分割してスキャンするときには、末尾の［　］の中に情報を加え、そこでは⑩の「xz」の記号が記入された。

マレガ資料には、1通の文書の末尾に別の文書が貼り継がれているものも多い。このときには貼継ぎ文書に⑥の「mx」の記号を与えた。このほか、付箋などがある見開きカットには⑧の「hx」を付与するなど、日本の古文書の事例をバチカン図書館の「命名ファイル」にある規則に当てはめて付与していった。

ファイル名付与の事例の説明に戻ろう。続く「n.5.11.2」は、3階層目以下の資料番号である。この例でいえば、資料番号は「A11.1.5.11.2」ということになる。

これに続く「.1v」のうち、「1」は、バチカン図書館の職員が記入した丁数番号である。なお、状の場合には丁数番号は記されないため、「1」のみとなる。数字のつぎに記された記号は、表・裏を示すのもので、表には「r」、裏には「v」が付与される。

ただし状の場合、バチカン図書館では、最初に撮影する面を「表」と認識するため、日本の方式で端裏書を最初に撮影すると、端裏書の面が「r（表）」となり、本文の面が「v（裏）」と表示されてしまうという問題が生じた。上記の「A11.1.5.11.2」は、端裏書付きの文書であるため、端裏書のある裏面に「r」の記号が与えられ、本文が記された面には「v」が付けられている。

最後の部分の記述を「.1v」とした二つ目の問題点は、「1」の前を「.」で表

記した点である。「Marega.A11.1_0189_fa_n.5.11.2.1v」を何も知らないままに一見すると、資料番号を「A11.1.5.11.2.1」と誤認してしまう危険性が出てくる。「1」の前の記号を「_」（アンダーバー）にして、「1v」の部分を資料番号と区別するなどの工夫が必要であったかと思われる[12)]。

最後の「[02.hx.a000]」であるが、[　] は状の分割スキャンのときや、付箋や挟み込み文書がある場合などに用いられる。また、当初は横長帳の資料を半丁ごとに分割スキャンしていたため、このさいにも用いられている。

最初の「02」は、命名ファイルに十分な説明がない。つぎの「hx」は、前述の「Statement」である。続く「a」は分割スキャンの1コマ目を表し、2コマ目は「b」、3コマ目は「c」となる。最後に付けられた「000」については、説明がなく不明であるが、命名ファイルの原則にはない予期せぬ事態が発生したときに備えるものであろうかと思われる。

以上のように、バチカン図書館では、命名ファイルの規則に基づいて厳格なファイル名付与の方法が定められている。今回は、バチカン図書館で本来行われていたファイル名付与の原則を日本の古文書へ応用する形をとったが、欧米の資料にはあまり見られない継紙文書という形態をどう表記するかといった点や、付箋や端裏書といった古文書に備わっている付加的な要素を詳細にファイル名へ反映していく点については、日本とバチカンの双方が協議を行っていくことで、初めて相互の考えを理解し、共通認識が深まっていったことを指摘しておきたい。

(2) 目録記述

①段階的記述の徹底

今回のマレガ資料の調査における目録記述に関しては、実施する調査の性格に基づいた段階的記述を徹底した点が大きな特色となっている。

各調査段階で作成されたデータは、調査の進行とともに“消え去ってしまう”さまざまな情報を記録化し、資源として固定化していくうえで極めて重要なものである。また、調査における可逆性を担保し、ミスが起こったさいに元の状態を復元するための大きな拠りどころとなる。

また、在外資料にあっては、限られた年限や人員のなかで文書群をいかに効率的に調査するかという問題も生まれる。各種データの段階的記述は、「バチカン図書館で行うべき調査」と「日本で行うべき調査」を明確に区分し、その間を媒介するものとしてデジタル化による画像データを位置付けることで可能となる。

なお、バチカン図書館で実施する調査では、文書群のファイル（まとまり）レベルの概要把握、文書の現状を反映した階層的な資料番号付与、デジタル化の前提となる修復が必要な資料の発見、永年保存のための措置という４つの作業が中心となり、日本で行う調査では、目録記述、編成、検索手段の作成が重点的な作業となる。

こうした方法は、バチカン図書館を「現地」、日本を「調査グループ」と置き換えると、国内・海外を問わず一般化が可能だと思われる。新型コロナウイルス感染症の収束に時間を要する可能性が指摘される昨今、この「バチカン・モデル」を用いて、現地での感染拡大のリスクを回避しつつ資料調査を実施することも一案であろう。

②概要調査における記述項目

概要調査では、現物資料からでなければ得られない情報を優先的に採取する。そのため採取する項目は、管理情報・状態情報の2つが中心となる。

管理情報は、文書を識別し、適切に管理していくために必要なもので、「資料番号」「形態」「丁数」「法量」「端裏・メモ」「言語」「マレガ番号」「表題」「集合情報」「備考」などの項目である。このうちもっとも重要なのが「資料番号」で、個々の文書を識別していくための基礎となる。マレガ資料では、「A1.2.3」というように、バチカン図書館で保管していたまとまり（箱・袋など）の番号を付し、それを解体していったときにあらわれる階層ごとに「.」を用いた枝番号を付与する形式をとっている。

「資料番号」を具体的に補足する管理情報が「形態」「丁数」「法量」「端裏・メモ」「言語」「マレガ番号」「表題」である。「マレガ番号」とは、過去にマレガ神父が整理したさいに付与された番号であるが、同氏が整理しなかった文書

には付けられていない。また「表題」については、「覚」「御書物之事」など外見的に判明する記載のみを採録し、ここでは内容に深く立ち入らないように留意した。

なお、概要調査を終えると“消え去ってしまう”情報の代表的なものが、「集合情報」である。前述のように、今回の調査では、まとまりを解体する手順にしたがって階層的な資料番号を付与したが、それが袋に収納されていたのか、紙縒で括られていたのか、さらには何番から何番までの資料が一括されていたのかといった詳細な情報は、資料番号のみではわかりにくい。そこで、まとまりの状態を「集合情報」欄に記述しておく必要がある。

一方、状態情報は、修復作業のための基本情報を記述するもので、「劣化レベル」「保存状態」「保管措置」という項目がある。劣化レベルについては、本書収録のヌーニェス＝ガイタン氏の論稿で述べられているので省略する。「保存状態」は劣化レベルと連動するもので、虫損・汚損・破損などの状態とその程度を記す項目である。そして、概要調査のときに資料を保護するために使用した「封筒」「畳紙」といった包材などの種類を「保管措置」欄へと記入していく。

このほかに「撮影コマ数」という項目もある。これは、つぎの作業となるデジタル化にあたって必要な項目で、概要調査のさいにあらかじめスキャンするコマ数がどれぐらいになりそうかという予定数を記入する。このデータは、スキャンに関わる経費を概算する場合などに用いられる。ただし、この数値は概数であり、正確なコマ数は、デジタル化が行われたときに撮影データとして記録される。

③内容（詳細）調査における記述

内容（詳細）目録の記述は、デジタル化作業によって生成された画像データを用いて、日本において実施する作業となる。

記述にあたっては、ICA（International Council on Archives、国際アーカイブズ評議会・国際文書館評議会などと訳される）の定めたISAD（G）：General International Standard Archival Description（国際標準：記録史料記述の一般原則）に準拠する形で、「マルチレベル（多層）記述規則」と国際的に共通化さ

れた「記述要素」を踏まえて行うこととしたが[13]、ここでは2つの問題が生じた。1つは記述方法の問題、もう1つは記述レベルの問題である。

第一の記述方法の問題であるが、これは欧米の資料目録と日本の目録との形式の違いから生まれたものである。欧米の目録では、フォンド（出所となる組織体）・シリーズ（組織機能）・ファイル（一括されたまとまり）・アイテム（個々の資料）のそれぞれについて記述する「読む目録」の形式をとるのに対し、日本では、アイテムレベルの記述を一覧表の形で記述することが多く、それ以外の内容は「解題」として記述する場合がほとんどである。

今回の調査でも、アイテムレベルの記述は一覧表形式を用いている。ここでは、概要調査のときに付与した資料番号をベースに、各アイテムの「表題（内容情報も含めた詳細なもの）」「和暦」「作成・差出」「宛名」「参考情報（マレガ番号の追記を含む）」といった項目の情報を書き加えていく[14]。ここにおける記述項目は、ISAD（G）が定めた必須記述項目（6項目）をほぼ満たすものとなっている。

つぎに、ファイルレベルの記述を行う。今回の調査におけるファイルレベル記述は、バチカン図書館で保管されていたまとまり（A1・A2・A3…[15]）を単位に行うこととし、単位ごとに担当者を決めて、ISAD（G）の内容に準拠して記述することにした。サブ・ファイル以下の階層をはじめとするファイル内の特徴については、適宜、記述のなかに盛り込む形式をとった。ファイルレベルの記述については、調査の進度にしたがって、年度ごとに『概要と紹介』（日本語版・英語版）にまとめられ、公開・共有化が図られた[16]。

ファイル・アイテムレベルの記述は、対象を物理的に特定できるので問題は生じないが、フォンドおよびシリーズについては、組織体の研究や構造分析・編成の作業を経ないと、確定的な情報には至らない。第二の問題は、内容（詳細）調査の進度にしたがって順次集まってくるフォンドやシリーズに関する情報を、限られた調査期間のどの段階で集約するのかという点であった。

このときに想起しなければならないのは、調査の段階に即して、現地調査での配列秩序のレベルで得られる情報と、構造分析・編成作業によって得られる情報の2種類が存在するという点である。ここを意識的に区分し、まず調査レ

ベルでの内容をフォンドの「暫定版」およびファイル・アイテムについて記述して、資料情報の公開・共有化を促進していく。そして、フォンドの「最終版」とシリーズの記述については、文書群全点を対象とした構造分析が進み、編成作業が終了した段階で、検索手段の作成と合わせて記述するのである。つまり、フォンドやシリーズの記述については、コンテクストに関する調査・研究の進展に応じて加除・修正していくブラッシュアップ方式を採用するのが有効なのではないかと考えられるのである。

（太田尚宏）

3. マレガ資料群の資源化とデータベース構築

(1) 資料群の全体像把握 ―概要調査・組織構造分析―

マレガ資料群の資源化活動は、2013（平成25）年11月の協定締結によって本格化した。資源化活動は、①予備調査、②現状記録撮影・概要調査、③保存修復、④デジタル撮影、⑤目録記述、⑥データベース構築の手順で進めることが確認され、それらは年次段階的に進められた。総数量が1万4000点余に及びバチカンで①～④の作業を、単年度に完了することは困難であるため、毎年一定の分量について作業を行い、順送りにつぎの工程に送る方法を採用した。労力・資金・施設利用などの面からも、こうした方法が適当と判断されたものである。結果的に、複数年にわたって協働での取組みが続くことになり、共通理解も深まり研究への展開も共有されていった。

なお、当初計画では、2011年にバチカン図書館で発見された資料群（Al～A21）を調査対象としたが、プロジェクト期間中に図書館内外で別置されていたマレガ資料群（A22～A26）が発見されたため、それらも加えて各工程を積み上げ、情報を集約することになった。

それぞれの工程では、②で「概要調査リスト」、③で資料保存管理台帳や資料修復記録、④で資料撮影記録簿、⑤で資料目録リストや保存袋単位概要記録[17]などが作成され、⑥のデータベースの基本情報となった。

それは、情報を通じてのモノの管理を基本として公開環境の整備を目指した

ものといえる。もちろん、各工程における記録は、それぞれ特定の目的から作成されており、すべての情報をデータベースに取り込んだわけではない。データベース作成で利用された情報を工程ごとにまとめて示すならば、表2「データベース用情報の発生段階別一覧」の通りであり、各工程の情報が積み上げられたことが明らかであろう。

また、データベース構築では、資料群全体を異なる2つの階層構造で捉えた。一覧の21.階層A調査レベルと23.階層B組織機能レベルの創出が具体的な成果となる。以下では、この点に留意しながら概要調査などの段階的な取組みや資料群の伝来、組織分析などとの関連からデータベース構築について言及するものとする。

表2　データベース用情報の発生段階別一覧

概要調査	01.資料管理番号
	02.形態・法量
	03.形態注記（状態など）
	04.数量
	05.丁数
	06.端裏・メモ
	07.言語
	08.集合情報
撮影	09.撮影コマ数
	10.画像ファイル名
目録作成	11.表題
	12.和暦
	13.作成・差出
	14.宛名
	15.マレガ番号
	16.ノート
DB作成	17.資料群名称
	18.資料群記号
	19.資料群ID
	20.資料番号ID
	21.階層A 調査レベル
	22.階層A ID
	23.階層B 組織機能レベル
	24.階層B ID
	25.西暦
	26.他の検索手段
	27.画像有無
	28.所蔵機関
	29.資料群概要情報（リンク）
	30.画像表示（リンク）

①概要調査に基づく全体像

―バチカン図書館での受入れに注目して―

ここでは、プロジェクトでの調査を通じて考えられた全体像について情報資源化の観点から触れておきたい。まず1953（昭和28）年に受け入れられた後、図書館が資料群をどのように管理したものか確認したい。

マレガ・プロジェクトのメンバーであったバチカン図書館研究部デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ氏は、1953年にバチカン図書館が資料を受け入れた

後に総合的な調査があり、一定の文書が「Vat.estr.or（バチカン極東文書）」という資料群の一部として登録されたとする。また、同氏は1964年にラテン語部門の書記官（scriptor）のマリー＝イヤサント・ローランが資料群を21のまとまりとして保管したこと、この保管状態が2011年の資料群の再発見まで続き、この状態を尊重して、まとまりごとに資料を保存袋に収納し、A1からA21の番号が与えられたとする[18]。

さらにプロヴェルビオ氏は、資料受入れのさいの関係者の書簡を紹介され、1953年に日本からバチカンに資料群を送るさい、資料全体が木箱3つに収納されていたことを明らかにした。この資料移送に関わる手紙には、マレガが3つの箱に「整理資料」「未整理資料」「刊行関係資料」（『豊後切支丹史料』正・続）をそれぞれ別個に収納したことが記されている[19]。つまり、マレガは自身の資料整理の進捗を基準に全体を捉え、荷造りしたものであり、そこには日本でのマレガの管理を知るための情報が内包されていたといえる。

さらに、バチカンでのまとまりに関わり、2点付け加えたい。一つは、バチカンが21のまとまりを作るなかで行った作業の痕跡が、資料群のなかに確認されたことである[20]。たとえば、バチカンでは新たなまとまりを新聞紙などで包み、紐で括ることを行っている。具体的にはA9.1の資料のまとまりはIl Popolo del Lunedi（1959年6月22日）を用いて、A11.2のまとまり全体はIl Messaggero（1959年6月22日）を用いて包み、さらにそのうちの一部となるA11.2.3は前出のIl Popolo del Lunedi（1959年6月22日）で包む。ほかにA14の資料は、バチカンの公式新聞ともいえるL'Osservatore Romano（1959年6月21日）で全体を包む。新聞の日付からも、資料を包む行為がバチカンで行われたことが明らかである。ちなみにマレガ自身も1937年から1940年半ばまで資料管理に新聞紙を多用しているが、それらはすべて日本で発行された新聞である。具体的には「The Osaka Mainichi & The Tokyo Nichi Nichi」「豊州新報」「大分新聞」「大分合同新聞」「The Mainichi」「日本カトリック新聞」「大分日日新聞」「福岡日日新聞」「朝日新聞」などであり、イタリア発行の新聞は見られない。

また、まとまりの内容をイタリア語で記した図書カードが資料を束ねる括り紐に添えられるケースが広く見られた。今回の調査では新聞・カードに資料番

号を与え目録上にも示した。

もう一点は、バチカンによる21のまとまりとマレガが荷造りした3つの箱との関係である。結論的には必ずしも両者は対応する関係にないが、一部ではマレガによる状態が継続する場合も見られる。たとえばマレガによる「刊行関係資料」のまとまりを収納した木箱そのものは残っていないが、その中に納められたブリキ缶2つが現存しており、資料の状態が保持され、A1・A2として管理される。「整理資料」「未整理資料」の箱の資料は、A3～A21としてまとめられたが、双方の箱の資料が混在する場合も見られる。ちなみに整理・未整理の判断は、マレガが資料調査のさいに記した資料番号（以下、マレガ番号とする）の有無などによった。マレガ番号がある資料は「整理資料」箱に、番号がない資料は「未整理資料」箱に収納されていたと判断したものである。なお、マレガ自身の原稿やメモではマレガ番号が付与されず、多くは江戸時代の資料に添えられる形で「整理資料」箱で確認された（未整理資料では個々の資料にメモなどが付属することはほとんどなかった）。また、絵はがき・個人の記録類は独自にまとまる形もみられたが、同様にマレガ番号は付与されていない。これらは「未整理資料」箱に多く収納されたものではなかろうか。

バチカンによってまとめられたA1～A21、およびその後発見されたA22～A26の資料群におけるマレガ番号の有無を示すならば、次の通りである[21)]。

- 資料番号あり：A1、A2、A5、A6、A7、A8、A10、A11、A14、A17、A26
- 資料番号一部のみ：A9、A16、A24、A25
- 資料番号袋（江戸期の文書袋）のみにあり、文書にはなし：A12、A15、A20
- 資料番号なし：A3、A4、A13、A18、A19、A21、A22、A23

上記のうち「資料番号一部のみ」は、マレガ番号がある資料とない資料が見られる場合である。「整理資料」箱と「未整理資料」箱の資料の一部が集められ、1つのグループを形成した可能性が高い。なお、グループ編成基準は不明である。

つぎにプロジェクトによる資料個々の取り上げ、番号付与の作業など、より

細かな部分での資料状態について触れておきたい。

まず、指摘したい点は、マレガが資料管理のなかで用いた包紙・封筒などによる基本的なまとまりは、バチカンの1950・60年代の調査において解体されることなく保存されていたことである。たとえば連続する①A9.1.2.1.0、②A9.1.2.1.1、③A9.1.2.1.1.1の3点に注目すれば、①はマレガが用意した整理用封筒（22cm×8cm）であり、その表にはマレガ番号が「B644-654」とある。②は臼杵藩宗門方宛の書状であり、マレガ番号は「B644」とある。③はマレガによる「B644」の書状についてのメモ書きであり、イタリア語で「“L'ha inviato a Kumamoto. Shumon Kawarime Kakitsuke”, “B644”（熊本へ送付。宗門替目書付、B644）」とある。①の封筒表書に「B644-654」とあることから明らかなように、実際には該当する文書がさらに続き、それらの文書にも同様にマレガのメモ書きが添えられている。こうしたマレガが作った状態は、バチカン図書館受入れ後の調査においても変更はなかったわけである。

つぎにA22からA26資料群について簡単に触れておきたい[22]。A1からA21は、1953年にマレガが日本から寄贈したことが明らかなまとまりであるが、既述の通りバチカン図書館内外で発見されたA22からA26のまとまりが、今回の調査を通じて加えられることになった[23]。

まず、最初の追加となったA22（レコード数99件）は、伝来的には大きく2つにわけて理解することが必要である。A22.1.1およびA22.1.2は、サレジオ神学院チマッティ資料館（日本東京都調布市）に伝存していたが、2014（平成26）年10月にバチカン図書館へ譲渡されたものである。サレジオ神学院チマッティ資料館にマレガの資料が存在する理由は、マレガが1950年にサレジオ神学院、翌年にサレジオ短期大学の教師として在任したこととの関連が考えられるが、詳細は不明である。また、A22.2およびA22.3はバチカン図書館別施設で発見されており、江戸時代から明治時代に至る刊本で、「政要地方落穂集」「内外事情」「すへ摘花」「清談和歌翠」「春色大和魂」「女四書芸文図会」「藝州厳島神社図会」「都名所図会」「和泉名所図会」「伊勢参宮名所図会」などである。マレガの蔵書印や書込みを確認できるが、1953年受入れのものとは書込みが異なる。また、資料の性格も大きく異なっており、一部が抜き取られ別置された

とは考えにくく、伝来を含め詳細な検討が必要である。

A23（レコード数410件）は、バチカン図書館が過去に登録したものである。図書館では紙縒や包紙などのまとまりを単位に登録番号を付与して管理していたため、これを生かしながら新規にA23の番号を与えた（目録は存在しなかった）。簡単に対応関係を示すならば、A23.1.1～A23.1.15はVat.estr.or.129からVat.estr.or.142に対応し、A23.2～A23.7はVat.estr.or.143からVat.estr.or.146にほぼ対応する。また、A23.8はVat.estr.or.48、A23.9はVat.estr.or.57、A23.10はVat.estr.or.94、A23.11はVat.estr.or.128に相当する。「Vat.estr.or」は「バチカン極東文書」関係が集められるグループである。

さて、上記のうち伝来が判明するのは、1948年にマレガが教皇ピウス12世に謁見した際に献じたA23.8（Vat.estr.or.48）、1957年にマレガが図書館に寄贈したA23.9（Vat.estr.or.57）である。登録番号の順番からすると、Vat.estr.or.48は1948年頃の登録、Vat.estr.or.94は1957年頃の登録とも考えられる。しがたって、これに従えば、これに続くVat.estr.or.128、129～142、143～146は、1957年以降の登録となろう。

さらに、保存状態に注目するとVat.estr.or.129～146（A23.1.1～A23.1.15）は、茶色の小さな箱に、1940年7月12日付「The Osaka Mainichi & The Tokyo Nichi Nichi」（大阪毎日新聞社による英字新聞）に包まれ、紙縒で一括されていた。Vat.estr.or.144（A23.3）は全体が1938年1月15日付「豊州新報」で包まれていた。A23全体が一括して受け入れられたわけでないことは明らかであるが、A1～A21の資料と同等の包みのものも確認できる。また、内容的にもA1～A21と同等のものが少なくない。可能性としては、1953年に受け入れた資料群から取り分けられたことも考えられるところであり、一層の検討が必要である。

A24（レコード数396件）は、ローマ・サレジオ大学図書館が所蔵したが、2016年5月修復などのために、バチカン図書館が受け入れた。これらは、サレジオ会の溝部脩司教（1935～2016）が1981年にマレガの居所ともなっていた東京の目黒修道院で発見し[24]、その後、調布市にあるサレジオ神学院で保管していたものであり、サレジオ大学へは2005年頃に溝部司教が送ったという。マレガ資料の一部がマレガの手元に残されていたことになる。なお、資料には、豊

後地域以外の資料が少なからず見られる。新庄藩領出羽国最上郡泉田村奥村仁兵衛家文書（52件）、大坂南組綿袋町年寄綿屋徳右衛門関係資料、駿河国安倍郡腰越村資料などであるが、これらは大分ではなく、東京において収集された可能性も考えられようか。

A25（レコード数8件）は、バチカン美術館図書館が所蔵したマレガ資料であり、2018年段階ではバチカン図書館がこれを管理する。同図書館が所蔵した経緯・時期は明らかでない。内容は書籍類などであり、豊後・臼杵とは無関係である可能性も高い。

A26（レコード数49件）は、バチカン文書館が所蔵してきたものであり、2020年にはバチカン図書館がこれを管理する。大半は臼杵藩宗門方を原出所とする文書であり、点数は26点。これらの資料は、1938年、サレジオ会の日本管区長であったチマッティ神父がバチカン訪問のさいに持参した34点の一部であり、バチカンにもっとも早く届けられた資料群といえる。なお、持参資料のうち8点は、ラテラノ博物館（バチカン布教・民族博物館の前身）の機関誌『Annali Lateranensi』第3号に掲載されたマレガ執筆の論文「大分地方におけるキリスト教の名残」（Memorie cristiane della regione di Oita）に写真が掲載された（現在、この8点は未確認）。

以上、現在、所蔵されるマレガ資料の伝来から、全体像をあらあら示してみた。A1～26の資料群はそれぞれ独自の伝来があり、まとまり単位に全体を理解する視角は重要といえる。また、マレガの管理などを色濃く残すものも少なくなかった。資料個々の内容情報のみならず、一括される資料群のまとまりとしての情報価値、資料の相互関係による情報価値などが、時間軸のなかでさまざまに現れ、しかも、マレガの存在によって江戸時代と現代が交差し、資料の価値を相互に増大させる状況にある。そのあり方は「マレガ秩序」と呼ぶことも可能であろう。こうした情報は、資源化の活動や研究利用において有用なものとなることは言うまでもない。データベースの構築では、A1からA26のまとまり単位にアーカイブズ情報を記述し、データベースに反映させた。また、各まとまりは、袋や紐などでまとめられた小規模なグループによって構成される。26のまとまりは、全体として大きな階層構造を示すことになる。その実

際については、「マリオ・マレガ資料データベース」において確認することができる。また、マレガ文書のガイドとなることを想定して、情報を『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料―概要と紹介―』を日本語・英語版でまとめ公開したが[25]、同書もA1からA26を単位に記述したものである。

②出所・機能分析からの全体像との関係

ここでは、データベース上に実現したもう一つの全体像表示について、概要調査による全体表示との関連で言及したい。一般にはアーカイブズ資料群の全体像は、資料の出所・機能の観点から全体を階層的に構造化することが基本となる[26]。

よって、資料そのものを発生させた原出所をもとに資料全体を捉え、データベースを構築するには、出所の組織・機能などを踏まえながら資料個々の構造上の位置を検討することが必要となる。ここではマレガ資料群での構造化について、調査時に確認された状態にも留意しながら紹介したい[27]。

さて、マレガはキリシタン関係の資料はじめ日本文化に関わるさまざまな資料の収集を行い、また、それらについての研究を通じて多くの原稿・メモなどを発生させた。これらの多岐にわたる資料群を、出所を踏まえて全体を構造的に把握するには、資料ごとに現存する理由を確認する視角が重要であり、それによって組織の構造や機能も次第に明らかになる。こうした分析を踏まえ、マレガ資料群ではつぎの4つのグループの設定が適当と考えられた。すなわち、01.宗門方役所資料群、02.諸資料群、03.マリオ・マレガ資料、04.その他である。

01.宗門方役所資料群は、臼杵藩宗門方役所を原出所とする資料（1万1938件）、02.は宗門方役所以外を出所とする前近代資料群（413件）、03.はマリオ・マレガ自身の著作・原稿・書簡・メモおよび同時代の雑誌・絵はがきなど（2236件）、04.その他は、上記に属さないもの（56件）である。

バチカン図書館によって設定されたA1からA26のまとまりごとに4つのグループの数量内訳などを示すならば、表3の通りである。

まず、同表からは、4つのグループの資料がA1からA26に広く散在することを指摘したい。A1からA26のまとまりを優先する方法では、出所ごとの全体像を示すことは困難といえる。ただし、詳細に確認するならば、たとえば

表3　バチカン図書館所蔵グループごとの出所別点数

	総　数	01.宗門方	02.諸資料	03.マレガ	04.その他	マレガNo有無
A01	628	257	15	355	1	有
A02	265	89	18	157	1	有
A03	840	827	2	10	1	無
A04	915	888	10	16	1	無
A05	244	186	0	57	1	有
A06	466	396	0	68	2	有
A07	721	672	0	48	1	有
A08	439	293	0	145	1	有
A09	1031	761	0	267	3	一部有
A10	493	403	0	89	1	有
A11	466	420	0	39	7	有
A12	1041	1017	0	24	0	袋のみ有
A13	634	478	78	73	5	無
A14	697	472	21	202	2	有
A15	936	929	0	6	1	袋のみ有
A16	635	360	51	210	14	一部有
A17	362	256	0	105	1	有
A18	25	0	0	25	0	無
A19	1015	1011	0	3	1	無
A20	1293	1270	1	19	3	袋のみ有
A21	492	256	70	162	4	無
A22	100	0	0	98	2	無
A23	409	397	0	10	2	無
A24	439	252	146	41	0	一部有
A25	8	1	1	6	0	一部有
A26	49	47	0	1	1	有
合　計	14643	11938	413	2236	56	

02.諸資料では、A1からA26のまとまりのうち特定のものに集中しており、資料のまとまりを大きく崩さなかったことが想像される。つまり、出所ごとに全体像を構築する作業のさいにも、調査時の状態（現状）についての注意が必要であることがここからも読み取れる。ただし、分析結果をどのように構造化して表示するか、そのあり方については、各まとまりの数量なども考え、利用者が全体をイメージしやすいように表示することが重要となる。マレガ資料群の4つのまとまりはこうした点も踏まえたものであり、さらに下位階層を設け、ピラミッド的な構造とした[28)]。

ところで、ここで資料群の全体像は、調査時の位置関係などを大きく変更するものとなる。調査時は、江戸時代の古文書とマレガのメモが空間的に一緒に存在する場合も少なくなかったが、資料の原出所を基準に編成すると、情報上両者は大きく切り離され、現状に見られる資料相互の関係がほとんど認識できないものとなる[29]。それぞれメリットとデメリットが存在するともいえるが、情報表示では技術的な対応が可能である。

利用者が追究しようとする関心によって、概要調査時の状態を示したデータベースと、原出所を基本に情報を編成したデータベースを使い分けることができる環境整備が欠かせないというべきである。これまでのアーカイブズに関するデータベースでは、出所機能的な階層表示が標準とされてきたが、本データベースは、こうした判断から2つの階層表示を実現しており、大きな特徴である。もちろん、この視角はこの資料群に限定される議論ではないはずであり、アーカイブズ・データベースの基本的なあり方に関わる問題として議論が必要と考える。

(2) データベースのグローバル環境と英語表記について

ここではデータベースの英語表記について簡単に紹介したい。

マレガ資料群のデータベース公開では、海外利用者を想定したグローバル対応が当初から意識されていた。作業の諸段階で作成されることになった概要調査台帳（資料管理台帳）・保存修復台帳・撮影台帳なども、日・英語またはイタリア語などで作成されてきた。しかし、タイトル・作成者・宛名などの翻訳をすべて行うことは不可能と考えられた。タイトルであれば、たとえばタイトル「切支丹宗門御改ニ付御書物之事（当寺旦那中宗門改・寺内踏絵に付）」と書かれた文言を、適切に英訳するには、臼杵藩の宗門改についての理解が必要であり、そのうえで広く共有されてきた歴史学での英語を用いて訳出することが必要となる。マレガ資料の規模を考えれば、この実行は能力的・時間的・経費的に不可能と考えられた。作成者・宛名の英訳では読み方が判明できない場合が少なくない。さまざまな検討を重ね、海外からのデータベース利用者も日本語に関する一定の知識を有する方が大半であろうとの判断から、つぎのような方針で作業を進め、グローバル対応とした。

①データベース、マレガ、マレガ資料群などの説明は、日英表記とする。
②データベースの検索画面・結果表示画面の項目は、日英表記とする。
③階層表示は、日英表記とする。
④マレガのメモなどのイタリア語史料は、日伊表記とする。

この結果、全体的な説明はもちろんのこと、個々の資料においても、その階層の位置が日英表記とされることになった。たとえば、藩士による「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」であれば、「01.宗門方/09.宗門改証文/05.藩士　01 SHUMONKATA / 09 certificate of religious inquiry / 05 feudal retainer」と階層が表記される。この日本語・英語での階層情報によって、用語検索することなく、特定の資料へのアプローチも一定程度可能となる。この階層表示は、原出所・機能を基準にして資料群を階層構造化した取組みの成果による。[30)]

概要調査を通じたA1～A26のまとまりに関するデータベースでも、資料のまとまり具合を、たとえば、A1のもとにA1.1、A1.2を置く形で構造化しており、英語表記は問題にならなかった。

なお、上記において「01.宗門方」を「01 SHUMONKATA」とローマ字表記としたが、宗門方関係文書の点数が1万2000点近くに及び、説明的な表記は煩雑と判断したことによる。「SHUMONKATA」については、データベースの解説において、丁寧に説明を行うものとした。

おわりに

マリオ・マレガ資料群1万4643レコードの資源化の取組みについて、その特徴などに留意しながら述べてきた。現在、レコード・キーピングなど文書の発生段階からコントロールを目指す議論が重要となっているが、とくに出所情報などが曖昧なアーカイブズ資料では、資源化作業で留意すべき点が少なくない。固有の課題が存在するということもできる。本資料群では、バチカン図書館との協働での作業を通じて、また、資料の伝来・特徴などを踏まえるなかで、さまざまな工夫をこらすことになった。今回の取組みは、日本における現状記録・概要調査を踏まえた本格的な在外資料を対象としたアーカイブズ学にかかわる

取組みといえる。さまざまな理由から残された課題が多いことも承知しているが、多くの人々とこの事例（バチカン・モデル）を共有することを期待したい。

（大友一雄）

註

1）Mutsumi Aoki/Ángela Núñez Gaitán, *Preservation and conservation of Japanese archival documents: The Marega Collection in the Vatican Library* (Biblioteca Apostolica Vaticana, ISBN: 978-8821010248, 2019)、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より―』（勉誠出版、2020年）、マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』（日本語版・英語版、2021年）、『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究』（本書、2022年）など。また、本書巻末に示したシンポジウムに関する予稿集なども作成されている。

2）マレガ資料の伝来と2011年3月の再発見までの経緯については、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ「バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について」（本書所収）を参照。

3）2016年4月からは日本関連在外資料調査研究・活用「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用」（研究代表者大友一雄、2021年4月から太田尚宏）として位置づけられている。

4）現物の資料へ番号を記入するか否かについては、日本側とバチカン側とでは認識の食い違いがみられた。この点に関しては、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン「マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について」（本書所収）を参照。

5）松江藩郡奉行所文書調査の手法は、1988年刊行の『史料の整理と管理』（国文学研究資料館）での調査方法をもとに、さらにアーカイブズ群の物理的集合情報と単体情報をできる限り鮮明に記録する方法を発展させたものである。

6）この点については、註4ヌーニェス＝ガイタン論文を参照。

7）バチカン図書館の協議対象者は修復部門責任者アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン氏であった。保存理念にかかわる「親和性」を強く感じたが、この背景に東京文化財研究所によるICCROM（文化財保存修復研究国際センター）の紙・本文化財修復のための基礎実技コースを習得していた点があることも、のちになって知った。古文書のようなシンプルな構造であるものを制限内に大量に処置することや、個別の症例に適切な判断を下すという地道な手業に大変興味を示し、日本において高い評価を得ている掛け軸などの伝統修復に傾倒していない。

8）その事例として、筆者は、以前より興味があった西洋で普及しているヒドロキシプロピルセルロース（HPC）を使用し、アルコール水（水とアルコールの混合液）での処置を習った。カビなどにより老けて弱って可塑化した場合に、アルコールを使用することが液体の吸収度を均一にすることに役立つことを体験した。

9）註4ヌーニェス＝ガイタン論文。

10）このワークショップについては、マレガ・プロジェクト編『バチカン図書館所蔵マレガ文書の保存と修復 ―技術の交流と創発―予稿集』（2016年）ならびに註1のMutsumi Aoki/Ángela Núñez Gaitán前掲書を参照。

11）こうした配慮により、バチカン図書館職員の日本人調査メンバーに対する信頼感が明らかに増大したことを付記しておきたい。
12）画像ファイルの命名については、2018年7月にバチカン図書館より大幅な変更の申入れがあった。事例に掲げた「Marega.A11.1_0189_fa_n.5.11.2.1v」については、旧来の命名原則では「Marega.A11.1_0189-n.5.11.2_fa_0001v」と記されるべきものであったが、撮影ラボの意向により変更された。
13）ISAD（G）の詳細については、アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際標準』（北海道大学図書刊行会、2001年）を参照。
14）このほか、作業用の便宜として「通し番号」や「画像情報（フォルダごとのコマ通番）」も記述している。
15）マレガ・プロジェクトによるその後の調査・研究の結果、A1・A2といったまとまりは、マレガ神父の手によるものに加えて、バチカン図書館での受入れ調査時に設定したものがあることが判明した。
16）目録記述が完了した2021年3月には、これらを統合した『バチカン図書館所蔵 マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』を刊行している。
17）マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』（2021年）。なお、同書は国文学研究資料館マレガ・プロジェクト・ホームページにもPDFで公開される。
18）Delio Vania Proverbio（デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ）, “Cronologia del fondo Marega in Vaticana”（『マレガ・プロジェクト シンポジウム in 臼杵「バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後キリシタン文書群の魅力」予稿集』、2014年）。および同「バチカン図書館所蔵マレガ資料群の伝来について」（本書所収）。また、マレガによる資料収集およびバチカンへの寄贈経緯については、シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、本書所収、参照。
19）同上。
20）マレガ自身による収集資料の管理およびその後の異同については、高見純「宣教師によるキリシタン統制文書群の収集と整理 ―マレガ目録の分析から―」（本書所収）に詳しい。
21）後掲の表3および松井洋子「解題『豊後キリシタン史料』とマレガ氏収集史料」（註1松井他前掲書所収）も参照。
22）詳細については註17を参照願いたい。
23）バチカン図書館研究部デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ研究員の精力的な取組みによるところが大きい。
24）溝部脩「イタリア紀行－1 マレガ文書を求めて」（別府大学図書館報『アルゴノート』No.13、1984年）参照。
25）註17に同じ。
26）ICA（国際アーカイブズ評議会）が、国際標準とする目録記述原則「ISAD（G）」を公表している。具体的な取組みについては、安藤正人『記録史料と現代 ―アーカイブズの科学をめざして』（吉川弘文館、1998年）などを参照されたい。
27）本資料群の出所や機能、そのもとに発生した文書・記録類などについては、大友一雄「マリオ・マレガ資料群の全体構造」（本書所収）。同じく本書所収の三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキ

リシタン統制」、太田尚宏「臼杵藩宗門方役所における文書管理の諸相 ―収納袋・端裏書・保存形態に着目して―」などを参照願いたい。

28）具体的な構造の判断については、註25）大友論文参照。

29）もちろん、物理的な管理では、資料番号が連続・関連などから調査時のあり方を復元することも可能である。

30）具体的な構造の判断については、註25大友論文参照。

マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について

アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン
（訳：湯上 良）

はじめに

バチカン図書館が所蔵するフォンド・マレガ（「マリオ・マレガ資料」）は、日本国外で保存されているもっとも大規模な記録資料群の一つであることが明らかになった。西洋の他機関は、豊かな日本関連のコレクションを誇るが、それらは主として美術作品によって構成されている。一方、マレガ資料は、基本的にアーカイブズ資料から構成されている。このフォンドは、われわれが扱い慣れている物品に比べ、一般的なアーカイブズ資料が持ち合わせる多様性と特殊性を備えているため、「多様で、特殊な」紙の修復に従事することになった。

本稿ではマレガ・プロジェクトの概要調査について伝えることとする。とくに日本の歴史資料と保存・修復に関する理論的・実践的知識を深めることが期待されるものである。

はじめに、マレガ資料とその歴史について、大まかに説明する。

1. マリオ・マレガ資料群

マリオ・マレガ（1902～78）は、1930年代から日本に滞在したサレジオ会の宣教師である。彼はこの時期、寺院で放棄されていたり、古物商に売り払われたりした古文書を収集しながら、日本のキリシタンについて研究し、著述していた。マレガは、こうした古文書をイタリアに送り、いくつかの出来事の後、より重要な文書群がバチカンに到着した。主に豊後国（現在の大分県臼杵）のキリシタン迫害に関するもっとも古い日本語の原文書は、17世紀初頭にさか

のぼるものであり、そのなかには江戸時代の日本の手書き文書も含まれている。バチカン図書館書庫の最初の総合的な整理の後（いくつかの手書き文書は、すぐにフォンド「Vat.estr.or.〈バチカン極東文書〉」のなかに入れられた）、文書群は忘れ去られていた。これはおそらく、こうした文書の読解には、多くの人が持たない日本語古文書学の専門知識を必要とするためであろう。マレガ資料は、2011（平成23）年3月にバチカン図書館で再発見された。A書庫で見つかり、その時点では1964（昭和39）年にラテン部門のスクリプトール〈書記官 scriptor latinus〉のマリー＝イヤサント・ローラン（Marie-Hyacinthe Laurent, 1906～68）[1)]が割り振った21袋に分割されていた。

このフォンドは、日本のキリシタン史にとってのみ重要なわけではなく、この時代の人口統計学的文化的な組み立てのうえでも基本的な資料となり、広く歴史学的な重要性を有する。キリシタン迫害は、イデオロギー的・宗教的要素を口実としたが、主として政治的動機から行われた。なぜなら、キリスト教の布教は、将軍によって確立された封建体制を何らかの形で転覆させる恐れがあったためである。幕府はキリスト教を禁じたが、統制の適用方法の決定権を「大名」と呼ばれた地方の封建領主に任せた。統制は、家と慣習に関して、詳細かつ広範な社会統制を目的とした村の記録類を通じて行われた。それらは、世代を超えて正確に記述された。したがって、これらの記録からは、17世紀初頭からの日本で実行されていた封建社会の社会的な断面図を読み取ることが可能であり、日本の江戸時代の歴史研究にとって貴重な情報を提供する。

まさにこうした記録類がバチカンのマレガ資料を構成し、その総点数は1万1000点以上にも及ぶ。

2. マレガ・プロジェクト

プロジェクトの初期の段階から、この「多様で、特殊な」アーカイブズ・フォンドの概要目録や詳細目録の作成に力を貸してくれる日本の機関との協力関係が必要なことは明白であった。そこで京都のイタリア東方学研究所（ISEAS）の所長シルヴィオ・ヴィータ教授を通じ、国や地方のアーカイブズ関連機関や

大学、図書館など日本の諸機関との接触が行われた。[2)]

プロジェクトの計画は、2013（平成25）年9月から始まったフォンドの概要目録の作成・修復・デジタル化というバチカンでの第1段階と、デジタル化された画像データから詳細目録を日本で作成する第2段階とで構成された。

2013年9月、概要目録のプロジェクトの第1段階が開始され、最初の日本からの作業グループをバチカン図書館の修復部門に迎え入れた。プロジェクトにおけるバチカンでの段階は、2019（令和元）年に日本チームの概要調査がほぼ終了し、文書のデジタル化は翌2020年に完了した。

3. 概要調査

最初の作業では、21袋の配列に配慮しながら、特殊なプラスチック製の袋の中に対象物を入れ、無酸素システムを用いて、すべてのアーカイブズ・フォンドの虫を駆除する処置を行った（写真1）。

つぎに資料の概要目録を作成する段階に進む。日本からの作業グループとともに作業したこの数週間は、作業工程すべての基礎となる。高度に組織化され、合理化された手法を用いた、鮮やかな仕事ぶりが印象的であった。

整理番号の構築を含む、基準の策定に取り組み、アーカイブズを全体として捉え、各要素の配置が完璧な形で投影されるように基準を定めた。したがって整理番号は、段階ごとに整理され、階層構造のイメージから生まれた数値配列によって構成されている。各数値は取り上げ段階の大きなまとまり、すなわち後述する「容器」か「包み」を表し、概要目録化を行った際に発見された正確な順番を反映している。整理番号の配列を確認するならば、完全な形で調



写真1　無酸素システム

査以前の資料状態を再構築できることになる。

整理番号の最初の要素は、バチカン図書館の司書を務めていた前述のマリー＝イヤサント・ローランが整理し、文書を入れた袋や容器に対応している（A1、A2、A3から始まり、A21まで）。しかし、これはまったく独断的な基準に基づくものであり、アーカイブズの元の構造を反映していない。元の配列は、すでにアーカイブズを発送する際や輸送する間、決定的に変更されてしまったのだ。このような明らかな制約にもかかわらず、われわれのシステムはアーカイブズが再発見されたときの状況を反映させ、さらにコレクションの歴史全体における正確な瞬間を表しており、これは保存されるべきものである。臼杵藩の書類袋の事例に見られるように、幸運にもいくつかのアーカイブズ・ユニットは、体系だった形で保存された元のアーカイブズ・ユニットと対応しているものもある（写真2）。



写真2　臼杵藩の包紙

つぎに、資料の概要目録の作成にも取り組んだ。その作業の流れは、考古学の発掘調査のように、発見された資料を正確に撮影することから始まり、資料の法量も測られた。概要調査の状態写真は、バチカン図書館で再発見されたときに見られた文書一つ一つの位置関係を再現するこ


写真3　バチカン図書館の保存室で働くマレガチーム

とを可能とする（写真3）。

つぎに、文書が手から手へ受け渡され、中央の机に運ばれ、そこで文書の種類・寸法・中身に関する簡単な備考・日付・言語・保存状況など、いくつかの基礎的な情報がエクセル・ファイルに記録された。こうした一連の作業は、バチカン図書館の人員によってオリジナル文書の上部に、鉛筆で整理番号を付されることで終了する。

日本とヨーロッパの間には、各文書への整理番号の付し方に違いがあり、その方法を巡って、発見と衝突を伴う最初の問題が発生した。日本では、整理番号は文書上ではなく、小さなラベルに書かれた後に糊で貼り付けられる。したがって、いつでも状態復帰が可能である。この方法では、外来の要素が元の文書上に入り込むことを防げる。それに対して、和紙の繊維構造は、鉛筆の鉛の成分を引き留めるので、いったん和紙に鉛筆書きをすると、それを再び取り去るのは難しく、結果的に元の文書の改変を引き起こす可能性があると、バチカン図書館側に日本の同僚たちは説明してくれた。しかし、バチカン図書館は、作業速度・実用性・安全性という3つの本質的な理由から、元の文書の上に直接、整理番号を書き込むことを決断した。なぜならば、鉛筆書きは、容易に消せないことは明らかだが、日本の仕組みもラベルを剝がす際に、紙の繊維の中に糊の残骸が残り、元の文書に小さな改変をもたらす可能性がある。バチカン図書館は、こうした点を考慮した結果、直接鉛筆で番号を書き込む決断に至った。

目録化に関連する選択に付随して、西洋のアーカイブズとは形態上かくも異なる、東洋のアーカイブズを長期的に運用・保存する上での問題に直面した。新しい種類の素材や用語を学習しなければならなかったし、漢字を習得しようという素朴な挑戦もした。さらにマレガ資料は、均質なものではなかった。大部分の文書は、「状」と呼ばれる、巻かれて潰されたものから構成され、長さ20ｍ以上の巻物もあり、「帳」と呼ばれる帳簿や、マレガが入手した何冊もの近代の書籍、さらにマレガが資料群の最初の調査とカタログ作成時に用いた包紙やばらの紙、包装用の封筒、そして最終的に輸送の際に用いられた紙（時には新聞紙）もそこに加わる。これらのうち、最後の紙は酸性のもので、中性紙によって周囲から隔離されるような処置がなされている。

初期段階で、「目の前に立ちはだかる問題」だと感じられた事柄は、われわれの仕事仲間である日本の方々との、緊密かつ効果的な共同作業のおかげで解決した。作業グループの到着前に、図書館で最初に出会った段階から、青木睦氏[3]によって提供された本質を踏まえた助言の数々のおかげで、バチカン図書館側での混乱はすぐに乗り越えることができた。青木氏は、日本でアーカイブズがどのように保存されているのかをわれわれに紹介し、保存に適した板紙の箱を携えてきた。その箱の中で各文書は、一つ一つ薄葉紙に包まれ、箱内部の長辺に沿って置かれた中性紙の資料封筒に入れられ、棚の上で平行方向に箱を並べる形になっていた。しかし棚の上で平行方向に並べる方法は、どうしても配架スペースを節減しなければならない図書館側にとって問題になった。したがって、上が開口部になるよう箱を縦に並べる方法を選択し、箱の短辺に沿って各文書を封筒に入れ立て掛け、上部の開口部から各文書の整理番号も見えるようにした（写真4）。文書に整理番号の最終版が割り振られた際、手書き文書用書庫の担当者は、箱の中に資料封筒を入れ、各箱に入れてある文書の整理番号の最初と最後の番号を付け加えた。さらに各文書は、資料封筒の右側と左側へ交互に並べられ、厚みの分のスペースを節約することになる（写真5）。もちろん、文書を包む用具は中性紙で作られており、長期保存のために最適化されている。書籍や文書で規格外のものは、箱の短辺に沿って平行に入れられた。

もう一つの懸案は、書庫内部のアーカイブズ・フォンド全体について正確に全量を予測することである。まだ目録化作業が開始されていない段階で、予測するのは簡単なことではなかった。したがって、最初に取り組めた仕事は、資



写真4　文書収納用の箱



写真5　文書収納用の箱の中の史料の配置

料群の一部から初期管理を行うことだった。残念ながらドイツで作られた箱は、誤ったサイズのものが来てしまい、日本から来る最初の作業グループの滞在日程に間に合わなかった。当図書館所蔵の手書き文書を輸送する際に通常用いる箱で代用し、箱の中に厚紙の仕切りを入れることで応急処置をした。この方法は、最終的に修復部門の狭い空間で作業をする上で、きわめて理に適っていることが明らかになり、後の作業段階にも適したものであった。

21袋分の文書は日本チームによって概要目録化された。また、教皇庁立サレジオ大学からマレガの古文書が移管され、サレジオ大学とバチカン図書館との間の協定のおかげで、サレジオ大学にあるフォンドもマレガ・プロジェクトにおいて概要目録化され、修復され、デジタル化された。こうして、歴史研究におけるより高度な共通の財産の恩恵にあずかり、マレガ自身によってなされた収集物の散逸を回避することになったのである。

4. 修復

バチカン図書館修復部門がより深くかかわった作業段階は、間違いなく、文書の概要調査、そしてつぎの段階の修復作業である。これは、両国の役割を補完し合う象徴的な事例である。

修復作業は、つぎの段階であるアーカイブズ・フォンド全体のデジタル化を実施するにあたっての予備作業となり、取扱い時の安全性と高品質の画像を保証する。

扱わねばならない資料の膨大な分量を考慮し、包材を修復する段階を除外し、時間を節約するようすぐに決定した。包材とは、当時の原文書の送付の目的で

用いられた紐や束ねるものとともに、マレガが使った新聞紙や梱包用の紙などがそれに当たる。

作業の初期段階で日本の作業グループは、各項目の保存状況について最初の状態評価を行った。青木氏や筆者のような修復の専門家による立ち会いのもと、処置すべき損傷の程度を0から3までの段階で分類しはじめた。0は損傷のないもの、1は軽度の損傷で修復作業の必要がないもの、2はデジタル化の前にある程度の修復作業が必要となるもの、そして最後の3は触れるだけであっても事前の修復作業が必須のものとなる。

損傷段階1に分類された対象物に注意を向けつつも、修復作業の目的とは、古い対象物を作成された時点まで戻し、ある意味で「新しく」するという考え方に基づくものではないということを強調しておきたい。そうではなく、歴史的な出来事が対象物にもたらした傷跡をも尊重しつつ、できるだけ長く利用できるよう、最小限の処置を施すことなのだ。なぜならこうした事柄は、歴史的な情報を伝えているもので、それらは研究され、解釈されうることであり、またそうでなくてはならないからである。日本からの作業グループの面々も、修復でのこうした取組み方で一致していて、「同じ言語で会話する」ことが可能であった。

検証された主な損傷は、以下のとおりである。

＊虫による損傷。損傷がより激しい事例では、文書のさまざまな部分が虫の侵入や分泌物によって、紙を開いた際、互いに付着していた（写真6）。

＊カビなどの微生物による腐食。これらは、フェルトのように紙が固くなり、部分的に失われた状態を引き起こし、最終的には欠損をもたらす。日本語で「フケ」と呼ばれる。

＊虫食いによる損傷。欠損し、しばしば溜まってシミになることもある。

＊放置された湿気による損傷。結果的にシミとなるか、巻物が互いに付着するか、開封や巻きを広げるのが非常に難しくなり、巻物が固まる（写真7）。

＊巻物を形作る紙の継ぎ目が付着した部分の糊剝がれ。

＊力学的な損傷。主に文章についた折り目によって、デジタル化された画像において、文章が完全には読めなくなっている。



写真6　虫による損傷

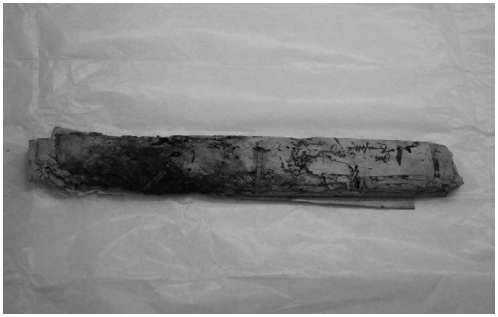


写真7　湿気により損傷を受け、互いに付着した巻物

しばしば複数の種類の損傷が同一の文書に併存しているが、最も頻繁に見られる損傷は、虫によるものである。しかしながらマレガによって利用されたツツミ紙には、このようなダメージの形跡は見られず、虫による損傷は船による輸送の準備より前に発生したことは明らかである。

バチカン図書館が実施している、すべてのデジタル化プロジェクトにおける実務作業と同じように、一つ一つの文書は保存状態が記録され、安全にデジタル化作業を行うため、適宜修復作業が施され、修復部門を通過していく。マレガ・プロジェクトも例外ではなく、修復士は、修復作業を随時行うため、デジタル化の前に一つ一つの文書を点検する。

日本の資料が西洋のものと大きく異なるという点については、一つ前置きをせねばならない。まず、筆記媒体の種類は、日本においては紙が絶対的に優勢な地位にある一方、西洋では羊皮紙も見られる。しかし、「和紙」と呼ばれる日本の紙は、楮などを原材料とし、質の悪い昔の洋紙とは似ても似つかぬものである。繊維はより長く、強いので、薄い紙も作ることができる。しかも力学的な強度は非常に高い。筆記する際の「媒体」も異なり、日本では墨を用いるが、西洋では没食子（もっしょくし）インクの利用がほぼ支配的となっている。

洋紙を扱う西洋の修復士は、紙を修復する際に工場生産された和紙を用いる

こともあるため、扱いには慣れているものの[4]、［工場生産された和紙とはまったく異なる品質である］昔の手書き文書用の和紙を扱う際は、同じように扱うことはできない。

さらに、形状や特性に関しても、異なるアーカイブズ資料に向き合うこととなった。優秀な修復士は、見かけ上は平凡であっても、実際には手工業の歴史において基本的な各要素を認識できるような、歴史に関する知見を備えていなければならない。西洋のアーカイブズの事例でも、封印された手紙を開封する際、取り払った封蠟を再度統合しないように注意を払う。さて、この点でも新たな問題に直面することになる。日本の文書史料で、守り伝えねばならぬ要素とは、どのようなものだろうか。

バチカン図書館が処置を行わねばならない日本のアーカイブズ資料に関して、材料学や書籍学的観点から関連研究を明確に理解しなければならなかったため、マレガ収集文書の修復を目的とした特別な研修が必要となった。金山正子氏[5]と青木睦氏を責任者として開催された、3週間の修復に関する専門家同士の交流などの素晴らしい機会に恵まれた。3週間という期間は、短く感じるかもしれないが、すでに基礎教育を受けた修復士同士がやり取りをしたため、教える側にとっても、教えられる側にとっても迅速に事が運んだ。彼女たちが日本に戻った後も、バチカンの修復士たちは、デジタル化の前にすべてのアーカイブズの修復を行った。

多くの経験を積み、包容力に富んだ2人とともに働くことは、欠損の修復、裏打ち、損傷を受けた状物を開く方法など、修復に関する新しい手法や技術とともに、さまざまな素材に対応できる力をバチカン図書館側に与えてくれた。

資料に直接触れることを通じてバチカン図書館側は、洋紙と比較して和紙が修復作業に対して、きわめて異なる反応を示すことを理解した。たとえば、シミを作る危険を引き起こさず、和紙に水分を用いた作業を行うといったことなどが挙げられる。このことは、和紙が洋紙のように紙の形成過程の最終段階で表面に糊を入れないという理由から説明ができるかもしれない。洋紙と違い和紙は、漉く前にトロロアオイから抽出された粘着性のある液体を水に加え、それが繊維をつなぎ留めることを助け、繊維を密な状態にさせるのだ。

バチカン図書館側は、日本の文書史料の特殊な要素について認識し、学んだ。たとえば、状物の最初の端にある小さな切込みは、状物自体を封じるためにあえて切られたもので、再接合してはいけないこと。または、日本のアーカイブズにも主題に沿ってまとめられ、異なる大きさの文書を綴る習慣があり、これは、バチカン図書館のアーカイブズ・ファイルで見られるものから、さほど遠いものではないことが理解できた。

つぎのような共同作業を行った。

＊レーヨンと水／布海苔を用いた、「状」の開封。状物同士が付着している場合はとくに注意を要する（写真8）。状物を開けることができなかった部分は、和紙同士が硬化し貼り付いている。

＊虫による深刻な損傷が見られる「状」の開封と、複数の階層にわたって断片化した部位の再配置。ある種の「考古学的な発掘調査」ともいえる、階層を特定する作業の基本的な事項として、「状」が他の「状」に巻き込まれている際、状物自身がどのように折られていたのかという点に注意を払う。これは、帯状の紙を貼り付け、文章の特定の場所に注釈を付ける場合も同様である。断片を再配置する作業は、非常に複雑である。虫由来のシミや動いた跡などが、しばしば損傷と、該当する箇所の正しい位置を特定する助けになる。しかし、より複雑な事例では、日本語を母語とする方々の力を借りなければならなかった。日本からの作業グループが滞在していないときは、松浦一之介氏の力を借りた。彼は、デジタル化の全過程においてプロジェクトに協力してくれた。



写真8　レーヨンと水を用いた状の開封

＊裏打ちは、より深刻な場合のみ、「状」のオリジナルの折り目に注意しながら行われる。私たちの

作業傾向には、西洋の教育が強く残っている。したがって私たちは、文書に不要な力がかからないように注意しつつ、全体的な裏打ちよりも欠損部分を塞ぐことを優先した。

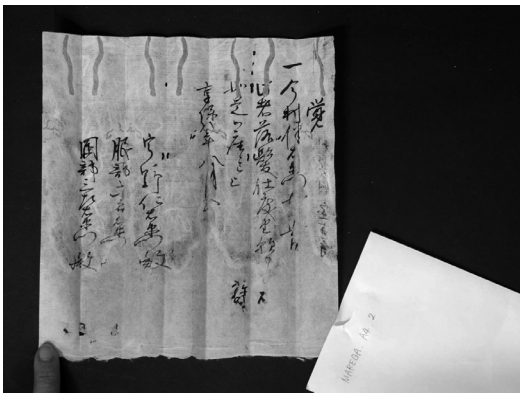


写真9　欠損部分の修繕

＊紙や薄葉紙で欠損部分を修繕する場合は、筆と水を用いて欠損部分を埋め、形を整える（写真9）。バチカンの修復士の何人かは、薄葉紙よりも薄い紙を使ったが、より厚い紙を用いた方がよかったのではないかと再考した。こうした失敗は、できるだけ最小限の介入作業を行おうとする癖がついているため、起こりうるのだ。

さらに、書籍のページの欠損部分を修繕する場合、日本の書籍における紙の特別な構造を加味しつつ、ページの表と裏を区別することを常に想定している。わずかな事例で、澱粉糊ではなく、アルコール・ベースの接着剤（クルーセルG）を用いた。

＊巻物の継ぎ目の再接合。

＊文書上の折り目を正すときは、ポリエステルの薄い皮膜であるマイラーで覆われた鉄のテーブルの上で、紙に包まれた磁石を用いて羊皮紙の皺（しわ）を取るという、バチカンの技術を用いた。

5. デジタル化作業

修復作業の後、プロジェクトにおいて不可欠なつぎの作業段階は、資料のデジタル化である。画像を通じて、日本での資料の詳細目録の作成も可能となる。デジタル化作業は、図書館内にある修復部門の2階上で行われ、必要な場合に

は、写真家と修復士の間で意見交換ができた。A1からA26に至るデジタル画像総数は4万コマに及んでいる。

おわりに

マレガ・プロジェクトは、東洋と西洋の間で互いに絶え間なく影響し合うものであるが、ある特定の題材だけでなく、広い意味での「歴史」に従事する、さまざまな専門家たちによる学際的な事例であり、模範的なものでもある。この作業グループのなかで修復士は、資料が受け継いでいる歴史的特殊性を守る者として役目をおい、このことから、取り扱うべき物品の歴史を完全に理解する義務がある。

結論の前に、人間的な要因という、しばしば無視される要素に言及しなければならない。このプロジェクトは、専門的な観点から一点の曇りもない一つの挑戦だったが、人間的な要因が基本的な役割を果たしてきたものであり、今もそれが機能している。わたしは飽くことなくこの点を強調するが、人間的な要因なしには、プロジェクトに必要とされる落ち着いた状況で仕事を行うことは決してできなかったはずである。

註

1）『イタリア学術・文学・芸術百科事典』（*Enciclopedia Italiana di Scienze, Lettere ed Arti*）によれば、マリー＝イヤサント・ローラン（Marie-Hyacinthe Laurent、マルセーユ1906–ローマ1968）は、ドメニコ会士、中世歴史家、古文書学者。1934年から1946年までバチカン文書館に、その後1949年から1968年にはバチカン図書館に務めた。主たる研究分野は、イタリア、プロヴァンス、ナポリ王国の中世である。また、文書群を公開し、1135年から1266年のバチカンのラテン語写本のカタログを編集した。シエナの聖カタリナの研究者でもあり、1935年からシエナ大学で聖カタリナ研究の講師を務めた。

2）国文学研究資料館、東京大学、京都外国語大学、早稲田大学、国立歴史民俗博物館、大分県立先哲史料館、元興寺文化財研究所等から構成されるグループ。

3）国文学研究資料館准教授。

4）すでに触れたが、耐久力については中性紙の方が値が高く、したがって酸性紙とは異なるものであるという利点が考えられる。なぜならば、製造過程において、繊維の抽出を進めるために、沸騰した時点で、伝統的に木の灰などのアルカリ性の物質が加わるからである。

5）元興寺文化財研究所研究員。

バチカン図書館マリオ・マレガ資料群の全体構造

大友一雄

はじめに

宣教師マリオ・マレガ（1902～78）が収集した日本関係資料は、現在、バチカン図書館・サレジオ大学図書館に多くが所蔵される。資料群の全体像は、本来、両者を統一的に捉えることで可能になると考えられるが、両者は所蔵先のみならず収集時期や伝来も異なるため、まずはそれぞれ個別に分析することが適当と判断される。よって、ここではバチカン図書館所蔵のマリオ・マレガ資料群を対象として、資料群が図書館に至るまでの経緯などにも留意しながら資料群の全体構造をアーカイブズ活動の観点から提示するものとする[1)]。

バチカン図書館のマレガ資料群を原出所とのかかわりで捉えるならば、マレガが日本において収集した資料群、マレガ自身の調査・研究活動のなかで発生した資料群、それからバチカン図書館所蔵後に保存管理活動のなかで付与したとみられる装備具など、以上3つのグループからなる。なお、3つ目はマレガ資料とはいえないが、資料群の伝来、現状を探るうえで重要な情報源と考えられたため、すべて調査対象とした。

この3つのグループは、調査段階では混然とした状態にあったが、全体構造分析では、概要調査および目録記述を進め、資料を発生させた出所（組織・集団・家など）を探り、出所の機能とのかかわりのなかに個々の資料を位置付けることを試みた。本論文はその取組みの一端を示すものであり、階層構造の実際は「マリオ・マレガ資料データベース」において具体化されるものである[2)]。

1. マリオ・マレガの経歴

ここでは資料群の全体像を検討するにあたって、マレガの経歴について行論の範囲で確認しておきたい[3)]。マレガ資料の全体理解では、いつどこでどのような目的から収集し、それをどのように保存管理し、活用したのかといった情報が欠かせないが、マレガ本人の経歴はその分析のための基本情報となる。ついては、収集資料の情報なども加えながら略歴をあらかじめ示したい。

マリオ・マレガと収集資料の動向

1902年9月30日、イタリア北東部ゴリツィアで生まれる
1918年、サレジオ会入会
1924～28年、トリノ法王立大学（サレジオ大学）に学ぶ。神学博士
1928～29年、イタリア・ヴァラッツェ高等学校教諭
1929年、宣教師として来日。翌年、宮崎・高鍋の神学院の教師を務める
1931年12月、大分教会に移る。1933年に海星幼稚園（大分市）設立に関わる
1935年4月、大分教会主任となる
1938年、『古事記』イタリア語訳を出版
　　主なキリシタン関係古文書を収集
　　ヴィンチェンツォ・チマッティ神父、キリシタン関係資料34点をバチカンに持参（A26）
1942年、『豊後切支丹史料』（サレジオ会）を出版
1944年、資料・書籍等を大分から宮崎に疎開（チマッティ日記7月2日）
1945年7月、熊本・栃木温泉に留められる（外国人宣教師対象）。終戦まで
1946年、『続豊後切支丹史料』（東京、ドン・ボスコ社）を出版
1947～49年、イタリア（アメリカ経由）へ帰国
1948年、教皇ピウス12世に接見、資料持参（A23.8）【マレガNo743】
1948～49年、再来日、大分教会就任。別府専門女学校で教師を務める
1949～53年、東京勤務（東京第1期）となる（東京・目黒区碑文谷町居住）

1950年、東京・調布サレジオ神学院（同年練馬から調布へ移設）教師
1951年、東京・調布サレジオ短期大学教師（院長・学長はチマッティ神父）
1953年、収集文書などをバチカン図書館に寄贈（A1～A21）
1953年～1958年、臼杵教会就任
1954年、『豊後切支丹史料』メモ書入れ本をバチカンへ送付
1958年、「島原記録」をバチカンに送付
1959年、東京碑文谷サレジオ教会所属（東京第2期）
1963年、星美学園短期大学専任教授
1974年、帰国
1978年1月30日、イタリアのロンバルディア州ブレシアで没す

マレガの経歴には曖昧な点も少なくないが、おおむね上記の通りである。1953年に資料群はバチカン図書館に寄贈となるため、とくに同年以降は簡略に示した。なお、資料収集は、その後もとくに東京において続けられたようである。サレジオ大学図書館マレガ文庫に見られる古典籍・錦絵などがそれに該当すると考えられる。

経歴は、彼の研究活動の環境基盤や周辺的状況を理解するうえではもちろん、資料群の伝来や構造分析においても有用である。以下、行論のなかで適宜参照をお願いしたい。

2. バチカン図書館所蔵マレガ資料群の全体像

マレガはキリシタン関係の資料をはじめ、日本文化にかかわるさまざまな資料を収集し、また、それらの研究を通じて多くの原稿・メモなどを発生させた。多岐にわたる資料群を、出所を踏まえて構造化するには、資料ごとに存在理由を追究することが基本であり、年代・内容・形態などにも留意しながら構造化を進めることになる。バチカン図書館は、1953年の資料群受入れ後、A1からA21のまとまりとして管理してきたが、共同研究では、その後追加されたA22～A26のまとまりも含めて、すべての資料の出所を検討し、それをもとにグ

ループ化、階層構造化を試みた。ここでは、その検討を踏まえて、01.宗門方、02.諸資料、03.マレガ、04.その他という4つのグループに編成するものとした。01.宗門方は、臼杵藩宗門方役所を原出所とする資料（1万1938件）、02.は宗門方役所以外を出所とする前近代資料（413件）、03.はマレガ自身の著作・原稿・書簡・メモおよび同時代の雑誌・絵葉書など（2236件）、04.その他は、バチカンにおいて資料管理のなかで付与されたものである（56件）。

ついては、以下、それぞれについて出所である組織・集団・家などを明らかにし、そのうえで発生した記録について考察することにしたい。

(1) 01.臼杵藩宗門方役所資料

①宗門方の沿革と機能 ―3つのグループへの構造化―

マレガによる本資料の収集については、資料を管理した旧藩関係者からの入手、または、古書店などから購入など諸説がみられるが、本資料の入手時期は1938年の可能性が高い[4]。01.宗門方役所を出所とするレコード数は1万1938件（全レコードの81.6%）となる。対象年代は寛永12年（1635）～明治2年（1869）に至り、質量とも充実した資料群である。バチカン図書館の受入れは、1953年、日本からマレガが寄贈したことによる。ただし、これ以外にも1938年にチマッティ神父が持参し、2020年までバチカン文書館が収蔵した資料（A26）、1948年マレガがピウス12世に接見した際に持参した資料（A23.8 = Vat.estr. or.48）、2016年にサレジオ大学図書館から修復のために受け入れた資料（A24）などがあり、一部には受け入れ経緯が不明なものもある[5]。

出所の臼杵藩宗門方役所は同藩の宗門改を担当した役所である。ついては、まず臼杵藩のキリシタン統制について簡単に触れておきたい[6]。

豊後国海部郡臼杵（現在の大分県臼杵市）は、大友宗麟（1530～87）の居城としての歴史も有するが、文禄の役の失態による大友義統（宗麟の子）の改易後、豊臣系の福原直高が入り、福原が豊後府内に転出した後、文禄2年（1593）閏9月、太田一吉が6万5000石で入った。慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後は、稲葉貞通が美濃国郡上八幡から5万石で転入し、藩主は貞通－典通－一通－信通－景通－知通－恒通－菫通－泰通－弘通－雍通－尊通－幾通－観通－久通と

続き、久通の代に幕末を迎えた。天保5年（1834）の豊後国御帳によれば領知は豊後国海部郡に97か村、大野郡に143か村、大分郡に39か村に及ぶ。

豊後でのキリスト教は、天文20年（1551）、大友宗麟がフランシスコ・ザビエル（1506～52）を府内（大分市）に招き、自らもキリシタンとなるなど積極的な対応によって広がり、「高田」（大分市）、「野津」（臼杵市）、「志賀」（竹田市）には拠点も置かれ、組織化が進んだ。しかし、江戸幕府は、慶長17（1612）年にキリシタン禁制を打ち出し、翌年には全国に禁教令を発した。臼杵藩を含む豊後国の諸藩は、幕府の政策によってキリシタン禁制を次第に厳格化し、家中を含む領内の人々に対して仏教への改宗を求めた。臼杵藩では寛永11年以来、宗門改と起請文の作成・提出、五人組の編制によってキリシタン統制を強化したが、その後も潜伏キリシタンの露見が続いた。幕府は寛文4年（1664）11月、諸藩に宗門方の設置を求め、臼杵藩では翌5年に宗門方（奉行）3名を任じた。この部局は幕府宗門改役（宗門奉行・切支丹奉行などとも呼ぶ）の指揮・連携の下に領内のキリシタン統制とその情報を管理する機関であった。業務は年次的に編成され、領内の宗門改・絵踏、幕府への報告、他藩との調整などが定式化していった。元禄2年（1689）の宗門奉行の役料は禄米20俵、下僚（宗門下役）2名であった。宗門方役所資料群は、この役所の活動にかかわる資料群ということになる。

さて、資料群の全体構造把握では、宗門方の沿革、下位の組織構造、機能分担などの検討を要するが、これらに留意した場合、資料群は大きく3つに分けて捉えることが適当と考えられた（後掲表1参照）。判断基準となるのは、寛文5年の宗門方の設立である。三野行徳氏によれば、設置以前は、藩の大組鉄砲足軽頭など番方系の者がキリシタン取締りを担当しており、組織機能的にはその後のあり方と大きく異なることになる[7)]。また、宗門方を出所とする資料群のなかに、それ以前の時代のものが含まれる点にも注意が必要である。おそらくは新規の役職が成立するなかで、それまでの関連文書が引き継がれたものであろう。機能的には継承する部分もあるが、組織のあり方が異なるため、前後の資料をどのように構造化するか注意が必要である。

ここではまず、寛文5年以前の資料群（554件）が特定の内容・形式に限定さ

れることから、01.寛永12年宗門改起請文、02.寛永12年宗門改帳、03.寛永12年重而宗門改請状、04.正保3年重而宗門改五人組証文、05.正保3年宗門改証文、06.正保3年重而宗門改証文、07.正保3年御改五人組帳というように、資料名をもってまとまりの柱とした（表1の「(1) 宗門方設置以前」の部分）。資料はいずれもキリシタン取締りにかかわり領内から提出されたものである。

つぎの資料グループは、万治3年（1660）から天和2年（1682）頃にかけてキリシタン弾圧・捕縛が強力に進められた「豊後崩れ」にかかわるものである。多くは幕府宗門改役・長崎奉行・臼杵藩主などの往復文書であり、藩主・家老などによる資料群ともいうべき性格である。寛文5年以前の番方系役人や以後の宗門方の名前もほとんど見られない。案件の性格上、宗門方などが関係したことは間違いないが、書類の性格からすると藩首脳部のものと判断される。おそらくはキリシタン統制において大きな転換点となった事件の関係文書を宗門方役所で備えることが必要となり、後に収集、書写することでまとめられた資料群であったのではなかろうか。よって資料群の位置づけでは、初期の文書群に続けて（2）豊後崩れ「08.切支丹吟味」（134件）というグループを設けた[8)]。

3つめのグループは、寛文5年の宗門方設置以降に発生した、いわゆる役所文書（1万1250件）である。役所機能に注意して、表では（3）の年次計画事業（毎年恒例化した宗門改、絵踏など）、（4）随時事業（ライフサイクルにかかわる出生・婚姻・移動・死去などや臨時の伺・届など）、（5）対外的事業（幕府関係、他領関係など）、（6）役所事務・通信（事務・役人間通信・通達・経費など）、（7）その他（包紙・断簡・不明など）と編成を試みたが、データベースでは、利用の観点から一覧性を重視し、宗門方のもとに「踏絵」「出生」「幕府届伺」などと、具体的な役割・事項を並列的に示した。

これらは、宗門方の毎年恒例化した活動やライフサイクルなどにかかわる活動とそのもとに発生する情報に注目したものである。情報は、年々幕府宗門改役へ報告する仕組みとなっており、役所はそのために存在したともいえる。

なお、幕府への報告対象とは、キリシタン本人やその子孫・類縁として捉えられた「類族」が対象であり、すべての人々を対象とするものはないが、毎年実施される宗門改・絵踏や、出生・死亡などの手続きは、すべてが対象となっ

表1　マリオ・マレガ資料群構造 —01.宗門方—

フォンド	サブ・フォンド	シリーズ（掛・機能レベル）	ファイル（内容別・簿冊レベル）
マリオ・マレガ資料	01.宗門方（11,938）	（1）宗門方設置以前（554）	01.寛永12年宗門改起請文（416） 02.寛永12年宗門改帳（6） 03.寛永12年重而宗門改請状（8） 04.正保3年重而宗門改五人組証文（113） 05.正保3年宗門改証文（5） 06.正保3年重而宗門改証文（4） 07.正保3年御改五人組帳（2）
		（2）豊後崩れ（134）	08.切支丹吟味（134）
		（3）宗門方（年次計画事業）（2,253）	09.宗門改証文（827） 10.住持替目証文（39） 11.宗門改毎月仕上書（179） 12.五人組（55） 13.家内人数（520） 14.村内人数（111） 15.居住改（22） 16.生死増減（228） 17.踏絵（146） 18.類族（帳）（126）
		（4）宗門方（随時事業）（8,058）	19.出生（1707） 20.改名（74） 21.養子（107） 22.引越（714） 23.婚儀（314） 24.離縁（15） 25.出仕（115） 26.弟子入（37） 27.逗留（108） 28.奉公（38） 29.家内入（27） 30.他出（100） 31.欠落（152） 32.剃髪（257） 33.帰参（66） 34.旦那請（67） 35.旦那替（210） 36.病気（25） 37.籠舎・閉門（22） 38.死亡（140）

		(4) 宗門方（随時事業）	39.葬儀（30） 40.死骸改証文（3087） 41.宗門改（44） 42.帰着（105） 43.旅人出入（306） 44.住職（33） 45.印判（67） 46.年齢書上（11） 47.諸届（40） 48.諸伺（40）
		(5) 宗門方（対外的事業）（301）	49.幕府届伺（57） 50.他領類族（244）
		(6) 宗門方（役所事務・通信など）（436）	51.役所役人通信（378） 52.役所事務（16） 53.通達（15） 54.役所経費（15） 55.召喚（12）
		(7) その他（202）	56.その他（不明分）（8） 57.包紙（40） 58.断簡（64） 59.反故紙（12） 60.紙片（8） 61.紙縒（70）

た。こうした全住人の取調べをベースに、類族の異同を幕府へ報告することが求められたのである。もちろん、実際に露見などの問題が発生すれば、その対応は宗門方役所に求められたわけである。

さらに宗門方の組織にかかわり一点追加するならば、宗門方下役が交代で江戸詰となっていた。これは幕府への報告・調整などの役割が期待されたものである。国元からの類族異同に関する報告は、まず臼杵藩江戸藩邸に届けられ、幕府宗門方との調整のうえで提出が完了することになる。そのため、江戸藩邸では国元と連絡を取りながら幕府への提出書類を書き直すことも必要となった。また、幕府宗門方は全国の類族帳を所持しており、藩からの異同届を踏まえて、類族帳を書き直していたとみられる。そのため、相当微細なレベルで藩担当者との調整が必要になっていた。ちなみに元禄16年（1703）正月の宗門方支配の「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」（A16.5.4.3）では、差出人に藤井平内・宇野

九太夫・植田喜助・吉田三内の名前が見られる。宛先は宗門方の奉行3人である。また、宝永8年（1711）正月の同内容の文書（A3.5.7）の差出人も同様であり、この間、下役は藤井平内・宇野九太夫・植田喜助・吉田三内の4人が務めたことになる。



写真1　江戸詰植田喜助書状一括

江戸詰については、江戸の植田喜助から藤井平内・宇野九太夫・吉田三内宛の書状（A11.2.4.2.4）、また、宝永8年とみられる8月2日付の植田喜助から国元の宗門奉行3人宛の書状（A11.2.4.2.19）があり、後者では植田の江戸詰の任期が間もなく終了すること、後任の藤井平内の到着を待つことが記される。なお、江戸詰植田から国元に届けられた書状はまとまって伝えられていた（A11.2.4.2）（写真1）。

今後、宗門方役所についての分析が進むなかで、役所機能と生み出される文書の関係についての理解が一層深まることが期待される。

②「01.宗門方」の第3階層の差出人身分表記について

ここでは、臼杵藩宗門方役所を出所とする資料群「01.宗門方」の第3階層の編成項目で、百姓・町人・藩士などの身分表示を、広く採用した理由について、その方法と狙いについて触れたい。

まず、採用した方法を具体的に示すならば、たとえば「01.宗門方」の下位の階層「09.宗門改証文」の場合、「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」の書出しで始まる文書数は827件に及び、何らかの下位編成が必要と考えられた。ここでは、その対応として差出人の身分に注目して百姓・町人・寺院・藩士などという下位階層の設定を試みた。アーカイブズ学的にはイレギュラーな取組みと判断されるかもしれないが、つぎのような理由で一定の理解を得たいと考えた。すなわち、宗門方の活動は、藩内の諸身分を対象としており、各身分集団から宗門改・類族改についての文書が提出される仕組みが存在した。百姓の場合は、庄屋・大庄屋から宗門方へ提出され、町人の場合は町年寄から、藩士の場合は家格によって違いはあるようであるが、一般には同職の組頭・頭を通じて提出

されていた。さらに、提出された文書もそれぞれ別個のまとまりとして管理されたことが想定される。したがって、身分を踏まえた資料群編成は、文書群の作成・管理を追究するうえでも、また、文書群の原状を理解するためにも有効と考えたものである。

あらためて既述の宗門改証文の数量に注目するならば、827件のうち469件は「01.寺院」を差出人とするものであり、「02.町人」は3件、「04.百姓」は4件、「05.藩士」346件、「09.不明」5件であり、数量的に大きなばらつきがある。つまり、「切支丹宗門御改ニ付御書物之事」の提出は、基本的には寺院・藩士を主とした制度とも考えられる。「02.町人」、「04.百姓」にみられる文書は、いずれも町年寄・大庄屋によるものであり、禄を得た存在であったため、この文書の提出が必要となった可能性が高い。よって、差出人の身分を編成の基準とする方法は、宗門改の実際を明らかにするうえでも有用である。

以上のような状況から、とくに上申文書の場合、身分に応じた編成は、積極的な意味があると考え、この方法を採用した。

(2) 02.諸資料

表2の「02.諸資料」は、宗門方役所以外を出所とする前近代資料群（413点）からなるまとまりであり、「諸資料」という柱立てはあくまで便宜的な設定である。出所を基準とした場合、13以上のグループの設定が考えられるが、利用上の利便性を考え、諸資料を設定した。また、下層の01.臼杵藩、02.臼杵藩士なども同様に関連の資料群をまとめるために設定したものである[9)]。

02.諸資料のもとに編成した資料群全体は、01.臼杵藩（御納戸・御奥・郡奉行・その他）、02.臼杵藩士（戸上家・生野家・諸家）、03.臼杵藩領、04.岡藩関係、05.府内藩関係、06.大村藩関係ヵ、07.杵築町・藩関係、08.生地・宗近組関係、09.大坂町奉行ヵ、10.駿河国安倍郡腰越村、11.出羽国最上郡泉田村奥山家、12.銀札、13.その他などである。13.その他の設定は出所特定が困難なものも少なくなかったことによる。引続きの検討が必要となる。

つぎにバチカン図書館で発見された段階の状態に注目するならば、諸資料も、他の資料グループと同様に一定程度のまとまりで存在したが、一部では散在す

表2　マリオ・マレガ資料群構造 ―02.諸資料―

フォンド	サブ・フォンド	シリーズ（掛・機能レベル）	ファイル（内容別・簿冊レベル）
マリオ・マレガ資料	02.諸資料（413）	01.臼杵藩（17）	01.御納戸（8） 02.御奥（2） 03.郡奉行（1） 04.その他（6）
		02.臼杵藩士（126）	01.戸上家（116） 02.生野家（4） 03.諸家（6）
		03.臼杵藩領（19）	
		04.岡藩関係（43）	
		05.府内藩関係（19）	
		06.大村藩関係ヵ（3）	
		07.杵築町・藩関係（8）	
		08.生地・宗近組関係（40）	
		09.大坂町奉行ヵ（2）	
		10.駿河国安倍郡腰越村（4）	
		11.出羽国最上郡泉田村奥山家（49）	
		12.銀札（21）	
		13.その他（62）	

る場合もあった。グループ名称は資料の内容などから適宜判断して付与したものであり、マレガが与えたものではない。入手先は多くが不明であるが、たとえば01.臼杵藩（17）のうち01.御納戸（8）には、大分市堀川町にあったハレルヤ書店の値札（A13.11.0.2）が添えられており、同書店での購入といえる。また、資料A1.9.2.1.1.4には、イタリア語で「元山（長崎）から購入した諸文書」との記載が見られ、大分・長崎などの古書店で購入していたことが確認できる。もちろん、個人的な譲り受けなども十分に考えられるところである。入手時期は、多くがバチカン図書館に寄贈された1953年以前ということになる。

13からなる資料グループのいくつかについて紹介するならば、01.臼杵藩は、御納戸・御奥・郡奉行などの資料からなる。宗門方が所持した可能性についても検討したが、詰所日記など無関係なものが多く、別途入手したものと考えて、諸資料のなかに位置づけた。02.臼杵藩士（126）は、01.戸上家（116）、02.生野家（4）、03.諸家（6）によって構成した。01.戸上家の入手経緯・時期などは不明である。また、同家文書は、A13.2.1（63件）、A21.1.5（1件）、A21.1.9（26件）、

A24.57～71（24件）など複数に分れて存在した。構造分析ではこれらを集めて01.戸上家とした。資料の上限は元禄5年（1692）、下限は明治24年（1891）とみられる（氏名などが具体的に記される資料の下限は明治15年である）。戸上姓の者には戸上権助（元禄～宝永）、戸上嘉助（文化2年、天保13年、弘化、嘉永、安政、元治）、戸上幾平太（天保8・9年）、戸上秀橘（明治11～15年）などの名前が見られる。また資料には同家の土地取得に関する売買証文などが多いが、同家は臼杵藩にあって御部屋足軽、御持筒組、大組などを務め、戸上幾平太は「宗門方御附人」に就任したとみられる[10]。ただし、01.戸上家に、宗門方の事務にかかわる資料はほとんど見られない。既述の通り江戸時代から明治時代の戸上家の土地売買に関する資料が大半を占めることから、出所は戸上家と見て間違いなかろう。

03.臼杵藩領（19）は、マレガ自身が資料目録ノート（A.16.4.4.1.1）に「断片的な資料で、襖から剝がし、販売者が一つにまとめた資料群」と記し、B421からB440の資料番号を与えたものである[11]。内容的に主に臼杵藩領のものであるため、「臼杵藩領」の柱を設定した。

04.岡藩関係（43）、05.府内藩関係（19）、06.大村藩関係ヵ（3）、07.杵築町・藩関係（8）、08.生地・宗近組関係（40）などのまとまりも資料内容から判断したものであり、マレガによる入手時期、厳密な意味での出所は不明である。

09.大坂町奉行ヵ（2）、10.駿河国安倍郡腰越村（4）、11.出羽国最上郡泉田村奥山家（49）などは、豊後はもちろんのこと九州からも離れた地域の資料ということになる。また、11.出羽国最上郡泉田村奥山家は、キリシタン・宗門改とも無関係である。これらは、いずれも2005年頃まで東京調布のサレジオ神学院に保管されたA24のうちの文書群であり、マレガが東京で入手した可能性も考えられる。点数が多い11.出羽国最上郡泉田村奥山家（49）は、宝暦14年（1764）から慶応4年（1868）に至る村方の庄屋文書である。「泉田村庄屋奥山仁兵衛」などの記載も見られる[12]。

(3) 03.マレガ

「03.マレガ」は、マリオ・マレガ自身を出所とする資料類であり、著書・原

稿・研究メモ・ノート、資料整理封筒・包紙、さらに、マレガの半生絵巻、絵葉書などからなる。印刷物を除く資料から直接確認できる上限は、1938年である（これを遡るものに「1936」と記される封筒が一点ある）。下限は印刷物を除くと1949年7月「別府専門女学校給与明細（昭和24年7月分）」（A1.20.8.1）であり、印刷物を含めると大分県郷土文化研究会「大分縣先賢名家人名辞典」（1949年）、「聖ザヴィエル師渡来四百年祭記念　豊後キリシタン史展覧会出品目録」（展覧会は1949年5月27日～6月5日、主催は大分県・大分市・別府市・朝日新聞西部本社、会場は大分市トキハ百貨店五階ホール）、それから後述の1950年の新聞などがある。マレガは、1945年8月の終戦以降、東京（1946、1949～53、1959～74）、イタリア（1947～48）、大分（1948～49、1953～1959）と頻繁に移動するが、資料群がこの間どのように管理されたものか曖昧である。なお、上述の1949年の大分の資料は、マレガが同時期大分教会に所属したことによると考えられる。同年代の資料はきわめて少数である点も特徴といえる。

さて、以上の点も念頭に「03.マレガ」のもとに7つの小グループを設定した。01.研究（574）、02.文書（29）、03.資料管理（1442）、04.図書（136）、05.印刷物（43）、06.諸品（11）、07.布教関係（1）である（後掲表3参照）。宣教活動などに関する資料も一部見られるが、裏面をメモ用紙として利用する場合が大半であり、自覚的に保存されたものではない。基本的にバチカン図書館に寄贈された資料は、豊後のキリシタン関係資料などと、それらに対するマレガの取組みを示す資料といえる。たとえばA1、A2には、『豊後切支丹史料』（正・続）に収録した資料とともに、史料集刊行のための原稿や作業メモなどが大量に見られ、他の古文書のまとまりとは様相を異にする。マレガによる利用が進むほどマレガ神父のメモが大量に付与されたわけである。古文書とマレガのメモ・原稿などとはそのような関係といえる。なお、マレガのメモ書きはその大半がイタリア語である。

01.研究はマレガ自身の著書（『豊後切支丹史料』正・続）、原稿などであり、02.文書は書簡、大学給料明細、マレガ半生絵巻などからなる。半生絵巻は1945年7月、熊本の栃木温泉に留められたさい、マレガ自身が誕生から当時までの歴史を墨絵（漫画絵）で描いたものである。

03.資料管理は、マレガが収集資料の整理・管理に用いたものである。資料に添えられたメモ書き、カード、資料番号が書かれた封筒、ツツミ紙、包装に用いた新聞、紐（麻紐など）などからなる。新聞は「The Osaka Mainichi & The Tokyo Nichi Nichi」「豊州新報」「大分新聞」「大分合同新聞」「The Mainichi」「日本カトリック新聞」「大分日日新聞」「福岡日日新聞」「朝日新聞」などであり、いずれも日本の新聞である。確認できた新聞の日付は1937年11月から1950年1月にいたるが、多くは1944年までのものである。これは1944年7月、戦火を避け資料を大分から宮崎に疎開させたこととの関連が考えられる。大分のマレガのもとにあったジュセッペ・フィグラの回想録には「昭和19年の終わりから20年のはじめにかけて、空襲はいよいよはげしくなっていきました。……マレガ神父様は、臼杵のキリシタンの資料を持っていました。「あれは爆撃でやられるのは惜しい」といって、一週間もかけて、全部箱におさめて宮崎に送りました[13]」とある。その後のマレガの動向などに鑑みても、宮崎に疎開するためにまとめた荷物は、移動するさいに便利なものとして一定程度維持されたことも考えられる。保存管理に用いた新聞の大半が1944年7月の疎開までであるのは、この点とも関連するものであろう。なお、1944年7月以降、包材として利用された新聞は2件確認できる。一つは1949年9月16日のアメリカ軍新聞「STARS AND STRIPES」（A21.1.1.2.0）であり、「中川車紋軒丸瓦」（キリシタン瓦）を包み、マレガによる説明文が添えられている。新聞の日付に従えば、マレガが大分教会赴任時に入手したことになる。もう一点は昭和25年1月12日「朝日新聞」（A13.10.0）であり、成田山のお守りを包む。

以上のような状況からは、戦後に追加されたものが存在することも明らかであるが、それは江戸時代の古文書類などではなく、戦後、とくに1949年の大分教会時代のものが多いように思われる。つまり、新聞などの情報を踏まえて捉えるならば、バチカン図書館のマレガ資料群は、1944年7月までの江戸時代の文書類を中心とする資料群と、1949年頃の大分教会時代の資料群、1950年頃に東京において発生した少量の資料群によって構成されたと想定することも可能ではなかろうか。

04.図書は、写本・文献・雑誌などであり、教会関係の小冊子なども含まれる。

表3　マリオ・マレガ資料群構造 —03.マレガ、04. その他—

フォンド	サブ・フォンド	シリーズ（掛・機能レベル）	ファイル（内容別・簿冊レベル）
マリオ・マレガ資料	03.マレガ（2236）	01.研究（574）	01.メモ（476）
			02.著書（3）
			03.原稿（69）
			04.書籍（2）
			05.包紙（1）
			06.絵図（4）
			07.新聞切抜（19）
		02.文書（29）	01.書簡（12）
			02.学校教育（9）
			03.通達（2）
			04.マレガ半生絵巻（5）
			05.マレガ写真（1）
		03.資料管理（1442）	01.メモ（286）
			02.日本語カード（75）
			03.ノート（1）
			04.葉書（8）
			05.青焼図面（3）
			06.チラシ（1）
			07.紙片（45）
			08.封筒（337）
			09.ツツミ紙（281）
			10.新聞（199）
			11.カード（8）
			12.紐（186）
			13.仕切り紙（10）
			14.カタログ（2）
		04.図書（136）	01.写本（13）
			02.文献（120）
			03.雑誌（3）
		05.印刷物（43）	01.絵葉書（37）
			02.その他（6）
		06.諸品（11）	
		07.布教関係（1）	
	04.その他（56）	01.バチカン図書館整理（56）	01.新聞（7）
			02.カード（48）
			03.メモ（1）

時期的には江戸期から1949年に至り、マレガの書き込みなども見られる。

05.印刷物は、観光絵葉書などが大半である。06.諸品は、お守り、瓦、御札、矢尻などのモノ資料である。以上を表示すれば、表3の通りである。

(4) 04.その他

「04.その他」(56)では、バチカン図書館が資料群受入れ後の1950年代後半から60年代に、資料管理などの過程で付与した装備具などを3つのグループに編成した(表3参照)。01.新聞はバチカン・イタリアの新聞紙である。具体的にはA9.1の資料群はIL Popolo del Lunedi(1959年6月22日)(A9.1.0.1)で、A11.2の資料群はIL Messaggero dello sport(1959年6月15日)(A11.2.0.1)で、A11.2.3の資料群はIL Popolo del Lunedi(1959年6月22日)(A11.2.3.0.1)で、A14の資料群はバチカンの公式新聞ともいえるL'osservatore Romano(1959年6月21日)(A14.0.1)で、A20.2の資料群はIL TEMPO(1959年5月17日)(A20.2.0.1)で包まれた。新聞の日付からも、資料を包む行為がバチカンで行われたことは明らかである。また、バチカンでの新聞紙利用は、A9.1、A11.2、A14、A20.2というようにかなり大きなまとまりを包む場合に利用されているのも特徴である(新聞を新規に利用せず、マレガが用いた装備具を転用することもあったと考えられる)。なお、包まれた構成物レベルではマレガの整理状態や臼杵藩の文書管理状態が維持されているようである。今後、より丁寧な分析によって資料管理や伝来について一層明らかになることが期待される。

02.カードは、バチカンにおいて設定された21のグループ、およびその下の小グループなどに添えられたものである。イタリア新聞が利用された時期と同時期の措置と考えられるが、詳細は不明である。

03.メモは、1938年、マレガの上司であるヴィンチェンツォ・チマッティ神父がバチカンを訪問した際に持参した資料群(A26)に関するバチカンでのメモ書きである[14)]。

おわりに

バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料群の全体像をアーカイブズ活動の観点から階層構造的に捉え、分析での検討なども含め紹介してきたが、残された課題は少なくない。一つは臼杵藩宗門方役所の機能についての分析がまだ不足していることである。幕府の指示によって諸藩に置かれた宗門方に関する分析は、本資料群の発見によって進展をみたとすることもできるが、役所の組織・機能に関する研究は引き続き必要と考えられ、その進展によって資料群の構造的な把握もより適切なものになるに違いない。

また、マレガについては、1938年から1953年にかけての動向を一層追究することが重要といえる。さらにマレガは、なぜ1938年に宗門方資料群を取得できたのか、事実関係と同時に当時の日本・大分における歴史資料についての社会的な認識などを含めて検討することが重要であろう。こうした基本的な情報が的確に提供されることで、本資料群の情報としての価値が一層高まることになる。実現には利用者との連携も欠かせないと考えられるのである。

註

1）サレジオ大学図書館所蔵の資料群については、湯上良「サレジオ大学図書館所蔵マレガ関連資料に見るマレガによる研究と資料保護」（本書所収）を参照されたい。また、和古書については山下則子「サレジオ大学マリオ・マレガ文庫蔵日本書籍目録」（国文学研究資料館文献資料部編『調査研究報告』第23号、2002年）がある。また、ロバート・キャンベル「マリオ・マレガ文庫」（『文学』2001年5、6月号、岩波書店）が概要を紹介する。

2）国文学研究資料館ホームページ「バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料データベース」参照。

3）マリオ・マレガの経歴・業績については、シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、同「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第14号、2018年）、および本書所収同論文参照。また、星美学園短期大学小島順子氏の御教示による。

4）収集およびマレガの動向については、シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（本書所収）参照。

5）これらの詳細は、マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』（2021年）を参照されたい。なお、同書は国文学研究資料館マレガ・プロジェクト・

ホームページにもPDFが搭載される。

6）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）、佐藤晃洋「臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制」（同上）を参照。

7）註6三野論文参照。

8）太田尚宏「臼杵藩宗門方役所における文書管理の諸相 ―収納袋・端裏書・保存形態に着目して―」（本書所収）参照。

9）臼杵藩宗門方役所をこのグループに入れることも考えられたが、同資料群がマレガ収集資料の大半を占めること、また、マレガの原稿・メモ・書簡などもこの文書群にかかわることに鑑み、原出所である臼杵藩宗門方については、これを別個のグループとした。

10）足軽などについては、マレガ資料A13.2.1.1.1参照。宗門方御附人については、包紙表書に「宗門方御附人 戸上幾平太様　佐藤伝兵衛」（A14.4.1.6.0）とある。ただし、包紙のみである。

11）高見純「宣教師による切支丹統制文書群の収集と整理 ―マレガ目録の分析から―」（本書所収）、表2参照。

12）マレガ資料A24.72.3.18参照。

13）世のひかり社編『戦争中の一神父のてがら フィグラ神父の回想（1940～47年）』（世のひかり社、1994年）、シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、および本書所収同論文。

14）A26の伝来については、青木睦・太田尚宏・大友一雄「マレガ資料群の調査・保存と情報資源化」（本書所収）参照。

豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父

―マレガ文書群の成立過程とその背景―

シルヴィオ・ヴィータ

はじめに

バチカン図書館所蔵マレガ文書群の価値については、さまざまな観点から考察を加えることができる。まず、アーカイブズ資料として、200年近くの期間におよぶ、特定の地域を主とした、このような規模のコレクションは、海外の図書館・資料館が扱うことはたいへん稀なことである。その意味でも、バチカン図書館の既蔵資料に対して、東アジア関連の分野にいくらかの価値を付与するものといえる。そして、他の論考でも指摘されているように、マレガ文書は豊後地方におけるキリシタンの流れについて豊富な情報を提供するとともに、より広く、民衆統制をはじめとする日本近世社会の状況を解明するためにも、価値の高い資料である。さらに、このコレクションの成立過程は、20世紀の歴史的事情を考えるのにも示唆に富んでいる。なぜなら、文書収集の裏側にある物語は同じように歴史的な意義を持つからである。このようなことから、日本における行政上の価値を失った後、200年以上の時を経てバチカン図書館に収められるに至った経緯は一つの課題となる。本稿では、コレクションの成立過程について紹介しつつ、一人の宣教師による日本への知的な関わり方、昭和前期のカトリック教会の歴史などのテーマを取り上げ、国際的文脈、地域的文脈、個人的人脈のなかでマリオ・マレガの業績として文書収集の背景を考えたい。

1. マレガ研究の現状

マレガの在日期間は1929（昭和4）年末から1974年にかけ、終戦直後しばら

く帰国した時期を除いても、40年以上に及ぶ。バチカン図書館所蔵文書の発見は新規に属することであったとしても、それをきっかけに彼の名前が初めて広く知られるようになったわけではない。日本研究の分野における業績は以前から周知のものであり、マレガの伝記の詳細についてもいくつかの考察がすでに試みられている。とくに、1938年に刊行された彼の『古事記』のイタリア語訳は、当時日本でもかなりの反響を呼んだものであり、『古事記』の欧文訳の歴史のなかでそれなりの位置をしめている[1)]。出版元のラテルツァ社は哲学者ベネデット・クローチェを中心に文学以外の歴史・哲学関連などの書籍を主として世に出し、20世紀前半からイタリアにおいて「知」の体系を作り上げる立場にあった。マレガは同社から立て続けに、1939年に『伝説と物語に見る日本』という日本の民間説話に関する著書、そして1948年に「仮名手本忠臣蔵」の翻訳・研究を上梓する運びとなる[2)]。なお、忠臣蔵のほかにも演劇について特別な関心を抱き、初期の『モニュメンタ・ニポニカ』に、1939～41年の間、謡曲のイタリア語訳を3本も寄稿した[3)]。

上記の研究活動が、実は、現在ローマのサレジオ大学に保存されている、もう一つのマレガ・コレクションの裏側にある。その大部分を占める日本の江戸期以来の古い版本に対しても、以前から研究者の関心が寄せられていた。これらの図書は、国文学研究資料館において、20年ほど前からプロジェクトの責任者となった同館の山下則子教授のもとで、慎重な目録化作業が進められてきた。また、そこから、ラウラ・モレッティ（Laura Moretti）博士（現在ケンブリッジ大学）が率いる積極的な活動も始められ、サレジオ大学図書館蔵マレガ文庫の整理と所蔵量の増加へとつながった。マレガ関係の文献すべてを同図書館に集めるという動きによって、彼自身の原稿、書簡類のほかに、バチカン図書館所蔵のものと同質とみられる約300件の古文書も2005～2006年にローマに渡った[4)]。これらはマレガ神父のもう一つの関心を物語っているが、日本キリシタンの記録や遺跡の発見・研究の観点からも、彼の名前は同分野の研究者の間で前からかなり知られていた。このうちとくに、戦時中から終戦翌年にかけて刊行された『豊後切支丹史料』（正・続）において、マレガが翻刻して紹介するものの原史料の所在が、一つの未解決問題として受け止められた[5)]。

そのようなわけで、マレガの伝記についても、ある程度の先行研究が存在している。まずロバート・キャンベル（Robert Campbell）氏の2つの論考が発表されており[6]、それに加えて近年に出された、モレッティ氏（2006年）、そして元パヴィア大学教授アンニバレ・ザンバルビエリ（Annibale Zambarbieri）氏（2010年）の両者の論文も参照されたい[7]。それらに先立つ2002年、マレガの生誕百周年を記念したテレサ・チアッパロニ・ラロッカ（Teresa Ciapparoni La Rocca）氏の短い紹介文と、故郷のモッサで行われた記念行事の際に、同じくサレジオ会の神父ジョヴァンニ・フェドリゴッティ（Giovanni Fedrigotti）氏が作成した原稿もある。ただし、両者は、追悼文および回想記のような性質を持ち、とくに後者はサレジオ会内に残る履歴書・報告書・台帳類などに基づいて書かれたもののようであって、慎重に利用すべきであろう[8]。ほかに、日本語で発表された論説で、溝部脩氏の記述もマレガ伝に関する参考資料としてたいへん有益なものである[9]。

いずれにせよ、マレガ伝そのものについて詳しく論じるのは別の機会に譲り、ここでは文書コレクションの形成を中心に考えて、便宜上、略年表を作成して、本稿の末尾に収録しておいた。なお、伝記的な考察に当たっては、文書収集をより広い文脈のなかに置く目的で、前記の先行研究を参考にしながら別の資料で補う必要もある。なかでもとくに重要なものは、マレガが近親者に向けて（初期には両親に、後年には姉妹に）定期的に書いた約200通の書簡である。これらのコピーは他の関係資料と同様に、現在サレジオ大学図書館に保管されているが、原文はマレガの故郷ゴリツィア市の中央神学院図書館にある。執筆の時期は、ちょうど在日期間に対応し、いくらかの重大な空白期間（戦時中および臼杵に居住していた1950年代の頃）はあるにせよ、このような私的な側面を含む資料は、人間マレガの内なる感情に近づく上で役に立つ。書簡は多いときでひと月に2～3通書かれており、その記述からは、若きマレガが日本での暮らしに慣れ、九州で布教の歴史に関心を抱きはじめ、全国的に人脈を広げ、東京に滞在した時期には日本社会に対する考えを変えたことなどがわかる。また人生の後半には、自らの若い頃の記憶を詳しく記したことで、その過程を追跡することができる。他に日記らしきものは現在のところ発見されていないが、これ

らの書簡全体を日記の代用と見なしてよいだろう[10]。

さらに、1930年代以降マレガの活動を取り上げた新聞記事も大切な補助資料となる。碑文谷のカトリック教会、調布のチマッティ資料館、サレジオ大学図書館に、日本の各地域や全国的なメディアから切り抜いたものが多くあり、それらが手がかりとなるが、ほかにもマレガ関連のニュースやインタビュー記事などを発掘することが期待される[11]。同じく二次資料の性質を持つものとしては、長期にわたって日本サレジオ会の中心的な存在であった、ヴィンチェンツォ・チマッティ（Vincenzo Cimatti）師の書簡・日誌・メモ書き、そして彼が著した同会の日本布教史[12]と、マレガより先に大分に入り、同じく日本で宣教活動に携わったアンジェロ・マルジャリア（Angelo Margiaria）の回想録[13]によってマレガの足跡をたどることができる。それにあわせて、大分の専任司祭としてマレガの後を継いだジュセッペ・フィグラ（Giuseppe Figura）神父の、戦時中を扱う回想のなかから、ほかに見られない情報が得られる[14]。さらに、碑文谷に断片的に残る大分教会の日誌類も、当時の生の記録として参照されたい[15]。日本の側からは、大分のカトリック宣教と教会に関する小冊子類が、宣教活動の地域的文脈を理解していく上で参考になる。最後に、彼の人生のそれぞれ異なる時期にそばにいた人たちや、一緒に活動した人々へのインタビュー[16]は、オーラル・ヒストリーの観点から、マレガの肖像に歴史的経緯や彼自身の人格についての枠組みを与えることも可能にしている。

2. 来日の歴史的背景

いうまでもなく、マレガが日本に来たことはコレクション形成の第一の前提である。したがって、歴史的背景を明確に把握するなかで、文書収集の決定的な期間に焦点をあわせ、その事情と経過などについて考察していく。

19世紀後半にイタリア北部、ピエモンテ州を最初の拠点にして誕生したサレジオ会が、1927（昭和2）年に九州地方の一部を宣教区として任されることになった。それは、日露戦争以後の1905（明治38）年末に日本を訪れたオコンネル教皇使節以来、教皇庁および当時の布教聖省（Sacra Congregatio de

Propaganda Fide）の方針が転換し、そのときまで半世紀以上独占的にフランスの外国宣教会（Société des Missions Etrangères）がカトリック布教を託された日本へ、他の修道会を積極的に入れ込む動きの一環として位置付けることができる[17]。そのような選択は、布教スタイルの多様性による効果を狙ったものである。異なった国籍の宣教師が来日することになったが、サレジオ会の場合はイタリア出身の人物が主力となっていた。信仰に関わる問題だとはいえ、19世紀の世界秩序のなかでアジアにおけるフランスの外国宣教会は同地域における国の存在感とも関係していたようなので、1920年代になっても、サレジオ会の派遣は駐日フランス大使を務めていた詩人ポール・クロデールが国益の観点から気にするほどのできごとでもあった[18]。

いずれにしても、サレジオ会員の来日は、周到な準備期間を経て、1926年のはじめごろに実現する。これは、先述の日露戦争以後の日本布教政策の転換の流れだと理解されると同時に、教皇ピウス11世在位の時代（1922～39）に展開された活発な海外布教奨励運動の結果でもあった。日本に限った動きではないが、教皇庁のそのような方針はレオ13世の時代（1878～1903）から始まり、ベネディクトゥス15世（1914～22）による、Maximum illudというラテン語の言葉の冒頭にある、有名な「使徒的書簡」（1919）がその発端ともみなされる。同年に日本という国家に対する外交活動も並行して開始される。大使交換を伴う国交ではないが、「使節」（apostolic delegate）という形で1919（大正8）年からバチカンの代表を東京に駐在させ、日本のカトリック教会や外国人宣教師を保護・指導する立場を非公式ではあるが持ち合わせる意図が目立つ。それ以後、使節は現地に関する詳しい情報を発信する拠点ともなる[19]。

一方、以上のような背景は、サレジオ会自体の積極的な動きとも嚙み合う。会の最高指導者である総長（Rector Maior）フィリッポ・リナルディ（Filippo Rinaldi）の在職期間は1922～31年で、ピウス11世と時期はほぼ一致している。この人物のもとで1920年代を境にサレジオ会は第2期の海外布教を成し遂げる。実に、1925年はサレジオ会の宣教師が初めてアルゼンチンに渡って50周年に当たり、そして、同時に、その年は聖年でもあった。聖年を機会に布教博覧会がバチカンで開かれ、その前代未聞の盛大な様子は人口に膾炙した。なお、翌

年の1926年には、サレジオ会の本拠地トリノでもまたサレジオ会宣教50周年記念展が開催されている。その2つの展覧会も、表象のレベルで会の日本進出に大きな刺激を与えたともいえるだろう。いずれにせよ、1926年のサレジオ会宣教師団の来日には、同会による海外布教の始まりを記念する意図もあるが、バチカンや日本側の上記の事情を考えると、うまく時代の要請に応えたものであるといっても過言ではない。[20)]

3. 九州におけるサレジオ会の活動

サレジオ会の宣教師団が門司港に入ったのは1926（大正15）年2月8日であった。一行は合計9名、フランス出身の1人を除いて全員イタリア人の司祭であり、団長のヴィンチェンツォ・チマッティは、それ以来戦後にかけて日本におけるサレジオ会の大きな原動力となり、とくに九州における初期活動の中心人物であった。管轄地域としては宮崎と大分を与えられた。そこには以前から宮崎・大分・中津に宣教師の拠点があり、これらを中心に活動を展開する。派遣までの経緯についてはガエタノ・コンプリ（Gaetano Compri）氏の論考を参照されたいが、それによると、現存の記録に基づく限り、サレジオ会のメンバーを日本に送る動きは、1923年までさかのぼることができる。[21)] 布教聖省の計画はカトリックの人口がもっとも多い九州地方をさまざまな修道会に割り当てることにあり、フランス人のコンバ長崎司教、そして事前の下見に送られたサレジオ会の代表や駐日バチカン使節のマリオ・ジャルディーニ（Mario Giardini、1922～31年駐日）が熟考した結果、長崎教区下の宮崎・大分両県はサレジオ会の手に渡ることになった。ここでも教皇使節の役割が明らかになるのだが、ジャルデーニもイタリアの人であり、初代教皇使節のピエトロ・フマゾーニ・ビオンディ（Pietro Fumasoni-Biondi、1919～21年駐日）、後任のパオロ・マレッラ（Paolo Marella、1933～39年駐日）も同様にイタリア人であった。フマゾーニ・ビオンディはその後、布教聖省秘書官（1921～）と長官（1933～）を歴任した人で、最近の研究によって明らかにされているように、とくに子弟格のマレッラとの関係も有効に活かし、布教聖省と日本の太い繋がりを作り上げた。日本

の事情、布教の成果と困難、在日宣教師の活躍について直接に報告を受ける立場にあった[22]。

1926年の初め頃に九州に入ったとはいえ、サレジオ会布教団団長のチマッティが、パリ宣教協会の司祭たちより宣教地を譲られるまで、言語や環境などに慣れるための準備期間として1年ほどを要した[23]。独自の活動を始めたのは、実質1927年の2月から3月にかけてである。それ以降の諸事情については、チマッティが来日25周年を機会にまとめた報告書に詳しいが、1928年の3月にサレジオ会の宮崎宣教区は長崎教区から独立し、チマッティを主任として信徒の指導を心がけ、独自のネットワークを構築し始める。チマッティなどの書簡類や報告書が伝えているところによると、宮崎・大分の貧困状態や、当時の日本の物価高が活動のもっとも大きなハードルになっていたことがわかる。それに対して、地元社会に根を降ろす試みは注目に値する。後のマレガの活動を考えれば、日本における当時の布教方針は布教聖省や駐日使節も含め、広く共有されていたことは重要な要素である。チマッティもとくに教育活動に力を注ぐとともに、有力者との付き合いにも積極的に取り組む。行政当局の要人を招くイベントなどを定期的に企画し、近代社会におけるメディアの重要性も見逃さない[24]。信徒の日常的な指導以外、以上のような活動もあわせて考えれば、財力の問題はネックにもなっており、それぞれの宣教師は故郷の身内や知人からの仕送りで活動費を補うことがままあった。マレガ・コレクションの成立について資金源の問題を解明するにあたり、その書簡にもあるように、仕送りの背景も念頭におくべきであろう。

その後、教育機関の設立や出版活動などもあって、サレジオ会は1930年代を境に東京にも広がり、戦後になって大阪にも拠点を持つことになった。そのようにして、会の中心は地方から大都会に移ったが、最初の宣教地との繋がりは決して薄いものにならなかった。マレガやサレジオ会の第一団のメンバーの1人、アンジェロ・マルジャリア神父の九州と東京にまたがった行動もその事実を物語っている。教育レベルが高いと認識されていた日本で、まさしく教養主義の時代の真っ只中では、教育者や知的な人材が必要であるとして、初めからの要請であった。読み物を通してカトリックの教えを広めるために、もとも

と大分で誕生したドン・ボスコ社による出版活動も、そのなかの重要な一つとされているとともに[25]、後に相次ぐ教育機関の設立も、日本におけるサレジオ会の歴史を形容するようなものである。ただし、一般社会に対する布教の問題はともかく、1927年から1928年にかけて一人歩きをし始めた宣教師グループは、別の意味でも教育者を必要としていた。それは、1年ぐらい遅れてマレガと一緒に来日した3人の一部、そしてチマッティがその1か月後ぐらいの1930年1月末に一時帰国して日本に戻ったさい、同伴した7名の若い神学生のなかに、司祭になるために必要な教育課程をまだ終えていない者が入っていたからである[26]。これは、10代の若者は言語習得の面で有利な年齢であるなどという戦略的な選択に基づくものであるが、教皇による20世紀布教のガイドラインに従い、もっとも望ましい現地出身の司祭を養成するためにも教育者の資格は必須の条件であった。

4. マリオ・マレガの大分時代

マレガも上記のような先駆者たちの1人である。1902（明治35）年に元ハプスブルク帝国の領地であったイタリア北東部、ゴリツィアの近くに生まれ、日本に来たときは、ほんの10年ほど前に「イタリア人」になったばかりの27歳の若い司祭であった。サレジオ会の第一団が布教地の地盤固めに動き始めた頃、第三グループの一員として、1929（昭和4）年12月14日神戸に上陸する。船上で書いた複数の書簡が旅程の詳細を伝えており、そして1929年のクリスマスは宮崎で過ごしたことも同じく書簡からわかる[27]。そこから1974年に日本を離れるまで40年以上在日生活が続くが、文書コレクションの成立時期において注目されるのは、大分にいた時代である。

後述の考察にあるように、マレガ資料が1953年8月もしくはその少し前に日本を出たとしたら、その収集の下限は、マレガが東京をあとにして新任地の臼杵に向かう1953年6月上旬もしくは中旬頃とみてよいだろう[28]（1958年末まで在住）。実際、キリシタン弾圧の実態を伝える史料を集めた時期が大分に在住した時期と重なり、その間に現在バチカン図書館所蔵の同類の史料を何点かロー

マに送っており、そのような史料を対象にした研究活動も目立つ[29]。また、キリシタン史に関する学術論文が相次いで世に出るのも、『豊後切支丹史料』が刊行されるのも、この時期に集中している。なお、現時点で調べた限り、1953年以降バチカンに古文書が渡った形跡はない。後掲の略年表では、マレガの「大分時代」を、第二次大戦を挟んで1期と2期に分けたが、それは1932年から1949年までで、2年ほどの不在期間（1947～48年）を除き、約15年を意味する。以下、この時期について概略的に紹介する。

マレガは最初の約2年間宮崎にとどまり、宣教師養成に関わる教育の仕事において哲学と神学を教えている。生徒は先述の若者で、合計8名であった。マレガとチマッティも含め、1930年の彼らの活き活きした姿を写した写真が残っている[30]。翌年（1931年）、宮崎の神学院が近隣の高鍋に移転したが、1930年から1931年までの書簡から、この宮崎・高鍋時代にはマレガ自身の学習の様子もうかがえる。日本の理解に努めるなか、異郷に対する最初の見識で、日本人を「面白い連中（bei tipi）」と好意的に受け止め、新しい文化の諸相については、ときにはちょっとした挿絵（下駄などの見慣れないモノの類）も交え、定期的に両親に報告している。来日してから間もなく、1930年にはすでに日本語も習い始めて、大正時代の国定教科書とでもいうべき『尋常小學國語讀本』、いわゆる第3期「國語読本」の一式を教材として使ったようである[31]。当時の日本人小学生向けの教科書を丸暗記する、現代の外国語教育では受け入れない方式で学習したにもかかわらず（「子供の時代に戻った」と彼は述べている[32]）、それからたった5年後の1935年（12月4日）に、日本神話に関する本を完成させたと知らせていることは、驚嘆に値する。これは明らかに『古事記』の翻訳を指しているが、1933年にはすでにその作業に取り組んでおり、イタリアで出版することまで模索されていたのである[33]。

いずれにせよ、大分における「新たな人生」が1932年の1月頃から始まる[34]。このような記述は、マレガが期待していた実際の宣教活動のことを意味しているであろう。マレガは、大分の主任司祭として以前からそこに駐在していたアンジェロ・マルジャリアを補佐する形になった。マルジャリアはドン・ボスコ社の設立者でもあり、出版事業が1934年の末に東京に移ったのを機に、1935

年4月からマレガが大分教会の主任を受け継ぐ。チマッティが言うように、その後1946年まで、「大分の宣教師」という渾名が付くほど、布教の仕事とは直接関係ないことも含め、地域との密接な関係を築き上げていった。彼のつきあいの流れについては、書簡などのような資料を頼りに詳しい情報を整理する必要があるが、頻繁に取り上げられるのは、教育・報道・警察関係と、本人いわく地元社会に深く入る目的で近づいた武徳会大分支部の弓道部門のメンバーたちであった[35]。

警察との付き合いも、時代の状況を考えれば、当然重視される。実にその当時はカトリック教界にとって風当たりが強い時期であった。内村鑑三の不敬事件がきっかけとなった思想的な反発までさかのぼらなくとも、周知のように、カトリックを取り巻く2つの事件が1930年代の前半から中頃にかけて起こっている。1933年から奄美大島（鹿児島県）のカトリック信徒に対する排撃運動が始まり、その問題は外国人宣教師に対する強烈な批判や世論扇動に結びついた形で1934～35年に展開された。それに先立ち、1932年には上智大学学生の靖国神社参拝拒否問題も話題となり、両方の決着には、マレガと関係が深かった教皇庁使節パオロ・マレッラの功績が大きい[36]。奄美大島問題の解決とも関係するかもしれないが、1934年、東京に赴任して1年しか経っていないマレッラが鹿児島に赴き、続いて大分も訪問したことでマレガの活動に注目したと思われる[37]。マレガの書簡には、このような情勢について所々言及があり、不安に満ちた記述も多い。1936年初めの「回覧書」では、宣教師排撃運動が前年に激しく行われたことをほのめかしながら、大分ではそれほどのものではなかったことも伝えている。この背景を考えれば、彼自身の『古事記』翻訳が異彩を放っていたとしてもおかしくない。出版が実現するまであと数年あったとしても、同「回覧書」によれば1935年の9月から自分の業績はラジオや新聞に報道され、メディアのスポットライトを浴びるようになったとある。その時期に、外国人宣教師が日本精神の本質を伝えるものとして意識されていた聖典を、国際的に紹介することの意味は大きい。そして、宣教師はそのような役割も果たせるということで、マレッラをはじめとするカトリック側の高評価や日本外務省の支援、国際文化振興会の助成金が下りたことも筋が通る[38]。

文書の収集も主として大分時代に行われたと述べたが、上記のようなマレガの研究者としての知名度も大いに助けになったと思われる[39]。任地の大分は、マレガも絶えず主張しているように、かつての豊後国で、ザビエル以後キリシタンの盛んな地域であり、シンボリックな価値が高い。彼がそこで、その過去について調査・研究を行う最初の動機は、殉教者の記録を世に伝えることにあった。そして、2つの異なるアプローチ、すなわち文献資料と考古学的な証拠の両方から、キリシタンの姿を解明するための資料を何年にもわたり掘り起こし続けた。このような活動は戦時中大分が空爆されるまで（1945年7月17日）やめなかったようであるが、空襲の1週間後、マレガを含む九州の外国人宣教師は全員、熊本県南阿蘇村の栃木温泉に移動させられ、戦争終結までの約1か月間、そこにとどまった[40]。そのあとの経緯は、資料によって正確に把握することが多少困難だとしても、1946年にはマレガが東京にいることが多かったことは、ほぼ間違いない。宣教拠点も失い、その年に東京のドン・ボスコ社から『豊後切支丹史料』の続編が刊行されることも、その理由として考えられる。その事実は、没後にステファノ・デッル・アンジェラ（Stefano Dell'Angela）司祭が遺族に宛てた手紙によっても立証される[41]。

その後、イタリアに帰っていたマレガは、1948年に大分へ戻るが、1年ほど経ってまた東京によび戻される。その事情に関する考察を現段階では避けておくが、研究活動と資料の整理を継続したい願望はあったようだ。1952年の書簡のなかで、もしも1950年より後に大分に戻ることが許されるならば、史料集の3巻目をまとめたいという趣旨のことを述べている[42]。だが、大分に戻ることなく、臼杵に派遣され、そして1959年にまた東京に移るように命じられる。1974年までの間、晩年のマレガは、大都会の環境や日本の戦後社会に疑問を抱きながら、神保町あたりで古書籍の収集にふけり、学術的な興味を別の方向へ向けていく[43]。それでも、大分との繋がりを断ち切らず、赤羽の星美学園短期大学での教員生活[44]の合間に、冬休みと夏休みには九州行きが定番となっていた。それはまず大阪でサレジオ会の施設に泊まり、10年近く続いた修二会の研究のために奈良へ立ち寄る[45]。そして、大阪から船で九州に渡り、別府か中津あたりで休暇を過ごすというパターンであったが、大分の海や自然について、東京

の街とは対照的に、情緒溢れる描写を書簡に託した[46]。臼杵では多少史料やキリシタン墓の発見に携わりはしたが[47]、1953年にコレクションがバチカンに移されてから、東京時代も含め、そこにいた期間には多量の文書収集はしなかったようである[48]。

5. コレクションの成立過程

バチカン図書館にコレクションが送られた時期の上限は、同館のデリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ（Delio Vania Proverbio）氏が探し出したバチカン側の資料と、2015（平成27）年9月の調査時に発見されたマレガ自筆の手記によって1953（昭和28）年の6月頃だと定めて差し支えないだろう。その成立過程および収集方法については細部まで明確なイメージを得られなくとも、さまざまなマレガの言動や、その他の資料にある情報を参考にして、現段階でもかなりのことが解明できる。

まず、収集はいつ始まったかという問題について考えてみると、これは意外と早い時期からであった。両親宛の葉書が残っており、消印の部分が破損して日付はない。書簡を整理した人物が、大分に移ってからわずか1年後の1933年2月のものだと断定しているが、内容から2月に書かれたことだけは間違いない。そのなかでマレガは次のように報告している。

> 大分の近くにキリシタン墓を他にも見つけました。これは仏教寺院の中で。キリシタン弾圧時代の墓、合計185基でした。殉教者や背教者に関する古文書を数多く購入することができました。何千もの文書であり、私の部屋は満杯です。1635年のものです。私は常に古い書物、書簡や文書に囲まれ、あるいは墓を探し歩いています。その成果については地元の新聞に報じてもらっています。チマッティ師は常に、ローマに手紙を書きなさいと言ってくれていますが、それをする時間がなかなか見つかりません。何しろ新しいことが絶え間なく出てくるからです[49]。

このように、キリシタン弾圧の記録に対して、2種類の調査に従事する彼の姿が見て取れる。この葉書の内容が1933年の初め頃であれば、文書収集の上

限は1932年までに据えられるが、本書所収の田中裕介氏の考察により、おそらく、かなり後の時期に書かれたものだとみるべきである。文書が何千点に達している事実に驚くが、それらはすべて1635年、つまり寛永12年のものであるという発言については、今後考察する余地がある。あるいはマレガの言葉は、彼がスペースの問題を考え、簡略にまとめるつもりで多少誇張したものになったとも理解できる。いずれにしても、文書をバチカンに結びつけるための糸口が必要であったが、それもチマッティ師の助言によって、すでに存在していた。だが、時間がないと言いながらも、バチカンへの経路が現実的に見つかるまでには、それほど時間がかからなかったようである。

実に、1938年、初めてその史料についてラテラネンセ博物館（バチカン博物館の前身）の機関誌『アンナリ・ラテラネンスィ』（Annali Lateranensi）に「大分地方におけるキリスト教の名残」というタイトルで詳しく報告している[50]。この論文は、文書の何点かをローマ字表記で翻刻してイタリア語訳で紹介され、初めて本人によって「マレガ・コレクション」という言葉も使われている。正式に誕生したコレクションは、史料に番号まで付いており、すでに整理されている状態であったことがわかる。その上、自分が所持している文書を翻訳する意を表明するとともに、そのいくつかのサンプルをバチカンに寄贈したことも明らかにしている。その一つを殉教者の記録としてチマッティ師に預け、同師は「1938年にイタリアへ持って行った」ともいう。文書の入手経路については後ほど改めて考えるが、ここではひとまずその由来について端的に説明したい。マレガは「臼杵の城」から出てきた、稲葉家の文書であり、他の藩の行政文書の現存状況から比べると、特異な事情だと考えていいと述べる。保存状態についてまた言及している。

> 大名が失脚するたびにその保存記録の一部が失われた。臼杵城のものはそれと違い、大部分が我々の時代まで伝わった。嘆くべき唯一の痛みは、虫による損害、ネズミが疵つけたもの、そして管理人の家の子供がしかけたイタズラによるものである。彼らは文書を紙くずとして習字の練習に使っていた。帳ものの中には全く読めないのもあるが、完全な形で残った多くのものから弾圧の段階をいくつも探ることができる[51]。

要するに、コレクションは、1938年には番号付きのまとまったものとして存在していた。そして、『豊後切支丹史料』の2巻が世に出るまで、戦時中を通して10年ほどかかったが、ちょうど10年後の1948年、イタリアにしばらくいた時期に、日本キリシタン史料の研究家としてマレガの評判は完全に広まっていたようである。そのときに30分ほど教皇ピウス12世との謁見もあり[52]、この文書収集も話題になったことは想像に難くない。同年、『宣教青年』(Gioventù missionaria)というサレジオ会系の広報誌に対してインタビューに応じたさい、活字になった史料集2巻を教皇に贈呈したところであると言及している[53]。記事の見出しが「重要な発見」("importante scoperta")となっている通り、インタビューの中心テーマはマレガの新出文書であった。そのなかで、文書について有意義な情報がいろいろと伝わる。見出しの横にある趣旨概要には、マレガが数か月前からイタリアにいること、日本殉教者に関する大切な史料を発見したこと、そして筆者にそれを見せてくれたことが記載されている。1948年にイタリアに渡ったとき、サンプルとして持ち帰った複数の文書のことである。文書(インタビューの場で見せたものについてかもしれない)の年代については、最後の弾圧のものとし、期間は1660～72年だと指摘する。おそらく寛文年間のことであろう。発見の事情については簡単なことばで片付けている。

> 別に大した話ではありません。長年同じ町(大分)にとどまっていたので、多くの人と知り合うことができました。私が布教の歴史に関心があると誰もが知っていたので、1870年まで大分地方を支配していた、封建君主の記録文書が保管されていた家を教えてくれた人がいたのです[54]。

これと似たような説明が、モレッティ氏も引用している英文の「手紙」にある。文章は同じく1948年のものであり、そこでは稲葉家のことには言及していないが、古文書は殉教者、絵踏などと関係し、その数は5000点以上であると述べている[55]。モレッティはほかにも多くの資料を紹介したが、なかでもマレガ自筆の未公開原稿は注目に値する。これは「発見」についてさらなる詳細を伝えている。

> そのようなことで、ある日、弓道家の一人(毎回集まるメンバーは250人ほどいた)が、昔の武士の末裔にあたる人が記録文書を処分したいと言っ

ていることを知らせてくれた。そして、その家の場所を私に示した。ためらうことなくそこに駆けつけた。多くの人は名人の署名が付いた書簡を探していた。[…] 私は［文書を］車一台分自動車に積んだ。[56]

入手方法の課題は後で取り上げるが、以上の資料からまとめてみると、注目すべき事実は1938年の時点ですでにコレクションが成立していること、それは稲葉家の文書からなり、5000点以上もの資料を含んでいること、そして1948年に発見した経緯を加えていることであろう。ただし、この話の通り即座に、バチカン図書館所蔵の文書群が一まとまりとして発見されたという結論には達しない。

実は、コレクション形成の背景については、前述した新出資料も手がかりを提供してくれている。小型のノートでマレガ自身が作成した文書の目録であり、それが入っていた封筒の上には、「未加工木製長持」(baule di legno semplice) 内にある文書に関するものであると丁寧に記されている。1953年8月付で、東京ローマ法王大使館の秘書官が、当時国務長官を務めていたジョヴァンニ・バッティスタ・モンティーニ (Giovanni Battista Montini、後の教皇パウルス6世) に宛て、マレガ文書を送ったことを通知する書簡には、荷物は「未加工木製長持」、「ブリキ内装の長持」、「木箱」の3個であるという。さらに、「未加工木製長持」中の文書はすでに目録が作成済みで、番号も付けているということと、一方のブリキ内装のものは目録はないのだが、史料を分類して類別に紙袋に入れ、その内容は袋に明記されているとも伝える。なお、木箱はブリキ製の小箱 (原文は「引き出し」としている[57]) を2つ収容しており、その中にマレガ師の著作に関わる別の文書が入っていると結ぶ。

これは文書群が送られたときの状態を復元するのに重要な手がかりとなるが、自筆の目録はその一部を対象としていることがわかる。ノートの表紙には1938年と書かれているので、それは最初に目録を作成した年に違いない。そのときまで集めた文書のすべてか、または一部をマレガがある基準によって順番に整理したのである。中表紙や別紙にもメモ書きが残っており、そこから長持内に紙袋がいくつあって、それぞれ何番から何番まで何が入っているか細かく記されている。それによって、整理の基準が何であったかがわかると思われ

る。だが、1938年以後もリストが何回か加筆された形跡があり、とくに1943年に再チェックしたという鉛筆のメモ書きが所々に見える。そればかりか、文書の分類も試みられ、それぞれの内容についてまた簡単な解説を加えるので、このノートの周到な分析がまず必須の課題となる。なお、すでに手放して寄贈した史料があれば、いつ、どこに渡ったかと、そして刊行物（学術雑誌だけではなく新聞も含め）に公開したものについても筆録している。

また、前述のように、マレガが中表紙に文書収集の上限とみなすべき正確な日付を記した文章を書いたことも注目すべきである。「マレガ・コレクション」を封じる直前であろうが、彼は以下のように述べている。

> 文書は、1870年以後、臼杵藩「大名」専用の家のクラ（防火のため、土壁で窓のない建物）にあった。その家は現在の図書館の近くに所在していた。古いものを売るように仕向ける古物商たちに家の管理人はこっそりと幾つかの文書の塊を売ったはずである。そのようなことで文書は古物屋の売り場に流れてしまった。私は古物屋のお店で見つけた。大分で。1953年6月10日 マレガ記す[58]。

明らかに日本キリシタンの記録をローマに送るさい、荷物を整理して文書の入手について語ったものである。バチカン図書館所蔵史料の概要調査により、それらが1953年に送ったものと一致するかどうか最終的に確認できる。言い換えれば、マレガ・コレクションは1953年以後増加していないと確実にわかるのである。その後もわずかながらバチカンに送ったものがあったようだが、文書ではない。たとえば、1年後、1954年にまた教皇庁大使館を通してコレクションの整理番号を加えた『豊後切支丹史料』の第一巻を届けている。そして、1957年には島原の乱に関する版本を送ったという通知書が残っている。それ以外、何かがバチカンに渡った証跡はなく、マレガ・コレクションは1953年以前にできたとみてもほぼ間違いないであろう[59]。2005年まで調布市のサレジオ会施設にあった約300件の古文書はこのコレクションの一部であり、何らかの理由でマレガが取っておいたのか、それとも文書がバチカン図書館に入ってから新たに集めたのか、これらの位置付けは今後の課題として残るであろう[60]。

6. 文書の入手経路と協力者のネットワーク

大分で集めた史料は、ある時点で東京に渡った。そのあと、バチカン図書館が受け取るまでの経緯は以上でみてきたが、どのような経路でマレガが多量の文書を手に入れ、どのように戦火を逃れて東京へ移すことができたかを問う必要がある。この経過についてもまたはっきりしたエビデンスが乏しいなか、明らかになっている事実もかなり認められる。

戦時中、コレクションが大分の空襲による被害を受けなかったのは、マレガの妙案の結果であるらしく、それについて最近、東京チマッティ資料館のコンプリ神父の指摘があり、チマッティの日誌を確かめてみると、1944（昭和19）年7月2日付でマレガが書籍などを宮崎に移動させたという記述に行き当たる[61]。その時期にマレガの下で働いていたジュセッペ・フィグラ神父の回想録に「臼杵のキリシタンの資料」も含められていたともある[62]。おそらく空爆よりほぼ1年前にしたその行動が、マレガ・コレクションを救ったのだろう。いずれにせよ、藩領を運営する過程で作成された行政記録を、市場で入手することは比較的簡単であったようで、ゆえにマレガはコレクションを何年にもわたって増やし、10年ほどの期間で今に近い形になったことは明らかである。その上、前掲の資料は文書の入手の経路についても示唆している。

まず、文書の相当な部分を購入したことは疑う余地がない。おそらく大分の「古物屋」で、元藩主の蔵から出てきたものがマレガの手に渡った以外、個別に何点か古書店から入手していたものがあると読み取れる。推測の領域を出ないが、もっとも早い時期には後者が主流であったのかもしれない。いずれにしても、この2つの入手方法が並行して行われことは、調査中見つかった、長崎と大分の古書籍商が作成した何件かの領収書にも裏付けられる。またマレガが1938年頃入手した書物や文書のリストが残っているが、その詳細については、大分県立先哲史料館の佐藤晃洋氏が『史料館研究紀要』第19号に発表した報告を参照されたい[63]。なお、このような事実は、戦時中『豊後切支丹史料』を編集するさい、古文書の解読でマレガを手伝っていた橋口日出子さんという女性

による口頭での証言内容と一致する。彼女によれば、マレガの周りの人々が書店や骨董商から古文書を見つけ、それを彼に見せに行っていたとのことである。つまり、マレガがいう「古物屋」と古書店、2つの経路があった。

終戦直後イタリアへ渡った時期に、表向きには購入したことを明かさなかった理由は不明だが、何らかの事情があったか、単純に話を装飾したとも考えられる。しかし、その発見の経緯はサレジオ会の他の神父の間に伝承されていた様子もみられる。カンベル氏がとったクロドヴェオ・タッスィナリ神父（Clodoveo Tassinari、1912-2012）の証言は、「異伝」を伝えている。それによると、1930年代マレガが大分の市役所か図書館あたりを歩いていたところ、職員が古い文書を捨てようとしているのを見かけ、一括でもらったのだという。それが偶然にもキリシタン関係の記録であった[64]。マレガがいう元藩主の屋敷が図書館の近くにあったことを考えると、その伝承の一つの源流が垣間見える。チマッティの豊富な資料のなかには、マレガの研究活動に言及する箇所も多々ある。しかし、彼が古い文書研究に耽っていることを取り上げてはいても、その入手経路については何も語っていない。とはいえ、コレクションのなかで、一括に手に入れたものがないともいえない。これもまた調査の結果を待つのみである。

また、これだけの文書を集め、その一部を翻刻・解読と研究までしたことは個人の才能だったとしても、決して一人の力でできるものではない。実際、文書群の成立の背景にはマレガ自身も前掲のインタビューで述べているように、周りに協力者のネットワークがあった。前記の橋口日出子がその一人であるが、マレガに繋がりのある人々の存在は、史料集成の謝辞の部分にも見出すことができ、また彼が複数の勉強会的な集会に参加していたことの証拠や、この時期に関連した地方史の記述からも確認されつつある。そのような事実を考慮に入れると、バチカン図書館所蔵の資料もまた、この協働的な事業の産物なのである。

文書収集の過程においては（そしてキリシタン墓の調査においても）、とくに赤岩藤三郎という人物が協力者としてさまざまな所でみられる。前記の橋口さんは、同様に大分のカトリック幼稚園で働いていた女性の親類であると記憶し、マレガの手伝いをとりわけ熱心に行っていたのが赤岩氏だったと指摘する。チ

マッティ師も1937年2月6日付の日誌に「我らがマレガ師はカテキスタ赤岩と一緒に研究を続けている」と伝えている。事実、この赤岩氏はサレジオ会の大分布教の初期からいろいろな場面で力になっていたようである。マルジャリア氏も思い出話のなかで、赤岩氏について少しユーモアのあるエピソードを交えながら、かなりのスペースを割いている。長崎の古いキリシタンの子孫だということで、長崎あたりの古書店との繋がりもあったこの人物との関係は一つの糸口となるだろう[65]。

おわりに ―今後の課題―

以上、マレガ・コレクションの背景について一通り述べてきたが、これらは今後検討すべきものの方向づけにもなるであろう。そもそも、布教地の歴史研究に取り組むことはチマッティ師の指示によるものであった。それは大分に移って職務の一面としてチマッティが位置付けたようであり、本人の人柄を考え、それはマレガにもっとも適した仕事だという判断であろう。史料を集めるもう一つの目的は、あくまでも弾圧の記録を通して殉教者の名前を伝えることにあった。しかし、そのいわゆる宗教的な動機の裏に、彼自身の個人的な気持ちも読み取ることができる。研究は、厳密な意味で布教活動とは矛盾しているかのように受けとめており、それに打ち込むことは自分の「エゴイズム」であると（おそらく、彼は調査を行うことに個人的な快楽を覚えていたのだろう）、家族に宛てた書簡で自己を責めている箇所が見られる。それとともに、それらの行動を正当化する動きもみえる。個人的には学問の成果をあげることでイタリアにいる父親を喜ばせ、聖職者の道を選んだ際に失望させた親戚に対する一種の恩返しにもなるとほのめかす[66]。しかし同時に、この活動により学問的・文化的な場における権威を獲得し、宣教師としての自分が地域社会に溶け込んでいくための力が強化されることも意識していた。チマッティ師も繰り返し主張しているように、そのような活動はむしろ宣教師が現地社会（とくに知識人の世界）へ深く入り込むのを大いに助け、布教のためにも好意的で戦略的な選択の一つであった[67]。

また、このような発想からは、古文書を集めたことはどこまでマレガの個人的な事業であったのかという素朴な疑問も生まれてくる。これには、サレジオ会だけでなく、もっと広い意味で、日本カトリック教会および教皇庁使節との関わり方について今後考察する必要があるだろう。ただし、文書を購入するにあたり、マレガが自分の個人的な資金をつぎ込んだことはほぼ確実である。布教支援の目的で親戚などから募金活動の結果、イタリアからの仕送りがたびたびあったことは書簡からもわかる。さらに語学講師もしており、その収入で文書を買うことは十分に可能であったように思う[68]。このような問題については、書簡のなかに直接の手がかりを見出さずとも、サレジオ会関係者は常識的にそのように推測していいだろうという。だが、マレガの人格的な評価を考えてこの調査・研究活動が彼の性格や人柄にもっとも適したものとして認めており、チマッティ師の手記にもあるように、会は絶えずサポートを欠かさなかった。たとえば、『豊後切支丹史料』を出版するための費用は個人の負担ではなく、サレジオ会の出版活動のなかに位置付けられる。また当然のことながら、バチカンとの関係づくりにおいても、マレガの仕事は会の日本での成果の一つとして紹介されている[69]。

一方、研究活動だけでなく、ローマに文書を送ることに関しても、早い時期からマレガの仕事のことを知っていた、上記の教皇使節パオロ・マレッラ（のちに枢機卿となる）の配慮も想像することができる。マレッラは、1933（昭和8）年から1948年のあいだ日本に駐在しており、近年彼に関する研究も盛んに行われ、非常に重要な時期に、教皇庁と日本の関係において中心的な役割を担ったことが明らかになってきた。このことから、マレッラとマレガの繋がりについては、その詳細を跡付けるためのさらなる調査が必要である。マレガのいくつかの書簡から、両者のあいだには親密な関係があったことがわかる。一方、マレッラおよびその側近たちは日本キリシタンの歴史研究について熟知しており、研究・調査を支援する目的で、さまざまな機会で自らの名前を出している[71]。たとえば、1937年に出版された『大村藩古切支丹研究資料』にも彼の序言が掲載されており、その意図はマレガのそれに極めて近いものであった。

あと一つ残される課題として、つぎのようなこともあげられる。1920年代

から1930年代は、キリシタン関連の文献や資料の主だったコレクションができ上がる時期でもある。その時代には多くの知識人は、長いあいだ忘れられていた日本とヨーロッパとの早期文化的接触に関心を抱くようになり、それは当時、日本人の歴史的ルーツに対する一種のエキゾチックな趣味のようなものにもなっていた。こうした観点から、広く読まれた新村出の論文やエッセーとの関連も考えて、芥川龍之介の小説に含まれる切支丹物の物語が大衆的な人気を得たことについて言及するのは容易だろう。また、宗教研究および日本人キリスト教徒の観点からは、姉崎正治の仕事がマレガによる調査の時期に並走している。マレガは姉崎の「迫害」に関する研究についてよく知っており、豊後史料について、自分の仕事は姉崎博士を補足する側面もあると1938年の論文のなかで言及している。このような広い視野のなかでこそ、マレガという人物には適切な位置付けが与えられるのであり、その歴史研究の成果の価値もまた、十全に認めることができるであろう。

マリオ・マレガ（1902～1978）略年表

1902～1918 幼少年期

－1902年9月30日、モッサ（ゴリツィア市）に生まれる。
－1916～1918年、第一次世界大戦の戦況をうけてウィーンに移住。同地にあるサレジオ会の寄宿学校でギムナジウムの学習をつづける。
－1918年11月24日、大戦終了後直ちにスティリア州南部ヴェルンゼー〔Wernsee〕（現在はスロベニアのヴェルジェイ〔Veržej〕）にあるサレジオ会の修練院に入る。

1919～1923 イタリアでの教育

－トリノ（ヴァルセリーチェ）で高等教育を受ける。
－哲学の学位を取得。

1927～1929 イタリアでの司祭職と教職

－1923～1926年、トリノ（クロチェッタ）で神学を学ぶ。
－1927年、叙階（リグーリア州サヴォナにて）。
－1928年、神学博士。
－リグーリア州のラ・スペツィア（1921～1925）とヴァラッツェ（1927～1929）にて教師となる。来日初期の書簡では、九州とリグーリア州の気候をたびたび比較している。
－1929年10月23日、27歳のとき、ベネチアから日本に向けイタリア船ヴィミナーレ（ロイド・トリエスティーノ）にて出港する。船上から家族に宛てた書簡が数通ある。

1930～1931 日本（宮崎）

－1929年12月14日、5名のイタリア人修道女とともに神戸に到着。
－1929年12月16日、合計10名の一団は宮崎に到着。
－宮崎神学院にて教師となる。
－1930年11月4日、同学院が宮崎から高鍋の新校舎に移転。彼は高鍋に約1年滞在し、その後、大分に移る。

1932～1945 大分時代（第1期）

－おそらく1931年12月、大分に移る。
－1932年1月、そこでの「新たな人生」が始まる（1932年1月24日付書簡）。
－1935年4月1日より、大分教会の主任となる（1946年まで。チマッティ著『25周年の歴史』を参照）。
－1935年頃より、出版準備中の『古事記』の翻訳によって有名になる。同書は1938年にイタリアで出版される（日本全国紙の記事など）。
－戦時下において、橋口日出子氏が文書の書き写し作業の手伝いをしている。
－大分が爆撃される。宣教活動は崩壊（1945年7月17日）。

－1週間後、彼を含む九州の外国人宣教団はすべて熊本県南阿蘇村の栃木温泉に移動する。彼らは戦争終結までの約1か月間、そこにとどまる（1967年9月26日付書簡）。
－原爆投下から約2か月後の広島を目にする。
－1946年、出版物や講演会の一覧を含む彼の仕事に関する報告がなされる。
－『豊後切支丹史料』正・続の2巻本が出版される（1942年と1946年）。
－1945年末頃東京へ移動。1946年、そこで過ごすか。

1947～1948 アメリカとイタリアへの旅

－当時の交通の事情もあり、アメリカ経由でイタリアへ一時帰国。
－アメリカで大分教会などを再建する目的で資金を募る（宣教仲間のマルジャリア氏も1930年代に同様の目的でアメリカを旅している）。
－ゴリツィアに帰郷する（親戚に会い、また何回かにわたり講演も行っている）。
－ピウス12世に接見する。
－ベネデット・クローチェに会う。
－発見した文書についてのインタビューを受ける。同インタビューは『青年宣教（Gioventù missionaria）』24号、1948年に掲載（複写をローマのサレジオ大学が所持）。

1948～1950 大分時代（第2期）

－1949年、別府で教師となる（新しく開校された別府女子専門学校か。同校は、その後すぐに別府女子大学となり、現在は別府大学となっている）。謝金の領収書が、バチカン図書館の文書のなかに見つかっている。
－1966年12月1日の書簡で、同大学が発行している雑誌の記念号に寄稿するための論文を準備していると述べている。

1950～1953 東京（第1期）

－大分に戻る希望を忍耐強く持ち続ける。
－ついに、新しい宣教拠点が開かれる予定の臼杵に派遣される。

1953～1958 臼杵時代

－1953年夏（6月？）より、臼杵に滞在。
－その期間親族に宛てた手紙はない。理解しがたい空白。
－臼杵に建てられた新しい教会についての新聞記事がある（同記事は、現在もなお碑文谷所蔵文書に含まれている）。
－新発見のキリシタン遺物について新聞記事がある（同記事も、現在も碑文谷所蔵文書に含まれている）。

1959～1974 東京（第2期）

－サレジオ会の聖ヨハネ・ボスコの修道女たちが運営する、東京赤羽の星美学園

にて教師となる（彼が1929年に日本に来たとき、この修道女たちの最初の5名の集団と一緒だった）。
－1年に1回か2回（春休みと夏休み）、大阪と奈良を訪れ、そこから九州（大分の別府と中津）にも訪問する。
－奈良のお水取り（修二会）に関心を抱く（聖週間に行う儀式が影響していると考える）。
－奈良の東大寺の僧侶たちと交友関係を結ぶ。
－「1ヵ月に3回」、東京神田の古書店を訪れる。
－日本において東方学会に定期的に参加する。

1974～1978 イタリアに帰国

－1978年1月30日、ブレシアにて逝去。

註

1）*Ko-gi-ki: vecchie cose scritte: libro base dello shintoismo giapponese*. Bari: Laterza, 1938. 同時代の古事記欧文訳の事情などについてKlaus Antoni, “Creating a Sacred Narrative: Kojiki Studies and Shintō Nationalism”. *Japanese Religions*, 36, No.1–2 (2011), pp. 3–30も参考になる。末尾に明治以来の欧文訳古事記のリストも記載されている。

2）*Il Giappone nei racconti e nelle leggende*. Bari: Laterza, 1939. *Il Ciuscingura: la vendetta dei 47 ronin: studio sui testi originali giapponesi*. Bari: Laterza, 1948.

3）“Akogi: Ballata in un atto di Seami Motokiyo”. *Monumenta Nipponica*, 2–2 (1939), pp. 551–572. “Okina, Il Vegliardo. La ballata più antica tra il No-gaku, la più sacra”. *Monumenta Nipponica*, 3–2 (1940), pp. 610–618. “Minase: Ballata No-gaku della scuola Kita-ryu”. *Monumenta Nipponica*, 4–2 (1941), pp. 585–599.

4）このような資料は東京都調布市と目黒区碑文谷にあるサレジオ会の施設に保管されていた。2005年に後者から送ったもののリストと送り状まで碑文谷に残っている。

5）マリオ・マレガ編『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）。同『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）。

6）ロバート・キャンベル「マリオ・マレガ文庫」（『文学』2–3号、2001年）、34–38頁。国文学研究資料館文献資料部編「サレジオ大学マリオ・マレガ文庫所蔵日本書籍目録」（『調査研究報告』23号、2002年）、1–11頁。ロバート・キャンベル・山下則子編「サレジオ大学マリオ・マレガ文庫所蔵日本書籍目録（英文編）」（『2005年度研究成果報告書国際コラボレーションによる日本文学研究資料情報の組織化と発信』、2006年）、1–151頁。

7）Laura Moretti, “Il fondo Marega: contenuti, potenzialità e significati della collezione di un singolare missionario-nipponista”. *Salesianum*, 68 (2006), pp. 745–781。Annibale Zambarbieri, “Per la comunicazione culturale: un’editrice e uno studioso italiano in Giappone”. *Atti del XXXIII convegno di studi sul Giappone, Milano, 24–26 settembre 2009, a cura di Andrea Maurizi* (Milano: AISTUGIA, 2010), pp. 351–364.

8）Teresa Ciapparoni La Rocca, “Ricordo di Mario Marega (Gorizia 1902 – Brescia 1978)”. *Atti*

del XXVI convegno di studi sul Giappone, Torino, 26-28 settembre 2002 (Venezia: AISTUGIA, 2003), pp. 499-502. Giovanni Fedrigotti, "Centenario della nascita di P. Mario Marega (1902-1978), per 45 anni missionario in Giappone (1929-1974)", 2002. 未刊原稿。

9）とくに、溝部脩「マレガ師のプロフィール」（『アルゴノート』16、1985年）、6-7頁を参照されたい。マレガ文書を求めての同氏の活動はバチカン図書館所蔵文書群発見の大切な「前史」ともなっているが、それについては、溝部脩氏の一連の報告が一読に値する（「マレガ文書を求めて」『アルゴノート』13、1984年、6-7頁および「マレガ文書を求めて 失敗の巻」『アルゴノート』14、1984年、6-7頁）。

10）書簡は以前から整理された痕跡がある。誰かの手によって番号を付けられ、書簡は時期ごとに分けられた。以下、わかる範囲で日付と付けられた番号で引用することにした。

11）溝部氏は手許に187にものぼる記事の切抜きがあるというが、現在所在不明となっている（註9 溝部「マレガ師のプロフィール」、7頁）。

12）調布市のチマッティ資料館にはヴィンチェンツォ・チマッティの関連資料と日本サレジオ会の歴史に関わる記録が幅広く保管されている。責任者のガエタノ・コンプリ神父の尽力によりチマッティの書簡類は翻刻され、ウェブ上検索や閲覧が可能である（http://sdl.sdb.org/greenstone3/library）。その他、必要に応じて日誌やメモから部分的に翻刻したものを提供していただいた。整理番号などは明確な区分が未詳なので、原資料からの引用は多少困難である。チマッティの書簡をベースに編纂された「自伝」はサレジオ会に関する情報源として評価されたい（Gaetano Compri, ed., *Vincenzo Cimatti: l' autobiografia che lui non scrisse*. *Leumann* (TO): Elledici, 2010）。日本語版もあるようだが（『チマッティ神父 ―本人が書かなかった自叙伝―』上・下、ドン・ボスコ社、2012年）、未見である。チマッティが著したサレジオ会日本布教史として*Breve cronistoria dei primi 25 anni di lavoro salesiano in Giappone*. Tokyo, 1951という内部資料のガリ版があり、これをベースに一般向けの本（Vincenzo Cimatti, *Nell' impero del Sol Levante*. Torino: Edizioni A.M.S., 1953）も刊行された。

13）Angelo Margiaria, *Rampe di lancio e fiori di ciliegio*. Roma: Libreria editrice salesiana, 1967.

14）世のひかり社編『戦争中の一神父のてがらフィグラ神父の回想（1940年－1947年）』（世のひかり社、1994年）。

15）日誌の断片とともに報告書の下書きらしきものがファイルされている。Cronaca della casa di Oita（大分教会日誌）というタイトルが付けられ、1930年代から40年代にかけての記録のようである。溝部氏が取り上げる10巻本からなる日誌の完全版は貴重な参考になるはずだが、今のところ見つからない（註9溝部「マレガ師のプロフィール」、6頁）。

16）2012年から2015年にかけてサレジオ会司祭、フェデリコ・バッジョ（Federico Baggio）、溝部脩、ガエタノ・コンプリと、戦時中大分で文書解読などでマレガを助けた橋口日出子さんに対してインタビューが行われた。そのオーディオ・ファイルも、個人の記憶によるマレガ像に迫る手立てとなる。

17）山梨淳「二十世紀初頭における転換期の日本カトリック教会 ―パリ外国宣教会と日本人カトリック者の関係を通して―」（『日本研究』第44集、2011年）、221-304頁。

18）註7 Zambarbieri, pp. 351-352. クロデールの在日期間は1921年末から1927年2月までであるが、1925年1月からほぼ1年間休暇で帰国。ちょうどサレジオ会の来日が検討され、最終的に決まった時期に当たる。

19）この諸事情については、オリビエ・シブルの解説がもっとも詳しい。Olivier Sibre, *Le Saint-Siège et l'Extrême-Orient* (Chine, Corée, Japon): *de Léon XIII à Pie XII (1880–1952)*. Rome: Publications de l'Ecole Française de Rome, 2012を参照。

20）そのような記念の意図は教皇ピウス11世が出発前の謁見において主張したものでもあり、当事者の意識には根強くあったようである。Gaetano Compri, "The Beginning and the Development of the Salesian Work in Japan", in Nestor C. Impelido (ed.), *The Beginnings of the Salesian Presence in East Asia*, Associazione cultori storia salesiana: (Hong Kong, 2006), vol. 1, p. 68.

21）註20 Compri, pp. 63–65.

22）1922年から始まった九州地方の分割についてRégis Ladous, *Le Vatican et le Japon dans la guerre de la Grande Asie Orientale : la mission Marella* (Paris: Desclée de Brouwer, 2010), pp. 78–81.はマレッラの役に詳しい。ジャルディーニ、フマゾーニ・ビオンディなどによる教皇庁使節の外交活動については註19 Sibre前掲書を参照。

23）註20 Compri, pp. 73–77.

24）註12チマッティ「自伝」（*Vincenzo Cimatti: l'autobiografia che lui non scrisse*）, pp. 131–132. 註20 Compri, p.79も参照。

25）ドン・ボスコ社については註7 Zambarbieriが詳しい。

26）人数についてチマッティの1930年の日誌（Cronaca）は少しわかりにくい。宣教師の「第三団」とされるものはマレガなどの3名と、自分が後から同伴した若い人も含めて10名となる。それに、マレガ一行と一緒に日本に渡ったシスターたちは6名もいた。総勢は16名である。日誌はアルフォンソ・クレヴァコレ（Alfonso Crevalcore）神父が写した未刊原稿による。マレガ書簡2（1929年12月4日）と、註12のチマッティの「自伝」p.95も参考になる。

27）書簡4（1929年12月25日付）、書簡5（1930年1月11日付）。モレッティ氏は（註7論文、748頁）、マレガが1929年内に日本に到着していなかったのではないかと疑うが、このような資料などをもとに、来日の確実な年月日がわかる。

28）当時の駐日バチカン代表の秘書官による1953年8月14日付東京発の書簡（バチカン図書館デリオ・プロヴェルビオ氏によって最近口頭発表で紹介されたもの）および新出マレガ自筆の文書目録はこのような結論に導く。これについては後述する。

29）"Memorie Cristiane della Regione di Oita", *Annali Lateranensi*, 3 (1939), pp. 9–59; "E-fumi", *Monumenta Nipponica*, 2–1 (1939), pp. 281–286;「豊後切支丹の書簡に就て」（『歴史地理』79–6、1942）、52–57頁.「臼杵第十四、第十五代藩主に關する文献」（『歴史地理』82–1、1943）、32–37頁. "Documenti sulla storia della Chiesa in Giappone, gli editti di persecuzione del 1619, testi e note critiche", *Annali Lateranensi*, 14 (1950), pp. 9–59.

30）註12のチマッティ「自伝」, p.92。

31）サレジオ大学ドン・ボスコ図書館所蔵。

32）書簡6（1930年3月16日付）。註20 Compri, pp. 74–75。子供に立ち返る方式は共通。

33）書簡62（1933年9月3日）。

34）書簡40（1932年1月24日付）。大分教会日誌（註15手書き原稿参照）によると、1931（1930年は誤記）年12月9日にマレガが大分に移った。書簡38（1931年12月付）と書簡39（1931年12月21日）も合わせて参照。

35）註12 Cimatti, *Nell'impero del Sol Levante*, pp. 149–150. マレガと弓道については「弓をひく心境 ―マレーガ博士を打診―」という、興味深い新聞記事がチマッティ資料館に保管されている。どの新聞か、何年のものか不詳。チマッティの日誌（1939年2月11日付）には大分教会訪問を記述しているなかで、医者、将軍、新聞記者、裁判官、校長などの地元要人がマレガを囲む風景を伝えている。

36）奄美大島を含めた一連の事件に関わる問題については高木一雄『大正・昭和カトリック教会史』1（日本と社会）（聖母の騎士社、1985年）を参照。その上、1932年以後の制度面などとの関連において Hans Martin Krämer, *Untedrükung oder Integration? Die staatliche Behandlung der katholischen Kirche in Japan, 1932 bis 1945* (Marburg: Fördeverein "Marburger Japan-Reihe", 2002)も参考になる。マレッラの役割については註22 Ladous前掲書がもっとも詳しいのだが、Olivier Sibre, "Le représentant pontifical, informateur privilégié du Saint-Siège, l'exemple du délégué apostolique Paolo Marella à Tokyo (1933–1949)", in Pettinaroli, Laura (ed.), *Le gouvernement pontifical sous Pie XI, pratiques romaines et gestion de l'universel* (Rome: École Française de Rome, 2013), pp. 171–190も参照されたい。靖国神社参拝拒否問題に関しては、Kate Nakai, "Coming to Terms with 'Reverence at Shrines': The 1932 Sophia University–*Yasukuni Shrine Incident", in Bernhard Scheid* (ed.), *Kami Ways in Nationalist Territory: Shinto Studies in Prewar Japan and the West* (Vienna: Austrian Academy of Sciences, 2013), pp. 109–153を参照。

37）註22 Ladous, pp. 168–169.

38）『カトリック新聞』昭和13年5月21日付記事。註7 Zambarbieri, p.360も参照。

39）以下取り上げる、1948年のインタビューでは本人もそのように説明している。本稿110頁参照。

40）書簡129（1967年9月26日付）。

41）カミッロ・メデオット（Camillo Medeot）宛て書簡（1983年1月8日付）、M. Doc. 24。メデオット氏はマレガの妹オフェリアの夫であり、マレガともたびたび文通している。

42）書簡104（1952年7月付）。

43）書簡123（1966年12月1日付）。

44）マレガと一緒に日本に渡った、サレジオ会系のシスターが経営していた。

45）修二会については、マレガが自分なりの解釈をしていた。「修二会の行法と西アジア・原始キリスト教の儀式」（入江泰吉『お水取り：入江泰吉作品集』三彩社、1968年）。

46）書簡140（1969年6月10日付）、174（1972年8月11日付）、175（1972年8月17日付）。

47）『大分合同新聞』1955年1月14日（臼杵市下北津留井ノ村西、キリシタン墓を発見）、1955年1月19日（阿南家の古い系図を発見）、1955年7月21日（臼杵市下北津留字道安、「地下礼拝堂」を発見）など。残念ながらこの時期の書簡は1通も残っていない。

48）現在サレジオ大学所蔵のわずかな資料の位置付けだけが課題として残るのだが、その由来とバチカンの文書群と関連性について今後の調査の結果を待ちたい。以下、註60参照。

49）書簡57b。"Ho trovato altre tombe cristiane presso Oita, in una pagoda. In tutto erano 185 tombe del tempo delle persecuzioni. Ho potuto comprare molti documenti antichi sui martiri e sugli apostati. Sono migliaia di documenti, che mi riempiono la camera. Sono del 1635. Sono sempre in mezzo a libri vecchi, a lettere, a documenti o in cerca di tombe. I risultati li faccio pubblicare dei giornali locali. Mons. Cimatti mi dice sempre di scrivere a Roma, ma non trovo

il tempo. Saltano sempre fuori cose nuove."

50）"Memorie cristiane della regione di Oita", *Annali Lateranensi*, 3 (1939), pp. 9–59.

51）"Ogni volta che un damio veniva spodestato, parte degli archivi andava dispersa; l'archivio del castello di Usuki, invece, giunse in gran parte fino a noi; gli unici guasti che si devono deplorare sono i danni del tarlo, i guasti prodotti dai topi e le marachelle dei ragazzi della famiglia del custode, che usavano i documenti come carta straccia per gli esercizi di calligrafia.　Alcuni registri sono illegibili; dal molto però che ci rimane intatto possiamo seguire con sicurezza alcune fasi della persecuzione." (p.20).

52）書簡171（1972年4月21日付）。

53）"Ora ne sto preparando la traduzione".

54）"Nulla di straordinario. Essendo rimasto per parecchi anni nella stessa città (Oita), ebbi modo di fare molte conoscenze. Tutti sapevano che mi occupavo della storia delle Missioni. Vi fu chi mi indicò la casa dove si conservavano gli archivi dei principi feudali, che avevano governato la regione di Oita fino al 1870", (p.8). 大分の地元社会との付き合いについてマレガ自身が興味深くまとめているが、それについては別の機会に譲るしかない。

55）註7 Moretti, pp. 750–751 (M. DOC 8).

56）"Così, un bel giorno uno degli arcieri (ad ogni adunanza vi erano circa 250 soci) mi avvisò che un discendente degli antichi samurai voleva disfarsi dell'archivio; mi indicò la casa ove potevo andare a vedere i documenti. Corsi là senz'altro. Molte persone cercavano le lettere con le firme di personaggi importanti. […] ne caricai un'automobile". (註7 Moretti, p.765) M. DOC114.

57）cassette（木箱）となるべきところはcassetti（引き出し）となっているが、これはミスプリントか筆者の単純なミスとみる。

58）"I documenti erano in un kura (edificio senza finestre, con pareti di fango, contro gli incendi) della casa riservata al daimio di Usuki, dopo il 1870. La casa era vicina alla biblioteca attuale. Il custode della casa dovette aver venduto, alla chetichella, vari mucchi di documenti ai rigattieri che solleticavano la vendita di roba vecchia. Così i documenti finirono sui banchi dei venditori di roba vecchia. Io li trovai in un negozio di roba vecchia, a Oita. 10/VI/1953 Marega".「臼杵藩『大名』専用の家」とは、明らかに、現在も臼杵市立図書館のそばに所在している旧稲葉家別邸（現稲葉家下屋敷）のことを指す。ただし、マレガ氏の認識と違い、これは1902年に建てられたものであり、正確な流れのルート（古物商の名前など）まで突き止められるかどうかは今後の研究に譲るほかない。稲葉家文書や別邸の蔵のことについては、詳しくは平井義人「『稲葉家文書』の伝来と移動 ―県立資料館による史料収集事業の一事例という視点に立って―」（『史料館研究紀要』第2号、大分県立先哲史料館、1997年）、18–38頁（とくに20–21頁）を参照。

59）1953年より1年ぐらい遅れて送った荷物は別である。これはバチカンではなく、トリノのサレジオ会本部に渡った。中身は今のサレジオ大学にあるものの一部かは不明だが、少なくとも書籍はサレジオ大学の今のマレガ文庫の中核であると思われる。ほかに展示品のようなものもあったようである。註12のCimattiの書簡を参照。溝部氏との記憶に照らし合わせ、整理する必要があろう。

60）これらの一部は、2001年に大分県立先哲史料館企画展『豊後キリスト教史』のために、サレジオ神学院から一時的に大分県立先哲史料館が借用し、そこである程度の整理作業も施された。そのさいに撮影された写真データは同史料館に保管されている。

61）チマッティ、日誌1944年7月2日。「マレガ師は自分の持ち物（書籍、博物館のための物品）を宮崎に置く」（“D. Marega mette a Miyazaki le sue cose, libri, materiale per musei”）。

62）「昭和19年（1944年）の終わりから20年（1945年）のはじめにかけて、空襲はいよいよはげしくなっていきました。[…] マレガ神父さまは、臼杵のキリシタンの資料を持っていました。「あれは爆撃でやられるのは惜しい」といって、一週間もかけて、全部箱におさめて宮崎に送りました」。（註14、15頁）。ただし、フィグラ神父の記憶では時期が少しずれている。さらに、別の箇所には「[…] そして二日後には、また別府に自転車で行きました。というのは、空襲がひんぱんになったので、マレガ神父さまの持っていたキリシタンの資料を、安全な場所に移すためでした」（24頁）ともあり、キリシタン資料をどこに保管すればよいのかという、当事者の懸念を雄弁に物語る。

63）「マレガ・プロジェクトに係る平成二五年度概要調査」（『史料館研究紀要』第19号、大分県立先哲史料館、2015年）、38-40頁。

64）註6キャンベル「マリオ・マレガ文庫」。

65）註13 Margiaria, pp. 95-96. 大分カトリック教会創立百周年記念誌『一粒の麦地に落ちて』、前掲には赤岩の写真が掲載され（45頁）、甥の赤岩日出男の回想も見られる。

66）書簡99（1938年2月12日付）。

67）書簡92（1937年1月2日付）、98（1938年1月付）。註35も参照。

68）ラテン語、ドイツ語などを教えていた（書簡66、1934年1月10日付、69、1943年6月14日付参照）。戦後も、別府大学（当時、別府女子専門学校）で同じくラテン語、ギリシャ語を教える。学長になった佐藤義詮はフィグラ神父の回想録に所々登場し、後年にそのような思い出話を綴る（「読書懐古 マレーガ博士のこと」『アルゴノート』10、1984年11月、2頁）。

69）チマッティの日誌 1932年2月8日付。チマッティ師はマレガに布教地（大分）の歴史研究をすることが職務でもあると指示する。『豊後切支丹史料』続編の費用についてイタリア大使館の助成金もあったようである。同上、1944年5月5日付を参照。

70）たとえば、書簡150（1970年8月24日付）参照。

マリオ・マレガの執筆活動とその「文脈」

シルヴィオ・ヴィータ

はじめに ―マレガ文書群が語るもう一つの歴史―

マリオ・マレガ神父が集めた豊後国などの近世文書がバチカン図書館に渡った経緯について、徐々にその背景が明らかになってきた。しかし、このような史料のコレクションは多様な構成要素を有しており、それぞれの成立段階を解明する作業によって、異なった歴史像を引き出すことができる。たとえば近世の村社会の姿、藩の行政機構の働き、近代まで行政文書を守り続ける藩主家のあり方など、細かく分析すればするほど、複数の「断層」がみえてくる。別の論考において指摘したように[1]、その「断層」の一つに20世紀という時代がある。そこには、マレガ自身の研究への取り組み方、理念およびある種の「思想」や、彼が生きた時代の課題も集約されているとみてよい。

物理的なレベルでは、文書群のなかのノートや書き込み、付箋として使われた領収書や給料明細、講演会のチラシや本人に宛てた手紙の封筒などが、マレガ個人の行動範囲を反映する。さらに、包装に使った新聞紙からは、昭和戦前期、1930年代から40年代の世界および日本各地や当時の大分の地域社会の姿も垣間見える。豊後キリシタンの記憶をたどる試みは、これらの資料を糸口とすることで、より広い視野で捉えることができる。本稿ではとくに、聖職者としての史料収集活動やそれに基づいた歴史研究、なかでもキリシタン研究と日本文化研究が当時の社会でどのような意味を持っていたかを問いたい。この立場からマレガの業績を分析し、20世紀前半のコンテキストに位置付けるには、大きく三つの文脈に分けて見る必要がある。まず一つめがバチカンとの繋がりであり、マレガの活動は宣教師として「国際的に」どのような流れを汲むのか

を考えなければならない。

しかし、マレガの仕事を考察していくと、日本国内においてこれとは別に二つのローカルな文脈も注目に値する。大分地元社会の郷土研究の枠組みのなかで、彼を取り巻く在野の研究者との関係と、豊後キリシタン史料の発掘を、昭和時代のキリシタン研究のなかでどのように読むのかというものである。なかでも、大分におけるマレガの活躍については、キリシタン遺跡の調査という観点からすでに詳細な研究発表もなされており、有益な指摘が多く、地元での文脈を考えるに当たってよいベースとなっている[2)]。そのようなこともあり、本稿では最初の文脈に着目して分析を加え、背景全体を解明できるようにしたい。

1. マレガ「博士」の誕生 ―サレジオ会における研究者像―

司牧的な仕事のかたわら歴史研究の道を歩んだことは、マレガ神父に限った話ではない。伝道者の一つの形態として、同時代の他のカトリック司祭にも見られ、教会側はこのような活動を任務の領域内として認めていた。その流れのなかで、はじめにサレジオ会においてマレガの研究がどのように受け止められたかを考える意味がある。そもそも、日本サレジオ会の管区長を長年務めたヴィンチェンツォ・チマッティ神父からの指示で、マレガは歴史研究に取り組んだのだが[3)]、研究そのものが有意義であっただけでなく、布教地の社会と繋がる手立てとして有効であるとされていた。この発想はまず、1949（昭和24）年に管区長の地位から退いたチマッティが、日本におけるサレジオ会のあゆみを、同会の来日25周年（1926～51）記念で編集した報告書のなかに見られる。この資料は『日本におけるサレジオ会の業績 ―最初の25年略史―』（*Breve cronistoria dei primi 25 anni di lavoro salesiano in Giappone*）という題で、管轄地である日本の地理、歴史、民族を概観し、チマッティらしい緻密さで司牧活動の諸相を伝えている。日本各地のサレジオ会拠点の形成と特徴、会員が携わった事業についての記述や、布教の方法、さらに教育施設や会による出版事業の歴史などが取り上げられ、布教活動の成果をところどころ見やすく表にまとめている[4)]。掲載データ（教会や施設、宣教師、各地域の信者、出版物などの数）は、

管区の行政文書に基づいて集計されたものであるという。これは、当時の日本サレジオ会の仕事の総まとめとして信憑性の高いものであり、このなかですでにマレガの研究は、会の（日本）社会に対する貢献の一例として高く評価されている[5]。

上記の報告書は内部資料の性格を持っているが、編集後2年を経て、1953年にほぼ同じ内容を啓蒙的な読み物風にアレンジしたものが、イタリアのサレジオ会本部から刊行されている。それには、『日出ずる国の帝国にて』（*Nell'impero del Sol Levante*）という一般読者向けのタイトルが付く[6]。この書物は、以前の報告書で割愛された部分を補うため、「サレジオ会宣教師による文化面での貢献」という章を設けて、会員のいわゆる「社会貢献」をより明確に紹介したものである。マレガとの関連でとくに注目すべきことは、その冒頭のチマッティの指摘である。

> サレジオ会の宣教師は、改心を促す直接の仕事のほか、自分に託された民衆に対して使徒的な伝道をまっとうするための有用なる手段として、才能や個人的な技量を生かすように試みた。とくに宗教、文学、歴史、科学、美術の分野である。日本民族というものは、文化的なものとして紹介される事柄をより好んだり、評価したり、そのようなものに関わる才能に恵まれた人を尊敬するからである[7]。

そして、この章のなかで、歴史研究の分野を代表する人物としてマレガが登場する。他のすべての聖職者と違い、彼の名前にだけ「司祭」の肩書きに「博士」という称号が加えられている。マレガの研究成果に概略的に触れ、布教地大分の古い記録およびキリシタンゆかりの地や遺跡について探求を続けてきたとある[8]。さらに、『古事記』など訳書の三部作ともいえるものも取り上げ[9]、これらの業績によってマレガは、本国イタリアで日本の知識を広めることに成功していると強調する。また、仏教経典の翻訳、密教儀礼、仏教研究などに関する未発表の原稿も数多いとの指摘も見られる[10]。マレガだけ「博士」として紹介されているのは実に興味深いが、その言葉に研究者としてのアイデンティティが潜んでいるように思われる。そして、このことは本人も自覚していたようである。よく見ると、マレガ自身の著作のなかでも「博士」という称号がところ

どころで使われている。イタリア語訳『古事記』などの表紙には「大分在日カトリック布教団のマリオ・マレガ博士による日本語原文の初訳」(“Prima versione italiana dall'originale giapponese del Dott. Mario Marega della missione cattolica Oita, Giappone”) と 記載されており、戦前に同じイタリア語訳『古事記』の業績を大々的に取り上げた『朝日新聞』でも、「大分教会主任司祭神学博士」として人物紹介している[11)]。

サレジオ会員来日の25周年に当たる1950年頃、上記のようにマレガには一種の定評があったようである。考えてみれば、その時期はまさに人生や研究活動の節目であり、そこからマレガにとって個人的な意味での戦後が始まったといっても過言ではない。1949年にチマッティが管区長から一歩退いただけでなく、同年、1933年以来昭和前期の日本でカトリック教会を導いてきた駐日教皇庁代表パオロ・マレッラ (Paolo Marella、1895–1984) も日本を離れた[12)]。その後任、マクシミリアン・ド・フルステンベルグ (Maximilien de Furstenberg、1904–88) 大司教の在職期間中に、現在バチカン図書館所蔵のマレガ文書群はローマに送られることになった。そして、マレガ自身も1950年1月東京に呼び戻され、ひとまず豊後キリシタン史料に取り組むことに終止符を打ったようである。チマッティによると、彼はイタリアへの一時帰国の後、1948年に未完であった研究を「最後まで行う」名目で大分に戻った[13)]。目的は文書の「研究」であり、それらはまだ現地に保存されていたであろうし、研究を成し遂げるために必要とした人々とのネットワークも存続していたとみてよい。反対に、両方の条件が満たされない東京では研究が続けられないという解釈も妥当であろう。このような憶測を裏付けるためには、1950年以降のマレガ自身の気持ちを確かめるべく、1952年の書簡を参照すればわかる。実際、書簡には、再び大分に移ることが許されるならば、豊後キリシタン史料集の３巻目をまとめたいという趣旨のことが述べられている[14)]。だが、それは許されなかったので、その時点で文書も東京へ移されたはずである。そうであれば、最終的に研究を続ける計画を断念し、マレガが教皇庁大使館を介してバチカン図書館に文書が渡るように取り決めたという流れがうかがえる[15)]。

2. マリオ・マレガの学問体系 ―蔵書印に見られる業績の分類から―

以上のような経過から、サレジオ会25周年の時期をマレガの生涯の節目とみても差し支えないだろう。同様に、彼の研究活動を概観しても、1950年代までの期間が大きな意味を持つ。そこで、その研究の範囲は具体的にどのようなものであったかがつぎの課題となる。末尾の著作リストをこの時代の枠組みを中心に整理するには、マレガ自身の見解は非常に参考になる。彼がすでに自分の興味範囲について考察を試み、その分類は上記のチマッティ神父の文章にも現れるように、サレジオ会側の見方ともうまく一致している。現在ローマ、サレジオ大学図書館が所蔵する、手元に置いていたとされる一冊の伊訳『古事記』には興味深い蔵書印が押されている[16]。中央部分に弓を射る人間の姿がデザインされており、弓道家のマレガを表していると思われる[17]。さらに、その上部に左から「豊後切支丹」、「忠臣蔵」、「能楽」、「般若」、「古事記」と5つの言葉が並び、明らかに本人が自覚している研究分野、もしくは自分が著したもののカテゴリーを指している。このようなカテゴリーによっても、マレガの「学問体系」を突き止めることができるといえよう。

第一に、チマッティがいう「布教地の歴史」の一例として、戦時中から終戦直後にかけて刊行された『豊後切支丹史料』正・続編があげられる[18]。蔵書印に見られる最初のカテゴリーの命名はこの書物のタイトルと関係している。『豊後切支丹史料』はマレガの史料探しの成果としてもっとも知られているが、彼はほかにも翻刻・注解を中心に、そのような一次史料に基づいた研究を国内外に発表している。たとえば、『豊後切支丹史料』の刊行と近い時期、歴史地理研究会の機関誌『歴史地理』には1942年と1943年の2回、マレガの短い報告が掲載されている[19]。前者は四代目臼杵藩主稲葉信通が江戸切支丹奉行（宗門改役を指す）に宛てた報告に関わるものであり、そこで筆者のマレガが、「私は所持しているので、歴史研究家の参考にもと茲にそれを発表する事とした」（原文のまま）と主張する。あと一つの論考には、臼杵藩の藩政資料数点を翻刻、解説しているが、そのような言及はまったくみられない。しかし、これも自身

で所持していた可能性が高い。両方に、まもなく刊行する、もしくは刊行したところの『豊後切支丹史料』が、筆者の業績として取り上げられている。また、それより早い時期に、キリシタン時代の研究との関連で1937年発行の『大分史談』1号にもマレガの名前が確認できる[20]。これは『歴史地理』の場合と違い、自ら集めた史料を紹介するものではない。その上、2ページ程度の短文は編集者の手施しがなく、学術的な内容というよりも、地元の郷土史活動の始まりにおいて、それに関わった人たちとマレガが協力関係にあったという証に過ぎない[21]。ちなみに、地元研究者との繋がりは大分を離れてからも途絶えず、豊後史料についてのマレガの知識は評価され続けたようである。そして、このことがあったからこそ後年に『大分県地方史』にも二つの文章を寄せている。「豊後大分郡津守村の五人組手形[22]」は50年代の作となるが、その後晩年に当たる時期には、同誌の大分県（豊後・豊前）キリシタン特輯号を編集する際、「大分県大野郡緒方町字馬背畑の珍しい二重の洞窟について」というエッセイを載せており[23]、マレガの知識が現地で頼られていたことがわかる。とくに後者は、彼のもう一つの関心事、キリシタン遺跡について物語っている。実際に、大分の新聞に墓などのキリシタン遺跡の「発見者」としてたびたび登場しているように、マレガは文献研究以外にも、地域のキリシタン遺物調査の先駆者の一人とみなされていた[24]。ただ、この原稿は学術的内容が極めて薄く、キリシタンゆかりの遺跡から近世初期における在日イタリア人宣教師の殉教を讃えるのみである。

このように、マレガ神父の名前は、豊後キリシタンの研究者として、1930年代から日本国内で注目されるようになった。しかし、彼は入手していたキリシタン史料を別の方面でも活用させている。これは、日本からバチカンへ発信する動きとして、布教地の歴史・民族研究といった枠組みにおいてである。早くも1939年、新設の布教・民族博物館の学術機関誌、『ラテラノ宮殿年報』（*Annali Lateranensi*）の3号に、新出史料を紹介しながら大分地方における布教の前史について論じている[25]。マレガはここでまず自らが臼杵藩関係文書を発見したと報告し、キリシタン弾圧のエビデンスとして禁教の高札の写真や複数例の所在について言及すると同時に、大分市立図書館に残るキリシタン関係の資料も取り上げている。さらに、自分自身も関わっていた考古学調査に触れ、

豊後キリシタンの跡をたどるさいの古い墓地の重要性を主張した。その時点で500基ほどのキリシタン墓が特定されたという[26]。所持の文書は殉教の記録でもあると考え、解読可能なものが少ないと悲観的に判断しながらも、最後に、読めたものについては必ずローマに報告を送ると明言して締めている[27]。これに続き、戦後になってからも、同誌に弾圧の原点となる慶長禁教令および関係資料の本文と訳を寄せ、日本におけるキリシタン弾圧の歴史的事情を理解できるよう詳細な解説も加えた[28]。禁教令の写しは、マレガコレクションの一点（323号と明記）であり、布教・民族博物館に寄贈したと記している。これは『東照神君拾五箇条』の一例であり、マレガによれば中津地域から新出したものということになる。訳文の注には、他にも所持文書を加え、ローマ字翻刻とイタリア語訳をもって解説している。

『ラテラノ宮殿年報』はマレガの研究成果を公開するには自然の受け皿だったと思われる。1927年末以来ラテラノ宮殿には布教・民族博物館が置かれ、これは1925年に開かれたバチカン布教博覧会（Esposizione Missionaria Vaticana）が常設展となったものである。機関誌の名前の由来も博物館の所在と関係している。後述するように、博覧会にはカトリック教界およびその布教活動は異文化理解に貢献できるという趣旨がそこにあったが、それに沿って、布教の歴史だけではなく、マレガが書いた土着の宗教文化を分析する論考も、早くから掲載された。1949年の真言密教の儀礼を概説的に紹介する100ページ近くの論文がまずそれに当たる[29]。それは蔵書印に記された「般若」、すなわち仏教研究に関する数少ない原稿の一例であるが、この分野の論考や訳文は、チマッティがいう未発表原稿として現在サレジオ大学図書館に何点か所蔵されている。『ラテラノ宮殿年報』に寄せた最後の原稿も、部分的にそのなかに位置づけることができるかもしれない。独特のイタリア語ローマ字表記によるOci-bo-sciu（「落穂集」か）という題名で、1961年に発表されたものであるが、その名の通り雑多なものを集めている[30]。こちらも長文であり、決して読みやすいものだとはいえない。内容は徳川綱吉、吉宗の法令、奈良時代の仏教、秦氏のこと、江戸期の禁教に関する用語の解説など多方面にわたり、筋としては曖昧で、論点もつかみにくい。おそらく長年取り組んできた研究課題について、思うままに伝え

ているだけなのだろう。また、調布市のチマッティ資料館にはマレガが持っていたこの論文の抜き刷りが残っている。自筆の書き込みや訂正の痕跡があり、ローマでの編集作業を辛辣な表現で批判している。いずれにしても、このような一連の『ラテラノ宮殿年報』掲載の論考は、上記の蔵書印にあるいくつかのジャンルにまたがっており、ラテラノ宮殿つまりバチカン布教・民族博物館はマレガの研究活動の重要な発信先の一つとして注目に値する。

一方、もう一つの流れは「古事記」、「能楽」、「忠臣蔵」として表れる。これはチマッティ神父が指摘する、日本文化の知識を広める行為と直接に関係する。1938年刊の『古事記』のイタリア語訳[31]は欧文訳『古事記』の歴史のなかで比較的高い位置をしめている。出版元のラテルツァ社は、哲学者ベネデット・クローチェ（Benedetto Croce、1866–1952）を中心に、歴史、哲学関連などの書籍を主として世に出し、さらにヨーロッパ内外の「精神書」を20世紀前半のイタリアの教養階級に提供した。マレガ「博士」の『古事記』は文化外交の動きに乗った感があり、出版社にアプローチするため駐伊日本大使館に働きかけたことが、マレガの書簡からもわかる[32]。序文には日本の聖書であるという定義をくだし、日露戦争以後ヨーロッパで讃えられた日本精神が理解できるものとして紹介されている。同様の立場は終戦間もなく同社によって出版された『仮名手本忠臣蔵』のイタリア語訳に通じる[33]。また伊訳『古事記』が出た翌年には、民話、伝説、昔話そして自身による日本の印象記を含んだ『伝説と物語に見る日本』を、同じくラテルツァ社から上梓した[34]。日本趣味をそそるような紹介の仕方で、伊訳『古事記』と同様、イタリア教養層の一般読者に訴えかけている。その傍ら、「能楽」は、初期『モニュメンタ・ニッポニカ』に1939～1941年の間に寄稿した『阿漕』、『翁』、『水無瀬』三本の謡曲のイタリア語訳をいうが[35]、忠臣蔵と同様にマレガが演劇について特別な関心を抱いていたことを示す。

先述のように、蔵書印にある研究分野は「マレガ博士」の仕事をまとめたものであるが、実はマレガの執筆活動のすべてではない。それ以外にも「マレガ神父」としての布教活動に関わる著作がある。これらは、いわばカトリック司祭としての立場を表すものであり、マレガの場合、その立場もどのように学術研究に関係していたかが問われる。機会を得て考察すべき課題であり、とくに

数ある昭和時代のカトリック文献のなかで、マレガの著書にはどのような特徴があるのかをみなければならないが、ここでは、簡単に紹介するにとどめる。まず、これらの著書は例外なく日本における初期サレジオ会の出版活動の一環として行われた。ドン・ボスコ社の「カトリック講話集」はその時期の代表的な叢書として知られ、マレガはその企画に深く関わっている。この叢書の名前も、会の創立者である著名なドン・ボスコの19世紀イタリアの啓蒙活動に繋がっており、その当時表したシリーズのタイトル、Letture Cattolicheの日本語訳として理解してよいだろう。表紙のデザインもマレガの手によるようである。早い時期にこのことを家族に伝え、表紙のサンプルまで実家に送っている。これは現在ゴリツィア市の中央神学院図書館蔵のマレガ関係資料に含められている。そして、歴史研究に入ろうとする早い時期に、『信仰の根本』（1933年[36]）、『カトリックは答へる』1（1933年）と同2（1934年[37]）、『日本の思想とカトリックの思想』（1934年[38]）を集中的に著している。なかでも、『カトリックは答える』はまさしく時代の精神に「答えた」ものであるといえる。カトリック信仰は、日本の思想、伝統習慣、文化風土に反するものではなく、当時の国家の概念にも矛盾しないと主張している。また、『日本の思想とカトリックの思想』も注目すべきテーマを提供するもので、マレガにとって『古事記』の研究はどのような意味を持ったかを説明している。そこでは、日本の古代神話もキリスト教的な読み方が可能であると述べており、つまり日本の研究と布教は調和したものであるという弁明の書としても取れる。ここには、根底に流れるマレガの「思想」のようなものがうかがえ、詳しい分析が必要だろう。上記の「学問体系」を理解する鍵として不可欠だと思われる。

3. 1925年のバチカン布教博覧会が意味するもの

宣教師という立場を視野に入れ、マレガによる多方面の歴史・文化研究はサレジオ会のなかでどのような意味が与えられたかが明らかになったが、より広い「文脈」を探ると、興味深い流れもみえてくる。すなわち、マレガの成果とカトリック教界本部、バチカン指導部との関わりを「文脈」として捉え、当時

の布教に関する共通意識に焦点を当ててみたい。これは、マレガが行った活動を理解するにあたり、一つの糸口となるだろう。その共通意識を形成する重要なステップとして、1920年代、ピウス11世在位中、布教活動の在り方を象徴するバチカン布教博覧会が前代未聞の規模で企画されたことが挙げられる。この博覧会を起点にして、布教と歴史学、布教と民俗学・人類学、つまり宣教と宣教地文化の関連を総合的にまとめることが一種の風潮となっていった。博覧会は1925（大正14）年1月から1年を通して開催されたが、1925年は聖年にあたり、それを祝すための中心行事の一つでもあった。聖年ということで、イタリア半島をはじめ世界各地からの巡礼者がローマに集まる機会ともなり[39]、そのなかには、まだ叙階までもいかない23歳の若き神学生マレガもいた。時代の精神を共有するという意味では些細なことだとしても、おそらくマレガ自身も布教博覧会を見たであろう事実は、上記の点からいえば、実に有意義なものである。実際、その事実を伝えてくれる伝記資料が、最近バチカン図書館所蔵マレガ文書のなかから見つかっている。これは、日本の絵巻物の形をとった自伝のようなものであり、昭和時代の外国人神父が記した「絵伝」として類例のない資料である[40]。1945年夏、大分大空襲の後、九州地方に滞在していたすべての外国人宣教師とともに熊本県南阿蘇村の栃木温泉に収容された際、それまでの人生を振り返って、まるで現代の漫画のように自身の半生の主要なエピソードを綴ったものである。ユーモラスな一コマとして、「1925年　ローマ」というキャプションの下に、街のうえに聳え立つ巨大なマレガの姿が描かれ、古代の遺跡およびバチカンをはじめ聖年に賑わうカトリック教会の風景を見渡している。このことから想像してみても、人格ないし自身の思想形成において、それが大切な経験であったとみて間違いないだろう。

布教博覧会はバチカン庭園および「松笠の中庭」（Cortile della pigna）を会場に盛況を呈したが、1925年の開催期間を終えた後も、展示品の一部はバチカン布教・民族博物館の常設展となり現在に至っている。博覧会から博物館への推移過程を追っていくと、上記の共通認識やそれに関わる言説について貴重な情報が得られる。博覧会の意義は近年研究者の注目を浴びるようになったため、複数の論考を通して全体の輪郭が明確になってきた[41]。その研究にも利用されて

いる資料のなかで、宣伝効果を狙い数か国語で同時発行された画報雑誌は、博覧会の構想を考えるのに役立つ。イタリア語版ではRivista illustrata dell'esposizione missionaria vaticana（『バチカン布教博覧会画報』）というタイトルで、2週間に1号のペースで合計26回発行された。博覧会がかなり早い段階から一時的なイベントとして終わらない傾向をみせていることが、この雑誌を見ても明らかである。1925年末に博覧会がひとまず終了したあとも、画報は翌年1926年にも2か月ごとに付録（Supplementi）版として継続し、6回刊行された。1925年発行のものは随時ニュースも盛り込んでいるのに対し、この付録版は博覧会の各部門についての解説という形をとっている。世界の地域、修道会ごとの布教活動など、諸国の様子を生き生きと伝える博覧会の保存版といった印象が強い。このような資料は、宣伝の手段という性質上散逸しやすいものであり、現在バチカン図書館以外にこれら全点を見ることは難しい。いずれにしても、展覧会終了後、1927年にバチカン布教・民族博物館が開かれるまでその内容は語り続けられ、繋ぎとして機能したことは間違いないだろう。その第1号によると、1925年1年間の入場者の数は100万人にのぼったという[42]。これは聖年にローマを訪れた巡礼者の数と一致するが、多少の誇張があったにしても、聖年祝祭の中心企画としての存在感は十分にある。

展示スペースはテーマごと、地域ごとに分けられ、たとえば「テーマ館」の一つとして、まず「歴史の館」があげられる。布教の歴史を通観できるようになっており、そこには西安の『大秦景教流行中国碑』のレプリカなどが展示されていたらしい[43]。これは「殉教者の館[44]」と合わせて、布教の歴史を振り返るのに非常に重要なものだったであろう。また「民族の館」は、それぞれの地域の文化を紹介する目的で作られた。まさしく宣教活動の二本柱でもあるかのように、ここでも布教の歴史と諸地域の民族についての知識が強調されている[45]。地理的に分けられたセクションでは、日本関係のコーナーもあり、こちらは少し遅れて入館可能となったが、細かくいえば、日本、フィリピン、オセアニア館であった。日本関連の企画は、教皇グレゴリウス16世の取り計らいで、1831年より長期にわたり独占的に日本布教に取り組んだパリ外国宣教会に委託された。『バチカン布教博覧会画報』の付録シリーズ3号では日本カトリック教界

の現状を紹介し、そのなかの新しい動きとして、サレジオ会の日本入りが決まったということにも触れている[46]。このことは、1926年の時点では最新の情報であった。画報の最終号である1925年12月31日発行の第26号には、サレジオ会による布教事業と担当地域に関する概説が掲載されてはいるが、日本のことはまだ視野に入っていなかった[47]。残念ながら日本関係展示の詳細については、これらの資料からは何もわからず、今後の資料調査を待つしかない[48]。おそらくバチカン布教・民族博物館に残っている関係文書に当たれば、サレジオ会が日本に入る直前のカトリック世界における日本のイメージがうかがえるだろう。この問題はひとまず保留にするしかないが、上記の画報によれば、日本政府からも展示品や写真などが送られたとあり、ある程度の協力があったことがわかる。内容について唯一わかっていることは、17世紀はじめにウィリアム・アダムスらが乗っていたリーフデ号に設置されていたという、有名なエラスムスの木像の写真が提供されたことである。このことは日欧交渉史においては重要なエピソードだが、プロテスタントの進出を意味するものを、カトリックを讃える企画に送ったのは、いささかの違和感が残る[49]。

以上のことを全体像として念頭におき、マレガの活動の背景について考えるならば、博覧会の趣旨は注目に値する。そこに新しい布教観が読み取れるからである。画報の第1号では、開会に臨み、宣教師たちは民俗学、言語学、自然科学、地理学などの専門知識を身につけたものである以上に、「世界の学問的資産の増幅に貢献する」ということが主張されている[50]。それは布教の付加価値のようなものとみなされ、学術的貢献として位置付けられている。なお、ピウス11世は「宣教の教皇」と呼ばれ、以上のような動きのすべての原動力であった。バチカン図書館長を務めた経験もあり、近代学問と宗教の関係を新しい視点から整理し、宣教師はキリストの教えを広めることはもとより、近代社会では未開の地域に文明をもたらす役割をも備えているということ、それらは学術的にも近代的学問に与するものだと考えた[51]。この枠組みのなかで、企画全体の学術委員会の構成をとってみても、布教の歴史と民俗・文化研究が二つの重要な領域とされていたことがみえてくる。それぞれの責任者として、同世代のピエトロ・タッキ・ヴェントゥーリ（Pietro Tacchi Venturi、1861–1956）とヴィ

ルヘルム・シュミット（Wilhelm Schmidt、1868-1954）がおり、カトリックの学問を代表している。イエズス会のタッキ・ヴェントゥーリは中国布教史の研究で名を成し、外交的にも教皇庁の信頼を得ており[52]、一方のシュミットは、民族学ウィーン学派の中心人物として知られているが、博覧会の企画においてとくに評価された。人類の歴史や文化圏について、彼の説はカトリックの近代的学問の創立者ともいうべき権威あるものであった[53]。また、布教・民族博物館の初代館長ともなった。マレガが寄稿した『ラテラノ宮殿年報』は、シュミットが館長在任中に発案された学術機関誌である。タッキ・ヴェントゥーリとシュミットが代表する研究分野は、まさしくマレガが探ったものと見事に一致する。このことを考えても、マレガの活動は個人的な領域を超え、バチカンの動きに応えているといえる。

本論のはじめに設定したマレガの活動の「文脈」のなかで、彼が研究成果の発信先としてバチカンを視野に入れていることは、いくつもの事柄に見て取れる。1930年代以降、『ラテラノ宮殿年報』に論考を発表したことは別としても、世界の布教地で得られた知識をローマに届けるという博覧会の立場から、『カトリック新聞』でも伝えられたように、『古事記』のイタリア語訳を正式にピウス11世に献上したこと[54]と、ほかに、戦前から数回にわたり豊後キリシタンの記録を布教・民族博物館に寄贈していること、最終的に文書コレクションをバチカン図書館に送っていることも、この流れに沿った行為であり、「文脈」のマレガの意識を証明している。さらに、もう一つは、すでに指摘されているように、展覧会はカトリック教会の「力」を誇示する機会でもあった[55]。そして、それは後に続いた数々の宣教展にも受け継がれる。1929年のバルセロナ布教博覧会をはじめ一つの流れともなった。サレジオ会も例に漏れず、ローマの博覧会の延長線であるかのように、翌年1926年に本部トリノで会の活動に限った布教展を開催している[56]。教会の「力」で、管轄地域に知的に根付いた宣教師のネットワークを活かして、そこからその文化・歴史を解き明かすために「もの」が集められる。そして、またそれらを展示するという回路である。コレクターの役割もそこから生まれた。それが、マレガのもう一つの側面でもある。

彼自身は文書などを収集して、歴史研究の史料およびそれに基づいた成果を

発表しただけではなく、展示品になるような「もの」も集めている。このような意識は常時マレガのなかにあったとみてよい。たとえば、戦後、イタリアへ一時帰国した際、シチリアのパレルモ市で行われた布教展に日本関係の展示品をサレジオ会が提供し、マレガ自身も講演したことが、同会内部の資料からわかっている[57]。そして、トリノ本部にも、博物館で展示するよう定期的に「もの」を送り続けた[58]。さらにもう一つ、現在サレジオ大学図書館所蔵のマレガ文庫を見てみると、江戸・明治の版本は挿絵のあるものを中心に収集されたことがわかる。資料としての書物よりも、展示できる「もの」としての書物を意図的に集めていたのだろう[59]。コレクターとしてのマレガを理解するには、そこに重要な鍵があると考えている。

むすびにかえて

以上のように、時代の一側面から宣教師としてのマレガのあり方を分析してみた。繰り返しになるが、彼の活動の全体像を考察するには課題が残る。マレガが敏感に反応した「文脈」がまた二つある。大分社会の郷土研究、地方研究やそれに関わった在野の研究者がその一つであり、また、同時代の日本国内におけるキリシタン研究の系譜もマレガにとって刺激的な「文脈」であった。この二つの枠組みのなかでもマレガの研究活動を考えることはできるが、本論で紹介したような教皇庁およびサレジオ会内の位置づけと共通意識が、重要な背景として人物研究の発端となるであろう。

マリオ・マレガ著作リスト

単行本

1932

『豊臣秀吉と切支丹大名』大分　ドン・ボスコ社 1932（カトリック講話集 12）

1933

『信仰の根本』大分　ドン・ボスコ社 1933（カトリック講話集 25）

『カトリックは答へる』1　大分　ドン・ボスコ社 1933（カトリック講話集 28-29）

1934

『カトリックは答へる』2　大分　ドン・ボスコ社 1934（カトリック講話集 36）
『ラティン文法』上巻（単語の形態学）　大分　ドン・ボスコ社 1934
『日本の思想とカトリックの思想』大分　ドン・ボスコ社 1934

1938

Ko-gi-ki, vecchie cose scritte: libro base dello shintoismo giapponese. Bari: Laterza, 1938.

1939

Il Giappone nei racconti e nelle leggende. Bari: Laterza, 1939.

1942

『豊後切支丹史料』別府　サレジオ会　1942

1946

『続豊後切支丹史料』東京　ドン・ボスコ社　1946

1948

Il Ciuscingura, la vendetta dei 47 ronin: studio sui testi originali giapponesi. Bari: Laterza, 1948.

1968

『キリシタンの英雄たち』東京　ドン・ボスコ社　1968（第2版 1970）

雑誌論文等

1937

「日本大名に送った羅馬教王の書翰調」『大分史談』 1 （1937）、22-23頁

1938

「『古事記』と『神曲』に於ける原罪の問題」『宗教公論』第7年12月号（1938）、2-7頁

1939

“Memorie cristiane della regione di Oita.” *Annali Lateranensi*, 3, 1939, pp. 9–59.
“E-fumi.” *Monumenta Nipponica*, 2–1, 1939, pp. 281–286.
“Akogi: Ballata in un atto di Seami Motokiyo.” *Monumenta Nipponica*, 2–2, 1939, pp. 551–572.

1940

“Okina, Il Vegliardo. La ballata più antica tra il No-gaku, la più sacra.” *Monumenta Nipponica*, 3–2, 1940, pp. 610–618.

1941

“Minase: Ballata No-gaku della scuola Kita-ryu.” *Monumenta Nipponica*, 4–2, 1941, pp. 585–599.
“Tracce di cristianesimo nei primordi della storia giapponese.” *Salesianum*, 3

(1941), pp. 278–286.
1942
「豊後切支丹の書簡に就て」『歴史地理』79–6（1942）、52–57頁
1943
「臼杵第十四、第十五代藩主に關する文献」『歴史地理』82–1（1943）、32–37頁
1947
“Il primo martire.” *Gioventù Missionaria*, 1947, 11, pp. 4–7.
“La letteratura classica giapponese.” *Convivium*, anno XVI, 1947, pp. 523–530.
1948
“Dal Piccolo Veicolo al Grande Veicolo.” *Sapienza*, anno I, n. 1, 1948.
1949
“Saggio sui riti esoterici della setta buddista giapponese Shingon-shu.” *Annali Lateranensi*, 13, 1949, pp. 9–98.
1950
“Documenti sulla storia della Chiesa in Giappone, gli editti di persecuzione del 1619, testi e note critiche.” *Annali Lateranensi*, 14, 1950, pp. 9–59.
1951
“Il primo persecutore.” *Gioventù Missionaria*, 1951.
1954
「豊後大分郡津守村の五人組手形」『大分県地方史』3（1954）、31–34頁
1956
“Le tombe cristiane di Bungo.” *Gioventù Missionaria*, 1956.
1961
“Oci-bo-sciu: quadri storici del Giappone.” *Annali Lateranensi*, 25, 1961, pp. 14–326.
1962
“The Kirishitan Rôyashiki.” *Japan Missionary Bulletin*, 16, 1962, pp. 104–111.
“The First Martyrs of Nagasaki.” *Japan Missionary Bulletin*, 16, 1962, pp. 306–312.
“The First Martyrs of Edo.” *Japan Missionary Bulletin*, 16, 1962, pp. 637–640.
“Pre-Xaverian Christians in Japan.” *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, no. VII, 1962, pp. 43–44.
1963
“The Kirishitan Yashiki.” *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, no. VIII, 1963, pp. 51–54.

1965
「最後のバテレン　シドッティ」『カトリック生活』3（1965）、9–13頁
1968
「修二会の行法と西アジア・原始キリスト教の儀式」入江泰吉『お水取り 入江泰吉作品集』東京　三彩社（1968）
“The Oldest Buddhist Ceremonies in Japan: the Shu’nie 修二会Ceremonies.” *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, no. XIII, 1968, pp. 102–104.
1970
「大分県大野郡緒方町字馬背畑の珍しい二重の洞窟について」『大分県地方史』54–55〔大分県（豊後・豊前）キリシタン特輯号〕（1970）、67–72頁
1972
“The Nakatomi harai 中臣祓 and the remben 蓮弁 at the Tōdai-ji 東大寺 temple.” *Transactions of the International Conference of Orientalists in Japan*, no. XVI, 1972

註

1）拙稿「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（初出『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12、2016年）、149–169頁。のち本書所収。

2）田中裕介「豊後キリシタン遺跡の研究史・戦前編 ―クルスバ・斗桝墓・十字架碑をめぐる民間研究者―」（『大分県地方史』227、2016年）、1–24頁。

3）ヴィンチェンツォ・チマッティ「日誌」1932年2月8日付には以下のような記述がある。「最初に日本に到着した記念日。会員仲間に歴史資料、日誌および画像資料などを集め布教地の歴史のことを気にかけるように勧めた。そのような研究は私はマレガ神父に委ねた」（“Data anniversario del nostro primo arrivo in Giappone. Raccomando ai confratelli di curare la storia della Missione raccogliendo materiale storico, cronaca e fotografico. Ho delegato D. Marega per studi del genere”）。チマッティ日誌は調布市チマッティ資料館蔵Alfonso Crevacore編 “Venerabile Mons. Vincenzo Cimatti: la Cronaca”を指す。サレジオ会のクレヴァコーレ神父がチマッティの手書きノート7冊などを基に、1982年に編集したタイプ原稿である。2014年にガエタノ・コンプリ神父により、電子媒体（ワードファイル）に収められたが、その際にコンプリ神父は所々にサレジオ会中央資料館で見つかった資料、もしくはそのような資料に基づいた情報を加えたという。この形のままで信頼度は高いが、あくまで二次資料であり、厳密な史料批判を要する。

4）Vincenzo Cimatti: *Breve cronistoria dei primi 25 anni di lavoro salesiano in Giappone* (Tokyo: Kankucho, 1951).

5）同前pp. 134–137.

6）Vincenzo Cimatti: *Nell'impero del Sol Levante* (Torino: Edizioni A. M. S., 1953).

7）“I missionari salesiani, oltre il lavoro diretto per la conversione delle anime, come utile sussidio per completare l'apostolato missionario tra le popolazioni loro affidate, cercarono anche di valorizzare doti ed abilità personali, specie nel campo degli studi religiosi, letterari, storici, scientifici e artistici, tanto più che il popolo giapponese ama, apprezza e assimila facilmente quanto gli si presenta come cultura, e stima assai le persone che ne sono dotate” (註6 Vincenzo Cimatti, p.239).

8）前掲註6 Vincenzo Cimatti: *Nell'impero del Sol Levante*, pp. 241–242. 見出しのところにマレガは「Sac. Dott. Mario Marega」とされている。

9）『古事記』のイタリア語訳以外、仮名手本忠臣蔵の翻訳と『伝説と物語に見る日本』がある。後者は翻訳本ともいえるが、民間伝承や神話伝説などが読みやすく書き直されている部分もある。その上、マレガ自身の日本印象記のような文章も集めている。

10）註6 Cimatti, p.242.「マレガ神父が出版するために準備している原稿は50本ぐらいある。テーマは多方面にわたる（仏教経典の翻訳、多種の詩歌、密教儀礼、能楽という古典演劇、日本の習俗等々）」“Risalgono poi ad oltre una cinquantina i manoscritti che Don Marega ha per la stampa, su argomenti disparatissimi: (versioni di sutre, studi sul Buddismo, poesie di vario genere, riti esoterici, Nôgaku — teatro classico, — usi e costumi giapponesi, ecc)”.

11）同類の肩書きはイタリアのラテルツァ社から上梓した他の2訳本にも見える。『伝説と物語に見る日本』（*Il Giappone nei racconti e nelle leggende*, Bari: Laterza, 1939）の表紙には布教団のことも言及されておらず、そこから判断すると聖職者であることはわからない（「マリオ・マレガ博士訳」“traduzione italiana del Dott. Mario Marega”）。ただし、同著の中表紙には『古事記』とほぼ同じ文言がある。『朝日新聞』の報道は1938年5月13日（東京）朝刊11頁に載っている。

12）マレッラについては、註1ヴィータ論文参照。

13）註4 Cimatti, p.137. マレガは「（その）地方におけるキリシタン古記録の研究の完成のために（“per completare gli studi sulle antichità cristiane della regione”）」1948年から1950年まで大分に戻ったと述べる。

14）1952年7月書簡。「サレジオ会員がイタリアから戻ったら、すべて整理がつき、私の大分地域殉教者の研究を最後までやれると願っています。日本語の本3冊目のためにすでにたくさんの資料を持っています。大分県に行ったらすぐにそれを終えるつもりです」（“appena i salesiani ritorneranno dall'Italia, spero che tutto si metterà a posto e che potrò finire i miei studi sui martiri della regione di Oita. Ho già un mucchio di materiale per un terzo libro in giapponese, che finirò appena mi troverò nella provincia di Oita”）。サレジオ会員とは管区長などを指す。6年に1度トリノで開かれる総会（Capitolo Generale）のために一時的に日本を離れていた。また、同年8月の書簡にも同じような心境を伝えている。「こちらの管区長が管区に帰ってきたら、私は、殉教者と大分の歴史について書こうとしていたところの本を完成させるよう、元の布教地に戻ることができるかもしれない」（“quando il direttore di qui sarà ritornato in sede, allora può darsi che io potrò ritornare nella mia antica missione, per finire i libri che stavo scrivendo sui martiri e sulla storia di Oita”）。

15）元の布教地に戻ることなく、代わりに1953年に臼杵へ派遣される。そして、1959年には再度東京に移る。ヴィータ註1論文および同論文の略年表を参照。
16）チマッティ資料館のガエターノ・コンプリ神父によれば、この1冊はもともと別府のサレジオ会の施設にあった。自ら、ローマに足を運んだ際、サレジオ大学図書館に持ち込んだものである。マレガ自筆の訂正や書き込みなども多く含んでいるので、マレガの『古事記』研究の観点から分析を要する。この蔵書印について筆者の「マレガ神父の日本文化研究」（郭南燕編著『キリシタンが拓いた日本語文学 ―多言語多文化交流の淵源―』明石書店、2017年）、232-238頁も参照。
17）マレガが発案したこの図像をみると、彼より少し先立って在日していた『弓と禅』の著者、オイゲン・ヘリゲル（Eugen Herrigel、1884-1955）のことを思い出さずにはいられない。
18）『豊後切支丹史料』（別府　サレジオ会、1942年）、『続豊後切支丹史料』（東京　ドン・ボスコ社、1946年）。
19）「豊後切支丹の書簡に就て」（『歴史地理』79-6、1942年）、52-57頁、「臼杵第十四、第十五代藩主に關する文献」（『歴史地理』82-1、1943年）、32-37頁。
20）「日本大名に送った羅馬教王の書翰調」（『大分史談』1、1937年）、22-23頁。
21）キリシタン大名などに宛てた書簡のバチカン所蔵日本関係文書で、イタリアの雑誌で紹介されたもののリストに過ぎない。どのような雑誌を指すか不明。『大分史談』の第2号及び第3号にも研究会などの報告が見え、マレガと史談グループの密接な関係を一層裏付ける。
22）『大分県地方史』3号（1954年）、31-34頁。『続豊後切支丹史料』（419頁）の補足として享保期の「五人組規則」全文を紹介する。
23）『大分県地方史』54-55号（1970年）、67-72頁。
24）これについては註2田中論文を参照。
25）“Memorie cristiane della regione di Oita”, *Annali Lateranensi*, 3, 1939, pp. 9-59.
26）同前p.11.
27）“Parecchi registri sono ridotti in tale stato da non potersi più leggere: sarà nostra cura decifrare que’ pochi leggibili onde inviarne dettagliata relazione a Roma”, 註25 p.36.
28）“Documenti sulla storia della Chiesa in Giappone, gli editti di persecuzione del 1619, testi e note critiche”, *Annali Lateranensi*, 14, (1950), pp. 9-59.
29）“Saggio sui riti esoterici della setta giapponese Shingon-shu”, *Annali Lateranensi*, 13, 1949, pp. 9-98.
30）“Oci-bo-sciu: quadri storici del Giappone”, *Annali Lateranensi*, 25, 1961, pp. 14-326.
31）*Ko-gi-ki: vecchie cose scritte: libro base dello shintoismo giapponese* (Bari: Laterza, 1938).
32）1935年12月4日付書簡。
33）*Il Ciuscingura, la vendetta dei 47 ronin: studio sui testi originali giapponesi* (Bari: Laterza, 1948).
34）*Il Giappone nei racconti e nelle leggende* (Bari: Laterza, 1939).
35）“Akogi: Ballata in un atto di Seami Motokiyo”, *Monumenta Nipponica*, 2-2 (1939), pp. 551-572; “Okina, il Vegliardo: La ballata più antica tra il No-gaku, la più sacra”, *Monumenta Nipponica*, 3-2 (1940), pp. 610-618; “Minase: Ballata No-gaku della scuola Kita-ryu”, *Monumenta Nipponica*, 4-2(1941), pp. 585-599.

36）大分　ドン・ボスコ社、1933年（カトリック講話集25）。
37）大分　ドン・ボスコ社、1933年（カトリック講話集28-29）、1934年（カトリック講話集36）。
38）大分　ドン・ボスコ社、1934年。この一連の著作とドン・ボスコ社の出版活動については、Annibale Zambarbieri, "Per la comunicazione culturale: un'editrice e uno studioso italiano in Giappone", *Atti del XXXIII convegno di studi sul Giappone, Milano, 24-26 settembre 2009*, a cura di Andrea Maurizi (Milano: AISTUGIA, 2010), pp. 351-364。
39）Lucia Ceci: *L'interesse superiore: il Vaticano e l'Italia di Mussolini* (Roma-Bari: Laterza, 2013), pp. 102-103が、イタリアと教皇庁の関係を背景に、1925年の聖年の事情を簡潔に紹介している。さらに、そこで引用されているG. M. Vian, "Gli anni santi di Pio XI"（F. Margiotta Broglio, ed: *La Storia dei Giubilei*, vol. 4, Giunti: Firenze, 2000, pp. 117-131）も参照されたい。
40）この「マレガ絵伝」について筆者は註16の「マレガ神父の日本文化研究」のなかですでに触れているが、詳しい紹介は今後の機会に譲る。
41）とくにLaurick Zerbini: "L'exposition Vaticane de 1925, l'affirmation de la politique missionnaire de Pie XI", in Pettinaroli, Laura (ed.), *Le gouvernement pontifical sous Pie XI, pratiques romaines et gestion de l'universel* (Rome: École Française de Rome, 2013), pp. 649-671およびErick Cakpo: "L'exposition missionnaire de 1925, une affirmation de la puissance de l'Eglise catholique", *Revue des sciences religieuses* 87/1 (2013), pp. 41-59を参照されたい。前者は博覧会の画報および布教・民族学博物館所蔵の資料によることが多い。一方、後者は基本的に当時のカトリック系雑誌の記事を通して博覧会の意味について考察する。いずれも、先行研究の展望や資料論も含む、貴重な参考文献となる。
42）Supplemento 1, p.71.
43）Supplemento 1, p.66.
44）Supplemento 1, p.69.
45）Supplemento 3, p.177.
46）それぞれの展示室や会場の構成について註41 Laurick Zerbini論文（pp. 654-657）が詳しい。
47）*Rivista illustrata dell'esposizione missionaria vaticana*, n. 26 (31 dicembre 1925), p.809 ff.
48）調査の対象となる資料について註41 Laurick Zerbini論文（pp. 650-651）に多くの示唆がある。
49）Supplemento 3, p.188. 周知のところであるが、重要文化財木造エラスムス立像は現在、東京国立博物館に寄託されている。重要文化財に指定される以前、1925年にその写真がエラスムス像としてバチカンに送られた事実は注目されたい。
50）"… [I missionari] concorrono ad accrescere il patrimonio scientifico del mondo". *Rivista illustrata dell'esposizione missionaria vaticana*, n. 1 (15 dicembre 1924), p.6.
51）註41 Laurick Zerbini論文, p.651.
52）イエズス会のタッキ・ヴェントゥーリ神父は同会の歴史家としてその業績はよく知られている。とくにマッテオ・リッチの研究などが早くも20世紀初頭に発表されている。しかし、1920年代からバチカンとイタリア政府との関係においてムッソリーニとの取次役としてのタッキ・ヴェントゥーリの外交的役割は見逃せない。彼の業績などについてAlessandro Saggioro: "Storico, testimonio e parte, Pietro Tacchi Venturi: storia, storiografia e storia delle religioni", *Rendiconti Classe di Scienze Morali Storiche e Filologiche*, s. 9, vol. 13 (2002), pp. 451-489およ

び“Pietro Tacchi-Venturi”, in Mario Mazza e Natale Spineto (eds.): *La storiografia storico-religiosa italiana tra la fine dell'800 e la seconda guerra mondiale* (Alessandria: Edizioni dell'Orso, 2014), pp. 165–171 参照。

53）ヴィルヘルム・シュミットは人物としての彼自身だけでなく、提唱している学説も博覧会の中心に据えられた。Supplemento n. 1には博覧会のために集められた資料はヴィルヘルム・シュミット神父の「新学説」を裏付けるに役立つと明言している。それは、彼の名著『神観念の起源』（*Der Ursprung der Gottesidee. Eine historisch-kritische und positive Studie*, 1912–1955）に著されるように、民俗学資料などに基づいた原始一神教である。伝記研究としてErnest Brandewie: *When Giants Walked The Earth: The Life and Times of Wilhelm Schmidt, SVD* (Freiburg, Schweiz: Univ. Verlag, 1990) が詳しい。バチカンとの関係についてAn Vandenberghe: “Entre mission et science: la recherche ethnologique du père Wilhelm Schmidt SVD et le Vatican (1900–1939)”, *Missions et sciences sociales* 19 (2006), pp. 15–36を参照。

54）昭和13年9月25日付『カトリック新聞』は「伊訳古事記献上」という見出しをもって、「目下伊太利帰国中のチマッティ教区長はマレガ師に託された特製伊訳古事記とその原本、古訓古事記の木版三冊を教皇ピオ十一世聖下に献上した、聖下は自ら手にして永く叡覧し給いマレガ師へ特別の祝福をお与えになり、また、この種文化事業に今後も努力するようにと仰せられ、もっとも御満足に御嘉納遊ばされた」と伝える（原文は旧体字）。

55）註41 Erick Cakpo論文参照。

56）バルセロナ布教博覧会についてLuis Ángel Sánchez Goméz “: Martirologio, etnología y espectáculo: la Exposición Misional Española de Barcelona (1929–1930)”, *Revista de Dialectología y Tradiciones Populares* 61–1 (2006), pp. 63–102 を参照。1926年のサレジオ会トリノ展は同会海外布教の50周年記念に行われた。その後、それもサレジオ会の布教博物館の母体となった。詳しい情報は同じ1926年の『サレジオ会年報』(*Bollettino Salesiano*) 5–6, 5–7に見られる。Maria Francesca Piredda: *Sguardi sull'altrove, cinema missionario e antropologia visuale* (Bologna: ArchetipoLibri, 2012), p.82も参照。

57）*Bollettino Salesiano* 72–9 (1948), p. 86。これは5月号であり、そのなかでパレルモの布教展の開会式は1947年12月30日に行われたと伝えられる。マレガはそのときにイタリアにいた。日本の宗教などについて講演もしたという。

58）これについてマレガの書簡やその他の資料などを整理する必要があるが、他の機会に譲る。マレガ・コレクションには「博物館のための物品」も含めていた（註1ヴィータ論文〈本書所収分〉、註61参照）。大分においてマレガが中心となって2回ほど展覧会が企画された。イタリアファシスト党使節日本訪問（1938年）およびザビエルの日本入り400周年（1949年）のさいである（註4 Cimatti, p.137）。

59）これはヨーロッパ人による日本古書籍の使用形態の一つともいえる。19世紀にさかのぼるが、たとえばシーボルトが収集した和漢書籍も似たような機能を持たされていた。小山騰が指摘しているように、「それらの書籍（和漢古書）は認識・情報を伝達する手段として扱われたというよりも、どちらかといえば日本の事物そのもの、または視覚情報が含まれる入れ物（器）などとして使用された。西洋の書籍と形態や材料などで明らかに異なる和漢古書は、彼にとっては図書館の資料であると同時に、いわゆる博物館の資料にもなり得る存在であった」（小山騰『ケンブリッジ大学図書館と近代日本研究の歩み ―国学から日本学へ』勉誠出

版、2017年）、24頁。

宣教師によるキリシタン統制文書群の収集と整理

―マレガ目録の分析から―

高見 純

はじめに

本稿では、バチカン図書館所蔵マレガ資料群のなかに確認されるマリオ・マレガ神父の資料整理に関わる記録を分析し、資料収集者による整理と管理の在り方を検討する。それによって、資料群の構造の歴史的解明を目指す。あわせて、布教地研究を実践する宣教師と、本国イタリアとの関係性を示す一例として本資料群を捉えることによって、宣教師の活動を巡る一側面を描写したい。

マレガ資料全体の一部を占めるバチカン図書館所蔵の膨大なマレガ資料群は、臼杵藩宗門方の資料を中心に構成され、近世日本のキリスト教統制の全容解明に向けて、多大なる貢献が期待されている。たしかに、古文書史料に記された豊かな内容が提供する歴史的な証言の有用性に疑いの余地はない。ただし、この資料群が、20世紀前半に1人のキリスト教宣教師によって収集、整理、管理され、さらには日本から海を渡ってバチカンへと送られた経緯を有することもまた忘れるべきではない。文書の作成と管理が行われた同時代における資料群の秩序と構成が、そのまま発見されて今に至るわけではないのである。したがって、個々の文書を検討する前段階として、それら文書が集まったところの資料群としての全体像を検討し、構造を解明する段階が不可欠であり、それによって初めて、資料群が有する射程と限界を正確に理解することが可能になるはずである[1)]。

実際、A1からA26におよぶ資料群には、1万点におよぶ近世文書に加え、マレガ自身による4000点ものドキュメントも存在し、紙片メモや、原稿、種々の研究ノートの他に、マレガによる史料への直接的な書き込みも確認される[2)]。

そのなかで、とりわけ注目されるのが手帳サイズの目録（以後、マレガ目録と略記）である。マレガが資料群の整理を行うさいに、中心的に用いたと考えられる。

したがって、本稿の第一の目的として、この目録を中心に据え、関連するマレガ・ドキュメントも随時参照しながら分析を進めることで、マレガによる資料群の収集、整理、管理について理解を試みる。それによって、資料群への取組みの具体的な諸段階を検討し、現存する資料群の構造理解の一助としたい。

また、マレガが行ったような現地文物の収集や研究自体はけっして特殊なことではなく、世界中の数多くの宣教師たちによって、布教地への理解と適応を目指すなかで行われてきた[3]。マレガによる活動もその一事例と位置付けられるが、日本についての膨大なキリスト教統制資料群の収集は他に類を見ないとも考えられる。そして、先述の通り、本資料群には資料収集者による記録が多く残っており、膨大な資料群の整理と活用の様相に近づくことが可能なのである。

そこで、本稿の第二の目的として、宣教師による文書資料の収集と活用としての側面から、布教地研究と理解を進めた宣教師の活動を巡る在り方に一例を加えたい。資料群中における個別文書の所在と行方を検討するなかで、宣教師としてのマレガの活動にもたらした文書の収集と活用の意義について考察する。

1．マレガ目録

(1) 外形

①外形と対象範囲

マレガ目録は、A16というまとまりのなかに、A16.4.4.1.1という整理番号を与えられて保存されている。寸法がおよそ縦20×横15cmの、厚手のノートである（写真1）。ノートの表紙には、「日本での迫害に関する文書の目録 マレガ神父 1938年」と記されている[4]。1938（昭和13）年前後に目録が作成された可能性、およびマレガが資料群についてキリシタン迫害を内容とすることを認識していたことがわかる。

バチカン図書館での資料群の再発見時には、目録は封筒に入れられていた。

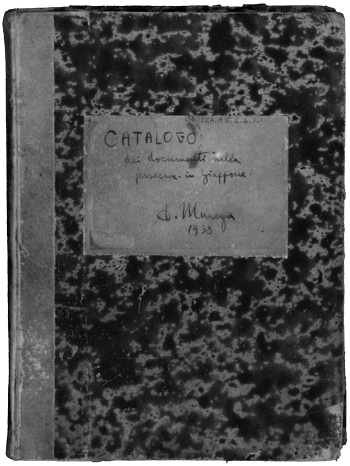


写真1　マレガ目録（A16.4.4.1.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

封筒には、目録についての簡単な説明が付されており、それによれば、目録に記録されたのは「未加工木製長持に収められた文書群の番号」であった[5]。長持は、1953年にA1からA21の資料群をバチカンに送付する際に使用された[6]。同年8月、東京にいた教皇公使秘書は、のちに教皇パウルス6世となる国務長官ジョヴァンニ・バッティスタ・モンティーニに宛てて資料群の送付を報告した。報告では、資料群が収められた「二つの大きな箱と一つの中くらい」の箱がイタリアへ運ばれたという[7]。大きな箱の一つは上述の長持であり、二つ目の鉄板の貼られた大箱には、まだこれから目録化が必要な文書が収められていた。そして、中くらいの箱には、マレガが著作のために使用した資料が収められていた[8]。

これらの証言通りに考えれば、マレガ目録は、一つ目の長持のみを対象としたように思えるが、そうではない。中くらいの箱に収められた文書も、どれも番号付けされており、もともとは長持に入っていた文書のまとまりから研究のために抜き取られたものである。したがって、目録は、1953年時には「未加工木製長持」と中くらいの箱に入れられ、マレガがある時点で番号付けをしたすべての資料を対象範囲とすると考えてよいだろう[9]。

②構成

ノートは、見開き1頁として157頁ある。1頁から131頁まで使用されており、その後の132頁から157頁までは書き込みがない。ただし、文書目録が開始するのは4頁からであり、最初の3頁には、種々の情報が所狭しと記されている。

たとえば、1頁目の右側には、「寺の絵踏」、「庄屋の絵踏」など、文書の種類を示す主題が並ぶ。マレガの関心を指し示すものとしても興味深いが、該当する資料番号を記すことで目録の索引のような役割を果たしたと考えられる。

2頁目にも索引が続き、府内や竹田といった臼杵藩以外の地域の宗門改帳についてのものもある[10]。また、資料の入手経緯、出所や範囲、古文書の解読や文書内容に関わる情報、日本史の知識メモなどが散見される[11]。

最後に、3頁目では、左側には翻訳すべき重要資料が一覧的に記され、その多くが取消線によって消されていることから、翻訳作業に活用したメモであると考えられる。また、右側には、出版についての情報とともに、イタリアや日本の各所への資料送付に関わる情報が記載されている。

(2) 目録からみる資料群の構成

①記載方法

では、目録部分の基本的な記述にはどのような方法がとられたか。番号付けされた資料が目録の対象範囲であることはすでに述べたが、目録記述の全頁で唯一の統一的なルールは、この資料番号（以後、マレガ番号と表記）が頁左側に記載されたことである。マレガ番号がノート冒頭の索引にも活用されたことはすでに述べたが、実際の資料と紐付けるためのもっとも基本的な記号がマレガ番号であった。

したがって、目録記述はマレガ番号を基準として、各番号が示す資料についての内容や情報が記載される。ただし、目録全体に共通する記載方法は見当たらない。たとえば、前半は見開き1頁分の幅を使って1つのマレガ番号について記述されているが、後半の111頁からは、左右の頁を分けて別々に使用している。

内容や情報の記述も箇所によって異なる。たとえば、目録の冒頭は「寺の絵踏」に関する資料が続く。その際には、表1にあるように、左頁の左端からマレガ番号、資料年次、ローマ字と漢字での寺名、右頁の左から参照マレガ番号、宗派や地名などの情報、現在の地名が整理されて記録されている。一方、その後に登場する「棄教者」に関する資料群はこれと異なり、マレガ番号の横には、年次、棄教者数、家族数、地名、寺名等、現在の地名が並ぶ。その他、文書の内容要約や資料情報が記述される箇所などもあり、各資料の内容に即した形で柔軟に構成された（写真2）。

表1　目録の記載例（Efumi al Terà：寺での絵踏）

左ページ				右ページ		
マレガ番号	年　次	寺　名（ローマ字）	寺　名	参照マレガ番号	寺名・宗派・地名・その他	現在の地名
1	1834	Ren-shio-ji	蓮照寺	675	最初の月の23人のすべて。真宗	津久見
2		Ko-Koku-ji	光國寺	685	浄土真宗（本願寺派）	小佐井
3	1838	Ko-ren-ji	光蓮寺	664	真宗　東	臼杵
4	1838	Jio-ghen-ji	浄元寺	666	？	Usuki
5	1838	Zen-shin-ji	善正寺	654	Usuki	臼杵
6	1838	Ko-rin-ji	香林寺	671	Entro 光林寺	由布川
7	1838	Shio-ko-ji	正光寺	695	Shin.	田野
8	1838	Jio-ren-ji	乗蓮寺	699	Shin.	百枝

出典）A16.4.4.1.1, 4 頁の上部。

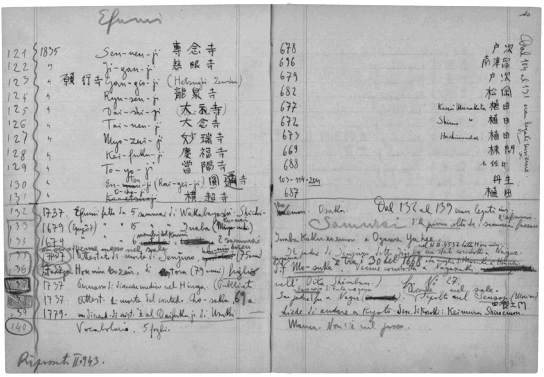


写真2　マレガ目録の記載例（A16.4.4.1.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

また、目録では複数の色のペンや鉛筆が用いられ、番号に印を付けたり、加筆が行われたことがわかる。加筆部分の正確な特定は困難だが、出版や送付情報、資料整理や資料のまとまり、研究用と考えられるメモなども確認される。

②内容

つぎに、目録の内容について全体を俯瞰してみたい。マレガが番号を付与して整理と把握を試みた資料群の全体像を概観することができる。

表2では、マレガ番号を基準に、目録に記載された資料内容を一覧化した。目録では、共通の主題の資料が続く場合には、頁上部などに見出しが書かれることがある。表では、これらを「内容項目」欄に記載した。一方で、共通する

表2　マレガ目録の内容構成のイメージ

番　号	内容項目	備　　考
1–131	Efumi al Tera（寺での絵踏）	一部、Efumi dei samurai（侍の絵踏）
132–139	Samurai	"Efumi Samurai"
140		"vocabolario"
141		出生
142–158	Efumi al Tera（寺での絵踏）	
159–171		死亡など
172–174		"Efumi"
175–196		死亡、出生、寺関係（戒名、系図）など
197–221	Efumi al Tera（寺での絵踏）	
222–225		帰還、死亡など
226–298	Apostati（棄教者）	1635年、人数、家族数、地名、寺院名を記載。249は庄屋の資料
299–325		侍の絵踏、Shumon aratame cho（宗門改帳）、死亡、出生、庄屋など
326–340	Apostati（棄教者）	1635年、市尾村。庄屋の書状
341–347		Apostati（棄教者）、名塚村
348–384	Efumi	
385–420		宗門改帳、書状など
421–440	Efumi	
441–460	Frammenti di Shumon Aratame Cho断片	
461–480	Shumon Aratame cho	
481–566	Efumi	
567–631	Efumi Samurai	紐で一まとめに括られていた資料群と注記
632–652	Atti di nascita（出生届）	一まとまりの資料群と注記
653–668	Efumi alle Pagode（寺での絵踏）	一まとまりの資料群と注記
669–707	Efumi dei Bonzi（坊主）	
708–734	Shumon Aratame cho（frammenti断片）/Efumi del popolo（民衆の絵踏）	“importante, servira di mostrare che l'esame sulla religione（inquisiz.）si faceva ogni mese”（「重要。宗門改が毎月行われていたことを示すのに必要」）と注記

735–740	Documenti sui prigionieri 囚人関係	
741–810		囚人関係（lettera〈書状〉、Registro〈帳面〉、Lista〈リスト〉、Oboe〈覚〉など）
811–1000 M1–M89	Ruizoku	823、824、833、834、889、890、937、938、M27、M28、M29、M30、M49、M50は「本人」。それ以外は「転び」
M90–M200	五人組	1646年
M201–M220		宗門改、寺での絵踏、死亡（府内）、覚など
M221–M266	Efumi	宗門改帳（Registro Shumon arat. dei samurai〈M221-M247〉、Shumon aratame cho 1838 Frammenti〈M248-M263〉、Shumon aratame cho 1845、1838、1791 appendice〈M264–266〉）
M267–M276		日記、侍の家内人数、カタログなど
M277–M321	Censo 人数書	M281-M282（1727）、M283-M304（1733）、M305-M321（1833）
M322–M330		書状、庄屋の家族の踏絵など
M330–M331	Ruizoku	引越、婚姻、剃髪。以下に連続する一連の「Ruizoku」の項目に共通して、内容がキリシタンの子孫に限らないことの注記や、各資料に対して本人、同然、転び本人、古転び、古転び本人同然、類族、棄教者などの注記もあり
M331–M748		引越（M331-M419）、剃髪（M420-M433）、婚姻（M434-M467）、出家（M468-M480）、離別・剃髪など（M481-M490）、所替（M491-M493）、"Kayoi me"（M494-M500）、所替（M501-M510）、養子（M511-M531）、寺替（M532-M536）、名替（M537-M540）、養子・婚姻・離別・引越・名替など（M541-M748）
M749–M800	Efumi	書状、覚、帳面、類族手形など
M801–M1000, B1–B13	Efumi dei Samurai di Usuki	番号と年号（1686～1858年）のみを記載。887–890、891–900、913–916、918–927、930–941、941–954、955–957、958–966が一まとまりの資料群と記載
B14–B19		Efumi samuraiなど（1866～1868年）
B20–B23		Efumi samuraiなど（1679～1703年）
B24–B50		侍の絵踏、宗門改帳、書状など多様

B51–B73		Ruizoku on Kayoi（1840年）。ただしB56（書状と封筒）を除く
B74–B93		近代の断片的資料、類族の出生、死亡など
B94–B104		Atti di apostasia（棄教）
B105–182	Afumi alle pagode寺での絵踏	1675～1802年
B183–B202	Efumi dei Samurai	1679～1813年
B203–B204		"atto di un Korobi"など
B205–B222	Ruizoku on Kayoi	番号、年号（1840年）、地名を記載
B223–B260	Ruizoku	引越、帰還など
B261–B280	Certificati per cancellare dal go-nin-gumi五人組からの離脱	引越、死亡など
B281–B361		キリシタン名簿、長崎などとの書状、侍の絵踏、逮捕、人数書、五人組帳など
B362–B420		大分（B362）、竹田（B363）、府内（B364）、大給領（B365）、府内（B366-B373）、佐伯（B374-B375）、豊前（B376）、竹田（B413-B420）を含む
B421–B440	Usuki han	断片的な資料で、襖から剝がし、販売者が1つにまとめた資料群と注記
B441–B459		侍の絵踏、侍のリスト、出生、死亡など
B460–469	Shitagaki per bonzi ruizoku	
B470–473		出生、死亡、届の下書きなど
B474–B507	Ruizoku	延岡、または熊本。B474-B491、B492-B497はそれぞれ一まとまりの資料群と注記
B508–B514		出生、京都への留学許可願い、殉教者の子孫など
B515–B539		熊本（肥後）。一まとまりの資料群
B540–B543		死亡、帰還など
B544–B565		旅人
B566–B620		出生、死亡、手形、剃髪、婚姻、神主の絵踏など
B621–B627	Funai ryo府内領	
B628–B630		1850年。下岡、子川、雪浦での絵踏、改め
B631–B632	Kyoto京都	

B633–B634		竹田
B635–B746		出生、死亡、人相書、寺名、庄屋名、病気など
B747–B773	Efumi Samurai	
B774–B941		死亡、婚姻、留学、絵踏、侍の絵踏、名替、殉教者、所替の届など

出典）A16.4.4.1.1, 4–131頁。

注）目録で記載された頁の表題が示す範囲は、境界線上は曖昧な場合もあるが、記載内容や構成から推測し、可能な限り「内容項目」欄での区分を試みた。また、「備考欄」では、多様な内容の一部を抜粋して例示した。

主題が書かれない箇所には多様な種類の資料が並んでいることも多く、どのような主題の資料が並んでいるかについて、「備考」欄ではいくつか例を示した。「内容項目」欄を詳しくみると、「絵踏」や「類族」など、繰り返し登場する見出しもあることから、主題ごとに全資料を集約・分類してから番号付けされたわけではないとわかる。目録には、いくつかの番号ごとに、まとまりを示す横に引かれた仕切り線が多く確認される。これらの多くは、オリジナルの文書のまとまりを尊重したものと考えられ、目録内でまとまりが可視化できるようにされていた[12]。したがって、手順としては、手持ちの資料を順番に番号付けした後に、目録を用いて本格的な内容把握を進めていったことが想起される。

ただ、とくに前半に限れば、「寺の絵踏」「棄教者」や「類族」など、同じ主題の資料が長く続く場合が多い。単に主題が共通する大きなまとまりの資料から順に番号付けしただけかもしれないが、これらの主題に対するマレガの研究上の関心の強さを示す可能性も考えられよう。逆に、番号の後半になるにつれて、こうしたまとまりは比較的小さくなる傾向にある。

その他に注目されるのは、臼杵藩以外の地域を出所とする資料が明記されたことである。「内容項目」欄（「B621-B627」や「B631-B632」）に登場する府内や京都の他にも、竹田、佐伯、豊前、肥後などの資料も散見される。冒頭頁で索引も作成されたように、マレガが文書の出所を意識し、正確に把握しようとしていた様子がうかがえる。また、他地域の資料はマレガ番号の後半に多いことから、臼杵藩の主要な資料群とは別に入手された資料である可能性も考えられる[13]。

2．マレガ神父の文書管理と研究

(1) マレガ番号による整理と研究

①マレガ番号

マレガ番号が目録での資料整理の基軸であったことをすでに述べてきたが、ここでマレガ番号の意味を確認しておく。表2のように、番号は1-1000、M1-M1000、B1-B941とある。Mはイタリア語のmille（1000）、Bはbis（2倍、つまり2000）の頭文字としての省略記号であると考えられ、1～2941までの番号付けがなされた。

マレガ番号は、必ずしも1点の文書に対して1番号が付与されたとは限らない。複数文書を含むまとまりに対して付与される場合もあり、そのさいの文書数も多様である。たとえば、B75からB93では、各番号が含む文書数が比較的多い。

そのうち、B77は、1698（元禄11）年の「出生子書附入」と書かれた袋に収められた文書群である。マレガ目録には、「1698～1699年におけるキリスト教徒の子孫の出生」を内容とし、袋には175点の文書があることが記されている[14]。中身の文書群については、まったく未検討というわけではなく、すべての文書が「同然」または「転び」であることを確認済であることも加筆された[15]。

B84やB85は、さらに大きなまとまりを範囲とする。B84はA3、B85はA4（A4.25を除く）と考えられる。A3とA4は、マレガの時代のものと思われる大型の紙箱に収納されている[16]（写真3）。目録では、B84は類族関



写真3　A4の外箱

係の文書330点を収める箱と説明され、A3の紙箱にも、マレガ番号の記載はないものの、同内容の説明が書かれている[17]。同様に、目録で文書882点を数えると記されたB85も、A4の紙箱の記載、A4の箱の中にあるマレガの紙片メモの内容が目録の内容と一致する[18]。

また、実際の資料群を確認していると、いろいろな種類の番号に出合う。これらがマレガ番号であるかについての判断には、注意が必要である。たとえば、1953（昭和28）年にバチカンに送られたA1-A21の資料群とは別に、ローマのサレジオ大学所蔵のA24には、「M」や「R」付きの資料番号が付与された資料が見られる。これらは、本稿で検討中のマレガ番号とは別の体系の資料番号と考えられる[19]。また、各マレガ番号のなかに複数の文書が収められ、枝番号が付与されている場合もある。

では、マレガ番号は、資料中にはどのように記載されたのか。文書に直接記載する方法が一般的であるが、メモを挿入して文書に記載しない例も一部見られる[20]。また、文書に番号だけが書き込まれた場合と、スタンプが用いられた場合がある。資料群の古文書の大半は、「マレーガ」と書かれたスタンプが使用され、スタンプ内に番号が記された。一部に「マレガ．マリオ」と書かれたスタンプも使用されたが、どちらかというと古典籍に多く用いられ、スタンプ内に分冊番号が記される例が確認できる[21]。また、このスタンプの場合は、スタンプ外にマレガ番号が書かれている例もあることから、このスタンプが押された時期と、マレガ番号が書かれた時期が異なる可能性も考えられる（写真4）。

いずれにせよ、資料群に見つかる番号は膨大な数にのぼる。しかし、記載ミスなどは驚くほど少ない。数字の重複などもほぼ確認されず、マレガによって正確に整理番号が付与されていたと評価できよう[22]。

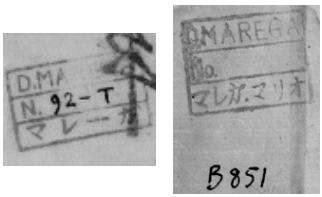


写真4　2種類のスタンプ（A9.2.2.9.1, A1.3.2.6.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

②研究と整理

サレジオ会宣教師として1929（昭和4）年に来日後、マレガは、布教地日本についての多様な研究を行った。本資料群に基づいた研究でも、学術論文や『豊後切支丹史料』（1942

年）の刊行に至った[23]。資料群の整理も、自身の研究的関心と不可分に行われたはずであり、実際にマレガ番号による資料整理の様相を検討することで、マレガの研究的関心の一端を垣間見ることができる。

マレガ番号の前半（1–340番）には、番号にアルファベット1字が付記される場合がある。目録に記載された見出しや説明用語の頭文字に一致すると考えられる。マレガが番号付けを開始した当初は、資料内容を把握した上で、それを反映させた整理記号を構想していた。たとえば、1–225番には「-T」が付随する。これは、目録の主題通りTerà（寺）を示すと考えられる。同様に、226–298番にApostati（棄教者）を表す「-A」、「300-C」のCatechista、「306-R」のRegistro（帳面）、「307-shoya」（庄屋）、326–340番は再び「-A」が付与された。以上のことから、第1節で述べたように、目録前半に登場する主題は、マレガにとってのもともとの研究的関心の高さを示すものといえるかもしれない。

また、それらの主題の一つ「棄教者」の箇所では、棄教者数の集計も行われている[24]。キリシタン統制に関わる本資料群は、宣教師マレガにとって重要な意義を有する資料であったと考えられる。現地の歴史や宗教を研究する題材であるばかりでなく、近世日本でのキリスト教迫害や殉教を理解するための稀有な史料であった。その意味では、こうした棄教者の集計が目録内で行われたことも興味深い。目録の研究的な活用を示すものであり、実際、人数把握や類族・本人の分類など、目録内で資料分析を進めた痕跡は各所に確認される[25]。

さらに、マレガ資料群にはマレガ目録以外にも多くのマレガ・ドキュメントが存在する。主にイタリア語やローマ字、ときには日本語も使用されて書かれたメモや原稿、手紙などであることは述べたが、もっとも多いのが、研究や資料整理のために記したと思われるメモである。紙片に書かれて古文書に添付された場合もあれば、資料のツツミ紙などに直接記載された場合もある。

メモには資料送付や整理に関する情報も書かれたが、多くは資料内容の要約である。1～2文程度の短いものが多く、記載内容が目録の記載と近似している場合も多いことから、両者の関係性が想起される。マレガは、メモと目録という2種類のツールを用いることで、資料の個別的な把握と集約的な理解を相互に連関させながら膨大な資料群の把握に努めたものと考えられる。

(2) 整理と管理の変遷

①マレガ神父の文書管理

資料にマレガ番号が付与されたとはいえ、2941という膨大な数である。マレガはどのように整理し、管理していたのだろうか。その際に注目されるのが、Pacco（包み）またはScatola（箱）（以後、省略してPaccoのみを記載）である。

目録が収容されているA16.4には、資料管理についての紙片メモが何枚か確認される。そこでは、Paccoに番号が付与され、番号順に並べられた各Paccoに複数のマレガ番号が含まれることが記されている。表3では、これらの紙片に加えて、資料群の各所でツツミ紙などに確認されるメモ（写真5）から得られた情報をまとめた。1–51番までのPacco番号が確認され、51番はA-Gに分かれる。Paccoは、実際に資料を収容した包みや箱などの保管容器を指すと思われ、保管容器に番号をつけて整理することで、マレガ番号を容器ごとに把握・管理していた。Pacco番号の並びとマレガ番号の並びはおおむね一致し、両番号は整合的な関係にあるといえる。

ただし、ここでいう保管容器とは、古文書と同時代に作成されたツツミ紙ではない。マレガの時代のもので、複数の古文書を包む新聞紙などのツツミ紙や箱を指す。それらツツミ紙の多くには、Pacco番号か、範囲とするマレガ番号が記された。マレガは、情報を集約したメモと、各Paccoに記載された情報を照合することで、膨大な資料群から資料を見つけ出せるようにしていた。

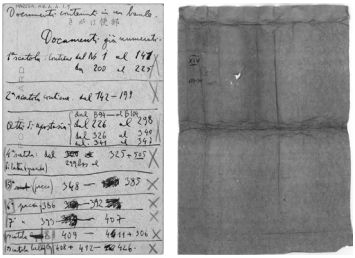


写真5　Paccoについての記載例（A16.4.4.1.5, A8.2.0.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana
注）紙片メモ（左）と、ツツミ紙に記載されたメモ（右）の例。

Paccoが資料整理の基準の一つになっていたことは、Pacco間の文書の移動という点からもわかる。

たとえば、もともとPacco 39に収容されていたB94-B104は、Pacco 3に移動された。理由は、資料内容（ここでは「棄教」）を同一とするPaccoに集約するためであった[26]。同様に、「寺の絵踏」を内容とするB137–B182はPacco 1へ、「侍の絵踏」を

表3　Pacco番号に基づいた構成

Pacco	マレガ番号	容器の形態・内容など
1	1–141，200–225， B105–B135，B137–B182	scatola／manca il N41
2	142–199	scatola
3	226–298，326–340， 341–347，B94–B104	棄教（Atti di Apostasia）／Pacco
4	299bis–325，505	pacco／ブリキ缶の大きな箱（scatola di latta grande）／ Ripassato
5	348–385，M248–M266	pacco
6	386–392	pacco／7と一まとめ
7	393–407	pacco／6と一まとめ
8	306，409–411	scatola di latta（ブリキ缶の箱）
9	408，412–426	赤い（綺麗な）箱（scatola rossa〈bella〉）
10	427–500	宗門改帳（shumon aratame cho）／pacco
11	501–566	宗門改帳（shumon aratame cho）／pacco
12	567–631	まとめられた帳（registri uniti 1698）／pacco
13	632–652	紙片、書状（fogli，lettere）／pacco
14	653–709	寺の書状（lettere dei Terà）／pacco
15	710–734	宗門改帳（shumon aratame cho）／pacco
16	735–786	pacco／abolito. Libro 1942
17	781–810	pacco／libro 1943
18	811–999，M1–M89	pacco
19	M90–M200	五人組（Go-nin-gumi）
20	M201–M204	
21	M205–M218	cartella nera
22	M219–M229	侍の家族（Famiglie dei Samurai）
23	M230–M244	侍の家族（Famiglie dei Samurai）
24	M245–M247	侍の家族（Famiglie dei Samurai）
25	M248–M266	宗門改帳（Shumon aratame cho）／Pacco 5へ
26	M277–M321	人数書（Censimento）
27	M267–M276	金銭についての帳（libretti）／Registri soldi
28	M322–M330	種々（varie）／abolito

29	M331-M419	引越証明（Certificazioni trasferimento）
30	M420-M748	類族（Ruizoku）
31	M749-M800	書状（Lettere）
32	M801-M848	侍の絵踏（Efumi samurai）
33	M849-M900	侍の絵踏（Efumi samurai）
34	M901-M941	侍の絵踏（Efumi samurai）
35	M942-B8	侍の絵踏（Efumi samurai）
36	B9-B20，B183-B204	侍の絵踏（Efumi samurai）
37	B27-B50	宗門帳の断片（Frammenti registri shumon）
38	B51-B74	類族の通いの断片（Frammenti e Ruizoku no kayoi）
39	B75-B93，B94-B104，B105-B182，B183-B204	棄教（Atti di Apostasia）／寺の絵踏（Efumi pagoda）／B94-B104がPacco 3へ／B137-B182がPacco 1へ／B183-B204がPacco 36へ
40	B223-B280，B287-B295	
41	B302-B306，B307-B308	
42	B329-B353，B353-B363	B356-B363が長持1に収容（"nel baule 1"）
43	B364-B373	
44	B374-B412	
	B412-B421	竹田領（Takeda ryo）
45	B421-B440	
46	B441-B477	
47	B474-B617	
48	B618-B630	
	B631-B640	a parte
49	B641-B643	
50	B644-B712	
51-A～G	B713-B924	B713-B729（A），B774-B780（B），B781-B818（C），B819-B844（D），B845-B860（E），B895-B909（F），B910-B924（G）

出典）A16.2.0，A16.4.2.2，A16.4.4.1.3，A16.4.4.1.4，A16.4.4.1.6，A16.4.4.1.7，A16.4.4.1.8，A9.1.3.0.1，A9.1.4.0，A9.1.5.0.1，A9.1.6.0.1，A9.1.7.0.1。

内容とするB183-B204はPacco 36に移動された。マレガは、Paccoを単位に、同一の主題の資料をまとめて保管しようとしていた。

以上のように、マレガは、Paccoを単位に資料群を管理していたが、Paccoは長持に収容されて保管されたと考えられる。1953年の長持と同一のものであるかは定かではない。ただ、たとえばPacco42の一部であるB356-B363は、「長持1に」収容とされている（表3参照）。長持にも番号が付けられていたことから、複数存在したこともうかがえる。したがって、マレガによる資料整理と管理は、マレガ番号を最小単位として、その上位にPacco番号が存在し、さらにそれらが長持の中で管理されるという構造を有していた。

では、整理の時期は具体的にいつか。マレガ目録には、1943年に再確認済であるとのメモが各所に加筆されている。したがって、マレガ番号の付与と目録の基本的な記述は、1943年以前には終了していた。また、ツツミ紙として使用された新聞紙の日付を調査すると、1938年から1942年頃にかけてのものが大半であり、特に1938年次の新聞が多い[27]。先述の通り、マレガ目録の表紙に記載された年次も1938年であることから、作業はその前後の時期に開始されたことが推測される。

② 整理の変遷

以上のように、マレガによる資料整理の構造が示されたが、問題は、現存する資料群の並びと一致しないことである。また、資料群中には、現在のものとも、前述したものとも異なる整理体系の存在を示す手がかりも存在する。以下では、それらを比較したい。

まず、現在の資料群は、A1、A2、A3、…というように大きなまとまりごとに整理番号が付けられている。これが2011年にバチカン図書館で発見されたさいの並びであるが、前述の整理体系には登場しない種類の番号である。表4は、マレガ番号の並びに合わせてA1-A21を並び替えたものであるが、両者の並びに整合性を見出すことは困難である。したがって、マレガによるものか、マレガの手を離れて以降に付けられたものか定かではないが、マレガ番号の付与による整理とは時期を異にして付与された整理番号であると考えられる。

また、資料群中には、もう一つ別の整理体系を示す手がかりがある。これが、

表4　A1-A21とマレガ番号の並び

1-M244		M245-B93		B94-B924	
1-225	A9.2	M245-M247	A10.1	B94-B182	A16.7
226-299	A6.2	M248-M266	A17.3	B183-B204	A16.5
301-307	A16.4	M277-M321	A5.3	B205-B222	A11.2
309	A5.3	M331-M419	A7.4	B223-B295	A14.4
316-321	A16.4	M420-M510	A7.2	B302-B308	A16.8
326-340	A6.2	M511-M601	A7.8	B320	A16.1
341-347	A7.5	M602-M665	A7.9	B330-B353bis	A11.2
350-384	A17.3	M667-M748	A7.6	B358-B362	A16.4
387-407	A5.1	M749-M800	A7.3	B364-B373	A16.8
418-426	A16.4	M801-M848	A8.4	B377-B419	A14.6
427-500	A10.3	M949-M900	A8.5	B421-B440	A14.7
501-566	A17.1	M901-M941	A8.6	B441-B473	A14.5
567-631	A17.2	M942-M1000	A8.1	B475-B617	A14.3
632-652	A16.4	B1-B8	A8.1	B620-B630	A16.4
653-709		B9-B26	A16.5	B631-B632	A16.6
710-734		B27-B73	A11.2	B633-B639	A16.4
811-M89		B74-B76	A16.4	B641-B780	A9.1
M90-M200	A5.4	B77-B93	A15.2, A15.5, A12.5,	B781-B818	A16.4
M202	A16.4		A12.3, A12.2, A12.1,	B895-B909	A16.2
M205-M216	A8.3		A20.2, A3, A4, A19.4,	B910-B924	A9.1
M219-M229	A10.2		A15.4, A12.4, A15.3,		
M230-M244	A5.2		A12.6, A4.26, A23.2		

注）A1-A2に移動された文書は含まない。

資料群の各所に見つかる「概要カード」である。該当するマレガ番号と資料内容が厚手の紙に記された資料参照用の整理カードである。紛らわしいのは、概要カードもPacco番号とマレガ番号を基準に整理されていることである。表5では、概要カードのPacco番号の並びにしたがった資料群の構成を示した。概要カードの各Pacco番号が対象とするマレガ番号を確認すると、前述のPacco番号とはまったく異なる整理番号であり、マレガ番号の並びとも一致しないことがわかる。したがって、この整理体系も、マレガ番号付与の時期とは異なる

ことが推測される。また、A1-A21の並びとも一致しないことから、A1-A21の体系とも別のものということになる。

以上のように、本資料群から確認されるのは、現在に至るまで3種類の整理体系が与えられてきたということである。マレガ番号の並びとの対応という観点から考察すると、前述のPacco番号に基づく整理（表3）が最初に行われたものと考えられる。その後、どこかの時期に考案された概要カードの秩序、および現在のA1-A21による構成に至ったものと考えられる[28]。

3．文書の移動と所在

(1) 資料群におけるマレガ番号の所在

①マレガ番号1-225

マレガ番号の資料は、今も番号通りにオリジナルの資料群中に並んでいるのだろうか。番号の冒頭部分1-225番を一例に、文書の所在と移動を確認する。

付随する概要カードで「村人の仏教信仰を僧侶が保証する証文、生死の証明」と説明され、番号の末尾にTが付く1-225番の資料群は、A9.2に収容されている[29]。番号は、現在の資料整理の体系でA9.2.1-A9.2.25に所在するが、表6からわかるように、逆向きではあるが、おおむね資料はマレガ番号の通りに並んでいることがわかる。マレガが番号付けをした当時のまとまりのまま、現在に至っているといってよいだろう。

しかし、一方で、いくつかの番号が抜けていることも確認できる。では、それらの番号はどこに行ったのか。また、マレガは、「抜け」資料について把握していたのか。その行方を検討する。

②「抜け」資料の行方

手がかりになるのが、目録内で加筆された印やメモである。マレガ番号に、青、赤、黒色で色 を 塗ったり、丸、下線や×が書き込まれた箇所がある。これらの印に注目して検討すると「抜け」資料であることが多く、5種類が確認できる。

まず、研究で使用されるために抜き取られた資料である。たとえば、番号に

表5　概要カードに基づいた構成

Pacco	所在	カードに記載されたマレガ番号	記載内容
1	A9.2	1–225	僧侶による仏教信仰の保証、出生・死亡
2	A10.1	305–321, 378–384, 386–392, 427–500, 501–566, 567–631	農民・兵士
3	A8.1	M801–M848, M849–M900, M901–M941, M653–M709, M942–B8, M207–M212	寺院による仏教信仰の保証、キリスト教徒の子孫
4	A6.1	220–260	棄教
4	A6.2	270–277, 326–340, 278–298	棄教
5	A11.2.1	なし	出生・死亡
5	A11.2.2	51–74, 205–222	棄教者の家族の出生・死亡
5	A11.2.5.1	B27–B50	出生・死亡、棄教者の親族への異端審問、非キリスト教徒としての信仰告白
5	A11.2.4.1	B329–B353	
6	A14.1	B223–B280, B287–B295, B374–B412, B421–B440, B441–B473, B474–B617	棄教者の親族の結婚・死亡・引越・剃髪・旅行など
7	A9.1	B641–B645, B646–B712, B713–B771, B845–B894, B774–B780, B819–B844, B910–B924	棄教者の親族の結婚・死亡・引越・剃髪・旅行など
8	A7.1	M331–M419, M468–M476, M511–M531, M602–M611, M688–M748, M749–M800	棄教、棄教者の親族や子供たちの結婚・引越・剃髪・養子など
9	A11.1	M1–M89, M811–M999	棄教者の親族の埋葬に関する寺院の帳面
10	A5.4	M90–M200	五人組の誓約
11	A16.3.3	B9–B26, B183–B204	絵踏
11	A16.3.4	なし	絵踏
11	A16.3.5	B631–B632	非キリスト教徒としての誓約
11	A16.7.1	B94–B182	絵踏による非キリスト教徒としての誓約
11	A16.8.1.1	B364–B373, B302, B307, B308	絵踏

12	A16.1.1	M267，M275，B320	文書目次、日記、図面
12	A16.3.2	B895–B909	米
12	A16.4.1.1	B74–B76	
12	A16.4.2.1	B781–B818	棄教者の旅行など
12	A16.4.5.2	B362	キリスト教徒の子孫が非キリスト教徒である事実の更新 / 大分市（府内領）
12	A16.4.6.8.3	418，B633–639	監獄での死者、絵踏 / 竹田
13	A4.1	なし	キリスト教徒の子孫の引越・剃髪など
14	A3.1	なし	絵踏、キリスト教徒とその子孫の死亡
15(12?)	A19.1	なし	
15	A19.1	M80–M82，他2	キリスト教徒の子孫の死亡
16	A15.1	B77–B79，B87–B90	キリスト教徒、棄教者、棄教者の子孫の出生
17	A20.1	B83，B86，…	キリスト教徒の子孫の出生・結婚・離別・剃髪
18	A2.1	なし	『豊後切支丹史料』で使用した資料
19	A1.20	なし	『続豊後切支丹史料』で使用した資料
20	A13.1	なし	剃髪・出家・引越・田畑の売却・住民リスト・旅行・出生・死亡
21	A21.1.4.20	なし	岡城の紋章、絵地図、募金集め
22	A21.1.4.19	なし	古装束、宗教儀式、仏教法典に関する木版の古文書

青色が付けられた27番の資料は、A1に見つかる。これを含め、1942（昭和17）年に出版の『豊後切支丹史料』、および1946年の『続豊後切支丹史料』で使用された資料は、A1やA2に移された[30]。

2種類目は、マレガが別のPaccoに移動した例である。目録や紙片メモでは、28番が「黒のツツミ紙」と呼ばれるPacco 21に所在することが記されている。そして実際に、Pacco 21に収容されていたはずの他の資料とともに、現在ではA8.3に見つかる[31]。ただ、この場合は、あくまでもオリジナルの資料群のPacco間での移動であるためか、目録のなかの番号に印などは付けられていない。

3種類目は、他所への送付である。目録では、番号に赤色で×印を付けられたものが多い。たとえば、29、32、56、66–83番はイタリアに送付された。こ

れらの資料は長らく所在が不明であったが、32番を除いて、2020（令和2）年にバチカン文書館で発見された[32]。また、99番は上智大学に送付されたことがメモされており、論文に寄稿した際に用いられた資料と考えられる[33]。一方、115番は大分合同新聞に掲載されたとメモがある[34]。現在は、ローマのサレジオ大学所蔵の資料群であるA24に所在することから、新聞への掲載時にそちらに紛れてしまったのかもしれない。

4種類目として、マレガが所在不明と考えた資料がある。たとえば、41番は目録で番号に黒丸が付けられ、「見つからない。Paccoにない」とある[35]。140番も同様に、該当Paccoにないことが記された[36]。なお、現在では、140番はA24にあり、41番は前述の新出資料に含まれていた。

以上の4種類は、マレガが資料の「抜け」を認識していた場合である。一方で、そうした認識が確認されない資料もある。たとえば、『豊後切支丹史料』にあると書かれている141番である[37]。A1やA2にはなく、現在はA24にある。また、目録では黒い仕切り線で区切られ、一まとまりの資料群とされた142–199番も、そのうちのいくつかがA24にあるが、所在が確認できない資料が存在する。

以上のように、1–225番の例では、現在の資料群において他所で確認できるものもあれば、所在が確認できない資料も存在することがわかった。では、マレガ番号全体では、どれほどの所在不明資料があるのだろうか。

表6　マレガ番号1–255の所在

マレガ番号	文書所在地
1T－4T	A9.2.25
5T－8T	A9.2.24
9T－12T	A9.2.23
13T－16T	A9.2.22
17T－20T	A9.2.21
21T－24T	A9.2.20
25T, 26, 30T, 31T	A9.2.18
33T－36T	A9.2.19
37T－40T	A9.2.17
42T－46T	A9.2.16
47T－49T	A9.2.15
52T－55T	A9.2.14
57T－60T	A9.2.13
61T－65T	A9.2.12
84T－131T	A9.2.1, A9.2.2, A9.2.3
132T－139T	A9.2.5
200T－221T	A9.2.4
224T－225T	A9.2.7

(2) 未確認資料と文書移動

① 未確認資料

表7は、今回の調査の結果、現在の資料群中に確認できなかったマレガ番号を一覧化したものである。確認できなかった理由は不明瞭なことも多いが、一部の番号について、あくまで推測の域を出ないものの、2点の可能性を考えたい。

まず、送付資料である。マレガは、1939年にバチカン布教・民族博物館の年報である*Annali Lateranensi*誌で論文を発表した。その際に使用した7点の資料をバチカンに送付した。これらは現在、バチカンに存在すると推測されるが、現時点では発見されていない[38]。同様に、99番と320番も上智大学への送付が理由と考えられる。

一方、411番は、目録で「1635 Sashibu. Avea 1319 cristiani［…］」と記述され、佐志生のキリシタン1319人と、その地域的な内訳が集計されている。同様に、409番と410番でも他地域でのキリシタン数が集計され、これら3資料が「より古い時代の帳面」であるというメモ書きとともに一緒に枠で括られている[39]。マレガが一まとめの資料として認識していたことを示すが、409番と410番はA24に確認される。A24は、マレガが1950年に講師を務めた東京都調布市のサレジオ神学院に保存され、2005年頃にローマ・サレジオ大学に送られた資料群である。現在のバチカン図書館に至るまでの長い道のりを考慮すると、どこかの過程で411番が散逸してしまったという可能性も考えられよう。また、同様のケースとして、前述の142–199番中の未確認資料も挙げられる。

表7　未確認資料の番号

マレガ番号	未確認番号（A1–A26）
1–200	32, 99, 142–145, 148, 150–154, 156, 158, 159, 162–165, 168–170, 172–175, 177–186, 191, 192, 196, 198, 199, 228, 299, 302–304, 309, 312, 320, 397, 398, 411, 929
M1–M1000	323, 537
B1–B941	356, 357, 360, 495, 525, 773

② 文書移動と繋がりの形成

以上のように、マレガは、マレガ番号によって資料群を管理したものの、必要

に応じて文書資料を抜き取って移動させたことで、ときには資料散逸も生じた可能性が示された。最後に、マレガにとっての文書移動とその意義を考えたい。

文書移動の最たる理由の1つが、他所への送付であった。そのなかでも、ここで注目したいのはイタリアへの送付である。いわずもがな、もっとも大規模な移動は1953年の資料群（A1-A21）の送付である。しかし、マレガは、この大規模な資料群を、いきなり送りつけたわけではない。これまで見てきたように、それ以前から、いくつもの資料がイタリアに送られていたのである。

たとえば、1939年の*Annali Lateranensi*誌での論文掲載に際し、マレガが7点の資料をバチカン布教・民族博物館に送付したことはすでに述べた。その後、同年報には1949年、1950年、1961年にもマレガの論文が掲載され、1950年の寄稿の際には、中津地域の新出資料として東照神君十五ケ条の写し（324番）を寄贈している[40]。その他にも、前述の2020年の新出資料である29、56、66-83番も同博物館に送付された[41]。さらに、1948年にはマレガは教皇とも会談し、743番の「切支丹宗門之者御預帳」がローマ教皇へ献上されている[42]。マレガが研究論文と資料送付によって、バチカンおよび同博物館との関係を構築していたことがわかる。

宣教師にとって、布教地の理解や布教地との関係性の構築が現実的な課題であった一方で、本国との関係性もまた重要であったはずである。日本の史料を収集し研究したマレガにとって、収集資料の移動が、そうした関係性の構築に寄与した側面があったといえるのではないか。付言すれば、マレガが文書資料の送付に際して意識していたのは、バチカンだけでなかった可能性もある。侍の絵踏や宗門改帳である313、314、315、317番は、前述の新出資料に含まれ、現在はバチカンに存在する。しかし、目録内では、これらの資料はサレジオ会本部があったトリノ（サレジオ会博物館）に送付されたとメモされている[43]。このメモが特定の経緯を反映したものなのか、単純な間違いなのか、具体的な事情は明らかではない。しかし、少なくとも、文書移動において、自身が所属したサレジオ会への繋がりの意識をうかがわせるものといえよう[44]。

おわりに

以上のように、本稿では、マレガ目録を手がかりに、マレガによる資料群の整理と管理を検討し、資料群に対して行われた具体的な整理の諸段階を解明することを目指した。それによって、マレガ番号とPacco番号に基づいた資料群の整理と管理が行われ、それがマレガの具体的な研究関心にもある程度即した形で進められていたことが明らかになった。ただ、この整理体系は現在まで維持されたわけではなく、その後に行われた２種類の資料整理を経て、資料整理の形跡が複層的に残存する現資料群が成立していることが理解された。

また、資料の一部は番号付けをされた当時のまとまりから抜き取られ、他所へ移動していたことも確認された。そして、そうした文書の移動が、宣教師としてのマレガにとって、自身が帰属するサレジオ会やバチカンとの関係構築に向けて寄与していた可能性が示された。1953年の本資料群の送付も、突然にして行われたわけではなく、それ以前から文書の移動を通じたバチカンとの関係性の構築の上に実現したと考えるべきであろう。その意味で、マレガによる事例は、宣教師による布教地の理解・研究としての側面のみならず、その成果としての文書移動を活用した関係性の構築についての一側面を描写するものといえる。

ただ、本稿では、バチカン図書館所蔵の資料群のなかでも、とくにマレガ番号が付与された資料に絞って検討を進めた。これは、マレガによる資料整理を解明する目的によるものであったが、資料群の全容解明には、番号の付与されていない資料の検討、さらにはバチカン図書館以外に所蔵されている資料も含むマレガ・コレクション全体のなかに位置付ける試みも必要になってくるはずである。文書移動のさらなる状況解明も含め、今後の課題としたい。

註

1）記録文書やそのまとまりの歴史的形成に関する議論については、たとえば以下を参照。Burke, Peter, ‘Commentary’, *Archival Science*, 7, 2007, pp. 391–397。

2）バチカン図書館所蔵マレガ資料群、A1-A26。

3）たとえば、近世宣教師の現地適応の諸相についての近年の成果として、齋藤晃編『宣教と適応 ―グローバル・ミッションの近世』（名古屋大学出版会、2017年）。宣教師による収集の例として、林勲男「宣教師と博物学：ジョージ・ブラウンの博物収集の歴史的位置」（『国立民族学博物館調査報告』10、1999年）、25-48頁。西欧の蒐集文化については、ジョン・エルスナー他編『蒐集』（研究社、1998年）。

4）“CATALOGO dei documenti nella persecuz. in Giappone. D. Marega 1938”。

5）“CATALOGO con i numeri dei documenti contenuti nel baule di legno semplice”, A16.4.4.0。

6）A1-A21が1953年に送付されたオリジナルの資料群。近年になって、バチカン図書館で別個に保管されていた資料（A22、A23）、サレジオ大学図書館所蔵の文書資料（A24）、バチカン美術館図書館の資料（A25）が追加された。

7）Proverbio, Delio Vania, ‘Cronologia del fondo Marega in Vaticana’（「マレガ・プロジェクト」シンポジウム in 臼杵『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後キリシタン文書群の魅力』2014年）、14頁。

8）1953年の経緯については、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』（勉誠出版、2020年）、6-9頁。シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12号、2016年）、162頁、本書所収。

9）したがって番号のない資料は目録の範囲外であり、その分析は別稿に譲る。

10）臼杵藩以外の地域について、府内が387、B362、B364-B373、387、B621-B627、竹田がM201、B413-B420、さらに欄外の記載として延岡がB622、豊前がB376。

11）資料群の入手については、註8ヴィータ論文、160-163頁を参照。

12）表2「備考」欄（「632-652」「653-668」）のような注記が目録で散見される。

13）資料の追加購入については、A1やA16に確認される古書店からの購入記録の検討が必要。また、註8ヴィータ論文、および註8松井他前掲書を参照。

14）目録（A16.4.4.1.1）107頁。“I nati dei discendenti cirst. del 1698-1699. Completo con sacco. 175 fogli. Ripass. tutti dozen o korobi”. B77の袋は、A15.2.0。

15）異なるペンで書かれており、番号付けより後に確認されたと考えられる。

16）大分市竹町四丁目に所在した一丸出張店紅屋洋服店の箱。A4の外箱も同様。

17）“Scatola contenente 330 doc. sui Ruizoku（discendenti di cristiani）”、A3の外箱の表面。

18）目録108頁では“Scatola contenente 882 documenti seguiti イ. 1716-1735”. A4の紙箱も同内容の説明があり、A4.4.1の紙片メモでも“In tutto si sono piu' 882 doc.”“Le lettere con ㋑、sono dell'era di Kyo-ho”、“1716-1735”と記載されている。また、A4の紙箱には「II」と書かれており、A3の紙箱が「I」の可能性が考えられる。

19）目録3頁に、R1-R150の資料をローマに送付したとの記載があるが、A24の資料との関連性の検討は今後の課題である。

20）たとえば、B641-643、B776-779、B780、B837、B894など。

21）A2やA24に「日の国MAREGA」や弓を引く人のスタンプもわずかに確認される。

22）数少ない記載ミスとして、M309、M356、M956、M993でMを付け忘れている。

23）マレガが日本で行った諸研究の詳細については、以下を参照。シルヴィオ・ヴィータ「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14号、

2018年）、131–146頁。

24）たとえば、目録の15–17頁。

25）目録3頁目で、類族資料から転びや本人を確認する方法を注記している。

26）A16.4.4.1.1。“messo nel pacco N: 3 con gli altri atti di apostasia”。

27）1938年にマレガは『古事記』のイタリア語訳を刊行しており、新たな研究を始める時期だったのかもしれない。なお、1950年代の新聞紙もあり、複数Paccoを含む大きなまとまりを包んでいる。

28）概要カードやA1-A21の秩序形成のどこかで、バチカン図書館のローラン神父（Marie-Hyacinthe Laurent）が関与した可能性も考えられる。ラテン部門の書記官であった神父は、図書館での資料群の受入れや、2011年に図書館A書庫で発見された際の状態に整理した人物とされる。註7Proverbio論文、16頁。

29）A9.2.1. “Le attestazioni dei bonzi che garantiscono la fede buddistica dei paesani. La certificazione di nascita e morte”。

30）27番（A1.18.3.2.1）。他に、105、110、137、138、166、194、222、223番。

31）目録5頁で28番は、“si trova nella cartella nera”。A9.2.18.1の紙片メモにも、同内容の記述がある。Pacco21に収容されていたのは、M205–M218。

32）新出資料は、29、41、56、66–83、313、314、315、317、318番。バチカン文書館で発見され、現在はバチカン図書館が管理している（資料群のA26）。

33）目録8頁、“dato all ‘Universita’ Sofia. Tokyo”. 3頁でも、“Alla Jochi Dai gaku: N:99, N:320”. なお、論文はMarega, Mario, “E-fumi”, *Monumenta Nipponica*, 2–1, 1939, pp. 281–286。

34）目録9頁、“Pubblicato nel Godo Shinbun”。

35）目録6頁、“Manca. Non c’è nel pacco”。A9.2.10も、“manca il N. 41”. A9.2.11も同内容。

36）目録10頁、“Vocablario 5 fogli”、“Manca non c’è nel pacco”。

37）目録11頁、“Manca. E’ nel libro Bungo Kristan”。「見つからない」という語を消している。

38）Marega, Mario, ‘Memorie cristiane della regione di Oita’, *Annali Lateranensi*, 3, 1939, pp. 9–59。掲載されたのは32、228、299、302、303、304、309番の資料。

39）目録44頁。409・410番はA24.1、およびA24.2に現存する。

40）‘Documenti sulla storia della chiesa in Giappone, Gli editti di persecuzione del 1619, Testi e note critiche’, *Annali Lateranensi*, 14, 1950, pp. 9–59。目録で324番は、“I 15 artic. di Yeyasu. Spedito ad Annali Lateranensi”と説明され、現在はA.25にある。なお、註8ヴィータ論文は、バチカン布教・民族博物館で1925年に行われた布教博覧会が、マレガの収集・研究活動の原点になった可能性を指摘している。

41）目録3頁。“Mandato in Italia al Museo Lateranense, per articolo. N: 29, 56, dal 66 al 83 compreso”. A9.2.10–12の紙片メモなどでも、同様の送付情報が確認できる。バチカン布教・民族博物館に送られた可能性のある資料としては、他にA25.1のB359（五人組帳）。

42）A23.8（vat.estr.or.48）。

43）目録19頁、“inviato al museo Salesiano Torino”。送付に至る経緯は不明だが、最終的に、これらの資料はチマッティ神父によってイタリアへ運ばれ、バチカンにたどり着いたと考えられる。

44）実際、註8ヴィータ論文では、マレガがトリノに「もの」を送付していたことを指摘している。また、トリノのサレジオ会関連施設には、現在、マレガが送付したと考えられるものも含めて日本関係資料が保存されている。

マリオ・マレガのキリシタン史跡調査

—1937～38年—

田中裕介

はじめに

本稿の目的は、マリオ・マレガが大分での宣教時代に行ったキリシタン史跡、とりわけキリシタン墓地の現地調査の内容をまとめることにある。マレガが行った現地調査は必ずしも墓地のみではないが、調査対象の大半はキリシタン墓地と報告されている。近世のキリシタン史料の収集と並行して行われた1937（昭和12）年から1943年までの数年間の調査の実態と、マレガのキリシタン墓に対する視点に注目する。マレガの史跡研究活動は昭和10年代の昭和戦前期と、戦後の再来日から1950年までの大分教会時代、1953年から1958年までの臼杵教会時代の3期に分けることができるが、本稿は戦前の初期の調査とくに最初の1937～1938年の2年間に焦点をあてる。最初の2年間の調査成果がその後の調査のレールを敷いたと考えるからである。

そのなかでマレガの史跡研究の始まりとなった1937年前後の研究環境を整理して、マレガがなぜ史跡調査を始めたのか、そのきっかけは何か、マレガの研究に影響を与えたもの、マレガがどんな特徴をもってキリシタン墓碑とみなしたかなど、マレガの調査の変化をたどりながら考える。

なお根拠とした資料は①大分新聞、豊州新報など大分県内発行の地方紙と日本カトリック新聞などの専門新聞の記事をおもに利用したほか、②当時マレガが居住した大分市内で活発に活動していた大分史談会の機関紙『大分史談』1～3輯の「雑録彙報」記事[1)]、③マレガ自身が新聞に掲載した署名記事や「豊後切支丹遺跡」（『続豊後切支丹史料』1946に所収）などの公表された論文著作物、さらにマレガ・プロジェクトによって存在が明らかになったマレガ自身の調査

メモやノートなどである。加えてマレガが踏査した史跡や墓地のほとんどを、筆者は偶然にもこれまで調査してきた。その調査体験との比較が背景にあることを明記しておきたい。

1．マリオ・マレガのキリシタン史跡および墓碑研究

1902（明治35）年に当時オーストリア=ハンガリー帝国領であったゴリツィアに生まれ、第一次世界大戦後に「イタリア人」になったマリオ・マレガが、イタリアを本拠とするサレジオ会の宣教師として来日したのは1929（昭和4）年12月、27歳の時であった。最初の赴任地宮崎県から大分教会に移ったのは1931年12月とされる[2]。満州事変が勃発して間もない頃である。マレガの日本文化研究の始まりは大分時代に先立つ宮崎時代からである。日本語の習得に伴い『古事記』のイタリア語翻訳が始まり、大分に赴任してもその作業を継続し1935年1月には翻訳を終了している[3]。マレガが『古事記』のイタリア語訳に専心していた1932年から1934年までの時期は日本では五・一五事件から国際連盟脱退へと国際的孤立に至る時期である。その時期マレガはカトリックの布教に関わる日本語の著作を立て続けに執筆し、ドン・ボスコ社から出版している[4]。この時期まではドン・ボスコ社の設立者でもあるアンジェロ・マルジャリア神父が大分教会の主任であり、マレガが彼を補佐する立場にあった。マルジャリア神父が東京に異動して、1935年4月にマレガが大分教会の主任を引き継いだことをきっかけに、みずからの考えにもとづいて教会活動の一環として豊後キリシタンの研究を進めていく条件が整ったと考えられる。

教会主任となった頃からマレガの豊後キリシタン研究が始まったと推測されるが、1935年から1936年頃の新聞資料やメモ等はほとんどなく、詳しい研究状態はわからない。その2年間、地元大分の新聞記事にはマレガ以外の郷土史家の行ったキリシタン史跡の報道が掲載されている[5]にもかかわらず、そこにマリオ・マレガの名はでてこない。マレガの調査が紙面をにぎわし始めるのは1937年からである。その時期までに江戸時代の文書を読解できるほどの古文書の手ほどきをうけ、研究に向かって研鑽を積んだことは疑いない。シルヴィ

オ・ヴィータ氏がマレガの両親あてのはがきから豊後キリシタン研究を始めた時期を1933年2月と推定した記載は、5年ほど後のものと筆者は推定している。[6] まずマレガの史跡調査の動向を追っていきたい。

(1) キリシタン史跡調査の契機

江戸時代の豊後キリシタン史料を入手し、その古文書の読解ができるところまで日本研究の力を蓄積したマレガが、現地調査を始めるきっかけとなったのは大分史談会を主宰していた三重野幸夫の誘いであると考えられる。大分史談会は元新聞記者で大分市内に三重野書店という古書店を営んでいた三重野が主唱者となり、大分市と別府市を中心に大分県内に広く会員を募って1936（昭和11）年10月18日に発足した地元の歴史研究団体である。毎月1回例会として研究会を開催し、地域に残された史跡や史料を見学する現地調査をたびたび行い、多くの参加者を集めている。機関誌『大分史談』を発行し、第1輯は1937年12月に、第2輯は1938年3月に、第3輯は1939年11月に刊行されたが、その後は途絶えた。会そのものは戦後まで存続し、大分県地方史研究会（1954年設立）に会員が移行して解消している。マレガは設立時からの会員ではなく、1937年の三重野の調査に同行するなかで会の実態を知り、途中から入会したものと考えられる。[7]

(2) 初期のキリシタン史跡調査

マリオ・マレガの現地調査の経過を新聞記事や調査ノートにもとづいてたどっていこう。

金剛宝戒寺（こんごうほうかいじ）・若宮八幡社　はじめてマレガの名が新聞記事に現れるのは1937（昭和12）年5月14日の豊州新報「宗麟時代の切支丹遺物　珍品手洗石を発見」という見出しのついた記事と同日の大分新聞夕刊「大分市若宮社の珍しい手洗石」の記事である。ともに大分市元町所在若宮八幡社の境内に手洗石として使用されている直方体の石造物（写真1）をマレガが円柱礎石と鑑定したと報じている。両紙とも同じ内容を報じているが、それに至る経過を詳述している豊州新報の記事を読むと、当初の状況が見えてくる。記事によれば1937年5月

12日、大分史談会の三重野幸夫が、以前からキリシタン文化との関係が話題となっていたという大分市上野（うえの）金剛宝戒寺の「ローマ字石」（写真2）の真偽の鑑定を「切支丹研究にも熱心で蘊蓄のある」カトリック教会マリオ・マレガ宣教師と赤岩源三郎伝道士の両氏に求めたことがきっかけと伝える。現地での実見の結果、マレガの評価はローマ字石については否定的だったが、たまたまそのとき同行者が持参した石造物の文様の写しを見て「これは切支丹のものらしい是非案内してくれ」という予期せぬ経過になり、当初予定していなかった写真1の若宮八幡社石造物の見学を行った。マレガはその石造物を「教会の門の礎石です」と発言し、これが記事となったのである（「　」内記事のまま）。

この調査のきっかけとなったローマ字石は3日前の5月9日に大分史談会の第7回研究会として行われた大分市東部の史跡調査のさいに参観されて、参加者一同より疑問符がつけられたまま未解決の研究課題とされたもの[8]で、その結果をうけて三重野が個人の資格でマレガに鑑定を依頼したものと推定される[9]。



写真1　大分市若宮八幡社の手洗石

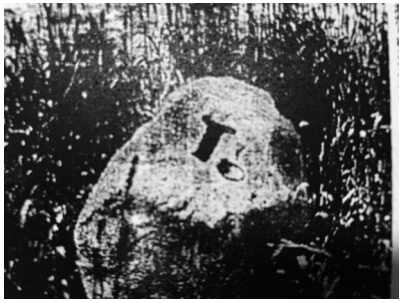


写真2　金剛宝戒寺のローマ字石（豊州新報より）

このように最初の調査は、三重野幸夫ないし大分史談会の参加者が疑問となる問題を提示し、それに答えを出すためにマレガに鑑定が依頼されるという経過をたどっている。マレガが問題を発して大分史談会の会員に情報を求めるという経過ではなく、その逆であると考えられる。この直後の現地調査にも、同じ経過のパターンが見出される。

速見郡由布院村　大分新聞1937（昭和12）年6月2日夕刊「由布院村内に“切支丹墓”の大群　マレガ氏らが発見」という見出し記事によれば、5月31日速見郡由布院村（現由布市）大字並柳（なみやなぎ）

峯先（みねさき）墓地他3か所を訪れたマレガと三重野幸夫が、百数十基のキリシタン墓を発見したと写真入りで報道している。記事のなかの三重野へのインタビュー箇所によると「由布院村長溝口康雄氏は知人であるが、先年同氏から現場で鑑定を求められたことがあるからそれを思い出しマレガ氏と同行した」と述べており、三重野がまず先にこの墓地を知っており、それを鑑定するためにマレガに同行を要請している。一月前の金剛宝戒寺のローマ字石鑑定の経過と同じである。この調査においてマレガが、峯先墓地の墓石をキリシタン墓と認めた根拠は、①40×30㎝の長方形の中央がやや膨らみ、地面に伏せて置く伏碑式の墓石の上面に刻まれた十字形線刻文様を、ヨーロッパの古い教会にある十字架の表現とみなしたことと、②それらの墓が地元で「ヤソ墓」と伝承されていたことである。そのためキリシタンによって造られた墓石と考えたものと推定される（写真3）。そしてさらに重要なことは、マレガは十字の表現がある四十数基のほかに十字形線刻のない100基以上の伏碑式墓石（写真4）をもキリシタン墓としていることである。ここから十字形の線刻がなくても伏碑の形がほぼ同大同形であれば同じ性格の墓



写真3　由布院村峯先の伏碑式墓石（大分新聞）



写真4　由布院村峯先の墓石

石とみなすという考古学的思考法をとっていることがわかる[10]。

この初めの2回の調査までは三重野幸夫の勧誘によって現地を見に行くという、マレガにとっては受動的調査といえる。つぎの記事からはこの構図に変化が見えてくる。

大分郡明治村　大分新聞1937（昭和12）年6月26日夕刊「天正年間に使ったキリシタン獄門石」という見出しの記事によれば、同年6月23日マレガ、赤岩伝道士、三重野の3名が大分郡明治村（現大分市）で「獄門石」と墓地4か所を調査し、各墓地からキリシタン墓碑を発見したと報じる。いまでは真偽不明の獄門石は別にして、これらの墓地は1936（昭和11）年3月に発表された久多羅木儀一郎「猪野のキリシタン墓」[11]で紹介された墓地を含む場所である。久多羅木は論文のなかで、方形の一斗枡に似た形で上面に対角線の交差した線が浮き彫りにされ十字形に見える墓石を紹介した。現地調査の目的はこの久多羅木が紹介した墓石の真偽を確かめることであろう。では三重野幸夫とマリオ・マレガのいずれが主導者だったのだろうか。三重野がこれまでの2回マレガに鑑定を頼んだ石造物は、いずれも過去に文献で紹介されたことのないものだったが、明治村猪野の墓石はすでに久多羅木の文献による紹介があった。由布院村の調査でキリシタン史跡に興味と確信を得たマレガが、久多羅木の紹介した墓石の真偽を確かめるために、三重野に案内を請うたのではないだろうか。なぜそういう推測をするかといえば、このあとのマレガの調査には三重野はほとんど関わらなくなるからである。

マリオ・マレガのキリシタン墓概念の成立　ところで明治村の伏碑の形態は由布院の形態とは異なり、正方形の一斗枡型の墓石、いわゆる「斗枡墓」である（写真5）。マレガが明治村で見た「斗枡墓」をキリシタン墓とした決め手は何だったのであろうか。いくつかの理由が考えられる。①広い意味で由布院村の墓石と同様の伏碑式という形態に含まれるとみなしたこと。つまり考古学的な思考による形式概念を拡張して由布院村の墓石とこの明治村の墓石を同じ形式の墓石とみなした。②明治村のこの特徴的な墓石が地元ではキリシタン墓であると伝承されていたこと。この2点は由布院村と明治村で共通する。筆者はこの2か所の調査でマレガが斗枡墓をキリシタン墓とみなすようになったと考える。



写真5　斗枡墓（大分市別保地区所在）

こうしてマレガに、由布院村と明治村で見出された、長方形ないし正方形の平形の伏碑式墓石をキリシタン墓とみなす概念が成立したものと推定され、とくに十字文様の有無にかかわりなく地面に伏せて置く平たい石（伏碑形式）を豊後のキリシタン墓と考えたのではなかろうか。その後の各地の調査では碑文の内容に関係なく、この概念に合致する墓かどうかがポイントになっていくと考えられる。それにしても文字のない石造物の認定には相当な勇気がいるが、マレガはこの時点で直観的な確信を得たようである。

(3) 大分史談会との関係

この頃からマレガが主導して調査を行う能動的調査が行われるようになる。しかしマレガの調査には現地の案内が不可欠である。大分史談会に入会し、活動に参加することで、キリシタン史跡に関心を持つ郷土史家という知己を得、その情報・案内によって現地調査を行うという次の調査スタイルが現れる。

大分史談会は1936（昭和11）年10月18日の創立以来研究会を毎月開いていたことはすでにふれた。1937年6月の研究会まではマレガの参加は記録されていないが、同年7月11日の第9回研究会に初めてマレガは参加している。その数日前の7月7日には「日華事変」と称された日中戦争が始まっている。次回の8月29日の研究会においてマレガが会員として「伊東満所以前の羅馬に使いした使節の話」と題した講演を行い、以後たびたび研究会に参加する。同年12月に刊行された『大分史談』第壱輯の巻頭の辞で、三重野幸夫は「国史の研究と相俟って郷土史の研究こそ、郷土に即した愛国運動の先駆をなすものだ」と記す。そして同年12月7日には大分史談会主催のマレガ博士古事記伊訳完成祝賀会が、県内各地より50名の名士参会者を集めて挙行されている。お

そらく1937年の、三重野との関係が深まる5月から7月の間に大分史談会にマレガは入会したものと考えられる。

1937年6月26日の明治村の報道以後、翌年までマレガの調査の動向を示す資料は少ないが、同年8月22日大分新聞朝刊の佐藤義詮（よしあき）署名記事「切支丹文献そのほか（上）」に、カトリック大分教会を訪ねた佐藤がマレガの動静を赤岩伝道士から聞いた話として、報道された墓地以外に新発見の「祈りの場所」や石の十字架の遺物がある話や、「転び切支丹人別帳」が本県より長崎の研究者に売られて残念だったという話を聞いたことを記している。マレガと赤岩伝道士が史料収集とキリシタン遺跡の調査を続けていたことがわかる。同年9月には別府市の吉祥寺を調査していることが調査ノートに記されている（マレガ文書M.DOC366、2444）。その場所はのちにマレガが別府市の遊園地ケーブルラクテンチにキリシタン墓が4基あると記した場所である[12]。

(4) キリシタン史跡調査の進展

翌1938（昭和13）年からはマレガが発起した調査が続く。

大野郡戸上（とのうえ）村　日本カトリック新聞1938年1月23日の「切支丹伝説の地に聖堂の遺跡を発見」という見出しの記事は、前年末12月20日にマレガと赤岩伝道士が戸上村（現臼杵市、豊後大野市）一帯のキリシタン遺跡を戸上小学校校長の案内で踏査し、教会跡と考えられる「クルスバ」と呼ばれる遺跡2か所を実見し、御霊園集落の墓地にキリシタン墓石、さらに鍋田集落にキリシタン墓地を発見したので、年が明けて本格的な調査に乗り出したいという希望を伝える内容である。この記事の調査の実際を記したマレガ自筆の調査ノートがマレガ資料に残されている[13]（マレガ文書M.DOC365, 366）。ノートは2冊に分かれてイタリア語で書かれ、手書きの地図やスケッチが描かれている。構成が整っているところからみて現地で書いた野帳というより調査後に知見をまとめたものと考えられる。資料365は「考古学遠足（Passeggiata Archeologico）戸ノ上」と題され、「20-XII－1937」の日付があり、日本カトリック新聞の記事の日付と一致するので、1937年12月20日の調査所見をまとめたものと考えられる。資料366は「2回目　戸ノ上見学（Visita）」と題され、日付は記されていないが

1938年1月以後と考えられる。12月20日当日マレガと赤岩伝道士は大分駅から豊肥線犬飼駅まで行き、そこで地元案内役のサトウ戸上小学校長と校長に紹介された地元の郷土史家カイ氏と地元の青年学校生徒アダチ氏の5名で出かけている。ここで注目されるのは同行した地元の3名は大分史談会の会員ではないらしいことである[14]。もちろん三重野幸夫は加わっていない。マレガが戸上村を調査しようとした動機は何であろうか。筆者はこの場所が考古学遠足の場所に選ばれたのは大分史談会の研究会で知り合った伊東東（あずま）の情報ではないかと推測する。具体的には戸上村のクルスバを初めて紹介した久多羅木儀一郎の論文[15]をもとに、そのなかで紹介されている伊東にマレガが照会をしたのではないかと推測する。1回目の調査のメインになっている西寒田クルスバおよび波津久クルスバ[16]と、2回目の踏査時に見学している寺小路摩崖十字架[17]はいずれも、伊東が最初の発見者でかつ報告者であったからであり、伊東からのアドバイスなしにこの考古学遠足は企画しがたいと考えられる。この考古学遠足に先立つ1937年7月と8月の大分史談会の研究会でふたりは同席していることが確認できる[18]。伊東の情報をもとにマレガが、調査を主体的に計画していると考えられる。

さらにこの調査では新たに御霊園集落の村上家墓地で切妻屋根形の伏碑式墓石（写真6）を、鍋田墓地で寄棟形の大型の伏碑式墓石（図1）を発見している。扁平長方形の伏碑、斗枡型の墓碑に続いて切妻形と寄棟形の伏碑が、マレガのキリシタン墓碑の概念に加わることになった。この段階では正方形から長方形に、さらにかなり大型のものまで含め伏碑という形式概念で、仏教的な立碑形式と異なる墓碑をキリシタン墓と認めていくようになっている。彼がキリシタン墓と認める石造物の種類と範囲は新たな発見とともに広くなっている。年が明けて1938年になるとさらに調査は進む。



写真6　切妻屋根形伏碑式墓石

大分郡別保（べっぽ）村　日本カトリック新聞

1938（昭和13）年3月20日の「大分地方に続出の切支丹墓」という見出しの記事によれば、この年2月13日と19日に、マレガが別保村（現大分市）の教師安部光五郎の協力を得て、旧臼杵藩領であった森町村の古墳墓を調査し、あわせて260基の墓碑を発見したと報じている。なお別保村は前年に調査した明治村の隣村である。安部は地元の小学校訓導で大分史談会の会員でもあり、1937年8月と1938年1月の例会でマレガと安部は同席していることが知られる[19]。この場所が調査対象に選ばれたのは地元に精通した安部の情報ということもあるだろうが、それ以上にマレガの収集文書から臼杵藩森村、森町村がともに切支丹類族の多い土地柄であることが知られることが重要である。マレガは文書に書かれた場所の現地調査を考えていて、安部という最適の同行者を得たことで踏査を実現したものと考えられる。なおキリシタン墓碑のほとんどは明治村と同じ「斗枡墓」（写真5参照）である。

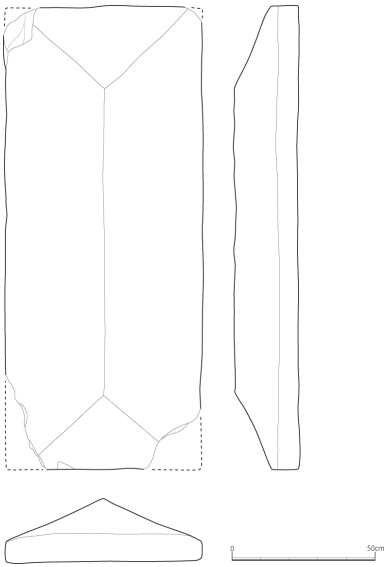


図1　鍋田の寄棟形の伏碑式墓石（鍋田キリシタン墓地2号墓）

北海部郡臼杵町板知屋　日本カトリック新聞1938（昭和13）年7月17日の「切支丹墓碑またも発見」という見出し記事によれば、過日旅行の折に鉄道（日豊線）の車窓から目撃した同地の墓地を探して、同年6月21日現地に出かけたマレガが墓地から21基のキリシタン墓碑を発見したと報じている。報道写真からみていずれも「斗枡墓」であったと考えられる。調査のきっかけは鉄道の車窓から墓碑を見かけたことにあり、マレガの主体性を示す典型的な例である。

北海部郡丹生村　日本カトリック新聞1938（昭和13）年10月20日の「キリシタン墓　マレガの研究続く」という見出し記事に、同年10月17日マレガと、久々に名前の現れる三重野幸夫と、元大分師範学校長広瀬幸吉ほか1名が、丹

生村（現大分市）のキリシタン史跡調査に赴き、丹生小学校長児玉氏の先導で丹生村久土においてキリシタン伏碑7基を発見したと報じる。同行した広瀬は大分史談会の常連である。広瀬は近隣の古墳の調査にあたり、マレガと三重野が墓地の調査にあたった。調査の契機は丹生村が旧臼杵藩領に属し、マレガ収集の切支丹類族史料に頻繁に登場する土地であることからすると、マレガの史料調査から現地調査へ至ったものと考えたほうがよい。発見された墓碑はいずれも「斗枡墓」と考えられる。

(5) 最初の2年間

以上の1937・38（昭和12・13）年の調査はマレガの調査スタイルと、マレガにとってのキリシタン墓の概念を生み出した。これ以後も新聞報道や日本敗戦の翌年に当たる1946年に発表された「豊後切支丹遺跡」（『続豊後切支丹史料』439-446頁）によれば、1941年2月の大分郡稙田村（現大分市）の「斗枡墓」の発見のほかに、大野郡三重町赤嶺（現豊後大野市）の「斗枡墓」、臼杵町内各所の教会跡・墓碑、北海部郡下ノ江村（現臼杵市）のキリシタン伏碑、北海部郡大在村の高山右近供養塔、大分郡高田村（現大分市）の能仁寺、大分郡戸次町利光（現大分市）の古戦場、直入郡竹田町（現竹田市）のいわゆる「キリシタン礼拝堂」や中川神社のキリシタン鐘、中津市の織部灯籠、日田市の大原神社など、調査は大分県内各地に及んでいるが、内容的には最初の2年間の成果を各地で敷衍する調査になっている。キリシタン墓碑の発見例は増加したが、調査スタイルやキリシタン墓碑の概念に変化はなく、最初の2年間がマレガにとってもっとも現地調査の充実した年であったと考えられる。

以下にその2年間におけるマレガの現地調査スタイルとキリシタン墓碑概念の確立過程をまとめておこう。

調査スタイルの変化　1937（昭和12）年初夏5月のローマ字石や速見郡由布院村の調査や大分郡明治村の調査までは、大分史談会の主宰者三重野幸夫の疑問を解明するために、マレガのキリスト教の知識を必要として現地同行を求められるという形で始まっているが、調査のなかで十字形文様や「斗枡墓」の確認などがあり、マレガ自身がキリシタン墓やキリシタン遺跡の調査の可能性を見

出したと考えられる。それ以後、同年9月別府市吉祥寺、同年12月の大野郡戸上村の調査からはマレガが自主的に調査を計画し、その案内あるいは情報提供者として大分史談会会員に協力を求めている。このようにマレガが発起して調査が始まるというスタイルに変わったために、戸上村の調査以後は三重野の参加はなくなり、毎回協力者が異なるという調査スタイルとなる。マレガの調査における主体性の確立を示している。また、三重野と同行していた頃は、大分新聞や豊州新報など地元の有力紙が即日で報道していた。三重野の前歴が元新聞記者ということもあり、旧知の記者に同行取材をもとめた可能性が高い。これに対して1937年9月以後は墓地調査の地元紙報道は少なく、カトリックの全国的業界紙である日本カトリック新聞の報道ばかりになっていく。日刊ではないカトリック新聞では、現地調査から報道されるまで10日から1か月かかっていることからみて、マレガが情報を定期的に伝えていたものであると考えられる。つまり三重野との同行がなくなるとともに、地元紙への報道はなくなる傾向が明瞭に見て取れる。

2. マレガのキリシタン墓碑に関する概念形成

踏査して発見した石造の墓碑、いやそもそも墓碑とすることさえ判断することが難しい石造物を、マレガは何を根拠にしてキリシタン墓碑と認定したのだろうか。マレガは日本の古典や古文書を短期間に習得したように、きわめて日本文化に勉強熱心であり、キリシタン墓碑や遺跡についての勉強や研究なしに学問的あるいは宗教的直観だけで判断したとは考え難い。そこでキリシタン墓碑について彼が参考にした可能性のある先行研究を検討しておきたい。

まず前提として、マレガのイタリアでのカトリック信仰者としての経験と知識が基本になっていることは確実である。若宮八幡社の手洗石のデザインをキリシタンのものと判断した根拠は、新聞のインタビューによれば「ヨーロッパの教会の建物によく使われている」というマレガの記憶していた意匠との類似から判断している。しかし日本におけるキリシタン墓碑の形態の知識はイタリア時代にはもちろんなかったであろう。来日以後、彼はどのような知識を取り

入れたのか。まずはマレガが調査を開始する1937（昭和12）年以前の研究とマレガとの関係をみていこう。

(1) 関西のキリシタン墓碑の知識

日本に西洋流の本格的な考古学を導入した京都帝国大学の濱田耕作は、研究の一環として1917（大正6）年から22年の間に京都市内と大阪府下で発見されたキリシタン墓碑を集成し、キリシタン文献研究の先人新村出（しんむらいずる）らと共同で1923年、『吉利支丹遺物の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第7冊を刊行した。その報告書のなかで濱田は、関西のキリシタン墓碑が板碑形と蒲鉾形（図2：今日の立碑形と半円柱形伏碑[20]）に分かれ、それぞれに十字架の文様と洗礼名の使用から江戸時代初期のキリシタン墓碑であることを実証した。

この報告書を執筆した濱田耕作と、彼のもとで助手としてキリシタン墓碑の発見と実測に貢献した島田貞彦は、大野郡三重町在住で大分史談会でもマレガとなじみの伊東東とは、大正時代の臼杵石仏の調査以来（1913年頃から）の知友であり、マレガがその伊東を介して京都帝大報告の情報を知っていた可能性は高い。また京都帝大報告のなかで簡単に紹介されている中国北京の17世紀のイエズス会宣教師墓地と墓碑についても、別にマレガは詳しく知っていた可能性がある。マレガの友人にフランス人宣教師アンリ・ベルナールがいる[21]。彼は中国で宣教師として活動するかたわら中国のキリスト教布教史や、北京柵欄

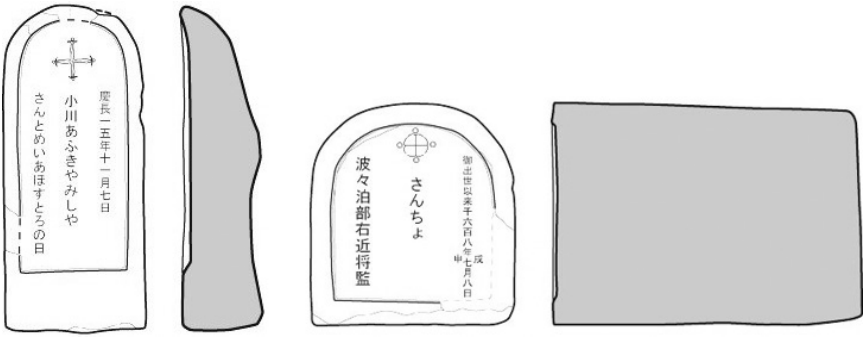


図2　関西発見のキリシタン墓碑（左：板碑形、右：蒲鉾形）

宣教師墓地の研究を行った著名な研究者で、彼との直接の交流から北京郊外の柵欄に存在したマテオ・リッチや、フェルデナント・フェルビーストの墓碑について、マレガは当時の日本人研究者以上の知識を持っていたと考えられる。

このような先行研究との接点から見て、マレガの知識には立碑形式の関西の墓碑や中国と日本の双方に分布する半円柱形伏碑がキリシタン墓であることを知っていたはずである。問題は、大分で調査を始めたマレガの眼前には、関西の墓碑や北京の墓碑とは似ても似つかない石造物が待っていたことである。とくにマレガが見出した墓碑には、端正なデザインの十字架文様や洗礼名あるいは西暦記載などのキリシタン墓碑とひと目で実証できる材料が見出せなかったはずである。つまり関西のキリシタン墓碑も北京の宣教師墓碑もマレガの導きの糸にはならなかったのではないだろうか。

(2) 長崎・天草のキリシタン墓碑の知識

ところで、マレガが大分で調査を始める直前にあたる1935（昭和10）年1月に、熊本県天草地方において郷土史家本田古城が天草郡五和町の伏碑をキリシタン墓ではないかと問題提起し、島原半島でキリシタン墓の発見に実績のある長崎県南高来郡加津佐町の研究者元山元造を招いて墓碑の鑑定を依頼した。元山は彼が1920年代に調査した島原半島発見の墓碑の形態との類似から、天草の伏碑をキリシタン墓と認定した。その知らせはすぐに教会関係者に広まり、熊本教会のマルタン、ジボア両宣教師が来島して、写真を撮っていったと報じられた[22]。また別の新聞記事によると元山を通じて長崎滞在中の上智大学のヨハネス・ラウレス教授が現地を訪れる意向であると報じられている[23]。ここでキリシタン墓と報じられた熊本県天草地方所在の方形あるいは長方形の伏碑式墓石



写真7　天草の伏碑式墓石

は、大分県由布院村の十字架線刻のない伏碑と形態的によく似ているといってよい（写真7）。天草の情報が熊本教会や上智大学のカトリック宣教師のネットワークを通じて、マレガに達していたことは十分考えられる。また元山は切支丹文書の購入を通じてマレガと連絡があり、彼を通じて直接島原半島の研究状況が伝わっていれば、天草の伏碑だけでなく、島原半島の切妻形の墓碑の存在もマレガは知っていただろう。

以上のように長崎と天草のキリシタン墓碑についての研究情報は、マレガの宣教師仲間のネットワークと元山などの研究者のネットワークを通じて、マレガのもとにもたらされていたと考えられる。

(3) 大分県のキリシタン墓の知識

大分県では大正時代の初めに伊東東の先駆的なキリシタン遺跡の探索が行われていたがキリシタン墓碑の発見には至っていなかった[24]。その後、久多羅木儀一郎が直入郡の切支丹類族の家の墓碑に、京都帝大報告にある熊本県菊池郡の墓碑と類似した十字形の彫込みをもつ墓碑の台石を指摘し、さらに大分郡猪野（明治村）のキリシタン墓とされた小型の伏碑を「斗枡墓」としてはじめて紹介した。マレガが久多羅木の論文を読んでいたことはすでに述べたように確実である。

(4) キリシタン墓碑の概念の由来

マレガのキリシタン墓碑の概念は、1937年から38年の初めの2年間でほぼできあがる。時系列でみると、①由布院村で見出した十字線刻のある長方形の伏碑および、線刻のない同形の伏碑、②明治村で発見した低いピラミッド型をなす上部が対角線の十字に見える正方形の一斗枡に似た「斗枡墓」、③御霊園村上家墓地で見出した切妻屋根形の小型の伏碑、④鍋田墓地で見出した寄棟屋根形の大型の伏碑の、4種類である。

このなかでも①の長方形の伏碑は、当時紹介された天草の粗製伏碑によく似ていて、その類似が根拠となりうる。②の「斗枡墓」は久多羅木儀一郎の提示した墓碑の概念を取り入れたものである。③の切妻屋根形の伏碑は昭和初期に

は島原半島でその形態の存在が知られていたものである。④の寄棟屋根形の伏碑は先行するキリシタン墓研究のなかではまったく知られていなかった形態である。こうみてくると、①と③の墓碑形態は天草と島原においてすでにキリシタン墓として紹介されていることがわかる。マレガが島原の研究者元山元造とキリシタン文書のやり取りを通じて知り合いだったことはすでに指摘されており[25]、そこで得た知識が由布院発見の①形態の墓碑や戸上村調査のさいに③形態の墓碑をキリシタン墓碑と認定する予備知識になったと考えられる。

②の「斗枡墓」はその後のマレガの調査で繰り返し現れ、彼がキリシタン墓碑と特定するさいのもっとも重要な指標となっていく。④の寄棟屋根形の墓碑はその後、マレガの調査記録のなかにはほとんど出てこない。しかし②の「斗枡墓」と④の寄棟屋根形の形態とをキリシタン墓碑とするのは、当時も今もかなり困難がともなう。「斗枡墓」はすでに久多羅木の報告時にも、マレガ自身の報告のなかでも、仏教戒名が記されるものがあること、紀年銘は寛文年号から文化年号まで見られて、いわゆるキリシタン時代のものではないことが知られていたのである。④の寄棟屋根形はいまだにキリシタン墓としてはほかに類例のない形態である。しかしマレガはそれらをキリシタン墓碑と考えた。「斗枡墓」が数多く発見された大分郡明治村や別保村が、1660年頃から80年代に起こったキリシタン露顕事件である「豊後崩れ」の中心地であること、寄棟屋根形墓碑が発見された鍋田墓地の所有者佐藤家が切支丹類族の家であることが、根拠になったと推定される。

マレガがキリシタン墓碑と考えた①～④の墓碑の所在地はいずれも、宣教師の史料や切支丹類族関係の文書に、多くのキリシタン信者がいた場所として記載されているところであり、キリシタン墓碑とされたもっとも強い根拠は、必ずしも考古学的な形態の類似から導き出されたものではなく、むしろマレガ自身の収集した「豊後切支丹史料」の記載ではなかったろうか。

以上のようにマレガのキリシタン墓の概念は、当初彼のキリスト教の知識と類似する文様を判断の根拠とし（原の十字架碑・若宮八幡社手洗石・由布院村の峯先墓地）、西九州各地の先行研究と調査成果とを比較検討するなかで、キリシタン史料を傍証として「斗枡墓」と長方形伏碑であることがキリシタン墓認

定の基準になっていったと考えられる。しかし「斗枡墓」と長方形伏碑をキリシタン墓とする根拠は、他のキリシタン墓碑のように、直接墓碑に記された十字架デザインあるいは洗礼名の記載などの考古学的金石学的根拠を欠くものであったことはいなめない。「斗枡墓」の命名者といえる久多羅木儀一郎は、マレガの調査が始まってから、「斗枡墓」をキリシタン墓とみなす発言を控えるようになる。おそらく考古資料と文書史料をつなぐ実証的な側面に危うさを憶えたためであろう[26)]。

おわりに

当初はマレガの戦後の臼杵時代までを含めて検討するはずであったが、途中で最初の2年間の調査の過程でマレガの調査スタイルが確立し、マレガがその後、キリシタン墓碑研究を行う視点が出そろっていることに気づき、そこに焦点をしぼることにした。結論としては、マレガのキリシタン史跡の研究は1937（昭和12）年に始まり、急速に進むこと、マレガの現地調査の背景に、先行してキリシタン史料の読み込みがあること、そのことがキリシタン墓碑認定の基準にも影響をあたえていること、などを指摘した。

それにしても豊後キリシタン史料の収集・研究と並行した現地調査で発見した「キリシタン墓碑」は一筋縄ですぐに理解できるものではなかったはずだ。案内された場所で地元の住民から「これがキリシタンの墓と昔からいわれている墓石です」と言われ、真剣に石の表面のコケを払い刻まれた文字はないか、十字架の図像はないかと穿鑿しても、洗礼名も十字架の文様も見あたらない。マレガが大分で出合った「キリシタン墓碑」はそのようなものばかりである。マレガはそのような状況のなかで、多くの墓碑をキリシタン墓と判断している。その判断が確信に満ちていることは、その後大分を去るまで倦まず弛まず、墓地調査を続けていることから明らかである。彼がキリシタン墓と認定する彼自身の基準に確信なくして、これだけの調査は続けられない。

筆者はマレガのその確信が何であったのか、その確信を得たと考えられる最初の2年間に分け入ろうとした。一応の推定は行ったが、しかし得心のいく答

えが得られたとは思わない。勉強熱心で日本語に堪能なマレガが、先行研究の知識を得て、彼の出合った墓碑や史跡を理解しようとしたことは、間違いない。しかしそれでもなお直接的かつ客観的実証のできない「斗枡墓」などの豊後の墓碑をキリシタン墓碑と確信した背景には信仰があると考えざるを得ない。

本稿の作成に当たって、マレオ・マレガの生涯の全体像を教えていただいたシルヴィオ・ヴィータ氏、マレガ研究会にお誘いいただいた大友一雄氏、マレガの調査メモやノートを読んでいただいた湯上良氏、渡辺千鶴氏、新聞資料や雑誌を教示していただいた佐藤晃洋氏、城戸晃一氏、大分県立図書館郷土資料コーナーの司書の皆さんに感謝します。

註

1）『大分史談』は、名目は大分史談会の機関紙であるが、実際は当時大分市若松通にあった三重野書店の店主三重野幸夫の個人経営として発行された雑誌である。1937（昭和12）年から1940年にかけて3輯が発行された。史談の論説以外に、新聞記者の経歴を持つ三重野がみずから雑録彙報を記している。史跡調査や例会の会報記事が詳細で、内容だけでなく参加者氏名をすべて列挙している。またその記事はそのつど大分新聞などの他の地方新聞に掲載され、確認することができる。参加者の氏名、調査地や調査資料の詳細を伝えて極めて史料的価値が高い情報が載っている。

2）シルヴィオ・ヴィータ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』12号、2016年）、156-159頁、本書所収。

3）大分新聞1935（昭和10）年9月8日朝刊に「我が古事記伊へ　マレーガ氏の努力報いらる」という見出し記事が載り、そのなかでマレガが5年前から古事記の研究に着手し、本年1月に約400頁のイタリア語原稿が完成したものの出版が難航していたが、最近ほのかな明かりが見えてきたという内容である。実際に出版されたのは1938（昭和13）年である。

4）シルヴィオ・ヴィータ「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』14号、2018年）、138-139頁、本書所収。

5）たとえば1934（昭和9）年5月5日大分新聞には、「切支丹信者秘密の信仰の洞窟」という見出しで、大分県直入郡竹田町（現竹田市）のいわゆる「キリシタン礼拝堂」が、地元の金石文研究家田部修によって発見されたと報じるが、この時点では教会関係者の名前は一切報道されていない。1936年12月18日大分新聞が「切支丹大名ジュスト右近大分県にもゆかり」という見出しで報じた大分県北海部郡大在村（現大分市）に所在する高山右近の次男の系譜をひく高山家の墓地についても、記者はマレガを取材していない。この時点でマレガはまだ『古事記』のイタリア語訳者としては知られていても、豊後キリシタン史の研究者としては知られていなかったと考えられる。

6）註2ヴィータ論文159-160頁において1933（昭和８）年2月と紹介されたマレガの両親あて日付不明のはがきには「あるいは墓を探し歩いています。その成果については地元の新聞に報じてもらっています」という記載がある。この地元の新聞に報じてもらっていますというマレガの発言と符合するのは1937年5月から1938年頃までと考えられ、2月に書かれたと想定できるのであれば、その手紙の書かれた時期は1938年の2月と考えられる。

7）田中裕介「豊後キリシタン遺跡の研究史・戦前編」（『大分県地方史』227号、2016年）、6頁では、マレガを大分史談会発足当初からの会員と述べたが、それはマリオ・マレガと三重野幸夫との関係が1937（昭和12）年5月の現地調査以前から存在したと考えたからであったが、今回その関係は逆であると考えるようになった。すなわち三重野により現地調査に誘われたことをきっかけにマレガは大分史談会の入会に至ったと。

8）『大分史談』1輯（大分史談会、1937年）、27-28頁。

9）三重野の立場から金剛宝戒寺のローマ字石の調査経過を総括した署名記事が1937（昭和12）年5月23日大分新聞に「切支丹墓か『陽石』か ―宝戒寺羅馬字石に就て―」と題して掲載されている。それによると、くだんの石の存在は1930年当時活発に活動していた大分市内の中等学校の歴史教員を中心に結成された郷土史跡伝説研究会の面々がみつけて調査して以来、大分の研究者に関心がもたれていたものであることがわかり、三重野自身はマレガの見解が示されて以後も、キリシタン関係説に未練を残している。実際にその後7月9日に三重野とマレガが再度ローマ字石を訪れている（大分新聞1937年7月14日朝刊「上野律院のローマ屋敷」記事）。以上の経過から判明することは、あくまでも調査の発問は三重野であり、マレガは意見を求められた識者の一人という構図である。マレガのローマ字石に対する否定的な見解はその後も変化はなかったようで、1943年7月30日大分合同新聞二豊風土記マレガ署名記事「大分上野のＴの石」では「上野の石のＴの字は切支丹と全然関係ないものといわねばならない」と断定している。

10）十字形の線刻表現以外にマレガがキリシタン墓と認定する追い風となった状況のひとつは、熊本県天草下島の調査動向である。それについては2-(2) で述べる。

11）久多羅木儀一郎「大分県下における切支丹遺蹟補遺」（『大分県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第13輯、大分県史蹟名勝天然紀念物調査会、1936年）、75-79頁。

12）マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）、446頁。

13）大友一雄氏の紹介で、湯上良氏にノートの内容について教示をえた。この資料はイタリア語で書かれた2冊のノート（365と366）からなり、1937（昭和12）年12月と1938年1月以後に行われた2回の現地踏査をまとめた記録と、1937年9月の別府市吉祥寺の記録をあわせて16頁である。

14）カイ姓を名乗るマレガ周辺の人物として1937（昭和12）年12月7日のマレガ博士古事記伊訳完成祝賀会の来会者に名前のある（『大分史談』2輯、50頁）甲斐実男氏がいる。湯上良氏の教示によれば、マレガの他の資料に甲斐実男氏は大分県警察関係者と記されているという。その点から郷土史関係者ではなく、マレガが通っていた弓道関係者の可能性が高い。雑誌『大分史談』の会員名簿を点検しても大分史談会にはほかにカイ姓の会員はいないので、戸上村でマレガを案内したカイ氏は別人と考えられる。

15）久多羅木儀一郎「大分県下における切支丹遺跡」（『大分県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第7輯、大分県史蹟名勝天然紀念物調査会、1929年）、60-62頁。

16）田中裕介「伊東東の論文「『クルスバ』と了仁寺」について」（『史学論叢』44号、別府大学史学研究会、2014年）。
17）伊東石仏（東のペンネーム）「大野郡野津市村のクルス」（『臼杵史談』9号、臼杵史談会、1933年）。
18）『大分史談』1輯（大分史談会、1937年）、30・38頁。
19）同上38頁、『大分史談』2輯（大分史談会、1938年）、50頁。
20）田中裕介「日本における16・17世紀キリシタン墓碑の形式と分類」（『日本キリシタン墓碑総覧』南島原市教育委員会、2012年）、389-406頁。
21）1940（昭和15）年7月6日大分新聞によれば、来日したベルナール神父は中国に帰る途中マレガに会うため船で大阪から別府にいたり、マレガをたずね、その後鉄道で朝鮮半島の京城（現ソウル）に向かっている。マレガとベルナールはキリスト教布教史研究者として熱心な交流があったものと考えられる。
22）熊本県天草地方の地方紙みくに新聞、1935（昭和10）年2月20日「古切支丹の墓碑が御領佐伊津に多数発見」の見出し記事、天草市教育委員会松本博幸氏教示。
23）下田曲水『暫定天草切支丹史』（稲本報徳舎、1941年）、409-410頁に引用する新聞記事（新聞名刊行日不明）による。松本博幸氏教示。
24）註16田中論文88-103頁。
25）佐藤晃洋「マレガ・プロジェクトに係る平成二五年度概要調査」（『史料館研究紀要』19号、大分県立先哲史料館、2015年）、38-39頁。
26）註7田中論文。

サレジオ大学図書館所蔵マレガ関連資料に見るマレガによる研究と資料保護

湯上 良

はじめに

マリオ・マレガが来日し、活動した第二次世界大戦前後は、世界的にも民間所在資料の危機や、保護に向けた活動がみられた時期である。2011（平成23）年にバチカン図書館で大量に見つかった江戸時代の古文書等や[1]、本稿で対象にするサレジオ大学図書館（以下、サレジオ大学と略記）所蔵マレガ関連資料を含めた「マレガ資料」全体が、マレガによって収集・作成された当時の民間所在資料でもある。これらの資料は、マレガ自身の収集・研究活動だけではなく、この種の資料の保護に関する一連の動向をも伝えている[2]。

本稿で対象とするサレジオ大学所蔵マレガ関連資料は、おおまかに古典籍・江戸時代の資料とともに、マレガが作成した原稿や手紙などから構成される。このうち、古典籍に関しては、1997（平成9）年から2002年に国文学研究資料館（国文研と略）によって、バチカン図書館およびローマ郊外に所在する教皇庁立サレジオ大学図書館でマレガ関係の典籍や資料の調査が行われた[3]。国文研前館長のロバート キャンベル氏（2021年現在。調査当時、文献資料部第4室助教授）が1997年2月のバチカン図書館調査中に、当時のサレジオ大学図書館長であったオリヴァーレス神父から情報提供を受け、サレジオ大学へ調査に向かったのが端初となった。同調査は、山下則子氏（2021年現在、国文研前副館長）によって受け継がれ[4]、6回目のサレジオ大学調査となった2002年2月に完了し、約800点の古典籍に関して報告書にまとめられた[5]。

2001年10月の第5回調査と、第6回調査に参加したラウラ・モレッティ氏は、当時のサレジオ大学図書館に所蔵されていた古典籍から古文書に至る「マレ

ガ・コレクション」を紹介した[6]。

近年では、シルヴィオ・ヴィータ氏が「マレガ・プロジェクト」の成果による論文等でマレガやその活動に迫る研究を行っている[7]。2019年にはマレガの生家が特定され、生家に次のような石碑が日本語とイタリア語で掲げられた[8]。「サレジオ会初期宣教師団の一員であり、日本文化およびキリシタン史の優れた研究者でもあったマリオ・マレガ師は、1902年9月30日この家で誕生した。ここに敬意を表す。 市民一同　2019年9月7日記」。この石碑が指摘するように、マレガはサレジオ会の宣教師であると同時に、優れた研究者でもあった。本稿では、まず先行研究で全体の詳細が明らかとなっていないサレジオ大学所蔵マレガ関連資料、そのなかでもとくにマレガが研究の過程で書き残した原稿や手紙類を中心とした資料群の構成について明らかにする。また、「マレガ・プロジェクト」によって調査・研究されたバチカン図書館所蔵マレガ資料と、サレジオ大学所蔵の関連資料との間にある関係についても触れていきたい。この点は、2000年代初頭に見られた点数よりもはるかに多くの古文書を、かつてマレガが大分や臼杵で収集したことを書き残しており、これらの資料との関係の重要性をモレッティ氏も指摘している[9]。そして、これまでプロジェクトの過程で明らかになったマレガの活動や同時代の状況、およびサレジオ大学所蔵の資料や研究との対照について、アーカイブズ的な分析や資料保護の観点からの検討も目的とする。

1. サレジオ大学所蔵マレガ関連資料の構成

サレジオ大学所蔵マレガ関連資料は、大きく次の3つに分類される。すなわち、古典籍類、サブフォンド「M. Arch」、そして、サブフォンド「M. DOC」である。

先述のように古典籍類は、かつて国文研の古典籍を専門とする研究者による調査が実施されており、近年も山下氏による追加調査が行われている。

「M. Arch」については、多くが江戸時代に作成された文書類から構成され、この時代特有の文書である状物の保存に適した処置がなされておらず、激しい

劣化も見られた。このため、「マレガ・プロジェクト」の進展に伴い、2016（平成28）年5月に「M. Arch」のなかでも臼杵藩宗門方関係文書約300点を修復などのためにバチカン図書館が受け入れた[10]。なお、これらの文書は、1953（昭和28）年にマレガからバチカンへ文書が送られた際には外れ、2005年頃、溝部脩神父によって日本から送られたもので、受入れ段階での目録も未作成であった[11]。バチカン図書館所蔵マレガ資料（フォンド・マレガ）は、プロジェクト開始当初にA1からA21のサブフォンドで構成されていたが、プロジェクトの進展に伴い、A22からA26までが追加された[12]。そのうち、2016年にサレジオ大学から修復などのためにバチカン図書館が受け入れたこの約300点を新たにA24とした[13]。

本稿で主として取り扱う「M. DOC」は、M. DOC 1からM. DOC 380までの全453レコードで、内容は主として原稿や手紙である。使われている言語は主としてイタリア語であるが、他にも複数の言語が使用されている。使用言語の内訳は次の通りである。単一の言語で書かれたものは、イタリア語がもっとも多い227レコード、続いて英語が86、日本語が43、フランス語が4、ドイツ語が4となっている。1つの文書内で、複数の言語が用いられている場合も見られる。イタリア語と日本語で書かれたものが46、イタリア語と英語のものが15、英語と日本語が13、また、2言語だけではなく、イタリア語と日本語と英語で書かれたものも7レコード見られる。さらに、イタリア語とフランス語が2、英語と中国語、フランス語と日本語で書かれたものがそれぞれ1つずつ見られる。また、判読や判別が難しいものも4レコード存在する。なお、レコードによっては、百数十枚もの原稿から構成され、原稿内の随所で他言語やローマ字で書かれた引用が行われる場合もある。そのため、使用言語内訳の数値は、今後の研究の進展により修正の余地があることを付しておく。

原稿類は、タイプ打ちされたものと手書きで書かれたものがあり、タイプ打ちが308件、手書きが145件見られ、割合としては、前者が68%、後者が32%となる。

「M. DOC」の特徴として本稿でもっとも着目したい点は、原稿や手紙の作成時期についてである。原稿や手紙のなかに年号等が明記されているものは117

レコードである。この資料群の構造の特徴として、特に原稿類に関しては、ある題材について初校や再校などの各段階での校正原稿が連続して収められていることが一般的である。このため、資料群の構造と内容から、年代についてある程度の類推がつくものが一定の数見られ、その数は全453レコード中、154レコードである。残る182レコードは、年号が明記されておらず、構造や内容の面からの類推が難しいものとなる。したがって、全レコードの半数以上となる270レコード強が年号等の明記による年代確定の可能なものか、資料群の構造的に時期のある程度の類推が可能なものとなる。ただし、あくまでもアーカイブズの構造分析を通じた類推であるという点に留意し、より精緻な文書の内容に関する研究の進展が求められる。また、各レコードの間にあるつながり、たとえば、ある原稿や手紙を用意するために行った予備研究と考えられるメモなども見られることから、今後の研究によりレコード同士の関係や、作成年代が一層明確になるであろう。

この結果、1932（昭和7）年から1969（昭和44）年の間に行われたマレガの研究活動をほぼ年単位で追うことが可能となり、重要な分析の軸となりうる。この点については、次節で本資料群から見るマレガの研究活動の変遷とともに詳述したい。

全体的な構成上の特徴としては、資料群の最初と最後はさまざまな題材から構成される雑録で、それ以外も同じ内容や話題を取り扱ったものが連番で並んでいる。この要素は、本資料群を分析する上で非常に重要で、次節でも掘り下げて検討する。主要な内容物は、さまざまな言語で書かれた原稿や手紙、古文書を日本語やローマ字で翻刻したものや、それらをイタリア語に訳したものやイタリア語で解説を付したものなどである。

2. M. DOC資料の構造とマレガの研究

前節では、サレジオ大学所蔵マレガ関連資料の構成と「M. DOC」の概要を明らかにした。本節では、原稿内に見られる年号等の情報、および構造分析から類推される時期を整理する。それによって、「M. DOC」に記載されている

1932（昭和7）年から1969（昭和44）年の間に行われたマレガの研究活動がどのような形で展開されたのか、研究や執筆の準備段階の観点から明らかにしていきたい。そして、マレガの研究における位置づけや、バチカン図書館所蔵マレガ資料との関係についても検討を加えたい。

すでに前節で全レコードの半数以上の270レコード強が年号等の明記による年代の確定が可能なものか、または資料群の構造的にある程度の時期の類推が可能であると述べた。実際に「M. DOC」を年号順に追ってみると、1932年から1969年までのマレガの研究活動をほぼ年単位で追跡することができる。ただし、1933年から36年、1954年から57年、1966年から68年に関しては、年号が明示された文書が存在しない。

各年代で取り組んでいた主題については、つぎの年表の通りである。この年表からマレガの研究がきわめて多岐にわたっていたことがみて取れ、とくに日本の古代と近世への強い関心がみられる。

つぎに時代を追って、マレガの研究についてみていきたい。来日後、『古事記』の翻訳に取り組んでいた時期は、日本神話に見る日本の起源について研究していた。

出版後の1937年の大分史談会主催による『古事記』のイタリア語訳の完成祝賀会関係の文書類も豊富に残っている。同年には、犬飼駅から東にある戸上のキリシタン墓を訪問し、調査結果をイタリア語で詳細に記している[14]。「M. DOC」において年号が記載された、または年代が類推される文書類は、1938年から41年にかけてルイス・フロイスの『日本史』の注釈を行ったもの以外、戦前・戦中期は、大分史談会や『古事記』のイタリア語訳を出版したラテルツァ社や、トリノのサレジオ会の他、上智大学とのやり取りを中心に残っている。さらに、戯曲や俳句、愛国百人一首に関する研究も見られる。

第二次世界大戦中から戦後にかけて行われた研究の中には、日本の近世期のキリシタン統制に関するものも見られる。そのなかには、臼杵藩で作成された文書類を中心としたバチカン図書館所蔵マレガ資料に関わる研究も残されている。なかでも1944年に書かれた一連の原稿はかなり詳細なもので、同図書館所蔵マレガ資料にも見られるマレガ番号が付されている文書も存在する。捕縛

すべき30名について村ごとに示した文書のローマ字書き下し文とともに、村や河川の位置を書き込んだ手書きの地図が付けられているものや、キリスト教からの棄教者がいた村の旧名と20世紀半ば当時の名称の対照表など、本プロジェクトでも平井義人氏が取り組む研究に通ずる[15]。また、三野行徳氏は論考のなかで、久土村長熊によるキリシタンの告発について扱ったが、マレガもこの長熊の告発に注目したことが見て取れる[16]。その他にキリシタン統制に関わる研究として、1945年から開始した江戸の切支丹屋敷に関わる研究や、1947年に行った江戸時代の殉教者に関する研究も挙げられる。とくに前者は、1960年に再度取り組み、そのなかで国文研とも関わることとなるので、後述する。

第二次世界大戦直後は、フランシスコ・ザビエル渡来400周年に向けての記念祭の準備にかかわった[17]。また、仏典に関する研究を妙法蓮華経や般若波羅蜜多理趣経から開始し、東大寺のお水取りや二月堂に関する研究も熱心に行った。また、大仏や八幡信仰、薬師如来、地蔵と阿弥陀などの仏像について執筆もした。仏教以外にも神道や諏訪の御柱祭、天理教に関する原稿も残されている。

1950年代に入ると、日本研究をより深化させ、古代から近代までの宗教について研究を行った。日本におけるネストリウス派の影響に関する研究は、その後さまざまな主題での研究につながった。さらに古語拾遺に関する研究も行ったが、後にも再び取り組むこととなる。キリシタン墓の研究も引き続き行っており、戦後直後でもトリノのサレジオ会やバチカン、NHKや上智大学、大阪星光学院など国内外のさまざまな機関とやり取りを重ねている。

年代が類推できない文書のなかにも、マレガがこれまで取り組んできたとみられる研究の手書き原稿のリスト[18]や、「日本におけるサレジオ会の布教」という題で、日本の歴史や神道、仏教、習俗、日本におけるキリスト教の歴史、大分でのサレジオ会による布教、忠臣蔵、灯籠、ザビエル研究、そしてバチカン図書館所蔵のマレガ資料を基盤とした豊後での迫害に関わる大分の古文書といった、これまでのマレガ研究の集大成的な著作の検討過程が見られる重要な文書が「M. DOC」内に収められている[19]。

他にも古代史や伝説、古神道や古代の仏教、聖徳太子などに留まらず、古語拾遺や今昔物語についての原稿などから、日本の古典文学にも造詣が深かった

年表　マレガの研究主題

年　代	内　　容
1932	日本神話に見る日本の起源
1937	大分史談会主催 古事記イタリア語訳完成祝賀会
	戸上キリシタン墓訪問、トリノのサレジオ会からの手紙
1938	上智大学とのやり取り、マレガ宛の手紙、新聞の切り抜き
	ルイス・フロイス『日本史』注釈 （1938－1941）
1939	寺子屋に関する戯曲、マレガを紹介する文章
	ラテルツァ出版社とのやり取り
1940	ラテルツァ出版社・上智大学とのやり取り
	マレガ宛の手紙、徳川幕末各藩領域圖
1941	鉄輪（カナワ）に関する戯曲
1942	大分史談会とのやり取り
1943	愛国百人一首、俳句
1944	棄教者の村と同時代の対照表等
1945	切支丹屋敷 （1945－1946）
1947	江戸時代の殉教者、臼杵土木事務所管内圖
1948	ザビエル渡来400周年祭準備、仏典研究（妙法蓮華経）
	トリノ・サレジオ会とのやり取り、古代から近代までの日本での布教
1949	ザビエル渡来400周年祭と原稿、仏典研究（般若波羅蜜多理趣経）
1950	日本におけるネストリウス派、古語拾遺、雑録
1952	ザビエル追悼400周年、日本研究
	仏典研究（延命地蔵菩薩経、方広大荘厳経）
	バチカン国務省モンティーニ師への大分市長からの手紙
1953	キリシタン墓、天理教、日本人の宗教観
1958	七福神
1959	NHK・上智大学・大阪星光学院とのやり取り
1960	日本におけるキリスト教、勧進
1961	切支丹屋敷（文部省史料館山口栄蔵氏との面会）、閻魔大王

1962	切支丹屋敷、能、節分、大阪平松氏とのやり取り
1963	切支丹屋敷に関する発表（第8回日本での東洋関連国際講演会）
	今昔物語、お水取り、閻魔大王、古本即売会カタログ
1964	秦氏、古神道
1965	古語拾遺、シドッティ、お水取り、マレガ宛の外国からの手紙
	日本におけるカトリック教会
1969	古語拾遺
1970	ドン・ボスコ社からマレガへの印税の知らせ

ことがわかる。日本文化一般についても筆を進めており、能や歌舞伎、忠臣蔵、日本の習俗や昔話、貨幣、茶道、江の島や鎌倉についてなど、取り上げた話題は多岐にわたる。

さらに、日本以外にも目を向け、孔子や仏陀、その弟子の目連についても研究を進め、真言宗に見るネストリウス派の影響や秦氏の起源についても多くの関心を寄せている。また、サレジオ会の宣教師として日本、とくに大分での会による布教や活動についても書き残している。

また、江戸時代の古文書のイタリア語訳や書き下し文等で、元の文書の年代がわかるものも10レコード存在する。寛永期の雲仙等での殉教者に関する文書や、1699（元禄12）年や1742（寛保2）年の御仕置五人組帳に関するものなどである[20]。

こうした研究のなかでも切支丹屋敷に関わる研究は、戦後すぐに、そして1960年代には複数年にわたって行われ、論文[21]や、国際講演会[22]で発表された。マレガはこの調査の過程で、現在の国文学研究資料館の前身であり、発足から10年ほどが経過した1961年に文部省史料館（1951年開館）でも調査を行い、同館の山口栄蔵氏と面会した。

マレガは、山口栄蔵氏について次のように言及している。「史料館には、文部省からの出向者である正式な館長がいるが、実質的には山口氏がその役割を果たしていた[23]」。実際にこの時期の職員名簿によれば、山口栄蔵氏が1951年4月から62年1月の任期で「文部事務官研究職」として、岡野澄氏が1950年から66年（いずれも月の記載無し）の任期で「大学学術局審議官兼文部省史料館

長」として、吉里邦夫氏が1961年（月の記載無し）から1965年6月1日の任期で「文部省大学学術局学術課長兼文部省史料館長」として、それぞれ名前が挙げられている[24]。

第二次世界大戦後の民間所在を主とした史資料の危機的な状況をうけて、学会を中心に活発となった史料保存運動や史料館設立運動が起こった。その流れのなかで、財閥解体の影響から閉館していた三井文庫の土地を文部省が買い取り、文部省史料館が1951年5月に設立された。したがって、当時の文部省史料館には各地の民間所在資料だけではなく、旧三井文庫に収蔵されていた資料も寄託された[25]。山口氏自身も戦前の1939年5月から三井文庫に勤務し、戦時中は山梨県への史料の疎開にも従事した。1958年には、東京大学経済学部の講師も務め、文部省退官後に1965年5月に開館する三井文庫の創立準備作業に携わった[26]。

マレガが史料館を訪れた目的は、まさにその旧三井文庫に所蔵されていた通称「三井地図」と呼ばれる地図の閲覧であった。「M. DOC」内に文京区の地図が見られるが[27]、江戸時代に切支丹屋敷が建っていた場所は、現在の小日向界隈であった。マレガによれば、山口氏の子息が師範学校付属の小学校に通学していた頃、切支丹屋敷のあった場所の近くに住んでいたようである[28]。マレガが閲覧した地図は、大きさが180㎝×140㎝、鳥の子紙製であった[29]。三井文庫が定期的に発行している論集の記念号の中に閲覧に訪れたマレガと地図が共に写る写真と、その一部始終が掲載されており[30]、「M. DOC」でマレガが書き残した内容を裏付けている。

なお、現在の国文研に所蔵されている「史料館文書」の1961年度（昭和36年度）に関わる文書を閲覧したが[31]、筆者管見の限りではマレガの訪問に直接関係する記録を見出すことができなかった。マレガは、切支丹屋敷を描いた地図について、かつて切支丹を収容した場所に住んでいた間宮庄五郎が嘉永年間（1848～55）に描いたということを「M. DOC」内で書き残している[32]。国文研の収蔵物内にも、嘉永年間の江戸切絵図がリスト化された「史料館文書」があり[33]、また、戸松昌訓の『東都小石川絵図』に「ニ弐　キリシタンサカ」、「ほ弐　間宮庄五郎」という記載があることから[34]、これらを参考にしながら、原稿を書き進めたことも考えられよう。

3. バチカンへの手紙の草稿と資料保護

現在バチカン図書館に所蔵される1万数千点以上の「マレガ資料」の送付時期や動機について、マレガが書き残した多くの原稿等のなかに書かれているかどうかは、重要な論点の一つである。収集や作成された文書の多くは、1953（昭和28）年にバチカン図書館へ向けて送付された[35]。送付の直接的な動機についてはいまだ判明しておらず、本稿で対象としているサレジオ大学所蔵の「M. DOC」のなかにも動機について直接言及した文書は、管見の限り見られない。

しかし、バチカン図書館へ資料を送付したのと同じ時期に書かれた手書きのイタリア語による手紙の草稿が数点存在する。これら草稿の内容は、マレガによる研究内容と深く関わる点も多い。大分市長名で書かれたバチカン国務省のモンティーニ師宛のものと、同じく大分市長名で書かれたビオンディ枢機卿宛のものがそれに当たる。ジョヴァンニ・バッティスタ・モンティーニは、1937年12月から1954年11月まで国務長官代理や副国務長官を務め（1944年8月以降の国務長官は空位で、実質的にモンティーニが担う）、1963年6月に教皇パウルス6世となる人物である。ピエトロ・フマゾーニ・ビオンディは1919（大正8）年から1921年まで日本で初代教皇使節を務め、その後に布教聖省の役職を歴任し、日本とバチカンのパイプ役となった[36]。

まず、モンティーニに宛てられた手紙の草稿を見ていこう。この1952年10月付けの草稿は、400年前にフランシスコ・ザビエルが日本滞在最後の数か月を大分で過ごした内容から始まる。当時のカトリック宣教において、大分が重要な地であり、遺物やキリスト教徒の墓などが見つかることを紹介する。そして、徳川政権による宗門改めの文書には、捕縛された多数のキリスト教徒の名前が見られることを指摘している。

> 「こうした文物は、すべて私有財産の状態にある。日本では、木製の家屋内でこうした歴史的価値をもつ文物が保存されているため、火災により失われることが多々ある。大分の各地域に散財するキリスト教徒の墓は、露天の状態で、雨による被害を受けている」

“Tutti questi cimeli sono ora in mano di privati. Il Giappone, causa i continui incendi, va continuamente perdendo questi cimeli storici conservati in case di legno. Le varie pietre cristiane poi sparse nella regione, vanno deteriorandosi lasciate come sono all’aperto, sotto l’influenza selettiva della pioggia”[37)]

こうした状態を改善するため、かつて「デウス堂」と呼ばれたカトリック教会が建立されていた場所に記念博物館を建設し、大分のみならず、可能な限り日本中からキリスト教関連の文物を収集すること、そして、かつて存在したデウス堂や医療センター、寄宿学校や孤児院を追憶する施設の建設を構想した[38)]。

在バチカン日本国代理公使の金山氏にもこの構想への支持と助力を何度か請うたことも書き添え、モンティーニにも同様の要請をした。また、同内容の手紙をビオンディにも送ることが書き添えられた[39)]。

しかし、ビオンディに宛てた手紙の草稿は、モンティーニへの簡潔な草稿とは異なり10枚以上の分量で[40)]、内容も詳細に書かれている。起草された年月日について直接の記載はないが、「市長に選ばれてから5年が経過した[41)]」とあることから、1952年に書かれたものと推定される。

まず草稿は、モンティーニ宛と同じくフランシスコ・ザビエルの話から始まる。そして、1553年には病院、1555年には著名な医師でもあるルイス・デ・アルメイダによって養育院が開設され、彼はその2年後に病院を拡張し、医学校も開設し、都からも学生が集った[42)]。なお、M. DOC 77には、ザビエルに関連してアルメイダについてマレガが行った研究があり、ザビエルの日本での旅程を記した地図も残されている[43)]。

1582（天正10）年に大友宗麟は、伊東マンショらを教皇グレゴリウス13世の元へ派遣し、その後2年にわたり、ザビエルを列福するよう請願する書状を書き送った。これは、「おそらく列福を求める初めての請願[44)]」であったことを記した。

また、1587（天正15）年に府内が日本で最初の司教区になったことや、初期の歴代司教についても記述した[45)]。なお、M. DOC 80にも歴代司教についてマレガが研究したとみられるメモ書きが残されている[46)]。

さらに草稿は続く。各地に大名が割拠した時代は、キリスト教も信仰の自由を謳歌したが、徳川政権下で迫害が開始され、拷問や死刑で多くの者が殉教した。1614（慶長19）年から1634（寛永11）年までの長崎や中津、竹田、佐伯などでの殉教者の名を挙げ、『豊後切支丹史料』を引き合いに出しながら、12人の殉教者にも言及した[47]。また、江戸時代を通じて信仰を保ち続けた名もなき人々にも触れ、「佐伯の文書によると、1817（文化14）年になってようやく地域内の最後のキリスト教徒がいなくなった[48]」ことも記載した。また、殉教者たちがどこに埋葬されたかはわかっておらず、かつてデウス堂が建てられていた場所にある木の板と梁のみを例外として、記念碑も存在しない。なお、このデウス堂跡へ1949年にギルロイ枢機卿が訪問したことも記載されている[49]。シドニー大司教ノーマン・ギルロイ枢機卿は、ザビエル渡来400周年の折に教皇特使として来日し、スペインから持ち込まれたザビエルの聖腕とともに日本各地を訪問した[50]。

そして、この草稿の核心に入る。大分地域では、墓や文書、マリア観音と呼ばれた像、織部灯籠、十字で飾られた物品などキリスト教に関連する多くの遺物が発見されている。しかし、こうした遺物の保存環境が整っておらず、継承の問題を指摘する。

> 「こうした紙や木でできた物品が墓を除き、すべて私人である所有者のもとで保存され、毎年のように起こる火事で多くの家屋が崩壊し、それによって物品も灰塵に帰す。また、道路工事の際などにもそのまま失われることもあり、こうした状況は大分だけではなく、日本中で見られる」
>
> “Tutti questi oggetti, eccetto le pietre tombali, sia di carta o di legno, conservati da privati. Gli incendi che scoppiano ogni anni e distruggono pur numero di case, portano con se anche la distanziare di tali reliquie storiche. Per le pietre sparse mezzo ai monti, aperta che vengono perse la gente ignorante per curarle nelle lavori delle riparazioni delle strade. Tale stato di cose favole non solo a Oita ma in tutto il Giappone[51]”

これらの遺物を収蔵し、展示・閲覧が可能な博物館の建設を提案した。同時に、

「もし過去の遺物を今収集しなければ、おそらくかなりの確率で将来にわたっても収集が行われないだろう」

“Se non si raccolgono ora le relique del tempo passato, è molto probabile che non lo si farà più”[52]

とも述べ、緊急性の高さも訴えた。

建設に関しての具体的な計画や数値も列挙する。対象となる土地の面積は7000坪で、博物館と図書館、公園も併設し、日本人だけではなく、外国人も研究の場として利用できること、総額で2億円必要なことを記した[53]。本来であれば、大分市が拠出すべきであるが、戦後の復興のため、文化的事業に用いられる予算はなく、全世界から資金を集める旨を訴えた。大分出身の明治期の音楽家滝廉太郎の像を建立する際、資金を集めるために鉛筆を売った前例を紹介し、竹製の十字架や人工真珠の数珠、殉教者等を描いた絹絵といった物品を全世界のカトリック教徒に向けて販売し、資金を集める構想を述べた[54]。

こうした計画は、各地の人々にも賛同を得ていることも記された[55]。大分のカトリック教徒や文化団体をはじめ、当時、大分担当の宣教師モーロ師や、宣教師を長年務め、キリシタンに関する研究を行っているマレガ、そして、大分を管轄する福岡司教の深堀仙右衛門師から同意を得、深堀司教からビオンディ枢機卿へ手紙を送ることが約束されたという。また、金山正英公使にも話をしたところ、大分まで視察と激励に訪れ、「巨額の資金を集めることは容易ではなく、教皇ピウス12世の賛同も得たい[56]」という要望が述べられた。この時点でキリスト教徒になっていない者がこうした要望を行うことは普通のことではないが、プロジェクトの重要性を鑑みて、教皇の支持を得たい旨が書き添えられ、草稿が締めくくられる。

M. DOC 3の最後の1枚には、土地の購入や補償、土地や道路の整備、公園や博物館の敷設、遺物の収集等、博物館建設に関わる諸経費の概算についてのメモ書きも付されている[57]。

おわりに

ここまで見てきた2通の手紙のイタリア語による草稿の要点について、まとめる。まず、1952（昭和27）年10月付のモンティーニ宛だが、多くの捕縛者の名前が書かれた文書から、かつてキリスト教が盛んに信仰されていたことが記されている。江戸時代に書かれ、現在はバチカン図書館に所蔵されている古文書の研究の賜物であろう。そして、こうした文書は民間で所有され、日本の家屋が木で造られているため、度重なる火災で失われつつあること、それらを守るために博物館の建設を考えていることが簡潔に述べられ、ビオンディ枢機卿にも同内容で手紙を送ることも付されている。

一方で、ビオンディ枢機卿宛の草稿もその内容や、モンティーニ宛の草稿の内容も考慮すると、1952年に書かれたと考えるのが妥当であろう。モンティーニ宛のものとは異なり、大分のキリスト教徒の歴史や、博物館建設を願うまでの過程や動機について詳細に書かれている。サレジオ大学所蔵マレガ資料内に見られるさまざまな研究や、『豊後切支丹史料』が下地となっている内容も読み取れる。手紙の送り主とされる上田保市長は、1949年6月にザビエル渡来400周年を記念して来日した教皇庁代表らの大分入りに際し、デウス堂跡への案内を行った。彼の晩年の発言によれば、「この時期では、デウス堂の存在を知っていただけで、府内が西洋音楽や育児院、西洋式病院の発祥の地だとは知らなかった[58]」ようである。それからたった3年ほどで上田がここまで、詳細な内容を独力で書くのは、かなり困難であったろう。マレガは単に手紙をイタリア語へ翻訳したわけではなく、日本の古文書やヨーロッパの古典籍等にもあたって自身が行った各種の研究を手紙の草稿の基盤としたことが考えられる。

また、ビオンディ宛の草稿でも、簡潔に書かれたモンティーニ宛と同じく、火災や工事によって民間で所有されているキリスト教関連の遺物が失われる危険があることを指摘した。加えて、大分だけの事象ではなく、日本各地で見られる状況であると述べている。この草稿の作成に何らかの形でかかわったマレガ自身もこの事実や意識は、共有していたであろう[59]。そして、博物館だけでは

なく、キリシタン関連の文書も収蔵する図書館も併設し、研究者に開放する旨も記されている。

これら2通の手紙の草稿には、いずれにも収集文書がバチカンに送られた直接の動機とみられる内容は書かれていない。しかし、日本で収集された文書がバチカンに向けて送付されたという内容の手紙が、東京の教皇庁大使館からモンティーニへ向けて送られたのは1953年8月14日付である[60]。また、モンティーニからバチカン図書館へこの文書に関する手紙が送られたのが同年12月18日である[61]。先の大分市長名で書かれた2通のイタリア語による手紙の草稿に記された時期（1952年10月）や、日本の民間所在資料を取り巻く脆弱な環境や危機的状況を訴えるといった内容を鑑みると、バチカンに収集文書が送付されたタイミングがあまりにも合致しているように思えてならない。また、民間所在資料の保護の役割も担うこととなる文部省史料館が1951年に設立されたこともまた、影響を与えなかっただろうか。

サレジオ大学所蔵マレガ資料の特徴として、原稿推敲時から完成稿に至るまで各段階の原稿が残されている。他の手紙類も下書きや実際に送付した手紙の控えが残されていることが多い。ところがこの2通の手紙の草稿に関しては、実際に送付した手紙の控えは、資料群のなかに残っていない。したがって、今後の課題として、これらの手紙は大分市長名で実際にバチカンへ送付されたのか、されたとすれば、大分側に送付した手紙の控えや、バチカン側でも受領されたのかを確認する必要があろう。その過程で1953年前後になぜバチカンに収集文書が送られたのか、その動機が明確になることを期待したい。

註

1）2013（平成25）年にバチカン図書館と人間文化研究機構との間で結ばれた協定に沿い、バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の調査と研究、通称「マレガ・プロジェクト」が開始された（研究代表者：大友一雄）。2021年度終了予定。同資料の調査・研究の概要については、本書所収の青木睦・太田尚宏・大友一雄「マレガ資料群の調査・保存と情報資源化」を参照のこと。

2）バチカン図書館と人間文化研究機構で結ばれた当初の協定では、教皇庁立サレジオ大学での調査を見込んでいなかった。その後、科研費により、マレガが収集・作成した資料全体の国際資源化に関する研究活動や基盤構築が可能となった。この活動は、サレジオ大学と同大学図書館の協力によって円滑に進められた。サレジオ大学のマウロ・マントヴァーニ前学長

il magnifico ex-rettore Mauro Mantovani、同大学図書館のマルチェッロ・サルデッリ館長 il direttore Marcello Sardelliにこの場を借りて御礼申し上げる。

3）当時の一連の調査については、次の著作を参照。ロバート キャンベル「マリオ・マレガ文庫」（『文学』2001年5・6月号、岩波書店）、34–38頁。山下則子「マリオ・マレガ文庫所蔵日本古典籍の調査と整理」（『国文学研究資料館報』第59号、2002年）、4–5頁。

4）山下氏には、筆者が国文研在籍時から当時の調査についてご教示を賜った。この場を借りて御礼申し上げる。

5）国文学研究資料館文献資料部編「サレジオ大学マリオ・マレガ文庫所蔵日本書籍目録」（『調査研究報告』第23号、2002年）。

6）Laura Moretti, 'Il Fondo Marega, Contenuti, potenzialità e significati della collezione di un singolare missionario-nipponica', *Salesianum*, 68（2006）, Università Pontificia Salesiana, pp. 745–781.

7）ヴィータ氏は論文や発表を数多く行っているが、とくに本稿の内容に関わる次の論文2点を挙げる。シルヴィオ・ヴィータⒶ「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要　アーカイブズ研究篇』第12号〈通巻第47号〉、2016年）、149–169頁、およびⒷ「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第14号〈通巻第49号〉、2018年）、131–146頁、いずれも本書所収。

8）生家の特定を記念し、式典等も行われた。モッサ市の市長や記念行事のスポンサーであるフリウリ・ヴェネツィア・ジューリア農工金融公庫の頭取、ヴィータ教授や大分県立先哲史料館の大津祐司館長（当時）によるスピーチ、最後にモッサ教区のモリス・トンソ主任司祭による祝福と聖水撒布が執り行われた。関係各位、とくに運営に当たった国立ゴリツィア文書館の館長マルコ・プレスニカー博士il direttore Marco Plesnicarにこの場を借りて御礼申し上げる。

9）L. Moretti, 'Il Fondo Marega', cit., p. 765.

10）「M. Arch」の一部がバチカン図書館に受け入れられる以前から、マレガ・プロジェクトにおいては、日本の古文書の修復技術がバチカン図書館の修復士たちに伝えられていた。詳細は、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン Ángela Núñez-Gaitán（拙訳）「マレガ神父収集文書の整理と保存 ―バチカン図書館と日本による共同調査と交流」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号〈通巻第47号〉、2016年）、171–180頁（本書所収）や、註1青木・太田・大友論文を参照。

11）大友一雄「マリオ・マレガ資料の概要 マリオ・マレガ資料群概要（フォンドレベル）」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介―』日本語版、マレガ・プロジェクト〈国文学研究資料館〉、大友一雄・三野行徳編、2021年）、6頁。

12）詳細は、註11前掲書。

13）A24資料群の概要や伝来等の詳細については次を参照のこと。佐藤晃洋「マリオ・マレガ資料の概要 A24」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介―』日本語版、マレガ・プロジェクト〈国文学研究資料館〉、大友一雄・三野行徳編、2021年）、66–68頁。

14）L. Moretti, 'Il Fondo Marega', cit., pp. 749, 771および本書所収の田中裕介「マリオ・マレガのキリシタン史跡調査 ―1937～38年―」を参照。

15）Università Pontificia Salesiana, Fondo Marega, M. DOC（M. DOCと略）344, cc.4, 13。文書

に記されたマレガ番号は、782, 784である。平井氏の研究については、本書所収の平井義人「臼杵藩におけるキリシタンの数と分布」を参照。

16）M. DOC 344, cc.15。 文書に記されたマレガ番号は、783, 781, 789である。詳細は、三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第14号〈通巻第49号〉、2018年）、153–154頁、および松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」』（勉誠出版、2020年）、48–49頁。マレガは、告発された者の人数を13名としているが、佐藤孝之氏によれば、これは1名重複して数えているためである。

17）フランシスコ・ザビエルの渡来400周年関連の文書は、バチカン図書館所蔵のA21にも見られる。詳細は次を参照のこと。佐藤孝之「マリオ・マレガ資料の概要 A21」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介―』日本語版、マレガ・プロジェクト〈国文学研究資料館〉、大友一雄・三野行徳編、2021年）、58頁。

18）M. DOC 25.

19）M. DOC 112, 113.

20）年代順にM. DOC 323, 324, 325, 327, 11, 210, 211, 21, 217。雲仙に関する文書には「グループT」の記述が、寛保期に関する文書にはマレガ番号「B 360」が見られる。マレガ番号については、本書所収の高見純「宣教師によるキリシタン統制文書群の収集と整理 ―マレガ目録の分析から―」を参照。

21）M. DOC 61, Mario Marega, 'The Kirishitan Rôyashiki', Japan Missionary Bulletin, 16, 1962, pp. 104–111.

22）M. DOC 56, Mario Marega, The First and Second Kirishitan, in 8th International Conference of Orientalists in Japan, June 7 and 8 1963.

23）M. DOC 46, c.1: "Il direttore ufficiale dell'archivio, è un membro del ministero della Pubblica Istruzione, ma il vero direttore locale è il signor Yamaguci Eizo, già professore d'università".

24）「歴代史料館員一覧」（国文学研究資料館史料館編『史料館の歩み四十年』国文学研究資料館史料館、1991年）、105頁。大友一雄・筒井弥生「文部省史料館における公文書館的機能拡充構想関係文書」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第9号、2013年）、157頁。

25）松本四郎「史料館と三井文庫」（『史料館の歩み四十年』国文学研究資料館史料館編、国文学研究資料館史料館、1991年）、66頁。当時、山口氏が古文書読解において、周囲に頼られたことも記載されている。また、M. DOC 14では、マレガが山口氏の古文書解説を得たことが見て取れる。

26）中井信彦「研究員 山口栄蔵氏を悼む」（『三井文庫論叢』通号9、1975年）、6頁。

27）M. DOC 62,『東京都區分詳細圖⑤文京區』日地出版株式會社、昭和36年4月。

28）M. DOC 46, c.1: "Ora, questo signor Yamaguci abitava nelle vicinanze del terreno che olim era stato adibito per confinare i cristiani più influenti. Ciò fu dal 1935, fino al 1940, ossia nel tempo in cui suo figlio frequentava le scuole elementari dipendenti dalla scuola normale Shihangakko, che era pure vicina al terreno dell'ex Kristan Yashiki".

29）M. DOC 51, c.1: "La Mitsui Map del Mombusho Shiryokan a Shinagawa. 180 cm per 140 cm. carta giapponese Tori-no-ko".

30）大塚陽子「史料をみる人、みせる人」（『三井文庫史料 私の一点』〈『三井文庫論叢』第50号別冊〉、2017年）、44–45頁。同書は、『三井文庫論叢』の50号到達と史料公開半世紀を記念し

たものである。なお、同書の執筆者の一人でもある国文研の渡辺浩一氏に同書をご教示いただいた。この場を借りて、感謝申し上げる。

31）閲覧した資料は次の通りである。国文学研究資料館所蔵「史料館文書」A1-13, 215, 343, 360, 361, 362, 545, 547, 548, 562, 601, A2-1, 2。

32）M. DOC 57, c.1: “The first map of the Kristan Yashiki that appeared on books, magazine, and Dictionaries, was drawn by a hatamoto during the Tokugawa era. His name is Mamiya Shogoro, He had a big yashiki on the compounds of the abolished prisons for the Christians. His name is printed on the maps of the Ka-ei era 1848-1854. There is a good and clear exemplar in the Kiri-e-zu of the 7th year of Ka-ei, the Koishikawa-ezu Map”.
マレガの草稿全体に見られることだが、脚註が無く、記載があったとしても文章内で簡易に括弧書きを付すのみで、引用元をたどるのが困難な場合が多い。

33）国文学研究資料館所蔵「史料館文書」A1-361「三井文庫寄託地図目録其二」C602。

34）戸松昌訓『東都小石川絵図』麹町（江戸）: 金鱗堂、安政4年（1857）。

35）註7ヴィータⒶ論文、159頁。

36）註7ヴィータⒶ論文、154–155頁、162頁。モンティーニの正確な役職名は「Prosegretario di Stato」で、枢機卿のみが「Segreteria di Stato」に就任する慣習となっている。

37）M. DOC 4, cc.1-2.

38）デウス堂は顕徳寺とも呼ばれ、マレガ滞在当時の地図上に寺の位置を書き記した手書きの原稿がM. DOC 378に見られる。

39）M. DOC 4, cc.3.

40）M. DOC 3. 同草稿右端のメモによれば、「ペン書き13枚、鉛筆書き3枚」とあるが、M. DOC 3内に実際見られる枚数は14枚である。

41）M. DOC 3, c.1: “Sono già 5 anni da che venne eletto sindaco di presta città”. 大分市長の上田保氏は、1947（昭和22）年に市長に就任した。

42）M. DOC 3, c.2.

43）M. DOC 77, c.1. この文書ではザビエル「渡来」ではなく、「追悼」400周年としている。マレガは、アルメイダに関する研究でルイス・フロイスの『日本史』等の著作を参照している。現代の大分にもアルメイダの名前を冠した「大分市医師会立アルメイダ病院」が開設されている。

44）M. DOC 3, c.3: “Con molta probabilità il principe Sorin fu il primo a chiedere la beatificazione del Saverio”

45）M. DOC 3, c.4.

46）M. DOC 80, c.1.

47）M. DOC 3, c.6.

48）M. DOC 3, c.6: “Dai documenti della regione di Saeki sappiamo che sol nel 1817 si estinse l’ultimo dei cristiani della regione”. 註16松井他前掲書、174頁にも所収。

49）M. DOC 3, c.7.

50）阪野祐介「宗教的式典と国家：ザビエル渡来400年祭を事例に」（『兵庫地理』第57号、2012年3月）30頁。

51）M. DOC 3, c.8.

52）M. DOC 3, c.9.

53）M. DOC 3, c.10.
54）M. DOC 3, c.10.
55）M. DOC 3, c.11.
56）M. DOC 3, c.12: “Capisco che il raccogliere duecento milioni di yen non è cosa facile. spero di ottenere anche l’approvazione del Santo Padre Pio XII”.
57）M. DOC 3, c.14.
58）中川郁二『ロマンを追って ―元大分市長上田保物語』（大分合同新聞社、2008年）10章8頁（デジタル版）。
59）実際に、イタリアやバチカンでは20世紀初頭に民間所在資料の保護への関心が高まり、1939（昭和14）年には国の機関である文書保護局が全国各地に設置され、保護活動を本格的に担うこととなった。拙稿「非国有アーカイブズと公的保護 ―イタリアにおける国家機関の創設―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第13号、2017年）、51–60頁を参照。
60）Lettera dell’Internunziatura Apostolica, N. 666, Tokyo, 14 agosto 1953.
61）Lettera della Segreteria di Stato di Sua Santità, N°. 306945, Dal Vaticano, li 18 dicembre 1953. 現在、バチカン図書館に所蔵されている文書の受入れにあたり、バチカン側でやり取りされた一連の手紙については、バチカン図書館東洋部門の責任者であるデリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ博士 il dott. Delio Vania Proverbioより情報提供を受けた。博士にこの場を借りて感謝を申し上げる。

本稿は、科学研究費基盤研究（A）「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」（研究課題番号：16H02723）および基盤研究（C）「20世紀の日本・イタリア・バチカンにおける民間所在資料や地方公文書の管理」（研究課題番号：17K03053）の成果である。

Ringrazio a tutti coloro che avete collaborato, indicando i vostri nomi in alfabeto accanto alle dediche scritte in giapponese.

第2部

豊後キリシタン・類族文書の研究

臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制

佐藤晃洋

はじめに

16世紀半ば、日本へキリスト教が伝来し、新たな宗教的環境が生まれた。豊後国（現在の大分県の大部分）では、天文20年（1551）に大友宗麟（1530～87）がフランシスコ・ザビエル（1506～52）を府内（大分市）に招き、自らもキリシタンとなった。イエズス会『1614年日本年報』[1]は、豊後国にはかつて「高田」（大分市）、「野津」（臼杵市）、「志賀」（竹田市）に拠点があったことを記しており、布教開始から五十年余の間に、確実にキリスト教は豊後国に広がり組織化も進んでいたといえる。しかし、この日本年報の2年前、慶長17年（1612）に江戸幕府はキリシタン禁制を打ち出し、翌年には全国的禁教令を布告した。当時、豊後国は小藩分立の状態であり、『1614年日本年報』に記されていた「高田」は臼杵藩をはじめ諸領入り交じりの地、「野津」は臼杵藩領、「志賀」は岡藩領であった。各藩は、幕府の政策に沿ってキリシタン禁制を次第に厳格化していった。

本稿では、臼杵藩宗門方役所文書群が大半を占めるマレガ収集の豊後キリシタン文書群（以下、マレガ資料）の分析を通じて確認できた臼杵藩におけるキリシタン禁制政策について、マレガの研究やその後の村井早苗氏や豊田寛三氏の研究など[2]を念頭に、その推移とともに特色を具体的に明らかに

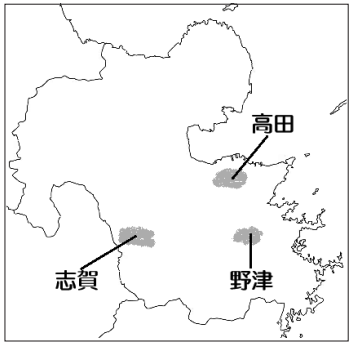


図1　豊後国のイエズス会の拠点

したい。ポイントの第一点は、禁教初期における対策として、個人の改宗から「いえ」（家族をはじめ名子・下人等を含む家内、以下同）を単位とする統制となり、そして村などの行政単位による統制となっていった、統制単位や枠組みの変化である。ポイントの第二点は、キリシタン禁制政策としての宗門改が、類族管理を目的としたものから、民衆全体の統制をめざすものとなる政策の目的の変容である。

1．キリシタン禁制政策の開始

(1) 個人から「いえ」へ

江戸幕府による慶長18年（1613）の全国的禁教令に沿って、臼杵藩は慶長19年（1614）からキリシタン対策に本格的に取り組みはじめた。臼杵藩がとった、領内にキリシタンが存在しない状態をつくる政策の推移について、マレガ資料により詳細にみていくことにする。

臼杵藩のキリシタン禁制政策は、当初、キリシタン一人一人が改宗することをめざして実施されている。マレガ資料に含まれる正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事[3)]」のうち、キリシタンが改宗した年が記されている48通から改宗した者87人を見ると、30年以上前1人、慶長16

表1　村ごとのキリシタンが改宗した人数

村組等		香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	香野村	
村		柴尾村	赤迫村	池原村	日当村	寺小路村	小切畑村	中山村	筒井村	
30年以上前										
慶長16	1611	1								
慶長18	1613		1							
慶長19	1614	2	2	1						
元和 8	1622	4			22	22	1	1	1	
寛永 8	1631									
寛永10	1633		2			4	1			
寛永11	1634					3				
計		7	5	1	22	29	2	1	1	

年1人、慶長18年1人、慶長19年10人、元和8年（1622）51人、寛永8年（1631）4人、寛永10年16人、寛永11年3人となっている。また、「ころひきりしたん（転びキリシタン）宗門重而御改ニ付御請状之事」に改宗がどのように進められたかが記されている。表1に含まれていないが、慶長19年に改宗し、戸次市村（大分市）妙正寺の旦那となった宮河内村（大分市）の助左衛門の場合、寛永11年の宗門改にさいして、奉行の前でキリスト像などを描いたものを踏んでキリシタンでないことを証明している[4]。この事例から、絵踏が寛永11年に少なくとも改宗した者を対象として実施されたことがわかる。

現存している「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」においては、寛永12年（1635）以降に改宗した者は記されていない。このことから、臼杵藩

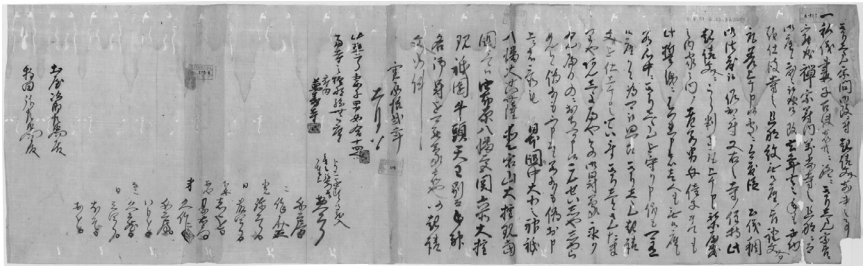


写真1　きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事（A2.4.10.1.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

（人）

	香野村	東神野村	東神野村	東神野村		中臼杵	中臼杵		大田善兵衛組	計
	広原村	河原内村	宮本村	吹越村	家野村	井野上村	吉小野村	畳屋町		
							1			1
										1
										1
		1				1		2	1	10
										51
			3	1						4
	4				4			1		16
										3
	4	1	3	1	4	1	1	3	1	87

においては、寛永12年には表面上キリシタンがいない状況となっていたと考えられる。

寛永12年、臼杵藩は、起請文（「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」）を作成させている（写真1）。起請文には「今度従　公儀稠御法度被　仰出ニ付」と、幕府がキリシタン宗門の禁止を厳しく申し渡したことに起因していると記されている。たとえば、同年11月8日付で横尾村（大分市）の惣二郎の「いえ」について作成された文書[5]をみると、惣二郎の「いえ」の合計14名は「終ニきりしたん宗旨ニ不罷成」、府内（大分市）万寿寺の旦那であることを記し、各自の確認として血判に加え、惣二郎は自署、花押1人、押印1人、他は略印として「〇」印を付し、万寿寺が署名捺印し内容を証明している。この文書には、昨年・一昨年もキリシタンではないとの証文を提出し、檀那寺の証明も付していたことが記されている。寛永10年から宗門改に際して証文を作成し、檀那寺の証明も付すようになったということである。キリシタン禁制政策において、人々は必ず寺院に所属することになり、所属した寺院を檀那寺、寺院に所属した者を旦那や檀家などと呼んだ。マレガ資料をみても、檀那寺や旦那という表記が散見され、キリシタン禁制政策における寺院の重要性がうかがえる。

各「いえ」が作成した「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」は、村組を統括する大庄屋[6]が集め、村組の人数や起請文数をまとめて「きりしたん宗門御改之御帳」を作成して、藩宗門方に提出している。たとえば、寛永12年11月20日付の井野村組（臼杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」[7]をみると、内題は「きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳」となっており、男女合計583人、起請文数69通となっている。この起請文数は、記載されている「いえ」数と一致している。

また、柴尾村組（臼杵市）の「きりしたん宗門御改之御帳」[8]をみると、次のように記されている。

きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳
柴尾平左衛門組家内人数
御高百六拾四石壱升弐合八勺　　御蔵納　給所
一、平左衛門　　家内　　拾六人　　内男七人

女九人
一、助右衛門　家内　四人　内男弐人
女弐人
一、次郎介　家内　九人　内男五人
女四人
一、三ノ助　家内　六人　内男四人
女弐人
一、少五郎　家内　三人　内男壱人
女弐人

（中略）

男合弐百六拾九人　内五人ハ前きりしたん
女合弐百五拾七人　内五人前きりしたん
男女合五百弐拾六人
起請文数合七拾二

右之外、私触内ニ壱人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隠置申通、以来被聞召出候ハヽ、□（庄）屋曲事ニ可被仰付□（候）

寛永拾弐年
十一月廿日　柴尾村［　］（下部欠損）
伊藤兵太夫殿
上川清兵衛殿

男女合計526人、起請文数（「いえ」数）72通となっている。また、井野村組

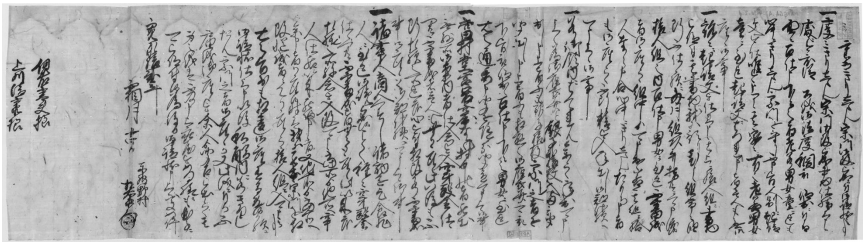


写真2　重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事（A2.4.10.2.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

の「きりしたん宗門御改之御帳」には記載されていない「男合弐百六拾九人、内五人ハ前きりしたん、女合弐百五拾七人、内五人前きりしたん」という村組内の「前きりしたん（転びキリシタン）」の人数が集計されている。井野村組には、「前きりしたん（転びキリシタン）」がいなかったということであろうか。

なお、臼杵藩は、起請文や「きりしたん宗門御改之御帳」を提出するさいに、各村組の庄屋には別に請状（「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」）を提出させている。たとえば、寛永12年12月14日付の東神野村（臼杵市）の「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」[9]を見ると、起請文の内容に間違いが無いこと、「拾人組」で相互監視することなどが記されている（写真2）。

臼杵藩は、寛永12年に、幕府が宗門改を命じたことに基づき、「いえ」ごとに起請文を作成させるとともに檀那寺にも証明させ、村組ごとに集約し、庄屋に責任をもって管理させるように請状も提出させたのである。藩宗門方では、「いえ」ごとの「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」と村組ごとの「きりしたん宗門御改之御帳」を臼杵藩のキリシタン対策の基礎資料として保存し活用したと考えられる。

このように、臼杵藩では、領内にキリシタンが存在しない状態をつくるために、当初はキリシタン一人一人に改宗をさせるというキリシタン個人を対象とした政策を行い、さらに「いえ」を単位としてキリシタンがいない状態の維持を徹底させる政策に転換していったのである。

(2) 監視対象の拡大

島原・天草一揆（1637～38）後、幕府によるキリシタン禁制政策はさらに強化され、臼杵藩もさまざまな側面から政策を強化していった。

正保3年（1646）には、監視対象の拡大を図った。慶長19年（1614）にキリシタン禁制政策がとられる前に改宗した者は、それまでの宗門改では対象となっていなかったが、正保3年には絵踏を行っている。マレガ資料に含まれる正保3年の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」のなかには、慶長16年に改宗した1人と慶長18年に改宗した1人が記されている[10]。この2人は、正保3年、奉行の前で絵踏を行いキリシタンでないことを証明しているが、こ

れ以降、改宗した者として監視されることになった。

また、改宗した者が改宗する前に生まれた子どもは、当人が覚えていなくても幼少時に洗礼（幼児洗礼）を受けている可能性があるとして、監視の対象とされた。正保3年、幼児洗礼を受けた可能性のある者は、絵踏によりキリシタンでないことを証明している。「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の中には、9人が記されている[11]。

(3) 地縁の寸断

臼杵藩ではこの頃から改宗した者を「転びキリシタン」と呼ぶようになり、改宗した者を対象として「ころびきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」を作成・提出させた。ねらいは、キリシタンではないことを確認するとともに、「いえ」の人名等を書き出させることにあった。

このような改宗した者を対象とした禁制政策と並行して、臼杵藩は、それまでの「拾人組」を「五人組」として再編成し、組ごとに「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」を作成・提出させている。

マレガ資料に含まれる正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事[12]」をみると、五人組100組のうち、改宗した者がいる「いえ」が1軒含まれているのが42組、2軒含まれているのが5組、3軒含まれているのが1組となっている。「いえ」数では507軒のうち、改宗した者がいる「いえ」は55軒、人数では1828人のうち、改宗した者は87人である。この87人を正保年間の「豊後一国之絵図[13]」の村名を参考に絵図に重ねると、図2のごとくである。図中に数字で示した改宗した人数を見ると地域に偏りがあり、当然ではあるがイ

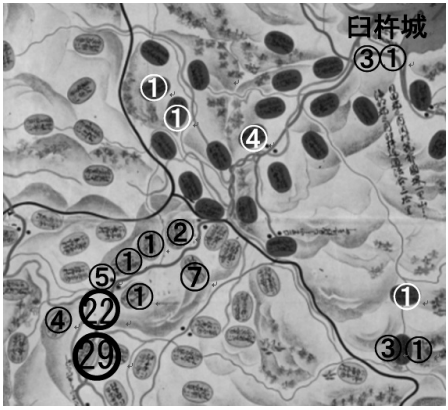


図2 「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」に記された改宗者の分布

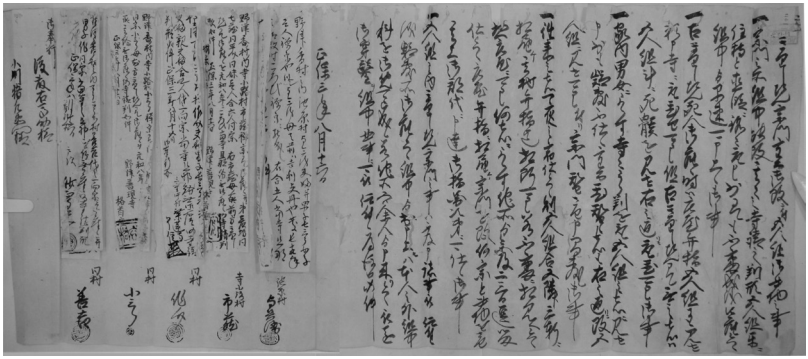


写真3　きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事（A2.3.3.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

エズス会の拠点があった図の左下あたりの野津地域（臼杵市）に改宗した者が多い[14]。

正保3年8月16日付の池原村1軒と寺小路村4軒（ともに臼杵市）で編成された五人組による「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」[15]（写真3）を見ると、キリシタン禁制に関して守るべき5項目が記され、5軒の当主が署名捺印している。そして「いえ」ごとに旦那であると檀那寺が証明した書類を貼り付けている。「いえ」に檀那寺が異なる者がいる場合は、それぞれの檀那寺から証明をもらい、重ねて貼り付けてある。たとえば、5軒目の寺小路村善吉の「いえ」の場合、2人が戸次（大分市）妙正寺の旦那、4人が野津（臼杵市）普現寺の旦那であるという各々の寺の証明が重ねて貼られている。この文書1枚で5軒の「いえ」合計30人の証明となっている。

この五人組のなかには、慶長19年（1614）と元和8年（1622）に転んだ者が1人ずつ含まれている。檀那寺の証明書には、転びキリシタンの人名、転んだ年号とともに、現在は当寺の旦那であると明記されている。藩宗門方が領内すべての五人組分を所持していれば、転びキリシタンの管理だけでなく、領民すべてを把握することができたであろう。

また、藩は同時期に転びキリシタンを対象とした「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」を提出させている。正保3年8月5日付「ころひきりし

たん宗門重而御改ニ付御請状之事[16]」を見ると、かつてキリシタンであった宮河内村（大分市）の助左衛門が転び、「いえ」全員がキリシタンではないことを記し、檀那寺が証明している。この文書においては、「いえ」それぞれの名前の上方に檀那寺の署名捺印がある。宮河内村の助左衛門の「いえ」では、一人だけ檀那寺が異なっているが、それぞれの檀那寺に持参し署名捺印してもらっている。藩宗門方は、この文書の端裏に「宮川内村ころひ書物　助左衛門」と記し保管していた。このような取り扱いから、提出された文書は転びキリシタンの基礎資料的な意味をもったと考えられる。

前述のように、改宗した者がいる「いえ」が五人組のなかに散らばっている状況をみると、改宗した者を固まらせないことを五人組編成に際して留意したことがうかがえる。また、常に監視するという意味では同一村内の隣近所で五人組を編成した方が効果的と考えられるが、1か村内で編成されていた五人組はわずかに3組であった。2か村で編成されていた五人組が一番多く、74組であった。五人組の編成村が3か村は13組、4か村は7組、5か村は3組であった。臼杵藩は、改宗した者を散らばらせるというだけではなく、各村の地縁的な繋がりを断ち切って五人組を編成することにより、親しい者同士で隠したりかばったりすることが起きないようにし、相互監視の体制を整えていったといえる[17]。

正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」と「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」は、臼杵藩がキリシタン禁制政策を再編・整備し、強化しようとしたあらわれといえ、五人組制度や寺請制度を考える上でも画期をなすと考えられる。

(4)「宗門改帳」の作成

臼杵藩では、正保3年（1646）9月以降、「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」の提出完了の報告およびキリシタン禁制に関する5項目等の遵守について記し、五人組ごとに「いえ」の筆頭者に署名・捺印させた「貴理志旦御改五人組之御帳」を村組ごとに作成させている。臼杵藩は「貴理志旦御改五人組之御帳」により、どの五人組のどの「いえ」に改宗した者がいるかを把握したといえる。



写真4　森村組貴理志旦御改五人組之御帳（A1.3.10.1）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

正保3年の「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」[18]（写真4）を見ると、森村・葛木村・猪野村（いずれも大分市）の五人組23組が取りまとめられている。「いえ」の筆頭者名の上方に檀那寺名、村名が記され、筆頭者の署名・捺印があり、各頁に五人組2組分が記されている。

この後、臼杵藩においては、「いえ」全員の名前や檀那寺の証明が記された「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」と、村組ごとに「いえ」の筆頭者を書き連ねた「貴理志旦御改五人組之御帳」との内容をまとめた「宗門改帳」を、宗門改のさいに作成するようになっていく。改宗した者に焦点をあてるのではなく、領民全員の名前や檀那寺を記した「宗門改帳」により領民一人一人を把握できるようにしたといえる。そして、臼杵藩は、延宝元年（1673）に、「宗門改帳」を幕府に提出している[19]。

2. キリシタン禁制政策の確立とその後

(1)“豊後崩れ”と類族制度の完成

万治3年（1660）5月、熊本藩領高田手永（大分市）において潜伏キリシタンが捕縛された。これをきっかけとして、臼杵・岡・府内等の藩領や幕府領において潜伏キリシタンが多数捕縛されている。潜伏キリシタンの捕縛は天和2年（1682）頃まで続き、これらを総称して“豊後崩れ”と呼んでいる。

このようななかで、臼杵藩では、寛文5年（1665）に宗門奉行を設置して3

名を任命し、延宝5年（1677）以降、長崎奉行所から踏絵1枚を借用して絵踏を実施している[20]。長崎へは宗門奉行が借用に出かけている。当初は町人・百姓らを対象として、1年目に絵踏による宗門改、2年目に「宗門改帳」の作成という隔年での実施であった。延宝7年（1679）からは藩士の「いえ」も対象に加え、貞享2年（1685）からは宗門改に領内人口の把握という目的も加味している。そして、元禄元年（1688）からは、それまで絵踏をしていなかった僧侶も対象に加えるとともに、絵踏の実施を毎年としている。絵踏の対象を増加させたため、長崎奉行所から借用する踏絵も2枚となっている。

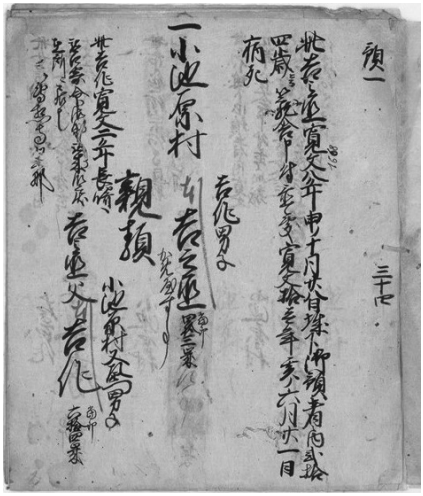


写真5　切死丹本人幷類族御帳（A1.14.6.2）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

また、貞享4年（1687）7月16日、臼杵藩では幕府が発布した「（キリシタン禁制）覚」について、藩重役を城に集めて申し渡している[21]。「覚」では、改宗した者を「転びキリシタン本人」、改宗する前に生まれた子どもを「本人同然」と呼び監視対象としていたが、今後これらの人々に加えて、改宗した後に生まれた子どもをはじめとする親族を「類族」として監視対象とすることが定められている。臼杵藩では、幕府の「覚」に沿って、「転びキリシタン本人」や「本人同然」ごとに「類族」を書き上げた「切死丹本人幷類族御帳」（写真5）を作成し、類族管理の基礎台帳としている。たとえば、小池原村（大分市）の吉之丞の場合[22]をみると、吉之丞は「本」と朱書され、親類として30人が書き上げられている。

「類族」の監視は、「転びキリシタン本人」や「本人同然」が死亡しても続けられている。出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動は届け出ることとされた。各村や村組では、「切死丹本人幷類族御帳」等を基にして「類族名寄帳」を作成し、常に変動を記録していた。たとえば、丹生原村組（大分市）

の宝暦6年（1756）「類族名寄帳」[23]では、丹生原村組の原村（大分市）に197人の「類族」が記載されている。

「類族」については、特に、「行方知れず」が大きな問題として重要視されていた。家老らの協議の場である「御会所」において議題とされた事項が記された「御会所日記」をみると、「転びキリシタン本人」や「本人同然」が死亡してしまって以降は、キリシタン関係の事項は、「類族」の行方不明に関するものが中心となっている。たとえば、宝暦6年の丹生原村組の原村（大分市）に関する事項を、「宝暦六年　御会所日記全」[24]から探すと、「類族」の袈裟次郎の行方不明に関する内容だけである。

袈裟次郎の行方不明は、2月4日に庄屋から宗門奉行に報告された[25]。

覚

掛町左太郎子
丹生原村権之丞家内

一、本人同然里村太右衛門妻孫　袈裟次郎　当子二拾六歳
他領類族ニ出不申候　真宗光国寺旦那

右之袈裟次郎、子ノ二月朔日朝六つ時分ゟ不図立出相見不申候ニ付、近辺旁々相尋申候得共、行方相知レ不申候、尤立出候様子親類幷近所之者共吟味仕候処ニ、着侭ニ而立出何そ子細も無御座候由、此段御内証御注進申上候、以上

丹生原村庄屋　又左衛門

宝暦六子年二月四日
宇野仁右衛門様
河村儀大夫様
加納小兵衛様

この後の経過が、2月末日に、次のように記載されている[26]。

一、先達而申上候丹生原村類族袈裟次郎行方相尋候処、唯今日向表江罷在候也、親共帰参之儀、相願申候、彼表江申遣候得共、三十日之余も懸り、日数相延申候、如何可仕哉之旨、庄屋申聞ニ付、類族之儀ニ候得は、日数懸り候迚も連帰候様、可仕旨、庄屋江申付候由、宇野仁左衛門御月番

江相達也

袈裟次郎は、日向（宮崎県）で見つかり、連れ戻そうとしているというのである。3月14日に連れ戻し、庄屋から宗門奉行・郡奉行に報告されると、3月18日、袈裟次郎に絵踏をさせている[27]。

右、三月十八日、踏絵御改被仰付、御旅之者ニ付、日帰り召連罷出申候

このように、「類族」の行方不明に関する内容が「御会所日記」に記載されている。なお、庄屋の報告内容は、庄屋が作成した各種文書のなかに写しとして確認することができる。

(2) 絵踏の年中行事化

元禄元年（1688）からは僧侶も含めた全領民対象に絵踏を毎年行うようになっていくと、臼杵藩における宗門改は毎年ほぼ同様の流れで実施されるようになった。

丹生原村組（大分市）の「宝暦五年　御触状写」[28]を見ると、宝暦5年（1755）の宗門改に関して次のように申し渡されている。

毎春之通宗門御改踏絵被仰付候間、家内帳生死出入来ル廿三日限相極御帳認置可申候、此段日限は追て可申触候事

一、他所江参もの来ル廿三日ゟ其所之御改済候迄、毎之通差留可申候事

一、組中有之寺社・山伏・浪人、右之段可申聞候、家内付は改之前日毎之差出可申候事

一、組中他領行帳、病人帳毎々通り認可申候、諸々前々ゟ被仰付候通ニて候間、弥々入念可被申候事

一、男女盲目之もの病人同前其村々ニて相改可申付候間、病人帳ニ書入可申候事

文中の「家内帳」は絵踏による宗門改の際の台帳となるものであり、前年分を参考に出生・死亡および婚姻や転居等による出入を踏まえて修正して、「いえ」ごとにすべての人名、続柄、年齢、檀那寺を記載し、村ごとに集約することになっている。類族の註記もなされている。また、村組内の寺社・山伏・浪人も記載することになっていた。

「家内帳」に関連して作成された文書に「他領行帳」と「病人帳」がある。宗門改の当日、大庄屋宅等の絵踏会場に行くことができない者を集約したものである。奉公・遊学等で他地域にいる者はそれぞれの場所で絵踏をすることになっていることから、その確認のために「他領行帳」が作成されている。また、病気等で自村から動けない者を「病人帳」に集約し、各村を訪問して絵踏を実施するために作成されている。目の見えない者も各村で絵踏を実施していたので、「病人帳」に記載されている。作成したこれらの文書は、大庄屋のもとに村組分が集められ、宗門改に際して宗門奉行に提出されている。

また、村組では、村組内の「生死出入」を発生した日ごとに記していき、月締めで村組内の人数の増減を集計し、藩の宗門奉行・郡奉行宛に提出していた。類族に限らず、村組のすべての人々の変動を記し、報告しているのである。村組にはその写しである「生死出入月払帳」が残されている場合がある。たとえば、丹生原村組（大分市）に関して、「宝暦十一年　生死出入御月払写帳」[29]の正月分は、次のように記されている。

巳正月中払

覚

一、丹生原村惣右衛門ニ正月十日ニ男子生申候、但し名は伊八と申候、代々真宗専想寺旦那

……

一、丹生原村惣右衛門弟源三郎三拾八歳真宗専想寺旦那、此者正月三日ニ同村銀左衛門後家婿養子ニ引越申候

……

一、同村（註・丹生原村）又六孫もん三歳ニ而、正月十六日ニ病死仕候、則真宗専想寺御取置

……

出生男三人

合拾三人内　出入之者四人　内男壱人

女三人

死人六人　　内男三人

女三人

右之外、生死出入之者壱人も無御座候、以上

宝暦十一巳年正月晦日　　丹生原村庄屋

又左衛門

宗門御奉行御三人様　　御壱通差上申候

御郡御奉行御三人様　　右同断副書差上申候

このように、まず出生した者として惣右衛門の子・伊八以下3人が記され、続いて養子等により変動があった者として源三郎以下4人、最後に死亡した者として6人が記されている。この文書は、庄屋から宗門奉行と郡奉行それぞれに提出されている。藩宗門方は各村組からの月ごとの報告により人の変動を掌握し、各村組ではその写しを「生死出入月払帳」として残し、「家内帳」を作成する際の資料としていた。

時代は下がるが、文化14年（1817）に実施された宗門改についてみてみよう[30]。臼杵藩では、長崎奉行所から踏絵2枚を借用するために出張する者を、前年の12月に宗門下役の麻生金兵衛と決定した。金兵衛は1月2日に長崎奉行への書状を預かり、3日に随行5人・馬1疋を従えて長崎に向け出発した。11日に長崎に到着した金兵衛は長崎奉行所において踏絵2枚を受け取り、21日に臼杵に帰着している。藩では、23日から城下町に住む町人たち、28日から家臣団、2月3日から領内を2分割して廻村し、絵踏による宗門改を実施している。廻村の終了は21日であった。踏絵2枚の返却は、2月1日に決定していた宗門下役の和田三郎左衛門が、23日に随行5人・馬1疋を従えて長崎に出発している。三郎左衛門は3月2日に踏絵2枚を長崎奉行所に無事返却し、12日に臼杵に帰着している。このように、臼杵藩は、絵踏による宗門改に毎年4か月近くの時間をかけていたのである。

一方、領民はどのように宗門改を受けていたのであろうか。丹生原村組（大分市）を例にみてみよう[31]。まず、宗門改の台帳となる「家内帳」を作成している。正月16日に各村の村役人が各「いえ」に前年以降の出生・死亡・婚姻等の変動について修正することを指示し、約半月かけて村保存用の「家内帳」を作成している。完成したものを村役人が3回の読み合わせで確認した後に「い

え」ごとに捺印し、2月3日からこれを基にして藩へ提出する「家内帳」の作成に取りかかっている。15日までに、藩提出用の「家内帳」を完成させるとともに、「他領行帳」と「病人帳」も作成している。

1か月をかけて宗門改に必要な文書を作成しているが、作成途中に出生や死亡、病気等の追加事項が発生した場合には、そのつど書き直すことはできないので、追加事項1件ごとに文書を作成して宗門奉行に提出することになっていた。また、宗門改当日の急病人も文書を提出していた。2月18日、丹生原村組に関する絵踏が大庄屋宅で実施され、病人等は各村で行われた。

このような準備の状況や月々の生死出入等の報告状況等をみると、村組をあげて、「類族」であるかどうかに関係なく村組全員の変動を確認し、宗門改が問題なく終了するように慎重に取り組んでいる様子がうかがえる。また、作成した文書をみると、月々の生死出入等の報告なども含め宗門改を毎年実施することにより、藩がすべての領民の動向を把握できるようになっていたことがわかる。

(3) キリシタン禁制に対する意識の変化

臼杵藩は、延宝5年（1677）以降、長崎奉行所から踏絵を借用する際には宗門奉行が出張することにしていた。それから130年以上が経過した文化7年(1810)、長崎奉行所に踏絵を借用しに行くのは宗門下役の役割に変更されている[32]。宗門奉行が出張すれば随行も多く費用が多額となるが、宗門下役の出張で随行の人数も少なくなれば費用を節約することができるという藩財政改革の一環であった。財政窮乏に対する苦肉の策といえるが、踏絵借用を宗門下役に任せるという判断は、踏絵借用に対する藩の意識変化のあらわれといえるし、年中行事として形式化していたといえるであろう。

文化14年（1817）正月18日、臼杵藩の家老等の協議の場である御会所において、次のような申渡しが行われている[33]。

一、在中宗門御改之節、宗門奉行始御役人取賄之儀致手軽候様、毎々申聞候得共、兎角ニ別近年之儀は相弛之趣に相聞、去秋作毛不宜一統難渋之事ニ候得者、尚更是迄毎度申聞候通、規度相心得、手軽ニ取計候様可申

付候、御郡奉行被申聞也

宗門改のための宗門奉行一行の廻村が、過度に領民の負担となっている状況があるので、負担軽減を図るようにというのである。

宗門改に関する支出について、丹生原村組（大分市）の状況をみると、次のように記されている[34]。

覚

一、銭五拾五匁　　筆紙墨代
　　印肉拵代共ニ
一、同八匁五分五厘　　米代
一、同弐拾弐匁五分　　酒代
一、同拾六匁三分　　肴代
一、同拾七匁六分六厘　　諸道具買物
一、同五匁　　病人入用
一、同弐拾四匁三分弐厘　　帳面取調る入用
一、同六拾五匁七分　　諸品買物
　〆弐百拾五匁三厘
　人高千三百八拾人
　　但し、壱人ニ付壱分六厘

「家内帳」を作成するための筆・紙・墨代や印肉作成費用等の他に、米代・酒代・肴代等も計上されている。これらの費用は、村組で人数割りして徴収していた。臼杵藩御会所において申し渡された負担軽減とは、この米代・酒代・肴代等の賄い費用のことであろう。

前述した「家内帳」等の作成に時間をかけて正確な内容を記載している領民の姿からは、「家内帳」等の正確さを求めている藩の姿勢を垣間みることができた。その一方で、藩における絵踏に対する重要性の意識の希薄化ともいえそうな状況がみえてきた。これらのことは、キリシタン禁制政策としての宗門改が、民衆統制のための年中行事的なものとなり、重点が「家内帳」等による民衆把握に置かれるようになっている実態を示している。

臼杵藩における宗門改は、安政5年（1858）まで絵踏を伴うものであったが、

その後は戸籍調査的なものとして明治4年（1871）まで実施されている。

むすびにかえて

以上、臼杵藩におけるキリシタン禁制政策について検討してきた。ここで、本稿の概要とマレガ資料のもつ可能性についてまとめておきたい。

臼杵藩のキリシタン禁制政策は、慶長19年（1614）以降、キリシタン一人一人に対して檀那寺を決めさせたり絵踏を行ったりして改宗させていった。その結果、元和8年（1622）を中心に多くのキリシタンが改宗している。そして、表面上キリシタンがいない状況になった寛永12年（1635）、檀那寺による旦那であるという証明が書き込まれた「いえ」ごとの起請文を作成させ、改宗した者を「いえ」単位で把握し、再びキリシタンとなることがないように監視する体制を作っている。

島原・天草一揆後、正保3年（1646）、臼杵藩では、慶長19年（1614）以前に改宗した者や改宗した者が改宗する前に生まれた子どもにも絵踏を行わせ、監視の対象者として政策の強化を図った。あわせて、五人組制度を整え、正保3年、五人組に「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」を作成させ、藩宗門方に提出させた。改宗した者を散らばらせ各村の地縁的な繋がりを断ち切って五人組を編成することにより、知っている者同士で隠したりかばったりすることが起きないようにし、監視体制のさらなる強化を図った。

延宝5年（1677）以降は藩の宗門奉行が絵踏の際に長崎奉行所から踏絵を借用するようになり、元禄元年（1688）からは全領民を対象として毎年絵踏を実施するようになった。

絵踏を伴う宗門改に際して「宗門改帳」も作成しており、貞享4年（1687）には「類族」も監視対象とされ、臼杵藩のキリシタン禁制政策は確立した。

臼杵藩における宗門改は明治4年（1871）まで継続されている。しかし、19世紀になると、藩は「家内帳」をはじめとする宗門改に関する文書は時間をかけて正確に作成させる一方で、長崎奉行所への踏絵借用は宗門奉行から宗門下役の役割に変更され、絵踏に際して酒・肴等が準備されるなど絵踏に対する重

要性の意識が希薄化している状況がみえるようになった。宗門改が民衆統制のための年中行事的なものとなり、「家内帳」等による民衆把握に重点が置かれるようになっていった。

臼杵藩におけるキリシタン禁制政策に関する史料は、一部の村等に残る控えや写し等と藩御会所で議題とされた記録以外には、あまり残っていない。村などから提出され藩宗門方が保管していた文書が、マレガ資料に多数含まれていることから、地元に残る古文書や遺跡・遺物などとともに研究することで、その地域に限らず近世の日本におけるキリシタン禁制政策やそこでの人々の生活の状況、多種多様な宗教生活のありよう等、さらに具体化できるものと考えられる。

註

1）Lettera annva del Giappone del M. DC. XIV. al molto Reuerendo Padre Mvtio Vitelleschi, Generale della Compagnia di Giesv. 1614（注記：『1614年日本年報』初版）大分県立図書館所蔵。

2）本稿は、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）、同『キリシタン禁制と民衆の宗教』（山川出版社、2002年）、豊田寛三「キリスト教の禁圧」（『大分市史 中』大分市、1987年）等の研究に負うところが大きい。

3）マレガ資料A2.3.3.1～A2.3.3.2.1、A5.4.2.1.1～A5.4.2.7.1.7「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」100通。

4）マレガ資料A2.3.1.1「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」、マレガは、この絵踏を「臼杵藩に於ける最も古い記録」としている（『豊後切支丹史料』サレジオ会、1942年）。

5）マレガ資料A2.4.10.1.1「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」。

6）臼杵藩においては、各村組に総括責任者として原則一人の「庄屋」、各村には「弁指」が置かれた。天保5年（1834）以後は、庄屋を「大庄屋」、弁指を「（小）庄屋」と称するようになった。本稿では、村組を統括する者の呼称として「大庄屋」を使用する。

7）マレガ資料A2.3.13.1「きりしたん宗門御改之御帳」。

8）マレガ資料A2.4.2.1.1.12「きりしたん宗門御改之御帳」。

9）マレガ資料A2.4.10.2.1「重而きりしたん宗門御改被成ニ付御請状之事」。

10）マレガ資料A5.4.2.5.1.8、A5.4.2.5.2.10「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」2通。

11）マレガ資料A5.4.2.4.4、A5.4.2.5.1.3、A5.4.2.5.1.7、A5.4.2.5.2.3、A5.4.2.5.2.6、A5.4.2.5.3.7、A5.4.2.5.4.5「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」7通。

12）マレガ資料A2.3.3.1～A2.3.3.2.1、A5.4.2.1.1～A5.4.2.7.1.7「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」100通。

13）「豊後一国之絵図」臼杵市蔵。

14）野津にある村の1か村全体の状況がわかる寛文6年（1666）の「川登組清水原村人数之御帳」（マレガ資料A1.3.1.3.1）を見ると、「いえ」数30軒、188人（男103人、女85人）のうち、改宗

した者は19人（男11人、女8人）と記されている。清水原村住民の1割が改宗した（かつてキリシタンであった）者ということになる。

15）マレガ資料A2.3.3.1「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」。

16）マレガ資料A2.3.1.1「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」。

17）正保3年（1646）「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」（マレガ資料A1.3.10.1）では、森村組の森村・猪野村・葛木村3か村で23組の五人組が編成されているが、すべて2か村か3か村で構成されており、転びキリシタンがいる「いえ」14軒は1軒ずつ散らばって組み込まれている。しかし、同じ森村組の天保8年（1837）「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」（マレガ資料A1.3.12.1）では、47組の五人組が編成されているが、すべての五人組が同一村内で構成されている。この間に、五人組の当初の目的が達成されたとして、相互扶助や犯罪防止等も目的としつつ再編されたのであろうか。

18）マレガ資料A1.3.10.1「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」。

19）「稲葉家譜17」臼杵市蔵。

20）「稲葉家譜19」臼杵市蔵。

21）「貞享四年 御会所日記」臼杵市蔵。

22）マレガ資料A1.14.6.2「切死丹本人幷類族御帳」。

23）池見家文書「類族名寄帳」大分県立先哲史料館寄託。

24）「宝暦六年 御会所日記全」臼杵市蔵。

25）「宝暦六年 諸願留書」臼杵市蔵。

26）註24に同じ。

27）註25に同じ。

28）池見家文書「宝暦五年 御触状写」大分県立先哲史料館寄託。

29）池見家文書「宝暦十一年 生死出入御月払写帳」大分県立先哲史料館寄託。

30）「文化十四年 御会所日記」臼杵市蔵。

31）池見家文書「文化十四年 踏絵御改御用留書」大分県立先哲史料館寄託。

32）註30に同じ。

33）註30に同じ。

34）註31に同じ。

寛永12年の「南蛮誓詞」と臼杵藩のキリシタン禁制

大津祐司

はじめに

マレガ資料中に、臼杵藩宗門方が保管していた寛永12年（1635）作成の文書が三百数十点含まれている[1)]。これらは文書群のなかではもっとも古い。その大半は「南蛮誓詞」と呼ばれる起請文「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」で、単体、あるいは村や町ごとに複数通から数十通まで継がれた継紙の状態で収められていた。他には、起請文に基づいて作成された「きりしたん宗門御改之御帳」や「庄屋の請状」等が数点含まれる。寛永12年に作成された文書がこれほど遺されていることは、マレガ資料の大きな特色の一つである。

「南蛮誓詞」は、これまで岡田章雄や片岡弥吉らによって分析されてきている。本稿においては、両氏の分析を根底に置きながら、まず臼杵藩の「南蛮誓詞」の形式と内容を確認し、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」の関係について考察する。つぎに「南蛮誓詞」が作成された背景および「南蛮誓詞」作成当時の臼杵藩における寺院の動向・状況を確認する。そして「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」が後にどのように活用されたかについて言及したい。

1.「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」

「南蛮誓詞」は、キリスト教を信仰していないことを誓う起請文のことである。寺の証明をとり、日本の神々だけではなくキリスト教の神にも誓うので「南蛮誓詞」と呼ばれている。片岡弥吉によれば、その案文は寛永12年（1635）、京都所司代板倉重宗によって広く示され、肥後藩では、その前年の寛永11年10

月に長崎の荒木了伯（トマス）に頼んでいた案文が届いていたとする[2]。そして寛永12年に全国一斉に厳重なキリシタン詮索が行われて転びキリシタンから誓詞をとり、絵踏を行わせたという[3]。岡田章雄は、京都所司代板倉重宗によって発せられた布告について、法金剛院文書や鹿苑寺文書等によって分析し、また、マレガ神父が著した『豊後切支丹史料』から府内万寿寺の門徒が提出した起請文と庄屋の請状を引用して検討し、起請文は転宗者のみではなく、広く一般の領民に書き上げさせたと推測している[4]。

寛永12年の「南蛮誓詞」は、現在、京都・熊本・臼杵などの地域に遺されるものに限られる状況である[5]。臼杵藩の寛永12年の「南蛮誓詞」に注目するならば、その形式は2種類といえる。一つは他地域と異なる臼杵藩独自の形式のもの、もう一つは熊本藩（肥後藩）のものと同形式のものである。ここでは大半を占める形式を「臼杵形式」、熊本藩と同様のものを「熊本形式」と呼び、その内容を確認し、「きりしたん宗門御改之御帳」で起請文の提出者について確認したい。

(1)「熊本形式」の内容構成

マレガ資料のなかで「熊本形式」は、臼杵城下の畳屋町のみで採用されており、その記載内容はつぎのとおりである[6]。

史料1　きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事[7]

一、私儀家内上下七人内六人者一向宗、壱人法華宗ニて御座候、度々之御改ニ付、去年も書物仕、右之寺々之住持旦那無紛と之証文を取、差上申候処ニ、今度従
公儀御改稠敷被仰出ニ付而、又々右之寺々之住持裏判を取、差上申候、ケ様ニ申上候而も心中ニきりしたんを守り申儀も可有御座との儀ニ付、きりしたん之起請文を仕上申候、ていうすせすきりしとさんたまりやあんしよへやとの御罰を蒙り、永クゐんへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も不申上候、勿論如右申上きりしたんニ而無御座候、若相違於有之者、忝も
日本国中大小之神祇八幡大菩薩、愛宕山権現、当国ニ而ハ由原八幡、関

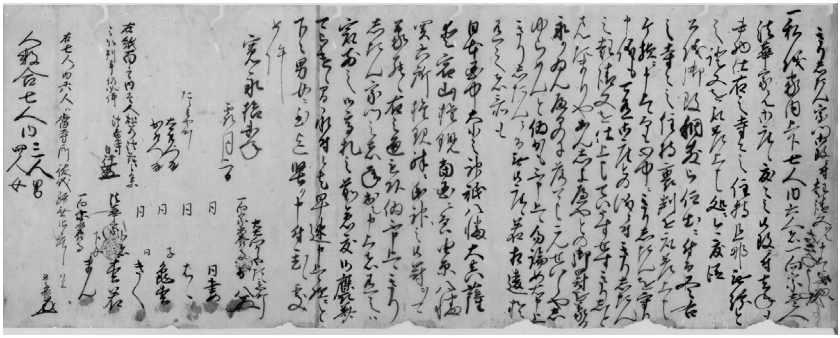


写真1　きりしたん宗門御改ニ付起請文ヲ以申上候書物之事（A6.2.7.5.1.〈5〉）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

六所権現、殊ニ氏神之御罰ヲ可蒙罷候、右之通毛頭偽不申上候、きりしたん宗門之者承出シ申上者有之ハ、最前之御高札之前、急度御褒美可被遣候間承付候、尤早速申上候様ニと下々男女ニ至迄堅ク申付置候処如件

寛永拾弐年
霜月二日

忠右衛門かしやたゝみや町
一向宗安養寺㊞　少八（花押）（血判）
同　同妻（血判）
同　はゝ（血判）
同　子　亀松（血判）
同　同　きく（血判）
法華宗　小者　松若（血判）
一向宗安養寺　下女　まん（血判）

たゝみや町
太左衛門殿
少左衛門殿

右紙面之内壱人松若法花ニ候条
被加判畢仍如件　法音寺
日行（花押）　法華宗㊞

右七人ノ内六人ハ当寺ノ門徒儀紛無御座候、以上

慶誓（花押）

人数合七人　内 三人男 四人女

「熊本形式」は宗派の記述から始まる。そして去年も書き物を作成して旦那寺の証文をとって提出したことを述べ、キリスト教を信仰していないことをキリスト教の神や信仰の対象と日本の神々に誓う。さらに、キリシタン宗門の者を訴えれば高札に記された褒美がもらえることも記している[8]。この少八の家内7人の起請文では、6人の旦那寺の安養寺と小者松若1人の旦那寺法音寺が証明を記している。そして寺院の証明後に起請文は町年寄に提出されたとみられる。

(2)「臼杵形式」の内容構成

つぎに、マレガ資料中の「南蛮誓詞」の大半を占める「臼杵形式」の記載内容を確認していく。

史料2　きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事[9]

一、私儀妻子共ニ終ニきりしたん宗門ニ不罷成候、真宗善法寺旦那ニ而御座候、度々御改被成候、去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申処ニ今度従　公儀御法度稠被仰出付、又右之寺之住持此起請文に裏判を取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女わらんへ迄も此起請ニはつれ申者壱人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も御座可有かと被入御念候間、きりしたん起請文を仕上申候、ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやとの御罰蒙、永クゐんへるのに落可申候、こんせいしや、しゆらめんと少茂偽不申上候、若少も偽於申上者忝も

日本国中大小神祇八幡大菩薩、愛宕山大権現、当国ニ而者由原八幡宮、関六所権現、祇薗牛頭天王、殊ニ氏神各御罰可罷蒙者也、仍起請文如件

寛永拾弐年

拾一月十日　　中ノ川村　　太兵衛㊞（血判）

女房（血判）

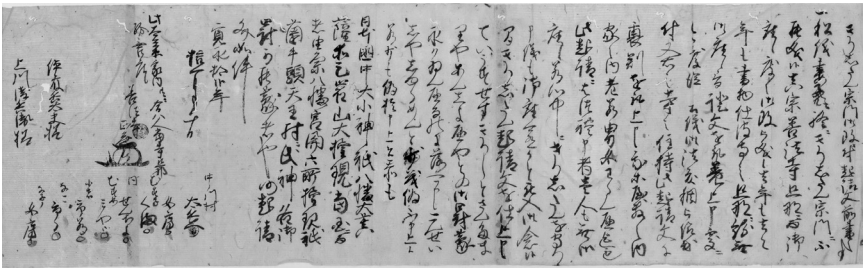


写真2　きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事（A6.2.1.1.1.〈5〉）
ⓒ2022 Biblioteca Apostolica Vaticana

むす子　くま（血判）
同　せんちよ（血判）
むすめ　みや（血判）
小者　　市蔵（血判）
なこ　　市郎（血判）
なこノ女房　（血判）

此太兵衛家内共ニ合八人当寺旦那
紛無御座候　善法寺㊞　　正益（花押）
伊藤兵太夫様
上川清兵衛様

「臼杵形式」は、「私儀妻子共ニ終ニきりしたん宗門ニ不罷成候」という文言から始まり、宗派と旦那寺名、「去年も去々年も」書き物を提出したこと、公儀から厳しい法度が出されたため起請文に旦那寺の「証文」をとって提出すること、家内にキリシタンはいないこと等が述べられている。そしてキリスト教を信仰していないことを、キリスト教の神や聖人などの信仰の対象と日本の神々の双方に誓うことが記されている。キリスト教の神や聖人など（ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやと）に対しては、起請文に偽りがあれば「ゐんへるの」に落ち、「こんせいしや、しゆらめんと[10]」に誓って偽りを言わないとしている。

日本の神々に挙げられているのは、「八幡大菩薩、愛宕山大権現」、豊後国に

おいては「由原八幡宮、関六所権現、祇薗牛頭天王」、そして「氏神」で、偽りを言えばこの神々の罰を蒙るとしている。これらの文言の後に、家族全員と小者や名子や下人などの隷属農民の名前を記し、押印あるいは花押を記させ、血判を押させている。そして最後に旦那寺が人員を確認して門徒であるとの証明を書き加えている。

「去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申」とあることから、臼杵藩では寛永10年（1633）からキリシタン宗門改のために領民から書き物を提出させ、少なくとも寛永11年には旦那寺の証明書を提出させていたことが確認される。

臼杵藩が寛永12年に領民に「南蛮誓詞」を提出させるにあたって、なぜ熊本形式と臼杵形式の2種類の形式が用いられたのかを考察するために、相違点等について整理、確認しておきたい。

①提出された時期は11月の2日と10日で、大きな差異はない。

②熊本形式は城下町（町方）で用いられ、城下町以外（在方）は臼杵形式。

③提出先は、城下町は町年寄、在方は藩の役人。また、この2点の比較では見えないが、在方は地域によって提出する役人が異なっている[11]。領民が「南蛮誓詞」を作成する際には、それぞれの提出先から文面の指示があったことは疑いないであろう。

④文言の大きな違いは、熊本形式は「去年も書物仕、右之寺々之住持旦那無紛と之証文を取、差上申候」で、臼杵形式は前述したように「去年も去々年も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、差上申」と記されており、寛永10年から旦那寺の証明書を提出させていた可能性を残す。

⑤熊本形式のみ、キリシタン宗門の者を訴えれば高札に記された褒美がもらえることを記している。

以上のことから、確定的な答えは得られないものの、また、町年寄の役割と権限も検証しなければならないが、宗門方がまだ設置されていない状況下で、町方と在方で起請文の提出先が異なったことが統一されなかった要因の一つと推測される。なお、畳屋町の領民について証明している旦那寺と在方の領民の旦那寺はほとんど差異がないため、寺院の影響はないとみられる。

(3)「きりしたん宗門御改之御帳」の作成と「前きりしたん」の把握

臼杵藩での寛永12年（1635）の禁教政策は、「南蛮誓詞」を提出させることに留まらなかった。藩は寛永11～12年に村組を再編し、組庄屋は領民が提出した「南蛮誓詞」をもとに、村組ごとに「きりしたん宗門御改之御帳」を作成して藩に提出した。マレガ資料中には、柴尾村組（柴尾村・平岡村・江無田村・田篠村・戸室村）、門前村組（門前村・市村・野村）、佐志生組（大濱村・中津浦村・佐志生之内藤田村・左志生村・黒岩村・下ノ江村）、井野村組（井野村・田ノ口村・北ノ川内村）の4冊の「きりしたん宗門御改之御帳」が残されていた[12]。しかし、現在、バチカン図書館が所蔵するのは、柴尾村組、井野村組の2冊と門前村組の表紙のみである。門前村組の本文と佐志生組の帳面は、調布のサレジオ神学院に保管されていたことを1980年代前半に大分県立図書館が確認したが、今回の調査では資料群中にその存在を確認できなかった[13]。昭和59年（1984）の撮影資料を踏まえ、「きりしたん宗門御改之御帳」とはどういうものか、上記のなかから門前村組を取り上げ、記載内容を確認していくこととする。

史料3「きりしたん宗門御改之御帳」（寛永12年、門前村組）[14]

きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳

御高百六拾六石壱斗七升九合五勺　御蔵納

門前村　給所

一、孫左衛門　家内　七人　内男四人

女三人

（中略）



写真3　きりしたん宗門御改之御帳（寛永12年、門前村組）（大分県立図書館所蔵写真帳）

一、勘助　　家内　拾弐人　内男七人
女五人
男四拾四人
女四十壱人
男女合八十五人

（中略）

男合三百五拾弐人、内三拾弐人ハ前きりしたん
女合三百七人、内三十壱人前きりしたん
男女惣合六百五拾九人
起請文数合百壱ツ　内　二ツハ前きりしたんニ付
家壱門ゟ誓紙二ツ出申候
右之外私触内ニ壱人も誓紙ニはつれ申者無御座候、若隠置申通以来被聞召出候ハヽ庄屋曲事ニ可被仰付候
寛永拾弐年
十一月廿日　　門前村庄屋　勘助

表紙には「きりしたん宗門御改之御帳」とあるが、内題は「きりしたん御改ニ付起請文人数ノ御帳」と書かれており、起請文（南蛮誓詞）の提出に基づいて作成された台帳であることが確認される。次いで村組を構成する村ごとに、村高、村名、起請文を提出した各家の家長名、家内の人数（総数、男女の内訳）、村の男女の人数、総数が記されている。村ごとの記載の後には村組の男女の人

表１　「きりしたん宗門御改之御帳」内容の概略

村組名	家　数	男	女	男女合計	前キリシタン	
					男	女
佐志生組 ＊起請文数165	165	684	602	1286	72	43
柴尾村組 ＊起請文数72	72	269	257	526	5	5
門前村組 ＊起請文数101	101	352	307	659	32	31
井野村組 ＊起請文数69	69	308	275	583	記載なし	

数と「前きりしたん」の人数、そしてその後に総人数、起請文数と説明が書かれている。最後に「誓紙ニはつれ」た者がいないことを庄屋が誓い、年月日と名前を記している。

記載内容から、起請文は転びキリシタンのみではなく全領民が提出したことが確認される[15]。なお、門前村組を含めた4冊に記されている内容の概略は表1の通りである。井野村組以外は「前きりしたん」の記載が見られる。

ここで門前村組「きりしたん宗門御改之御帳」の起請文数とそれに続く文言「起請文数合百壱ツ　内　二ツハ前きりしたんニ付家壱門ゟ誓紙二ツ出申候」について検討してみたい。これは門前村組の帳面のみに見られる記述である。まず、起請文は101通で、そのうち2通が「前きりしたん」と捉えられる。そして「前きりしたん」の家からは「誓紙」を2通（2種類）提出していると受け取れる。また、「前きりしたん」なのは2家とも受け取れるが、門前村組の「前きりしたん」の人数が63人で2家のみというのは、「きりしたん宗門御改之御帳」に記載されている家の最大人数が23人なので考えられない。「前きりしたん」のうちの2家が、何らかの理由で「誓紙」を2通提出したということであろう。また、前述したように門前村組以外の村組には起請文数に続く文言は記載されておらず、家数と起請文数も同数であるため、起請文のなかに「前きりしたん」が別途提出した起請文が入っていることも考えにくい。遺っている「南蛮誓詞」を見ると、キリスト教を信仰しないという誓いや旦那寺の証明は書かれているものの、管見の範囲では前にキリシタンであったことが確認される文言が入っているものはない。しかし、組庄屋が起請文（南蛮誓詞）に基づいてこの「きりしたん宗門御改之御帳」を作成したさいには、「前きりしたん」の人数を把握しているので、記載するための確かな情報があったはずである。史料は未見であるが、把握する方法として、門前村組のようにキリシタンであったことがわかる「誓紙」も提出させられた可能性は高いと考えられる。

2.「南蛮誓詞」作成の背景 ―寛永10・11年の状況―

先にみた臼杵形式の「南蛮誓詞」中に、「去年も去々年も」書き物を提出し

たという記述があるが、マレガ資料中に寛永10・11年（1633・34）に作成された文書は確認できない。よって、正保3年（1646）に提出された文書中に見られる野津地域での転宗状況、および熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制状況を参考にして、臼杵藩での「南蛮誓詞」作成の背景について検討したい。

(1) 寛永10・11年の信仰状況

正保3年（1646）に作成された「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」には、五人組の構成者ごとに旦那寺が作成した寺請の証明書が貼付されている。かつてキリシタンであった者については、転宗した年や状況等が記載されており、転宗年は慶長年間（1596～1615）から寛永11年（1634）にわたっている。具体的には、「キリシタンが改宗した年が記されている48通をみると、慶長19年（1614）10人、元和8年（1622）50人、寛永8年（1631）4人、寛永10年（1633）16人、寛永11年（1634）3人[16]」という状況である。とりわけ元和8年に転宗した記録が多く、弾圧が厳しかったと推測される。

そして、その弾圧をくぐりぬけて信仰を保った者も寛永10年にはほとんど転宗せざるを得なかったと見受けられる。野津地域で寛永10・11年に転宗した事例、状況を示しておこう。

史料4「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙[17]

野津香ノ村之内寺小路村道休夫婦幷男子又兵衛、同善太郎、同長十郎、娘弐人、弟太郎作合八人、浄土真宗也、但道休夫婦、又兵衛、太郎作四人ハ此已前きりしたんニて御座候ヲ、寛永十年之御改ニころひ、でうすの絵をもふみ申候、浄土真宗当寺之旦那其紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日　　臼杵善正寺悦玄

御奉行所

史料5「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙[18]

野津広原村助二郎夫婦一向宗前方きりしたんニて御座候を、寛永十年ニころひ当寺旦那ニ罷成候、男子大助幷娘弐人、弟久市一向宗当寺旦那紛無御座候、仍寺請判形如件

正保三年八月十六日　　のつ黍野□　了仁寺玄順㊞

御奉行所

史料6「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の貼紙[19]

野津寺小路村孫左衛門夫婦幷親林斎前方きりしたんニて御座候を寛永拾壱年ニころひ（後略）

正保三年八月十六日　　野つ黍野村　了仁寺玄順㊞

御奉行所

史料4は野津の寺小路村の道休夫婦と家族が寛永10年に転宗した記録で、「でうすの絵をもふみ申候」とある。絵踏については、「臼杵藩では、寛永十一年に、かつてキリシタンであった者（転びキリシタン）たちを対象に絵踏をしている」と考証されている[20]が、寛永10年にすでに行われているのか、この史料の解釈と当該期の他の史料と合わせた検討が必要である。史料5は野津の広原村の助二郎夫婦が同じく寛永10年に転宗したことを記している。史料6は野津の寺小路村孫左衛門夫婦と親林斎が寛永11年に転宗した記録である。これらの記録を最後に寛永年間の転宗記録は見られなくなる。広原村は「下藤キリシタン墓地」がある下藤村の隣村で、寺小路村には「寺小路磨崖クルス」があり、下藤村とは野津川を挟んだ隣村である。野津のなかでもとりわけキリスト教の信仰が深かったとみられる地域であるが、寛永10・11年には信仰を保ちがたい状況であった。「南蛮誓詞」中にある「去年も去々年も」書き物を提出させられたことも信仰を続け難くなった大きな要因と考えられる。また一方で、寛永10・11年（1633・34）まで信仰を続けている者がいたことが、寛永12年に「南蛮誓詞」を提出させて禁教を徹底させることにつながったと推測される。

(2) 熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制関係文書

では、「南蛮誓詞」中にある「去年も去々年も」書き物を提出させられたという内容はどのようなものであったろうか。前述したようにマレガ資料中に寛永10・11年（1633・34）に作成された文書が確認できないため、史料が遺る熊本藩における寛永10・11年のキリシタン禁制の動向をみてみたい。熊本藩の寛永10・11年のキリシタン禁制については、詳細な研究がなされており[21]、その内容を含めて検討、確認すると、寛永10年には、キリシタンでないことを

日本の神々に誓う形で文書が作成されている。翌11年には、寺の証明をとって提出させている。熊本藩では、まず日本の神々に誓わせ、つぎに寺院から証明をとり、そして寛永12年にはそれまでの内容に加えてキリスト教の神にも誓わせ、さらに訴人の褒賞制度を広めることも記させた「南蛮誓詞」を提出させている。

臼杵藩の場合も寛永10・11年は、この熊本のような形式であったか、あるいは寛永10年の段階から寺の証明をとって提出させたと考えられる。そして寛永12年には熊本藩の影響をうけた「南蛮誓詞」と臼杵藩独自の形式の「南蛮誓詞」が作成された。

3.「南蛮誓詞」と臼杵藩の仏教界の動向

臼杵形式の「南蛮誓詞」のなかに、臨済宗寺院において、僧侶が妻帯という理由で証明を無効とした文書が十数点確認される。寛永11年（1634）までは証明が認められていたが、寛永12年（1635）の「南蛮誓詞」作成の段階で無効とされている。まず妻帯僧に関する「南蛮誓詞」の内容を見て、つぎに寺請とキリシタン教化の役割を果たした寺院と僧侶について、寛永12年前後の動向を確認しておきたい。なかでもこの時期に大きな動きが確認される浄土真宗と臨済宗の動向に着目していく。

(1) 妻帯僧による「南蛮誓詞」の証明

妻帯を理由に証明が無効とされたため、新たに寺請寺院を求めたことを記した「南蛮誓詞」の文面はつぎの通りである。

史料7　きりしたん御改ニ付而起請文前書之事[22)]

一、私儀妻子共ニ終きりしたん宗門ニ不罷成候、禅宗にて野津筒井村妙楽寺旦那ニ而御座候、度々御改被成候時も書物仕、彼寺之旦那ニ紛無御座候旨証文を取、指上申処ニ、今度従
公儀御法度稠敷被　仰出ニ付而、彼妙楽寺は、さいたい僧ニ而御座候故、証文証跡ニ成間敷由被仰ニ付而、旦那共方々之寺へ参候間、我々も臼杵

見星院を頼入、旦那ニ罷成、則裏判取上申候、我等屋敷之内家之内老若男女ニ至迄、此起請はつれ申者壱人も無御座候、若心中ニきりしたんを守り申儀も可有之かと被入御念候間、きりしたん之起請文仕上申候、ていうす、せすきりしと、さんたまりや、あんしよ、へやとの御罰蒙り、永いぬへるのに落可申候、こんせいしやしゆらめんと偽少も無御座候、若偽於申上は、忝も　日本国中大小之神祇八幡大菩薩、愛宕山大権現、当国ニ而ハ由原八幡宮、関六所権現、祇園牛頭天王、殊ニ氏神之御罰可罷蒙者也、仍而起請文如件

寛永拾弐年　十一月十四日

東神野村　　与左衛門㊞（血判）
女房（血判）
平吉（血判）
松次郎（血判）
ほと（血判）
吉蔵（血判）
女房（血判）
けさくま（血判）
けさ（血判）
うは（血判）
㊞与市郎（血判）
㊞女房（血判）
㊞けさ松（血判）

此与左衛門家内男女共ニ拾人我等旦那今度相定所実正也

見星院　　東二（花押）

右与市郎男女合三人当寺之旦那紛無御座候　　正光寺㊞　眷恵（花押）

伊藤兵太夫様

上川清兵衛様

東神野村の与左衛門家内の10人については、これまで禅宗の「野津筒井村妙楽寺」が門徒である証明書を出していた。しかし妙楽寺は妻帯僧のため、寛

永12年に証明書は無効とされた。それゆえ、臼杵見星院の門徒となったと記している。「寺院明細帳」によると、この見星院（見星寺）は臨済宗妙心寺派で、寛永11年の創建である。寺院の証明を見ると、新たな旦那寺の見星院は人員を確認し、他の3人の旦那寺正光寺は一人ひとりの名前の上に押印している。寺院は門徒を一人ずつ把握しているとみてよいであろう。

マレガ資料中では、この妻帯僧妙楽寺の東神野村の門徒10軒が証明を無効とされて旦那寺を見星院に変更している。同じく吉小野村の禅宗圓福寺も妻帯僧のため、東神野村の圓福寺門徒6軒も見星院に変更している。その一方で、久木小野村の圓福寺門徒の19軒は圓福寺の証明がそのまま認められている。段階的、あるいは意図的なものであろうか。

いずれにしても、「南蛮誓詞」と寺請制度によってキリシタン統制を行うにあたり、藩主の菩提寺月桂寺と同宗の臨済宗寺院には高い倫理が求められた。

(2) 僧侶の活動、寺院の創建と統制

臼杵藩では、キリシタンへの統制を強化し、転宗したキリシタンを受け入れるために、僧侶の活動と新たな寺院が必要とされた。浄土真宗では、念仏で民衆の教化にあたった玄順の活動が注目される。玄順は藩主の命を受けて寛永12年（1635）に野津の地に赴いたといわれ[23]、了仁寺[24]の開基となり、転宗したキリシタンを受け入れていった。了仁寺は野津在住の臼杵善法寺門徒も引き継いでいったようである。また、この時期に創建された寺院として尊形寺[25]もあげられる。

禅宗では臨済宗の動きが顕著である。藩主の菩提寺臨済宗妙心寺派の月桂寺とともに中心的存在であったのが、同じ妙心寺派多福寺の排耶僧雪窓宗崔[26]である。禅宗寺院（臨済宗）の動向を見てみると、津久見の大雄寺は寛永12年に破却したと伝えられており[27]、先に見た妙楽寺（野津筒井村）は妻帯僧のため寺院の証明の効力を失い、同じく圓福寺（臼杵吉小野）も妻帯僧のため一部の門徒について証明は無効とされた。その一方で見星院（臼杵）が創建され、妙楽寺と圓福寺の門徒の受け皿となっている。かつて存在し、姿を消した理由が不明な禅宗寺院については、このときの統制が関係していることが考えられる。また、妙楽寺への対応については、野津の普現寺が関係している可能性が高い。

(3) 普現寺について

普現寺の創建について「寺院明細帳」は、正保4年（1647）と伝えている。寛保元年（1741）に臼杵藩士太田六郎兵衛重澄が著した「寺社考」には、「峨嵋山普現寺（板屋村） 禅宗月桂寺末寺也（中略）伝曰有洞院筒井村妙楽寺（ト云）五山派之禅宗而妻帯也、不肯止妻帯院主退而寺及破壊依テ正保年中月桂寺四世大安和尚移寺于今之地改寺号為普現附山号」と、妙楽寺が妻帯のため破壊となり、正保年間（1644～48）中に月桂寺四世大安和尚が寺を移転させて寺号を改めて普現寺になったと述べている。さらに妙楽寺の項でも「移寺于同院板屋村而号普現寺」と板屋村に移って普現寺となったと説明している。慶安元年（1648）に著された「普現寺略記」には、「（前略）其後寛永正保年間南蛮国ヨリ切支丹等ノ邪法渡来シテ諸国ニ蔓延ス此郷ヲ最モ盛ンナリトス于茲正保四丁亥年月桂四世大安和尚当寺ニ於テ（中略）彼邪法ヲ破シ彼邪徒ヲ教誡シテ正法ニ帰入セシメタリ」と記されている。一方、貞享4年（1687）の黍野村吉内女房に関する「転之者本人幷類族之御帳」[28]には、父方伯父の長右衛門について、「此長右衛門四拾六歳ニ而寛永拾弐年亥ノ十二月廿四日於赤迫村瘀病ニ而病死、禅宗普現寺取置」とある。また、他の帳面[29]にも「此女房寛永拾年ニ切支丹宗門転禅宗月桂寺旦那ニ罷成、近所之寺故寛永十四年ニ禅宗普現寺旦那ニ罷成」と、寛永期の普現寺の動向が記されている。普現寺は寛永12年（1635）から妙楽寺の門徒を受け入れ、正保4年に正式に寺院として認められたと捉えてよいのではなかろうか。

4.「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」の活用

寛永12年（1635）に作成された、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」は、その後のキリシタン禁制にどのように活用されたのであろうか。幕府は寛文5年（1665）に諸藩に「宗門改帳」の作成を命じた。そして貞享4年（1687）には、キリシタン本人と類族（キリシタンの子孫等）に特化した「転之者本人幷類族御帳」が作成されている。「南蛮誓詞」から30年後、そしておよそ50年後に作成された書類との関係について検討していく。

(1)「南蛮誓詞」・「きりしたん宗門御改之御帳」と「宗門改帳」

まず今一度「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」に記載されている情報・内容等を確認しておくと、「南蛮誓詞」には、戸主を筆頭に、家族や下人等について戸主との関係と名前[30]が書かれている。そして寺院ごとのまとまりで各寺院が門徒の人数を確認し、門徒である証明文と印が押されている。また、門徒一人ひとりの名前の上に押印している寺院もある。これによって各人の旦那寺が確認される。「きりしたん宗門御改之御帳」には、戸主の名前、構成人数、各村の持高、村組の持高、村の人数、村組の人数、「前きりしたん」の人数が記されている。

一方、「浄土宗宗門改帳」[31]を例にとると、「宗門改帳」には家の持高、戸主・家族・下人等の名前と年齢、人数、各人の旦那寺が記載され、旦那寺の印が押されている。あわせて牛馬数も記載されている。

両者を比較すると、年齢と牛馬数以外は「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」に情報があり、作成された寛永12年（1635）の段階で、臼杵藩の庄屋と寺院は「宗門改帳」作成に必要な情報を集積しているといってよいであろう。

(2)「南蛮誓詞」・「きりしたん宗門御改之御帳」から「転之者本人幷類族御帳」へ

つぎに貞享4年（1687）の12月に作成された、野津の「川登之内白岩村弥五郎」の「転之者本人幷類族御帳」[32]を見てみよう。表紙には、弥五郎について「誓紙ニハ市介と有之」と記しており、本文の最初には、弥五郎について以下のように記している。

寛永十二年之御帳ニ市介と有之
一、川登之内白岩村　（朱書）「本」〇弥五郎　当卯八十三歳
寛文五之御帳ニも有之
此弥五郎寛永拾年切支丹宗門転真宗正光寺旦那成申候、八拾壱歳ニ而
貞享二年丑四月廿三日於白岩村中風ニ而死、真宗正光寺取置

貞享4年に「本人幷類族御帳」を作成する際、「誓紙」と「寛永十二年之御帳」、寛文5年（1665）作成の「寛文五之御帳」で確認している[33]。「誓紙」は「南蛮誓詞」、「寛永十二年之御帳」は「きりしたん宗門御改之御帳」、「寛文五

之御帳」は「宗門改帳」のことと推測される。ただし、戸主以外の類族にも「寛永十二年之御帳ニ有之」という記述が見られるので、「寛永十二年之御帳」は、「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」を合わせた内容を指すとも考えられる。また、史料中の「本」という朱書はキリシタン本人のことと推される。

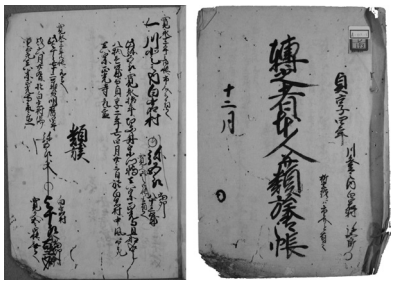


写真4　転之者本人幷類族御帳
（長崎純心大学博物館所蔵文書）

もう1点、マレガ資料中にある、貞享4年卯11月2日付の「野津才原村助右衛門女房　転類族之内本人に成者幷其類族御帳　仲ノ村組[34]」を見てみよう。表紙に「父源七郎誓詞ニ而本人」、末尾には「誓詞引合済　野津才原村介右衛門女房見」と朱書きされている。父源七郎は「南蛮誓詞」によってキリシタン本人と確認されたとみられる。さらに源七郎の動向が興味深い。帳面の本文には以下のように記述されている。

寛永拾弐御帳無之　　助右衛門

一、野津才原村　　〇（朱書）「本」女房　当卯ニ九拾四歳
寛文五御帳無之

此女房父八熊村源七郎元和拾年於下藤村切支丹宗門転、此者父不転以前出生仕り、真宗妙正寺旦那罷成、五拾七歳ニテ慶安三年八月七日ニ痰症相煩於才原村死候、則妙正寺取置

類族　〈上段〉	〈下段〉
（朱書）「下藤村誓詞文有之」	八熊村
此源七郎五拾年以前於八熊村中風相煩死候、年［号月日知不］申禅宗月桂寺取置	女房父〇（朱書）「本」源七郎 年不知

八熊村の源七郎は、元和10年（1624）に下藤村で転宗している。源七郎は国指定史跡「下藤キリシタン墓地」がある下藤村に多くの土地を所有していたとみられる[35]。さらに「下藤村誓詞文有之」と朱書されていることから、元和10年に転宗した後も、少なくとも「誓詞文」が作成された寛永12年

（1635）までは下藤村に居住していたと推測される[36]。その後、八熊村に移転し、貞享4年の50年以前（寛永14年〈1637〉以前）に亡くなった。藩は貞享4年に村からこの「転類族之内本人に成者幷其類族御帳」の提出を受けた後に、寛永12年に提出されていた「南蛮誓詞」と照合し、確認したことについて朱書を施したと推測される。

また、マレガ資料中にある、15通が継がれた三重菅生村の「南蛮誓詞」の後に、「誓紙数十五　人数百三十六人　〇三重　下ノ村与　すがう村　引合済」[37]と書かれた紙が貼られている。そして、臼杵小河内村の「南蛮誓詞」と一緒に「□□小河内村　貞享四年卯五月八日　引合相済申候」[38]と書かれた付箋も遺されている。「引合済」「引合相済申候」と記されているように、何かと照合したことが確認される。こちらも藩が「本人幷類族御帳」と「南蛮誓詞」を照合したときに記したと推測される。

以上のことから、貞享4年の「本人幷類族御帳」は、庄屋が作成して藩に提出し、藩が「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」と照合して内容を確認したと考えられよう。

おわりに

最後にもう一度確認しておこう。臼杵藩では、寛永11年（1634）までに領民に旦那寺の証明を提出させ、寺請制度を整えた。そして寛永12年（1635）に日本の神々およびキリスト教の神や聖人などの信仰対象にキリスト教を信仰していないことを誓って血判を押させ、さらに寺院の証明もとった「南蛮誓詞」を全領民に提出させた。組庄屋には「南蛮誓詞」を基に「きりしたん宗門御改之御帳」を作成させている。この帳面には以前に「きりしたん」であった者の人数も記されており、転宗したキリシタンには他の領民の形式と異なった起請文も提出させている可能性がある。

キリシタン禁制は当然のことながら寺院にも大きな影響を及ぼした。浄土真宗では了仁寺などの新たな寺院が創建され、臨済宗では妻帯僧の寺請証明が無効とされ、寺院の再編が行われていった。

そして「南蛮誓詞」と「きりしたん宗門御改之御帳」は、キリシタン禁制と類族統制の基本資料、情報源となり、貞享4年（1687）に庄屋が「本人幷類族御帳」を作成して藩に提出したさいにも記載内容確認のために活用されたのである。

註

1）大半はフォンド・マレガA6に収められている。概要は『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― Vol.1』（マレガ・プロジェクト、2017年）、20-21頁。

2）片岡弥吉『踏絵 ―禁教の歴史―』（NHKブックス、1969年）、139頁。

3）註2片岡前掲書、140頁。

4）岡田章雄「いわゆる『南蛮誓詞』に関する一考察」（『基督教史学』第4輯、基督教史学会、1953年）、156-167頁。

5）京都は岡田が紹介している法金剛院文書等。熊本は熊本大学附属図書館所蔵の松井文庫。臼杵はマレガ資料群、および善法寺所蔵文書に確認できる。

6）遺っている城下町の起請文は畳屋町のみのため、残念ながら城下町すべてがこの形式であったのか断定はできない。

7）マレガ資料A6.2.7.5.1.(5)。

8）寛永12年（1635）に作成された文書の一つに庄屋の請状がある。岡田が指摘した起請文（南蛮誓詞）作成に関する記述の他に、「ばてれん」や「入満」（イルマン）のことを申し出た者には「御ほうひ」としてそれぞれ「銀子弐拾枚」、「銀子拾枚」を与えること等が記述されている（松井洋子他『甦る「豊後切支丹史料」』勉誠出版、2020年、177頁）。この内容は史料1の「最前之御高札之前、急度御褒美可被遣候」のことと推測される。

9）マレガ資料A6.2.1.1.1.(5)。

10）「南蛮誓詞」に記されているキリスト教に関する語句の意味は、ていうす＝デウス、せすきりしと＝イエス・キリスト、さんたまりや＝聖母マリヤ、あんしよ＝天使、へやと＝諸聖人、ゐんへるの＝地獄、こんせいしや＝良心、しゆらめんと＝起請。

11）マレガ文書A6中にある在方の南蛮誓詞の提出先は6つにわかれている。臼杵市旧市内が伊藤兵太夫・上川清兵衛、津久見地域が後藤市郎右衛門・伊藤新右衛門、野津と犬飼地域が岡部三左衛門・吉田平太夫、三重地域が片岡三郎兵衛・山本九右衛門、大分市東部地域が土屋次郎左衛門・牧田弥左衛門、大分市西部から挟間地域が日下四郎左衛門・野村武左衛門に提出している。

12）マレガ神父も「きりしたん改帳の残存せる四冊」と記述している（『豊後切支丹史料』サレジオ会、1942年、92頁）。

13）サレジオ神学院には、200点ほどのマレガ資料群が分置されていたが、2005年頃にそれらはローマにあるサレジオ大学図書館に送られた。しかし、プロジェクトによる2014年の同大学調査では該当の文書を確認することができなかった。なお、2016年、この資料群は修理のためバチカン図書館に移管された。

14）史料は大分県立図書館が昭和59年7月に撮影した写真帳「豊後キリシタン文書（マリオ・マレガ神父収集分）」による。

15）マレガ神父は註12『豊後切支丹史料』（88頁～）において、「起請文（南蛮誓詞）」を「棄教

請文」として提出者を信者と捉えているが、提出者は領民すべてと指摘しておきたい。

16）佐藤晃洋「禁教初期における臼杵藩のキリシタン対策」（『マレガ収集日本資料の発見と豊後キリシタン研究の新成果』マレガ・プロジェクト、2019年）、24・25頁。

17）マレガ資料A5.4.2.5.4.3。

18）マレガ資料A5.4.2.5.1.2。

19）マレガ資料A5.4.2.5.4.9。

20）安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』（吉川弘文館、2018年）、161頁。

21）吉村豊雄「近世初期熊本藩におけるキリシタン禁制の展開」（『史学研究』第149号、1980年）。今村義孝「近世初期宗門人別改めの展開について」（『キリシタン研究』第17輯、吉川弘文館、1977年）など。

22）マレガ資料A6.2.4.4。

23）南豊了仁寺史編纂委員会『南豊了仁寺史』（了仁寺、1982年）、18頁。

24）野津町烏嶽に所在、「寺院明細帳」には寛永16年創建と記されている。

25）野津町八里合に所在、「寺院明細帳」には寛永11年の創建と記されている。

26）雪窓宗崔については、大桑斉『雪窓宗崔 ―禅と国家とキリシタン』（同朋舎、1984年）に詳しい。

27）解脱寺文書。

28）長崎純心大学博物館所蔵文書（A013-3）。

29）長崎純心大学博物館所蔵文書（A013-7）。

30）女性は母・女房の場合は名前の記載がない。

31）有永家文書（大分県立先哲史料館所蔵）。

32）長崎純心大学博物館所蔵文書（A013-1）。この種の「類族帳」は末尾に庄屋の名前が記されており、押印があるものもあることから、村で作成して藩に提出し、藩が管理したと推測される。

33）「貞享四年八月キリシタン類族帳（通村吉助女房類族）」には、「延宝元丑ノ年御帳ニ有之」と記されており、延宝元年（1673）に作成された帳面と照合確認した例も見られる。註8松井他前掲書、345頁。

34）マレガ資料A11.2.5.11.1。

35）拙稿「中世の『野津院』と下藤周辺」（『下藤地区キリシタン墓地』、臼杵市教育委員会、2016年）、100頁。および拙稿「豊後国大野郡野津院下藤村の村落構造 ―指導者リアンとキリシタン墓地―」（『史料館研究紀要』第19号、大分県立先哲史料館、2015年）、 19頁。

36）前述した寺小路村と広原村の隣村である下藤村にも、少なくとも元和10年（1624）まで信仰を保った者がいた。他の村民の信仰状況は不明だが、下藤キリシタン墓地が展開された下限を、少なくとも元和10年にまでは求めてよいのではなかろうか。

37）マレガ資料A6.2.7.1.1。

38）マレガ資料A6.2.7.4.0.1。

豊後崩れと類族改制度

大橋幸泰

はじめに

近世日本の国家と社会が徹底的に排除した対象が、「切支丹」であったことは周知のことである。その秩序を維持するための制度が宗門改制度と類族改制度であった。宗門改制度については、筆者はかつて、島原天草一揆後、どのようにキリシタン禁制を徹底するか、幕府と諸藩の支配層がそれぞれの試行錯誤のなかで積み上げていった結果、1660年代に全国的に成立した民衆統制策であった、と見通したことがある[1)]。

島原天草一揆以前から、幕府によってキリシタン禁制が全国に打ち出されてはいたが、それをどのように維持するかは諸藩に任せられており、1630年代はまだ、恒常的な徹底方法は確立していなかった。キリシタンの存在は地域によって濃淡があり、禁教政策に対する大名の姿勢にも個性があって、それが潜伏キリシタンが多数存在する要因でもあった。

しかし、島原天草一揆を契機として、キリシタン禁制は支配層が個別に対応するものではなくなった[2)]。とくに民衆レベルのキリシタン禁制をどのように徹底するのかという点で、恒常的な制度が求められていく。その試行錯誤の過程で、散在型のキリシタンが摘発されるとともに、いくつかの地域で集団型のキリシタン露顕が発生する。そして、その延長線上に、毎年、人別に、寺院の檀那であることを認めてもらうことによって「切支丹」ではないとする、宗門改の全国的制度化が実現する、というのが筆者の見立てであった[3)]。

一方、もう一つのキリシタン禁制を徹底するための制度である、類族改制度についてはどうであろうか。これまで、この制度の内容はよく知られていたが、

その成立過程について集団型の露顕とセットで議論されたことはほとんどなかった。幸い、マリオ・マレガによって収集された史料群には[4]、豊後崩れと類族改の関係史料が大量にある。両者の間にはいかなる関係があるか。マレガ収集文書はこの点についていくらかの示唆を与えてくれるはずである。本稿では、豊後崩れと類族改制度の関係について検討する。

1. 信徒の諸相

17世紀中期に起きた豊後崩れでは、キリシタンを「切支丹」「邪宗門」と明快に呼んでいることがまずは注目される。「宗門」「類門」との表記も見られるが、18世紀末から19世紀半ばまで断続的に発生した浦上崩れ・天草崩れのときの、「異宗」「異法」と比べると、その明快さは対照的である。このような呼称の差異について筆者は、18世紀以降、「切支丹」のイメージの貧困化が拡大していったことがその背景にあると指摘したことがある[5]。

キリシタンという生身の信徒と、観念上の「切支丹」は、豊後崩れが起きた17世紀段階では、まだそれほど乖離していなかった。しかし、18世紀以降、理解不能なものならば何でも「切支丹」と考える風潮が高まっていった結果、生身のキリシタンは、貧困化した「切支丹」イメージと大きく乖離して世俗秩序に埋没し、怪しげな観念上の「切支丹」とは認識されなくなった、というわけである[6]。17世紀の豊後崩れでは、生身のキリシタンと観念上の「切支丹」とが接近している段階であることを前提に、信徒の動向を考えなければならない。

被疑者のキリシタンのなかには、徹底的に排除されるべき対象の「切支丹」とみなされ、処刑された者がいた。「御領分（臼杵藩領）之もの七人之斬罪[7]」とか、「長崎ニて御成敗被成候[8]」などのような記述が史料に散見される。

しかし、被疑者はただちに極刑に処されたのではない。信徒のなかには、このときの厳しい吟味により棄教した者が少なくなかった。被疑者として豊後から長崎奉行のもとに送られた後、拷問のためであろうか、棄教して命を助けられ、在所へ返されたとする記録が多数存在する。たとえば、つぎのようにある

（下線筆者、以下同じ）。

御同名能登守（稲葉信通）殿従御領分出申候切支丹宗門者之内、森村久助・葛木村喜兵衛下人助七郎・井ノ村久兵衛、此三人之者共類門余［　］（多白状ヵ）仕、其上宗門ころひ可申由申ニ付、命御助ケ、在所へ被遣候、うけ取申仁被仰付、御越可被成候、相渡可申候[9]

これによれば、「切支丹」であった森村久助・葛木村喜兵衛下人助七郎・井ノ村久兵衛の3人が、「類門」を多数白状した上、棄教したという。そこで、彼らを助命することになり、在所へ返す旨、長崎奉行妻木彦右衛門から臼杵藩主嫡男の稲葉景通宛に通知した。

一、久土村之内　加左衛門　年巳ニ三拾七

一、桂（葛）木村之内　万右衛門娘くろ　年巳ニ九ツ

右之者共、邪宗門之由訴人御座候ニ付、去巳八月十四日御当地（長崎）へ被召寄候処ニ、今度御助、在所へ被遣候ニ付、則、唯今拙者共請取申候、於在所ニふミ絵なともふませ、如前々其所ニ差置、他所へハ出し申間敷之由、畏奉存候[10]

これによれば、久土（くど）村の加左衛門と桂（葛）木村の万右衛門娘くろは、「邪宗門」の信徒である旨訴えられ、長崎に召喚されたが、吟味の結果、今度助命されることになったという。彼らの身柄は臼杵藩士が受け取り、在所にて踏絵が申しつけられた。前例の通り、藩は彼らを在所に差し置き、他所へ移動することを禁じたとされる。

長崎河野権右（長崎奉行）方ゟ先日被仰越候ハ、邪宗門之者之内、命御助此方へ被差返候者共少々有之候間、請取ニ人を遣候様ニと被仰越候付而、早速申付遣候処、男女四人被差返、如最前在所へ置申候様ニと被仰聞候付、則、絵を踏誓紙申付、如前々在所へ差遣置申候[11]

これによれば、やはり長崎に召喚された「邪宗門」の者の命を助け、在所に返す旨、長崎奉行河野権右衛門から臼杵藩に通知されたとのことである。

上記二つの史料には助命の理由は記載がないが、最初の事例から、「類門」の訴人と棄教がその条件であったことが推測される。実際、被疑者に踏絵を申しつけたとあり、それにより棄教したことを確認しようとしている。

一方、棄教して在所に返されることになった者のなかに、その道中で自害した例がある。現地でそれを確認した者の覚書がつぎの史料である。

長崎ニ而御助之者、御公領門田村久三郎与申仁、六月廿三日七ツ時分ニ当浦へ着船仕、せつちんニ参、失気を、相果申候、此段、慥ニ私共見届申候[12)]

これによれば、助命された門田（もんでん）村（幕府領）久三郎という者が長崎から在所へ送還される途中[13)]、肥後国長須村というところで、便所にて亡くなっていることを同所の庄屋・宿主が確認したという。ここでは自害とは明快に書いていないが、これをうけて臼杵藩国許藩士が同藩江戸詰藩士に宛てた手紙に興味深い記述がある。

御公領之者五人之内、門田村久三郎与申もの、雪隠ニ参、自害仕、相果申候、則、其様子、太左衛門・杢左衛門口書申付、進候、両人之もの心得ハ、自害之様子、宿主幷召連帰候残九人之ものいつれも見申所、吐血ニ而相果申候様ニ見及申候付、自害仕与致風聞候ハヽ、御為如何と心得、頓死と見及候を幸と存、長須ニ而自害之沙汰不仕、罷帰候由ニ而、早速拙者共ニ申聞候条、則、景通様へ申上候へハ、御意被成候者、右自害之様子、有之侭ニ所之者ニ見せ、彼地ゟ両人内一人長崎へ参、右之段具可申上儀を、無調法成仕様、如何敷被思召[14)]

これによれば、もし幕府領民である久三郎が自害したという風聞が立てば、送還を担当した臼杵藩（藩主）にとって面目が失われることになるのではないか、と送還者に付き添っていた臼杵藩士は考えたという。そこで、急死と見えることを幸いに、久三郎が長須村で自害したとは断定せず、まずは臼杵藩国許重臣に伝えた。それを藩主嫡男の稲葉景通に申し上げたところ、景通は、現地の者に自害の様子をそのまま見せ、送還者に付き添っていた2人のうちの1人を長崎へ遣わして、長崎奉行に報告するべきだったのに、それをしなかったのはけしからんことだと言ったという。そこで、改めて臼杵藩から長崎奉行へこの件を報告したとのことであった。

これを長崎奉行が問題にするということはなかったが、この経緯から二つのことが注目される。一つは、信徒のなかには、棄教して在所へ返されることになったことを潔しとしなかった者がいた、ということである。棄教したことを

後悔していたということであろうか。もう一つは、送還者を監視する役割を負った臼杵藩士が、初めは久三郎の自害を隠蔽しようとしたことである。藩の失策とされることを恐れていたということであろうか。

前者の点に関連して、もっと明確に棄教者が棄教していなかったという例がある。

一、横尾之内岡原村孫三郎
　　此者、今程四郎右衛門と申候
右之者、申（寛文八年）ノ十月廿八日之御日付ニ而、四拾四人被仰越候御帳面之内、酉（寛文九年）ノ十月廿九日長崎へ被召寄候、戌（寛文十年）ノ正月十一日命御助御返シ被成、在所罷在候
一、卯（延宝三年）ノ年在所ニ而四郎右衛門兄長右衛門と申もの、法事仕候刻、仏前撫（焼）香不仕候段、在所五人組之もの見咎申出候付、吟味仕籠舎申付置、其段申上候へ共、弥籠舎可申付置候、江戸へ被為仰達、御下知之通重而可被仰付由、被仰下候
一、辰（延宝四年）之春被仰下候ハ、右四郎右衛門致拷問、甚（其ヵ）趣可申上旨被仰付ニ付、致拷問、以使者様子申上候処、弥籠舎可申付置候、重而江戸ゟ之御下知之通可被仰付由、被仰下候、其後、只今迄籠舎為仕置候処、疝気相煩、午（延宝六年）ノ三月十一日籠死仕候[15]

これによれば、寛文9年（1669）10月に長崎に召喚され、翌年正月に助命されて在所へ返された岡原村四郎右衛門という者が、延宝3年（1675）、兄長右衛門の法事の際、仏前で焼香しなかったという。それを四郎右衛門の五人組の者が見咎めて藩に申し出た。藩はその旨、江戸（幕府宗門改役か）へ知らせたところ、延宝4年春、江戸からの下知にしたがい、拷問をもって吟味した。その結果、四郎右衛門が信仰の立ち返りを白状したかどうかは不明であるが、臼杵城下にて籠舎の処分となった。そうしたところ、四郎右衛門は疝気を煩い、延宝6年3月に籠死したという。

棄教して在所に返されても、心から棄教しきれなかった者がいたことは確かであろう。しかし、信仰活動を含めて彼らの日常生活は大きな制約を受けることになった。つぎの史料にあるように、助命された者でも、その後の行動に問

題があれば厳しい処分が下された。

去年（寛文五年）申付候法度を破、他所江用所叶ニ出申候、公儀ゟ助被下候古きりしたんの内九人、成敗申付候、其者之内闕所屋敷を、脇之百姓其家をもらひ、作事仕ルとてこハし申候へハ、彼家之軒之内ニ不知道具御座候、如何様宗門之道具と見え申候……残置秘蔵申候哉、又、最前長崎へ不参以前ゟ置申候を、罷帰いま〳〵しき事与存候て焼捨るとも不仕、下々ノ事候へハ、おこたり置申候も難計儀ニ候[16]

これによれば、棄教して助命され、在所に返された者のうち、9人の者を処刑したという。その理由は、規則を破って他所へ所用に出かけたことを咎められたとのことであった。処刑された者の屋敷は没収され、近隣の百姓に与えられたが、その家から宗門の道具が発見された。彼らは長崎に召喚される以前からその道具を秘蔵して、信仰を継続していたのであろうか。それとも、在所へ返されてもそれらを忌み嫌って処分していなかったのか。藩当局の認識では、単に処分することを怠っただけなのかどうかは判断できないとされるが、棄教者が処刑されたのは信仰道具を処分していなかったからではない。信仰道具が発見されたのは処刑された後である。したがって、彼らが信仰を継続していたかどうかは、この史料だけでは判断できない。ここで注目されるのは、彼らが棄教していたかどうかということよりも、在所に戻った後、規則を破り他所へ出かけたという彼らの行動が問題視されたことである。藩は、助命され在所に返された者が、藩の管理から外れる行為を行ったことを許さなかった。

後者の送還者を監視する役割という点に関しては、在所送還後に棄教者が死亡した場合、臼杵藩はその旨、村役人に届けさせていたことに注目したい。

津久見志手村彦右衛門姑、年七拾六、古きりしたんころひ、寛文七年四月四日ニ病死仕、則、庄屋・弁指・五人組死骸を見届、則、解脱（闇）寺ニて禅宗之葬礼仕取置申候所、為後日之仍而如件[17]

これは、棄教者であった津久見志手村彦右衛門の姑が寛文7年（1667）4月4日に76歳にて病死したことを、庄屋・弁指・五人組が確認した上、解脱闇寺にて葬ったと村役人から藩に届けた文書である[18]。こうした確認は、その後、類族改制度のもとで棄教者の子孫の生死・異動など、その行動・状態がすべて繰

り返し村役人から藩へ報告されていることと同じである。類族監視システムの原型と考えていいだろう。

以上、豊後崩れの過程で表出した信徒の諸相を小括すれば、次のようになろう。第一は、生身のキリシタンと観念上の「切支丹」との乖離は小さかったという点である。第二は、棄教者のなかには完全に棄教していなかった者も存在したことである。第三に、豊後崩れの過程で棄教した者を監視する仕組みが整えられていき、それが棄教者の親族である類族を監視する類族改制度の原型となったのではないか、ということである。観念上の「切支丹」とそれほど乖離していない、17世紀中期の信徒のなかには、棄教したとしても心から捨てきれなかった者も存在した一方で、治者は彼らの異動を管理しようとした。そうした動向の延長線上に、棄教者の親族を監視する類族改制度の原型が形成されていった、とまとめておこう。

2. 棄教者の確定

豊後崩れにおける信徒摘発は、長崎奉行（幕府）が主導権を握って進められたことが、先行研究によってすでに指摘されている[19]。これは肥前国大村藩領で起こった郡崩れでも同じであった[20]。本節では、その指摘をふまえつつ、豊後崩れの過程にみる信徒摘発の実態について考えてみよう。

信徒摘発は、長崎奉行の指導のもと、藩が実働部隊となって探索の上、捕縛するという方法で実施された。その際、基本的には摘発された信徒を長崎に召喚し、長崎奉行のもとで吟味が行われている。たとえば「私領内切支丹類門之者三拾人捕之、城下ニ籠舎申付置候様ニ与被申越候[21]」とあるように、まず臼杵藩が長崎奉行から指摘された信徒を臼杵城下の籠舎に拘束した。そして、「去年黒川与兵衛（長崎奉行）預ケ置被申候きりしたん、新規ニ召捕候きりしたん十五人、右合三十五人者、御領分（臼杵藩領）ゟ召寄申候[22]」とあるように、藩は被疑者を長崎へ送還した。

ただし、つぎにあるように、被疑者全員が長崎に召喚されたのではなかったようである。

一、……爰元へ被仰越候きりしたん宗門之もの十三人之内、渡部宗覚領葛木村権之丞・同村六左衛門・同村北十三郎、此三人之者、去年爰元へ捕寄申候

一、拾三人之内勘三郎・庄吉・十三郎幷ふり・さん・おま・六左衛門女房・北十三郎女房、男女八人御捕せ、爰許へ御越可被成候[23]

このように、長崎奉行主導のもとで摘発と吟味が進められていたことが確認できる。

その上で、ここで注目したいのは、久土村長熊が臼杵藩に対して複数の者を訴人した経緯である。

一、久土村長熊与申者、是者去年三月、其身之母妹弟三人を訴人仕、其節長崎江参罷帰候者ニ而御座候、当六日、又類門拾三人訴人仕候、此内壱人者右長崎ゟ申参候三拾人之内ニ而御座候、此段則長崎甚三郎（長崎奉行松平甚三郎）殿へ申達、只今城下ニ右之拾二人茂籠舎申付置候、右之類門之書付茂、則進之申候[24]

これによれば、寛文7年（1667）3月、長熊は自身の母・妹・弟を訴え、いっしょに長崎へ召喚された後、在所へ帰ってきたという。さらに長熊は、寛文8年9月に信徒13人を訴えた。そのうちの1人は長崎奉行が摘発した30人のうちの1人であった。このことは長崎奉行松平甚三郎に報告された。長熊が訴えた残り12人が、臼杵城下で籠舎を命じられたとされる。この長熊には興味深い史料がある。

長熊訴人仕候拾弐人之者籠舎申付候段、又長熊儀ハ在所ニ召置候様子、松平甚三郎（長崎奉行）様・河野権右衛門（長崎奉行）様へ一々申上候へ者、御両所被仰候ハ、拾弐人之者ともハ籠舎不申付候而、先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候、就夫、拙者申上候ハ、此以前ゟ致訴人候ものハ早速召捕、訴人共ニ長崎へ早々召連参候、……御奉行衆被仰候者、右之長熊致訴人候者共ハ其村ニ預置候而可然ニ、籠舎申付候儀者如何与被仰候、其時拙者又申上候ハ、彼もの共在所久土村之儀者、大かた不残類門之由ニ而、長崎へ被召寄たる跡之儀ニ候へハ、預置可申様も無御座候、其上能登守領分之もの共ニ内々申渡置候ハ、宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハヽ、其

村所ニ而ハ曽而沙汰不仕候而、宗門奉行方迄罷出隠密ニ申聞候様ニと、常々申聞置候処ニ、此長熊儀ハ右之申付を相背、今度訴人仕候様子共も其村之ものニも申聞せ、其上追付長崎へ罷越由ニ而、せんた（さヵ）くなとをも仕、其村所之者も端々致風聞候様子ニ御座候故、沙汰なしニ仕候儀ハ、中々難成わけニ而御座候通、具ニ申上候へハ、御両所被仰候者、右之わけニ而候へ者、籠舎被申付置候へハ一段能候間、先其通ニ仕置可申由被仰、長崎へ被召寄候儀ハ如何様共不被仰候、惣而此長熊儀ニ不限、此已後訴人ニ罷出候もの有之候ハヽ、先隠密ニ仕候而、様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間、内々左様ニ可被相意得候[25)]

これによれば、長熊が訴えた12人の者に臼杵藩が籠舎を申しつけたことに対して、長崎奉行の松平甚三郎・河野権右衛門は否定的で、内証に処理したい旨、臼杵藩宗門奉行の伊藤又左衛門に話したという。伊藤は、これ以前から訴えられた者についてはすぐに召し捕り、長崎へ送還してきたと応じた。これに対して長崎奉行は、長熊が訴えた者を籠舎にするのではなく、在所の村に預けるのがよいのではないかと尋ねたところ、伊藤は在所の久土村はおおかた信徒であるので、長崎に召喚される前に村に預けても意味がないと答えた。さらに、領民に内々に申し渡していることは、宗門について不審なことがあったならば、あからさまに訴人するのではなく、隠密に藩に報告するようにと常々言い聞かせているという。長熊が今度やったことはこの申しつけに背くものであり、その村民にも知れ渡っている様子なので、何か処置しないわけにはいかなかった。そこで藩は籠舎を申しつけたのだという。それならば長崎奉行も同意するとしたが、長熊に限らず、これ以後、訴人を申し出る者がいたならば、まず隠密に申し出るようにさせ、その対応について長崎奉行に伺いをたてるべきだというのが長崎奉行の意向である、と伊藤は了解したという。

この史料に基づいて三野行徳は、寛文8年（1668）段階では信徒を根こそぎ摘発するのではなく、内々に探って事件化をできるだけ避けようとする「隠密内証」主義がとられていたと指摘した[26)]。その指摘をふまえて、別の角度からこの史料を検討してみる。

信徒の摘発にあたっては、あくまで長崎奉行のもとで訴人の情報を一元的に

管理し、それにそって藩に被疑者を捕縛させた上、彼らを棄教させることが目指されていた。しかし、今回の場合は「久土村長熊於臼杵致訴人候」[27]とあるように、久土村の長熊が臼杵藩に訴えたものである。長崎で吟味を受けた者が訴人した、長崎奉行主導のもとでの摘発とは異なる。長崎奉行はいったん在所に預け置くのがよいと考えたが、在所の村民が「大かた不残類門」であると気づいていた臼杵藩は、それでは意味がないと考えた。そこで、城下に留め置くことを提案したのであろう。その後、彼らは長崎に召喚され、吟味を受けたと思われる[28]。

上記の経緯から考えると、「隠密内証」主義のもと、すべての信徒を摘発することは意図されておらず、長崎奉行の管理のもとに被疑者が摘発され、その範囲のなかで彼らを棄教させるということだったのではないか。つまり、後に類族改で本人・本人同前とされたのは、あくまでこの手順のなかで摘発され、棄教した転び信徒であって、信徒すべてではない。

なお、史料の不足から、信徒のすべてを摘発することが意図されなかった理由については、残念ながら不明とせざるを得ない。多くの信徒が存在することを把握していた長崎奉行・臼杵藩は、根こそぎ摘発したのでは村社会を維持することが難しくなると考えたのではないか。そこで、一定数の摘発を進めつつ、棄教させた者への監視を厳密にすることによって信徒の間を分断し、「切支丹」の根絶を図ろうとしたと推測しておこう。

いずれにしても、被疑者は長崎奉行が把握する限りにおいて摘発され、棄教した転び信徒が助命の上、在所へ返された。そして、藩の責任のもとにその異動が監視されることになる。そのもとで確定した、本人・本人同前の親族を管理する仕組みとして成立したのが類族改制度である。したがって、実際には、この手続きから除外された者が数多くいたものと思われる。彼らは宗門改制度のもと初めから寺院に帰属する者として扱われたから、この者たちの親族は当然類族とはならなかった。とすれば、本人・本人同前と確定された者およびその親族と、その手続きから外れた者およびその親族との差異は、紙一重であったであろう。村社会において、類族と非類族の心理的な境界はそれほど明快なものではなかったのではなかろうか[29]。

3. 類族改の射程

類族改は貞享4年（1687）に監視規定が定められ、元禄8年（1695）に類族の範囲が示されて制度化された[30]。マレガ収集文書には、17世紀後期から末期に作成された類族帳（断片を含む）がいくつかあるので、本節ではこれを分析して、類族改に内在する民衆統制の特徴について検討してみよう。

もっともまとまっているのは、元禄元年10月付（表紙に記載、末尾に元禄3年8月に校合の記述あり）の岡藩領大野郡市万田（いちまんだ）組の「耶蘇宗門類族帳」[31]である。本帳面の本文の記載は、つぎのようになっている。まず、「古切支丹」という本人・本人同前の者が家族関係を基軸に列挙され、その後にその関係の類族が並べられている。たとえば、本帳面の冒頭、藤右衛門に始まる家族を見てみよう。藤右衛門・つや（藤右衛門妻）・なつ（藤右衛門妹で又左衛門妻[32]）・茂右衛門（藤右衛門子）・仁左衛門（藤右衛門子）の5人が本人・本人同前としてあげられ、そのつぎに、藤右衛門類族18人、茂右衛門類族19人、仁左衛門類族21人が続き、「右之類族、此外無御座候」との文言で一区切りとなる[33]。

藤右衛門類族として最初にあげられているのは、藤右衛門父（主計）と母で、以下、藤右衛門が棄教した後の子やそれらの妻（藤右衛門の嫁）・夫（藤右衛門の聟）、それらの子・孫（藤右衛門の孫・曽孫）が並ぶ。ここで注目されるのは、藤右衛門の父母が類族とされていることである。類族といえば、転本人・本人同前の子孫のことと思いがちであるが、17世紀末、類族改が始まったばかりの頃は、必ずしも子孫に限定されていなかった。

臼杵藩領の類族帳も見よう。つぎの史料は同じ形式の断簡である。

御当領に而本人　　後又右衛門
一、誓願寺村　　妻せん
去未ノ年（延宝七年）、肥後御領大分郡迫村道雲（せん実父）類族ニ娘と出ル
此妻父、肥後御領大分郡迫村道雲、切支丹宗門、寛永元年転候、此者ノ父不転已前出生仕、今度本人同然罷成、八拾三歳ニ而、延宝六年午ノ六

月廿五日ニ痰証（症）ニ而病死、真宗専想寺取置

類族

此久兵衛、先年相果候、年号月日、取置之寺不知候

肥後御領大分郡

妻父（又右衛門実父）　久兵衛

此妻、先年相果候、年号月日、取置ノ寺、歳、不知候

右道雲

妻母（又右衛門実母）　妻

此又右衛門、四拾五歳ニ而、寛永十三年十二月廿五日ニ死罪、死骸被下、真宗専想寺取置

誓願寺村

妻夫　又右衛門

去未ノ年（延宝七年）、御帳ニ肥後御領迫村本人道雲聟と出ル[34]

ここでは、誓願寺村のせんという女性について、寛永元年（1624）に棄教した道雲（延宝６年〈1678〉に病死）が転ぶ以前に出生したというので、本人同前である旨、記載されている。せんの説明の冒頭に「御当領（臼杵藩領）に而本人」との記載があることから、せんは父親の道雲の転び以前の出生の子として、本人同前であるとともに、自身も信徒であったのだろう。

その上で、その類族として、夫の又右衛門（道雲の聟）とその両親がそのつぎに並べられている。夫とともに、せんにとっての舅・姑が記載されていることになる。夫又右衛門は寛永13年に死罪となっていることから、棄教しなかったのだろうと判断できる。しかし、又右衛門の実父母（せんの舅・姑）がいつ亡くなったのかはわからないとされ、信徒だったかどうかも不明である。そこで、嫁のせんの類族として記載されたということではないか。

さらに、このせんに関して、元禄元年（1688）９月付の類族「死失者帳」（熊本藩領で死亡した類族の帳面）には、つぎのような記載がある。

臼杵御領誓願寺村本人

一、又右衛門妻之類族

右又右衛門妻之祖父

一、道甫

右道甫、豊後国大分郡迫村百姓、寛永九年申十月三日、八十歳ニ而病死、浄土真宗同郡鶴崎町光福寺取置申候

右又右衛門妻

一、祖母

「此祖母（付箋・朱書）、右道甫同断」

右祖母、豊後国大分郡迫村百姓道甫妻、寛永八年未三月五日、八十歳ニ而病死、禅宗同郡関門村補陀寺取置申候[35]

これによれば、せん（又右衛門妻）の類族として、実祖父母（祖父のみ名前が道甫（どうほ）とわかる）があげられている。祖父の道甫は寛永9年（1632）に、祖母は寛永8年に病死しているが、信徒であったかどうかはわからない。

このように、類族改がルーティン化する以前[36]、類族として治者の把握対象とされたのは、本人・本人同前の子孫ばかりではなかった。本人・本人同前の実父母・実祖父母のほか、他の事例では別の親族があげられているケースもある。類族の範囲は親族が広く想定されていたということである[37]。しかし、18世紀以降、治者が監視対象とする類族は本人・本人同前の子孫に絞られていく。それは時代が下るにつれて、本人・本人同前とともに、祖父母・父母・伯父伯母・叔父叔母・兄弟姉妹が死去していったからであろう。結果、本人・本人同前の子孫のみが類族となった。

以前、類族とは、森田誠一が忌みがかり的なカテゴリーであると指摘した[38]ことから、筆者は家族につくのではなく人につく属性だと指摘したことがある[39]。確かに類族改は個人の属性を把握する行為であった。子孫類族の範囲が男系5代・女系3代であったというのは、男性を重く見ている表れではあるが、それがただちに家父長制的家族関係と結びつくかどうかは疑問である。17世紀中後期、小農自立が進み、百姓の家が広範に成立したことは事実だが、近世では家という集団はまだ未成熟であったのではないか。一家一寺が言説の上で常識となるのは近世後期であって[40]、そうした状況では少なくとも家の宗教という意識は希薄であったと筆者は考える。

おわりに

本稿では、17世紀中期に起こった豊後崩れにおける摘発の特徴を検討しながら、この事件が17世紀末期に成立した類族改制度にどのように結実していったかを考えてきた。まとめると以下のようになる。

「切支丹」イメージの貧困化がまだ進んでいない17世紀では、生身の信徒と観念上の「切支丹」との乖離は小さい上、心中では棄教していない者も想定されたから、形の上で棄教させた後の彼らの監視は必然であった。しかし、多くの信徒が存在することを把握していた幕府・藩は、村社会の維持のためであろうか、すべての信徒を根こそぎ摘発することはしなかった。長崎奉行の管理のもとで掌握した限りの被疑者を摘発し、棄教させた上で彼らへの監視を厳密に行うことによって、信徒の間を分断した。この過程で本人・本人同前と認定された者を起点に、彼らの親族が類族とみなされ、治者によって管理された。当初、本人・本人同前の祖父母・父母・伯父伯母・叔父叔母・兄弟姉妹も類族の範疇に入っていたが、年長者が死没するにつれ、その子孫男系5代・女系3代の子孫のみが類族となった。個人を起点としたつながりを改める類族改とは、個人の属性を把握する行為とみなされる。

註

1）大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』（東京堂出版、2001年）。

2）註1大橋前掲書、村井早苗『キリシタン禁制の地域的展開』（岩田書院、2007年）。

3）註1大橋前掲書。

4）2011（平成23）年、バチカン図書館にて発見された1万点以上のキリシタン禁制関係史料。第2次大戦前から、サレジオ会宣教師マリオ・マレガによって収集され、1953（昭和28）年にバチカン図書館に送られた。マレガはそのなかの一部を翻刻し、1942（昭和17）年に『豊後切支丹史料』（サレジオ会）を、1946年に『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社）を刊行したが、長い間、原本の所在が不明であった。それが発見された2011年以降、この史料群の整理と保存が進められ（マレガ・プロジェクト）、その成果の一環として、2020（令和2）年、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』（勉誠出版）が刊行された。以下、本稿で使用する史料は、すべて同書からの引用（以下、頁数・史料番号のみを示す）で、適宜、国文学研究資料館運営によるデータベースにより原文書の写真を参照した。

5）大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』（講談社、2014年）、のち講談社学術文庫、2019年。
6）大橋幸泰『近世潜伏宗教論 ―キリシタンと隠し念仏』（校倉書房、2017年）。
7）寛文4年1月2日付「覚書」（255頁、続10）。
8）寛文8年「覚」（286-287頁、続42）。
9）寛文元年8月22日付、（臼杵藩主嫡男）稲葉景通宛、（長崎奉行）妻木彦右衛門書状（248-249頁、続6）。
10）寛文6年12月1日付、（長崎奉行所配下）太田半左衛門・田辺与左衛門・土肥仁兵衛宛、（臼杵藩士）瀬川甚兵衛・森田甚右衛門「覚」（285頁、続39）。
11）寛文9年6月7日付、（幕府宗門改役）保田若狭守・北条安房守宛、（臼杵藩主）稲葉信通書状（306頁、続55）。
12）寛文5年6月23日付、（臼杵藩士）狭間杢左衛門・茂呂太左衛門宛、長須村庄屋善左衛門・同宿主里左衛門「覚」（272-273頁、続27）。
13）臼杵藩が自領の助命者とともに、幕府領の助命者をいっしょにそれぞれの在所へ送還したものと思われる。
14）寛文5年7月1日付、（臼杵藩江戸詰藩士）加納玄蕃・山田左近宛、3人（臼杵藩国許藩士稲葉図書・渡部主殿・山田縫殿）書状（274-275頁、続29）。
15）延宝6年3月12日付、（長崎奉行所配下）石橋儀左衛門・柳田武兵衛宛、（臼杵藩士）片岡外記・粟屋五右衛門書状（321頁、続68）。
16）寛文6年5月19日付、（幕府宗門改役）保田若狭守・北条安房守宛、（臼杵藩主）稲葉信通（ヵ）書状（277頁、続32）。
17）寛文7年4月4日付、（臼杵藩宗門奉行）岡部忠兵衛・伊藤又左衛門・吉田清右衛門宛、津久見山方庄屋平四郎外村役人書状（491頁、続174）。
18）解脱闇寺住持からも藩へその旨、届けている。寛文7年4月4日付、（臼杵藩宗門奉行）岡部忠兵衛・伊藤又左衛門・吉田清右衛門宛、津久見解脱闇寺頓首座書状（491頁、続175）。
19）村井早苗『キリシタン禁制と民衆の宗教』（山川出版社、2002年）。
20）註6大橋前掲書。
21）寛文8年9月25日付、（幕府宗門改役）北条安房守・保田若狭守宛、（臼杵藩主）稲葉信通「覚」（39頁、正1）。
22）寛文元年4月6日付、（臼杵藩主）稲葉信通宛、（長崎奉行）妻木彦右衛門書状（245頁、続6）。
23）寛文元年閏8月4日付、（臼杵藩主）稲葉景通宛、（長崎奉行）妻木彦右衛門・黒川正直書状（247-248頁、続6）。
24）寛文8年9月25日付、（幕府宗門改役）北条安房守・保田若狭守宛、（臼杵藩主）稲葉信通「覚」（39頁、正1）。
25）寛文8年9月19日付、（臼杵藩宗門奉行）岡部忠兵衛・吉田清右衛門宛、（臼杵藩宗門奉行）伊藤又左衛門「覚」（48-49頁、正6）。
26）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14号、2018年）、本書所収。
27）寛文8年11月3日付、（幕府宗門改役）北条安房守・保田若狭守宛、（臼杵藩主）稲葉信通「覚」（293-294頁、続48）。

28）同上。

29）筆者は、類族とはあくまで人々が重層的に保持している属性の一つで、類族が多数存在した臼杵藩領民の日常生活は、類族と非類族の間で大きく異なるものだったのではないと考えている（大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」〈『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14号、2018年〉、本書所収。

なお、臼杵藩領の場合、幕末まで数世代にわたって信仰を継承した潜伏キリシタンは確認できない。潜伏キリシタンが継承されなかった豊後国内と、幕末まで潜伏キリシタンが継承された肥前国浦上や肥後国天草などの諸地域とはどこが違うのか。その問に対する明快な解答は困難であるが、幕末まで潜伏キリシタンが存在した地域との差異で重要なことは、豊後国では17世紀中期段階でこうした大量露顕が起こったという事実である。この豊後崩れを経て、コンフラリアというキリシタンの信仰組織は破壊されたであろう。佐藤晃洋は、臼杵藩が村を越えて五人組を編成させた事実を明らかにした（「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」〈『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12号、2016年〉、本書所収。領民は地縁を分断された上、豊後崩れの過程で助命された棄教者に対する監視が強化された。そして、この間、藩による管理に背く行為があれば厳しく処分された。17世紀中期の集中的な大量露顕は、その後の潜伏キリシタンが生き延びる可能性を絶ってしまったということであろう。

30）貞享4年6月付「覚」、元禄8年6月付「切支丹類族一件」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊41 憲教類典5』、汲古書院、1984年）454-459頁。

31）元禄元年10月付、岡藩領大野郡市万田組「耶蘇宗門類族帳」（81-172頁、正16）。

32）なお、又左衛門は直北組の帳面に道宿系の「古切支丹」と記載されている旨、注記がある。

33）マレガ収集文書の中には、同形式の類族帳として、貞享4年8月（345-350頁、続79）、貞享4年10月20日（326-333頁、続73）、貞享4年10月21日（335-337頁、続75）、貞享4年11月6日（341-345頁、続78）、貞享4年（338-341頁、続77）がある。

34）延宝8年か、類族帳断簡か（325-326頁、続72）。

35）元禄元年9月「其御領切支丹本人幷本人同前之者之類族、従其元之御帳面外当領居住之死失者帳」（56頁、正10）。

36）註26三野論文。

37）「地方凡例録」巻8（『日本経済大典』34、啓明社、1930年、448頁〈鳳文書館より1992年発行の復刻版を参照〉）では、類族の範囲として「兄弟姉妹伯叔父母甥姪従弟迄類族」の記載がある。

38）森田誠一「『切支丹類族』に現れた血縁の概念」（『社会と伝承』4-2、1960年）。

39）註29大橋論文。

40）朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、2004年）、同『近世仏教の制度と情報』（吉川弘文館、2015年）。

（付記）本稿は、2017～2020年度科学研究費助成事業〈科学研究費補助金基盤研究（B）（一般）〉「近世日本のキリシタンと異文化交流」（課題番号17H02392）の成果の一部である。

臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制

三野行徳

はじめに

マリオ・マレガによって編さんされた『豊後切支丹史料』正続は、これまでキリシタン研究の基礎史料・研究として、とりわけ豊後地域のキリシタンを理解するうえでの重要文献として理解されてきた[1)]。村井早苗氏は、マレガの成果に加え、大分県臼杵市に残された史料をあわせて分析し、17世紀中葉の幕藩関係のなかでの、キリシタン禁制体制の確立過程を描いた[2)]。村井氏の成果はその後通説的理解となり、『大分県史 近世篇Ⅰ・Ⅳ』『大分の歴史 第5巻』『臼杵市史（上)』などの自治体史も、村井論文を基礎として豊後における17世紀のキリシタン禁制を描いている[3)]。

バチカン図書館で発見されたマレガ資料は、マレガが大分・臼杵で収集した、豊後国におけるキリシタン統制にかかわる史料と、原稿やメモなどマレガによる研究の痕跡からなる。平成25年（2013）からの調査により、マレガ資料は総数1万4000点を超えることがわかった。マレガが『豊後切支丹史料』正続の編さんに用いた史料はおもにA1・A2にまとめられており、点数ではマレガ資料全体の1割にも満たないこともわかった。史料集への掲載にあたっても省略や加工がなされており、編さんには明確な意図が存在していたことも判明しつつある[4)]。また、マレガ資料の基礎的性格が、一部の購入史料やマレガ自身の記録などを除き、臼杵藩宗門方役所に保管されてきた、臼杵藩宗門方の職務遂行に関わる文書群であることも判明した。あわせて、大分県・大分市・臼杵市における地方文書や藩政史料の発見と整理、利用環境の整備により、マレガ資料を対象とした新たな研究や、通説の再検討が可能になっている。

マレガ資料の年代からみた基礎的性格は以下のように理解できる。

①臼杵藩におけるキリシタン統制の端緒（～寛文4年〈1664〉）

②宗門奉行によるキリシタン統制の確立期（寛文～享保期〈1661～1736〉）

③定式化したキリシタン統制の記録（～明治4年〈1871〉）

これまで注目されてきた史料は①に含まれるが（A1・A2）、分量的には③がもっとも多い。②は①と③の過渡期であり、臼杵藩において宗門奉行によるキリシタン統制が確立する時期になる。マレガ資料の発見と数量的傾向から従来の研究をみると、定式化したキリシタン統制に関する分析が不足していると考えられる。しかし、残された文書の量や質からは、臼杵藩において定式化したキリシタン統制は、決して形骸化したものだとは考えられない、重要な意味を持っていたと考えられる。残された文書の量は、近世社会におけるキリシタン統制とはいったいどのような行為を指すのか、どのような意味を持ったのかを、定式化したなかからこそ考える必要性を訴えているように思える。

以上から、本稿では、マレガ資料の大部分が、宗門奉行による定式化したキリシタン統制に関わる文書群であることに注目し、①臼杵藩宗門方成立の再検討、宗門方の役割の変容過程、②臼杵藩におけるキリシタン統制とはなにか（絵踏・宗門改の遂行／類族の監視）について検討したい。成立期の宗門奉行の課題（キリシタン統制）とはどのようなものだったのか、定式化していくキリシタン統制とはどのようなものだったのか、という検討を通じて、近世社会におけるキリシタン統制の意味を考えたい。

1．臼杵藩宗門方の成立

(1) 臼杵藩稲葉家の成立と家臣団

臼杵城は大友宗麟により建てられ、大友義統（宗麟の子）改易後、豊臣系の福原直高が入り、福原が豊後府内（現大分市）に転出した後、太田一吉が6万5000石で入ったが、関ヶ原の戦いで敗れた。臼杵藩稲葉家は本国美濃の武将・大名で、織田信長・豊臣秀吉に仕え、関ヶ原の合戦では徳川方に付き、慶長5年（1600）11月に美濃郡上八幡城から臼杵城に入った。臼杵藩の支配地域は豊

後国海部郡・大野郡・大分郡にわたり、5万石余、319町村を支配していた。

臼杵藩の家臣団編制は、すでに『大分の歴史　第5巻』『大分県史　近世篇Ⅰ』『臼杵市史（上）』で分析されているので、これらの研究を参照して、概要をまとめておく。臼杵藩の家臣団は、稲葉氏の臼杵入りにともなって美濃から従ってきた美濃随従家臣を中心とする。臼杵に来た時期と身分により【従行家・遅参家・帰参家・別類／譜代小士・別類】と、のちに家が途絶えた【中絶】とに分かれ、50家が美濃随従家臣の基礎となった。

一方、臼杵でも新たに家臣が登用された。稲葉氏以前に臼杵を支配していた大友氏旧臣を中心に、太田氏の旧臣や他地域の元武家家臣など61家が登用されている。

時期的な編制を見ると、初代藩主貞通期（1600～03）に美濃随従を中心とする家臣団が編制され、二代典通・三代一通・四代信通の時代（1603～73）に、臼杵での家臣登用が進むとともに、美濃随従家臣の分家の登用が進み、五代景通期（1673～94）に家臣団・藩機構の基礎編制を終える。

藩機構の編制は、初代貞通期に美濃随従家臣からなる【老中・組頭・御用役・御近侍・御旗奉行・御鉄砲足軽頭・家中先手5組・旗本組】の【藩首脳―番方】が成立する。その後四代信通期（1641～73）に、「軍役五ヶ条」「覚二十五ヶ条」等の法令の整備による番方の再編を軸とした主従関係の確立が進む。五代景通期の延宝2年（1674）に大規模な藩政改革が行われ、役方の本格的な編制が行われる。

(2) 宗門方成立以前のキリシタン統制

臼杵藩におけるキリシタン統制については、マレガ以降、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』をはじめ、『大分県史』や『臼杵市史』などの自治体史においても研究がなされ、マレガ・プロジェクトの成果としても佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」が発表され、そのおおよその経緯が明らかになっている[5]。以上の研究を参考に概要をまとめると、臼杵藩では、慶長18年（1613）の全国禁教令をうけて、慶長19年からキリシタン統制に取り組みはじめる。臼杵藩のキリシタン統制が本格化するのは寛永11年（1634）

から12年にかけてのことである。家ごとにキリシタンではないことを誓う「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」を提出させ、起請文をまとめた「きりしたん宗門御改之御帳」を作成し、棄教者への絵踏を行い、表面上キリシタンがいない状態を実現している。

正保3年（1646）には「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状之事」「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組前書之事」「貴理志旦御改五人組之御帳」を作成し、改宗者にあらためて絵踏を命じ、五人組の編成による相互監視体制の確立が目指された。

後述するとおり、臼杵藩において、キリシタン統制を専管する「宗門奉行」が成立するのは寛文5年（1665）のことである。それでは、宗門奉行が成立する前の、寛永や正保のキリシタン統制は誰が担っていたのだろうか。

マレガ資料には、寛永12年「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」が大量に残されている[6]。マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』では、おそらく起請文が大量に残存していたため、この起請文に関わる情報が表にまとめて提示されているが、残された大量の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」には、キリシタン統制初期の実態を知るための豊富な情報が記されている。「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」は、家族・名子・下人を含む「いえ」の構成員がキリシタンではないことを誓う起請文で、「いえ」単位で作成され、旦那寺が押印して提出されている。この宛先を見ると、「御奉行」として2・3名の藩士に宛てて提出されており、以下の藩士の名前をみることができる。

伊藤兵太夫（大組鉄砲足軽頭）　片岡三郎兵衛（五番備頭平番）　岡部三左衛門（六番備頭平番）　上川清兵衛　日下四郎左衛門　野村武左衛門　山本九右衛門　後藤市郎右衛門　伊藤新右衛門　吉田平太夫　土屋次郎左衛門　牧田弥左衛門

臼杵藩の役職補任録である「諸執役前録」より役職が判明したものにはカッコで役職名を記載している[7]。大組鉄砲足軽頭伊藤兵太夫をはじめとする先手番士たちが起請文の宛先となり、起請文を集めていたことがわかる。「御奉行」と肩書されるものもあることから、寛永12年のキリシタン統制にあたって、臨時の奉行役が設けられたのかもしれないが、その点は未詳である。

次の大規模なキリシタン統制は、正保3年「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の作成である。同様に宛先をまとめると、

伊藤兵大夫（大組鉄砲足軽頭）　宇佐美十右衛門（二番備頭御鉄砲頭）　後藤右馬助（一番備頭御使番）　岡部五郎兵衛（公事聞役）　小川伝左衛門　弥藤太郎　清水勘左衛門　岡部右兵衛　小川猪左衛門　小倉五郎八　片岡三郎兵衛　渡辺太郎八

が「御奉行」として「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組御書物之事」の宛名に2・3名ずつ名を連ねている。伊藤が引き続き担当しており、おそらく寛永～正保期の臼杵藩のキリシタン統制において、伊藤が中心的役割を果たしていたと考えられる。

以上からは、3代一通・4代信通期において、確立過程にあった先手番が中心となって臼杵藩のキリシタン統制を担っていたことがわかる。中心は大組鉄砲足軽頭伊藤兵太夫とみられ、各組鉄砲頭や使番、多くの平番士が2・3名ずつグループとなり、おそらく地域分けをして初期キリシタン統制を担っていたと考えられる。臼杵藩において役方の編制がはじまるのは5代景通の藩政改革においてであるが、そのさい、平番士は役方の人材供給源となっていた。初期の臼杵藩においては、中下級の番士が政策課題に応じて組織され、そうした経験が、景通以降の役方編制の基礎となっていったのではないだろうか。

(3) 宗門方の成立

寛文4年（1664）11月、幕府はキリシタン統制に関わる重要な触を出す[8)]。触は「覚」と「口上之覚」からなる。「覚」は、①いまだキリシタンを広める者まであるため、キリシタン統制を専管する役人を設けること、②キリシタンの存在は名主や五人組は承知しているはずであり、知りながら報告しなかった場合は罪とするのでしっかり穿鑿すること、③末端の信者の露顕が多いが、布教するほどの者は深く隠れているので、しっかり穿鑿して捕らえることが指示されている。続く「口上之覚」は「覚」を補足するもので、①「きりしたん宗門穿鑿之儀、壱万石以上之面々ハ、今度如被　仰出候　役人を定、家中領内毎年無断絶可被相改之事（下線引用者。以下同様）」と、1万石以上の武家にキリシ

タン統制を専管する役人を定めることを指示し、②では1万石未満の武家は役人を定めることは困難なので、この機会にしっかり調査して手形を作成することを指示し、③では幕府領では代官手代のうちに担当者を置くことが指示され、⑤では寺社領門前町では住持・神官が穿鑿することが指示される。「口上之覚」①②③⑤は、「覚」①を具体的に指示したもので、大名はキリシタン統制を専管する役人を定める、1万石未満の領主は調査をして手形を作成する、幕府領は代官手代に担当者を置く、寺社領は住持・神官が担当するなど、あらゆる領主がキリシタン統制を担当する役人を置くことが定められた。また、統制の対象としては「家中之者は不及申、知行名主、年寄、百姓巨細に吟味いたし」と、領民だけではなく家臣団も主たる統制対象としている点も重要である（本書の三野行徳「近世武家社会とキリシタン統制」を参照）。「口上之覚」④は「此已前きりしたんにてころひ在之ものハ書注之」と、この穿鑿において以前にキリシタンであった者（転びキリシタン）の捕捉が指示されている。この触は、㋐キリシタン統制担当役人（宗門奉行）の設置が幕府主導で全領主層に命じられたこと、㋑統制の対象が武家家中も含めたあらゆる人々に設定されたこと、㋒元キリシタンの捕捉が指示されたこと、の3点において、その後の幕藩体制におけるキリシタン統制を方向付ける重要な意味を持った。

臼杵藩では、この触をうけて寛文5年（1665）に高宮八右衛門正勝（100石、大坂御留守居）、岡部忠兵衛忠優（150石、稲葉伊賀吉住組御使番）、伊藤又左衛門正忠（200石、加納帯刀清也組御鎗奉行）の3名を宗門奉行に登用し、以後、3人体制を基本としてキリシタン統制（職務については後述）に従事させた。以後、幕末までの宗門奉行就任者をみると、平均200石程度の中級藩士が任じられ、主な供給源は先手組平番士であった[9]。宗門奉行から使番・郡奉行・大目付へ転じる場合と、最終職となって免・隠居の場合があった。元禄8年（1695）に役料が20俵となり、下役は2～4名が附属せられた。本稿では、この寛文5年に設置された宗門奉行を中心に、下役2～4名とともにキリシタン統制を担う役所（史料上は「宗門奉行」「宗門方」「宗門方役所」など）を、宗門方と理解しておく。

なお、第2節でみるキリシタン統制には、地方支配と関わっては郡奉行・代

官、町方支配と関わっては町奉行、寺社人支配と関わっては寺社奉行との連携が必要となる。ここで、これら関連部署の成立についてもまとめておく。

臼杵藩の役職補任をまとめた「諸執役前録」によると、郡奉行の成立は「古代御家中地方ニ而手前収納之節郡奉行者役人御免ニ而不出」「信通公御代迄此役者御郡代役ト記録ニ有之」とあり、初代の小川又左衛門は「慶長五年九月頃之書付ニ有之」「町奉行ゟ兼帯」とあることから、「郡代」として慶長期（1596～1615）より置かれていた。町奉行とあわせて、臼杵藩においてもっとも早く設置された役方である。代官は、成立年は不明だが延宝以前に成立しており、延宝2年（1674）の改革で定員6名に増加している。郡奉行の職掌との関係は、郡奉行は地方の諸事、代官は年貢に関することを主掌するよう定められている。寺社奉行の設置は遅く、「信通公御代迄ハ寺社奉行無之宗門奉行ゟ寺社之用事取次達し宗門奉行無之以前之事未詳也　物書一人附」とあるように、宗門奉行よりも遅い延宝2年の景通の藩制改革においてであり、それ以前は宗門奉行が寺社方の諸事も担当していた。新設の寺社奉行の職掌は「掌僧徒社人事」とあり、寺社方の人別に関わることだったと考えられる。就任者の石高は宗門奉行よりも高い300石～500石程度である。

マレガ資料に見られる宗門奉行の職掌との関わりからは、地方の人別把握・類族管理・絵踏の実施において郡奉行・代官と、町方の人別把握・類族管理・絵踏の実施においては町奉行と、僧侶社人の管理や寺での絵踏、旦那寺の管理については寺社奉行と、職掌の重複・調整があったと考えられる。

臼杵市に残された「天和元辛酉年景通侯御代分限帳」から関係職を抜き出すと、

寺社奉行　250石　小川弥兵衛
宗門奉行　150石　矢野兵左衛門　130石　石田弟右衛門
　　100石　岩手六左衛門
郡奉行　　150石　大脇又右衛門　150石　成水三四郎
　　100石　大脇十左衛門
宗門下役　30俵3人扶持　三浦平助　30俵3人扶持　北野弥次兵衛
御代官（役料各35俵）　50石　宇佐美九右衛門

30俵2人扶持　高田甚左衛門　東保庄九郎
宇野孫左衛門　南藤左衛門
長野伊佐衛門

のようになる[10]。

(4) 成立期の宗門奉行 ―「豊後崩れ」への対応―

寛文・延宝期を挟む万治3年（1660）から天和2年（1682）頃、臼杵・岡・府内藩など豊後国諸藩で、潜伏キリシタンの大規模摘発が長崎奉行主導で行われた。通称「豊後崩れ」とよばれるこの大規模キリシタン露顕事件は、村井早苗氏によって分析され、幕府主導の「演出された露顕」と評され、通説的理解となっている[11]。

臼杵において、「豊後崩れ」の最初の露顕事件は万治3年のことである。マレガ資料A1・A2には、寛文元年（1661）～寛文12年（1672）の臼杵におけるキリシタン摘発に関する史料が多く残されており、松澤克行氏によって分析がなされている[12]。この時期の豊後国における大規模キリシタン露顕と、幕府の寛文4年令をあわせて考えると、幕府の寛文4年令は、17世紀中葉の大規模キリシタン摘発を背景に出され、全国的なキリシタン禁制システムの再編を企図したものだと理解できる。臼杵藩は摘発の当事者であり、新設の宗門奉行3名にとっての最初の任務は、豊後崩れを適切に処理することにあった。豊後崩れについては、村井氏の研究をはじめ多くの先行研究があるのでここで詳細は述べないが、宗門奉行の職務という関心から、臼杵藩における「豊後崩れ」の処理に関して、以下の史料を見ておきたい。

史料1[13]　マレガ資料A2.2.8.1

覚

一、去ル十四日爰元致発足同十六日長崎へ致（到）着即日御奉行所へ罷出御使之趣申上幷長熊訴人仕候拾弐人之者籠舎申付候段又長熊儀ハ在所ニ召置候様子松平甚三郎様河野権右衛門様へ一々申上候へ者、御両所被仰候ハ拾弐人之者ともハ籠舎不申付候而③先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候、就夫拙者申上候ハ此以前ゟ致訴人候ものハ早速召捕訴人

共ニ長崎へ早々召連参候、終ニ前廉ニ御左右申上たる儀者無御座候、今度之儀者能登守島原ニ罷有候へハ留主居之もの方ゟ長熊致訴人候様子島原迄申越候ニ付幸私使ニ罷越候へ者乍次而右之段をも申上候様ニと能登守申付候由申上候得者御奉行衆被仰候者右之長熊致訴人候者共ハ其村ニ預置候て可然ニ籠舎申付候儀者如何与被仰候、①其時拙者又申上候ハ彼もの共在所久土村之儀者大かた不残類門之由ニ而長崎へ被召寄たる跡の儀ニ候ハ預置可申様も無御座候、③其上能登守領分之もの共ニ内々申渡置候ハ宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハヽ其村所ニ而ハ曽而沙汰不仕候而宗門奉行方迄届出隠密ニ申聞候様ニと常々申聞置候処ニ此長熊儀ハ右之申付を相背今度訴人仕候様子共も其村之ものニも申聞せ其上追付長崎へ罷越由に而せんた（さ）くなどをも仕其村所之者も端々致風聞候様子ニ御座候故沙汰なしニ仕候儀ハ中々難成わけニ而御座候通具に申上候へハ御両所被仰候者右之わけニ而候へ者籠舎被申付置候へハ一段能候間先其通ニ仕置可申由被仰長崎へ被召寄候儀ハ如何様共不被仰候、惣而此長熊儀ニ不限此②已後訴人ニ罷出候もの有之候ハヽ先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間内々左様ニ可被相意得候

一、市浜村与吉女房たつ今度与吉類門之者之由ニ付籠舎仕候付此与吉儀ハ長崎ニ而御断申　上度と申分之通是又長崎ニ而御奉行衆へ得御内意候処とかく加様之者長崎へ参候而ハ如何敷思召候間成程不参様ニ可仕由御内意ニ而候間たつ申分有之候共成ほと其元ニ而御とめ可有候、其上ニ而も達而参度と申候ハヽ先押へ置此方迄其様子一左右可被仰越候、以上

九月十九日　　伊藤又左衛門

岡部忠兵衛殿

吉田清右衛門殿

これは、寛文8年（1668）に起こったキリシタン露顕の処理に関する書簡である。久土村の長熊が、近縁のものがキリシタンであると長崎奉行に訴人をしたことで事件化する。この史料は、訴人長熊の扱いについて臼杵藩宗門奉行伊藤又左衛門が長崎に赴き、長崎奉行松平・河野と豊後崩れの対応について打ち合わせた経緯を、同役の岡部忠兵衛・吉田清右衛門に宛てて報せた書簡である。

宗門奉行の臼杵におけるキリシタン問題に関する認識や、事件の処理のありかたについて、以下の2点を指摘しておきたい。

下線部①は、伊藤が長崎奉行に領内キリシタン問題に関して述べた箇所である。伊藤は「其時拙者又申上候ハ彼もの共在所久土村之儀者大かた不残類門之由ニ而長崎へ被召寄たる跡の儀ニ候ハ預置可申様も無御座候」と述べる。すなわち、キリシタンの密告のあった久土村について、久土村の住民はおおかたキリシタンの疑いがあるので、訴えられた12人を久土村に預け置いておくことはできないというのである。臼杵における豊後崩れの勃発から8年が経過しているが、このときの宗門奉行の姿勢は、キリシタンの疑いのあるものを根こそぎ摘発する、というものではなく、消極的なものであったことがわかる。こうした姿勢は長崎奉行にも共通していたことが、下線部②から見て取れる。長崎奉行は伊藤に対し、臼杵藩が訴えられた12人に入牢を命じたことについて「先内証此方へ一左右有之度事ニ思召候由被仰候」と、処分を決する前に内々に長崎奉行に問い合わせてほしいと述べ、今後訴人があった場合も、処分を決せずに「先隠密ニ仕候而様子之段早々長崎江窺申様ニとの御心得ニ而御座候間内々左様ニ可被相意得候」と申し含めている。

また、臼杵藩内でのキリシタン問題の処理の仕方について、伊藤は長崎奉行に「能登守領分之もの共ニ内々申渡置候ハ、宗門之儀ニ付不審成儀有之候ハヽ其村所ニ而ハ曽而沙汰不仕候而、宗門奉行方迄届出隠密ニ申聞候様ニと常々申聞置候」と、臼杵藩の領民には、キリシタンの疑いについては村では判断せずに、まず宗門奉行まで隠密に届け出るようにと常々達していた（長熊が直接長崎奉行に訴人に及んだのは想定外だった）と述べている。以上の臼杵藩宗門奉行と長崎奉行のキリシタン露顕をめぐるやりとりからは、長崎奉行も臼杵藩宗門奉行も、【疑い→摘発】ではなく、内々の連絡・調査によって事件化を避ける方針をとっていたと考えられる。臼杵藩宗門奉行は領民に対し、領民がキリシタンの疑いのある者を発見した場合、宗門奉行まで隠密に届け出るよう指示しており、そのことを長崎奉行も了解している。そして、隠密に臼杵藩宗門奉行まで届け出があった場合（訴人）、宗門奉行は処分の判断をせず、隠密に長崎奉行まで伺いをたてるよう長崎奉行が指示しているのである。キリシタン問題の処

分を決する権利が長崎奉行・幕府にあると同時に、連絡を隠密にすることで、可能な限り事件化を防ぐ方針が見て取れる。

この段階での、キリシタン問題の処理における「隠密内証」主義は、その後のキリシタン問題の対処のありかたに大きく影響を与えたと考えられる。次の史料は、享保8年（1723）に類族の親子が欠落したことに関する、庄屋から宗門奉行への報告である。

史料2[14] マレガ資料A4.15.3

（端裏）「イ
走リ内証　前河内村類族惣次郎
同人娘つし三月廻ス」

覚

左転本人　前河内村　当卯
一、前河内村清八孫　惣次郎　四拾八歳
此者真宗尊願寺旦那他領類族ニ出不申候
右惣次郎娘　当卯
一、右同人曽孫　つし　拾壱歳
此者真宗万仁寺旦那他領類族ニ出不申候
右惣次郎幷ニ娘つし弐人共ニ当月廿四日頃ゟ罷出廿六日迄罷帰り不申候ニ付近村一類共方相尋候得共近日ハ参不申候由承候ニ付組境迄人遣尋候得共近日見申もの無御座候由前河内村弁指方ゟ私方江申聞せ候ニ付近組相尋候様ニ申付昨廿七日迄吟味仕候得共弥行方相知不申候、与風欠落仕候儀も可有御座候哉と奉存候、弥御境目相尋させ可申と奉存候、類族ニ而御座候ニ付御内証申上候、以上
卯三月廿八日　広原村庄屋
兵右衛門㊞

宇野仁右衛門様
服部六郎右衛門様
岡部三左衛門様

この報告は端裏に「走リ内証　前河内村類族惣次郎」と書かれ、末尾には

「類族ニ而御座候ニ付御内証申上候」とあり、類族に関する事件の処理はまず「内証」で報告がなされたことがわかる。この場合、内証をうけた宗門奉行は庄屋に対し、内証で道中の関係各所での確認と捜索を命じ、翌4月に親子は帰還する。処理はすべて「内証」で行われ、手続き上、この事件が表面化することはなかったようだ。管見の限り、臼杵藩では類族の異変（変死・欠落など）にさいし、「内証」で処理を進めている。「豊後崩れ」以来、キリシタン問題の処理は内証で処理し、事件化を防ぐという行政手法が採用されていたと推定しておきたい。

2. 宗門方の職務 ―宗門改と類族の管理―

(1) 定式化するキリシタン統制

成立期の臼杵藩宗門奉行は、「豊後崩れ」の最前線の担当者となる。一方、マレガ資料の調査により、臼杵藩宗門方に残された史料の大部分は、定式化したキリシタン統制に関わる記録であることがわかった。それでは、臼杵藩において定式化したキリシタン統制とはどのようなものだったのだろうか。

マレガ資料に見られる定式化したキリシタン統制とは、【A絵踏（宗門改）の遂行】、【B類族を中心とする人別管理】である。【絵踏】は制度化していき、統制対象は【元キリシタン（転本人・本人同然)】から【類族】へ推移していく。この制度化と統制対象の変化はどのような意味を持ったのか、以下検討したい。

(2) 類族とは

キリシタン統制の定式化を検討するうえで重要なのが、貞享4年（1687）に幕府が出した、元キリシタンの捕捉に関する触である[15]。この触は、以前にキリシタンであり、棄教して在所に戻って居住している者について、棄教した経緯や現状の調査を命じるもので、重要なのは元キリシタン及びその子孫の分類が設定されたことである。すなわち、棄教者を「本人」、棄教者が棄教する以前に生まれた子を「本人同然」、棄教後にできた子・本人同然の子を「類族」とし、キリシタン統制の対象として捕捉しなければいけないのは本人・本人同然

と、その子孫の類族であることを定めたのである。類族の規定についてより詳しく指示したのは元禄8年（1695）の「切支丹類族一件」で、本人・本人同然から数えて、男系は玄孫、女系は孫までが類族として捕捉され、以後は類族を離れることになった（図1）[16]。この触により、本人・本人同然・類族は、生涯にわたって移動・異動（病死・変死・出生・新縁・住居替・帰住・欠落・死罪・出家・遁世・剃髪・養分・義絶・離別・他行）を、文書を通じて詳細に捕捉されることになったわけである。そして、先に見たとおり、捕捉から洩れた場合、類族が所在する村や町、武家の組の担当者は「内証」で宗門奉行に連絡をし、解決をはかる体制が構築された。

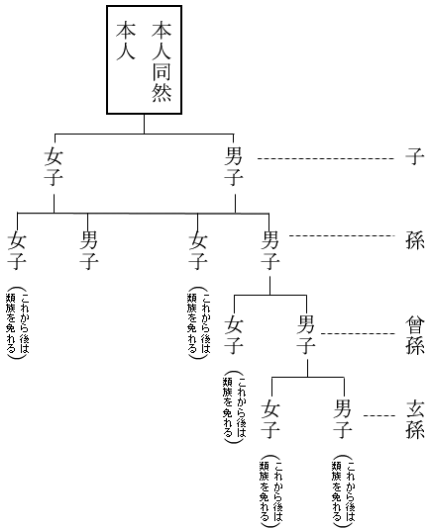


図1　元禄8年における類族の規定

類族の移動・異動の捕捉は膨大な事務を惹起する。臼杵藩領丹生原組の庄屋を勤めた池見家に残された、類族に関する「諸願」を年ごとに書き留めた「諸願跡書」の冒頭には、以下のように記されている。

史料3　池見家文書　享保3年（1718）　諸願跡書[17]

覚

一、男類族縁組之事、子と出候分外者願出ニ不及但女方類族ニ而も候者申合両方ゟ願可出候事、但し類族ニ而候得者男と類族之わけ書出ス、女之方類族ニ而無之候得者書出不及候

一、類族之者他出商売或ハかセきニ参事、五ヶ月七ヶ月之逗留ハ此間之通願書付指出可来候事

一、五ヶ月七ヶ月過或ハ年を越逗留仕度由願候者以前願書差出可申候、其上ニ而趣次第可申付候事

一、宗門御奉行様御式日　　但七月十六日ゟ廿日ハ

壱月六度宛　四日　　毎日十月十六日右同断
　　十日
　　十四日
　　十九日
　　廿四日
　　廿八日

類族の捕捉に関する文書規定と注意事項が冒頭に記され、月6日の式日が設定されている。式日に類族に関する「諸願」を受け付け、以下の職務A・Bを処理するのが、宗門奉行の基礎的な業務となる。

(3) 職務A　絵踏の遂行

絵踏（本稿では、踏まれる絵を「踏絵」、踏む行為を「絵踏」とする）とは、キリストやマリアの描かれた「踏絵」を踏ませることで、踏むという行為によって、自身がキリシタンではないことを証明するものである。九州諸藩では、一般的に年に1回、正月から2月にかけて、あらゆる人々が長崎奉行から借用した真鍮製の踏絵を用いて絵踏を行っていたことが知られている[18]。しかし、マレガ資料からは、少なくとも臼杵藩においては2種類の絵踏が行われていたことがわかった。以下、それぞれの絵踏について検討する。

①毎年1月末～2月にかけて行われる絵踏

臼杵で初めて絵踏が行われたのは寛永11年（1634）といわれている[19]。以後、第1節でみた寛永12年の起請文作成や、正保3年（1646）の請状作成においても、絵踏を行い棄教した経緯が記される。臼杵藩において絵踏が定式化していくのは、宗門奉行設置から10年以上経った延宝5年（1677）のことで、以後、長崎奉行から真鍮製踏絵を借用し、全町人・百姓を対象として隔年の絵踏が開始される。延宝7年（1679）には藩士の家も絵踏の対象になり、貞享2年（1685）には寺院の男女・山伏が、元禄元年（1688）には僧侶も絵踏の対象となり、以後、毎年絵踏が実施されるようになる[20]。

それでは、臼杵藩における絵踏の対象者はどれだけ存在したのだろうか。元禄5年の臼杵藩の絵踏対象者調査をまとめたのが、表1である[21]。調査は臼杵藩

表1　元禄5年人高御帳（臼杵市文化財管理センター所蔵）

①武家

	組	人数	男	女	男上	男下	女上	女下	増減
臼杵藩稲葉家中	稲葉右衛門助組	209	115	94	31	84	34	60	
	片岡伊織組	251	138	113	39	99	36	77	
	渡辺甚太夫組	166	79	87	26	53	28	59	
	稲葉儀太夫組	196	107	89	31	76	30	59	
	岡部忠蔵組	171	86	85	27	59	27	58	
	渡辺七右衛門組	196	102	94	26	76	32	62	
	御老中御用人御側衆	124	69	55	11	58	10	45	
	大津留才兵衛川崎求馬支配	884	475	409	133	342	120	289	
	御医師御伽衆	86	43	43	22	21	19	24	
	御部屋給人小侍□	398	219	179	119	100	105	74	
	粟屋五右衛門水谷関内支配	244	133	111	80	53	70	41	
	宗門方支配附人共ニ	26	14	12	9	5	9	3	
	御郡方支配附人共ニ	100	65	35	19	46	15	20	
	太田四郎左衛門林弥平太支配	166	78	88	67	11	76	12	
	野村了順支配	58	30	28	25	5	22	6	
	長瀬清三郎支配	7	4	3	3	1	1	2	
	大脇武兵衛井上左平太支配	39	20	19	17	3	13	6	
	品川太兵衛井水清次郎伊藤与助支配附人共ニ	136	71	65	52	19	47	18	
	佐治弥市郎井水杢左衛門支配御門番共ニ	227	129	98	98	31	77	21	
	御破損方支配附人共ニ	154	79	75	49	30	57	18	
	中村惣助支配	38	22	16	9	13	8	8	
	志賀市右衛門原井長右衛門支配	11	7	4	6	1	3	1	
	成水平吉支配	18	9	9	4	5	5	4	
	金子久八支配	61	48	13	8	40	7	6	
	荒巻新兵衛支配	72	37	35	26	11	25	10	
	稲葉用左衛門後藤作兵衛支配	6	6	0	6	0	0	0	
	御殿守方役人附人	1	1	0	1	0	0	0	
	大脇武兵衛井上左平太組	51	37	14	7	30	3	11	
	後藤作兵衛組	20	19	1	4	15	1	0	
	稲葉用左衛門組	21	18	3	3	15	3	0	
	稲葉武右衛門組	29	23	6	3	20	2	4	
	若林仁左エ門組	26	20	6	1	19	3	3	
	中西禮之助組	22	17	5	1	16	4	1	
	芝崎甚之丞組	24	20	4	3	17	1	3	
	稲川与三左衛門組	18	16	2	1	15	1	1	
	小川忠右衛門組	24	20	4	3	17	1	3	
	上川平七組	26	20	6	4	16	4	2	
	長瀬六右衛門組	21	18	3	2	16	3	0	
	徳丸与左衛門組	10	10	0	10	0	0	0	
	森田又十郎組	12	11	1	0	11	0	1	
	東保清左衛門組	16	11	5	0	11	0	5	
	小野九右衛門組	10	10	0	0	10	0	0	
	元永八内組	10	10	0	0	10	0	0	
	赤川又七組	10	10	0	0	10	0	0	

臼杵藩稲葉家中	引田喜右衛門組	9	9	0	0	9	0	0	
	後藤与兵衛組	10	10	0	0	10	0	0	
	溝辺加兵衛組	10	10	0	0	10	0	0	
	佐藤東助組	10	10	0	0	10	0	0	
	塩月伝七組	32	32	0	0	32	0	0	
	中島九市谷次兵衛組	79	79	0	0	79	0	0	
	荒巻新兵衛組	98	74	24	0	74	24	0	
	御部屋御印之者以下	87	87	0	0	87	0	0	
	監物殿衆月永院殿衆	180	99	81	61	38	65	16	
	伊藤弥次右衛門	9	5	4	3	2	2	2	
	宇佐美弥五太夫	6	3	3	1	2	0	3	
	太田随節	3	0	3	1	2	0	0	
	石丸宗林	4	2	2	1	1	0	2	
	大脇玄無	3	2	1	1	1	0	1	
	長尾蓮久	4	2	2	1	1	1	1	
	高橋休清	6	3	3	1	2	3	0	
	武山加兵衛	3	1	2	1	0	1	1	
	西尾弥四郎請合知仙	3	0	3	0	0	1	2	
	小倉角右衛門請合守玄	3	0	3	0	0	1	2	
	御内所	23	0	23	0	0	6	17	
	御部屋御内所	11	0	11	0	0	2	9	
	右御家中	5,140	3,017	2,123	1,053	1,964	997	1,126	− 29

②非武家

非家中	御礼仕町在医者	68	35	33	20	15	15	18	5
	町中	2,312	1,300	1,012					19
	在中	55,294	29,892	25,402					429
	寺方家内之俗	340	185	155					-9
	出家諸宗	234	234						2
	禅宗僧		78						
	天台宗僧		3						
	真言宗僧		7						
	日蓮宗僧		10						
	浄土宗僧		45						
	真宗僧		91						
	山伏家内之者	93	32	61					6
	山伏天台真言共ニ	51	51						1
	浪人	48	23	25					
	非家中計	58,440	31,752	26,688	20	15	15	18	453
全体計		63,580	34,769	28,811	1,073	1,979	1,012	1,144	424

稲葉家中と非武家に分けてまとめられている。家中は組支配ごとに調査が行われ、組士の家は、武士身分の「上」と、奉公人など非武士身分の「下」に分けてまとめられている。家中は合計5140人（男3017人、女2123人）が、この時点での絵踏の対象者である。非武士身分は居住地ごとに分けられ、町在医者68人、町人2312人、在中5万5294人、寺社方俗人340人、出家諸衆234人、山伏家内之者93人、天台真言山伏51人、浪人48人の合計5万8440人が絵踏の対象者である。家中と非武家をあわせた合計6万3580人が、この時点で絵踏の対象となる。

絵踏の流れについてはすでに多くの研究があるので、ここでは佐藤晃洋氏の研究を参照に概要を紹介するにとどめる[22]。文化14年（1817）の場合、臼杵藩では12月23日に踏絵借用の使者を選定し、年の明けた1月2日に使者が長崎へ出立する。一方、絵踏を受ける地方では、絵踏を受ける者のリストを作成し、絵踏の準備を進める。使者は1月11日に長崎に到着し、踏絵を借用して21日に臼杵に帰着している。絵踏は1月23日から始まり、まず城下・家中・町方で絵踏を行い、2月3日からは在方を二手に分かれて絵踏をして廻る。在方での絵踏が終わると、2月23日に使者が踏絵返却のために臼杵を出発し、3月1日に踏絵を返却して絵踏に関わる一連の流れが終わる。この絵踏を滞りなく遂行することが、宗門奉行にとってもっとも重要な職務である。

②1年を通じて行われる絵踏

正月の絵踏は長崎奉行から真鍮製の踏絵を借用して行われ、大名が独自に踏絵を作成することが禁じられていたことなどから、幕府―長崎奉行―九州諸藩という幕藩制国家の権力編制の一環として機能していたことが明らかにされてきた[23]。しかし、マレガ資料の調査から、臼杵藩では1年を通じて絵踏が行われていたことがわかった。すなわち、江戸詰や大坂詰の藩士、京都に修行に出ていた僧侶、商売で他所にいた者、2月以降に婚姻や養子などで臼杵藩領に引っ越してきた者、正月に重病であった者や欠落していた者など、正月に何らかの事情で絵踏ができなかった者や集団について、絵踏が可能になるとただちに絵踏を行っているのである。そのため、臼杵藩宗門方役所にも踏絵があったことが、以下の史料からわかる。

史料4　マレガ資料A4.60.22.2

（端裏）「宇野仁右衛門様　林角左衛門」

以手紙致啓上候、然者明日海添筋踏絵御改之御触御座候、就夫明日より寄合日ニ御座候間踏絵持参之御役人衆出掛ケニ長屋平兵衛・太田六郎兵衛・拙者山本曽衛門方持参被致候様ニ被仰付可被下候、右之趣為可得御意如此御座候

已上

六月廿五日

これは、享保8年（1723）6月に、臼杵藩領の海添筋の村々において絵踏を行うことについて、地方支配を担う郡奉行林角左衛門が、宗門奉行宇野仁右衛門に相談した書簡で、文中の長屋平兵衛は郡目付、太田六郎兵衛は代官である。関連史料がないので詳細は未詳だが、海添筋の絵踏を地方支配の郡奉行以下の役人が行うため、宗門方役所にある踏絵を借り出すことについて相談していると考えられる。

マレガ資料には、宗門奉行の日記が、明和元年（1764）閏12月と寛政6年（1794）8月の2か月分残されている。内容は宗門奉行の日々の業務を簡潔に記録した業務日誌である。日記には、踏絵を持ち出すことについて、以下のような記述がある。

史料5　マレガ資料A16.1.2.10（寛政六年日記）

（八月）十七日

一、御月番江罷出稲葉源太左衛門先月十六日大坂ゟ罷下候段昨十六日相達候ニ付踏絵為持差遣相改候段御伺申上候処其通被仰付候

右ニ付明十八日踏絵為持遣候段源太左衛門方江申遣

十八日

一、稲葉源太左衛門方江踏絵為持遣相改候ニ付左之通差遣

小頭　　大野善左衛門

付人　　神田寿助

長ハ古川友右衛門組

踏絵持　　圓蔵

右源太左衛門家来之内壱人病気ニ付在所江遣置候由書付差出、尤快気次第可申達由

これは、大坂留守居を勤めていた稲葉源太左衛門が7月16日に臼杵に戻ったと連絡があったため、8月18日に絵踏をすることについての記事である。大坂留守居には稲葉源太左衛門自身の家臣を同行していたためか、源太左衛門の屋敷に宗門方の役人が踏絵を持参して、絵踏が行われている。役人は宗門小頭の大野善左衛門、付人の神田寿助、踏絵持の圓蔵の3名で、踏絵持がいることから、踏絵は何らかの容器に入れて運ばれたと思われる。臼杵帰着から1か月経っているのが気になるが、日付からして、「先月十六日」は「昨十六日」の誤記かもしれない。いずれにせよ、この記事からも、臼杵藩宗門方役所には、踏絵が常備されていたことがわかる。

恒常的な絵踏のありかたについては、以下のような記述も見られる。

史料6　マレガ資料A16.1.2.10（寛政六年日記）

（八月）三日

一、妙蓮寺ゟ使僧書付差出、当時寺方弟子了俚為学向上京仕候所一昨朔日夜罷下候段相達、依之明四日踏絵可申付候間召連当御役所江罷出候様申付置、類族ニ而も無之

四日　踏絵申付候

この記事によると、8月3日に、妙蓮寺の僧侶が京都に修行に出ていたが一昨日夜に臼杵に戻ったという報せがあったため、翌4日に絵踏を行うので宗門方役所に連れてくるよう通達し、4日に宗門方役所で絵踏を行ったことがわかる。臼杵に戻り次第絵踏を行っている。

残された2か月分の日記の記事をまとめたのが、表2・表3である。明和元年閏12月の宗門奉行の処理業務をまとめた表2によると、明和元年閏12月は、18日・26日に宗門方役所にて、他領からの引越者に対して絵踏を実施していることがわかる。寛政6年8月の宗門奉行の処理業務をまとめた表3によると、江戸詰藩士の帰着にともなう絵踏を8月10日・13日、大坂詰藩士・船頭の帰着に伴う絵踏を8月12日・17日・18日、他領よりの引越者や帰参者に対しての絵踏を8月3日・25日・30日と、合計8日間、宗門方役所にて絵踏を行って

表2　明和元年閏12月宗門奉行処理業務

日付	要　　件	身分	類族
2	引越	百姓	非類族
3	在江戸病死／死骸見届け等手続き連絡	中間	類族
4	引越	船頭	非類族
5	学問上京	僧	非類族
6	旦那寺替	百姓	非類族
6	不行跡他村構	百姓	非類族
6	欠落	百姓	非類族
6	欠落	百姓	非類族
6	10人引越	百姓	非類族
7	引越	百姓	非類族
8	5人派遣	僧	非類族
9	欠落	百姓	非類族
10	修学	僧	非類族
11	逗留	船大工	
11	引越	百姓	非類族
11	養子	百姓	
11	結婚引越	百姓	
12	帰寺	僧	非類族
12	引越	百姓	非類族
14	風与出内証	百姓	類族
14	**絵踏伺い**	百姓	非類族
16	引越	百姓	非類族
16	相続	百姓	
17	剃髪	僧	非類族
17	養女	百姓	非類族
18	風与出罷帰	百姓	類族
18	**他領𠮷の引越等8人絵踏**	百姓	
18	国元罷帰	船大工	
18	5人引越	町人	非類族
19	他領𠮷の引越之者檀那寺申渡し	百姓	
19	風与出罷帰	百姓	類族
20	結婚引越	穢多	非類族
20	欠落	百姓	非類族
20	欠落	百姓	非類族
20	引越	百姓	
20	結婚引越	百姓	非類族
21	結婚引越	百姓	非類族
21	引越	百姓	
25	**養子引越絵踏**	百姓	
25	**結婚引越絵踏**	百姓	
25	結婚	船頭	非類族
25	逗留	木挽	
26	引越	百姓	非類族
26	**養子引越絵踏**	百姓	
26	結婚	町人	非類族
28	結婚引越	穢多	

網かけ：類族、**太字**：絵踏関係

いる。1年間を通して行われる絵踏についてはまだわからないことが多いが、臼杵藩では、正月に絵踏を受けられなかった者を対象に、絵踏が可能になり次第、実施していたことは間違いなく、そのため、宗門方役所にも臼杵藩独自の踏絵があったと考えられる。

以上から、宗門方の職務A【絵踏の遂行】とは

①正月から2月にかけて毎年行われる、長崎奉行から借りた2枚の真鍮製踏絵を用い、臼杵藩に関わる全員を対象として行われる絵踏

②①を何らかの理由で受けられなかった者を対象として恒常的に行われる絵踏

の2種類があり、②については、長崎奉行所蔵の踏絵ではなく、臼杵藩で所持していた踏絵が用いられた。これは、類族であるなしにかかわらず、臼杵藩に関わる全員を対象とした、絵踏を通じた人別把握でもあった。臼杵藩宗門奉行の職務とは、絵踏①②を通じて、臼杵藩に人別の存在するすべての人が年に一度、「キリシタンではない」という確認を行うことであり、これにより、手続き

表3　寛政6年8月宗門奉行処理業務

日付	要　　件	身分	類族
3	**上京罷帰絵踏**	僧	非類族
4	病死	町人	非類族
5	不埒脱衣	僧	非類族
5	病死	町人	非類族
6	寺替	百姓	
6	改名	僧	非類族
7	風与出罷帰	百姓	非類族
7	風与出	百姓	非類族
7	寺替	百姓	
7	剃髪	百姓	非類族
7	逗留	僧	非類族
8	上京	僧	
8	欠落	百姓	非類族
9	出家	僧	非類族
9	入籠病気療養のため在所帰住	百姓	非類族
10	**江戸ゟ帰着につき絵踏**	藩士	
11	病死	百姓	非類族
11	御城下構他所預		非類族
11	病死	僧	非類族
12	**大坂ゟ帰着につき絵踏**	船頭	
12	僧籍移	僧	
12	**蔵奉行付人大坂ゟ帰着絵踏**	藩士	
12	高野山登山	僧	非類族
13	秋交代藩士の内類族有無確認	藩士	
13	**江戸ゟ帰着につき絵踏**	藩士	
13	留守中住職申付	僧	非類族
15	寺替	僧	
15	欠落	百姓	非類族
16	入籠	百姓	非類族
17	**先月大坂ゟ帰着につき絵踏**	藩士	
17	病死	僧	
17	弟子願	僧	
18	**先月大坂ゟ帰着につき絵踏持参改**	藩士	
18	病死	藩士	類族
18	剃髪	僧	非類族
19	剃髪		非類族
20	欠落	百姓	非類族
20	風与出	百姓	非類族
20	住持参詣	百姓	非類族
20	湯治願	百姓	非類族
20	江戸修学願	僧	非類族
20	酒造頭司（杜氏）差置願	百姓	
20	奉公人召置願	百姓	
20	奉公人召置願	百姓	
20	奉公人召置願	百姓	
20	奉公人召置願	百姓	
20	弟子引越	僧	
21	欠落	百姓	非類族
23	逗留	百姓	
23	居住改病気延期願	百姓	
23	大坂罷登届	藩士	非類族
23	居住改病気延期願	百姓	
25	欠落	百姓	非類族
25	**住持居住改絵踏**	僧	
25	**居住改絵踏**	百姓	
25	盗品買取入籠	百姓	非類族
25	弟子引越	僧	非類族
25	欠落	百姓	非類族
25	居住改病気延期願	百姓	
25	欠落	百姓	非類族
26	引越	百姓	非類族
26	居住改	僧・百姓	
26	結婚引越	百姓	非類族
27	湯治帰着	庄屋	類族
28	欠落	僧	
28	上京学問修行願	僧	非類族
28	離縁	百姓	非類族
28	欠落	百姓	非類族
30	**他領ゟ当地へ永住引越、欠落帰参之者13人居住改絵踏**	百姓	

網かけ：類族、**太字**：絵踏関係

上は臼杵にはキリシタンは存在しない状態が実現するのである。このキリシタン不在の法的な証明が、臼杵藩宗門奉行のキリシタン統制にとっての最重要課題と考えられる。

(4) 職務B　類族の管理

臼杵藩宗門奉行のもう一つの主たる職務は、類族に関するあらゆる動向を、文書を通じて管理することである。先にみた貞享4年（1687）や元禄8年（1695）

表4　正徳元年本人・本人同然・類族数内訳／元禄・正徳比較表

本人本人同然存命	381			
本人内壱人江戸、59人欠落追放	60			
本人同然欠落追放	28			
本人御当領居住	29			
本人同然御当領居住	270			
本人同然佐伯領居住	1	元禄５年人高御帳との比較		
類族存命	14,865	正徳元年	元禄5年	割　合
給人家内共	98	555	5,140	10.8
小侍家内共	252			
御足軽以下御奉公人	161			
御家中又者	44			
御礼仕町在医師御家内共	5	5	68	7.4
浪人家内共	3	3	48	6.3
出家	47	47	234	20.1
山伏	4	4	144	2.8
町中	203	203	2,312	8.8
在中	12,975	12,975	55,294	23.5
欠落追放	308			
他領居住	765			
公領類族	156			
肥後領類族	159			
竹田領類族	144			
府内領類族	81			
佐伯領類族	182			
諸国類族此分届無之	43			
合計	15,253	15,253	65,380	23.3
	単位（人）	単位（人）		単位（%）

A2.4.7.1「正徳元年卯十一月廿日切極」より作成。

の幕府令に則り、キリシタンの子孫を文書を通じて管理し続けることで、キリシタンの存在しない社会を維持し続けるわけである。そのため、マレガ資料には類族の管理に関する膨大な記録が残されている。

臼杵藩にはどれだけの本人・本人同然・類族が存在したのだろうか。本人・本人同然・類族の総数を記した史料は、管見の限り、正徳元年（1711）の記録があるのみである[24]。試みに、元禄5年の絵踏対象者をまとめた表1の数字を属性ごとにまとめ、正徳元年の類族数と比較したのが表4である。約20年の開きがあるため正確な数字ではないが、おおよその傾向をみることはできるだろう。表4左側を見ると、正徳元年の時点で類族は1万5235人である。元禄元年の人

口と比較すると、臼杵藩に人別のある人々の23.3％が類族であった計算になる。武家の類族は555人で、人口比では10.8％が類族であった。第1節でみたように、臼杵藩士の約半分は臼杵取立家臣であり、そのなかには大友旧臣も多く含まれる。幕府の寛文4年（1664）令でも、「家中之者は不及申」と、家臣団のなかのキリシタンの取締りを強調し「きりしたん宗門近年かろきものとも令露顕、法をもひろむるよき切支丹は不出候」と続けていることからも、キリシタンのなかでも指導的立場にある者の捕捉が急務であった。臼杵藩士の1割以上が類族であったという点は、武家社会のなかの、かつて指導的地位にあった元キリシタンの存在と、幕藩体制にとっての脅威を考えるうえでも重要である。在中の類族は1万2975人で、人口比では23.5％である。在中の類族について重要な点は、表の左側にあるように、欠落追放の類族が308人、熊本藩や岡藩など他領居住のものが765人あり、正徳元年の時点ですでに頻繁な移動が進行しており、捕捉から洩れる危険性があったということである。他領への移動については、九州諸藩の宗門奉行が、送り出す側・受け入れる側双方で文書を交わし合い、捕捉から洩れない体制を作っていたことがマレガ資料からみて取れる。さらに、正徳元年の時点で、本人や本人同然など、存命中の元キリシタンが381人存在している。多くは「豊後崩れ」のさいにキリシタンとされ、棄教して本人や本人同然となった者である。キリシタンであった経験を持つ領民が一定程度存在する状況は、宗門奉行の成立から半世紀近く経った時点でも、キリシタン問題は過去のものとはなっていなかったことを物語る。

このように、臼杵藩では、正徳元年の時点でこれだけの数の類族が存在し、「豊後崩れ」でキリシタンに立ち返ったのちに棄教した本人・本人同然までが一定数存在している。第1節の史料1でみたように、宗門奉行は、発覚していない多数の潜在的なキリシタンの存在の可能性を認識していたわけである。第1節で見た隠密内証での事務処理のありかたは、人口の2割を超える類族の存在、藩士のなかにも1割を超える類族が存在するなかで、事件化を防ぎつつ類族を捕捉するための方法として編み出されたものではないだろうか。

臼杵藩では、本人・本人同然・類族がしっかりと捕捉され続けることにより、少なくとも手続き上、キリシタンは存在せず、キリシタンの子孫はしっかりと

捕捉されている、という状態を実現していた。元キリシタンおよびその子孫（類族）の文書主義的管理が、臼杵藩宗門奉行のキリシタン統制のもうひとつの最重要課題である。

最後に、臼杵藩宗門奉行の職務（の変化）を考えるうえで、非類族の管理について検討しておきたい。先に見た表2「明和元年閏12月宗門奉行処理業務」では、46件の事務処理がなされているが、そのうち類族に関するものは4件で、残りの業務は非類族（不明も含む）の人別管理である。表3「寛政6年8月宗門奉行処理業務」でも、70件の事務処理のなかで、類族の管理は2件（藩士と庄屋）で、残りの業務は非類族（不明も含む）の人別管理である。マレガ資料のなかの人別管理に関する記録にも、圧倒的な量の「類族ニ而も無御座候」者の人別管理の記録が残されている。幕府の規定はあくまで類族の捕捉であるが、婚姻等によって類族が広がり、代を重ねるなかで類族から脱する者もあらわれてくるような状況では、類族を捕捉するためには、非類族もあわせて捕捉する必要がある。捕捉の内容には違いがあったと推測されるが、この点は今後の課題としておきたい。現時点では、臼杵藩宗門奉行の人別管理に関わる職務は、臼杵藩に関わる全員を絵踏と諸帳簿で把握し、そのなかで類族について、とくに詳細に捕捉する、という構造だったと見通しておきたい。

以上みたように、職務B「類族の管理」とは、幕府の規定を基準にキリシタンの子孫を捕捉し続けることであり、そのために膨大な文書が宗門奉行を核として作成・授受され、台帳によってコントロールされ、成果の一部は幕府へ報告される体制が遺漏なく遂行され続けることであり、職務A・Bを通じ、徹底的な文書主義により、臼杵藩にはキリシタンが存在しないことが確認され続けたのである。

おわりに

最後に、本稿でみてきたことを簡単にまとめておきたい。臼杵藩において、宗門方（宗門奉行）は、幕府のキリシタン統制方針をうけ、寛文延宝期のキリシタン露顕を背景として、4代信通、5代景通による藩政機構の確立過程（番

方・役方組織の確立・職掌の明文化）のなかで、キリシタン統制を担う中上級ポストとして成立した。

宗門奉行の職務は、成立以前のキリシタン統制を引き継ぎつつ、

A　臼杵藩に関わる全員を対象とした絵踏
　①正月～2月の年中行事
　②1年を通して行われる恒常的絵踏
B　本人・本人同然・類族／非類族の管理

を担う。背景として、全人口の2割を超える類族の数があり、露顕事件を背景に長崎奉行・幕府との関係のなかで、精緻な文書主義による管理体制を構築したのである。この体制が明治4年（1871）まで遺漏なく継続する（安政6〈1859〉年以降に絵踏はされなくなるが、Aは続く）。

成立期の宗門奉行の課題は豊後崩れへの対応だが、対応過程から、事件化を防ぐ「隠密内証」の対応方針が成立したと考えられる。貞享・元禄の幕府触を画期とし、【キリシタン統制＝宗門奉行の職務】はキリシタンの摘発から、元キリシタン・キリシタンの子孫の文書主義的管理へとシフトし、職務A・Bを通じて、手続き上はキリシタンの存在しない（ことがしっかりと確認され続ける）社会を実現したのである。臼杵藩におけるキリシタン統制とは、A絵踏とB類族の捕捉を通じて、手続き上、キリシタンの存在しない社会を実現することだったと考えられる。

では、こうして構築されたキリシタン統制とは、どのようなものだったのだろうか。本稿でみたとおり、幕府・臼杵藩が精緻な仕組みを構築したのはあくまで「手続き」である。職務A②にみられるように、手続きの遂行には強い関心があり、膨大な量の残された文書は、手続きの厳密さを私たちに伝えてくれる。一方で、異変にさいしては「隠密内証」主義が採用され、欠落など捕捉から洩れる危機にさいしても、事件化・表面化を避ける態度を取り、幕府もこの態度を容認していたとみられる。「場合によっては実態を反映しない手続き」の「厳密な遂行」、という、矛盾するかにみえるこの特質は、近世のキリシタン統制が、何を目指していたのかを物語っている。幕府や藩が目指したのは、あくまでキリシタンが存在しないことが手続き上証明された社会であり、内心

を追求してキリシタンを根絶することにはなかったのではないだろうか。膨大なマレガ資料のわずかな部分の分析からではあるが、以上のように見通し、本稿を擱筆することとしたい。

註

1）マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）、マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）。
2）村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）。
3）『大分の歴史 第5巻 小藩の分立 近世Ⅰ』（大分合同新聞社、1977年）、『大分県史 近世篇Ⅰ』（大分県、1983年）、『大分県史 近世篇Ⅳ』（大分県、1990年）、『臼杵市史（上）』（臼杵市、1990年）など。
4）松井洋子「解題『豊後切支丹史料』とマレガ氏収集史料」（松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』勉誠出版、2020年）。
5）佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、本書所収。
6）大津祐司「A6」（マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マレガ氏収集豊後切支丹史料―概要と紹介―日本語版』2017年）。
7）臼杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」。
8）「一二三五　寛文四辰年十一月」（『御触書寛保集成』岩波書店、1934年）。
9）三野行徳「臼杵藩宗門奉行一覧表」（松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』勉誠出版、2020年）。
10）臼杵市文化財管理センター所蔵「天和元辛酉年景通侯御代分限帳」。
11）註2村井早苗前掲書。
12）松澤克行「マレガ収集文書A1・A2ファイルのキリシタン摘発史料 ―いわゆる「豊後崩れ」を中心として」（マレガ・プロジェクト　ワークショップ2「バチカン図書館所蔵マレガ収集文書群の伝来と構造」レジュメ、2017年2月10日）。
13）『バチカン図書館所蔵マレガ氏収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― 日本語版』A2⑥、史料編10頁「（寛文八年）覚（キリシタンの嫌疑者への処置、訴人長熊の扱い、市浜村与吉女房たつのあしらいについて、臼杵藩宗門奉行伊藤又左衛門が同役にあてた書簡）」。
14）『バチカン図書館所蔵マレガ氏収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― 日本語版』A4①、史料編15頁。
15）「貞享四年丁卯年六月　覚」（国立公文書館所蔵「憲教類典　四ノ十六切支丹」）。
16）「元禄八乙亥年六月　切支丹類族一件」（国立公文書館所蔵「憲教類典　四ノ十六切支丹」）。
17）池見家文書193（大分県立先哲史料館寄託）。
18）片岡弥吉『踏絵』（日本放送出版協会、1969年）、註2村井前掲書、安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』（吉川弘文館、2018年）。
19）註1マレガ前掲書、註5佐藤論文。
20）註5佐藤論文。

21）臼杵市文化財管理センター所蔵「元禄五年　人高御帳」。
22）註5佐藤論文。
23）註2村井前掲書。
24）マレガ資料A2.4.7.1「正徳元年卯十一月廿日切極」。

※本稿は三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（国文学研究資料館『国文学研究資料館紀要　アーカイブズ研究篇』第14号、2018年）を一部修正したものである。

臼杵藩宗門方役所における文書管理の諸相

―収納袋・端裏書・保存形態に着目して―

太田尚宏

はじめに

平成25年（2013）より始まったマリオ・マレガ資料（以下、マレガ資料と略記）の調査では、資料配列の階層性を重視した資料番号付与、精緻な概要調査、資料の全点撮影の実施により、近世から現代に至る複数の文書整理・管理の秩序を記録化している。このことにより、文書本文の内容にとどまらず、収納袋・包紙・紙縒・カードなどの物的資料を利用して資料の一括状況や配列の階層性を把握し、過去の複数次にわたる文書整理・管理を推定して、文書群構造を明らかにしていくことが可能な状態となっている。

そこで本稿では、上記の物的資料ならびに文書の端裏書、さらには資料の畳み方や裁断のあり方などにも注目しながら、マレガ資料の約82％を占める臼杵藩宗門方役所文書（以下、宗門方文書と略記）について検討し、同役所の文書管理のあり方の一端を明らかにする。

なお、幕府や藩の文書管理に関しては、まとまったものとして国文学研究資料館の一連の研究成果がある[1)]。本稿では、これらの成果に学ぶとともに、ふだんは副次的に扱われることの多い上記の物的資料や、端裏書のようなメモ的記載、資料が保存されていた「原形」など、いわば資料の外形的側面が、文書管理の歴史を分析するさいの有力な素材となり得ることを指摘してみたい。

1．寛文～貞享期の動向

(1) 長崎・臼杵間往復文書の調査・整理

寛文4年（1664）11月、幕府はキリシタン統制に関わる「覚」と「口上之覚」を発し、各藩にキリシタン統制を専管する役人の設置を求めた[2]。これをうけて臼杵藩では、同5年春に高宮正勝など3名を宗門奉行に任じ、取締りの任務にあたらせた[3]。この時期をはさむ万治3年（1660）から天和2年（1682）頃にかけて、臼杵・岡・府内藩などにおいて、「豊後崩れ」と呼ばれるキリシタンの集団露顕が発生しており[4]、新設された宗門奉行にとっては、これへの対応が最優先の課題となっていた。

宗門奉行設置後の文書管理の動きが判明するもっとも古い資料は、「寛文六午年 長崎遣取」と墨書された袋である[5]。この袋は、幕府の長崎奉行所と臼杵藩との往復書類を収納していたものと考えられる。「豊後崩れ」への対応の過程で、臼杵藩と長崎奉行所の間では、摘発したキリシタンの長崎での動静や転宗した者の臼杵城下への返送など、文書によって連絡をとりあう案件が多かった。この袋は、これらの関係文書を整理し、年次ごとに袋にまとめて保管したことを示すものである。

宗門奉行のもとには、こうした往復文書の留帳も残されている。これらの留帳は、「丑之年長崎より之状写」などと題されて長崎奉行所から臼杵藩へ届いた文書を転写したものと、逆に「丑之年長崎江此方ヨリ遣状写」などの表題が付けられて臼杵藩から長崎奉行所へ宛てた文書の案紙・写をまとめたものの2種類に分けられる。ここでは混乱を避けるため、前者を〈長崎発〉、後者を〈臼杵発〉と記すことにしたい。

現在確認されている留帳は、寛文元年（〈長崎発〉〈臼杵発〉の2冊）・寛文5年（〈臼杵発〉のみ）・寛文6年（2冊合綴）・延宝6年（2冊）の7冊である[6]。5～6点程度の文書が転写された薄い冊子で、いずれも比較的横幅が広い竪帳が用いられている。

なお、現存するなかでもっとも古い留帳が作成された寛文元年は、「豊後崩

れ」が始まった万治3年の翌年にあたり、しかも宗門奉行が設置される以前の段階である。このことから、留帳が宗門奉行設置以前に作成され、移管を受けた可能性もあるが、宗門奉行設置以後の寛文5年・同6年・延宝6（1678）年にも同じ形態の竪帳で留帳がまとめられている点を考慮すると、移管された原文書をもとに宗門奉行のもとで留帳に転写されたとみるのが妥当ではないかと思われる。

これらの留帳には、2つの大きな特徴がある。第一は、転写された文書の右肩に「い」「ろ」「ら之内」など、原文書の包紙に付けられたと思われる「いろは」記号が記載されている点、第二は、「此御報右京様ゟ被遣候故、あんし無之候」などといった文書の不存在を示す付札や掛紙が多く貼られている点である。

第一の「いろは」記号については、現存する留帳の記載の様子を拾い上げると、以下のようになる。

〈長崎発〉：寛文元年＝い～ほ　寛文6年＝ら　延宝6年＝記載なし
〈臼杵発〉：寛文元年＝い～ほ　寛文5年＝や～あ　寛文6年＝ら
　　延宝6年＝記載なし

これを見ると、㋐〈長崎発〉と〈臼杵発〉では、それぞれが独立した「いろは」記号が付けられていること、㋑同じ年の〈長崎発〉と〈臼杵発〉では、「いろは」記号の範囲が一致していること、㋒〈臼杵発〉を見ると、寛文元年から同6年まで一連の「いろは」記号を付けた可能性があること、㋓〈長崎発〉〈臼杵発〉とも、延宝６年の留帳には「いろは」記号が記載されていないこと、などが判明する。これらのことから、次の２点が指摘できよう。

・〈長崎発〉と〈臼杵発〉では別々に「いろは」記号を用いつつも（㋐）、同一の記号を用いることで両者の文書の関係を対照できるように工夫されていた（㋑）。
・これらの「いろは」記号を付けた時期は、寛文６年から延宝6年の間で（㋒）、延宝６年の時点では、「いろは」記号を付ける必要がなかった（㋓）。

また、マレガ資料には、原文書を包んだ包紙に「いろは」記号が付けられているものがある。寛文9年2月「り　八月六日臼杵出船佐賀関ヨリ帰、同十三日臼杵出船、同廿八日到着」（A1.4.2.1.0）、年欠「ろ　六月七日進達」（A1.4.5.2）、年

欠「ち 二月晦日当着」（A1.4.7.1.1）、寛文8年「ほ 十一月三日之日付と有之候」（A1.5.6.3）の4点であるが、記述内容を見ると、いずれも文書の到着や進達の月日を記載していることがわかる。しかも、年次がわかる2点は、寛文8～9年頃のものである。

これらの点に留意しながら、特徴の第二の点について見てみよう。留帳に貼り込まれた付札や掛紙に関しては、寛文9年と推定される酉正月21日付「長崎与遣取之状・案紙不見之分書出シ」（A1.9.3.2.1）という横長帳が参考になる。この資料は、長崎・臼杵間で取り交わされた文書のうち不存在であるものを書き出したもので、記述範囲は子年（万治3年）から申年（寛文8年）までとなっている。しかも、この文書の個々の記事は、留帳に貼付された付札や掛紙の内容とほぼ一致する[7)]。

注目したいのは、この文書が作成された寛文9年正月という時期である。この前年には、臼杵領内の久土村の長熊という人物が長崎奉行所へ訴人し、12名のキリシタンが摘発されるという事件が起こっている。この一件に関する長崎奉行と臼杵藩の宗門奉行とのやりとりについては、三野行徳氏の研究[8)]があるのでここでは立ち入らないが、この一件を処理する過程で、宗門奉行のもとにあった長崎・臼杵間の往復文書の調査が行われ、不存在の文書が書き出されていることは、極めて興味深い。

ここまで述べてきた点を整理すると、以下のようなことが指摘できよう。寛文5年春の宗門奉行の設置以降、新任の宗門奉行は「豊後崩れ」への対応を優先課題として取り組み、おそらくそれ以前にキリシタン統制文書を保管していた場所からも関係文書の移管を受けたものと推測される。宗門奉行のもとでは、移管された文書を転記した留帳が作成されて事務に利用され、原文書は「寛文六午年 長崎遣取」などの表題を付けて保存対象になったと思われる。

しかし、寛文8年に起こった久土村長熊の訴人一件により、長崎・臼杵間の往復文書に関して、より詳細な事実関係を把握する必要が生じ、翌9年正月に原文書の確認調査が実施された。この調査では、留帳に記載された文書について、文書の存在を確認したうえ、「いろは」記号を付けて〈長崎発〉〈臼杵発〉相互の記事の関係性を明示した。一方、不存在の文書に関しては、「長崎与遣

取之状・案紙不見之分書出シ」に記入するとともに、留帳の該当箇所に付札・掛紙を施して、不存在の文書がある旨を表示した。

以上が、宗門方文書に残る寛文～延宝期の資料から判明する宗門奉行の文書管理の一端である。また、マレガ資料における寛文～延宝期の資料は、「豊後崩れ」に関わる資料が大多数を占める。このことは、宗門奉行の設置が「豊後崩れ」への対応を主な目的としていたことを示すとともに、これらの文書が近世を通じて保存されていた点から、「豊後崩れ」が臼杵藩にとって藩の存続を左右した重大事で、そのさいの長崎・臼杵間の往復文書に示された内容が、幕府への対応の原点として記録・保存されなければならなかったことを示している。

なお、延宝期の文書に関わり、文書の移管について若干の付言をしておきたい。延宝6年の久土村理助女房の臼杵城下への送還に関わる一連の文書では、「久土村理助女房助戻り、長崎ゟ参候状、同此方ゟ被遣御書、請取手形、何も此内有之、使者渡辺九郎兵衛」と書かれた包紙（A1.12.1.2.2）の内側に「岡野孫九郎様ゟ之御状　岩手六左衛門殿　山田八右衛門」という包紙（A1.12.1.2.3）があり、さらにその中に当該文書が収納されている。「諸執役 前録一」[9]によれば、山田八右衛門は延宝6年6月に御用人から家老[10]に就任し、同7年12月に没している。また岩手六左衛門は、延宝6年7月に宗門奉行となっている。内側の包紙は、家老から宗門奉行へ文書の移管が行われたことを示しており、しかも事案の処理後、比較的早い段階で移管が実施されていたこともわかる。すでに延宝期には、キリシタン統制に関わる文書を宗門奉行のもとへ移管する体制がある程度整えられていたことが知られるのである。

(2)「類族」統制の始動と新たな文書移管

貞享4年（1687）6月、幕府は転宗したキリシタンについて、「本人」「本人同然」「類族」（以下、一括して示すときには「類族等」と表記）の区別を規定した[11]。これにともない臼杵藩では、宗門奉行が主体となって同年10月～12月頃までに基本台帳となる「類族帳」を作成している[12]。

「類族帳」の作成によって類族等を統制する基礎が整い、宗門奉行のもとでの文書による管理が拡大されていくのは、貞享5年4月頃からである。これまで

の死骸改証文の提出対象が「切支丹転」「古切支丹転」であったのに対し、この時期からは「類族」にまで広がっていくのが、その根拠の一つとなろう。「類族」という新たな定義が生まれたことで、宗門奉行設置以前の文書を保管していた部署では、改めて宗門奉行のもとへ関連文書を移管する動きが見られた。「貞享五年辰六月十一日役所ニ可差置旨ニて七右衛門殿御渡」と添書された「切支丹類門与有之大包壱入　内拾四包」という袋（A16.4.7.11.0.2）がそのことを示している。この袋は、キリシタンの「類門」という記載に関わる文書を取り集めて収納したもので、貞享5年6月11日に「七右衛門殿」という人物が、宗門奉行の「役所」に据え置くことが適切だと判断して手渡したとある。

ここではまず、宗門奉行と下役たちから構成される部署を「役所」と表記している点に注目したい。管見の限りであるが、この袋の記述が、宗門奉行とその配下を「役所」と記したもっとも古い事例ではないかと思われる。

このことは、「豊後崩れ」への対応から「類族帳」の作成や類族等の統制へと職務が移り変わっていくなかで、宗門奉行と下役たちが「役所」として認識され、組織として定置されていったことを物語っている。キリシタン取締り範囲の類族への拡大が、「宗門方」と総称されるような恒常的な組織を必然化させ、次第にその位置づけが明確化されていったものと考えられる。

ところで、この袋を渡した「七右衛門殿」は、いかなる人物であろうか。「諸執役 前録一」を検索すると、「御用人」の項に「渡辺権八忠直」という人物の名前がある。渡辺は、延宝8年（1680）10月に御側より御用人へと転じ、元禄元年（1688）7月に職を解かれている。そして貞享3年には、「七右衛門ト改」とあるように、改名が行われていたことが判明する。したがって「七右衛門殿」とは、御用人の渡辺忠直のことを指していることがわかる。このことから、袋に収められていた文書は、藩主側近の御用人の手元で保管されていたものであったことが明らかとなる。つまり、「豊後崩れ」の時期のキリシタン統制文書は、前述した家老のほか、御用人のもとにも保管されていたが、宗門方が次第に役所としての機能を整えていくにしたがい、これらも宗門方の保管書類として順次移管されていったことを知り得るのである。

2. 収納袋・端裏書から見た文書管理

(1) 幕府への提出文書の規定

元禄8年（1695）6月、幕府は「切支丹類族一件」という触書を発した[13]。この触書は、類族の範囲を規定したものとして著名であるが、これと同時に、類族等の異動に関わる提出文書の規定も定めている。その後、幕府への提出文書の規定は、享保3年（1718）11月の令達によって一部が改訂され、これが類族等の統制に関わる文書事務の基本となった。

表1は、元禄8年令・享保3年令の記載をもとに、類族等の異動に際して諸藩が幕府へ提出しなければならなかった文書についてまとめたものである。ここでは、幕府へ提出する文書の形式や提出する時期が藩の文書事務の遂行にあたって重要な意味を持った。

一例として、類族等が剃髪する場合を考えてみよう。本人・本人同然が剃髪するさいには、藩は幕府へ事前に伺書を提出しなければならない。これを表1で見てみると、判は「書判」とある。「書判」（一判ともいう）は、差出人（藩主）の署名に花押を記して提出する形式である。ちなみに「両判」は、花押を記してさらに印判を捺す形式を指す。一方、剃髪する者が類族である場合、判は「無判」、提出時期は「二季」となっている。「無判」の場合には藩主の花押・捺印を必要とせず、幕府への報告も定められた「二季」（7月・12月）のうちで行えばよいことになる。

このように、本人・本人同然と類族とで幕府への文書提出の方法が異なる場合、藩内の文書事務の方法もおのずと異なってくる。「書判」「両判」を必要とする文書では、キリシタン統制を管轄する部署から家老などへ伺書が上がり、藩主の決裁を受けることになろう。しかし、「無判」のものに関しては、役所内での事例の集約のみで、幕府への届書の原型を作成することが可能となる。

臼杵藩の宗門方でも、基本的には表1にある規則に準拠して、文書事務の体制が整えられていったとみてよい。ただし、規定が定められた前後には多少の混乱がみられたようで、元禄期に作成された文書には、端裏や本文の脇に細か

表1　元禄8年・享保3年の幕府提出文書の形式と異同（太字は異同）

判	提出時期	元禄8年（1695）6月	享保3年（1718）11月
両判	二季	本人・本人同然の出家／**不分明者の病死**	本人・本人同然の出家／不分明者の病死／**離別で類族を離れる者**／**義絶で類族を離れる者**
	随時	初めての類族の存命帳・死失帳／死失の取置証文／**欠落**／**死罪**／**遁世**／**離別で類族を離れる者**／**義絶で類族を離れる者**	初めての類族の存命帳・死失帳／死失の取置証文
書判	事前伺	本人・本人同然の剃髪／本人・本人同然の法名／本人・本人同然の名改	本人・本人同然の剃髪／本人・本人同然の法名／本人・本人同然の名改
	随時	死失の塩詰伺	死失の塩詰伺
無判	二季	出生／新縁／住所替／養子／名跡／類族の出家／剃髪／法名／義絶で類族を離れない者／離別で類族を離れない者／名改／**変死**／**病死**／宗門替え／旦那寺替え	出生／新縁／住所替／養子／名跡／類族の出家／剃髪／法名／**遁世**／義絶で類族を離れない者／離別で類族を離れない者／名改／**変死**／**病死**／**死罪**／宗門替え／旦那寺替え
	随時	帰居	帰居
不明	事前伺	他領へ出る出家／本人・本人同然の宗門替え・旦那寺替え／本人同然に関する帳面記載の変更	他領へ出る出家／本人・本人同然の宗門替え・旦那寺替え／本人同然に関する帳面記載の変更
	随時	帳面記載の変更	帳面記載の変更
不必要		他所出で期限通りに帰着した者	他所出で期限通りに帰着した者

「憲教類典 四ノ十六 切支丹」（国立公文書館所蔵）より作成。太字は享保3年の改訂で変更があった項目。

い朱文字で訂正が加えられているものが数多く見受けられる。

(2) 収納袋と紙縒

宗門方役所では、類族等の管理にあたり、領内の村方・町方および家中の者たちから多様かつ大量の文書を提出させていた。これらは、宗門方のチェックや家老らによる決済を受けると非現用文書として保存されるが、伺書・届書などの証文・書付類は袋に収納する形で保存された。袋に収納する際には、「御日記済 袋ニ入候分」と書かれた紙縒で括られる場合や、「他所戻り」「寺替」「申ノ年　婚儀　三人」といった分類項目単位や月単位で紙縒でまとめられる場合もあった[14)]。

宗門方で保存に用いられた代表的な袋は、「類族出生」「類族死失」「㊂」と表書きされた3種類である。出生および死失は、「出生帳」「死失帳」を作成する都合で別立てにされ、その他の書付類は「㊂」に収められたと思われる。

若干の例外はあるが、いずれの袋も半年ごとに1つ作成され、収納した文書の期間は、①前年の11月21日から当年の6月20日まで（以下、これを前期と呼ぶ）、②当年の6月21日から11月20日まで（これを後期と呼ぶ）となっている。前期・後期の期間は、幕府への提出文書における「二季」の区切りに対応する形となっていた。

「類族出生」の袋は、元禄12年（1699）前期、享保10年（1725）前期、同11年後期、同12年前期、同12年後期、同13年前期、同14年後期、同17年後期、年次記載がないものの収納文書から元禄2年前期と思われる袋の9点が確認されている[15]。

「類族死失」の袋は、正徳4年（1714）前期、享保3年後期、同6年後期、同12年後期、同13年前期、享和2年（1802）前期の6点が残されている[16]。

「㊂」の袋は、享保4年前期、宝暦14年（明和元年・1764）前期、明和2年（1765）前期、年記はないが文化6年（1809）の前期・後期をまとめて収めた袋の4点が確認できる[17]。表書きは、享保4年前期が「類族婚儀、所替証文、養子、離別、剃髪、御直参奉公人附届、御家中又者奉公人、家内引越、出入付届証文、崩家、庄屋譲証文」であり、他の3点も多少の異同はあるが、おおむねこの記述に準拠している。

(3) 端裏書「〇一」「〇二」「〇三」

マレガ資料には、端裏上部に「〇一」「〇二」「〇三」という記号が付けられた文書が多数存在する。

基本的な記載方法は、次のような形である。

「丶（朱点）　　木所　なつ
〇三縁付　　下藤　万作　　四月十九日」

これは、婚儀の証文の例である（A19.4.2.4.1）。上部に「〇三縁付」と墨書し、その上または横に朱点が付けられている。中央には夫婦となる両名の村名と人

名、下部には日付が記される。上部の「〇三縁付」と中央・下部の記載は、同筆であるものも多いが、明らかに異筆である場合もある。異筆の場合、先に中央・下部が記され、後になって上部の「〇三縁付」が記入されたのではないかと考えられる。また、中央・下部に記載のない文書も見られるが、これらは村方・町方でなく、藩士が提出した文書が多い。

上記の点を踏まえたうえで、「〇一」「〇二」「〇三」という記号の意味を探っていきたい。

「〇一」の端裏書が付いた文書は、5点のみが残存している[18]。これらの文書は、「剃髪願」「名替願」「寺替願」で、類族であれば、家老や藩主の決済を経て「二季・無判」の文書を幕府へ提出する必要がある事例である（前掲の表1参照）。ただし、類族である旨を記載していない文書もあり、そのさいには宗門方で類族帳との照合などの調査を行っている可能性がある。

また、これらの文書には、端裏の朱点が付けられていないか、黒点が付与されている。朱点は、幕府へ提出する帳簿に記載したかどうかをチェックしたときの痕跡だと思われるので、これらは許可されなかった事案のものかと思われる。黒点は寛政期（1789～1801）に作成された文書のみに記され、意味は不明であるが、おそらく朱点と区別する意味で、宗門方で調査が必要だと判断された文書に付けられたものかもしれない。

「〇二」の端裏書が付いた文書は、享保8年（1723）～寛延4年（宝暦元年・1751）までの44点が残存している[19]。いずれも領外への他所出（伊勢参宮・商売など）に関する願書・届書で、享保11年6月11日の作成と推定される湯治帰参届（A4.62.8）に「戻」と記載されているので、宗門方の書類整理年度内に帰参した者について記されたものと考えられる。表1を見ると、これらについては、幕府への報告が必要なかったため、それ以外と区別する意味で「〇二」という記号が付けられたのだろう。

「〇三」の端裏書が付いた文書の上限年代は、元禄3年（1690）正月18日である[20]。元禄3年の文書（20点）には、「所かへ」という端裏書が記されたものが5点存在し、この時点でも一定の分類基準があったことがわかる。このほかは縁組み関係であるが、「平清水理兵衛娘さつ丹生原村へ引越」（A7.9.2.2.2）という

ような文章による表示もある。

このうち、元禄3年正月18日付の文書（A7.8.3.18）では「〇三　左津留村伝内婚儀仕候　午正月十八日」と書かれた右側に「新縁帳ニ不付者」という記載があり、さらに「伝内ハ孫ト出ル、妻ハ類族ニて無之故、新縁帳ニ不付」という朱書がある。同様の端裏書は、同年正月22日付の文書にも見られる（A7.8.3.21）。なお、この2つの文書には、朱点が付けられていない。このことから、①元禄3年段階の宗門方では、類族の縁組みに関わる帳簿として「新縁帳」が作成されていたこと、②夫と妻の双方が類族の場合に限り「新縁帳」への記載が行われたこと、③「新縁帳」に記載されなかった事案については、朱点が付けられなかったことが知られる。

元禄3年に続く「〇三」記載の文書は、元禄10年10月26日付のものである（A19.4.3.1）。この文書は、婚儀の届書であるが、端裏書は「縁付」という文言になっており、元禄3年の縁組み関係文書のように細かな記述は見られない。これ以後の「〇三」文書については、「縁付」「養子訴類族」といったような簡略な記述が用いられることになる。元禄8年6月の幕府による類族の範囲の決定と提出文書の規定により、宗門方では、文書の分類・整理の基準を明確化し、これにともなって「〇三」文書についても、端裏記述の簡略化・パターン化が進んだと考えられる。

宗門方文書で「〇三」文書が大量に残されるのは、享保3年11月以降である。これは、享保4年前期の「㊂」の袋（A19.4.0）が未整理のまま残され、これに大量の文書が収納されていたことが第一の要因だが、同月に幕府より令達された提出文書の規定改訂も関係しているのではないかと推測される。

前述の「〇三」の文書を収めた袋の表書きに記された内容のうち、婚儀・所替・養子・離別（類族を離れない者）・剃髪（本人・本人同然以外）・家内引越は、幕府の提出文書規定で「二季・無判」と定められているもの、直参奉公人・又者奉公人・出入付届・崩家・庄屋譲りは、幕府の規定が存在しないものである。「二季・無判」の文書に関しては、臼杵藩から幕府への事前伺が不要であるため、宗門方役所主導で帳簿作成を行うことができる。マレガ資料に「〇三」の端裏書を持つ文書が多数残されているのは、文書事務が宗門方の役所内で完結

するため、自然と蓄積されたためではないかと考えられる。

以上の検討から推測できる端裏書「〇一」「〇二」「〇三」の意味について整理しておこう。

「〇一」については、事例の数が少ないため即断はできないが、幕府への事前伺を必要とする事案について付与された可能性がある。「〇二」は、幕府への報告が不必要と規定された「他所出で期限通りに帰着した者」に該当するだろう。「〇三」は、宗門方が主導して幕府への報告文書を作成する「二季・無判」の事案と、幕府の規定にはない事案について付与されたのではないかと考えられる。

(4) 端裏書「イ」「ロ除」

このほかに宗門方が端裏書に付与した記号として、「イ」「ロ除」というものがある。「イ」の記号が付いた文書は、現在のところ約500点が確認できる。

これらの記号については、享保8年（1723）の「イ 月番万書付入」という袋が参考になる（A4.9）。この袋は「享保八卯年正月より十二月まて」と表書きされていることから、年頭から年末までの1年を単位にまとめられ、「月番」とあるように一度月番家老のもとへ送られ、返却された文書を収納していたと考えられる。

なお、この袋に入っていたと推測される、享保8年作成で「イ」の端裏書が記された文書は150点を数える[21]。

収納されていた文書の性格は、伺書が72点、願書が12点、届書が48点、注進書が4点、役所間の進達書が14点である。内容を分類すると、剃髪が38点、出家が12点、僧侶の年府他出が11点、寺替が11点、他所出が10点、帰参が10点、欠落が9点、死失が7点、引越が7点、印判が5点、名替が1点、養子が1点などとなっている。

このうち、死失に関しては、幕府へ塩詰伺を提出しなければならず、また、剃髪・名替・寺替には事前伺が必要であった。さらに、帰参は随時無判の届書、出家は「二季」（本人・本人同然は両判、類族は無判）の届書を提出することが求められていた。

死失関係の文書には、死去直後の注進書が含まれており[22]、塩詰伺を幕府へ提出する前提として、月番家老へ報告する必要があったのだと考えられる。

また、欠落関係では、類族等が行方不明になると藩の過失になりかねないため、内証主義に基づいて慎重に取り扱われた。欠落者が出ると、村方・町方では、まず内証届を提出し、その後30日間の捜索が行われる[23]。それでも行方がわからない場合は欠落と決定し、欠落極書付を提出する[24]。欠落者が類族等でなければ、人別帳から外されるだけで処理は終わるが、類族等の場合は、郡方より人相書が回され、捜索を続行することになる（A4.75.1に事例がある）。

明和元年（1764）閏12月の宗門方「日記」（A16.1.2.9.1）には、欠落者が類族であった場合の宗門奉行と月番家老との情報伝達の流れが記されている。これを見ると、欠落者に対しては内証届が提出された時点で、迅速に郡奉行や月番家老への報告が行われており、類族の挙動や消息が臼杵藩にとって重要な関心事であったことをうかがわせる。

以上のように、「イ」の文書は、幕府へ伺書や届書を提出する必要がある場合や、藩の過失を問われるような重要な事案について、対象者が類族等であるか否かを問わず、宗門方から月番家老へ上申した文書ではなかったかと思われる。

一方、「ロ除」の文書は、五人組から削除する事案について付けられた記号である。

たとえば、享保8年8月28日付の「ロ除　菅生村　勘右衛門　八月廿八日」という端裏書がある文書（A4.71.4.2）には、「菅生村勘右衛門六拾六歳、卯ノ八月廿七日病死仕候、別ニ家内無御座間、五人組合判形御引可被下候」とあり、菅尾村の勘右衛門という人物が8月27日に66歳で病死したが、家内には跡を継ぐ者がいないため、五人組から外してほしいという内容が記されている。ここから、崩家（絶家）となり五人組から除外する案件について、宗門方では今後の事務処理のために「ロ除」という端裏書を付けたものと推定することができよう。

(5)「類族御通」を用いた文書受領の確認

近世後期になると、臼杵藩では村組に対して、「〇三」に該当する文書、「類

族出生」「類族死失・変死」に関わる文書について、いつ、誰に関する、いかなる案件の文書を宗門方へ提出したかを示す通帳を作成させ、提出ごとに役所の印判を捺して確認するとともに、提出履歴を一覧できるようにしていた。

「類族御通」は、各村組の庄屋が上記の文書を提出した履歴について列挙したもので、文政8年（1825）のものが3点、天保11年（1840）のものが22点残されている[25]。

この文書は、横長帳に包紙を合綴させた独特な形をしており、村組の庄屋が毎年10月25日付で作成し、1年ごとに更新したものと思われる。使用の手順は、①文書を提出する庄屋が、当該文書とともに「類族御通」に月日・文書の種類と案件・対象人物を記入して宗門方へ提出、②宗門方では、当該文書を受領した証拠として役所の印判を捺して庄屋へ返却、③庄屋は宗門方へ文書を差し出すごとに①②を繰り返す、④宗門方の文書管理期間の区切りである6月下旬・11月下旬に「類族御通」を宗門方へ提出してチェックを受ける、⑤期限を迎えると、庄屋はそれまで記入していた「類族御通」を宗門方へ渡して、新しい通帳を作成する、というものであったと考えられる。

宗門方では、庄屋から提出を受けた「類族御通」と役所に保管されている原文書とを照合し、遺漏や紛失がないかをチェックして、「二季」の期限である7月10日・12月10日までに行うべき幕府への文書提出に備えたと思われる[26]。

3. 宗門方による物理的な管理方法

(1) 2点の文書を重ねて巻き折りにして管理する方法

宗門方役所の文書管理の方法は、収納袋や端裏書のみにとどまらず、文書の折り方やまとめ方などからも明らかとなる。

その代表的な事例が、2点の文書を重ねて巻き折りにし、外側の文書に両者の内容を摘記した端裏書を記すという方法である。

類族等が死亡したさい、村方（または町方）および旦那寺から宗門方役所へ提出される文書に、死骸改証文（取置証文ともいう）がある。これは、遺体を確認して異状がなかったので埋葬した旨を報告する内容となっており、検屍に

立ち会った村組の役人と旦那寺の住持の双方から1通ずつ提出された。

宗門方では、差し出された死骸改証文について、外側に村方の証文、内側に住持の証文を重ねる形で巻き折りにし、外側の証文の端裏に「丹生原村吉右衛門八拾五歳　享和二戌年病死　三月廿一日　専想寺」というように、村名・死亡者の名前・年齢・死亡日・死亡原因・旦那寺の名前を書き込んで保管した。村方の証文から得られる情報に加えて、旦那寺の名前を書き込んでおり、両方の証文からの情報をまとめて記載したことになる。

死骸改の場合は、村組の役人と旦那寺の住持が同時に遺体を確認するため、村方が住持から差し出された証文を受け取ったうえ、村方の証文と一緒に宗門方役所へ提出する形式をとった。このことは、村方作成の証文に「住持証文取」「住持之手形取相添」といった文言が記されていることからも明らかとなる[27]。こうした場合、村方と旦那寺の証文が一緒に役所へ届けられるため、宗門方が上記のように2通の文書をまとめて整理することは容易であったと思われる。

しかし、2通の文書をまとめて巻き折りにする方法は、死骸改証文以外の場合にも行われている。

たとえば、享保12年（1727）3月21日に行われた池原村かや（類族）と深野村平七との婚儀では、同月24日に池原村が所属する黍野組の庄屋与七市と深野村が属する三重宮尾組の庄屋太郎右衛門がそれぞれ婚儀の届書を提出し、宗門方役所では三重宮尾組の証文のみに端裏書を記している[28]。概要調査のさいのデータを見ると、両者は「巻き込み」の状態であったと確認でき、死骸改証文と同様の保管処置が、「縁付」の場合にも行われていたことが判明する。このように、夫側・妻側の双方から婚儀の届書が出された場合には、両者を巻き折りにして外側の証文に端裏書を記したが、提出が一方のみからの場合も多く、そのさいには当該の届書に端裏書を記入している。

このような管理方法は、「縁付」の場合以外にも、武家奉公人の「出仕」や「御暇」（武家側と村方の庄屋[29]）、「引越」（元の居住地の庄屋と引越先の庄屋[30]）、「寺替」（元の寺院と変更後の寺院[31]）などでも見られる。つまり、宗門方では、日々役所に到着した文書のなかから関連する案件のものをチェックし、これらを重ねて巻き折りにして整理していたことがわかる[32]。

(2)「毎月仕上五人組御書物」と「生死出入之覚」

宗門方文書では、正保3年（1646）の「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組書物之事」までは五人組関係の文書が残されているが、その後は五人組の除外に関する文書以外はほとんど残っておらず、再びまとまって残されているのは、文政10年（1827）4月の「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」（以下、「毎月仕上」と略記）以降である。

「毎月仕上」は、村組ごとに提出させたもので、キリシタン取締りに関する前書と五人組ごとの連印がある竪帳の末尾に、前月からの出生・死失と縁組・引越などの異動を記した「生死出入之覚」（以下、「生死出入」と記す）という継紙を貼り付けた形が一般的なものである[33]。表題にある通り毎月作成・提出したものなので、宗門方には相当数の文書が蓄積されていってもおかしくない。しかし、現在、宗門方文書に残っている「毎月仕上」は177点に過ぎず、そのうち「生死出入」が貼り付けられた完全な形で残っていたのは32点で、そのほかは「生死出入」が脱落していたり、帳面全体が裁断されて断簡の状態で残っているものであった。

そこで、現存する「生死出入」（171点）の袖側の状態を調査したところ、引きちぎられた痕、糊が付いていた痕、切断の痕などが認められ、「毎月仕上」と分離させる操作が行われたとみられる痕跡が143点で確認された。大まかな傾向として、天保5年（1834）以前は引きちぎるような形で「生死出入之覚」を分離しており、同年以降はこれに、「毎月仕上」そのものを裁断して表紙・前書部分と「生死出入」を残すというパターンが加わる形となっている。

これらの点から、宗門方では、「毎月仕上」から「生死出入」のみを分離したり、帳簿を裁断して不要と判断した部分を廃棄するという方法をとっていたと推測される。表紙を残したのは作成年月を明らかにするためで、前書部分を残したのは触書を出した臼杵藩を憚ってのことだろう。五人組の連印部分は、宗門方での確認で異状がなければ不要となる。貼付されていた「生死出入」は、出生帳・死失帳および幕府へ提出する異動関係の文書作成に不可欠なものであったため、「毎月仕上」と分離して残したのである。宗門方文書のなかに多数の「毎月仕上」の断簡が残されているのは、こうした文書廃棄の方法と関連が

あると考えられる。[34)]

なお、これに関わり、32点の「毎月仕上」が完全な形で残されているのはなぜかという疑問が想起されるが、この点については、宗門方が文書のチェックにさいして付与した朱点・朱書が参考になる。上記の32点のうち、朱点・朱書が見られるのは2点しかなく、残る30点には朱点・朱書が付けられていない。おそらく宗門方のチェックのさいに漏れたものか、別の文書でチェックが行われた後、そのまま放置されたものではないかと思われるが、これについての検討は後日を期すことにしたい。

おわりに

以上、収納袋や端裏書、物理的な保存状況など、ふだんは副次的に扱われがちな側面から臼杵藩宗門方役所の文書管理について検討してきた。本稿で述べてきた点を踏まえ、宗門方の文書管理の特徴を指摘して結びとしたい。

その第一は、臼杵藩の文書管理が幕府のキリシタン統制政策の展開にしたがって、その内容に準拠する形で整備されていったという点である。これは、「豊後崩れ」の経験を踏まえた、幕府から過失を問われることを回避する体制づくりであったとみてよい。

この点とも関わるが、特徴の第二としては、宗門方の文書管理体制が、貞享4年（1687）の「類族帳」の作成以降、その比重を「豊後崩れ」への対応から類族等の管理へと移行していったことがあげられる。元禄8年（1695）の幕府提出文書の規定と享保3年（1718）の改訂以降、宗門方では幕府の定めた規定にあわせた機能的・効率的な文書管理が行われていく。「〇一」「〇二」「〇三」や「イ」「ロ除」といった端裏書を用いて文書の種別を区分したり、関連する2通の文書を重ねて巻き折りにするといった手法は、定期的に幕府へ報告することに備えた文書事務の工夫であった。また、「類族御通」への捺印と定期的な回収に見られるような文書受領の確認システムも構築されており、幕府への提出文書に関連する類族等の異動について、幾重にもおよぶチェック体制が整えられていた。

特徴の第三としては、「毎月仕上」など大量に蓄積された文書について、「生死出入」を外してそれだけを保存するといった選別・廃棄も行われていた痕跡が見られる点である。これには、宗門方に明確な選別・廃棄規則が存在したわけではなく、実務担当者の属人的な側面による可能性も否定できないが、日々蓄積される文書のうち、今後のチェック作業や保存に必要なものを残し、それ以外を廃棄していたと考えられる点からは、経験的な発想ながらも現用文書→半現用文書→アーカイブズという志向性をみることができるように思われる。

註

1）国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究 ―近世における文書管理と保存―』（岩田書院、2008年）、同編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（思文閣出版、2015年）、同編『近世大名のアーカイブズ資源研究 ―松代藩・真田家をめぐって―』（思文閣出版、2016年）。

2）「憲教類典 四ノ十六 切支丹」（国立公文書館所蔵）。

3）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要』第14号、2018年）151頁、本書所収。

4）村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）。

5）マレガ資料A16.4.7.11.0.1。以下、マレガ資料については、資料番号のみを記す。

6）寛文元年「丑之年長崎より之状写」（A1.8.1.1）マレガ№403、寛文元年「丑之年長崎江此方ヨリ遣状写」（A1.8.1.2）マレガ№413、寛文5年「巳歳長崎江此方ヨリ遣状写」（A1.7.3.1）マレガ№402、寛文6年「午之年長崎江被遣状案紙」（A1.6.4.1.〈1〉）マレガ№744、寛文6年「午之年長崎ヨリ之状写」（A1.6.4.1.〈2〉）マレガNo.745、延宝6年「長崎江遣状跡書」（A1.12.1.7.1）マレガNo.746、延宝6年「従長崎参候状写」（A1.12.1.7.2）マレガ№747。

7）このほか寅年（寛文２年）から巳年（寛文５巳年）までの不存在文書の一覧と思われる書付も残されている（A1.9.3.1.1）。

8）註3三野論文、153-155頁。

9）「諸執役 前録一」（臼杵市所蔵）。

10）臼杵藩において家老に相当する者の役職名は「御老中」であるが、幕府の老中との混乱を避けるため、本稿では「家老」と表記する。

11）註2「憲教類典 四ノ十六 切支丹」。

12）「類族帳」の作成過程ならびにこのとき参照した起請文などの文書に関しては、佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」、大津祐司「寛永12年の『南蛮誓詞』と臼杵藩のキリシタン禁制」（いずれも本書所収）を参照。

13）註2「憲教類典 四ノ十六 切支丹」。

14）A4.25.0、A20.2.1.1.18.0、A20.2.1.6.3.0、A20.2.1.6.2.0を参照。

15）A15.2.0、A12.5.0、A12.7.0、A15.4.0、A12.4.0、A15.5.0、A15.3.0、A15.6.0.1、A12.6.1を参照。

16）A19.2.0、A12.1.0、A19.3.1.0、A12.2.0、A16.4.7.7.1、A12.3.0を参照。

17）A19.4.0、A20.2.1.0、A20.2.2.0、A7.9.1.1を参照。

18）A4.15.20、A7.2.4.5.1、A13.3.1.23、A7.8.5.6、A7.8.5.5.2の５点。
19）「〇二」の端裏書が付いた文書は、A4.62.8の一例を除き、A7.6.3およびA14.4.4のまとまりに集中して残されている。
20）A7.8.3.18。
21）番号上の分布は、A4.15、A4.60、A4.65、A4.66、A4.71、A4.75、A4.77、A13.3で、数点から十数点程度のまとまりで存在する。
22）非類族のものとしてA4.16.24、A4.16.45、不明のものとしてA4.57.33.5、A4.63.41などがある。
23）類族等ではA4.15.3、A4.15.13、非類族ではA4.15.23、A4.60.25、A4.65.37がある。
24）非類族のものでA4.65.34、A4.66.13、A4.75.1、A4.77.14がある。
25）文政８年のものはA9.1.6.2.6～8、天保11年のものがA11.2.3.1とA11.2.3.2のまとまりに残されている。
26）大分県立先哲史料館所蔵の池見家文書（類33、866）には「類族御通」と題された横長帳がある。これは、寛政12年（1800）から天保８年（1837）までの「類族御通」の内容を書き写した村方側の控えと推定される。
27）たとえば、A12.2.2.21.1、A13.5.4.15.1など。
28）A7.2.3.2.1とA7.2.3.2.2。
29）出仕はA7.8.1.7.1とA7.8.1.7.2、御暇はA7.9.1.2.5.1とA7.9.1.2.5.2などに事例が見られる。
30）A20.2.1.8.4.1とA20.2.1.8.4.2など。
31）A7.8.5.2.1とA7.8.5.2.2など。
32）これらの情報は、今回の調査において、資料保存の観点からやむを得ず個々の資料を包材へ収めたため、原資料を閲覧しただけではわからない“消えてしまった資料情報”となっている。そこで管見の限りであるが、記録の意味で２通の文書を重ねて巻き折りにした管理方法が見られる箇所を列挙しておく。死骸改証文では、A3.1、A3.4、A3.5、A3.12、A3.13、A3.14、A3.18、A3.19、A3.21、A3.22、A7.8、A9.1、A11.1、A12.1、A12.2、A12.3、A13.4、A13.5、A13.7、A13.8、A13.9、A14.3、A14.4、A15.5、A15.6、A19.2、A19.3の各まとまり、縁付・出仕・御暇・引越・寺替などについてはA7.2、A7.4、A7.6、A7.8、A7.9、A19.4、A20.2の各まとまりに上記の管理方法の痕跡が見られる。「マリオ・マレガ資料データベース」で検索する場合、たとえば「史料番号」欄においてA3.1.11.1とA3.1.11.2というように、最下層の番号が「1」「2」となっており、「集合情報」欄に「巻き込み」とあって、さらに「状態など」欄で「1」「2」のいずれか一方のみに「端裏」という記述がある場合が該当すると思われるので、資料画像によって確認されたい。
33）宗門方文書に残る「毎月仕上」の上限年代は文政10年（1827）４月（A2.3.6.2.1.1）、下限年代は弘化４年（1847）８月（A10.3.62.1など）である。
34）組合除きの文書に、ことさら「ロ除」という記号をつけて意識的に保存しようとしたのは、五人組の台帳の記述変更という目的のみならず、こうした文書廃棄のあり方にも関連があるのではないかと推測される。

近世武家社会とキリシタン統制

―臼杵藩家中の類族を考える―

三野行徳

はじめに

本稿は、臼杵藩を対象に、武家社会のなかの転びキリシタン・類族がどのように把握され、統制されたのかを検討するものである。以下、先行研究と問題の所在を確認しておく。

周知の通り、16世紀の日本において、キリスト教は戦国大名や国人領主などの領主層が媒介となって日本社会に伝播した[1)]。領主層が入信するか布教を許可し、家臣や領民にもキリスト教が広まっていくのが一般的であり、本稿の舞台となる豊後国臼杵も、大友宗麟の影響下でキリスト教が浸透した地域である。したがって、初期のキリシタン統制も、媒介者である武家と宣教師を主たる対象としたものだった。禁教期に入ると、キリシタン統制は領主の責務となり、将軍が全国の領主（大名・旗本・寺社）に命じる形で遂行されることになる。

キリシタン統制を命じた幕府法令のなかでも、寛永12年（1635）9月の布達では「一、伴天連幷きりしたん宗旨之儀、従此以前、雖為御制禁、至于今無断絶様被聞召之間、彌領内幷面々家中急度相改…」と、領内に加えて「家中」が統制対象として設定されている[2)]。続く万治2年（1659）6月の布達でも、「一、きりしたん宗門之儀、密々今以可有之間、家中之輩中間、小者に至迄、常々無油断可被申付之勿論奉公人出替之刻は請人に念を入、宗旨をあらため可相抱事…」と、家中の内訳に家臣の抱える中間や小者、奉公人なども含まれることが指示される[3)]。寛文4年（1664）11月にも、「一、耶蘇宗門御制禁たるといへとも、密々弘之族有之と相見候、いまた断絶無之條、向後は遂穿鑿候役人を定、常々無油断家中幷領内改之…／一、きりしたん宗門穿鑿之儀、壱万石以上之面々ハ、

今度如被　仰出候役人を定、家中領内毎年無断絶可被相改之事…／一、九千石以下之輩は、役人を定候儀可難成之間、家中之者は不及申…」と、繰り返し統制対象に武家・家臣が含まれることが示されており、17世紀のキリシタン統制に関する法令において、取り締まるべき主要な対象に「家中」が位置づけられていることがわかる[4]。島原・天草一揆を経て統制対象の中心が民衆統制へと移っていくことは間違いないが、統制対象として武家がなくなるわけではない点には留意する必要がある。

17世紀の武家社会の編制をめぐる最大の問題は、将軍家も含めた武家内部の上下の秩序の確立であり、初期藩政改革とその反動としての御家騒動や御一門払いを経つつ、将軍・大名を中心とする武家社会の秩序が確立していく。17世紀中葉は、将軍―大名の主従関係、大名―家臣の主従関係はまだ不安定で、全国の大名家で御家騒動が相次ぎ、改易が頻発した時代である[5]。武家社会にとってのキリシタン統制は、幕府の主導するキリシタン統制を、大名がどれくらい誠実に実行するか（できるか）、大名の実行するキリシタン統制を家臣団はどれくらい受け入れるかという点で、武家社会の確立に密接に関わる問題となる。とくに、キリシタンであった経験を持つ大名や、豊後のように元キリシタン大名の領国で多くの元キリシタン武士を抱える地域では、信仰より主従関係を上位に置くことが可能か、という点で、より重要な課題となったはずである。キリシタンだった大名が一定数あり、多くの大名家中には元キリシタンの家臣が一定数存在するなかで、慶長期（1596～1615）までに棄教した元キリシタン武士のその後の問題は、幕府にとっても重要な関心事だったと考えられる。

17世紀中葉以降の武家のキリシタン統制についての研究は多くないが、なかでも重要な研究は、村井早苗氏のキリシタン武士摘発に関する研究である[6]。村井氏は正保4年（1647）から翌慶安元年（1648）にかけて岡山藩・広島藩で起こったキリシタン武士の摘発を検討し、17世紀中葉に中国・四国地方にキリシタン武士の藩域をこえた交流が存在し、この時点でも大名・旗本家臣にキリスト教を広める武士が存在していたこと、17世紀中葉の流動的な武家社会にあって、幕府宗門改役井上政重はキリシタン武士の問題に強い関心を持ち、その捕捉・摘発を計画的に行っていたことを明らかにしている。本稿で検討す

る武家社会の背景として、重要な指摘である。

一方、絵踏に関する研究のなかでも、武家の絵踏に関して言及したものはわずかである。なかでも重要なのはマリオ・マレガの研究で、『豊後切支丹史料』では、「士分階級の絵踏」の項目を設けて藩士の絵踏の過程を紹介し[7]、『続豊後切支丹史料』では、「侍の踏絵」「正月以外の侍の踏絵」「他藩より引越せる者の踏絵」「諏訪番人の踏絵」「踏絵の節、不在の侍について」「侍の家内の踏絵」で一連の関連史料を紹介し、藩士の絵踏に関する基本的な事項を整理している[8]。武家の絵踏に関しては、現在でももっとも詳細な研究である。そのほか、片岡弥吉『踏絵』では、「絵踏と家格」で、平戸藩の絵踏を紹介するなかで、下級藩士・大身藩士陪臣・町役人などを境界線として、身分特権として絵踏が免除される場合があったことを紹介し[9]、安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』では、小倉藩の絵踏のなかで、城下・藩士の絵踏があったことを紹介しているが[10]、いずれもわずかな言及に留まっている。絵踏の研究においては、圧倒的に町人・百姓を対象とした絵踏に関心が集中しているといえよう。

以上のように、村井氏による17世紀中葉の岡山藩のキリシタン武士の実態、幕府による取締りに関する研究を除き、17世紀中葉以降の武家のキリシタン統制に関する研究はほぼなく、絵踏の対象としての武士についても、マレガの成果を超える研究はなく、絵踏―宗門改研究のなかでも、絵踏の対象としての武家について意識的に研究されているとはいえない状況である。

そこで本稿では、拙稿「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）で言及した臼杵藩における武家を対象にした絵踏と、武家社会のなかの類族に注目し、武家を対象としたキリシタン統制がどのように行われ、臼杵藩家中のキリシタンの子孫がどう存在し、どう捕捉されたのかについて検討したい。

1. 臼杵藩における武家のキリシタン統制

(1) 臼杵藩稲葉家家臣団の成立

臼杵藩稲葉家は本国美濃の戦国武将で、斉藤家・織田家・豊臣家に仕えたのち、関ヶ原の合戦では徳川方に付き、慶長5年（1600）11月に美濃郡上八幡城

表1　臼杵藩の武家身分構成（天保11年）

	家　格		家数	備考
士分	侍中	御知行	149	宗門方
		御給米御扶持	93	
	中小姓		90	宗門下役
	小侍		194	
	江戸・大坂定詰		22	
	隠居（侍中～小侍）		96	
士外	小頭以下諸職人		137	
	足軽以下		800	

から臼杵城に入った。こうした経緯から、臼杵藩家臣団は、①美濃随従家臣（従行家・遅参家・帰参家・中絶家・別類／譜代小士・別類）50家と、②臼杵登用家臣（旧大友家臣・旧太田氏家臣・他地域出身者）61家を中心に形成された。初代貞通期（1600～03）に、①を中心とする家臣団が編制され、二代典通・三代一通・四代信通期（1603～73）に②および①の分家の登用が進み、五代景通期（1673～94）に家臣団・藩機構の基礎編制を終えた。

藩士の身分構成は、士分は侍中・中小姓・小侍、士外は小頭以下諸職人と足軽以下に分かれる。侍中は知行取と蔵米取に分かれるが、景通期の藩政改革で地方知行は実質的に廃止された。天保11年（1840）の身分構成は表1の通りである[11]。

本稿では、臼杵藩の武家社会を【士分と士外】【士分の家（家族／陪臣・陪臣の家／武家奉公人）】までを含む範囲で設定し、分析を進める。これは、後述するとおり、臼杵藩が士外を含めて「御直参」として把握していたことによる。また、武家社会の範囲を広く措定したのは、同じ豊後国の大名である岡藩を対象とした熊谷光子氏の研究により、百姓・町人の士外身分への参入（身上がり）が臼杵藩家中の類族を理解するうえでも重要な視角と考えられるからである[12]。

(2) 寛永・正保のキリシタン統制と武家

臼杵藩では慶長18年（1613）の全国禁教令を受けて、翌年からキリシタン統制に取り組みはじめる。臼杵藩のキリシタン統制が本格化するのは寛永11年（1634）から12年にかけてのことである。寛永12年に藩に提出された、キリシタンではないことを誓う起請文のなかに、武家が提出した起請文を1件だけ確認できた。史料1は、江端市兵衛が提出した起請文である。

史料1[13]

貴理師旦御改付誓紙文之事

一、我等儀妻子共ニ惣列貴理師旦にて無御座候、禅宗多福寺之旦那紛無御座候、則寺之うら判取申候

一、召仕候者男女ともに壱人もきりしたんにて無御座候、則誓紙を仕らせ其寺々之うら判を取置申候、牢人・宿下御座候ハヽ能宗旨相改可申候、此已後牢人宿【欠損】参候とも堅宗旨を改可申候、不審成者ニハ一夜之宿もかし申ましく候、右之通すこしも偽無御座候、若少も相違於有之ハ忝も日本国中大小之神祇・八幡大菩薩・愛宕山大権、現当国にてハ由原八幡宮・関六所権現・祇園牛頭天王、殊氏神各御罰可被蒙者也、仍起請文如件

寛永十二年十一月五日

江端　市兵衛（花押）

安宅　　在兵衛殿

日比野　五郎右衛門殿

（裏書）「此江端市兵衛禅門之仏弟子、全其紛無之者也

多福寺　雪窓㊞」

寛永12年の多くの起請文において、百姓が提出した通常の起請文で構成員の内訳を説明する箇所では「我等屋敷之内家之内老若男女わらんへ迄も」と記載される箇所が、この起請文では「牢人・宿下御座候ハヽ能宗旨相改可申候、此已後牢人宿…」とあり、武家の起請文に応じた文言が用意されていたことがわかる（寺社にも独自の文言が用意されていた）。臼杵藩ではさらに正保3年（1646）に五人組を編成してキリシタン統制を強化している。この正保3年の五人組編成に関わる御書物之事でも、武家の五人組編成に関する史料を1点確認することができた[14]。大田甚兵衛組の五人組がキリシタンではないことを確認したこの「きりしたん宗門重而御改ニ付五人組書物之事」でも、通常の前書と異なり、「若不審ニ相見へ候ハヽ大組頭又者御奉行所へ可申上」「組合小頭ニ相届ケ」「大頭又者御奉行所へ」と、武家に応じた文言が用意されている。また五人組は、慶長19年（1614）に棄教した転びキリシタンである谷久右衛門と、キ

リシタンであった経歴のない4人の藩士が名を連ねており、元キリシタンとそうではない者とを組み合わせる編成であったことがわかる。

以上より、臼杵藩の寛永・正保の取締りでは、武家も対象となって起請文を提出し、五人組を編成していたことが確認できた。先述した村井氏の研究において、この時期、井上政重がキリシタン武士の動向を注視していたことが明らかにされているが、臼杵藩では、大友旧臣のキリシタン武士を捕捉し、棄教した者についてはその経歴を確認していたのである。両時期とも、確認できたのは1事例のみであり、全藩士を対象とした取締りであったかどうかは不明だが、武家を取り締まるための文言が用意されていたことから、一定程度の規模で取締りが行われたと考えておきたい。

(3) 絵踏制度と臼杵藩における武家の把握のあり方

つぎに、臼杵藩において定式化していくキリシタン統制のなかで、武家はどのように統制されたのかをみていきたい。臼杵藩では、寛永12年（1635）頃から棄教の証明として絵踏が行われた。ただし、これは定式化したものではなく、棄教したことを証明するために、そのとき限りで行われたものである。正保3年（1646）の五人組編成にあたっても、棄教者の絵踏が実施された。臼杵藩で絵踏が制度化するのは寛文5年（1665）にキリシタン統制を専管する宗門奉行が設置されてからのことで、延宝5年（1677）、長崎奉行から真鍮製踏絵を借用して全町人・百姓を対象とした隔年の絵踏がはじまり、延宝7年には藩士家も絵踏の対象となった。貞享2年（1685）には寺院の男女・山伏も絵踏の対象になり、元禄元年（1688）以降、僧侶も絵踏の対象となり、毎年絵踏が実施されるようになった。こうして、元禄元年以降毎年、臼杵藩に関わる全員を対象に絵踏が実施されるようになった。こうした経緯から、武家の絵踏に関わって、マレガ資料では延宝7年の絵踏の実施に関する記録が多く残される（膨大な史料が残されているため、延宝7年の分析については後稿を期したい）。

以下、武家の絵踏の経緯を確認しておく。臼杵藩では絵踏の実施にあたって、長崎奉行から真鍮製の踏絵を借用している。通常、踏絵は正月21日に臼杵に到着し、正月23日から絵踏が始まる。武家の絵踏は城中で行われるものと、

以下に見る組ごとに組頭の屋敷で行われる場合とがあったようだが、詳細なルールの解明は今後の課題である。

絵踏を遂行するにあたり、臼杵藩では武家をどのように把握したのだろうか。285頁表1は、元禄5年（1692）の絵踏実施にあたり、その対象者をまとめた元禄5年「宗門御改ニ付御領分人高之覚」をもとに作成したものである[15]。臼杵藩稲葉家中の箇所を見ると、藩士が役職を基礎とした組・頭支配単位（番方は組、役方は支配）で捕捉されていたことがわかる。最上段の稲葉右衛門助は家老であり、稲葉右衛門助配下の者が絵踏を受ける単位として捕捉されていたと考えられる。「上」「下」は先に見た士分と士分外とみられ、藩士の家が上、士分外・陪臣・奉公人が下と考えられる。臼杵藩では絵踏の実施にあたってこの組ごとでの人数の覚えも作成しており、元禄4年（1691）の絵踏にさいして作成された稲葉右衛門助組の構成員をまとめた「宗門御改ニ付家内人数之覚　稲葉右衛門助組」をもとにしたのが表2である[16]。表1と同じ元禄5年の史料がなく、1年のずれがあるため人数に若干の違いがあるが、稲葉右衛門助組の内訳を見ることができる（マレガ資料には元禄4年の同様の史料が多く残されている）。また、配下の藩士の家ごとの人数をまとめた「家内ノ覚」や、各組の「宗門御改ニ付家内人数之覚」のもととなった、各組士の家から提出された「家内人数之覚」を貼り継ぎ、組全体を集計した数値を冒頭に貼り付けた史料も残されている[17]。これらの関係から、臼杵藩では絵踏の実施にあたり、まず組・支配ごとに、構成員の藩士の家（当主の家・陪臣の家／さらに配下がある場合は配下の藩士の家）を家単位で捕捉するために、各藩士の家ごとに「家内人数之覚」を作成し、組ごとにそれを統合して組単位の「宗門御改ニ付家内人数之覚」を作成し、組・支配単位で絵踏を実施したと考えられる。

表2　稲葉右衛門助組

家　名	人数	男		女	
		上	下	上	下
稲葉右衛門助	32	2	17	4	9
牧太弥大夫	14	4	4	2	4
長瀬六右衛門	14	3	4	3	4
安野平左衛門	15	2	5	4	4
松田弥左衛門	12	3	4	1	4
国枝武左衛門	27	2	12	4	9
芝崎安左衛門	19	3	4	6	6
伊藤惣左衛門	15	2	6	1	6
清水安左衛門	13	2	6	1	4
岡部権大夫	11	1	4	2	4
小川孫八	13	2	5	3	3
池田市左衛門	8	1	2	2	3
石丸太左衛門	4	1	2		1
安藤庄五郎	8	1	3	2	2
計	205	29	78	35	63

絵踏が終わると、組頭は以下のような見届証文を宗門奉行に提出した。

史料2[18)]

（端裏）「・岡部忠蔵」

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一、切支丹宗門御法度之趣慥相守申候御事

一、我々家内男女共踏絵被　仰付不残為踏申候処少も不審成儀無御座候

一、家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事

右之趣少も相違無期座相守申候、為後日如件

元禄五年申正月廿三日

・岡部忠蔵（花押）
・稲葉小兵衛（花押）
・林三郎四郎（花押）
・林小左衛門（花押）
・岡部権右衛門（花押）
・中村雲八（花押）
・伊吹半兵衛（花押）
・芝崎甚之丞（花押）
・日下文之丞（花押）
・稲葉勘平（花押）
・中村太郎八（花押）
・岩手新蔵（花押）
・竹鎌小伝次（花押）

右私組中宗門相改銘々判形見届申候、已上

岡部忠蔵（花押）

石田弟右衛門殿
岩手六左衛門殿
加納藤左衛門殿

※黒点はすべて朱書

この見届証文の提出をもって藩士の絵踏は終了することになった。証文の提

出は、近世後期になると、正月28日の藩士惣出仕のさいに一斉に提出する形式になるようだ[19]。組単位の「宗門御改ニ付家内人数之覚」は絵踏終了後に宗門奉行に提出され、在方や町方での絵踏の結果もまとめられたうえで、絵踏の全体を集計した「宗門御改ニ付御領分人高之覚」が作成されたものと思われる。

2. 武家社会のなかの類族

(1) 臼杵藩の類族

本節では、臼杵藩武家社会のなかのキリシタンの子孫＝類族がどのように存在していたのかを検討する。292頁表4でみたとおり、正徳元年（1711）の臼杵藩の武家には555名の類族が存在した。藩士の1割以上が類族だったのである。その内訳を見ると、士分である「給人家内共」が98名、同じく士分の「小侍家内共」が252名、士分外の「御足軽以下御奉公人」が161名、陪臣である「御家中又者」が44名である。臼杵藩士および陪臣の全階層に類族が存在していたことがわかる。人数比では上中級家臣に類族の割合が高い傾向があった。臼杵藩家臣団の成り立ちの経緯から、臼杵藩成立にともなって豊後で登用した武士の一定数がキリシタンないし元キリシタンであり、先述の谷久右衛門の事例からも、臼杵藩に登用されるにあたり、慶長期（1596～1615）を画期として棄教していったと考えられる。それでは、その子孫はその後どのように藩に捕捉されたのだろうか。

(2) 上級藩士のなかの類族 ―加納玄蕃妻子孫―

臼杵藩士のなかの上級藩士の類族の実態について、以下の史料を手がかりに考えたい。

史料3[20]

（端裏）

「加納六郎左衛門娘すい七歳貞享五年辰八月十三日痢（欠損）」

御書物之事

一、加納六郎左衛門娘すい七歳（欠損）病死病症痢病、高祖母加納前玄蕃

妻切支丹宗門転ニ付取（欠損）禅宗旦那寺月桂寺被取置候、則月桂寺之証文取差出候、為後日如件

貞享五年辰八月十四日　　稲葉猪右衛門（花押）
村瀬忠左衛門（花押）

石田弟次右衛門殿
岩手六左衛門殿
矢野兵左衛門殿

史料4[21]

御書物之事

一、加納六郎左衛門娘す（欠損）月十三日病死、禅宗当寺旦那、高祖母加納前玄蕃妻切支丹転ニ付取置之様子村瀬忠左衛門稲葉猪右衛門見届拙僧取置候、為後日如件

貞享五年辰八月（欠損）日　　月桂寺
（欠損）昴㊞

石田弟次右衛門殿
岩手六左衛門殿
矢野兵左衛門殿

史料3・4は、貞享5年（1688）に加納六郎左衛門娘すいが死去したことにともなう、組員および菩提寺からの死骸取置証文である。すいの高祖母である加納玄蕃妻が「切支丹転」であるため、類族のすいの死骸を取り置くことを組士である稲葉と村瀬（史料3）、菩提寺月桂寺（史料4）が宗門奉行に届け出たものである。加納玄蕃とは美濃時代から稲葉家に仕える譜代重臣で、玄蕃は父外記のあとを継いで慶長12年（1607）から番頭を勤め、その後寛永元年（1624）まで二番備頭を勤めた[22]。以後加納家は代々二番備頭を勤め、六郎左衛門も二番備頭を勤めている。加納家は美濃で500石、臼杵で800石を与えられる、番方No.2の重臣だった。妻が「切支丹転」と記されていることから、稲葉家中の番方最上級藩士が、臼杵でキリシタンあるいは元キリシタンの女性と婚姻したと考えられる。同年には同じく加納玄蕃妻曽孫である加納直右衛門娘たかも死

去しており、同様の手続きが行われていた[23]。貞享期（1684～88）に整備された類族制度において、近世初頭の武家の転びキリシタンの子孫も捕捉されていたこと、上級藩士の家であっても、貞享の類族令に則った死骸の処理が行われていたことを確認しておきたい。

(3) 類族帳のなかの武家の類族

臼杵藩武家社会のなかの類族を確認するためには、類族帳の分析が欠かせない。臼杵藩の類族帳の元帳は残されていないため、数点確認できる「類族死失之者帳」「類族出生養子帳」およびその下書きから、武家の類族を抽出する。なお、平井義人「臼杵藩におけるキリシタンの数と分布」（本書所収）でも、可能な限りすべての本人・本人同然を捜索するなかで、武家の類族にも言及しているので、あわせて参照されたい。

史料5[24]

「　享保十三戊申年
豊後国臼杵領
古切支丹之類族死失之者帳
　六月　　御名　　」
一之帳　家来転切支丹桐生太郎右衛門系
桐生太郎右衛門孫　桐生源五左衛門娘　岩手勘四郎妻
一、しち　元禄四未年十一月三日出生　当申三拾八歳
　　押札宝永四年亥十一月岩手勘四郎妻
此女当申二月十五日病死旦那寺臼杵城下於禅宗月桂寺取置申候
同帳　家来転切支丹前井上兵助系
前井上兵助曽孫助之丞　押札本人同然後井上兵助孫
一、妻けさ　　当申七拾壱歳
此女当申正月廿日病死旦那寺大野郡板屋村禅宗普現寺取置申候
同帳　家来転切支丹徳丸又兵衛系
徳丸又兵衛玄孫角助　押札　本人同然玄順妻孫
一、妻妙音　　当申六拾三歳

前名みや
此女当申五月十五日病死旦那寺臼杵城下於浄土真宗善法寺取置申候
同帳　家来林三郎四郎下人転切支丹清兵衛系
清兵衛孫
一、与助　　当申七拾四歳
此者当申四月廿四日病死旦那寺臼杵城下於浄土真宗善法寺取置申候
（後略）

史料5は、享保13年（1728）6月に臼杵藩が幕府に提出した、類族のなかの死者を書き上げた帳面の冒頭の、藩士のなかの類族の死者を書き上げた箇所である。冒頭に「家来転切支丹桐生太郎右衛門系」とあり、臼杵藩主稲葉家の家来で転びキリシタンである桐生太郎右衛門の子孫が類族として捕捉されていたことがわかる。ここでは桐生太郎右衛門の孫で岩手勘四郎の妻であるしちが38歳で亡くなったことを報告している。同様に本帳面では「同帳（一之帳）家来転切支丹前井上兵助系／本人同然後井上兵助孫・妻けさ」「同帳　家来転切支丹徳丸又兵衛系／本人同然玄順妻孫／妻妙音」「同帳　家来林三郎四郎下人転切支丹清兵衛系／清兵衛孫与助」が、武家の類族の死者として報告されている。なお、一之帳とあるのは、元帳が臼杵城下から地理的に編成されており、一之帳は臼杵城下の武家から始まることによる（類族帳の編成に関しては平井義人「臼杵藩におけるキリシタンの数と分布」参照のこと）。

残された類族帳のなかで、武家の類族についての記載があるのは、①寛政3年（1791）6月の「豊後国臼杵領古切支丹之類族出生養子帳」（「十三之帳　大野郡向野村転切支丹清右衛門系／転切支丹久作妻玄孫　伊東藤助養子／伊東喜代助（※養子入り）」「十六之帳　大分郡森村転切支丹次郎左衛門系／本人同然吉弘弥三右衛門玄孫／長野千蔵（※出生）」[25]）、②嘉永3年（1850）11月「豊後国臼杵領古切支丹之類族死失之者帳」（「一之帳　海部郡野村転切支丹惣左衛門系／原由伯玄孫金子駒次郎」「十二之帳　大野郡鍋田村転切支丹宮内系／次郎右衛門妻玄孫／進来次八郎養子進来与惣兵衛」[26]）、③文政2年（1819）6月提出の死失帳下書き（「一之帳　家来転切支丹後藤六左衛門系／後藤六左衛門玄孫／後藤弥藤太養子／後藤患鑑（久七）」「一之帳　臼杵城下掛町転切支丹善左衛門系／前児玉歩右衛門妻玄孫／清七倅／幾五

郎（勘十郎[27]）」）の3冊11名である。

以上のように、武家の類族は、百姓や町人の類族と同様に、出生・養子・死失にさいして、半年ごとに帳面にまとめられて幕府に報告されていた点を確認しておきたい。なお、以上の類族のなかに、一之帳以外の帳面の類族をみることができる。これらは臼杵城下以外の場所に居住する武家の類族であり、もと百姓や町人の類族が、下級武士社会に参入していたことを示している。類族の武士の統制のあり方とあわせて、次節で検討したい。

3. 武家の類族の文書を通じた統制

(1) 類族の出生から病死にいたる捕捉

拙稿「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）でみたとおり、臼杵藩における類族の統制とは、幕府の規定を基準として、文書を通じてキリシタンの子孫を徹底的に捕捉し続けることだった。それでは、武家の類族はどのように捕捉されたのだろうか。膨大なマレガ資料のなかでも、武家の類族に関する記録はそれほど多くはない。以下、限られた史料からではあるが、検討したい。

①出生

史料6[28]

（端裏）

「出生子　水夫勘四郎子とわ　　九月四日」

覚

御矢倉勘左衛門伜

一、本人児玉前歩右衛門妻曽孫御水夫勘四郎娘とわ

右之とわ当九月二日出生仕候、旦那寺光蓮寺ニ付申候、御断申上候、以上

正徳弐年　　宗与惣兵衛㊞

辰ノ九月四日　　多田甚五左衛門㊞

岩手六左衛門殿

中村雲八殿
武藤又助殿

史料7[29)]

（端裏）
「「病死」（※朱書）
出生子　　井上佐助子　左内　　閏十月十七日」
覚　　井上左介男子
一、転本人井上後ノ兵助曽孫　左内　当戌ニ壱歳
禅宗普現寺旦那ニ付ケ
右之者閏十月十四日ニ出生仕候、他領類族ニ出不申候、為御断書付指上申候、以上
戌ノ十月十七日　　井上左助
武藤又助様
中村雲八様
西藤新兵衛様

史料8[30)]

御書物之事
一、井上左助子井上左内壱歳当戌十一月廿一日病死、禅宗当寺旦那、此者之曽祖父後井上兵助切支丹宗門転本人同然ニ付取置之様子鳴海金右衛門殿河村助右衛門殿被見届拙僧土葬取置仕候、為後日如件
享保三年　　普現寺住職
戌十一月廿二日　　源首座㊞
中村雲八殿
武藤又助殿
斉藤新兵衛殿

史料6は、本人児玉歩右衛門妻曽孫で水夫の勘四郎の娘とわの出生届である。提出者の宗と多田の詳細は不明だが、おそらく水夫組の頭支配系統を通じて、宗門奉行に出生届が提出され、類族系と旦那寺が報告される仕組みだったとみられる。史料7･8は、転びキリシタンの井上兵助の曽孫の井上左内の出生届と、

その死亡届である。生まれたばかりの子供が亡くなった場合、出生届に「病死」と朱書きされ、死亡届が一括で保管されることを平井義人氏が明らかにしているが[31]、武家の類族でも同様の措置がとられていたことを確認しておきたい。

②養子

史料9[32]

（端裏）

「養子所替願　生野官平弟

生野宇源太　二月廿一日」

覚　生野了覚子生野官平弟

一、転本人野津白岩村九兵衛玄孫　生野宇源太

浄土宗大福寺旦那　当亥三拾三歳

右私弟ニ而御座候処此度私養子ニ仕度候、此段奉伺候、以上

亥二月廿一日　生野官平

宗門方御役所

史料10[33]

（端裏）

「〇三　引越　家野村　金三郎　正月廿二日」

覚

家野村次郎兵衛子助五郎男子

一、本人家野村尚三郎女房曽孫　金三郎　二拾四歳

浄土宗大橋寺旦那

右金三郎儀佐藤孫兵衛養子仕当月廿三日ゟ孫兵衛家内ニ引請申候、此段御断申達候、以上

酉ノ　西村勘左衛門

正月廿四日　中村助左衛門

大脇儀右衛門殿

片桐善左衛門殿

久保田貞之丞殿

宇野仁右衛門殿

史料9は、転びキリシタン野津白岩村九兵衛の玄孫の生野宇源太が、実兄の生野官平の養子になることと、あわせて所替をすることを届け出たものである。史料10は、転びキリシタン家野村尚三郎女房の曽孫である金三郎が佐藤孫兵衛の養子になり、佐藤家に転居することを届け出たものである。佐藤孫兵衛の詳細は不明であるが、届も同じく武士身分とみられる者から出されていることから、佐藤は藩士で、組支配系統で宗門奉行に届け出たものと考えられる。養子にする場合、養父と、養父の所属する組それぞれから、養子の系・年齢・住所の変更などについて宗門奉行に報告が出されていたと考えられる。また、両史料とも百姓身分の者を武家の養子にする手続きである。この点は後述したい。

③新類族

大橋幸泰氏が「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」（本書所収）で明らかにしたとおり、本人同然か本人同然の子と類族ではない者が結婚した場合と、類族ではない者が類族の家に養子に入った場合、「新類族」として新たに類族に加えられることになった。

史料11[34]

（端裏）

「「＼出生帳ニ入」（※朱書）

〇三　養子新類族　安東吉大夫　　十一月五日」

覚　　安東太左衛門養子

一、本人同然安東吉左衛門曽孫　安東吉太夫　当辰拾五歳

右吉大夫太左衛門養子仕候ニ付類族罷成候、宗門者浄土真宗光蓮寺旦那ニ付御座候、為御届如此御座候、以上

正徳二年辰十一月五日　　安東吉太夫

岩手六左衛門殿

中村雲八殿

武藤又助殿

史料11は、安東吉太夫（前名不明）が安東太左衛門の養子になったことによ

って、本人同然安東吉左衛門曽孫となるため、吉太夫は新類族になることを申し出た覚である。武家でも同様の条件で新類族となったことを確認しておきたい。また、端裏には朱で「出生帳ニ入」とあり、養子縁組によって新たに類族になった者は出生帳に記載され、幕府に報告されたことがわかる。病死については第2節で検討したので繰り返さないが、以上にみた出生・養子・新類族は出生帳に、病死は死失帳に記載され、年に2回、幕府に報告され、武家の類族も幕府に捕捉されることになった。

④離縁・旦那替・所替・剃髪

史料12[35]

（端裏）

「〇三　離別者　　加嶋玄賀養子
菊之助　　九月朔日」

覚

一、軸丸両右衛門三男菊之助加嶋玄賀方ニ養子遣置候処不縁ニ付八月廿七日両右衛門方え引取申候、玄賀方類族ニ付右菊之助引取申候段御断申上候、以上

享保二十卯年九月朔日　　引田杢左衛門

大脇儀右衛門殿
片切善左衛門殿
久保田貞之丞殿

史料13[36]

覚

一、権藤九郎兵衛妻あかい玄孫今村寮水倅利根又兵衛養子類族利根三保助儀当辰三拾壱歳ニ相成申候、元来日蓮宗当寺旦那今般養父同然浄土宗龍原寺旦那相改度届申候、此段御伺申達候、已上

寛政八辰年　　法音寺
八月十六日　　日實㊞

服部六郎右衛門殿

加納小兵衛殿

矢野八郎右衛門殿

史料14[37]

覚

一、　類族

苅屋了圓

右苅屋了助跡家内此間私方え引受置申候所此節苅屋和左介方え引取申候、此段御達申上候、以上

四月廿八日　斉藤市右衛門

宗門方　御役所

史料15[38]

（端裏）

「〇三　落髪　稲川角右衛門　十月十九日」

覚

稲川仁左衛門倅

一、桐生太郎左衛門玄孫稲川角右衛門　当巳

真宗善法寺旦那　六十二歳

右者久々病気ニ付御暇願之通被仰付候ニ付、十月十八日致剃髪名廬舟と相改申候、此段御届申達候、已上

十月十九日　稲川清記

宗門御役所

史料12は軸丸両右衛門三男で類族加嶋玄賀の養子となっていた菊之助が、不縁で縁組を解消し、軸丸両右衛門方に戻ることを報告した覚で、おそらく軸丸の所属していた組から宗門奉行に宛てて届が出されている。史料13は類族利根三保助について、元来日蓮宗法音寺旦那だったものを、養父である利根又兵衛と同様に浄土宗龍原寺に改めることを、法音寺から宗門奉行に届け出たものである。三保助は養子であり、生家の旦那寺から養子となった家の旦那寺へと旦那替を行ったわけである。史料14は類族の苅屋了圓（苅屋了助妻）について、一時的に斉藤市右衛門が預かっていたが、苅屋和左介方で引き取ることに

なったので、この引越について宗門奉行に届け出たものである。史料15は、類族の稲川角右衛門が病気で暇願をし、剃髪して盧舟と改名することを届け出たものである。

類族は、先にみた出生と死亡のみならず、人生のあらゆる局面を詳細に文書で捕捉され続ける。それは武家の類族にあっても同様であったことが、以上の史料よりわかる。武家の類族に関する記録は多くないため、結論を得るのに充分な量の分析を行い得たわけではないが、以上の事例から、臼杵藩では武家の類族についても、類族の捕捉に関する文書規定に則って、類族系と旦那寺の情報を中心とした諸情報が宗門奉行に提出され、宗門奉行はそれを類族帳に記載し、幕府に提出する出生・死失帳にまとめて報告していたと考えられる。なお、報告には、a.当事者からの報告、b.組・支配からの報告、c.旦那寺からの報告の3系統があり、出生と病死はbcがセットで出されていたが、どういうケースのときどの組み合わせで出されるのかについては、より詳細な検証が必要である。今後の課題としておきたい。

(2) 類族の身上がり

①臼杵藩の類族の身上がり

臼杵藩における武家の類族を検討するうえで重要な特徴として、類族に関する覚や御書物之事のなかに、百姓から武家社会（士分外・陪臣）に参入する事例が多数みられる点を指摘できる。マレガ資料から、類族であることが間違いのない者が武家社会に参入した事例29件をまとめたのが表3である。表は、名前／身上がりによって獲得したあらたな身分／類族情報／元の身分／史料の年代／史料番号／端裏／備考をまとめ、年代順に配列している。端裏には多くの場合「〇三 御直参奉公人」と注記され、これらの情報が家臣や陪臣に関する情報として取り扱われていたことがわかる。

類族情報にみられるように、本表に掲載した類族は、すべて臼杵藩領の村の本人・本人同然の子孫である。元身分には身上がりをする前の身分を記載してある。多くの場合、村に居住する百姓身分であった者が登用されて臼杵藩士となっていることがわかる。出仕先としては、諸組の足軽や小人がもっとも多く

表3　類族の武士身分への参入

	名　　前	新　身　分	類族情報	元　身　分
1	小野伝六	片倉八郎左衛門組足軽	本人掻懐村新左衛門孫／生帳二之内海部郡掻懐村転切支丹道賀類族之内本人同然同村新左衛門孫	
2	藤丸清之丞	矢野勘八組	本人掻懐村新蔵孫	掻懐村清三子／掻懐村小吉養子
3	飯沼加七（嘉大夫）	聞番物書	本人遠久原村市郎兵衛孫	飯沼忠介養子
4	六三郎（喜平太）	御手廻奉公	古転本人野津芝尾村久兵衛玄孫	原村熊野助男子
5	幸七（山田半蔵）	村上弥三兵衛組	本人吉野長小野村伝左衛門曾孫	平清水幸右衛門子／兵左衛門弟／亀之助養子
6	仁三郎 （北山松右衛門）	国枝作左衛門組	本人福良村太郎作妻曽孫	福良村杉右衛門子太郎右衛門男子
7	市平	海添台所下男	本人下藤村勘右衛門玄孫	下藤村惣兵衛子久市子平七子／乙見村由蔵家内
8	権八	川瀬又内組小人	本人家野村中与右衛門玄孫	家野村喜右衛門子／兵蔵子孫八男子／伝三郎養子
9	利平太 （替名利右衛門）	小破損組	本院黍野村吉右衛門玄孫	市濵村市右衛門子／福良村喜兵衛養子小市郎男又三郎男子
10	佐藤軍蔵（治助）	持筒組	本人板屋村三左衛門玄孫	板屋村留兵衛子海添え村小八郎養子佐藤茂次右衛門養子
11	井村八百蔵（助七）	御畳方	黒坂村九左衛門玄孫	井村団六養子
12	南平治	聞番物書	本人同然丹生原村兵左衛門後家玄孫	南喜兵衛男子
13	野村藤平（牛之助）	伊藤長左衛門組足軽	本人野村吉右衛門玄孫	野村市左衛門子又助子才次郎子
14	津部弟助	稲葉佐左衛門組	本人寺小路村六郎右衛門玄孫／平清水又内養子	中嶋丈左衛門組
15	幸吉（疋田重兵衛）	味岡源四郎組	本人掻懐村新之丞曽孫臼杵深田村後新之丞玄孫	家野村勘兵衛養子善七子平清水新内養子長十郎養子善蔵子
16	定次	封番	本人望月村茂助玄孫	望月村文右衛門子万太郎男子／海添村権八子勝太郎弟
17	宇吉	野村六右衛門組柴田平治養子跡足軽	本人同然久土村なつ曽孫	上久所村喜三郎下人後久八子弥五郎子／海添村久市男子

年　　代	史 料 番 号	端　　裏	備　　考
元禄12年3月17日	A15.2.1.11	出生子	
享保11年12月10日	A7.8.1.1.2	○三 御直参奉公人	暇願／倅即日跡番入
享保12年4月9日	A7.8.1.2	○三 御直参奉公人	
延享3年2月10日	A7.8.1.6.1	類族	
寛延3年11月28日	A7.2.2.1	○三 御直参奉公人	暇願／倅即日跡番入
寛延4年5月10日	A7.8.1.5.1／A7.8.1.5.2	○三 御直参奉公人	
宝暦3年2月19日	A15.6.73.2.1	○三 御直参奉公人	
明和9年6月16日	A7.8.1.9.1／A7.8.1.9.2	○三 御直参奉公人	
安永6年2月4日	A7.8.1.12.1	○三 御直参	
天明1年閏5月14日	A7.2.2.4.1／A7.2.2.4.2	○三 所替	
天明7年12月15日	A7.6.2.24.3／A7.6.2.24.1／A7.6.2.24.2	○三 御直参	
天明8年1月19日	A7.6.2.3.2／A7.6.2.3.1	○三 御直参	
天明8年2月13日	A7.6.2.13.1	○三 御暇	暇願
天明8年4月8日	A7.6.2.22	○三 支配替	
文化1年11月14日	A7.9.5.1.1.2	○三 御暇	
文化2年3月	A7.8.4.2.1		
文化2年3月26日	A7.8.1.3.2／A7.8.1.3.3／A7.8.1.3.1	○三 御直参	

18	佐藤与治右衛門	小人頭	大野村平左衛門妻玄孫		
19	足立用吉	渡辺定右衛門組足軽	本人家野村中与左衛門玄孫	家野村喜右衛門子／兵蔵子孫八男子／伝三郎養子	
20	冨吉	門番	本人福良村太郎作妻玄孫	福良村久助子久次郎子幸平男子／小河内村善次養子	
21	政吉	中間	本人掻懐村長三郎玄孫	掻懐村七内子三之丞子熊之丞子	
22	村本八代吉（清蔵）	蔵方附人見習	本人福良村太郎作妻玄孫	福良村杉右衛門子藤七男子藤平子／市濵村利八養子／会所小夫	
23	郷田源六（乙之助）	岡田甚兵衛組	本人同然久土村幸之助孫	市濵村源六養子善九郎子	
24	吉良伝右衛門	門番		佐藤与次右衛門組	
25	恩地栄五郎（恩地庄左衛門）		戸次長小野村伝右衛門曽孫	恩地庄八倅	
26	牧野弥七郎	御目見			
27	吉良用七	門番		勝手方小使	
28	苅屋和左助	錠口番		苅屋栄助倅	
29	武生和助	門番		二村銀右衛門組	

（12件）、そのほか封番や門番、錠口番などの番士（4件）、聞番物書や手廻奉公・下男・中間などとなって出仕していた。

臼杵藩の武家社会の身分制度についてはわからない点が多いため推論を交えざるを得ないが、熊谷光子氏の岡藩の下級武士社会を検討した研究を参照すれば、おそらくこれらの士分外の諸職は一代限り、あるいは時限的な武士身分と考えられる。しかし、表の2・5・19はいずれも暇願であるが、跡番として倅が番入りしており、実質的に身分が継承されていたと考えられる。それでは、類族の登用はどのように行われたのか、以下、いくつかの事例から検討したい。

②福良村仁三郎→北山松右衛門の場合

史料16[39]

覚

福良村杉右衛門子太郎右衛門男子　当未

一、本人福良村太郎作妻曽孫　仁三郎　　弐拾七歳

文化5年12月1日	A7.9.1.2.24.2		
文化6年1月24日	A7.9.1.2.5.1／A7.9.1.2.5.2	○三 御暇	暇願／倅即日跡番入／no.8権八子
文化6年2月11日	A7.9.1.2.7／A7.9.1.2.7.2	○三 御直参	
文化6年3月20日	A7.9.1.2.11.2	○三 御直参	
文化6年6月27日	A7.9.1.2.8／A7.9.1.2.9／A7.9.1.2.6	○三 支配代り	
文化6年8月	A7.9.1.2.15.1	○三 御暇	
文化6年10月2日	A7.9.1.2.10	○三 支配替り	
文化6年11月13日	A7.9.1.2.26	○三 名替	
天保9年2月28日	A4.57.45	㋑	
年未詳12月16日	A7.6.2.8	○三 支配替	
年未詳4月28日	A7.8.5.19.1	○三 所替	
年未詳8月6日	A7.9.4.12	○三 支配代り	

他領類族ニ出不申候　替名松右衛門
浄土宗大橋寺旦那
右者国枝佐左衛門組ニ当五月六日ニ被召置北山松右衛門と改申候、類族ニ付系書差出シ申候、以上
未
五月十日　宮崎留右衛門
宗門御役所

史料17[40]

（端裏）
「○三 御直参御奉公人　臼杵福良村　太郎右衛門倅　仁三郎　五月十日」
覚
福良村杉右衛門子太郎右衛門男子　当未
一、本人福良村太郎作妻曽孫　仁三郎　弐拾七歳
他領類族ニ出不申候　浄土宗大福寺旦那

右之者五月六日国枝佐左衛門様御組ニ被召出申候、此段御断申上候、以上

寛延四年　　海添村庄屋

未五月十日　　庄左衛門㊞

大脇儀右衛門様

片桐善左衛門様

久保田貞之丞様

史料16・17は、本人福良村太郎作妻の曽孫仁三郎が、寛延4年（1751）に国枝佐左衛門組足軽に登用されたことについての届である。登用にあたっては、組から類族情報を記した「系書」を宗門奉行に提出し（史料16）、村からも、村組の庄屋から宗門奉行に召出について報告している（史料17）。両届はセットで「〇三 御直参奉公人」の端裏で管理されていた。史料16は登用にあたっての改名届でもあり、仁三郎は北山松右衛門として出仕することになる。なお、仁三郎については享保10年（1725）に生まれたさいの出生届[41]、安永6年（1777）に同じく類族である丹生原村とよと結婚したさいの婚姻届も残されている[42]。

③家野村（足立）権八の場合

史料18[43]

（端裏）

「三御直参」

覚

家野村喜右衛門子兵蔵子孫八男子

伝三郎養子　当辰

一、本人家野村中与右衛門玄孫　　権八　弐拾三歳

他領類族ニ無御座候　　浄土宗大橋寺旦那

右之者当月十三日私組え被召置候、尤類族之者ニ而御座候ニ付御届申候、以上

辰六月十六日　　川瀬又内

宗門方御役所

史料19[44]

（端裏）
「〇三　御直参家野村伝三郎養子　権八　　六月十六日」
覚
家野村喜右衛門子兵蔵子孫八男子
伝三郎養子　当辰
一、本人家野村中与右衛門玄孫　　権八　弐拾三歳
他領類族ニ而無御座候　　浄土宗大橋寺旦那
右之者川瀬又内殿御組御小人ニ六月十三日被召出候、此段申上候、以上
明和九年辰六月十六日　　家野村庄屋
与左衛門
加納小兵衛様
石井与七郎様
矢野八郎右衛門様

史料20[45]
（端裏）
「〇三　御暇　　渡辺定右衛門組
足立権八　　正月廿五日」
覚
同村喜右衛門子兵蔵子孫八男子伝三郎養子
渡辺定右衛門組
一、本人家野村中与左衛門玄孫　　足立権八
当巳六拾歳
浄土宗大橋寺旦那
他領類族ニ而も無御座候
右之者年罷寄御奉公難相勤御暇願之通正月廿三日被仰付跡世倅足立用吉直ニ被召置候、此段御達シ申上候、以上
巳正月廿四日　　岐部久兵衛
宗門方御役所

史料18～20は、家野村与右衛門玄孫の権八が明和9年（1772）に川瀬又内組

小人として登用されたさいの覚である。登用にあたっては組頭川瀬又内から系書を宗門奉行に提出し（史料18）、庄屋からも宗門奉行に覚を提出した（史料19）。仁三郎の場合と同様に、両者はセットで管理されていた。権八は出仕にあたって足立権八となり、その後文化6年（1809）まで37年間、組を移りつつ小人・足軽として勤めた。史料20はその暇願であるが、暇にあたり、息子用吉が跡番となっており、身上がりによって獲得した新身分は跡番として継承できたことがわかる。史料20は組士とみられる岐部久兵衛から宗門奉行に出されているが、同様に家野村の庄屋からも翌日に暇の届が出され、両者はセットで管理されていた。第2節の類族帳の記載でも見たとおり、百姓身分の類族が身上がりによって臼杵城下の武士（士分外）となっても、類族の捕捉は類族の発端となった本人・本人同然を基準に、出身村と異動先の武家の組によって捕捉され続け、出身村を通じた捕捉は生涯を通じてなされたと考えられる。②でみた北山松右衛門の婚姻についても、残された届は庄屋から福良村仁三郎（今名松右衛門）の婚姻として届けられており、出仕していても出身村を通じた捕捉が継続している点を確認しておきたい。

以上のように、臼杵藩では、百姓身分の類族のなかから登用や養子入などの経緯で士分外層（足軽・門番・封番など）へ類族が参入していき、跡番という形で実質的な家の継承が行われることもあったことがわかった。身分は武家社会の最下層ではあるが、端裏にもあるように「御直参」であり、類族であっても身分移動が可能であった。

熊谷光子氏の岡藩の分析によれば、城下町周辺農村や町場から非武士身分が足軽・武家奉公人層に参入することが梃子となって、下級～中級の武家社会への人材の参入が実現していたという。地域的・規模的類似性から、また、以上の類族の身上がりの事例からも、臼杵藩でも同様の事態を想定できるのではないだろうか。それでは、この類族の武家社会への参入という事例は、臼杵藩の類族を取り巻く社会を考えるうえで、どのような意味を持つのだろうか。マレガ資料中、武家の類族に関する史料は限られており、また非類族百姓の武家社会への参入を分析する史料がないため確たる評価はできないが、以上に見た29件の事例や、第2節で見た上級藩士の類族のケースとあわせて考えても、

「類族」という属性は臼杵藩の武家社会における参入障壁や上昇の障壁ではなかったと理解しておきたい。

おわりに

以上、非常に限られた史料からではあるが、臼杵藩の武家社会におけるキリシタン統制・類族統制について検討してきた。臼杵藩では家老層から足軽・武家奉公人層までに類族が存在し、家格の上下にかかわらず、幕府の規定に則って厳密に捕捉（文書主義的管理）され続けた。絵踏に対する忌避感から武士身分は絵踏を免除されたという平戸藩の事例とは異なり、臼杵藩では寛永（1624～44）から幕末に至るまで、武家社会においても徹底的にキリシタン統制・類族の捕捉がなされたのである。文書を通じた武家社会のキリシタンの子孫の管理は、出生と死失に関する情報を中心に、幕府まで報告されていた。しかし、藩士の1割以上が類族であり、藩幹部層までが類族である臼杵藩武家社会にあって、類族という属性が差別や障壁として作用するような事例はみることができなかった。限られた事例からの推論であるが、類族の統制が厳格に行われる一方、それはあくまでその家ないし個人の属性の一つでしかなかったと考えておきたい。規定に則った厳格な類族の管理は武家社会にも徹底している一方、それはあくまで手続きの遺漏なき完遂であった点を、拙稿「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（本書所収）とあわせてあらためて強調しておきたい。

下級武士社会に目を向ければ、非武士身分の類族が下級武士社会に参入する事例が多数確認できた。臼杵藩社会において、キリシタンの子孫である、という属性がどのような意味を持ったのか、という点は、マレガ資料の特質から導かれる重要な課題である。本稿で見てきた武家の類族をめぐる状況は、厳格な文書主義的管理のもとに置かれる一方、その属性ゆえに差別など多大な不利益をこうむるようなことはなかったのでないか、という見通しを与えてくれるのではないだろうか。

延宝7年（1679）の最初の武家の絵踏の実施をめぐる問題や、絵踏の詳細な手続きと時代的変化など、マレガ資料から導かれる武家のキリシタン統制をめ

ぐる問題はまだまだ多く残されるが、今後の課題としたい。

註

1）五野井隆史監修『キリシタン大名』（宮帯出版社、2017年）。
2）「一二二五　寛永十二年亥年九月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、628頁。
3）「一二三二　万治二亥年六月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、631頁。
4）「一二三五　寛文四辰年十一月」『御触書寛保集成』（岩波書店、1934年）、632頁。
5）福田千鶴『御家騒動』（中央公論新社、2005年）。
6）村井早苗「キリシタン武士の地域的交流」、同「一キリシタン武士の軌跡 ―渡部惣左衛門と岡山藩のキリシタン」（『キリシタン禁制の地域的展開』岩田書院、2007年）。
7）マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）。
8）マリオ・マレガ『続豊後切支丹史料』（ドン・ボスコ社、1946年）。
9）片岡弥吉『踏絵』（日本放送出版協会、1969年）。
10）安高啓明『踏絵を踏んだキリシタン』（吉川弘文館、2018年）。
11）臼杵市文化財管理センター所蔵「舊貫史」天保11年。
12）熊谷光子「近世大名下級家臣団の構造的分析」（『畿内・近国の旗本知行と在地代官』清文堂出版、2013年）。
13）マレガ資料A8.3.17。
14）マレガ資料A5.4.2.3.3。
15）臼杵市文化財管理センター所蔵「宗門御改ニ付御領分人高之覚」元禄5年。
16）マレガ資料A10.1.3.1.1。
17）マレガ資料A10.1.3.1.15。A10にはこのほか元禄4年の武家の宗門改の台帳とみられる史料が多く残される。工藤航平「A10」（『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― Vol.1』マレガ・プロジェクト、2017年）。
18）マレガ資料A3.1.24。
19）臼杵市文化財管理センター所蔵「会所日記」の記載によると、遅くとも宝暦10年（1760）には正月28日の惣出仕にあわせて提出する形式になったと考えられる。
20）マレガ資料A9.1.5.15.1.1。
21）マレガ資料A9.1.5.15.1.2。
22）臼杵市文化財管理センター所蔵「諸執役前録」。
23）マレガ資料A1.18.5.1.1、A1.18.5.1.2。
24）別府市立図書館所蔵（複製）「享保十三戊申年六月　豊後国臼杵領　古切支丹之類族死失之者帳」。
25）埼玉県立文書館所蔵諸井（三）家文書1046「豊後国臼杵領古切支丹之類族出生養子帳」。
26）埼玉県立文書館所蔵諸井（三）家文書1049「豊後国臼杵領古切支丹之類族死失之者帳」。
27）マレガ資料A14.5.1.5。
28）マレガ資料A3.18.6.1。
29）マレガ資料A.12.1.24.4.2。
30）マレガ資料A12.1.24.4.3。

31）平井義人・佐藤晃洋・大津祐司「A19」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― Vol.2』マレガ・プロジェクト、2019年）。
32）マレガ資料A3.3.3。
33）マレガ資料A7.4.4.4.1。
34）マレガ資料A7.8.2.12。
35）マレガ資料A7.6.6.1.1。
36）マレガ資料A7.8.5.5.1。
37）マレガ資料A7.8.5.19.2。
38）マレガ資料A7.6.1.8。
39）マレガ資料A7.8.1.5.1。
40）マレガ資料A7.8.1.5.2。
41）マレガ資料A12.5.1.1.50。
42）マレガ資料A7.4.2.5。
43）マレガ資料A7.8.1.9.1。
44）マレガ資料A7.8.1.9.2。
45）マレガ資料A7.9.1.2.5.1。

キリシタン類族改制度と村社会

―臼杵藩の場合―

大橋幸泰

はじめに

本稿は、キリシタン棄教者の子孫を監視する類族改制度が、村社会においてどのように機能していたかを追究しようとするものである。そのさい、マレガ収集文書と大分県の地元の村方文書を組み合わせて検討する。

マレガ収集文書は、藩政史料のなかの大量の類族関係書類によって構成されていることが大きな特徴の一つである。これにより、江戸時代を通じて、類族が徹底的に管理されていた様子を確認できる。出生・死亡・結婚・養子縁組・離婚・離縁・転居・剃髪・出奔にいたるまで、類族とされた人々は人生の節目に必ず村役人・藩役人による承認を受けた。

ただし、このことを確認するだけでは、類族は厳しく管理されていたという評価で終わる。実は非類族も厳重に管理されていたことを見落とすわけにいかない。たとえば、つぎの史料はマレガ収集文書のなかにある、非類族に関する嘉永4年（1851）の届書である[1)]。

一、類族ニ而茂無御座候　　毛井村由平　四拾五歳
　　同人　女房　三拾七歳
　浄土宗龍泉寺旦那
此者共、天保七申年罷出申候
一、右同断　　同村喜平太家内　万作　三拾歳
　同宗同寺旦那
　此者、天保十四卯年罷出申候
右之者共願心ニ付、四国大師順拝罷出申候処、如何相成行候哉、一向様

子相分不申候間、追而帰国仕候迄、御帳除被仰付被下候様、親類組合之者共願出申候間、此段奉御窺上候、以上

これは、非類族の毛井村由平夫婦と同村万作という者が、それぞれ天保7年(1836)・天保14年に四国巡礼に行った後、行方不明になったので、帰国するまで帳外れにする旨、村役人から藩へ届けるという内容である。

類族への厳重な管理を貫徹するためには、誰が類族で誰が非類族かを見極めなければならなかったから、類族改制度とは非類族を含めたすべての人々の管理システムであった。だとすれば、類族だけが「近隣からいつも監視の目を向けられ、だれにも心を許せずにもがき苦し」んでいた、との理解[2)]は、一面的なのではなかろうか。実際、類族が自身の待遇について直接語った史料はほとんどなく、この評価は徹底管理されていたことからの推測にすぎない。類族改制度が類族とともに非類族の監視も伴うものであったとするならば、非類族も「だれにも心を許せずにもがき苦し」んでいたことになる。

村社会のなかで類族がどのような立場に置かれていたか。この点について、単に管理されていたということで終わらせるのではなく、もう少し立ち入って検討する必要がある。マレガ収集文書はその材料を提供してくれる貴重な史料群であることは間違いないが、ほとんどが藩政史料であるという制約がある。幸いなことに、地元大分県には大分県立先哲史料館などに、関連する地方(じかた)史料が多数存在している。藩政史料（臼杵藩・マレガ収集文書）と地方史料（池見家文書）を組み合わせて、藩政と村社会を複合的に検討することが可能である。本稿ではこれらを材料に、類族を取り巻く村社会の状況を考察する。

1. 類族の縁組

類族が生きた村社会の様子を考えるといっても、彼ら自身が史料を残しているのではないので、その復元はかなりの困難が伴う。他方、類族関係史料には、縁組に関する書類が多数含まれている。そこで、これを手がかりにまずは類族の縁組について考えてみよう。

類族の縁組には、第一に類族同士の婚姻があった。たとえば、すゑと伝九郎

の事例[3]を見よう。

一、本人同然丹生原村三左衛門孫　　すゑ　　廿三歳
　　他領類族ニ出不申候　　真宗専想寺旦那
一、本人同然丹生原村与兵衛妻玄孫　伝九郎　弐拾九歳
　　他領類族ニ出不申候　　真宗専想寺旦那
　右之者共、縁組仕度由奉願候間、御窺申上候

これは宝暦3年（1753）の婚姻届である。両者が類族であれば、当然のことながらその後も夫婦がともに類族であり続けた。つぎのように、3年後の宝暦6年の類族名簿には両者とも類族として記載されている[4]。

原村本人同然与兵衛妻玄孫　伝九郎　子三拾弐歳
　真宗専想寺旦那

同村伝九郎
原村本人三左衛門孫　　女房　子弐拾六歳
　真宗専想寺旦那　上久所村善三郎妻ゆく娘すゑ

しかし、類族の結婚相手が類族に限られるということはなかった。類族の縁組の第二は、類族・非類族の婚姻である。たとえば、類族のけさと非類族の庄六の、享保18年（1733）の事例[5]を見よう。

一、本人同然丹生原村権三郎孫　　けさ　丑廿歳
　他領類族出不申候　　真宗専想寺旦那

丹生原村
一、御領他領類族ニ無御座候　　庄六　弐拾七歳
　今度初而縁組ニ而御座候　真宗専想寺旦那
右之けさ、彼庄六ニ縁組仕度由奉願候間、御窺申上候、已上

宝暦6年の類族名簿では、類族のけさと非類族の庄六は、つぎのように記載されている[6]。

同村庄六
原村本人同然権三郎孫　　女房　子四拾三歳
　真宗専想寺旦那　同村長十郎娘けさ

これによれば、類族のけさのみが名簿に記載される。つまり、庄六はけさの

立場を表す「同村庄六女房」という形でのみ登場する。しかも「同村庄六」は、けさの属性を説明する小さな文字である。

これは男性・女性どちらか一方が類族であるという場合である。そのさい、この婚姻によって非類族が類族になることはなかった。もともと非類族であった者は、類族名簿には、類族の肩書きにその類族の夫や妻として記載されることはあっても、類族本人としては記載されなかった。

第三に、類族が非類族の養子に入るという縁組があった。

一、久土村本人同然幸之助曽孫　八十治　　当未三拾五歳
禅宗当陽寺旦那

同村
一、類族ニ而茂無御座候　　儀左衛門　同五拾六歳
右之八十治、右儀左衛門養子ニ差遣申度旨、奉願候、此段御窺申上候、以上

文化8年（1811）、類族の八十治が非類族の儀左衛門の養子になった事例[7]である。この場合も、養父が類族になることはなかったが、類族は養父家でも類族として把握された。非類族が類族の養子になるという、逆のケースも存在したが、これについては後述する。

いずれにしても、村社会においては、類族と非類族とは分断されていなかったことがわかる。日常生活上、類族・非類族の混在状態に支障はなかったと思われる。

2. 類族という属性

前節のように、類族の縁組について一瞥したところによれば、類族と非類族が縁組したとしても、基本的に非類族が類族になることはなかった。とすれば、類族という属性は家に付くのではなく、人に付くということになる。同一家族内に類族と非類族が混在している事実からも、類族というのは人の属性であるといえる[8]。天保2年（1831）正月23日付の「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳[9]」という史料を見よう。これは、家族ごとに絵踏を実施したことを確認した書類

である。類族が非類族の養子に入った事例として、先に見た儀左衛門家の記載はつぎのようになっている。

禅宗願行寺旦那		久土村	儀左衛門（印）	七拾六歳
禅宗当陽寺旦那	類族	同人養子	八十治	五拾五歳
禅宗願行寺旦那	類族	八十治子	柳吉	拾壱歳
	類族	同人子	善助	拾六歳
		同人娘	たき	拾九歳
	類族	同人子	両助	弐拾壱歳

〆六人　内　男五人　女壱人

儀左衛門家では、類族の八十治が本人同然の曽孫であったため、息子の柳吉・善助・両助が玄孫ということになり、類族となる一方で、娘のたきは類族とはならない[10]。同一家族のなかに、類族と非類族とが混在していることを帳面上確認できる。

さらに注目されるのは、類族関係史料のなかに「新類族」という語が登場することである。これは、非類族が類族と縁組したときに、ある条件に当てはまれば、類族になることがあるということを意味する。つまり、縁組によって新しい属性が付与されるということである。それには二つの場合があった。

第一は、「切支丹」本人・本人同然の子と結婚して、その婿または嫁になった場合である。たとえば、享保7年（1722）の八助としつの事例[11]を見よう。

同村
一、本人同然久土村万助子　　八助　寅三十五才
　他領類族ニ出不申候　光国寺旦那

一木村作左衛門娘
一、御領他領類族ニ出不申候　しつ　寅廿四才
　光国寺旦那

此しつハ八助ニ縁組仕候得者、久土村本人万助娘と新類族ニ可出者ニ而御座候、右之しつ此度初テ之縁組ニ而御座候

これによれば、類族の八助と結婚した非類族のしつが「新類族」になったとある。この場合は、本人同然の万助の子である八助と結婚したためである。宝

暦6年（1756）の類族名簿の記載はつぎのようになる。[12)]

同村八助
久土村本人同然万助娚　　後家　子　四（五ヵ）拾八歳
真宗光国寺旦那　一木村作左衛門娘しつ

この場合、享保7年から宝暦6年の間に八助が亡くなったということであろう。しつは八助の後家と記載されている。注目するべきなのは、もともと非類族であった彼女は本人同然万助の嫁と記載されていることである。

孫以下の類族の場合、 縁組した非類族は類族になることなくそのままであったことは先に見た通りであるから、本人・本人同然の子と結婚した者に限り、非類族が類族になったということである。本人・本人同然の子と結婚した非類族は、その結婚相手と同格と見なされたということであろう。なお、この場合は本人・本人同然の子が生きていた時代ということになるので、この条件で新類族になるのは、本人・本人同然の子が結婚する時代、18世紀前期までということになる。この事例は、男が類族で女が非類族のときであるが、男が非類族で女が類族のときの事例[13)]もある。

久土村
一、本人久土村紋四郎娘　　すて　十八歳
他領類族ニ出不申候　真宗専想寺旦那

原村
一、御領他領類族ニも無御座候　吉左衛門　弐拾歳
此者新類族本人久土村紋四郎聟と可出者御座候、初而縁組
真宗専想寺旦那
右之者共縁組仕度旨奉願候、御窺申上候

これは享保3年の縁組で、吉左衛門が非類族、本人の娘すてが類族である。吉左衛門は本人紋四郎の婿となるので「新類族」となった。

また、類族の男が非類族の女の家に婿として入った事例[14)]は、つぎの通りである。

久土村
一、本人同然久土村虎松子　　三平　未弐拾八歳
他領類族出不申候　真宗妙蓮寺旦那

芝尾村半六娘

一、御領他領類族ニ而無御座候　すま　未十七歳

浄土宗大橋寺旦那

右之すま、三平ニ縁組仕候得者、虎松娵と新類族ニ可出者ニ御座候

右之三平、芝尾村半六方入聟望申候間、御窺申上候

これは享保12年の縁組で、本人同然の虎松の子三平が類族だが、非類族のすまは本人同然虎松の嫁になるので「新類族」となったというものである。三平が入り婿としてすまの父半六方に入ったうえ、すまは類族となった。

第二は、非類族が類族の養子になった場合である。たとえば、享和3年（1803）の松治の事例[15]を見よう。

一、原村本人同然伝三郎玄孫　松治　当亥弐拾三歳

真宗専想寺旦那

右者丹生原村平人政治弟松治、寛政二戊年七月七日同村類族初右衛門養子ニ参、寛政十二申年新類族ニ被仰付置候処、此度不縁ニ付、兄政治方ニ引越申度由、此段御内証御伺申上候、以上

これによれば、本人同然伝三郎の玄孫である松治が類族となったのは、類族（曽孫）の初右衛門の養子になったからであるが、このたび養子縁組の解消になったとある。類族の養子になったのは寛政2年（1790）、「新類族」と認定されたのは寛政12年で、それは同時ではなかったこともこの史料からうかがえる。類族認定には役所の手続きが必要であり、自動的ではなかった。

この場合、類族の養父のもとに養子に入った非類族は、類族である養父の実子と同格と見なされたということであろう。なお、養母が類族の場合、非類族の養子は類族になったのかどうかについては、管見の範囲では確認できていない。

また、類族の「赦免」という語も史料中には見える。つまり、類族という属性からの離脱である。これにも二つの場合があった。

第一に、男系5代女系3代を越えた場合である。男性類族は玄孫まで、女性類族は孫までが類族と見なされ、その子は赦免された[16]。

一、水地村孫十女房玄孫　袈裟右衛門　当酉壱歳

右之者酉七月二日ニ出生、父方之寺真宗尊形寺旦那ニ仕候、此者之兄万作・

喜八、姉いそ・ふき・たつ、卯年以後出生、万作其後相果申候、相残者共只今存命ニ居申候、三人ハ玄孫之女子類族御赦免被遊候、此外兄弟無御座候、以上

この史料は享保14年の本人孫十郎女房の玄孫、袈裟右衛門の出生届[17]である。このなかで、袈裟右衛門の兄姉についても触れられていて、兄については同じ本人玄孫なので類族であるが、3人の姉は類族を赦免されたことが確認されている。

第二に、養子縁組の場合、何らかの理由で不縁になって縁組が解消されると、もともと類族でなかった者は類族から離脱したものと思われる。先の三平とは別人物の森村三平の場合[18]を見よう。

一、森村本人同然宇平治玄孫　三平　三拾弐歳
真宗専想寺旦那
右之者、丹生原村平人浅七子三平、七年以前森村新右衛門養子ニ参候処、寛政十二申年新類族ニ被仰付、然処此度不縁ニ付、親浅七方江引取候ニ付、類族之儀御伺申上候、以上
（朱書）
「類族之儀者、江戸御伺ニ相成候、御伺被為済候上、御役所ゟ御沙汰　被成候由、御書付御下被成候」

類族の三平の実父は丹生原村の非類族の浅七であった。したがって、もともと三平は非類族であったが、森村の類族である新右衛門のところに養子に入り「新類族」となった。そうしたところ、享和3年（1803）、不縁になって養子縁組を解消することになったので、三平は実父の浅七に引き取られた。

ここで注目されるのは、「類族之儀」についての問い合わせが申し入れられているということである。この伺に対応するのがその後の朱書である。そこには「類族之儀者、江戸御伺ニ相成」とある。つまり、類族を離脱するさいには、「江戸御伺」という手続きが必要であったことになる。ここでいう「江戸」とは、臼杵藩の江戸藩邸という解釈もありえるが、藩は類族改の結果について幕府に逐一報告していたようであるから、幕府である可能性が高い。まだ確証は得られないが、享和3年分の藩の政務日記「御会所日記」によれば、翌年の藩

主の「参勤」について幕府要人に問い合わせている様子がうかがえることから、この年、藩主は国許にいたものと思われる。とすれば、上記の史料の「江戸」とは幕府のことで、類族のところに養子になっていた非類族が縁組の解消によってもとの家族に引き取られるさい、類族から外す手続きとして、幕府の承認を得ることが必要であったということになる。

このように、手続きの点で、類族は非類族より煩雑であったことも確かである。誰が類族で誰が非類族なのかの確認は、できるだけ厳密に行われていた。

上記の松治や三平の史料では、縁組解消による類族離脱が実現したかどうかまではわからないが、つぎの寛政元年（1789）の虎之助の事例[19]では、もともと非類族だった者が養子縁組の解消により類族を離れたことがはっきりわかる。

毛井村権之丞子福良村新助養子（以下破損）（今平子ヵ）

一、本人毛井村作蔵玄孫　虎之助

延享五年辰七月十三日出生

右之者親今平不縁ニ付、寛延三午二月十一日三重野村庄八方江差帰シ申候、同年十月六日類族御免被成候、虎之助之儀者、父今平義絶仕、三重野村江引取候ニ付、類族ニ不出旨、宝暦十四申年五月廿五日被仰付候事

寛延3年（1750）、類族の新助（本人作蔵の子権之丞の子、つまり本人作蔵の孫）の養子今平（本人作蔵の曽孫）が新助との養子縁組を解消し、類族からの離脱を赦された。その子（本人作蔵の玄孫）の虎之助も（出身地と思われる）三重野村に引き取られていたが、宝暦14年（1764）、類族を赦されたという[20]。

以上のことから、類族と非類族との婚姻や養子縁組は特別なことではなかったこと、類族とはあくまで人に付随する属性であり、条件によっては非類族から類族への移動、類族から非類族への移動があったことが、確認できる。

類族には非類族に比べて多くの手続きが必要であったことは確かである。しかし、こうした手続きの煩雑さを除けば、特別に待遇の差異は存在しなかったのではないかと考えられる。それを裏付けるものとして、「奇特者」の褒賞をあげたい。先行研究によって、江戸時代後期、しばしば親孝行や献金・農業出精などの理由で被治者が治者により褒賞されたことがわかっている[21]。多くの藩で、藩政改革の一環として、通俗道徳を鼓舞し、自助努力による秩序維持が企

図された。臼杵藩でもこのような「奇特者」の褒賞が行われていたようである。

池見家文書のなかに、文化9年（1812）9月15日付の「忠孝奇特之者書付ひかえ」と表題のある文書がある。この文書が作成された経緯については不明であるが、後日、先例を参照できるよう久土村の手控えとして作成されたものと思われる。村民のなかで褒賞された者が列挙されている。

ここで注目したいのは、褒賞対象者から類族が排除されていないということである。たとえば、幸七の事例[22]を見よう。

一、久土村幸七、母老病ニ而不自由罷在候処、幸七余人ニ勝孝養仕候ニ付、
其段申上候処、寛政七卯年六月廿五日為御褒美鳥目壱貫五百文被下之候

これによれば、幸七は寛政7年（1795）、老病で自由のきかない母のために孝行を尽くしたので、褒美をくだされたとある。この幸七は類族であった。文化年間（1804～18）の「類族留書」には、つぎのようにある[23]。

一、久土村本人同然虎松曽孫　幸七　五拾三歳
此者、善八と改名仕候

幸七は文化10年（1813）4月、善八と改名した。そして、天保2年（1831）の「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳[24]」では、

真宗光国寺旦那　類族　久土村　善八（印）　七拾壱歳

とあるように、改名後の善八の名前で類族である旨記載されている。年代から判定してもこの幸七と善八は同一人物であるとみてよい。

もう一つ、初三郎ら兄弟の事例を見よう。「忠孝奇特之者書付ひかえ」にはつぎのようにある[25]。

一、久土村初三郎・同村八兵衛・同村吉五郎・同村惣八養子伝之助、右四
人兄弟ニ而、同村居住仕、睦鋪農業出精仕候ニ付、寛政十二申年十一月
為御褒美鳥目五百文初三郎、其外三人之者共鳥目三百文宛被下之候

これによれば、初三郎・八兵衛・吉五郎・伝之助の四兄弟は仲良く農業に励んでいたので、寛政12年、褒美として初三郎には鳥目500文、他の3人には300文ずつくだされたとある。つぎの史料を見ると、彼らも類族であったことがわかる[26]。

一、久土村十五郎養父初三郎、当戌七拾五歳ニ而痰相煩、文化十一戌年八

月十六日病死仕候、此者之祖父同村吉十郎、切支丹宗門本人同然之者ニ而御座候ニ付、庄屋弁指五人組合之者、旦那寺市尾村禅宗当陽寺住持立合死骸相改、毛頭不審成儀無御座候ニ付、右之当陽寺取置土葬仕候、則住持手形相添差上申候、為後日御書物如件

この史料は、文化11年8月付の初三郎の死亡届である。彼は十五郎の養父として登場する。これによれば、初三郎は本人同然の吉十郎の孫であった。また、天明9年（1789）正月付の類族名簿にはつぎのようにある。[27)]

当陽寺旦那　同村小兵衛子同村惣八養子
久土村本人同然吉十郎孫　伝之助　弐拾九歳
……
当陽寺旦那　同村小兵衛子団吉養子
久土村本人同然吉十郎孫　初三郎　五拾歳
（朱書）
「光国寺旦那　同村治郎七子源之丞子初三郎養子
久土村本人同然五郎曽孫　十五郎　弐拾四歳」
当陽寺旦那　同村小兵衛子
久土村本人同然吉十郎孫　利三郎　三拾五歳
……
当陽寺旦那　同村小兵衛子同村喜兵衛養子
久土村本人同然吉十郎孫　吉五郎　三拾弐歳

ここには、褒賞された4兄弟のうち、初三郎・吉五郎・伝之助が同じ名前で類族として記載されている。伝之助が惣八の養子である旨記載されていることや、初三郎のところに朱書で初三郎の養子として十五郎が記載されていることから、この初三郎が先の死亡届の初三郎と同一人物であることがわかる。本人同然が吉十郎であることも先の初三郎の死亡届に記載があり、矛盾しない。褒賞された4兄弟のうち、八兵衛だけこの類族名簿には見当たらないが、一連の名簿のなかにある吉十郎孫の利三郎という人物が八兵衛に当たるのではないかと考えられる。管見の範囲では改名届を見つけられなかったが、利三郎が八兵衛であると推測することは許されると思う。

このように、「奇特」な行為は類族・非類族の区別なく褒賞の対象となった。「奇特者」を列挙してある文書には、類族と非類族の記載はない。このことからも、日常生活上、類族と非類族の区別は明快ではなかったといえよう。

3. 類族と檀那寺

つぎに注目したいのは檀那寺である。類族の婚姻・養子縁組に関する史料を検討して気づくのは、それらによって、ただちに檀那寺を変更するとは限らなかったということである[28]。臼杵藩では、同一家族内で檀那寺が異なる半檀家という状態が珍しくなかった。それは、類族か非類族かで差異はない。たとえば、先に見た「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳[29]」には、同一家族内で異なる檀那寺を持っていたことを一目で確認できる。

一方で、後日に寺替えする者も少なくなかった。たとえば、元禄年間（1688～1704）の寺替えを記録した史料には、つぎのようにある[30]。

一、多田伴右衛門妻幷娘まん〆弐人、福聚院旦那ニて有之候処、伴右衛門同前見星寺旦那ニ成申候、両寺之手形取之

これによれば、多田伴右衛門の妻と娘が檀那寺について、それまでの福聚院から伴右衛門と同じ見星寺へ替えることになり、両寺の同意を取り付けたという。この史料はこうした寺替えのリストであるが、この事例は非類族のものである。この場合は縁組後、時間が経ってからの寺替えであるが、非類族の寺替えのタイミングは、縁組のときとその後の両方の可能性があると考えられる。

また、この元禄年間の寺替えリストの史料では、類族の場合はつぎのような記載になっている[31]。

一、野津大内村七右衛門子仁助、妙正寺旦那ニ而候得共、安養寺旦那ニ申渡候
此仁助儀類族ニ而候、実ハ妙正寺旦那ニ而候へ共、庄屋方ゟ安養寺と書違出ニ付、本帳も其通ニて有之候、違候段今度申出候ニ付、本帳之通ニ替させ申候

これによれば、野津大内村の七右衛門の子の仁助は妙正寺が檀那寺であるが、

安養寺を檀那寺とするように申し渡されたという。その理由は、この仁助は類族で、本来は妙正寺が檀那寺であったが、庄屋から藩へ届け出るさい、安養寺が檀那寺である旨、書き誤ったためであるとされる。

これに関連して、この元禄年間の寺替えリストの冒頭の部分を見よう。そこにはつぎのようにある[32]。

（前欠）寺為替候事不成、せめて養母［　　］成共と望申段尤ニ付、養母寺ニかへさせ申候、養母も類族ニて是ハ各別之事故、右之通申渡し候

前を欠いているのは残念であるが、これは類族の寺替えの事例と思われる。養母と同じ檀那寺に替えたい旨、類族が申し出て許されたということであろう。ただし、この場合、「寺為替候事不成」とあることから、本来、認められないことだったことがわかる。類族は寺替えしないのが原則であったと思われる。

そのことを示すものとして、巻之丞の事例を見よう。それは、年不詳であるが、何かの事情で長谷村の百姓が村方一統にて、檀那寺を了仁寺から善法寺へ寺替えしようとしていた事件のときのことである。類族であった巻之丞はそれを望まない旨、意思表示した。史料にはつぎのようにある[33]。

巻之丞申分、私ハ如何様之儀有之候共、先祖代々之寺相離候事難相成、殊更類族之儀故、寺替ハ不相成、葬式等も六ケ敷と申事を承及居候間、了仁寺へ兼而葬式等、宜敷取計被下候様頼入置候間、善法寺門徒ニ罷成候事ハ、決而不相成との申分

これによれば、巻之丞はつぎのように主張したとされる。先祖代々の寺（了仁寺）を離れることはできないし、とりわけ類族は、葬式などを行う場合に困難なことが伴うから、寺替えはできない。葬式については以前から了仁寺へ丁重にお願いしているので、善法寺の門徒になることは決してない、という。死亡したとき、類族は非類族に比べて藩役人から検視を受けるなど、非類族より多くの手続きが必要であった。類族は寺替えしないのが原則であったのは、そうした煩雑な手間のためではないかと想定される。巻之丞が、類族は「葬式等も六ヶ敷」を理由に寺替えできないと言っているのは、葬式にあたって非類族との差異が確かに存在していたことを示しているのだろう。

ただし、18世紀中頃以降、類族でも寺替えしている事例[34]がある。

一、本人林三郎四郎下人治郎兵衛妻玄孫　小吉　当酉弐拾八才

右之者、元来真宗光蓮寺旦那ニ而御座候処、養父同然同宗当寺旦那ニ罷成度相望申候ニ付、光蓮寺与申談候、則当寺旦那ニ請込申候処実正也、依而為後日如件

これによれば、類族の小吉は本来浄土真宗光蓮寺が檀那寺であったが、安永6年（1777）、養父と同じ浄土真宗善正寺を檀那寺としたい旨希望し、双方の寺の合意を取り付けたという。このように、双方の寺院の了解など、条件が整えば類族も寺替えが可能であったということであろう。

一方、類族・非類族の両者共通のこととして、少なくとも18世紀中期頃までは、家の宗教という感覚は希薄である。この段階での寺替えの理由は、先に見たように、父や母、養父・養母と同じ寺院に檀那寺を替えたい、というものであった。

これが19世紀に入ると、寺替えの理由として、「家代々」「家之」という文言が登場する。

一、本人同然久土村幸之助孫　乙之助　当丑六拾四歳

今名源六

右之者、元来禅宗当陽寺旦那ニ而御座候処、家代々之通浄土真宗当寺旦那ニ寺替仕度願、何方も埒明候間、今日ゟ当寺旦那ニ仕候、為後日如件

これは文化2年（1805）の類族の事例[35]である。もちろん、非類族の例もある[36]。いずれにしても、「家」の檀那寺という意識は初めから存在したものではなかったといえよう。

これに対して、藩は文政9年（1826）、一家一寺の方針を打ち出す。「一家一寺一宗限旦那宗判帳[37]」という史料にその方針が明快に示されている。しかし、その後も半檀家状態は継続している。その理由はわからないが、減少してきたとはいえ、いまだ多数の類族が存在していたことが影響していたのかもしれない。

おわりに

以上、検討してきたことより、臼杵藩の類族関係史料から見える村社会の姿として、つぎの2点を指摘して終わりたい。

第一は、類族というカテゴリーも、人々が保持する多数の属性の内の一つであったということである。類族と非類族が混在して村社会が成立しているだけでなく、同一家族内にも両者が混在しているのが普通であった。類族にとって、類族であることが日常生活上、特別な支障をきたすことはなかったのではないか。もし、類族と非類族の間で特別な差異があったとすれば、村社会そのものが支障をきたすことになるので、その点でも類族には、従来の研究で指摘されてきたような、深刻な疎外感はなかったように思われる。

第二は、半檀家を当然とする秩序が貫徹していたということである。こうした宗教秩序が継続していた理由は、臼杵藩領の場合、類族の存在が影響しているように思われるが、もちろん、これが各地に見られる半檀家の存在を説明する普遍的理由にはならない。いずれにしても、檀那寺は個別的であり、少なくとも江戸時代末期までは家の宗教という観念は未成熟であったといえる。

総じて、キリシタン禁制政策のもと類族改制度によって監視され続けた類族も、非類族と混在する村社会のなかで非類族と共通の日常生活を送っていた。類族の日常生活が非類族のそれとまったく異なるものであったとはいえない。「奇特者」の褒賞でも、類族という理由で排除されることはなかった。

ただし、治者による類族の管理は厳密であったことも確かである。わけのわからないものは何でも「切支丹」とされたのが当時の雰囲気であり、そうしたイメージの「切支丹」を忌避する社会的傾向は強固であった[38]。その点で、類族はそうしたイメージによる忌掛り的なカテゴリーであった[39]。この状態を「差別」という語ではない、別の言葉で言い表すべきであるというのが筆者の考えであるが、いまは適切な言葉が思い浮かばない。他日を期したい[40]。

註

1）嘉永4年4月付、宗門奉行宛、毛井組村役人「覚」、マレガ資料、A4.16.3（マレガ収集文書の番号は、マレガ・プロジェクトによって付与したマレガ資料の番号を用いた、以下、同じ）。

2）『臼杵市史（上）』（臼杵市、1990年）、469頁。

3）宝暦3年8月19日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（宝暦元年～同13年「類族諸願日記帳」）、池見家文書、類7-840（池見家文書の番号は、大分県立先哲史料館の整理番号、以下、同じ）。

4）宝暦年中（宝暦6年）「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

5）享保18年正月14日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（享保16年～同20年「類族諸願日記帳」）、池見家文書、類5-838。

6）宝暦年中（宝暦6年）「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

7）文化8年3月6日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（文化7年～同12年「類族留書」）、池見家文書、類10-843。

8）類族という属性は人ではなく家に付くと考えるべきではないか、という意見もあるかもしれない。本稿のこの後の展開で触れるように、類族の及ぶ範囲が男性と女性とで異なることや、婚姻や養子縁組によって非類族が「新類族」となる場合があることなど、家にかかわって類族の出入りがあることが根拠となりえる。しかし、筆者としては、類族は人に付く属性であると考えたい。類族のリストである類族帳は個人の名簿であるとともに、宗門改や絵踏に伴って作成される宗門帳には、家族ごとに記載されつつも、檀那寺と類族・非類族が個別に記されており、一目で類族・非類族の家族内の混在が見て取れるからである。類族の家というのは存在せず、あくまで元キリシタンの本人・本人同然の者とどのような関係かが個別に確認されるというのが、類族改制度の内容である。そもそも、類族に限らず、属性というのは人に付くものであって、どのような家に属しているかというのも人の属性と考えるべきであるというのが、現在の筆者の考えである。もちろん、集団の属性というのもありえるが、それも結局は人の属性に還元されるのではないか。

9）天保2年正月23日付、久土村「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」、池見家文書、宗改6-782。

10）男性類族は玄孫まで、女性類族は孫までが類族とされた。この点については後述する。註16参照。

11）享保7年2月4日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（享保6年～同10年「類族諸願日記帳」）、池見家文書、類3-836。

12）宝暦年中（宝暦6年）「類族名寄帳」、池見家文書、類21-854。

13）享保3年正月10日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（正徳6年～享保6年「類族諸願日記帳」）、池見家文書、類2-835。

14）享保12年2月4日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（享保11年～同15年「類族諸願日記帳」）、池見家文書、類4-837。

15）享和3年11月14日付、臼杵藩役人宛、丹生原組村役人「覚」（享和3年～文化2年「類族諸達留書」）、池見家文書、類8-841。

16）元禄8年6月付、「切支丹類族一件」（『憲教類典』「四ノ十六 切支丹」国立国会図書館デジタルコレクション参照）。

17）享保14年7月4日付、宗門奉行宛、田中組村役人「覚」、マレガ収集文書、A15.3.11。

18）享和3年3月8日付、宗門奉行宛、丹生原組村役人「覚」（享和3年～文化2年「類族諸達留書」）、池見家文書、類8-841。
19）寛政元年3月4日付、宗門奉行宛、海添組村役人「覚」、マレガ収集文書、A3.18.15。
20）この史料は、何らかの理由で虎之助が類族かどうかを確認しなければならなくなったさいに、その調べた結果を村から藩へ報告したものと思われる。虎之助の類族離脱の赦免が遅くなった理由は不明だが、養子縁組が解消された当時、虎之助がまだ幼かったことが関係しているのではないか。
21）菅野則子『江戸時代の孝行者 ―「孝義録」の世界―』（吉川弘文館、1999年）。
22）文化9年9月15日付、「忠孝奇特之者書付ひかえ」、池見家文書、雑3-904。
23）文化10年4月13日付、「覚」（文化7年～同12年「類族留書」）、池見家文書、類10-843。
24）天保2年正月23日付、久土村「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」、池見家文書、宗改6-782。
25）文化9年9月15日付、「忠孝奇特之者書付ひかえ」、池見家文書、雑3-904。
26）文化11年8月付、「御書物之事」（享和3年～文化2年「類族諸達留書」）、池見家文書、類8-841。
27）天明9年正月付、「類族寄御帳」、池見家文書、類22-855。
28）近年の議論では、一家一寺と離檀禁止は近世初期から厳格に決められていたのではなく、近世秩序の変化のなかで常識化していった創られた常識であるとされている。したがって、各地にしばしば見られる半檀家の存在は不思議なことではない。この点の議論については、以下の研究を参照。朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、2004年）、同『近世仏教の制度と情報』（吉川弘文館、2015年）、林宏俊「近世後期の『離檀』をめぐる権力・寺院・民衆」（『地方史研究』343、2010年）、小林准士「江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討 ―寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ―」（『日本の人口転換開始の地域分析』〈2013～2016年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書〉、2017年）。
29）天保2年正月23日付、久土村「切支丹宗門踏絵御改ニ付家内帳」、池見家文書、宗改6-782。
30）元禄3年～同10年、寺替記録、マレガ収集文書、A5.1.5.5.2。
31）同上。
32）同上。
33）年不詳、「所々取調書」、臼杵市所蔵史料、B3-42-東4。
34）安永6年5月4日付、宗門奉行宛、善正寺「覚」、マレガ収集文書、A7.8.5.1.1。
35）文化2年2月晦日付、宗門奉行宛、安養寺「覚」、マレガ収集文書、A7.8.5.2.1。
36）たとえば、文化14年10月12日付、宗門奉行宛、香林寺「覚」、臼杵市所蔵史料、G2.170-174.83。
37）文政9年12月付、「一家一寺一宗限旦那宗判帳」雛形、池見家文書、宗改56-832。
38）大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』（講談社、2014年）、同『近世潜伏宗教論 ―キリシタンと隠し念仏』（校倉書房、2017年）。
39）森田誠一「『切支丹類族』に現れた血縁の概念」（『社会と伝承』4-2、1960年）。
40）本書所収の清水有子論文「豊後臼杵藩の村社会における女性類族の婚姻状況をめぐって」は、本稿の内容を発展させた内容となっている。清水論文では、類族改はキリシタンが家を基盤に結集しないよう監視するための制度であったが、時代を下るにしたがって類族と非類族との融合が進行したと主張する。大筋で本稿とは矛盾はないものと思うが、本稿の筆者の立場は、類

族の関係は個人の血縁の問題であって、あくまで類族の家というのは存在しないというものであることを確認しておきたい。

（**付**記）本稿は、2017～2020年度科学研究費助成事業〈科学研究費補助金 基盤研究（B）（一般）〉「近世日本のキリシタンと異文化交流」（課題番号17H02392）の成果の一部である。

豊後臼杵藩の村社会における女性類族の婚姻状況をめぐって

清水有子

はじめに

本稿は、マリオ・マレガ収集文書（以下マレガ資料と省略）を用いて17～18世紀豊後臼杵藩における女性類族の婚姻状況を解明し、類族令の規定が類族の村社会における待遇にいかなる影響を及ぼしたのか、考察することを目的としている。またこの問題を手掛かりに、類族令の特性についても検討してみたい。

(1) 先行研究の整理と課題の設定

類族の実態に言及したもっとも古い研究は、管見の限り大正9年（1920）の斎藤斐章論文である。斎藤は仙台藩伊沢郡（岩手県）の類族関係文書を紹介・検討し、監視のため煩雑な事務手続きを要した類族は、村社会において危険人物、厄介者の扱いであったと指摘した[1)]。豊後国大分郡今曲村の類族改めを検討した豊田寛三[2)]や、高松藩の類族帳を検討した溝渕利博も同様の見解であった。溝渕は類族同士の婚姻率が28%にのぼり、経済状況は困窮していたとみられることや、類族に出家・剃髪者・改名者が多い等の根拠をあげ、類族は厳しい現実に直面していた、と指摘した[3)]。

一方、山形県村山郡の類族帳を分析した吉田宏は、正保～元禄期（1644～1704）の類族の婚姻数をあげ、非類族に類族を異端視する態度は見られないと指摘した[4)]。秋田藩の類族を検討した今村義孝も、類族の監視は厳重であったが、その社会生活の規制は定着した生活までも拘束するものではなく、類族の取り扱いは形式化される傾向が強くなったのではないか、とした[5)]。近年も大橋幸泰が、マレガ資料その他を用いて臼杵藩類族の差別の実態に言及したが、「家」

のなかに類族・非類族が混在する婚姻状況や、類族の褒賞者の存在をあげ、村内で深刻な疎外感は見られなかった、としている[6]。

以上のように類族の待遇をめぐり、地域的・視角的に多様なアプローチがなされ、それぞれの評価は分かれている。これらの研究状況にかんがみ、本稿では考察にあたりつぎの方法をとりたい。第一に、待遇の実態をみる指標として、類族の婚姻状況を取り上げる。ただし女性類族に限定する。その理由は、本書収録の佐藤晃洋論文[7]でも紹介されているとおり、男性類族の場合は非類族の娘との婚姻が書類上完全に追跡されていない可能性があるからである。第二に、マレガ資料を利用して吉田論文や溝渕論文が採用した数値分析を行う。マレガ資料は婚姻関連文書の点数が多く、採取した数値に客観性と説得力があると考えるためである。第三に、類族令は何度か再令・改定されているが、先行研究ではほとんど考慮されていない。しかしこれらの関連法令は、もともと法で制定された類族の存在形態に少なくない影響を及ぼしたはずである。このため本稿では発令された類族令とその意味を確認し、それぞれの時期の婚姻状況の変遷と要因を時系列で考えていくことにしたい。

ところで、既出の大橋論文で類族は「家」ではなく「人」につく属性と指摘されている。この点は、禁制下における類族の婚姻動向のみならず、キリシタンの信仰受容のありようや類族令の特性にもかかわる重要な論点である。そこで本稿では大橋の指摘に学びつつ、「家」[8]と類族との関係についても私見を述べることとしたい。

(2) マレガ資料の婚姻関係史料

マレガ資料の約8割は、臼杵藩の類族取締関係書類である[9]。このうち婚姻（結婚・離婚）関係の文書は、元禄2年（1689）～元治元年（1864）間の310点、年次不明文書1点の計311点である。その内訳は、①村役人による婚姻関係届（縁組・離縁届、類族の縁組なき旨の届、宗門送り手形）297点、②武家の婚姻関係届5点、③寺院の婚姻関係届5点、④町役人の婚姻関係届4点となる。

本稿では、上記のうち①の文書群から類族の婚姻にかかわる元禄2年閏1月以降安永6年（1777）3月までの農村類族女性の婚姻197件を抽出し、各縁組の

データ（婚姻年月日、夫婦それぞれの類族／非類族の身分、出身村、年齢、初婚／再婚）を採取・分析した。なお①の縁組届の典型例を示せば、以下のようである。

覚

野村勘左衛門子喜助娘

一、本人野村喜助曽孫　　ぎん　当亥　弐拾壱歳

浄土宗大橋寺旦那

右者野村又助男子作次郎正徳五年未二月十一日ニ聟養子ニ遣申候所ニ不縁ニ付、離別仕、正徳五年未十月廿一日ニ又助方へ返シ申候、則両度之婚儀ニ而御座候、他領類族ニハ出不申候

前川内村九蔵子

野村喜助養子

一、本人野村喜助曽孫　　清之丞　当亥　弐拾六歳

新類族ニ罷成申候　　真宗善徒寺旦那

此者今度始而之婚儀ニ而御座候、他領類族ニハ出不申候、

右之者共享保四年亥二月廿九日ニ婚儀仕申候ニ付、書付差上ケ申候、以上

前川内村庄屋

享保四年亥　三月四日　　加左衛門㊞

中村雲八様

武藤又助様

斉藤新兵衛様

右之者共御願二月廿四日ニ差上ケ申候[10)]

享保4年（1719）3月の、キリシタン本人の曽孫「ぎん」と清之丞の婚姻届である。当該文書からこの2人の婚姻情報のほか、再婚者「ぎん」の初婚時の年月（正徳5年11月）と、初婚相手（野村又助子・作次郎）も知ることができる。このため本稿では、このような過去の婚姻データも同時に採取し、分析に加えたことを付言しておく。

1．類族令の婚姻規定

(1) 貞享4年6月令の規定

貞享4年（1687）6月付法令で、幕府は諸藩に、「切支丹本人」（棄教者）・「本人同然」（本人の棄教以前の子）・「類族」を登録すること、年2回（7月・12月）改めること、類族の移動と死亡について報告すること、の3点を義務付けた[11]。同令は「類族」に初めて言及した幕府令であり、この命を受けて臼杵藩は翌年、諸藩のなかでは最多となる34冊の「切支丹帳」を提出したことが知られている[12]。これらの帳面は、その後の臼杵藩の類族取締りの基礎台帳として機能することになる。

さて、貞享4年令で肝心の類族はキリシタン本人の「忌掛り候親類幷聟・舅」、子孫は本人の玄孫まで、とされていた。「忌掛り」の親類とは、前年の「服忌令」で改定された忌掛り範囲の親類を指し[13]、その範囲は近世日本の父系の「家」に照応して、男系子孫、すなわち当人の子（男性）の子孫が玄孫まで及ぶのに対し、女系子孫は孫までと2代短い点が特徴である[14]。

類族となる「聟・舅」については、京都町奉行所の貞享令に関する覚書（『元禄四辛未年京都覚書　坤巻』[15]）に「一、切支丹本人幷本人同前之者、忌掛り之類族不残類族ニ罷成候事、 附、舅・舅女・聟・嫁も類族ニ罷成事」（傍点部は筆者）とあり、実際には本人・本人同然の「嫁」「姑」も含まれていた[16]。これらの「聟」「嫁」「舅」「姑」は服忌令の忌掛りの親族に入っていなかったから、類族令では上記の付則条項を設けたことがわかる。

ところでこれらの非血縁者である親族（幕府法上は「縁者」とされる）が類族に指定されたのはなぜだろうか[17]。第一に、彼らは実際にキリシタンである可能性が高かったためと考えられる。たとえば1588年度の「イエズス会日本年報」には五島の老女マグダレナが自分の3人の娘聟をキリシタンに変えたとあるが[18]、こうした改宗事例は枚挙にいとまがなく、本人から縁者への宣教は一般的であったとみられる。第二に、慶長の禁教令で「吉利支丹徒党」「伴天連徒党」の掃攘が掲げられたように、キリシタンの徒党化を危惧する幕府としては、キリ

シタン本人の縁者まで含めて捕捉することに意味があった。大竹秀男によると幕府は政略結婚を介して取り結ばれる「縁者同盟」を統制するため、大名の私婚禁止を命じたが、その理由はずばり「縁を以て党を成す、是れ姦謀の本なり」（「慶長諸法度」）であった[19]。縁者は徒党の要素とみなされていたのである。

貞享令の規定に戻ると、キリシタン本人・本人同然と結婚した非類族は、自身とその両親、玄孫までの子孫が類族入りすることになるのであり、この点は類族の婚姻差別の要因になりえたと考えられる。とはいえ本人・本人同然の子が女性であった場合、類が及ぶのはその子まで、とされていた。『京都覚書』には、「一、本人幷本人同然の女、平人と嫁、夫之父母ハ彼之女之為ニ舅姑ニ候得とも、此舅姑ハ類族に不出候事」とあり[20]、非類族との結婚においても、舅・姑となる夫の両親は類族にならないという。したがって、女性類族は男性に比べ、いわば「キリシタンの類を及ぼす力」は弱いとされていた。まずはこの点に留意しておきたい。

(2) 元禄8年6月令の規定

元禄8年（1695）6月付法令[21]は、類族の範囲および各種届出とその方法を詳しく規定した類族令として著名である。

まず類族の範囲について、キリシタン本人の子孫に関する詳細な規定が示された。これは貞享令から10年近くが経ち、キリシタン本人の孫・曽孫世代の婚姻件数が増加したことに対応したものと考えられる。しかしそれでも本人同然の子孫については「一、父母不転以前の子ハ男女共ニ本人同然也、孫より男段々続候時ハ耳孫迄類族ニ可入」とのみあり、孫が女性であった場合の規定になお曖昧さを残していた。宝永2（1705）年この点を幕府に問い合わせた本多藩は、次の回答を得ている[22]。

> 一、本人同然より男女五代相続候得者、玄孫迄ハ類族ニ而六代より平人ニ罷成候、是を男系と申候
>
> 一、本人同然之孫ニ女子有之候得は、右之女子際ニ而其子平人ニ罷成候、是を女系ト申候

これによれば、本人同然の子孫に「男系」「女系」の別が示されている。「男

系」は「男女五代相続候得は」とあるから、女性当主を含めた本人同然の家（本家・分家）の継承者を指していると考えられる。一方「女系」は、本人同然の孫が女性である場合の系統であり、その子は非類族（平人）になると明記されている。しかしこの孫女性は「男系」に入らない、すなわち家の継承とは関係のない女性子孫のはずである。すると、先に指摘した「キリシタンの類を及ぼす力」は、男女の別だけではなく、「キリシタンの家の継承者か否か」であることも重視されていたことになる。

つぎに、元禄令で定められた各種届出の方法を確認しておこう。類族の縁組は「両判」（書判・印判）ではなく、「無判の書付・二季届」の規定が見える。しかし臼杵藩では、幕府の規定よりも厳格な対応をとっていた。婚姻届の提出にあたっては、常に2名の庄屋がそれぞれ作成した届に押印している。加えて婚姻届の前には、別途伺書[23]を提出していた（366頁所収の「覚」の末尾参照）。

婚姻以外では、類族の死失・出生・住所替・養子・名跡・出家・剃髪・法名・名改・離別・義絶・宗門替および檀那寺替について、「二季」すなわち毎年7月・12月の各10日締切で、届の提出が義務付けられた[24]。類族の変死・帰居・欠落・死罪・遁世の際には「当時」、つまりそのつどの提出を定めた。たとえば類族は自然死の場合は二季の届でよいが、変死に関してはただちに両判を据えた証文を作成し奉行に伺いを立てることを原則としている。こうした措置は類族の突発的な去就の変化を見逃さないためであろう。本人・本人同然の「宗門替・檀那寺替」の項目には、よんどころない事情があれば「前方伺い」で宗門改奉行の許諾を要するとあり、類族は「二季」の届でよいとされている。また本人同然と類族は基本的に「前方伺い」で願いは聞き届けられ、「二季」に届け出ることとある。一見、類族に人並みの「自由」を許容しているこれらの条項も、いわば「二季」の届をベースに宗門奉行が類族の変化の捕捉を万全にするための措置であった。

以上のように元禄令は、類族の生涯を「前方・当時・二季」の届を通して幕藩権力がもれなく捕捉することを宣言した法令であった。そしてこの通達を受けた村社会では、「類族になること」の意味合いを具体的に理解したと思われ、このことは、類族・非類族間の婚姻の阻害要因になったのではないかと考えられる。

(3) 享保3年令の通達

『教令類纂』「切支丹の部」には、つぎの享保3年（1718）11月付法令[25]が収められている。

類族之者只今迄は追放ニは不罷成候得共、追放申付候而も不苦候事、
一、離別又は養子之義絶ニ而類族をはなれ候者は二季ニ両判之証文を以可相届候、変死・病死・死罪・欠落・遁世等は二季無判之以書付可相届候事、
右之趣向後可被心得候、以上、
十一月

同令の趣旨を整理すると、①今後は類族を追放してもよい、②離別や養子の義絶で（元非類族が）類族を離れる場合は「二季両判」の証文を要する、③変死・病死・死罪・欠落・遁世等は「二季無判」の書付で届け出よ、となる。

上記のうち②「類族離れ」の規定はいかなる意味を持つのであろうか。実はこの規定自体は以下のように、元禄年間（1688～1704）の幕府方針に見えている。『京都覚書』には

一、養子義絶、類族を放候へハ両判之証文、不放ハ不及判形、尤二季之届也、離別ものも同前之事[26]、

とあり、養子の義絶で類族を離れる場合は二季の届のさい両判の証文を出すこと、離別者も同様とある。つまり養子や縁組で類族になった者も、義絶や離縁により、非類族に戻ることを許されていたが、幕府は享保令でこの旨を再令したことになる。その理由については後述しよう。

③は、既述のように元禄令で「当時」の届とされていた類族の変死以下を、定期の「二季」の届、しかも「無判」でよいとしている。また①は、貞享令以降幕府が認めていなかった類族の追放刑について[27]、今後は認めるといっている。個別の理由はともかく、以上の項目は全体として、類族に対する当該時期の幕府取締りの緩和化を示しているといえよう。

(4) 享保9年における女系類族の改定

溝渕によると高松藩では、享保9年（1724）7月の「達し」により、「本人より曽孫」の類族女子12名が除名されている[28]。つまり女系類族を元禄令よりさ

らに一代短かくする改定がなされたのである。また、熊本肥後藩では、本人玄孫にあたる男系女子も「類族放れ（離れ）」の対象になるとの通達を受けている[29]。

豊後では享保7年に佐伯藩江戸留守居が幕府宗門奉行からこれらの法令を伝達されており、臼杵藩では同9年に女系類族の調査を行っている（本書所収の佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」参照）。これは徹底しなかったということであるが、マレガ資料の婚姻届けには反映されており、享保4年を最後に「本人曽孫」の女性は消え、「本人同然孫」の女性のみとなっている。また、「本人玄孫」の婚姻は、享保4年3月4日付、「きち」の婚姻届[30]が最後となっている。

以上のように幕府が享保3年以降に次々と「類族離れ」を再令・通達したのはなぜなのか。この点について現時点で明確な史料を示すことはできないが、考えうる背景としては、元禄令から約20年の年月が経ち、類族の養子縁組の解消や離縁の届出が増え、比例して「類族離れ」の問い合わせも増加したということがあろう。

それでは「類族離れ」を令する積極的な理由は存在したのだろうか。17～18世紀にかけて日本では小農民の自立が進行し、配偶者を持つことの少なかった隷属農民が消えたために「皆婚」社会が出現したという[31]。しかし臼杵藩では、享保期に入ると3人に1人が「飢人」として救済対象となる飢饉のため年貢減収となり、その後も不作・凶作が長引き、延享4年（1747）に宮本村では離村者による人口減少を訴えている[32]。このように婚姻の重要性がさらに増すなかでの類族令の厳格な実施は、類族・非類族間の婚姻に支障をきたしたはずであり、臼杵藩のように類族の多い地域では、農民の「家」の維持に関わる問題であった。こうした状況への対処として、「類族離れ」は発せられたと考えられる。

(5) 以降の類族令

幕府の法令集では、明和3年（1766）10月16日付、松平右近将監（武元）から大目付への通達として、以下が確認される（『憲教類典』[33]）。

古切支丹、転切支丹類族之面々、生死其外異変、年々七月・十二月無懈怠相改候儀は勿論之事ニ候得共、近来届後も有之旨相聞、左様ニは有之間敷

儀ニ候、向後二季之改異変無之候共、有無宗門改可相届候、且又毎年十月ニ至り、差出候宗門改証文も、無遅滞宗門改え差出可申候
右之趣、向々え可被相触候、
戌十月

「二季届」や宗門改めについて最近遅滞が見られるようであるが、今後はそのようなことのないようにと命じる内容である。当該法令からは、類族改めおよび宗門改めの弛緩状況が進行する社会的状況と、幕府の一貫した取締り方針を看取することができる。

2. 類族女性の婚姻状況

(1) 貞享令期の婚姻状況

貞享令以降、臼杵藩における類族女性の婚姻は、いかなる状況にあったのか。仮につぎの元禄令が発令されるまでの期間を「貞享令期」としてこの間のマレガ資料を見ると、元禄2年（1689）閏1月以降、同6年までの約4年間の縁組23件を確認できる（表1）。

表中の縦列は妻、横列は夫の婚姻時の身分を示す。「非類族」は、婚姻後も非類族のままの者であり、帳面上もそれとわかるように記載される[34]。一方「新類族」は、婚姻により類族入りした者であり、類族帳に記載される。

当該期間の組合せの順位は、①非類族夫・孫妻（7組）、②本人孫夫・本人孫

表1　貞享令期、類族女性の婚姻状況

妻＼夫	本人子	本人孫	本人曽孫	本人従弟	非類族	新類族	総　計
本人子		4				1	5
本人孫		5	1		7		13
本人曽孫	1						1
本人従妹				1			1
本人姪					1		1
不明		1			1		2
総　計	1	10	1	1	9	1	23

妻（5組）、③本人孫夫・本人子妻（4組）である。類族と非類族（新類族を含む）との縁組は結局10組となり、全体の43％であった。類族同士の婚姻が過半数を占めたことになる。

婚姻により新類族となった者は、元禄元年正月14日、掻懐村の嘉左衛門娘「こや」に婿入りした非類族の助八であり、これは「本人之聟」として類族入りしたケースである[35]。このように本人娘であっても婚姻した非類族の事例が見られたが、5人中1人と、その割合は低い。婿養子の事例は3組（13％）であり、いずれも本人孫の夫と本人孫の妻の組み合わせであった。

(2) 元禄令期の婚姻状況

ここでは元禄令以降、次の法改定まで（元禄令期とする）の婚姻状況を確認しよう。マレガ資料上、元禄8年（1695）6月～享保3年（1718）11月の約23年間に確認しえた類族女性の婚姻件数は、計21件であった（表2）。

組合せの順位は、①本人孫夫・本人孫妻／非類族夫・本人孫妻（各6件）、③本人孫夫・本人曽孫妻（3件）となった。

非類族との縁組は9組、全体の45％となり（不明1件を除く20組を母数とした）、貞享令期よりも若干高い数値であるが、なお同類婚が過半数を占めている。このうち婚姻により夫が新類族となった事例は、後述する1件のみである。婿入り婚は計3件（15％）確認できた。婿入り先は、本人曽孫妻2名、本人孫妻1名であり、このうち正徳5年（1715）2月11日の本人野村喜助曽孫「ぎん」の縁組は366頁所収の「覚」、後の縁組届に記載の離婚歴から復元した事例である。「ぎん」の最初の夫となった同村出身の作次郎は非類族であったが、再婚者（後述部分を参照）と同様、縁組により「新類族」になったと考えられる。

表2　元禄令期、類族女性の婚姻状況

妻＼夫	本人孫	非類族	不明	総　計
本人子			1	1
本人孫	6	6		12
本人曽孫	3	2		5
本人従妹	1			1
本人同然子	1			1
本人同然孫		1		1
総　計	11	9	1	21

(3) 享保3年令以降の婚姻状況

享保3年令から次の法令改定までに、マレガ資料上では享保3年（1718）12月～同7年1月までの約3年間という短い期間であるが、81件の婚姻を確認できた（表3）。組み合わせの順位は、①（非類族夫・曽孫妻）22件、②（非類族夫・本人孫妻）14件、③（本人孫夫・本人孫妻）11件であり、初めて非類族・類族夫婦が類族同士の夫婦を上回った。非類族との婚姻率は53%（42件、母数は不明1件を除く80件）であり、過半数を上回った。

婿入りは6件（7.5%）確認され、内訳は本人子妻1（新類族夫1）、本人孫妻3（本人孫夫1・新類族夫1・不明夫1）、本人曽孫妻2（本人孫夫1・新類族夫1）であった。新類族は全部で3件（3.7%）となるが、いずれもこの婿入り婚によるものであった。しかし貞享令の規定において、キリシタン本人・本人同然の「聟」は類族であると規定されていたのであるから、本人孫妻ならともかく[36]、本人曽孫妻との婚姻で新類族となるのは奇妙である。そこで本件を確認すると、366頁で既述した「本人野村喜助曽孫・勘左衛門子喜助娘」である「ぎん」と前川内村の清之丞の縁組である（前掲の「覚」参照）。清之丞は「本人野村喜助曽孫」「勘左衛門子喜助養子」として新類族になる。すると、清之丞は喜助の婿養子となることでキリシタン本人・本人同然の実質的な「婿」に位置づけられたのであるから、この場合は「喜助」が本人・本人同然として帳面に付けられていたと考えるしかない[37]。

表3　享保3年令以降、類族女性の婚姻状況

妻＼夫	本人子	本人孫	本人曽孫	本人玄孫	本人同然子	本人同然孫	非類族	新類族	不明	総計
本人子								1		1
本人孫		11	2				14	1	1	29
本人曽孫	1	5	10	1	1		22	1		41
本人玄孫							2			2
本人同然孫			1			4	1			6
本人同然曽孫		2								2
総　計	1	18	13	1	1	4	39	3	1	81

表4　享保10年～同20年、類族女性の婚姻状況

妻＼夫	本人子	本人孫	本人玄孫	本人同然子	本人同然孫	本人同然曽孫	本人同然従弟	非類族	新類族	総計
本人孫		4				1		11		16
本人従妹			1							1
本人同然子	1			3			1		5	10
本人同然孫					2			6		8
本人同然曽孫						1				1
総　計	1	4	1	3	2	2	1	17	5	36

(4) 享保9年令以降の婚姻状況

女性の類族離れ令以降、婚姻状況はどのように推移したか。表4は、享保10年（1725）1月～同20年4月の約10年間に確認しえた計36件の婚姻データである。

組合せの順位は、①（非類族夫・本人孫妻）11件、②（非類族夫・本人同然孫妻）6件、③（新類族夫・本人同然子妻）5件となり、すべて非類族の夫と類族妻の組合せとなった。このうち①で注目されるのは、再婚者が目立つということである[38]。既婚歴不明者を除いて、少なくとも男性側で3人、女性側では4人が再婚者であった[39]。当該時期の婚姻に対するニーズの高まりがうかがえる。

非類族との婚姻は22件、全体の61％である。婚姻により新類族が生まれた縁組はすべて本人同然妻へ婿入りした5件であり、全体の約13％を占めた。いずれも過去最高の率である。これらの数値から、村社会における類族と非類族との融合は、以前より確実に進んだとみることができる。

(5) 以降の婚姻状況

表5は、元文2年（1737）12月以降安永6年（1777）3月まで、約40年間の縁組計36件をまとめたものである。

組合せの順位は、①（非類族夫・本人同然孫妻）18組、②（非類族夫・本人孫妻）、（本人同然孫夫・本人同然孫妻）が同位で各4組となった。新類族が成立する割合に注目すると、13.8％（5組）と横ばいである。すべてが本人同然子妻、本人孫妻への婿入りであり、あとは本人同然孫同士の夫婦1組と、本人同然孫

表5　元文2年～安永6年、類族女性の婚姻状況

妻＼夫	本人子	本人孫	本人曽孫	本人同然孫	非類族	新類族	総計
本人孫		1		1	4	2	8
本人同然子						3	3
本人同然孫	1	1	1	4	18		25
総　計	1	2	1	5	22	5	36

妻・非類族の夫1組となる。つまり、婿入りは計7組（19.4%）であり、ほとんどが非類族夫と類族妻の縁組であったということになる。

さらに、非類族との婚姻率は総計27組（75%）であり、過去最高の率となった。以上から当該時期の類族女性は、同類よりもむしろ非類族との婚姻が普通になったといえる。

3.「類族離れ」の影響

類族女性の婚姻状況は、当初は非類族との婚姻が43%であったが、幕末にかけて婚姻率は上昇し、最終的には75%に達したことが明らかになった。厳格なキリシタン禁制下で、このような現象がみられたのはなぜだろうか。以下では法令の影響と臼杵藩の状況を手掛かりに、若干の考察を展開したい。

まず、貞享令期の非類族との婚姻率43%をどう評価すべきかである。既述した貞享4年（1687）の臼杵藩の調査では1万4106名の類族が計上され、臼杵藩の人口は元禄8年（1695）で6万1366名（町人・農民のみ）ということであるから、武家が含まれない問題はあるが、類族の割合は臼杵藩人口の約23%を占めたことになる[40]。三野行徳も正徳元年（1711）の資料をもとに「臼杵藩に人別のある人々の23%」と計上している[41]。加えて、臼杵藩の場合はキリシタン相互監視体制を強化するため地縁的なつながりを絶った、換言すれば非類族と類族の「いえ」をバランスよく組合せた五人組を編成していた[42]。つまり、藩内では日常的に類族・非類族間の交流がそれなりにあったということであり、かかる生活環境を踏まえると、やはり非類族との婚姻率の43%という数値は低

いように思われる。それではなぜこうなったのだろうか。

ここで岡藩市万田組の類族帳[43]を見てみたい。同帳には市万田村の百姓で「古切支丹」の藤左衛門と類族が書き上げられている。藤左衛門には4人の子がおり、うち茂右衛門と仁左衛門は「転本人」つまりキリシタン本人であり、善之丞と「ほそ」は転び以後の子、つまり類族となる。矢田組両家村で百姓をしていた茂右衛門には4人の子（2女2男）がおり、いずれも結婚して配偶者はそれぞれ類族となっているが、末娘の「あそ」は、叔父である仁左衛門の長男万右衛門（市万田村百姓）に嫁入りしている。仁左衛門には万右衛門を含め4人の子（3男1女）がおり、いずれも結婚しているが、三男藤三郎（市万田村百姓）の妻は、仁左衛門の弟である善之丞の長女「こまん」（同村出身）である。つまり、藤左衛門一族の間ではいとこ同士の縁組が2組も成立したわけである。

この現象のゆえんはつぎのように解される。大石慎三郎によれば、集約的な労働力を必要とする近世農村において「再生産の労力として有機的に結合した」家を単位に、数戸の家が共同体内結合によって安定したグループ（村落共同体内結合）を形成する必要があり、その形態は男系によって貫かれた「同族団的結合」がもっとも多いが、必ずしも血縁によらない場合もあるということである[44]。これを参考にすれば、禁教令下、豊後崩れなどを体験した共同体内において、警戒対象となっていたはずの転びキリシタン藤左衛門の「家」では、とくに「同族団的結束」が促されたのではないだろうか。そしてこのような同族婚の延長に類族の同類婚があり、類族令発令のインパクトが大きかったであろう元禄期までは、意図的に選択される傾向にあったと考えられる。

つぎに、享保3年（1718）以降非類族との婚姻が増加した要因を考えたい。この点は領民間で類族に対する婚姻差別が自然と解消に向かったからではなく、「類族離れ」の再令および改定の影響があったためと考えられる。とりわけ曽孫女性の「類族離れ」の改定の影響は顕著である。というのも表3で本人孫妻の類族：非類族の婚姻件数は13：15と拮抗していたが、表4では5：11となり、非類族との婚姻率が急増しているからである。これは享保9年令の通達により、本人孫女性と結婚しても次世代以降の「家」に類が及ぶ可能性が低いという認識が広まったためと考えられる。このようにして非類族との婚姻率が上昇した

結果、類族はますます村社会に融合していったと考えられる。

それでは、上記の多大な影響力を持った「類族離れ」は、どのような論理で認められたのだろうか。結論を先取りすると、該当者がキリシタンの「家」との離別者であるということと、キリシタンの血縁者ではないということの2点にあったと考えられる。まずは関連する幕府の諸規定を、『京都覚書』で確認しておこう[45]。

一、類族に嫁たる夫・妻相果、子共雖無之、類族を不放、離別なれば放るゝ也。死別故不放候事（a）

一、本人之娚にて本人同然之妻、夫果候以後他へ嫁してハ先父之子共雖有之、類族放れ候也（b）

一、離別者縦子共有之而も類族放るゝ也、男女ともニ同断、但是ハ一方平人之時之義候事（c）

一、本人之妻、平人ニ而本人同前之子出生以後離別、是ハ子共□（儀カ）為本人同前、子共之類族、死骸寺ニて葬との改書ニ不及、可為取捨、只今迄ハ何国何郡何時何寺旦那之由之断ハ可書載事（d）

一、本人之壻、平人ニ而妻死後、或後妻或妾出生之子類族放候也、父母右死別故類族はなれす、但妻存命なれハ妻之子たりと可言とも類族たるへき事（e）

（a）では類族と結婚した元非類族の夫婦が死別した場合、たとえ子がいなくとも「類族離れ」とはならないが、離別の場合は認める、とする。次に（b）は、元非類族で本人の嫁（本人同然の妻）となった類族女性について、夫の死後の再婚の際、先夫の子がいても「類族離れ」となる、とする。これは夫の死別後再婚することで、離別と同じ扱いになるということであろう。（c）でも、離別の場合は子がいても「類族離れ」になるとしている。このように、死別ではなく離別による「類族離れ」が認められたが、それは死別が類族個人との別れであっても、キリシタンの「家」との決別にはならないからであろう。

つぎに（d）の内容は、キリシタン本人に嫁いだ元非類族の妻が類族となり、本人同然である子を出生以後に離別した場合、子が本人同然のため妻は子の類族となる。ただしその妻の死骸については、寺葬の改め書を提出するには及ば

ず取り捨てること、出身国等は記載すること、とある。つまり幕府はキリシタン本人に嫁いだ妻に本人同然の子がいた場合のみ、その血縁関係を重視して「類族離れ」の例外を設けたことになる。これは「家」中心の親族秩序維持を念頭におきながら、たとえ離別しても実母であればその血縁を尊重して定式の服忌を受けるとした、服忌令の思想の反映であると考えられる[46]。

(e) は難解であるが、キリシタン本人に元非類族の夫が婿入りした場合、その妻の死後、夫の後妻や妾が出生した子は「類族離れ」となるが、父母は死別によっても類族を離れない。ただし妻が存命であれば（これは死別ではなく離別の場合を指しているのであろう）、妻の子は類族である、と解釈される。つまり、非類族の夫が本人に婿入りして類族になると、妻との離別によってのみ夫は「類族離れ」となる。妻との死別で「類族離れ」となるのは夫の後妻や妾の生んだ子のみであり、妻の子は常に類族である、といっている。

この場合、夫は妻の死後も類族のままであり、キリシタンの「家」の実質的な当主となる。だが彼の後妻・妾の子はもはや類族ではないため、もし彼らが後継者となれば、その「家」はキリシタンの「家」ではなくなる。要するに、キリシタンの「家」の当主が機械的に類族になるわけではない。なぜかといえば、(d) の事例とは逆に、夫の後妻・妾の子らは、本人妻との血縁関係がないことによって「類族離れ」が適用されたと考えられるからである。

ところで大橋は、類族の属性は「家」（集団）ではなく「人」（個）につくと主張している[47]。たしかに宗門帳には類族・非類族の家族内の混在がみて取れ、類族令そのものは人ごとにキリシタン本人との関係を明らかにするにとどまっているようにみえる。しかし「類族離れ」の規定を検討する限り、キリシタン本人との血縁関係と類族の「家」での親族関係の両者が判断基準となっている。幕藩制の服忌令も嫁や養子といった非血縁者を異分子として「家」中心の秩序に完全に取り込んでいないことを考えると[48]、血縁関係の重視は近世日本の「家」の特徴といえる。18世紀後半まで家父長制による「一家一宗教」が貫かれない状況が生じたのも[49]、かかる「家」の特徴と無関係ではないであろう。そしてこのような「家」の実態を前提に、キリシタンの徒党化を警戒する幕府は、キリシタン本人との血縁関係に注視しながら「家」内の構成員の信仰を個別に把

握し、前記した「縁者同盟」を監視する必要があったと考えられる。

つまり幕府は、最終的にはキリシタンの「家」（集団）の徒党化を抑止するため、類族令で「人」（個）を捕捉したといえるのではないだろうか。幕府にとって、類族と非類族が混在する「家」がキリシタンの「家」であるのか否か、そして各キリシタンの「家」の間で連携がみられないかを監視することに最大の目的があり、このために類族令で「人」の管理を徹底せざるをえなかったのであろう。

おわりに

本稿ではマレガ資料を用いて、近世の臼杵藩村社会における類族女性婚姻の実態を検討した。その結果、類族令が施行された17世紀末から18世紀にかけて、当初の類族同士の同類婚から非類族との婚姻へと移行したことが明らかになった。またその主たる要因は類族への差別が解消されたからではなく、幕府が享保年間（1716～36）以降段階的に打ち出した「類族離れ」による影響があると指摘した。

「類族離れ」の規定からは、キリシタン本人の血縁関係と「家」の親族関係の両者の論理で類族身分が判定されていたことが明らかである。すなわち類族規定とは、血縁関係を重視するために非血縁者である嫁や養子を、「家」の構成員とする一方で異分子と位置づける、近世日本の「家」の特徴を反映したものであった。類族令自体はキリシタン本人と個々人との関係性を詳細に問うているように見えるが、それは第一に、上記した「家」内各人の信仰を見極める必要があったからである。ではその理由は何かといえば、キリシタンの「家」の動向を注視する必要があったからであろう。

そもそも貞享4年（1687）の類族令の制定は、直前に豊後で地下潜伏したキリシタンが大量に露見した経緯があった[50]。幕府関係者がこの状況に警戒を抱かなかったはずはなく、類族令を布いて集団潜伏したキリシタンが再び徒党化しないか監視するための措置を講じたと考えられる。なぜなら、血縁と親族関係の両者を重視する近世の「家」のありようからすれば、類族の養子縁組や婚姻

を通して新たなキリシタンの「家」間の連盟が生み出されてキリシタンの徒党が発生する可能性があり、一方で離別等により、もはやキリシタンの「家」ではないとして捕捉不要となるケースもあったと考えられるからである。このため類族令は、キリシタン本人との関係とともに、一人一人について婚姻・養子縁組などの移動・異動や、出生・死亡などの存否を詳細に追跡する内容になった。幕府の警戒対象はあくまで「家」なのであり、そのために「個」の管理が生み出されたのであった。

ところで在地の非類族の視点に立つならば、彼らなりの「家」の維持という問題があったはずである。このために、18世紀の「皆婚」社会になると、かつてためらわれた類族との婚姻を成立させ、それぞれの「家」を維持したのではないかと考えられる。禁教令に関しては厳格な姿勢を崩さない幕府が「類族離れ」を再令・改定し、結果として類族と非類族間の融合が進行していったのも、こうした在地社会の「家」事情を踏まえた可能性があったと考えられる。この点は本稿で詳しく取り上げなかったが、現段階ではその見通しのみを述べ、今後の課題としておきたい。

註

1）斎藤斐章「元禄六年胆沢郡古切支丹類族書上につきて」（『史林』5－3、京都帝国大学文学部内史学研究会、1920年）。

2）豊田寛三「豊後国におけるキリシタン類族と村落」（後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年）。

3）溝渕利博「讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究 ―讃岐高松藩のキリシタン禁制と『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格―」（『研究紀要』56・57、高松大学、2012年）。

4）吉田宏「切支丹類族の婚姻関係について」（『史学研究』3・4、山形大学教育学部歴史学研究会、1955年）。類族には他村婚姻の傾向があり、特殊身分の孤立を恐れて村民中に溶け込もうとしている、というのがその理由であった。

5）今村義孝「秋田藩の切支丹類族 ―鍛冶町類族控え帳を中心として―」（『秋大史学』12、秋田大学史学会、1962年）。その根拠として、類族は葬式を五人組から扶助され、刑死も一般と同様であったことをあげている。

6）大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』49-14、2018年）、本書所収。

7）本書所収、佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」。

8）本稿の「家」は、近世の日本社会を構成する「家」を意味している。一対の夫婦を単位とし、祖先を供養し、祖先から受け継いだ生業・財産を子孫に継承する（大藤修『近世農民の家・

村・国家 ―生活史・社会史の視座から―』吉川弘文館、1996年）。公的単位としての近世日本農民の「家」と家父長制の類型上の位置づけについて、藤井勝「近世農民の家と家父長制」（永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編『家と家父長制』早稲田大学出版部、2003年）。

9）『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― 1・2』（マレガ・プロジェクト、2017、2019年）。松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」―バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』（勉誠出版、2020年）。

10）A19.4.32.6.1。

11）『御当家令条』第18（石井良助編『近世法制史料叢書』2、弘文堂書房、1938年）。

12）『元禄四辛未年京都覚書　坤巻』（東大史料編纂所影写本；同所データベース最終閲覧日2021年4月18日）36丁表に、存命1万4106人、死失7292人（計2万1398人）とあり、記載諸藩の中でもっとも類族の数が多い。海老沢有道『地方切支丹の発掘』（柏書房、1976年）、17頁。

13）清水紘一「対馬藩の『キリシタン類族報告』（貞享四年）について ―仁保松一族を中心として―」（『対馬風土記』14、1978年）、16-17頁。

14）幕府類族令の特徴については林由紀子『近世服忌令の研究 ―幕藩制国家の喪と穢―』（清文堂、1998年）。

15）同書の内容については註12海老沢前掲書、13-32頁に詳しい。海老沢は「貞享四年六月の切支丹御改定書各箇条につき、類族帳の記載用式（原文ママ）・関係文書の書式・類族の取扱いなどに関する諸疑問に対する返答として、それらが事細かに記載されている」とする（19頁）。

16）註12史料、28丁裏～30丁表。なお貞享4年10月20日付、豊後臼杵藩の「キリシタン類族帳（久所村佐右衛門類族）」を見ると、本人同然佐右衛門の類族として、佐右衛門の父・母・女房・男子・娘・舅・姑・父方祖父母・母方祖父母・父方伯父母・母方伯父母・兄弟姉妹・従弟・甥姪が登録されている。註9松井他前掲書、326-333頁。

17）森田誠一「切支丹類族に現れた血縁の概念」（『社会と伝承』4－2、1960年）は、類族令の法定範囲は「服忌令」の定める形式的・観念的な親族の範囲と異なり「本来の忌懸りの親族すなわち触穢の及ぶ当時の具体的な親族関係を明示」する（70頁）と指摘する。

18）『十六・七世紀イエズス会日本報告集　第Ⅰ期第1巻』（同朋舎出版、1987年）、55頁。

19）大竹秀男『「家」と女性の歴史』（弘文堂、1977年）、62頁。

20）註12史料31丁表。

21）『憲教類典（五）』（汲古書院、1984年）、456-459頁。

22）海老沢有道「大和郡山藩における古切支丹と類族調べ ―三木家文書の紹介―」（『聖心女子大学論叢』26、1966年）、85頁。

23）たとえばA4.16.22、A4.72.20。これらの文書の所在について太田尚宏氏のご教示を得た。

24）このほか、「不分明者病死」のさいも二季届となる。

25）『教令類纂二集（四）』（汲古書院、1983年）、499頁。「令条録」よりの引用とする。

26）註12史料、22丁表。

27）『京都覚書』に「一、類族追放ニ他国へ遣候儀難成候、城下を放、領内之辺土ニ可被差置旨、午（筆者注・推定元禄3年）二月丹羽若狭守（丹羽長次カ）より被窺候節申渡候事」とある。註12史料、31丁表。

28）註3溝渕論文、29頁。

29）註17森田論文、75頁。

30）A19.4.25.1。
31）鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』（講談社、2000年）、120頁。
32）『臼杵市史（上）』（臼杵市、1990年）、472-480頁。
33）『憲教類典（五）』（汲古書院、1984年）、465頁。
34）註6大橋論文、170頁。
35）A16.4.2.2.3.2.1。元禄2年（1689）閏1月6日付、掻懐村庄屋八左衛門差出の証文。
36）たとえば本人孫である妻の「しま」は、「本人蔵留村彦左衛門妻孫・堅浦伝内妻みや娘」という肩書であり、「みや」は本人同然の可能性がある。A19.4.32.2。
37）すると「ぎん」は本人曽孫であると同時に本人娘であった可能性がある。このように二重三重の肩書を持つ事例は実際にあったと思われる。そしてこの仮説が正しいとすれば、藩では本人から遠い肩書を帳面に付けたとしても、もっとも近い類をも同時に把握していたことになる。
38）①の史料番号は以下の通りである。A20.2.1.8.8.1、A7.2.3.4.1、A7.2.3.1、A7.2.3.30.1、A7.2.3.11、A7.2.3.2.1、A7.2.3.27.1、A7.2.3.7.1、A7.4.2.1.1、A7.2.3.16、A7.2.3.32。
39）婚姻時、本人孫妻たちの平均年齢は29.4歳と比較的高齢であった。一方男性側は平均33.8歳となるが、52歳の「まつ」と縁組した男性側の年齢が不明であり（A7.2.3.30.1）、実際はもっと上がる可能性がある。なお全婚姻226組のうち、年齢の組み合わせ上位は、①（夫25～29歳・妻15～19歳）35件、②（夫25～29歳・妻20～24歳）32件、③（夫30～34歳・妻20～24歳）15件、であった。
40）臼杵藩の人口は、註32『臼杵市史（上）』、448頁を参照した。
41）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14、2018年）、163頁、本書所収。
42）佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12、2016年）、140-142頁、本書所収。なお「いえ」は、「家族をはじめ名子・下人等を含む家内」の意味である（138頁）。
43）A2.4.6.1.1。
44）大石慎三郎『近世村落の構造と家制度　増補版』（御茶の水書房、1977年）、209頁。
45）註12史料、31丁表～32丁表。
46）註14林前掲書、174頁。
47）註6大橋論文、172頁。
48）註14林前掲書、175頁。
49）朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、2004年）。
50）豊後崩れと類族令との関係については、註6大橋論文が取り上げている。

豊後諸藩における類族制度の展開

佐藤晃洋

はじめに

潜伏キリシタンが、万治3年（1660）5月、熊本藩領高田手永（大分市）において捕縛されたことをきっかけに、臼杵・岡・府内等の藩領や幕府領において多数捕縛されていった。総称して“豊後崩れ”と呼ばれる潜伏キリシタンの捕縛は天和2年（1682）頃まで続き、豊後諸藩はキリシタン対策を強化せざるを得なくなった。

そのような状況を踏まえ、幕府は、貞享4年（1687）6月、「（キリシタン禁制）覚」を発布したのである。この「覚」には、次の2か条が含まれている[1)]。

一、最前切支丹にてころひ不申以前の子は男女ともに本人同前之儀に候間、本人之内江書入可被申候、但ころひ候以後之子共は男女ともに類族之内江書付可被申事

一、類族之もの忌掛り候親類幷聟舅吟味有之而、書付可被申候、此外は不及書付候

右之趣早速相改帳面に注之、切支丹奉行江可被差出候、帳之奥書等之儀は奉行中より可相達候、前々より切支丹宗門之者無之方江も為心得不残相触候間、可被得其意候、以上

改宗した者を「本人（転びキリシタン本人）」とし、改宗する前に生まれた子どもを「本人同然」（史料には「然」と「前」が混在しているため史料のままとしたが、本文・表では「然」を使用）、改宗した後に生まれた子どもをはじめとする親族を「類族」とすることが定められている。「類族」のうち、「忌掛り」の範囲内の者を書き上げ、幕府に提出することも命じられている。

「忌掛り」の範囲に関しては、幕府が貞享元年に公布した「服忌令」を貞享3年に追加補充しており[2]、「服忌令」に則して穢れの及ぶ範囲を想定したと考えられる（図1）。各藩では、「覚」に応じた対応が求められ、「類族」の範囲を設定し、取りまとめをしなければならなくなった。

本稿においては、かつて豊後国におけるキリスト教布教の拠点[3]であった地域を含む臼杵藩と岡藩、両藩と隣接しているが積極的な布教活動が行われなかった地域の佐伯藩を対象としながら、貞享４年の幕府の「覚」発布以降の諸藩の「類族」制度の展開について比較しながら検討することを通して[4]、それぞれの藩の取組みの差異・特色を明らかにしたい。

1．類族制度の開始

(1) 岡藩における類族帳の作成

慶長18年（1613）の幕府による全国的禁教令に基づき、岡藩はキリシタン対策に取り組みはじめている。市万田組・軸丸組においては、元和元年（1615）を中心に転宗が進み[5]、元和3年頃には転宗せず捕縛されていた者以外、表面上キリシタンがいない状況となっていた。なかには、慶長14年に転宗した者もいた。

その後、元和5年から宗門改のために侍2人を廻村させ、寛永14年（1637）に勃発した島原・天草一揆（～寛永15年）後には、宗門改の徹底を命じている[6]。万治3年（1660）には、“豊後崩れ”の発生により、長崎奉行所から踏絵を借用して宗門改を実施している。寛文元年（1661）からは、各自の宗旨や檀那寺を確認し、家内書付を毎月、宗門判形帳を1年に2度提出させることにしている。これにともない、村組ごとに千石庄屋に板の踏絵を配布し、毎月絵踏を実施することとした。寛文4年からは、長崎奉行所から踏絵を借用して年1度の踏絵を実施しはじめているが、寛文11年に宗門改の徹底を図るために長崎奉行所から借用した踏絵の複製品を作成し、長崎奉行所から叱責を受けるという事態も起こしてしまった。この影響で、寛文12年には、千石庄屋に渡していた板踏絵を回収し城中の蔵に納めている[7]。岡藩は、別の形で宗門改の徹底を図るた

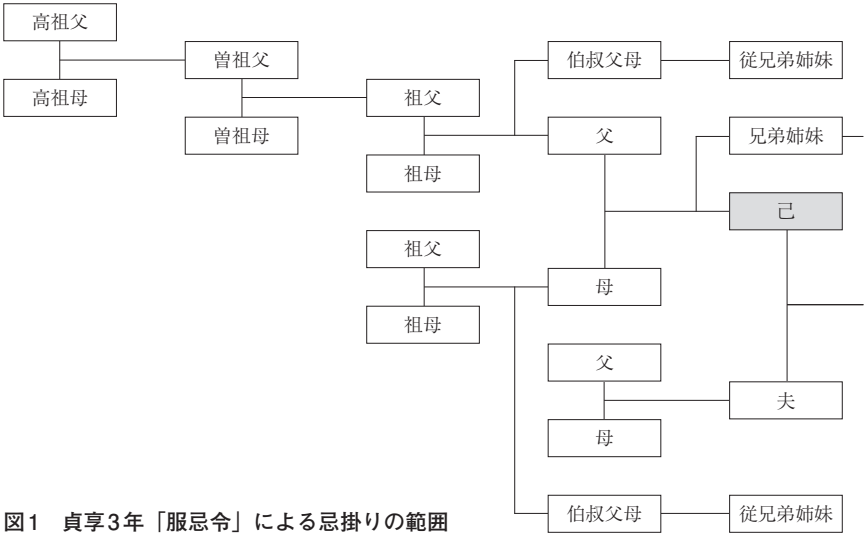


図1　貞享3年「服忌令」による忌掛りの範囲

めに、寛文5年の切支丹奉行（後に宗旨奉行と改称）2人の任命に加え、寛文13年に切支丹拷問目付3人を任命している。

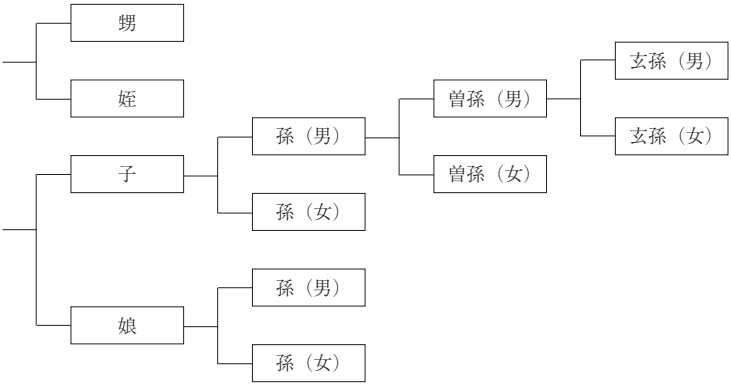
そのようななかで、貞享4年（1687）に幕府の「覚」が発布されたことから、岡藩では、各村に「本人」·「本人同然」ごとに「類族」に関して調査させ、庄屋に「服忌令」の「忌掛り」に沿って類族を書き上げさせ、翌貞享5年（元禄元年·1688）に提出させている。マレガ資料のなかにも、「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組[8)]」がある。

「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」は、大野郡市万田組（豊後大野市）が貞享５年（元禄元年）に作成し岡藩に提出したものの控を基に、元禄３年に内容を確認・追記したものである。

右耶蘇宗門類族帳、貞享五之秋被召上候帳面之通、堅固致校合、相違無之様相認置申候、向後、類族増減者別帳仕置候間、時々書記可申候也

元禄三庚午年　　八月日

「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」の記載内容を、「古切支丹　藤左衛門」とその関係者からみてみよう（図2）。



古切支丹　四拾歳転

一、藤左衛門　　病死

右之者、大野郡市万田村百姓仕罷在候処、承応元年壬辰十月十八日、七拾七歳ニ而病死、真言宗大野郡板井迫村大恩寺土葬

藤左衛門は、40歳で転び、承応元年（1652）10月18日に77歳で病死し、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺に土葬されている。この記述から、藤左衛門は、元和元年に転んだ「古切支丹」と把握されていたことがわかる。

右藤左衛門子　拾壱歳転

一、茂右衛門　　病死

右之者、大野郡矢田組両家村百姓仕罷在候処、天和元年辛酉極月十一日、七拾八歳ニ而病死、一向宗直入郡柴栗村源勝寺土葬

「古切支丹　藤左衛門」の子である茂右衛門は、11歳で転び、天和元年（1681）12月11日に78歳で病死し、直入郡柴栗村の一向宗源勝寺に土葬されている。この記述から、茂右衛門は、慶長19年に転んだ「本人」と把握されていたことがわかる。このような「古切支丹　藤左衛門」に連なる「本人」に続き、

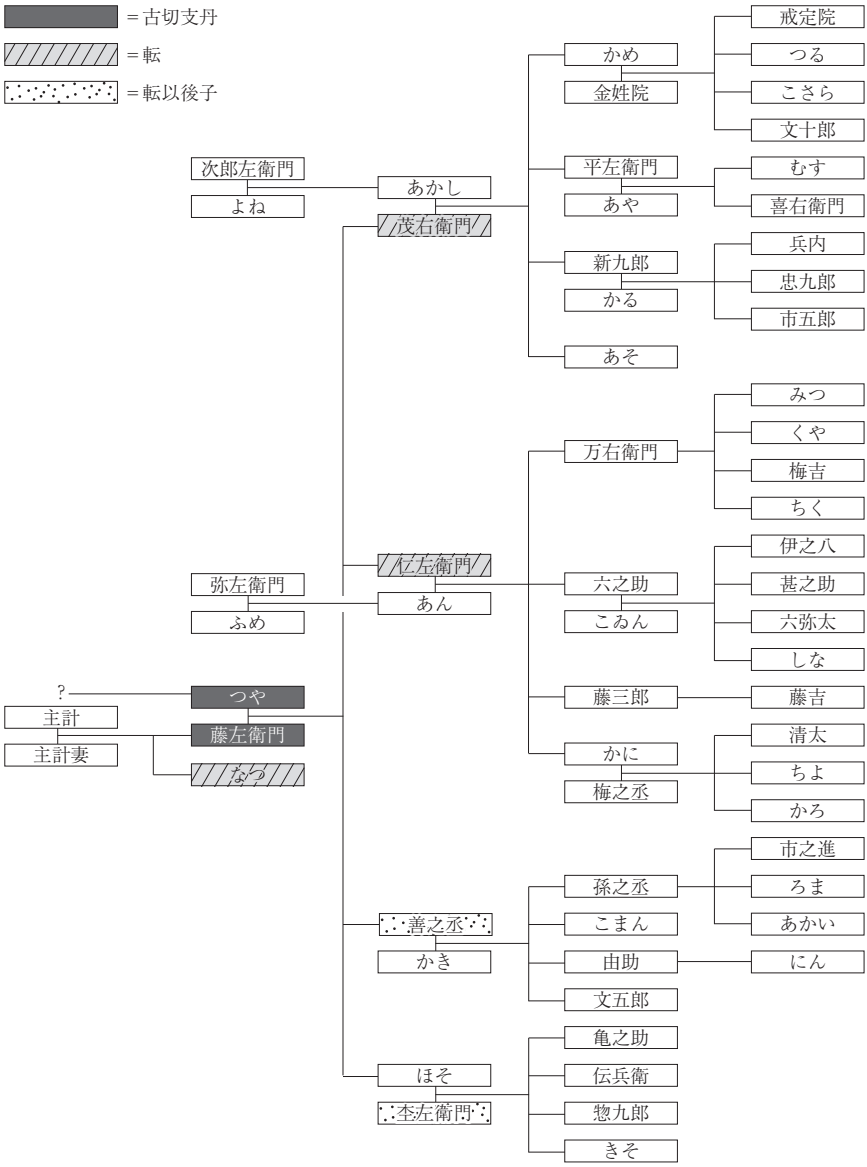


図2　古切支丹“藤左衛門”の類族の範囲

「類族」が書き上げられている。

右藤左衛門類族　　藤左衛門舅者、矢田組両家村へ先年居申たる善可と申者夫婦之由、死年号月日・取置之檀那寺不知

「古切支丹　藤左衛門」の「類族」を書き上げるにあたって、「忌掛り」に沿って、確認作業をしているが、藤左衛門の妻（古切支丹　つや）の両親は、以前大野郡矢田村に住んでいた善可夫婦ではあるが、死亡年月日や檀那寺等は判明していない。

右藤左衛門父

一、主計

右之者、大野郡市万田組和田村百姓仕罷在候処、百年以前病死仕、真言宗同郡板井迫村大恩寺取置申候、死年号月日、何歳ニ而病死仕候哉、年久儀御座候故、子末之もの共不奉存知由申候

「古切支丹　藤左衛門」の父主計は、大野郡市万田組和田村に住み100年以前に病死し、同郡板井迫村大恩寺に葬られているが、年が経過しすぎていて死亡年月日や死亡年齢等は判明していない。

右藤左衛門転以後子

一、善之丞　　真言宗大野郡板井迫村大恩寺檀那　　当辰六拾四歳

右之者、大野郡市万田村百姓仕罷在候

現存している「類族」をみていくと、「古切支丹　藤左衛門」が転んだ後の子である善之丞は、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺の檀那で、大野郡市万田村の百姓として生活していると確認されている。

右藤左衛門曽孫　由助娘

一、にん　　真言宗大野郡板井迫村大恩寺檀那　　当辰弐歳

右之者、大野郡市万田村父由助一所罷在候

「古切支丹　藤左衛門」の曽孫であるにんは、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺の檀那であり、大野郡市万田村の父由助の許で生活している。

このように「古切支丹　藤左衛門」の曽孫まで書き上げられた「類族」をみると、「古切支丹」藤左衛門・つやと転宗した茂右衛門・仁左衛門・なつの計5人が「本人」と認識され、藤左衛門の類族が18人、茂右衛門の類族が19人、

仁左衛門の類族が21人となっている。

「古切支丹　藤左衛門」の「類族」には「本人同然」はいなかったが、「本人同然」について、「古切支丹　善次郎」の関係者に関する記載からみてみよう。

古切支丹　三拾六歳之転　　此善次郎妻ニクハ、同牒与兵衛系之内在

一、善次郎　　病死

右之者、大野郡市万田組田村百姓仕罷在候処、寛永十四年丑七月十六日、五拾八歳ニ而病死、真言宗大野郡板井迫村大恩寺土葬

善次郎は、36歳で転び、寛永14年7月16日に58歳で病死し、大野郡板井迫村の真言宗大恩寺に土葬されている。この記述から、善次郎は、元和元年に転んだ「古切支丹」と把握されていたことがわかる。善次郎の妻にくも「古切支丹」で、「古切支丹　与兵衛」の姉として記載されている。この「古切支丹善次郎」に、転ぶ前の子どもがいた。

右善次郎不転以前之子、本人同前

一、久左衛門　　病死

右之者、大野郡市万田組田村百姓仕罷在候処、万治元年戌三月十三日、六拾四歳ニ而病死、一向宗大野郡佐代村最乗寺土葬

表1　「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」に記載された「本人」、「本人同然」、「類族」

			市万田組江居申分	他組并他領江居申分	計	
転本人	転本人	病死	42	3	45	55
	転本人同然	存命	1		1	
		病死	8	1	9	
長崎本人	火烘		1		1	81
	長崎行留		8	11	19	
	城下籠舎		1		1	
	城下籠死		3	6	9	
	御助在死		1	1	2	
	御助存命		7	3	10	
	先死			1	1	
	長崎本人成（長崎本人同然）	存命	14	18	32	
		病死	2	4	6	
類　族		存命	210		210	210
		病死	100		100	100
計			398	48	446	446

久左衛門は、「古切支丹　善次郎」の転ぶ前の子で、万治元年3月13日に64歳で病死し、大野郡佐代村の一向宗最乗寺に土葬されている。久左衛門は、切支丹が転ぶ前の子であり幼児洗礼を受けている可能性があるとして「本人同然」と把握されていた。

「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」には、転ぶことなく「火烘」となった「古切支丹　喜庵」に関する記述もある。

古切支丹、火烘

一、喜庵

右之者、大野郡市万田組石ヶ原百姓仕罷在候処、切支丹宗門転不申ニ付、寛永十年酉四月廿二日、七拾弐歳ニ而火烘被為仰付相果申候

喜庵は、「古切支丹」と認識されており、転ばなかったため寛永10年4月22日に72歳で「火烘」となっている。「古切支丹　喜庵」の関係者は、喜庵のように転ばなかった者も含め「本人」14人、「本人同然」22人、「類族」145人が記載されている。喜庵以外の「本人」は、万治3年から天和2年頃までの“豊後崩れ”において捕縛され、長崎に送られた者や岡藩が城下町に設けた籠舎に囚われている者、村に戻された者等が含まれている。

このように「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」に記載された「本人」、「本人同然」、「類族」を集計すると、446人が表1のように分類されている。「本人」と「本人同然」は、大きく「転本人」と「長崎本人」に分けられている。「転本人」に分類されているのは、“豊後崩れ”以前に転んだ「本人」と彼らが転ぶ前に生まれた子である「本人同然」である。転んだ者には、自分の意志で切支丹となった「古切支丹」と、親等の意思で切支丹となり転んだときが3歳～17歳の者等が含まれていた。

「長崎本人」に分類されているのは、“豊後崩れ”により捕らえられた者（この段階で転んでいない者や死亡者も含む）と彼らが捕らえられる前に生まれた子であり「長崎本人成」と呼称された「本人同然」である。例外として、転ばなかったため火烘となった「古切支丹　喜庵」が「長崎本人」に含まれている。

貞享5年段階のこのような細かな区分は「類族」管理のなかで「本人」・「本

人同然」に集約されていった。

貞享5年提出のこのような「類族帳」が岡藩の「類族」管理の基礎台帳とされるとともに、同年、藩全体の「類族帳」を取りまとめ「切支丹帳面」として宗旨奉行が出府して幕府に提出している[9]。この後、「類族帳」に記載された「本人」・「本人同然」ごとに「類族」の出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の動向が追跡され、死亡や出生等は幕府へ報告されるようになった。

たとえば、天保4年（1833）11月26日から1年間に死亡した「類族」5名について、幕府に次のように報告している[10]。

古切支丹之類族病死之覚

天保四巳十一月廿六日ヨリ同五午十一月廿五日迄

二ノ帳弾之丞系

一、豊後国大野郡栗ケ畑村百姓、転切支丹弾之丞三男、本人同前作左衛門、作左衛門玄孫、勇右衛門悴、源七儀、父病死以後、同郡山内村跡百姓仕罷在候処、去巳十二月十一日六拾五歳ニ而病死、檀那寺同郡片嶋村禅宗宝福寺ニ而取置申候

……

右之通類族五人致病死候間、為御断如斯御座候以上

天保五甲午年　　中川修理大夫

死亡した「類族」源七について「二ノ帳弾之丞系」と表記されていることから、岡藩が幕府に提出した「類族帳」は、「類族」の人数が多かったため、領内全域分で複数冊あり、発端となった「本人」や「本人同然」ごとに「～系」として「類族」が整理されていたことがわかる。岡藩が「類族」管理の基礎台帳として保管している「類族帳」も同じ分冊、同じ配列となっており、死亡・出生等の追加・修正報告が正確に伝わるようにしていたのであろう。

(2) 臼杵藩における類族帳の作成

臼杵藩においても、幕府の全国的禁教令に沿って、慶長19年（1614）からキリシタン対策に取り組み、島原・天草一揆（1637～38）後の幕府によるキリシタン禁制政策の強化にともない、キリシタン対策を強化させていった[11]。元和8

年（1622）を中心に多くのキリシタンが改宗し、表面上キリシタンがいない状況になった寛永12年（1635）、檀那寺による旦那であるという証明が書き込まれた「いえ」ごとの起請文を作成させ、改宗した者を監視する体制を作っている。島原・天草一揆後の正保3年（1646）には、五人組制度を整え、監視体制の強化を図った。延宝元年（1673）には、藩全体の状況を取りまとめた「宗門改帳」を幕府に提出している[12]。延宝5年以降は藩の宗門奉行が絵踏の際に長崎奉行所から踏絵を借用し、元禄元年（1688）からは全領民を対象として毎年絵踏を実施するようになり、宗門改に際して宗門改帳も作成している。

貞享4年（1687）7月16日、臼杵藩では、幕府の「覚」に沿って、「キリシタン禁制覚」について藩重役を城に集めて申し渡した[13]。それとともに各村で「本人」・「本人同然」ごとに「類族」に関して調査させ、庄屋に「服忌令」の「忌掛り」に沿って「類族」を書き上げさせ、同年10月に提出させた。マレガ資料のなかにも、久土村（大分市）ちよに関して丹生原村庄屋久三郎が提出した「切支丹類族之内本人に成者幷其類族之御帳」[14]や、平清水町ぬるいと（臼杵市）乞食知三の女房に関して海添村庄屋弥次郎が提出した文書[15]等が散見される。これらは“豊後崩れ”に伴う「本人」と「本人同然」の「類族」の書上げである。これらには「延宝元丑年御帳ニ、名まんと有之」というような記載があり、延宝元年にも書上が作成され貞享4年当時に変更されている事項について付記していることがわかる。

寛文4年（1664）に捕らえられた通村久兵衛が「不被召捕以前ニ出生」した娘で、貞享4年に通村吉助の女房に関して「類族」とともに書き上げられた「貞享四年切支丹類族之内本人ニ成其類族御帳　末広組」[16]をみてみよう。通村吉助女房は、「本人同然」と位置付けられ、表題に「本人ニ成」と書かれるとともに、提出後に藩宗門方が確認して「本」と朱書している。

一、通村　　吉助
「本」（朱書）　女房　　当卯ニ　五拾六歳
延宝元丑ノ年御帳ニ有之
此女房之父方通村久兵衛、邪宗門ニ而、寛文四年辰ノ四月廿七日ニ被召捕、長崎へ被遣候、此女房之父不被召捕以前ニ出生仕候、真宗

専想寺旦那

書上の作成では、「忌掛り」に沿って、通村吉助女房の祖父母・曽祖父母・高曽祖父母まで確認作業をしているが、吉助女房の父方祖父母までしか判明していない。

右之女房高曽祖父母、曽祖父母、知れ不申候、母方之祖父母、知れ不申候

この書上では、通村吉助女房に関して、「本人」4人、「本人同前」3人、「類

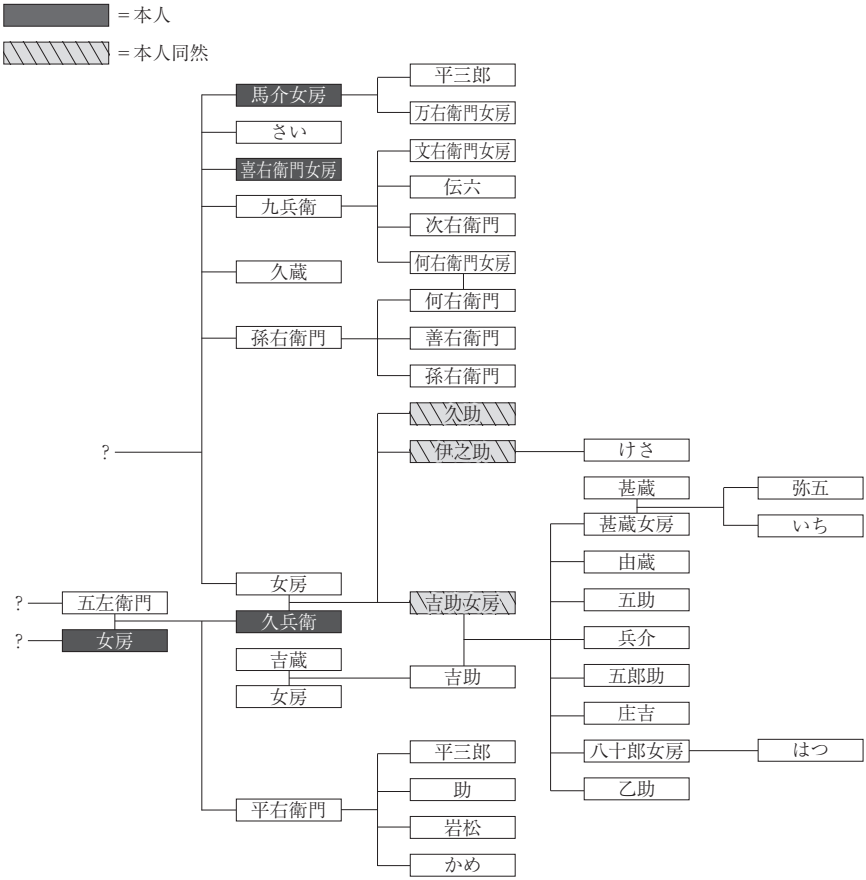


図3　通村吉助女房の類族の範囲

族」36人が記載されている（図3）。

このように、臼杵藩では、「本人」や「本人同然」ごとに「類族」を書き上げ、提出された「切死丹本人幷類族御帳」を「類族」管理の基礎台帳としていた。

臼杵藩においては、「類族」の監視が「本人」や「本人同前」が死亡しても続けられ、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動は届け出ることとされた。各村組では、「切死丹本人幷類族御帳」を基にして「類族名寄帳」等を作成し、常に変動を記録していた。この「類族名寄帳」が作成される過程で、「類族」を管理するために数種類の文書が作成されるようになった。

丹生原村組原村（大分市）の類族に関して残っている文書から一番古い「宝暦六年　類族寄御帳[17]」をみてみよう。

宝暦六年　　丹生原村
類族寄御帳
子三月廿九日

		同村	子ニ
原村本人三左衛門子	専想寺旦那	助太郎	七拾六歳
	上久所村甚七妻娘、助太郎		子
原村本人同然平左衛門後家孫	光圀寺旦那	女房	七拾弐歳
		名はつ	
	助太郎子		子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	平九郎	三拾五歳
	助太郎子平九郎子		子
原村本人三左衛門曽孫	専想寺旦那	三次郎	八歳
	同村弥太郎子		子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	弥左衛門	三拾九歳
	同村弥太郎子		子
原村本人三左衛門孫	専想寺旦那	庄兵衛	三拾七歳
	同村平吉娘、同村弥太郎		子
原村本人三左衛門娘	専想寺旦那	後家	七拾弐歳
		名みつ	

「宝暦六年子四月朔日病死仕候」(別筆)

（以下略）

「宝暦六年　類族寄御帳」には、原村に住んでいる「類族」が、「本人」あるいは「本人同然」ごとにまとめられている。「本人」である三左衛門の場合、子の助太郎とその家族（妻、子、孫）、娘のみつとその家族（子2人）、合計7人が書き上げられている。三左衛門は死亡しても、その子孫は三左衛門の流れとして書き上げられ続けたのである。また、新たな「類族寄御帳」が作成されるまでに死亡や出生した場合には、三左衛門娘みつの項のように、期日・理由等が書き加えられている。「宝暦六年　類族寄御帳」には、宝暦6年（1756）3月に原村に住んでいた188人の「類族」が記載されている。

このように記載されていた「類族」に関しては、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転居、出家等の変動があれば、庄屋は宗門奉行にそのつど報告しなければならなかった。とくに死亡の場合は、貞享4年の「覚」においても明記されていたように、検視が必要であった。

たとえば、端裏に「落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、宝永四年亥十月十二日病死、善正寺」と記されている「御書物之事」[18]をみてみよう。

御書物之事

一、落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、腹痛煩亥十月十二日相果申候、此者父同村孫右衛門、切支丹宗門転本人、就夫庄屋・弁指・五人組之者罷出吟味仕、死骸見届申候、少も疑敷儀無御座候、真宗善正寺土葬取置被申候、則住持之手形を取相添差上申候、仍而御書物如件

宝永四年　　落谷村五人組　喜兵衛㊞
亥十月十三日　　同　新之丞㊞
　　同　庄次郎㊞
　　同村同
　　弁指　孫兵衛㊞
　　落谷村庄屋　新右衛門㊞

岩手六左衛門様
中村雲八様

武藤又助様

右之者、他領類族ニ出不申候、右後家夫庄兵衛父同村久兵衛転本人ニ而御座候、則夫庄兵衛三年已前ニ相果申候

この「御書物之事」は、落谷村（臼杵市）の65歳の庄兵衛後家の病死について、宝永4年（1707）年10月13日に村から宗門奉行に提出された文書である。庄兵衛後家の父「孫右衛門」が「切支丹宗門転本人」であったため、「類族」として庄兵衛後家の死亡に関して報告している。村が提出した「類族」の死亡届は、庄兵衛後家が死亡した事実とともに、死骸を落谷村の庄屋と弁指、庄兵衛後家の家族が含まれる五人組の者で確認しとくに異常がなく、善正寺に土葬とした旨が記されている。この文書は、落谷村の庄屋と弁指（五人組の1軒でもある）、庄兵衛後家の家族が含まれる五人組の連署で作成されている。

そして、この文書には、庄兵衛後家の檀那寺である善正寺の住持が作成した「手形」を添えると記されている。次の「御書物之事」[19]が、善正寺の住持が作成した「手形」である。

御書物之事

一、落谷村庄兵衛後家、六拾五歳、腹痛煩亥十月十二日ニ病死仕、浄土真宗当寺旦那ニ而御座候、此者父同村孫右衛門、切支丹宗門転本人、就夫庄屋・弁指・五人組合之者ニ死骸見届、拙僧土葬ニ取置仕候、仍而為後日如件

宝永四年　　善正寺

亥十月十三日　　浄了㊞

岩手六左衛門殿

中村雲八殿

武藤又助殿

庄兵衛後家の病死について、村から提出された文書と同様の趣旨が善正寺の住持の立場で記されている。これらの文書をみると、「類族」の死亡に関しては病死であっても、村役人や五人組、檀那寺の住持らによる検視が行われていたことがわかる。これら2通の「御書物之事」は、藩宗門方が一対として巻き込み、外側の文書の端裏に内容の概要を記して整理・管理していた。

庄屋は、提出した報告を「類族諸願日記帳」に写して記録していた。たとえば、丹生原村組原村（大分市）に関して「宝暦六年　類族諸願日記帳[20]」をみると、類族の死亡5件、出生1件、養子1件、縁組1件、剃髪1件、行方不明1件、合計10件が記録されている。これらの報告の記録をみると、「類族」の死亡に関しては「御書物之事」と題して庄屋と弁指・五人組の連署で作成し、他の報告は「覚」と題して庄屋が作成していることがわかる。このような報告様式の違いからも、「類族」の死亡が特別な扱いだったことがうかがえる。

庄屋が作成していた文書に「諸願留書」がある。これは、村組から提出された各種報告・願い等の写しをまとめたものである。このなかには、村組全体に関するものや個別の村に関するものなど、さまざまな報告や願いが記載されている。丹生原村組（大分市）の「宝暦六年　諸願留書[21]」から原村に関するものだけを抜き出すと、38件の報告や願いが記載されていた。これらのなかには、「宝暦六年　類族諸願日記帳」に記載されていた10件もすべて記載されていた。また、「類族諸願日記帳」には各人の名前が記載されていなかったが、「諸願留書」には庄屋と弁指・五人組及び宗門奉行の各人の名前が記されている。

これらの他に、庄屋は「類族男女生死出入写書覚」を作成している。丹生原村組（大分市）の「宝暦六年　類族男女生死出入写書覚[22]」から原村に関する事項をみると、死亡5件、出生1件、養子1件、剃髪1件、行方不明1件、合計9件が記載されている。「宝暦六年　類族諸願日記帳」の縁組以外の事項が記載されていることになる。また、記載内容をみると、表題、提出日、差出や宛先が記載されていない。これらのことから、「類族男女生死出入写書覚」は「類族」の人数の増減に関する事項を集約して一覧できるようにしたものと考えられる。「類族」である原村（大分市）兵助後家の宝暦6年3月18日付の死亡報告を例に、「諸願留書」「類族諸願日記帳」「類族男女生死出入写書覚」の記載の違いをみてみよう。

まず、「宝暦六年　諸願留書[23]」から抜き出したものである。

御書物之事

一、丹生原村兵助後家六拾七歳ニ而、疹相煩、子ノ三月十八日病死仕候、此者之祖父同村長助、切支丹宗門転本人同然之者ニ而御座候ニ付、庄屋・

弁指・五人組合之者、旦那寺里村真宗光国寺住持立合、死骸相改少も不審成儀無御座候ニ付、右之光国寺御取置土葬仕候、則住持手形相添差上申候、為後日御書物如件

丹生原村五人組合　伊左衛門
同　金右衛門
同　彦右衛門
宝暦六子年三月十八日　同　□□□
同　□右衛門
同村弁指　善九郎
同　権八
同　四郎兵衛
同　幸右衛門
同　平九郎
同村庄屋　又左衛門

宇野仁右衛門様
河村儀大夫様
加納小兵衛様

他領類族ニハ出不申候

記載内容をみると、内容も詳しく、庄屋・弁指・五人組及び宗門奉行全員の名前が記載されており、提出した報告をそのまま写したものと考えられる。

つぎに、「宝暦六年　類族諸願日記帳」[24]から抜き出したものである。

御書物之事

一、丹生原村兵助後家六拾七歳、子三月十八日病死仕候、此者之祖父同村長助、切支丹宗門転本人同然之者ニ御座候、真宗光国寺御取置候

五人
宝暦六子年三月十八日　弁指
庄屋

宗門御奉行様

内容は簡略化され、差出や宛名が「五人」「弁指」「庄屋」「宗門御奉行様」

と略記されており、個人名は記載されていない。

つぎに、「宝暦六年　類族男女生死出入写書覚」[25]から抜き出したものである。

一、丹生原村兵助後家六拾七歳、疹相煩、子三月十八日ニ病死仕候、此者之祖父同村長助、切支丹宗門転本人同然之者旦那寺里村真宗光国寺御取置被成候、他領ニは出不申候

記載内容は、提出した内容の要点をまとめたものとなっている。「宝暦六年諸願留書」の記載で付記されていた「他領類族ニハ出不申候」も略して記されている。一方、「御書物之事」という表題や提出日、差出や宛名は記載されていない。

記載内容から考えると、庄屋は提出した文書をすべて「諸願留書」に写し、その後、類族に関する提出物を抜き出して「類族諸願日記帳」や「類族男女生死出入写書覚」に、それぞれの目的に応じた必要事項のみを記載したと考えられる。このように、庄屋は、基本台帳として「類族名寄帳」を作成して「類族」を把握し、生死出入等の変動については報告するとともに、数種類の文書に記録していた。

「類族」に関する変動について村組から届が出されると、臼杵藩宗門方は藩の基礎台帳と照合し、加除修正をしていた。その段階で、不明な点は村組に問い合わせて確認し、「類族名寄帳」等の修正を指示する場合もあった。

臼杵藩から村組への問い合わせや修正指示事項を、「寛政十二年類族之者御吟味御書付写幷御答扣　丹生原村組」[26]から抜き出してみよう。

一、幸右衛門事、出生之節九平と申達、九平ニ可改

一、彦五郎事、作右衛門子ニテ養子ニ参リ候哉

一、孫治弟伝治事、踏絵帳ニ三拾壱歳ト有之、此度差出シ候帳ニハ三拾弐歳ト有之、吟味之上可申達

一、吉平事、何方江参居候哉、居所可申達

一、佐七父文七、何年何月何日相果候哉

名前の確認や年齢、所在、死亡年月日等についての細かな問い合わせであり、幕府への報告も意識してのことであろうが、臼杵藩宗門方が詳細な確認作業を行っていたことがうかがえる。

(3) 佐伯藩における類族の統制

佐伯藩領は、かつて宣教師が居住し積極的な布教活動を展開した地域が含まれる岡藩領や臼杵藩領と異なり、居住していたキリシタンは少なかった。佐伯藩が元和4年（1618）から文化12年（1815）までの「古切支丹」や「類族」等の死亡者をまとめた「佐伯古切支丹類族死失覚」[27]によると、表2のごとく、類族の系統の発端となったのは4人であった。佐伯藩では、転宗を迫っても転宗することなく「首獄門」や「火罪」、「牢死」した者を「古切支丹」、転宗した者を「転切支丹」、「古切支丹」が捕らえられる前あるいは「転切支丹」が転宗する前に生まれた者を「本人同然」と呼んでいる。「佐伯古切支丹類族死失覚」には、「古切支丹」9人、「転切支丹」3人、「本人同然」6人、これらと「類族」を合わせて212人の名前が記されている。「古切支丹」としては、寛永11年（1634）に「首獄門」となった者1人、「火罪」となった者7人とともに、“豊後崩れ”にともなって寛文9年（1669）に訴人され長崎送りとなり転宗することなく元禄2年（1689）に長崎で「牢死」した者1人が含まれている。また、「転

表2　佐伯藩における「本人」・「本人同然」

	種　別	名　前	発端等との関係	処罰や転の年
発端	古切支丹	せん		寛文9年　　長崎送り、牢死
	本人同然	とく	せん娘	
発端	古切支丹	半関		寛永11年　　首獄門
	本人同然	源兵衛	半関倅	
発端	転切支丹	清太夫		元和4年　　転
	転切支丹	（名不知）	清太夫妻	寛永11年　　転
	本人同然	与七郎	清太夫嫡男	
	本人同然	庄助	清太夫次男	
	古切支丹	九兵衛	清太夫三男	寛永11年　　火罪
	古切支丹	（名不知）	九兵衛妻	寛永11年　　火罪
	古切支丹	（名不知）	清太夫四女・権兵衛妻	寛永11年　　火罪
	古切支丹	権兵衛	清太夫婿	寛永11年　　火罪
	本人同然	とら	清太夫五女	
	古切支丹	与七郎	清太夫孫	寛永11年　　火罪
	古切支丹	（名不知）	与七郎妻	寛永11年　　火罪
	古切支丹	弥五郎	清太夫孫	寛永11年　　火罪
発端	転切支丹	久六		寛永11年　　転
	本人同然	十左衛門	久六倅	

切支丹」が転んだ年は、元和4年に1人、寛永11年に2人であった。これらのことから、佐伯藩におけるキリシタン禁制政策は、元和4年頃から始まり、寛永11年に大きな転機を迎えたといえる。この後、佐伯藩では、「転切支丹」や「類族」の監視をしながらキリシタンがいない状況の維持に努めていたが、寛文9年の「古切支丹　せん」の長崎送りをきっかけとして、寛文10年から宗門改を開始している[28]。毎年、2月に「いえ」ごとに檀那寺から旦那であるとの証明をもらい、各村ごとに取りまとめて「宗門帳」を作成して藩の寺社奉行に提出することから始まる。藩による確認作業の後、4月に廻村し各人の宗門・檀那寺を確認するのである。ただし、絵踏は行っていない。

また、寛保2年（1742）の「五人組帳前書」をみると、「切支丹宗門御制禁」を堅く守り、宗門改を毎年受け、「類族」の死亡・出産・縁組を届け出ることが示されている。「五人組帳前書」は、毎年正月・5月・9月に村ごとに庄屋宅に集まり、庄屋による読み聞かせも行われていた[29]。

佐伯藩においても「類族帳」を作成し、幕府に提出した後、変更があるたびに修正を報告していた[30]。元禄8年には、前年に修正して提出した類族帳に誤りがあったと幕府に届け出ている。

一、私領分之類族帳、去年認直差上候帳面之内、類族之堺ニ而候ものを本人之堺与心得書出シ候、且又宗旨・旦那寺二・三ケ所書違申候、右之趣直申度候間、当分御帳面御借可被下候、遠国故承違有之、無念之様可被思召与迷惑仕候、以上

四月廿九日　　毛利駿河守（高久）

2. 類族制度の展開

(1) 佐伯藩から幕府への問い合わせ

元禄６年（1693）、佐伯藩は、幕府から「本人同然」・「類族」に関する指示を受けている[31]。

一、類族之もの神参又者湯治其外、不叶用事有之而断申もの有之者、五ヶ月或者七ヶ月、又者壱ヶ年程ニ遣し可被申候、其程ヲ過年越逗留申事者不

罷成候、無拠子細有之而、年ヲ越申迄逗留之願申もの有之者、具ニ先方ヲ承届、此方江可被申越候、御奉行衆江御断無之而者不罷成候間、兼而左様可被相心得候

一、本人同前之ものハ他出曽而不罷成候、是又左様可被相心得候

一、類族之もの他所ニ住宅仕事者猶以不罷成候事

「類族」の神社参詣・湯治等は年を越してはならない、「本人同前」は他領へ出てはならない、「類族」は他領で居住してはならない、という内容であった。「類族」には生活上の制約が課されている。

元禄7年、佐伯藩は、「類族」に関して幕府宗門奉行の用人に問い合わせをし、回答を得ている[32]。

一、類族をはつれ候もの共縁組之義、如何可仕哉と佐伯ゟ申来候、類族をはつれ候得ハ、平人与縁組等之事何之構無之候間、互ニ心次第可申付

一、類族之内他領江居所替、附嫁娶・変死・欠落、此分当時之御届ニ候、欠落者立帰候茂同断

右之外者二季之御届候、此内御両判・御無判之品有之候

「類族」を外れた者の縁組について、平人との縁組など何の問題もないので互いの心次第、「類族」の他領への居所替・婚姻・変死・出奔はその時点での届、その他は年2回の定められた時期の届とする、というものであった。

さらに、元禄13年、佐伯藩は、「類族」の婚姻の届に関して幕府宗門奉行の用人に問い合わせ、回答を得ている[33]。

一、類族与類族之婚儀者尤御断可申事

御届入申候事

一、常之百姓之娘幷姉妹、類族之もの江嫁申候事、是者御断ニ及申間敷候哉本人同前之娘ニ成候へハ御届入、其上新規ニ類族ニ成申候、無左候得者御届入不申候

一、類族之もの娘幷姉妹、常之百姓ニ嫁申候事、是ハ御断可申之哉

居所替申候間、御届入申候

佐伯藩は、「類族」の婚姻に関する届について、細かく問い合わせている。幕府への「類族」に関する届に抜かりがないように確認しようとしている佐伯

藩の姿勢から、「類族」に関する届の在り方が定まっておらず、このようなやり取りを積み重ねていた状況がうかがえる。

(2) 類族の範囲の変更

宝永2年（1705）、佐伯藩が「本人同然」のとらの玄孫が生まれたことを幕府に届けたことについて、幕府宗門奉行の用人から「本人同然」の玄孫は届ける必要がないと連絡が来ている[34]。ただ、臼杵藩が幕府に玄孫まで生死を届けていることから、臼杵藩出身の「類族」については生死を臼杵藩に届け、幕府に届けるかどうかは「臼杵宗門奉行之心次第」にするようにとしている。

一、……本人同前前とら玄孫者清太夫ゟ六代目ニ而候得者、出生之御届ニ不及候、兼而服部金右衛門伝授之類族系にも、本人同前ゟ女続之時者孫ニ而相済、男続候而者曽孫女なれは、此女ニ而相済事ニ候、前とら玄孫者最早出不申候故除キ申候

一、臼杵類族生死之事者、玄孫迄宗門奉行衆可被相届候、公義御奉行衆江書出候分ケハ臼杵宗門奉行之心次第ニいたし置候様ニ与、是又金右衛門申之候

さらに、正徳2年（1712）、「本人同然」の玄孫の扱いについて、佐伯藩江戸留守居から国元に、幕府宗門奉行の用人の意向が伝えられている[35]。「本人同然」の「類族」の生死・居所替・婚姻の幕府への届は曽孫までとし、玄孫以降は平人と同じ扱いになる、という内容であった。また、臼杵藩出身の「類族」については、玄孫まで生死を臼杵藩に届け、幕府に届けるかどうかは「臼杵宗門奉行之心次第」にするように、と指示されている。

転切支丹本人同前之玄孫之事

一、男女共ニ本人同前之曽孫迄者生死幷居所替、婚儀共、公義御奉行衆江御届入申候、玄孫ゟ生死之御届ニ及不申候、本人同前男系之ものハ曽孫迄、本人同前女系之ものハ孫迄ニ而御届者事済候得共、前々ゟ女系之ものも曽孫迄御届致来候而者今以曽孫迄御届いたし候

右之通本人同前男女共ニ玄孫者御届ニ及不申、爰許之本帳ニも書加不申候間、可為平人同前、然共幾代過候而も其筋之ものに御座候間、一向之

平人共被申間敷候

一、臼杵出之類族玄孫生死之義者、前々之通臼杵江御届可有候、公義まで御奉行(ママ)江書出候分ケ者、臼杵之宗門奉行江心次第ニいたし置候様、先年小幡上総介様御家来服部金右衛門申伝候、已上

辰十月十四日

このように「類族」の範囲が示され、この範囲を越えれば届の必要はないということであるが、一方で「幾代過候而も其筋之ものに御座候間、一向之平人共被申間敷候」と、「平人」になるわけではないと但書がなされている。

佐伯藩江戸留守居は、正徳3年、幕府宗門奉行の用人に「本人同然」の玄孫の扱いについて再度確認し、その結果を国元に連絡している[36]。

一、本人同前之子、男系ニ而も三代迄之内壱人女有之候得者孫切ニ而相済申候

一、本人同前之子、男系者玄孫迄御届入申候

一、本人同前之子、女ニ而候得者孫迄ニ而相済申候、勿論本人同前女ニ而候得者是又孫迄ニ而相済申候

一、御届入不申候分者平人ニ而御座候

「類族」の男系は玄孫まで届が必要なことが確認されている。

享保3年（1718）、佐伯藩の江戸留守居に幕府宗門奉行から「類族」に関する指示があった[37]。

一、類族之者、只今迄追放ニ者不罷成候得共、追放申付候茂不苦候事

但、追放以後両判ヲ以届入候事

一、離別又者養子之儀(ママ)絶ニ而類族をはなれ候者ハ、二季ニ両判之証文を以可相届候、変死・病死・死罪・欠落・遁世等ハ無判之書付を以可相届候事

「類族」の追放をできるようにするが「両判」による届を出すこと、離別・養子義絶により「類族」を離れる場合は年2回の定められた時期に「両判之証文」で届け、変死・病死・死罪・欠落・遁世等については「無判之書付」で届けること、というような幕府への届け方の指示であった。

享保7年には、佐伯藩江戸留守居から国元に、幕府宗門奉行の用人の意向が

伝えられている[38]。

向後本人同前之曽孫女子ニ而候者、出生之御断書被差出候義者入不申候間、其趣ニ可相心得之旨被申候、……尤本人同前之曽孫・玄孫男子は前々之通御断書入申候、然者前々御断書出申候本人同前之曽孫女子之分者、帳面点をつけ申候、婚儀・居所替等之御断茂入申間敷候

「本人同然」の曽孫が女性であれば届は必要ないと、「類族」の範囲に関する指示であった。

享保8年には、佐伯藩は、つぎのような「類族」に関する報告を作成し、毛利周防守（高慶）から幕府宗門奉行横田備中守・建部志摩守宛に提出している[39]。

豊後国海部郡日野浦百姓転切支丹清太夫一系

本人同然庄助倅伝左衛門三男作十郎娘

一、かや　　当卯　弐拾五歳

此女、日野浦百姓同系甚太郎妻

……

右書面之通本人同然之曽孫ニ而、類族不出筈之処、先年ゟ心得違段々御断申達候、自今以後替り候品々之御届仕間敷候条、前々相納置候帳面御除可被下候、為御断如斯御座候、以上

享保八癸卯年七月廿五日　　毛利周防守

横田備中守殿

建部志摩守殿

「本人同然」の曽孫は享保7年に届が必要ないと指示されていたのに、「類族」の範囲を間違って届け出ていたので、幕府に提出している類族帳から彼女らを除くように訂正してほしいとの趣旨である。そして、この段階で、「類族」の範囲について確認している[40]。

類族男女一系差別之事

男	本人	子	孫	曽孫	玄孫
	本人同前	男	男	男	男

（此之処、女なれ者是迄ニ而曽孫ゟ類族離レ申候、此女ニ男出生ニ而も其子ゟ類族離申候

女　本人　　子　　孫

本人同前

如此一之系ニ而候得者、男女之無差別、孫切ニ而類族離申候

右之通類族定法ニ而御座候、以上

佐伯藩では、享保8年に確認した「類族」の範囲を「定法」として、この後、「類族」の確認作業を進めている。

臼杵藩においては、享保9年に女系「類族」の調査を行っている[41]。浜町（臼杵市）から提出された帳面をみると、「本人」・「本人同然」の孫は朱で「〇」、曽孫は朱で「除」と記入しており、臼杵藩宗門方が確認した跡が残されている。臼杵藩も、女系「類族」の場合、曽孫を「類族」から除くことを確認している。

岡藩においても、享保10年、類族の範囲を変更し、「切支丹類族離候者共之覚」を村組に通達している。この通達により、軸丸組関係では、「本人」・「本人同然」の曽孫・玄孫にあたる女性18人が類族離となっている[42]。

切支丹之類今般御改ニテ類族離御帳面除候者帳　　軸丸組

切支丹類族離候者共之覚

大形組帳喜之助系転切支丹きた曽孫　　九右衛門娘

一、たね　　存命

……

右者、去辰七月　　公儀従切支丹御奉行所被仰出之儀、今般御改ニテ切支丹類族ニ至曽孫玄孫之女御帳面被指除候様御差図、右名付之者共向後相変之節不及付届候、併男子之儀ハ前々之通ニ候間、相変之砌可申出候、尤以後男子出生之節ハ以前之通系方ニ相心得可申候、此外類族系方々之儀者先年被仰出候通ニ相心得相違無之様相変之刻注進可申出者成

享保十乙巳七月廿三日

このように、多くの藩でこの時期に「本人」・「本人同前」の曽孫・玄孫にあたる女性が「類族」を離れることが確認されたと考えられる。

(3) 佐伯藩最後の類族とその後

文化14年（1817）、佐伯藩は、領内出身の「類族」与三郎の死去の届を幕府

に提出している[43]。

豊後国海部郡日野浦ニ罷在候、転切支丹庄助玄孫清六悴与三郎、当丑四月九日、八拾五歳ニ而致病死、旦那寺同国同郡佐伯鉄砲町浄土真宗善教寺江土葬ニ為取置申候、右之類族致病死候、尤此余類族之者無御座候、依之為御届如斯御座候、以上

文化十四丁丑七月　　毛利豊前守（高翰）　御両判

水野主殿頭（忠通）殿

村垣淡路守（定行）殿

与三郎は佐伯藩において最後の「類族」であったことから、佐伯藩は幕府に「類族切証文」もあわせて提出している[44]。

此度、類族死失御届申達候豊後国海部郡日野浦罷在候転切支丹庄助玄孫清六悴与三郎、当丑四月九日、八拾五歳ニ而致病死候、右与三郎迄ニ而、拙者領中幷家来至迄、類族之者壱人茂無御座候、仍類族切証文如件

文化十四丁丑七月　　毛利豊前守　御両判

水野主殿頭殿

村垣淡路守殿

ただ、佐伯藩出身の「類族」はいなくなっても、領内には臼杵藩出身の「類族」が居住していた。佐伯藩では、この後も、臼杵藩出身の「類族」の生死に関する事項を臼杵藩に報告しなければならなかった[45]。

臼杵類族之者者、当御領内九人未存命罷在候得共、臼杵類族生死之義者是迄臼杵表ゟ御届ニ相成リ、此方様御構無御座候、尤御領内ニ罷在候右臼杵類族生死之節者、其年之十二月ニ至リ臼杵宗門奉行共江私共御役ゟ書中を以、為知申遣候例ニ御座候

(4) 臼杵藩の類族の範囲

佐伯藩と幕府宗門奉行の用人とのやり取りにあったように、宝永2年（1705）・正徳2年（1712）段階で、臼杵藩では男女にかかわりなく玄孫まで「類族」として幕府に届け、幕府も臼杵藩の「類族」の範囲を容認していた。

臼杵藩では、享保9年（1724）の幕府からの通達以後も女系「類族」の範囲

が徹底しておらず、寛政12年（1800）に女系「類族」の確認をし、「類族」を離れる者を村に通達している。[46]

一、くま子文治、義亮曽孫当リ之処、一代女授リ候ニ付、類族ニ出候ニ不及事

一、すて子、儀左衛門孫当リ之処、一代女授リ候ニ付、類族ニ出候ニ不及事

このように臼杵藩において「類族」の範囲が広く、変更の指示が徹底しなかった要因のひとつに、「服忌令」の「忌掛り」の範囲の違いが考えられる。臼杵藩は、幕府の「服忌令」の「忌掛り」の範囲を越えた独自の「服忌令」を定めていた。女系でも曽孫・玄孫まで「忌掛り」の範囲としていたのである。臼杵藩が幕府の「服忌令」に沿ったものに改定したのは、慶応元年（1865）であった。[47]

服忌令先年御極被仰付置候処、此節取調子被仰付、以来此書付之通被仰出候、此段侍中幷小侍え各方より相通、支配有之面々は支配中へも相達候様、可有通達候事

書付　……

服忌之内　……

一、女方之曽孫・玄孫　……

右七ヶ条、一日之遠慮申達来候処、公義御定之通、以来遠慮申達不及

むすびにかえて

以上、岡藩・臼杵藩・佐伯藩における「類族」制度の展開について検討してきた。

各藩ともに領内に表面上キリシタンがいない状況を創出した後のキリシタン対策は、「類族」の管理と死失・出生等の報告に重点が移されていった。「類族」の管理は、幕府・藩・村組が基本台帳として同じ「類族帳」を持ち、変更の報告を着実に行い、同じように加除修正がなされることで成り立っていた。

かつて宣教師が居住し積極的な布教活動を展開した地域が含まれる岡藩や臼杵藩と、居住していたキリシタンが少なかった佐伯藩では、「類族」の人数に

大きな差があり事務量にも差があったであろうが、報告のあり方を細かく幕府宗門奉行の用人に問い合わせていた佐伯藩の姿勢をみると、各藩とも同じように「類族」に関する報告に気を配らなければならなかった状況がうかがえた。また、「服忌令」の「忌掛り」の範囲に基づき「類族」の範囲が設定されたことにより、臼杵藩は他藩より「忌掛り」の範囲が広かったため「類族」の範囲が他藩より広く、幕府もこれを容認しており、「類族」の範囲変更後も臼杵藩では混乱している状況がみられた。

このような「類族」の管理によるキリシタン対策は、「類族」がすべて死亡しても終わらなかった。佐伯藩では、最後の「類族」が死亡したことにより、幕府に毎年8月に提出していた「御届書」、正月に提出していた「存命死失帳」を提出する必要はなくなった。しかし、この後は、毎年10月に領内にキリシタンが存在しないという証文を提出することになっている[48]。

一、切支丹宗門従前々無懈怠今以相［　　］先年被　仰出候御法度書之趣弥相守、御預所□私領中在々所々ニ至迄遂穿鑿、家中之者下々迄是又致僉議候処、不審成者無御座候事

一、御預所幷私領中在々所々、家中之者下々之ものニ至迄、若此以後不審成者於有之者早々可申達候事

文化十四丁丑十月　　毛利豊前守　御両判

水野主殿頭殿

村垣淡路守殿

そのため、佐伯藩では最後の「類族」が死亡した後も宗門改が継続されている。また、「類族」以外の養子縁組等の手続きには、「類族」でない証明が必要であった[49]。

覚

佐伯領入津　楠本村半蔵子

一、無類族　　常吉

右之者、此度私養子ニ貰申度内談仕候処、双方共何茂差支之儀茂無御座候間、貰受申度、此段奉願候、尤先元役人証文幷寺手形相済指上申候、以上

安政六未年十一月十五日　　御手大工　河野栄次郎㊞

（岡御領御棟梁）丹幸次郎殿

このような「類族」でないことを証明するうえでも、宗門改が「類族」に限らず民衆把握の意味をもっていたといえる。

絵踏をともなう宗門改を実施していた岡藩・臼杵藩では、安政年間（1854～60）に絵踏は廃止されたが、戸籍調査的なものとして廃藩置県直前の明治4年（1871）まで宗門改が継続されている。絵踏をともなわなかった佐伯藩においても、宗門改は明治4年まで実施されている。

註

1）「貞享四年　覚」臼杵市蔵。

2）「憲教類典」3-15　服忌、林由紀子『近世服忌令の研究 ―幕藩制国家の喪と穢―』（清文堂出版、1998年）。

3）イエズス会『1614年日本年報』（大分県立図書館蔵）によれば、かつて豊後国におけるキリスト教布教の拠点とされたのは、臼杵藩をはじめ諸領入り交じりの地の「高田」（大分市）、臼杵藩領の「野津」（臼杵市）、岡藩領「志賀」（竹田市）であった。

4）岡藩・臼杵藩・佐伯藩におけるキリシタン禁制政策に関する先行研究として、村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）、同『キリシタン禁制と民衆の宗教』（山川出版社、2002年）、豊田寛三「キリスト教の禁圧」（『大分市史 中』、大分市、1987年）、同「岡藩を中心とした豊後キリシタンの展開」（『竹田市立歴史資料館研究報告書 平成29年度』、竹田市立歴史資料館、2018年）、同「佐伯藩のキリシタンとキリシタン史料」（『佐伯藩史料　温故知新録第13集』、佐伯市教育委員会、2019年）、大津祐司「佐伯藩におけるキリシタン・類族―その特質と臼杵藩出身類族支配の展開―」（『史料館研究紀要』第2号、大分県立先哲史料館、1997年）、工藤心平「竹田市市立歴史資料館所蔵の岡藩類族統制史料について」（『竹田市立歴史資料館研究報告書　平成29年度』、竹田市立歴史資料館、2018年）等がある。

5）「元禄元年耶蘇宗門類族帳　市万田組」（マレガ資料A 2.4.6.1.1）、「貞享五年耶蘇宗門幷類族御改帳　軸丸組」（高野家蔵）。

6）『中川氏御年譜』（竹田市教育委員会、2007年）。

7）マレガ資料A 1.3.17.1。

8）マレガ資料A 2.4.6.1.1。

9）註6『中川氏御年譜』。五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館、1990年）には、元禄4年（1691）の奥書をもつ『京都覚書』に、元禄元年頃に幕府に提出された類族帳は351帳（長崎・天草の天領の分は欠）で、存命者（内訳不明）は5万2838人、死亡者を含めると7万5988人と記されている。そのうち、中川佐渡守領分（岡藩）が6229人、稲葉右京亮領分（臼杵藩）が1万4106人であった。

10）「古切支丹之類族病死之覚」竹田市歴史文化館蔵。

11）本書所収、佐藤晃洋「臼杵藩におけるキリシタン禁制政策と民衆統制」。
12）「稲葉家譜17」臼杵市蔵。
13）「貞享四年　御会所日記」臼杵市蔵。
14）マレガ資料A 1.14.3.1.1(1)。
15）マレガ資料A 1.14.4.2。
16）マレガ資料A 1.14.7.1。
17）池見家文書「類族寄御帳」大分県立先哲史料館寄託。
18）キリシタン古文献「御書物之事」臼杵市寄託。
19）註18に同じ。
20）池見家文書「宝暦六年　類族諸願日記帳」大分県立先哲史料館寄託。
21）池見家文書「宝暦六年　諸願留書」大分県立先哲史料館寄託。
22）池見家文書「宝暦六年　類族男女生死出入写書覚」大分県立先哲史料館寄託。
23）註21に同じ。
24）註20に同じ。
25）註22に同じ。
26）池見家文書「寛政十二年類族之者御吟味御書付写幷御答扣　丹生原村組」大分県立先哲史料館寄託。
27）佐伯藩史料「佐伯古切支丹類族死失覚」佐伯市蔵。
28）『佐伯市史』（佐伯市、1974年）。
29）註28に同じ。
30）～38）佐伯藩史料「古切支丹之類族覚書」佐伯市蔵。
39）佐伯藩史料「知行御折紙写・諸御役神文前書写」佐伯市蔵。
40）註39に同じ。
41）「享保九年女類族之御帳　浜町」（マレガ資料A 1.16.1.2.1）。
42）「切支丹之類今般御改ニテ類族離御帳面除候者帳」高野家蔵。
43）佐伯藩史料「佐伯古切支丹類族存命覚」佐伯市蔵。
44）マレガ資料A 2.4.9.1。
45）佐伯藩史料「御仕置帳」佐伯市蔵。
46）註26に同じ。
47）『藩法集 12 続諸藩』（創文社、1975年）。林由紀子『近世服忌令の研究 ―幕藩制国家の喪と穢―』（清文堂出版、1998年）には、臼杵藩の場合、「幕府法では服忌なしとされる場合にも服忌を受けるという形で、服忌を受ける範囲を幕府法より広く」しており、「幕府法上服忌なしとされるものに対しても服忌を受けるということは、親族に対する一層手厚い待遇であり、親族を一層尊重するものであると考えられるであろう」「天保・慶応の二度の改正を経て、完全に幕府法と同一化した」と述べられている。
48）註43に同じ。
49）「覚」竹田市歴史文化館蔵。

臼杵藩のキリシタン禁制と寺院

櫻井成昭

はじめに

バチカン図書館所蔵のマリオ・マレガ神父収集資料（以下、マレガ資料と略記）は、豊後国臼杵藩宗門方文書を中核とする。宗門方文書は、臼杵藩によるキリシタン禁制の歴史とともに、臼杵藩の組織や臼杵藩領であった地域の歴史を知ることができる貴重な資料群である。

さて、近世仏教および寺院の制度的特徴である寺檀制は、キリシタン禁制と関わって整備された[1)]。慶長18年（1613）の幕府によるキリスト教禁教は、そうした近世寺檀制創出の大きな要因であるが、キリスト教からの転宗者と寺院はどのような過程を経て、寺檀関係を結ぶに至ったのだろうか。本稿は、その過程等を具体的に検討し、寺檀制成立に関する一つのモノグラフを提示することを目的とする。以下では、現在の大分市東部の丹生地区を主な対象地区とするが、それはつぎの3点の理由に拠る。

1点目として、丹生地区は二十六聖人記念館（長崎市）所蔵の「キリシタン遺物」が出土した地区であり、万治3年（1660）に始まる「豊後崩れ」では、「大かた不残類門之由」（「正6」・A2.2.8.1）[2)]とされ、多くの者が捕縛された久土村が所在することが挙げられる。17世紀後半、丹生地区はキリシタンの拠点とされた地であった。

2点目は、丹生地区に位置する原村（丹生原村）の庄屋であり、丹生原組（原村と久土村）の大庄屋をつとめた池見家には、多くの近世・近代の古文書（池見家文書）があり、そこにはキリシタン禁制等に関わる古文書が含まれる点である。マレガ資料と臼杵藩領であった地域に伝来した古文書をあわせみること

で、より多角的な情報を得ることができる[3)]。

そして、3点目として、丹生地区には、いわゆる宗門改を履行できる独立した寺院が所在しないことである。そうした地域で、転宗者や類族はどういった寺院の檀那となったのか。このことは、近世寺院と地域社会との関係についてもつながる素材と考える。

1. 丹生地区の概要

(1) 丹生地区概史

最初に、本稿の主な舞台となる丹生地区の概要を記すことからはじめたい。

丹生地区は、現在の大分県大分市東部に位置する。同地区は、阿蘇山を水源の一つとする大野川の東側にあり、大野川と河岸段丘を隔てた丹生川流域に広がる。同地区は、古代の豊後国海部郡に設定された丹生郷に属し、中世には丹生荘とされた地域である。現代の行政区画でいえば、大分県大分市大字佐野・久土・一木・丹生・丹川・宮河内・広内で構成される。

文禄2年（1593）および慶長2年（1597）の丹生地区の検地帳類（渡辺文庫、大分県立先哲史料館蔵）の表紙には、「豊後国海部郡丹生庄御検地帳」の表題とともに「久所村与」の記載があり、各村名が記される。「久所村与」には、原・久土・一木・誓願寺・岡・古政所・久所・宮河内・広内の各村が確認でき、16世紀末丹生荘に属した村々は「久所村与」と把握されたことが知られる。このうち、宮河内と広内を除く各村は丹生神社を氏子とし、明治22年（1889）に丹生村とされた領域である。宮河内村と広内村は丹生神社と鎮守が別であり、このことより両村が丹生荘に属した他村と開発主体あるいは開発時期が異なることが想定される[4)]。本稿で、丹生地区とよぶときは、丹生神社を氏子とする一帯を指す。

近世の丹生地区の村々は丹生原組（原村・久土村）、一木組（一木村・里村）、岡組（上久所村・誓願寺村・岡村）、久所組（下久所村）と、4つの村組に分かれた[5)]。このうち、下久所村については、16世紀末の検地帳に記された地と現在の小字名等との比定から、かつては「古政所村」とよばれていたことがわかる[6)]。

表1　丹生地区の行政単位の変遷（概要）

現在(大分市)	明治22年	明治19年	明治初年
大字丹生	丹生村	丹生村	誓願寺村
			岡　村
大字丹川		丹川村	久所村
			上久所村
大字佐野		原　村	原　村
大字一木		一木村	一木村
大字久土		久土村	久土村

※本表は、現在から遡及する形で、行政区画の変遷を示したものである。

また、里村は丹生神社の氏子ではないが、一木村と隣接すること、後述するように、里村にある寺院が丹生地区の檀那寺であることなどから、一木村と同一の村組を構成したとみられる。

なお、原村は近世の諸史料で丹生原村とも記されるため、以下では丹生原村の呼称で統一する。現在、丹生原村一帯は、大分市大字佐野とよばれるが、これは昭和38年（1963）に丹生地区が大分市へ編入されたとき、大野川左岸に大字原が所在し、混乱を避けるために、集落名の佐野を大字名に変更したことによる。

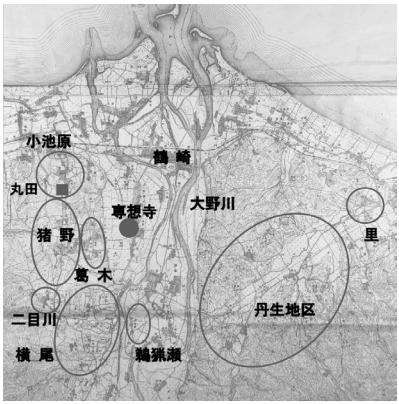


図1　大野川下流域概要図（昭和2年版地形図を基に作成）

(2) 丹生地区と専想寺

現在、丹生地区でもっとも多くの檀家を有する寺院は専想寺（浄土真宗本願

寺派、大分市大字森町）である。このほかに、丹生地区に檀家がある主な寺院は以下のとおりである。これらの寺院は、いずれも丹生地区以外にあり、こうした状況は、同地区の寺院と檀家の関係についての大きな特徴である。なお、各寺院の創建年代は、明治5年（1872）の「本末一派寺院明細牒」（大分県公文書館蔵）に基づいている。

光国寺（浄土真宗本願寺派、大分市大字里）　明応年間（1492～1501）
妙蓮寺（浄土真宗本願寺派、大分市大字里）　元亀年間（1570～73）
當陽寺（臨済宗妙心寺派、大分市大字市尾）　正徳元年（1711）
龍泉寺（浄土宗鎮西派、大分市大字毛井）　慶長13年（1608）

専想寺は、大野川左岸に所在する浄土真宗本願寺派の寺院である。明治5年「本末一派寺院明細牒」によれば、文明8年（1476）に天然が開いたと記される。同寺は、豊後国ひいては東九州における浄土真宗の拠点寺院であり、近世は浄土真宗本願寺派の豊後国触頭をつとめた寺院である[7)]。

専想寺の檀家は、所在地の大分市大字森町をはじめ、大野川流域を中心に広汎に分布する。表2は、丹生地区および大分市大字宮河内・広内にける専想寺の檀家分布地を一覧にしたものである。

専想寺前住職の大内秀麿師によれば、広内地区は全域が檀家であり、丹生地区には檀家が多いが、旧久土村には現在ほとんど檀家がないという。池見家が大庄屋をつとめた丹生原組では、丹生原村と久土村で檀那寺の在り方が異なっているのである。現在の寺院の檀家分布が歴史的に形成されたものであることをふまえると、こうした檀家分布の成立過程は注目される。

専想寺にとって、丹生地区は重要な地区の一つであったという。親鸞の忌日に行われる「報恩講」では本堂を荘厳する花を供する地区が決まっていた。それらは、「お花講」とよばれ、佐野（丹生原）の畑と小池原の丸田、二目川の３つであった。あるいは、丹生地区の延命寺と佐野（丹生原）には専想寺の「仏飯田」があったという[8)]。

丹生地区とともに「お花講」を担った小池原や二目川は、ほかに「報恩講」の実施を司る役割を持ち、住職が任命する「講司」を出す地区であった。万治3年（1660）から寛文4年（1664）までに長崎へ召喚されたキリシタンを書き上

げた記録である「長崎へ度々被召寄候切支丹類門人数之覚」(「続１」・A 1.9.1.1.1) には、丹生地区の村々とともに、小池原・二目川が記されている。こうした地区が、専想寺の行事をはじめ運営にとって重要な地区であることは、17世紀後半以後の専想寺と地域社会の関わりを知る上で興味深い。

それでは、つぎに近世の丹生地区と寺院の関係について検討していきたい。

表2　専想寺の檀家分布

地区名	集落名
岡	上 野地 中下
誓願寺	
久所	上久所 下久所 野間 延命寺 見徳庵 栗熊
佐野（丹生原）	上佐野 中佐野 下佐野 仲村 久保 馬場 畑
一木	炭床
宮河内	新田 浄土寺 金谷
広　内	

※地区名は、専想寺の名称に基づく。
※集落名は、専想寺檀家が所在する集落のみを記した。

2. 近世の丹生地区と寺院

(1) 丹生地区とキリシタン

「長崎へ度々被召寄候切支丹類門人数之覚」によれば、万治3年（1660）から寛文4年（1664）までに長崎へ召喚された249名のキリシタンのうち、丹生地区の久土村の者がもっとも多く、計91人の名前が記されている。年ごとに人数を示すと以下のとおりである。

万治3年　22名（うち1名は江戸へ）　　寛文元年　14名
寛文2年　25名　　寛文3年　24名
寛文4年　 6名

また、久土村では寛文8年（1668）にも長熊による訴えで、9名が捕縛されている。元禄元年（1688）～2年頃の作成とされる「久土村真本人子本人死亡分類族帳」(「続89」・A 1.17.1.1.1.1) には、212名が記され、「真本人」は154名、「子本人」は58名を数える。

キリシタンが多かった地域では、教化のために寺院が建立された地域がある。たとえば、臼杵市野津町黍野の了仁寺（浄土真宗本願寺派）は、寛永12年（1635）に仏教流布のために創建されたという[9]。あるいは、大分市大字高田の能仁寺

（曹洞宗）は、『豊後国志』（享和4年〈1804〉完成）によれば、豊後国には「天主教之余波」があり、「未信邪教者」がいるために創建されたと記されている[10]。この能仁寺は、「本末一派寺院明細牒」よれば、寛文5年（1665）の創建といい、このほか大分市大字葛木には来迎寺（大分市、西山浄土宗）の慈空が寛文7年に法弘寺を創建している。

しかし、上述したとおり、丹生地区には近世の宗門改などを履行できる独立した寺院が所在しない。ただ、文禄2年（1593）の検地帳「豊後国海部郡丹生庄御検地帳　久所村」（大分県立先哲史料館蔵）には「大恵寺」や「妙秋庵」などの名があり、地名にも誓願寺や延命寺などがみられる。このうち、「大恵寺」は『豊後国志』に「大慧寺」とあり、同書によると、嘉慶元年（1387）に大友親著が府内に創建し、明応2年（1493）に久所へ移した寺院である。その後、16世紀末の島津氏との合戦により、廃寺になった[11]。このように、丹生地区は、16世紀まで寺院は所在したが、それらは近世寺院として存続しなかった地区であった。キリシタン禁制のなかで、転宗者は他地区の寺院と関係を結ぶことになったのである。

(2) 転宗者と檀那寺

ところで、転宗者や類族は、どのような寺院を檀那寺としたのだろうか。

試みに、マレガ資料のうち、一つのまとまりを抽出し、転宗者や類族の遺骸改証文としての「御書物之事」[12]を作成している寺院、すなわち転宗者らの檀那寺を一覧にし、どのような傾向があるのかなどをみることにしよう。

ここでは、A13のまとまりを取り上げた。A13は、臼杵藩宗門方の史料をはじめ、マレガが収集した『武鑑』などの記録類や成田山の護符など、同氏の日本研究の一端を伝える資料群である[13]。A13のうち、寺院を差出とする「御書物之事」は164点ある。表3は、「御書物之事」を寺院ごとにまとめたものである。これをみると、寺院数は31か寺で、宗派別にみると、浄土真宗寺院が13（浄土真宗本願寺派10、真宗大谷派3）、臨済宗寺院が9（いずれも妙心寺派）、浄土宗寺院が5（浄土宗鎮西派4、西山浄土宗1）、日蓮宗寺院および真言宗寺院が各1、不明が2である。

また、檀家人数でみると、浄土真宗寺院が103名、浄土宗寺院が29名、臨済宗寺院が24名、日蓮宗寺院が5名、真言宗寺院が1名、不明が2名である。単年の統計ではないものの、寺院数・檀家人数とも、浄土真宗寺院が占める割合は大きく、人数の面でみると、全体の6割を占めている。

転宗者や類族の「檀那寺」として浄土真宗寺院が多いという傾向は、元和8年（1622）の「豊前国下毛郡伴天連門徒改帳」（松井家文書、熊本大学附属図書館蔵）で示された豊前国下毛郡（大分県中津市）などでも確認できる[14]。

(3) 近世丹生地区の転宗者・類族と檀那寺

さて、以下では「御書物之事」をもとに、17世紀後半の丹生地区と寺院についてみていくことにしたい。

表3　A13の「御書物之事」にみる寺院

寺院名	所在地	宗　派	人　数
専想寺	森町村	浄土真宗本願寺派	27
善法寺	臼杵町	真宗大谷派	16
了仁寺	黍野村	浄土真宗本願寺派	15
龍泉寺	毛井村	浄土宗鎮西派	12
妙蓮寺	里村	浄土真宗本願寺派	9
普現寺	野口村	臨済宗妙心寺派	9
尊形寺	八里合村	浄土真宗本願寺派	9
善正寺	臼杵町	浄土真宗本願寺派	8
専念寺	中戸次村	浄土宗鎮西派	8
大橋寺	福良村	西山浄土宗	7
安養寺	市浜村	浄土真宗本願寺派	5
法音寺	臼杵町	日蓮宗	5
解脱闇寺	下深江村	臨済宗妙心寺派	4
願行寺	中戸次村	臨済宗妙心寺派	4
妙正寺	中戸次村	真宗大谷派	4
光国寺	里村	浄土真宗本願寺派	3
正光寺	八里合村	浄土真宗本願寺派	3
丈六寺	秋葉村	臨済宗妙心寺派	2
光蓮寺	福良村	浄土真宗本願寺派	2
月桂寺	臼杵町	臨済宗妙心寺派	1
慈眼寺	吉小野村	臨済宗妙心寺派	1
浄蓮寺	内田村	浄土宗鎮西派	1
当陽寺	市尾村	臨済宗妙心寺派	1
法蓮寺	海添村	真宗大谷派	1
長林寺	辻村	臨済宗妙心寺派	1
蓮城寺	内山村	真言宗	1
正龍寺	市場村	浄土真宗本願寺派	1
了円寺	宮尾村	不明	1
法雲寺	横尾村	臨済宗妙心寺派	1
長福寺	横尾村	不明（禅宗）	1
龍原寺	臼杵町	浄土宗鎮西派	1

※所在地名は、明治23年の「寺院明細牒」をもとに作成。
宗派不明の寺院は、上記の記録で確認できない寺院。
不明寺院の所在地名は、史料記載のものを記した。

前に紹介した、マレガ資料のうちのA13をみると、もっとも古い年代の史料は貞享5年（1688）のもので、その一つに丹生原村から提出された「御書物之事」（A13.5.4.14.1）がある。

史料1

端裏書「　　本人ハ父同村伝左衛門古転
丹生原村主左衛門女房五十六歳貞享五年九月廿三日痰ヲ煩死専想寺取置」

御書物之事

一、丹生原村九兵衛男子主左衛門女房五拾六歳痰症ニ而辰ノ九月廿二日ニ病死仕候、浄土真宗専想寺御取置、則庄屋・弁指・五人組合之者寄合、死骸見届ケ少も不審成儀無御座候、此もの之儀切支丹ころひニ而ハ無御座候得とも、父同村伝左衛門古転ニ而御座候故、別テ念を入吟味仕、庄や・弁指・五人組書物、尤頼寺之住持手形を相添指上ケ申候、為後日御書物仍而如件

貞享五年	丹生原村庄や	久三郎（印）
辰九月廿三日	同村弁指	与八郎（印）
	同断	杢左衛門（印）
	同断	加左衛門（印）
	同断	四郎兵衛（印）
石田弟右衛門様	同断	仁兵衛（印）
岩手六左衛門様	同村五人組	市之丞（印）
矢野兵左衛門様	同断	九兵衛（印）
	同断	吉左衛門（印）
	同断	長藏（印）
	同断	勘内（印）

池見家文書には、「願書」あるいは「諸願跡書」などの表題を持つ留帳類が、天和3年（1683）から、いくつかの年を除いて幕末まで残るが、史料1は、貞享5年（1688）の「諸願跡書」（池見家文書166）にも記載されている。

転宗したキリシタンの子孫は「類族」として把握されたが、この「類族」に関する規定は、貞享4年に出された、いわゆる「貞享令」を起点とする。史料2は、臼杵藩に伝わった「貞享令」の写（臼杵市蔵）である。

史料2

覚

一、前々切支丹宗門之由にて本人有之におゐては、何年以前何方にて僉議有之所、何年以前ころひ候邪宗門之者にて候得共、切支丹を依訴人仕候、其科被成御免、在所江帰罷在候哉、其わけ委細書付可被申付事

一、右ころひ候前々切支丹之者有之、唯今迄も預被差置候哉、又は何にても面々職を仕罷在候哉、其わけ一人宛別に委細書付可被申付事

一、最前切支丹にてころひ不申以前之子は、男女ともに本人同前之儀に候間、本人之内江書入可申候、但ころひ候以後之子共は男女ともに類族之内江書付可被申事

一、前々切支丹ころひ候以後檀那寺可有之候、何宗旨に成候而常々寺江参詣仕候哉、其寺江付届常躰に仕候哉、数珠等をも持、父母の忌日に寺江もまいり、又ハ持仏なとをもかまへ、香花をも備へ候哉、其趣檀那寺慥遂僉議、又ハ下人等を召仕候者有之候ハヽ、其下々迄入念可被致穿鑿候事

一、切支丹之儀は不及申、宗旨疑敷もの有之は、御領は御代官、私領は其地頭江可訴之、勿論切支丹奉行江早々可申出之、品により急度御褒美可被下之、尤同類たりといふとも其科をゆるし、あたをなささるやうに可被仰付候、若隠置、後日に於顕は、可為曲事事

一、類族のもの忌掛り候親類幷聟舅吟味有之而、書付可被申候、此外は不及書付候、尤諸親類等迄他国江差放遣之儀、堅無用たるへく候、但参候ハて不叶わけ於有之者、切支丹子孫のわけ参候所江申届候、御領は御代官、私領は其地頭江可相達候、何年過候共、其わけ切支丹奉行江も申達、帳面をも書直候様に可仕事

一、前々切支丹宗門之者果候は、死骸は塩詰に仕差置、きりしたん奉行差図次第に可仕事

一、類族之者果候は、死骸等を吟味別条無之におゐてハ檀那寺にて取置、其趣を帳面に記し、毎年七月・十二月両度に切支丹奉行江差出、帳面除かせ可被申事

右之趣、早速相改帳面に注之、切支丹奉行江可被差出候、帳之奥書等之儀は奉行中より可相達候、前々より切支丹宗門之者無之方江も為心得不残相触候間、可被得其意候、以上

卯六月　日

池見家文書には貞享4年以前からの記録が残り、こうした「類族」概念成立以前の様子をうかがい知ることができる。貞享元年の「諸願留書」（池見家文書165）には、つぎのような「御書物之事」が書きとめられている。

史料3

御書物之事

一、丹生原村庄屋平左衛門七拾壱歳ニ而子ノ五月六日ニ病死仕候、浄土真宗専想寺御取置、則弁指・五人組合之者寄合、死骸見届ケ少も不審成儀無御座候、右之平左衛門切志旦ころひニ而ハ無御座候得共、男子三左衛門・左伝長崎戻リニ而御座候ニ付、別而念を入吟味仕所之弁指・五人組幷ニ岡村之庄屋加判仕候、尤頼寺之住持手形相添指上ケ申候、為後日御書物仍而如件

貞享元年　　七右衛門
子ノ五月七日　　杢左衛門
四郎兵衛
仁兵衛
加左衛門
又兵衛
勘左衛門
久三郎
石田弟右衛門殿　　伊兵衛
岩手六左衛門殿　　五兵衛
矢野兵左衛門殿　　伝十郎
弥二右衛門

史料3は、丹生原組大庄屋の池見平左衛門は「切志旦ころひニ而ハ無御座候得共、男子三左衛門・左伝長崎戻リニ而御座候ニ付」、つまり子どもがキリシタ

表4　丹生原組の檀那寺の構成

	寺院名	所在地	A	B
丹生原村	専想寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字森町	47	145
	妙蓮寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	4	11
	当陽寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字市尾	4	11
	光国寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	4	5
	龍泉寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字毛井	−	3
	専念寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字中戸次	2	1
	光蓮寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市福良	1	−
	法蓮寺（真宗大谷派）	臼杵市海添	1	−
	了仁寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市野津町	1	−
	不明	−	11	−
久土村	光国寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	22	58
	専想寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字森町	13	1
	妙蓮寺（浄土真宗本願寺派）	大分市大字里	9	10
	当陽寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字市尾	4	26
	龍原寺（浄土宗鎮西派）	臼杵市福良	2	−
	龍泉寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字毛井	2	−
	善法寺（真宗大谷派）	臼杵市二王座	1	−
	専念寺（浄土宗鎮西派）	大分市大字中戸次	1	14
	光明寺（真宗）	不明	1	−
	了仁寺（浄土真宗本願寺派）	臼杵市野津町	1	
	妙正寺（真宗大谷派）	大分市大字中戸次	−	4
	願行寺（臨済宗妙心寺派）	大分市大字中戸次	−	9
	不明	−	3	−

ンであったことを理由に遺体を検分されたのである。史料2で「類族のもの忌掛り候親類幷聟舅吟味有之而、書付可被申候」と明記されるように、忌掛りの範囲を「類族」の対象とした。史料3は、そうした規範が天和3年（1683）には存在していたことを示している。なお、庄屋など地域の支配層がキリスト教徒であった事例として、豊前国下毛郡福島村の惣庄屋半右衛門[15]や大野川流域の森村（大分市大字森）の庄屋（正保3年「森村組貴理志旦御改五人組之御帳」「続144」・A1.3.10.1）が挙げられる。

さて、マレガ資料や池見家文書の「願書」や「諸願跡書」に書きとめられた、丹生原組の丹生原村と久土村に関する「御書物之事」をもとに、丹生原組の檀那寺の構成についてみていきたい。

表4は、丹生原組の檀那寺を一覧にしたものである。表中のA欄は、池見家

文書の「願書」などに書写された「御書物之事」のうち、試みに天和3年～元禄8年（1695）の檀家の人数を抽出したものである（元禄5年は記録がないため除く）。

この期間、「御書物之事」は136件が確認できる。これを村別でみると、丹生原村は75名、久土村は59名、村名不明2名であった。一方、B欄は、弘化3年（1846）の「宗門御改ニ付毎月仕上五人組御書物」（A5.1.5.7.1）[16]に記載された丹生原村176名と久土村122名の計298名の「檀那寺」の内訳である。

全般的な傾向としてみると、専想寺の檀家が丹生原村では多く、久土村は少ないこと、両村とも複数の寺院の檀那で構成されるが、久土村ではより寺院数が多いことがわかる。また、宗派でみると、専想寺をはじめとする浄土真宗寺院が卓越していることが指摘できる。

A欄をみると、まず丹生原組に了仁寺（臼杵市野津町）の檀家がいることは興味深い。前述したように、了仁寺はキリシタン禁制のなかで創建された寺院であり、同寺の檀家がいることは、丹生地区と現在の臼杵市野津町との間で縁組があったことをうかがわせる。こうしたキリシタンが多く居住した地域同士がつながる要因として、一つに信徒共同体のような存在があったことが想定できる。また、久土村には臼杵城下にあった龍原寺や善法寺の檀家がいたことも留意される。このように、近世の丹生地区は、臼杵城下をはじめ臼杵藩領内での「人のつながり」があったことを知ることができる。

一方、B欄の19世紀半ばの状況は、久土村に専想寺の檀家がほとんどおらず、これは現状と類似している。また、専念寺や妙正寺など、大野川中流域の現在の大分市中戸次（臼杵藩領）の寺院の檀家が多くなっている。あるいは、臼杵城下や遠隔地の「檀那寺」がなくなっていることをふまえると、これも17世紀後半以後に檀那寺の集約や再編というべき状況があったのかもしれない。

表4に示された檀那寺の構成の傾向、あるいはマレガ資料や池見家文書によれば、時代によって変化しつつも、現代の丹生地区における専想寺の檀家分布が17世紀後半まで遡及しうることを示唆している。

3. 転宗者・類族と近世寺院

(1)「御書物之事」と頼寺

遺骸改証文としての「御書物之事」の書式は、村によって異なった。たとえば、【史料1】と同じ年（貞享5年）に作成された広原村（臼杵市野津町）の「御書物之事」（A13.5.4.8.1）は、以下のとおりである。

史料4

端裏書「　　本人ハ祖父広原左兵衛古転
のつ広原村武左衛門娘あか七歳貞享五年九月十五日風湿煩死了仁寺取置」

御書物之事

古転本人　　広原村武左衛門娘
一、野津広原村左兵衛孫　　あかい(ママ)　辰ニ七歳
右之あかい(ママ)風しつ相煩、辰ノ九月十五日ニ病死仕候ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者共出合、死骸を慥ニ見届ケ少も不審成儀無御座候間、真宗了仁寺御取置被成候、則住持之手形を取、此御書物ニ相添差上ケ申候、為後日御書物仍而如件

貞享五年	広原村弁指	与助（印）
辰ノ九月十六日	同村弁指但シ組合	武左衛門（印）
	同村五人与	藤兵衛（印）
石田弟右衛門殿	同村五人与	助次郎（印）
岩手六左衛門殿	同村五人与	仁左衛門（印）
矢野兵左衛門殿	同村庄屋	源左衛門（印）

あるいは、元禄14年（1701）の丹生原村と隣接する久所村の「御書物之事」をみてみたい。まず、丹生原村のものを紹介する（本文のみ）。

史料5　A13.4.4.1

御書物之事

一、丹生原村半十郎子半七壱歳ニ而元禄拾四年巳十月十九日虫相煩病死仕

候、真宗専想寺御取置土葬仕候、此者之曽祖母丹生原村与兵衛女房本人同然ニ而御座候ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者寄合、死骸見届ケ少も不審成儀無御座候故、頼寺之住持手形相添指上ヶ申候、為後日御書物仍而如件

つぎに、久所村の「御書物之事」を掲げたい。

史料6　A13.4.7.2

御書物之事

一、久所村宇之助当巳ニ四拾六歳、元禄十四年巳ノ十月十五日ニ病死煩疝気、此者祖父誓願寺村又右衛門女房下人平蔵本人ニ付、庄屋・弁指・五人組合之者出合、死骸相改別条無御座候ニ付、旦那寺森町村真宗専想寺土葬ニ御取置被成候、則住持手形、庄屋・弁指・五人組合之者御書物仕指上申候、為後日如件

上の2つの書式は類似するが、亡くなった人物・死因・檀那寺・遺骸確認の立合など、記載された情報の順序が異なる。また、同じ丹生原村でも史料1と史料5では違いがあり、17世紀後半の「御書物之事」の書式は定型化されていないことがうかがえる。

さて、一連の「御書物之事」で留意したいことは、史料1・史料3・史料5の丹生原村の「御書物之事」にある文言である。それは、本文の終わりに記される「頼寺之住持手形」という言葉である。この言葉は、史料4・史料6の他村の史料ではみられず、管見の限りでは宝永2年（1705）の「願跡書」（池見家文書182）所収の正月21日付の「御書物之事」まで確認でき、それ以後は、「住持手形」や「住持之証文」という文言になる。「頼寺之住持手形」という言葉は、17世紀後半の史料のみにみられる言葉なのである。

「頼寺」という言葉は、時代が異なるものの、20世紀代まで浄土真宗寺院の住持が亡くなったときに、葬儀を依頼する別の寺院（寺院間の関係などにより決まっていたという）を指す言葉である[17]。すると、「御書物之事」にある「頼寺」は、葬儀・回向を依頼する寺院という意味がまず確認できるだろう。さらには、キリシタンが転宗したさいに受け入れを求めたことも意味することを示唆する。そのなかで、正保3年（1646）の「ころひきりしたん宗門重而御改ニ付御請状

之事」（「正24」・A2.3.1.1）は注目すべき史料である（史料7）。

史料7

一、私、まへかときりしたんニ而御座候へ共、慶長拾九年にころひ申候、妙正寺を頼申、浄土真宗ニ罷成、其後心中少もきりしたんニ立帰申事無御座候、其上寛永拾壱年之御改に、御奉行石丸権兵衛殿御前にて、きりしたんの絵形をふミ申候、右之通仕候上ハ、我々きりしたんと申訴人御座有間敷候、此上にても御不審ニ被思召候ハヽ、何ものニよらすそくたくをも被仰付、御穿鑿可被成候、毛頭きりしたんにて無御座候御事

一、我等屋敷内家内老若男女までも、此御書物寺請之判形ニはつれ申者、壱人も無御座候御事

一、度々被仰出候諸事御法度之趣、尓今相守候御事

一、右之条々少も相違無御座候、若以来於相背者、如何様之曲事にも可被仰付候、為後日証文如件

正保三年

八月五日	妙正寺	助左衛門（印）
	同（印）	女房
	同（印）	庄左衛門
小倉五郎八殿	専想寺（印）	女房
片岡三郎兵衛殿	妙正寺（印）	権三郎
渡辺太郎八殿	同　（印）	乙次

宮河内村の助左衛門は、慶長19年（1614）に転宗した。そのとき、妙正寺（真宗大谷派、大分市中戸次）を「頼申、浄土真宗ニ罷成」という。助左衛門は、転宗したとき、妙正寺の檀家となることを依頼したことがわかる。

丹生原村の「御書物之事」に記された「頼寺」という言葉は、17世紀の転宗者と寺院との関わりを端的に示す言葉である。転宗者は、新たに檀那寺を求める必要があり、そこから「頼寺」という言葉も生まれたといえよう。

(2) 転宗者と近世寺院

臼杵藩では、慶長19年（1614）からキリシタン対策に取り組んだ。それ以後、

17世紀代の臼杵藩のキリシタン禁制の歴史については、すでに諸研究によっていくつかの契機が示されている。

その最初に位置付けられるものが、寛永12年（1635）の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」及び「きりしたん宗門御改之御帳」（「寛永十二年之御帳」とよばれる）の作成[18]である。禁教後、各地でキリシタンの転宗がすすみ、「寛永十二年之御帳」はその成果を示すものである。そして、寛永12年までに転宗者は特定の寺院との間に寺檀関係を結んだとみられる。

さらに、臼杵藩では正保3年（1646）に、それまで対象となっていなかった慶長19年以前の改宗者も監視対象者とするなど、監視体制を強化した。そして、「五人組」を編成し、地縁を断ち切る相互監視の体制をつくった[19]。その後、「豊後崩れ」のなかで、臼杵藩では宗門方（宗門奉行）が成立し、「豊後崩れ」の対応にあたった[20]。久土村のように、各地から長崎や臼杵城下へ召喚された者も多く、結果として、それまでに構築された転宗者らと寺院の関係が、この時期に再構築や再編が行われたとみられる。そのなかで、前で触れた了仁寺や能仁寺などのように、「豊後崩れ」をうけて新たに寺院が創建された。

そして、「豊後崩れ」への対応とともに、史料2のように、貞享4年（1687）には転宗者と類族に関する規定が示され、「類族帳」が作成される。また、元禄8年（1695）には類族の範囲が明確化され、類族の管理が、藩と地域・寺院各々において重要な業務となる。池見家文書をみても、「類族諸願日記帳」という類族の管理に特化した帳簿の初見が宝永8年（1711）であることは、「元禄令」をうけて、類族の管理の比重が大きくなったことを物語る。これ以後は、大橋幸泰氏が指摘された「寺替え」[21]などもあるが、「豊後崩れ」などを経て定立した寺檀関係を基礎としたと想定される。

ただ、キリシタン禁制のなかで、寺院は転宗者たちの受け入れを行ったが、それは運営面においても大きな課題となったと推測される。たとえば、貞享4年の「願書」（池見家文書167）には、遺骸を塩詰にしたこと、後に検分を終えて土葬したことを記した2通の「御書物之事」（史料8・9）が残る。

史料8

御書物之事

一、丹生原村甚内後家八拾歳中風ニ而卯八月六日ニ病死仕候、此者之父助之丞長崎戻リニ而御座候、就夫為御検使成吉新三郎殿御改塩詰ニ被仰付、専想寺ニ埋置、此者存命之内寺江も参詣仕候、常々少も不審成儀無御座候、為後日如件

貞享四年　　丹生原村庄や　久三郎
卯八月七日　　同村弁指　杢左衛門
　　同断　加左衛門
　　同断　四郎兵衛
　　同断　与八郎
　　同五人組合　仁兵衛
石田弟右衛門殿　　同断　庄五郎
岩手六左衛門殿　　同断　与左衛門
矢野兵左衛門殿　　同断　庄次郎
　　同断　二郎作

史料9

御書物之事

一、丹生原村甚内後家八十歳ニ而卯月六日ニ中風ニ而病死仕候、此者之親助之丞切支丹之由ニ而長崎へ召寄、命御助ケ御帰リ被成［虫損］之死骸、別テ念を入不審成儀無御座候ニ付、則真宗法式葬礼仕候所実正也、為後日御書物仍而如件

貞享四年
九月廿八日

右之後家、専想寺垣そと埋置申候

庄屋
石田弟右衛門殿　　弁指
岩手六左衛門殿　　五人組合
矢野兵左衛門殿

これは、史料2にある規定に基づく措置であるが、天和3年（1683）から元禄8年（1695）の「御書物之事」で、遺骸の塩詰に関わるものは8例ある。元

禄2年2月17日付の「御書物之事」(「願書」池見家文書167)では、塩詰した遺骸を「所之墓所」に埋め置いたと記されるが、史料9では、塩詰にした遺骸を「専想寺垣そと」に埋めたと記している。寺院境内の周囲が「仮墓所」とされたことがわかる。

こうした事例をみても、転宗者と類族を檀家とすることは、遺骸の埋める場所の提供など、さまざまな多くの業務を寺院に課すことになった。史料2で当然の事柄のように記された「檀那寺」という存在は、転宗者だけでなく寺院自体にとっても、檀家としての受け入れは大きな課題であったといえるだろう。

(3)「家」・類族・仏教

寛永12年(1635)の「きりしたん宗門御改ニ付起請文前書之事」は、「家」ごとに提出されている[22]。前掲の史料7も、宮河内村助左衛門の「家」単位で提出されたものであるが、檀那寺は単一ではない。

かつて、黒田俊雄氏は、近世仏教の特徴を「いえ」仏教と捉えた[23]。さらに、黒田氏は、仏教は本来個人の信仰に基づくものであり、寺院とのつながりも個人単位であった。そのなかで、「家」を単位とする近世仏教は「仏教のやや特異な形態といわざるをえない」と述べた[24]。

ただし、「いえ」単位で人々を把握することは、1つの「家」が1つの寺院を檀那とすることを示すものではない。史料7は、そのことをよく示している。確かに、貞享4年(1687)の「キリシタン類族帳」(久所村佐右衛門類族、「続73」・A1.14.1.1)や同年の「キリシタン類族帳」(小池原村吉之丞類族、「続78」・A1.14.6.2)をみると、結婚すると妻は夫の「家」の檀那寺となる場合が多く、親子では子ども(結婚前の女子を含める)は親の檀那寺と同一である。こうした状況は、元禄元年(1688)作成の「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」(「正16」・A2.4.6.1.1)でも確認できる。

しかし、上記の「キリシタン類族帳」(久所村佐右衛門類族)によれば、「本人同然」の佐右衛門と、転宗者である父母と父方祖父母とは檀那寺が異なる。このような事例は、「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」でもみられる。たとえば、転宗者の善次郎は大恩寺(真言宗、豊後大野市朝地町)であるが、善次

郎の子（本人同然）の久左衛門は最乗寺（浄土真宗本願寺派、豊後大野市大野町）の檀家である。最乗寺は久左衛門の妻なつの檀那寺であり、久左衛門は妻の檀那寺に属したわけであり、久左衛門の子も最乗寺の檀家である。

また、転宗者とその父母の檀那寺が異なる事例は、「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」では、つぎのような事例が確認できる。

A　勘市郎・みつ夫妻→源勝寺（浄土真宗本願寺派、豊後大野市朝地町）
　　勘市郎の父母→明尊寺（真宗大谷派、豊後大野市大野町）
　　みつの父母→最乗寺

B　治助・ふく夫妻→満徳寺（真宗大谷派、竹田市）
　　治助・ふくの父母→ともに大恩寺

あるいは、夫婦で檀那寺が異なる事例もある。

C　夫・小四郎→最乗寺　　妻・まつ→明尊寺

※ともに両親の檀那寺は不明

仏教が個人の信仰に基づくという点からすれば、親子や夫婦で檀那寺が異なることは特殊なことではない。しかし、「家」単位で人々を把握しようとするなかで、上記の事例は転宗と関係があるだろう。

「岡領大野郡市万田組耶蘇宗門類族帳」の記載から、岡藩市万田組では基本的に慶長19年（1615）に転宗している。親と子や夫婦で檀那寺を異にすることは、転宗時等に同一の寺院の檀那にならなかった、あるいはなれなかったことを示しているのである。史料7で宮河内村の助左衛門が妙正寺に「頼申」して門徒となったことと上記の事例は決して無縁ではない。大野郡田村の治助夫妻は、居住地の田村から直線距離で10kmほど離れた遠隔地の満徳寺の檀那であることは、助左衛門のように「頼申」した結果とみられる。

17世紀後半、キリシタンが多くいた地域の寺院は、転宗した人々の受け入れを求められていた。前掲の表4に反映されているように、「豊後崩れ」で多くの捕縛者を出した久土村には、いくつもの周辺寺院の檀家がある。このように、久土村で顕著にみられる、周辺寺院による檀家の割り振りともいうべき状況は、キリシタンが多くいた地区の支配において重要な施策であったとみられる。

「いえ」単位で人々を把握した寺檀制に関して、マレガ資料などをみると、少

なくとも17世紀後半段階では、1つの「家」の構成員すべてが同一寺院の檀那ではなく、個人によって異なる場合があったことを示している。すると、夫婦で異なる寺院の檀那であることは、特殊な事例とみるべきでないことがわかる。大橋幸泰氏が指摘されるように、臼杵藩では文政9年（1826）に一家一寺の方針を打ち出す。池見家文書に伝わる「一家一寺一宗限旦那宗判帳雛形」（池見家文書932）は、そうした藩の方針を明確に示す史料である[25]。さらにいえば、上記の方針は1つの「家」が1つの檀那寺という状況も歴史的に形成されたものであることを明確に物語っている。

4.「豊後崩れ」と真宗法度 ―17世紀後半の豊後国―

村井早苗氏は、万治3年（1660）に始まる「豊後崩れ」を「演出された露顕」と捉えられた[26]。丹生地区の久土村では断続的に捕縛者がでたが、専想寺の檀家が多い小池原村（大分市大字小池原）も同様であった。先にみた「キリシタン類族帳」は、断続的な摘発の様子を伝える記録である。万治3年に吉之丞の祖父母が、寛文2年（1662）に吉之丞の父など5名が「長崎召捕」となり、同4年に1名が「長崎召捕」、同8年に吉之丞など3名、同9年に2名が「城下御預」となっている。

こうした断続的な摘発により、17世紀後半の臼杵藩では、長崎や城下への移送、類族の調査・管理は重要な課題であった。そのなかで、寛文4年、豊後国北東部の国東半島では、杵築藩が浄土真宗を禁圧した[27]。寛文10年に禁圧は解除されるが、このとき、教団側の中心となった寺院は豊後国国東郡臼野村（豊後高田市臼野）の光徳寺および豊前国中津（中津市）の明蓮寺（ともに浄土真宗本願寺派）であった。豊後国で起きた「法難」であり、豊後国触頭である専想寺も関与すべきだろうが、実際には明蓮寺が事態の収拾にあたった。こうした状況は、一つに専想寺が「豊後崩れ」への対応にあたっていたことを遠因として挙げられる。

17世紀後半の豊後国では、浄土真宗への禁圧とキリシタンの摘発が同時に進行した時期があったのである。浄土真宗の禁圧が起きた寛文4年は、宗門方

の設置を求めた「触」が幕府によって出された年であり、この「触」ではキリシタンの統制の対象が武家家中も含めたあらゆる人々に設定されたこと、元キリシタンの捕捉が指示されたことでも重要である[28]。浄土真宗の禁圧とキリシタンの摘発のなかで、了仁寺や能仁寺のように新たな寺院も建てられた。このことは、既存の寺院の整理や統制を伴い、ここに仏教教団および寺院の体制的整備を徹底する意図を見いだすことができる。

むすびにかえて

マレガ資料そして池見家文書を通して、キリシタン禁制に伴う転宗者や類族と檀那寺との関わりを検討してきたが、以下の2点を確認することができた。

1点目は、転宗者の檀那寺として浄土真宗寺院が多い点である。この点については、すでに浄土真宗とキリスト教の親近性が指摘されている[29]。こうした浄土真宗とキリスト教の親近性に関して、雪窓宗崔（1589～1649）の論を紹介しておきたい。雪窓は、『興福寺筆記』において念仏宗・日蓮宗・キリシタンは、念仏や洗礼などの定型によって、後生の安楽を無責任に保証するものと非難するが、そのなかで雪窓は仏教諸宗については一定の意義を認めたものの、キリシタンは全否定した[30]。留意されることは、禅による受戒の必要性を流布するものであったとしても、雪窓が浄土真宗とキリスト教に共通する思想を見いだしていることである。キリスト教禁教と同時代に生きた雪窓にとって、浄土真宗とキリスト教は近い存在であったことが知られる。なお、浄土真宗とキリスト教の親近性に関しては、今後さまざまな視点からの検討が必要と考える。

2点目は、丹生地区のように、地区に独立した寺院が所在しない地区の檀家分布である。丹生地区では、いわば「村切」のように、周辺地域の寺院が転宗者を割り振るように檀家を有する形をとっている。そこでは、「イットウ」ともよばれる血縁集団（擬制的血縁も含む）を基礎にしたこともうかがえる。また、転宗者が多い久土村では、より多くの複数の寺院が転宗者を檀家としており、こうした在り方は、いわば転宗者の受け入れに寺院相互に加えて権力の存在が想定できる。もちろん、寺檀関係の創出過程には多様性があり、今後解明すべ

き課題でもある。

マレガ資料は、近世の権力と寺院と地域の相関関係など、仏教史や寺院史にとって重要な情報の源なのである。

註

1）諸氏によって指摘されているが、たとえば竹田聴洲「近世寺院史への視角」（初出『近世仏教 史料と研究』創刊号、1960年。のちに『竹田聴洲著作集』第7巻、国書刊行会、1994、146頁）。

2）ここに示した「正６」などの名称は、松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』（勉誠出版、2020年）で付された名称を用いている。あわせて、「Ａ～」のバチカン図書館の史料番号を付した。

3）マレガ資料と地域史料と組み合わせる視点は、以下の論考を参照。大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第14号、2018年）、169頁、本書所収。また、2019年12月9日・10日にローマ大学で開催された「日本歴史資料（古文書）のくずし字解読と資料調査法 ―マレガ文書を通じた日伊教材開発・教授法研究のために―」で、太田尚宏氏（人間文化研究機構国文学研究資料館）が地域から藩へ差し出された「日本歴史資料」の作成過程などを説明するさいに示された視点である。

4）段上達雄「村落と信仰」（『豊後国田染荘の調査 本編』、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、1981年）133頁。なお、宮河内村と広内村を含めた地域史の解明は後考を期したい。

5）佐藤晃洋作成「臼杵藩村組一覧」（松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『甦る「豊後切支丹史料」バチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』勉誠出版、2020年）38-40頁。

6）文禄2年の「豊後国海部郡丹生庄御検地帳　久所村　古政所村」（渡辺文庫、大分県立先哲史料館蔵）には、地名として「古政所」や「大恵寺下」がある。このうち、「古政所」は現在の下久所集落の天満社が鎮座する地名（『丹生村史』、丹生村、1941年）であることから、古政所村は近世の下久所村にあたることがわかる。

7）『豊後国諸記』本願寺史料集成（同朋舎、1994年）、387頁

8）大内秀麿師への聞き取り調査は、平成30年10月と令和2年1月に行った。

9）『南豊了仁寺史』（了仁寺、1982年）、18頁。

10）『豊後国志』（二豊文献刊行会・朋文堂書店、のちに1931年、1975年に文献出版から復刻、86頁）。

11）註10前掲書、128頁。

12）池見家文書（大分県立先哲史料館寄託）をみると、「御書物之事」という事書は、遺骸改だけでなく、麦の借用願などにも用いられる（元禄8年の「諸願跡留書」172、この池見家文書の番号は、史料番号を示す）。ただし、以下ではとくに注記しない限り、「御書物之事」はキリシタンの遺骸改証文を指すものとする。

13）「A13」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介― Vol.2』マレガ・プロジェクト人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業、科学研究費基礎研究（A）「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」〈16H027273〉、2019年）、11-13頁。

14）拙稿「豊前のキリシタン」（『史料館研究紀要』第21号、大分県立先哲史料館、2016年）、19–34頁。
15）註14論文、19頁。
16）藤田淳一郎「A5」（『バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料 ―概要と紹介―』マレガ・プロジェクト人間文化研究機構日本関連在外資料調査研究・活用事業、科学研究費基礎研究（A）「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」〈16H027273〉、2017年）、20–23頁。
17）拙稿「阿弥陀信仰の展開と地域社会」（『瀬戸内海西部における阿弥陀信仰の歴史的展開の研究』〈科学研究費基盤研究（C）20520608〉、2012年）、111頁。
18）大津祐司「A6」（註16前掲書）、20–21頁。
19）佐藤晃洋「日本近世豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第12号、人間文化研究機構国文学研究資料館、2016年）、140–141頁。
20）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇』第14号、2018年）、153–155頁、本書所収。
21）註3大橋論文、181頁。
22）註18、27–30頁。
23）黒田俊雄「仏教革新運動の歴史的性格」（『日本中世の社会と宗教』岩波書店、1990年）、326頁。
24）註23黒田論文、328頁。
25）註3大橋論文、183頁。
26）村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）、90頁。
27）『国東半島の法難 真宗法度に関する資料』（豊後高田市図書館、1964年）、3頁。『真玉町誌』（真玉町誌刊行会、1978年）、85頁など。
28）註19佐藤論文、151頁。
29）川村信三『戦国宗教社会＝思想史 ―キリシタン事例からの考察―』（知泉書館、2011年）、329頁。
30）西村玲「近世仏教におけるキリシタン批判」（『近世仏教論』、法藏館、2018年）、199頁。なお、『興福寺筆記』については、大桑斉編著『史料研究雪窓宗崔 ―禅と国家とキリシタン―』（同朋舎出版、1984年）に収載。

豊後国大野郡野津における寺院と類族

村井早苗

はじめに

正徳4年（1714）2月22日、豊後国大野郡野津名塚村真宗（一向宗）正光寺住持春覚妻（40歳）が病死した。この妻の祖母である正光寺先住春恵の妻は、転びキリシタン本人同然であった[1)]。

続いて2月29日、野津黍野村真宗了仁寺隠居浄雪（62歳）が病死した。浄雪の祖母は、先住玄順の妻で転びキリシタンであった[2)]。

この2か寺は、後述するように転びキリシタンへの教化活動を行っていた。ではなぜ、転びキリシタンと縁の深い2か寺が、この地域で教化活動を担ったのだろうか。以下、野津におけるキリシタン布教の展開、弾圧の進展等を検討することによって、この問題について考察していきたい。

1．野津地域におけるキリスト教布教の展開

豊後国大野郡野津地域は、大野川支流野津川流域に位置し、丘陵性の台地と川沿いの小盆地からなっている。鎌倉～戦国期には野津院とも呼ばれた。近世にはその一部が野津市村とされて在町として繁栄し、南東の三重郷から北方の臼杵城下への要路でもあって市も開かれた。このように野津にはさまざまな呼称があるが、本稿では野津または野津地域とする。

豊後は戦国大名大友氏の本貫の地であり、天文20年（1551）にイエズス会宣教師ザビエルを招いた大友義鎮（宗麟）はその後、領内においてキリスト教布教を保護した。イエズス会は1534年に結成され、1540年にローマ教皇によっ

て認可された。すでにポルトガルがローマ教皇から得ていた布教保護権により、ポルトガル国王の後援を得て東洋布教に東回りで進出していった。ちなみに競争相手であるイスパニア（スペイン）は、西回りで海外進出していった。そのために布教と貿易は、ポルトガル国王によって分かちがたく結びついていた。義鎮は、ポルトガル船の誘致を目指したのである。

後にキリシタン大名となる義鎮は、キリシタンを保護する一方で永禄5年（1562）に禅宗に帰依し、剃髪して宗麟と号した。さらに元亀2年（1571）には、大徳寺から怡雲を臼杵に招いている。当時、大友氏は家臣団の離反や肥前の龍造寺氏や薩摩の島津氏と対峙していたとはいえ、黄金時代にあった。

では、野津におけるキリスト教布教はいつ頃から始まるのだろうか。天正6年（1578）、野津の有力者リアン[3]は臼杵滞在中にキリスト教に関する教理を聴聞し、妻や家人たちをキリスト教に導こうとした。一方義鎮は妻の奈多氏と離婚し、後妻とともに受洗してフランシスコと号した。そして臼杵を出発して海路日向に出陣し、嫡子義統は野津寺小路に在陣した。義統は日本人イルマン（修士）のダミアンを臼杵から招いており、リアンはダミアンから説教を聴聞した。そして、ルイス・フロイス神父が2人のイルマンであるモレイラとダミアンを伴って、リアンとその妻や一族・家臣たちに洗礼を授け、その人数は約200名であったとされる。リアンは自費で教会堂を建てるなど多数の人々をキリシタンとし、寡婦・孤児の救済等を行い、野津は豊後におけるキリスト教布教の拠点の一つとなっていった[4]。

一方、受洗してまもない義鎮は日向に出兵して島津軍に大敗を喫した。これが大友氏衰退への分水嶺となるが、その後大友領国ではキリスト教の布教が進展していった。天正8年（1580）に野津にレジデンシア（住院、宣教師駐在所）が置かれ、イタリア人パードレ（司祭）と日本人イルマンが配属された。1580年度日本年報によると野津のキリシタンは約3500人に増加し、翌年には5000人を数えたといわれ、フロイスが作成した1583年度日本年報によると5000～6000人であった。人数に誇張があるかもしれないが、布教が進展して多くのキリシタンが存在したことは確かだろう。

天正14年、島津軍が豊後に侵攻した。リアンは島津の軍勢が来着する以前に、

妻子や約300人のキリシタンと共に鍋田城に立て籠って島津軍と交戦し、さらに野津の人々3000～4000人を城内に集めて島津勢と戦って退却させた。島津軍の侵攻によって、リアンが自費で建立した教会等は灰燼に帰し、その後リアンらは臼杵城に避難した。

大友氏は滅亡の危機に瀕し、義鎮は大坂に上り豊臣秀吉に救援を要請した。この要請を受け、翌年に秀吉は九州征討を行って島津氏を降し九州を平定して、大友氏は豊後一国を与えられた。その後まもなく義鎮は病没するが、秀吉は帰途に筑前箱崎において天正15年6月19日付で、いわゆる「伴天連追放令」（「定五箇条」五か条の定とよばれる）を出した。第1条より第3条で宣教師の日本からの追放を命じ、第4・5条でキリスト教布教と貿易の分離を図っている。キリスト教信仰の禁止を命令してはいないが、秀吉による布教への規制であった。しかしポルトガル貿易を歓迎する秀吉は、ポルトガル貿易の仲介者であるイエズス会宣教師を無視できず、宣教師の追放は事実上実行できなかった。以後宣教師は、公然たる布教活動を控えることになった。

その後秀吉は海外侵出を企て、天正19年にルソンに入貢を求め、天正20年には朝鮮出兵を始めた。文禄2年（1593）、秀吉の求めに応じてルソンから外交使節としてイスパニア系修道会であるフランシスコ会宣教師が渡来した。秀吉から京都滞在の許可を得たフランシスコ会宣教師は、上京して布教を開始した。伴天連追放令後、公然たる布教活動を控えていたイエズス会は、フランシスコ会の活動を危惧して自重を求めたが無視された。このフランシスコ会の活動が、慶長元年12月19日（1597年2月5日）の「二十六聖人の殉教」につながった。

文禄2年、大友吉統（秀吉の一字を賜り義統を改名）は朝鮮出陣中の罪を糺されて豊後を没収された。その後豊後は「小藩分立」状態になり、近世に及ぶことになる。

慶長3年8月、豊臣秀吉は京都・伏見城中で63歳の生涯を終えた。この2年後、徳川家康が関ケ原の戦いに勝利して覇者となった。

では伴天連追放令後、豊臣政権から徳川政権への移行期にあって、野津のキリシタンはどのような状況にあったのだろうか。島津勢の侵攻後、臼杵に逃れていたリアンは、島津氏降伏後、野津に帰還して教界の立て直しを始めた。文

禄2年に大友吉統が改易されると、野津を含む臼杵6万石は秀吉の臣福原直高に与えられた。リアンは福原直高に信任されて、野津の有力者の地位に留まった。慶長5年の関ケ原の戦い後、美濃より臼杵に稲葉貞通が入り、野津は臼杵藩5万石に所属することになった。

徳川家康は貿易の仲介者として宣教師に期待し、キリスト教布教を黙認した。その結果、17世紀初期にはキリシタンは最盛期を迎えた。しかし、伴天連追放令は撤回されることはなかった。稲葉氏は当初、キリシタンに好意的であったといわれ、イスパニア系のアウグスチノ会の宣教師が来着して布教活動を進めた。慶長17年には、豊後国に3か所のイエズス会の施設があり、高田（現大分市）、志賀（現竹田市）とともに、野津にはレジデンシアがあり、パードレ1人とイルマン1人がいた。

2. キリシタン禁制の展開

慶長17年（1612）8月6日、幕府は5か条の禁令を出すが、そのなかで「伴天連門徒制禁」とキリスト教禁止を表明した。この禁令の対象地域については、幕府直轄領とするもの、関東地域とするもの、全国とするものなど諸説があるが、いずれにせよ幕府は、この時点でキリスト教禁止を表明した。豊臣政権がキリスト教の布教を規制したが信仰を禁止しなかったのに対し、徳川政権は信仰そのものを禁止するに至った。

この禁令に対する各地の対応はさまざまだったが、キリシタンに好意的だった臼杵藩は態度を一変させて、領内の高田と野津のレジデンシアに在住していた宣教師たちを追放している。翌慶長18年になると豊後諸藩は、幕府の動向を眺めつつ弾圧をゆるやかにしたが、慶長18年12月に家康側近の崇伝起草の「伴天連追放文（排吉利支丹文）」が出され、将軍秀忠によって全国に布告された。そして、各地の宣教師や高山右近らの有力なキリシタンが長崎に集められ、翌慶長19年秋にマカオやマニラに追放された。翌慶長20年に終結する大坂冬・夏の陣によって弾圧は一時中断されるが、以後、キリシタン禁制が進められていった。

元和3年（1617）秋、イエズス会日本管区長マテウス・デ・コーロスは全国の指導的キリシタンに署名を求めたが、野津では12名の署名があった[5]。禁制下にあって、多くのキリシタンが信仰を続けていたと思われる。

昭和35年（1960）、同地真言宗最勝寺住職平山喜英はコーロス文書に署名した1人平山宮内の供養塔を寺内で発見し、自費で記念館を設立して史料収集に努めた。昭和44年には『野津きりしたん本人・類族・人名帳』[6]を刊行したが、転びキリシタンは元和8年（1622）から寛永元年（1624）、寛永10年に多く出ている。野津では弾圧によるキリシタン掃討は、寛永10年にほぼ終了していると考えられる。

臼杵藩では寛永11年には絵踏が、翌年には寺院がキリシタンでないことを証明する寺請制度が始められた。しかし絵踏も寺請制度も、この段階ではあくまでも転びキリシタンを対象とするものであった。

野津において寺請制度が機能するためには、寺院の存在が不可欠である。臼杵藩内における寺院については、寛保元年（1741）に太田重澄によって著された『寺社考』[7]がある。この『寺社考』には臼杵藩内のすべての寺は網羅されていないようだが、概要はつかめると思う。『寺社考』で寺請寺院と考えられるのは70か寺であり、このなかで稲葉氏入封以前に起立されたのは13か寺である。その他の大部分の寺院は慶長より寛文・延宝年間（1661～1681）に至る時期に起立・再興されている。宗旨は、圧倒的に禅宗と一向宗が多い。

では野津においては、寺請・檀家制度はどのように展開していったのだろうか。野津で寺請寺院として機能していたのは、次の4か寺であったといわれる[8]。

正光寺　　一向宗西本願寺派　起立・再興年代不詳
尊形寺　　一向宗西本願寺派　寛永11年起立　正光寺から分派
了仁寺　　一向宗東本願寺派　寛永12年起立
普現寺　　禅宗（臨済宗）　　正保年中再興

これらの4か寺は、起立・再興年代が不明な正光寺を除いて、いずれも臼杵藩で弾圧によりキリシタンがほぼ一掃された寛永10年以降の起立、あるいは再興である。では、以上4か寺について、『寺社考』などによって創建とその経緯についてみていこう。

正光寺については、『寺社考』に以下のように記されている。開基善貞は海部郡臼杵庄海添村寶蓮寺の「徒弟」であったが、野津名塚村に草庵を結んで正光寺と号し、「東派」（一向宗東本願寺派）法蓮寺（寶蓮寺）の末寺となった。天正年中（1573～92）に門徒と「不和」になり「退院」（寺院から退出）し、その後「無住」となった。そして「回禄」（火事で焼失）して、「旧記」（古い記録）がことごとく焼却されてしまった。このように正光寺の開創年代については不明だが、初代善貞が天正年中に「退院」しているので、16世紀中頃としてよいだろう。

その後正光寺の跡地は民家となったが、名塚村の吉良右衛門尉がその居宅を正光寺とし、善貞の子孫孫三郎が「俗身ニ而」正光寺を相続した。孫三郎は、その後出家して善慶と号した。そして寛永年中、今度は3世春恵（春慧）のときに寶蓮寺5世元叔と不和になり、その末寺を離れて西本願寺直末となった。さらに寛文7年（1667）6月に本願寺末寺の格式である「國庇檐」（僧侶の着席する席次）を免されている。したがって正光寺の再興年代は寛永年中、あるいはそれ以前となる。また善慶の養子誓圓は養父と不和になり、西本願寺に願い出て新たに名塚村に寺を建立し、寛永11年11月に寺号尊形寺を与えられ、「國庇檐」となった。

以上の点から正光寺の再興年代は寛永年中、あるいはそれ以前となり、尊形寺は正光寺より寛永11年に分派して起立している。したがってこの2か寺は、臼杵藩でキリシタン一掃がほぼ終了し、寺院によるキリシタンへの教化活動が本格的に推進される時期以前の開創である。

つぎに普現寺についてだが、『寺社考』によれば、正保年中（1644～48）に月桂寺（臨済宗妙心寺派）4世大安和尚が筒井村にあった妙楽寺を板屋村に移して普現寺と号したという。月桂寺は藩主稲葉氏の菩提寺であり、また『普現寺略記』には「于茲正保四丁亥年、月桂四世大安和尚、當寺ニ於テ専心ニ菩薩ニ祈誓シテ、彼邪教ヲ破シ、彼邪徒ヲ教誡シテ、正法ニ帰入セシメタリ[9)]」とある。普現寺の開創およびキリシタンへの教化活動に稲葉氏の後援があったことが推測できるが、具体的なことは不明である。

了仁寺については、その創建の事情が『寺社考』や梵鐘の拓影によってかな

り詳しく知ることができるので、以下みていこう。

了仁寺の梵鐘は、寛文10年に鋳造された。アジア・太平洋戦争末期の昭和19年に供出させられて現存しないが（現在の梵鐘は再建されたもの）、拓影が残されている[10]。拓影では正親町院の時代にキリスト教が伝来し、急速に「六十州」（日本全国）に蔓延し、とくに「豊州」（豊前・豊後）では激烈であったとする。ザビエルが来日したのは天文18年（1549）であり、実際には後奈良天皇の時代であった。その後「越数十年」、将軍徳川家光は大いに驚いて「蛮宗」（キリスト教）を厳しく禁遏した。「大埜郡埜津邨」（大野郡野津村）は昔キリシタンの窟宅（巣窟）であった。拓影には「寛文乙亥年」とあるが、寛文乙亥年という年は存在せず、実際には寛永乙亥年（寛永12）に、浄土真宗の僧玄順が「郡命」（藩主稲葉氏の命令）をうけ、野津に住んで昼夜念仏によってキリシタンを教化した。4年後の寛永16年には、本願寺より教如上人（教如光寿、東本願寺初代）の影像を賜り、了仁寺の寺号を与えられた。さらに寛文3年に、親鸞聖人の御真影、七高僧の御影や聖徳太子の御影を賜っている。寛文7年、稲葉氏より材木を与えられて御堂・庫裡を建てた。そして寛文10年、玄順は多福寺（臨済宗妙心寺派）3世賢巌のもとを訪れて鐘の銘を求めた。この件については、後述するように鐘銘（拓影）に詳述されている。さらに寛文12年、僧侶が本寺において着席する席次である飛掾官を与えられている。鐘銘には「寛文辛子本寺授以飛掾官」とあるが、寛文辛子という年は存在しない。『寺社考』に「同（寛文）壬子年自リ本寺免レテ為ル飛檐」とあるので、寛文12年に本寺より飛檐を許可されたとしてよいだろう。

以上、キリシタンへの教化活動を担った4か寺についてみてきたが、キリシタンがほぼ一掃された後に建立されたのは普現寺・了仁寺の2か寺である。とくに藩の意向をうけて転びキリシタンへの教化活動を行ったのは、了仁寺であった。以下、了仁寺と開基玄順について検討していこう。

了仁寺初代玄順については、『南豊了仁寺史』に以下のように記されている。玄順は臼杵市浜の出生で、寛永12年に30歳前後で黍野村に入り、延宝2年（1674）に75歳前後で没している[11]。しかし、もし玄順が75歳前後で没したとすれば、黍野村に入ったのは35歳前後となる。玄順は延宝2年に没しているが、

了仁寺2代浄雪は玄順に先立って寛文7年に没しており、寛文10年に玄順が賢巖に鐘銘を願ったのは3代浄雪のときということになる。[12)]

さて玄順が鐘銘の執筆を願った賢巖は、多福寺2世雪窓宗崔の跡を継いで多福寺3世となった僧である。師の雪窓は、「仏僧の排耶書としては出色のもの[13)]」と評されている『対治邪執論』の著者であり、正保4年（1647）春、幕府のキリシタン禁制政策を主導した井上筑後守政重の請によって、長崎で排耶活動を行った禅僧である。賢巖は直接的に排耶活動に携わったわけではないが、豊後細川領で排耶活動を行っていた曹洞禅僧行巖雲歩の請により、新鋳した能仁寺の梵鐘の銘を記している。能仁寺は寛文4年、熊本藩主細川綱利がキリシタンの転宗のために雲歩を派遣し、上徳丸に創建した寺である。[14)]

玄順が賢巖に鐘銘の執筆を求めた件については、以下のようである。すなわち、今年庚戌（寛文10）年に玄順が賢巖の許を訪れ、鐘銘の執筆を求めた。賢巖はこれを固辞したが、玄順が鐘銘の草稿を示して願い、さらに玄順の了仁寺における活動の功績が偉大であると考え、やむを得ず引き受けた。このように鐘は、玄順により造立され、賢巖による鐘銘が記されて、府内駄原の冶工吉松善左衛門、植木善右衛門により鋳造された。

また賢巖は玄順の人柄について「恢廓而有才幹」と心が広くて大きく度量があり、物事をきちんとやりとげる能力があると評している。そして自ら寝食を忘れて働き、田畑を耕し、寺の維持運営費として「九殿宇之建、絲毫之費、咸自己出」と、寺の建物を建立する際にはきわめてわずかな出費でも自分で出したとしている。このように、賢巖は玄順を評価しているのである。

3. 正光寺・了仁寺と類族との関係

正徳4年（1714）、転びキリシタンへの教化活動を行っていた正光寺住持の妻と了仁寺の隠居3代浄雪が死去したが、両者はともに類族であった。以下、この2件について考察したい。

正徳4年2月23日、名塚村弁指喜兵衛・黍野村庄屋与七郎は、臼杵藩宗門奉行岩手六左衛門・中村雲八・武藤又助に宛て、名塚村浄土真宗正光寺春覚の妻

(40歳) が2月22日に痰を煩い病死したことを報告した。この春覚の妻の祖母は、正光寺先住春恵の妻で「切支丹宗門転本人同然」なので、死骸を庄屋・弁指で検分して不審な点がなかったので、正光寺に取り置き火葬にしたというのである。同日、正光寺住持春覚もこの旨を宗門奉行に報告している。

史料1

(端裏)「名塚村正光寺妻四十歳正徳四年午二月廿二日病死正光寺取置」

御書物之事

一、名塚村浄土真宗正光寺住持春覚妻四拾歳当午二月廿二日病死煩痰、此者之祖母同先住春恵妻切支丹宗門転本人同然ニ付、庄屋弁指死骸相改少も不審成儀無御座候ニ付、則正光寺取置火葬仕候、則正光寺証文取差上申候為後日如件

正徳四年　　名塚村弁指　喜兵衛㊞
午二月廿三日　　黍野村庄屋　与七郎㊞
岩手六左衛門様
中 村 雲 八 様
武 藤 又 助 様
右妻他領類族ニ出不申[15]候

史料2

御書物之事

一、拙僧妻当午四拾歳二月廿二日病死仕候、則当寺旦那ニ而御座候、此者祖母先住春恵妻切支丹宗門転本人同然ニ付、取置之様子庄屋弁指見届拙僧火葬ニ取置仕候、為後日如件

正徳四年　　正光寺
午二月廿三日　　春覚㊞
岩手六左衛門殿
中 村 雲 八 殿
武 藤 又 助 殿[16]

春恵がいつから転びキリシタンへの教化活動を始め、いつ転びキリシタン本人同然の女性と結婚したのかは不明である。しかし正光寺5世春覚の妻は、正

徳4年2月に40歳で没しているので、生年は延宝2年から4年（1674～76）ということになる。したがって春覚は、転びキリシタンへの教化を担っていたのにもかかわらず、転びキリシタン本人同然の孫である類族の女性と結婚したということになる。

続いて3月朔日、黍野村弁指留兵衛・庄屋与七郎が宗門奉行に宛て、黍野村真宗了仁寺隠居浄雪（62歳）が同じく痰を煩い2月29日に病没したことを報告し、同日了仁寺住持玄然も同様の報告を行っている。この浄雪の祖母である了仁寺先住玄順の妻は、「切支丹宗門転」であった。

史料3

（端裏）「黍野村了仁寺隠居浄雪六拾弐歳正徳四年二月廿九日病死了仁寺」

御書物之事

一、黍野村真宗了仁寺隠居浄雪六拾弐歳当午二月廿九日痰煩相果候、此者之祖母先住玄順妻切支丹宗門転ニ而御座候ニ付、取置之様子私共見届了仁寺住持火葬被取置候、為後日証文如件

正徳四年　　黍野村弁指　留兵衛㊞
午三月朔日　　同村　庄屋　与七郎㊞
岩手六左衛門様
中 村 雲 八 様
武 藤 又 助 様

右浄雪他領類族ニ出不申候[17]

史料4

御書物之叓

一、当寺隠居浄雪六拾弐歳当午二月廿九日痰煩相果候、此者之祖母先住玄順妻切支丹宗門転ニ而御座候ニ付、取置之様子所之庄屋弁指出合見届拙僧取置火葬仕候、為後日証文如件

正徳四年　　黍野村真宗了仁寺住持
午三月朔日　　玄然㊞
岩手六左衛門殿
中 村 雲 八 殿

武藤又助殿[18]

玄順は、『南豊了仁寺史』によれば延宝2年に75歳前後で没しているので、慶長初期（1600年前後）の生まれということになる。江戸幕府が初めてキリシタン禁制を表明したのが慶長17年（1612）であり、キリシタン弾圧が本格化するのは慶長末年より元和年間（1615～24）であるので、幼少期にはまだキリスト教は本格的に禁止されていなかったといえよう。玄順がいつ出家し、いつ結婚したのか、また玄順の妻がいつキリシタンを転んだのかは不明である。けれども少なくとも玄順は、寛永12年に臼杵藩主の命令によって、転びキリシタン本人の妻を伴って黍野村に入り、転びキリシタンへの教化活動を始めたのである。なお3代浄雪は、『南豊了仁寺史』によれば正徳4年に62歳で没しているので、出生は慶安末年頃ということになり、玄順が黍野村で教化活動を始めて以後である。『南豊了仁寺史』では2代浄雪の弟としているが、2代目の子として跡を継いだと思われ、玄順の孫とされたのだろう[19]。

以上、転びキリシタンへの教化活動を担ってきた正光寺と了仁寺の妻が転びキリシタン本人同然、あるいは転びキリシタン本人であるという興味深い事例をみてきた。野津では排耶活動を担った僧侶でさえ、転びキリシタン本人や本人同然を妻としているのであり、野津地域ではキリシタンが数多く存在し、その影響力が強かったことを示しているといえよう。

おわりに

ではなぜ、転びキリシタン本人同然や転びキリシタン本人を妻とした正光寺と了仁寺の転びキリシタンへの教化活動が一定の成果をあげたのだろうか。

最初にこの2か寺が、一向宗寺院であったことに注目したい。天正15年（1587）6月19日付で豊臣秀吉はいわゆる「伴天連追放令」（「定五箇条」）を発令したが、その前日付で「覚十一箇条」を出している。この第6・7・8条で、キリシタンの本願寺・一向一揆的性格を指摘して警戒を示している。フロイスは1586年に府内周辺で2500名が洗礼を受け、そのうちで500名が一向宗の門徒で、高田付近に住んでいたとしている[20]。高田地区は一向宗地帯であり、その

中心となる森町村には後に専想寺となる「惣道場」が存在していた。門徒は「講」を組織して死者を葬り、仏事の後には「斎（とき）」と称して会食した。この講がヨーロッパにおけるコンフラテルニテス（コンフラリア信心会）の姿と重なり[21]、またキリスト教の教義が一向宗の用語で伝えられ、「神の恩寵」が「他力」、「人間の自由意志」を「自力」としたことなどが指摘されている[22]。このようにキリシタンと一向宗はある種の類似性があり、一向宗からキリシタンへ、キリシタンから一向宗への転換が行われた側面があったのではないだろうか。

そして、正光寺・了仁寺の教化活動は成果をあげたらしい。豊後では万治・寛文期（1658～73）に大規模なキリシタンの露顕が起きるが、この露顕は熊本藩・臼杵藩・岡藩・幕府領等の諸領入り交じりの地である鶴崎地区で起きている。

寛文末年に長崎奉行岡野孫九郎貞明は野津地域を巡検し、野津の弁指（弁差、臼杵藩では藩内を組に分けて、組のもとに村々を付属させ、組には庄屋を村には弁指を置いた）5人を召し出して尋問を行った。長崎奉行からキリシタンの露顕について問われると、弁指たちは近辺ではそのようなことはないと答えている。また絵踏については、「三十年程已前古吉利支旦孫子」には絵踏を行ったが、「古吉利支旦ニ而無御座ものハ踏申事無御座候」としている。絵踏は転ばせるためではなく、転びを確認するために実施されたのである。そして寛文末年には、まだ絵踏は行われていなかったのである[23]。

以上、転びキリシタン本人同然や転びキリシタン本人を妻とした正光寺と了仁寺の教化活動を検討してきた。両寺が転びキリシタンの関係者であり、一向宗寺院であったことが、一定の成果をあげた理由ではないだろうか。

註

1）マレガ資料A19.2.158.1・2。
2）マレガ資料A19.2.9.1・2。
3）リアンについては、レオーネやレアン等様々な呼称がある。
4）五野井隆史「野津のキリシタンについて」（『大分縣地方史』214号、2012年）等を参照。
5）神田高士「下藤地区共有墓地の発掘調査と16・17世紀のキリシタン墓地 ―キリスト教遺跡を通じてみたキリシタン時代の野津院―」（『大分縣地方史』214号、2012年）。
6）平山喜英『野津きりしたん本人・類族・人名帳第1集』（1969年）。
7）臼杵市教育委員会所蔵。

8）村上博秋「臼杵藩におけるキリシタン禁制と寺院の関係」（『史料館研究紀要』5号、大分県立先哲史料館、2000年）。
9）原清節『普現寺略史』（1941年）、28-29頁。
10）『野津町誌（上）』（野津町誌編さん室編集、野津町発行、1993年）、784-785頁。
11）南豊了仁寺史編纂委員会『南豊了仁寺史』（了仁寺菊池英弘発行、1982年）、19-20頁。
12）同上21頁。
13）海老澤有道他執筆『キリシタン書排耶書』（日本思想大系）解題（岩波書店、1970年）、640頁。
14）若木太一「鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究」上・下（『鹿児島県立短期大学紀要』23・24、1972・1974年）。
15）マレガ資料A19.2.158.1。
16）マレガ資料A19.2.158.2。
17）マレガ資料A19.2.9.1。
18）マレガ資料A19.2.9.2。
19）註11『南豊了仁寺史』21頁。
20）『フロイス日本史』8（松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社、1978年）、146頁。
21）川村信三『キリシタン信徒組織の誕生と変容』（教文館、2003年）。
22）折井善果「キリシタン文学と浄土真宗との教義的交差について」（『イスパニカ』50、2006年）。
23）拙稿「長崎奉行の巡検 ―寛文末期豊後臼杵藩野津地域へ―」（『東京大学史料編纂所研究紀要』30号、2020年）。

明治初年のキリシタン統制に関する一考察

―宗門改を中心に―

宮間純一

はじめに

本稿は、明治新政府発足直後のキリシタン統制を、とくに宗門改の変容に焦点をあてて検討するものである。

慶応４年（1868）3月、旧幕府抗戦派との内乱（戊辰戦争）で優位に立ちつつあった新政府が村々に掲出を命じた高札、いわゆる「五榜の掲示」の第三札に「切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ」と記載されたことに表れているように、新政府は発足当初、旧幕府のキリシタン政策を踏襲した。だが、こうした態度は諸外国の批判にさらされることになり、まもなく根本的な方針転換を余儀なくされる[1)]。

浦上四番崩れは、そのきっかけとなった大規模なキリシタン弾圧事件である[2)]。慶応3年に肥前国浦上村（長崎県長崎市）の潜伏キリシタンが信仰を告白したため、幕府は信徒を捕縛して拷問した。幕府瓦解後、新政府は3000名を超えるキリシタンを各地へ配流したが、この弾圧事件はたちまち外国公使の知るところとなり、列強からの強い抗議を招くことになる。結果として新政府は、明治6年（1873）に禁教よりも外交を優先してキリシタン禁制の高札を除去し、キリスト教を黙許せざるをえなくなった。以上は、明治初年におけるキリシタン統制の基本的な理解であり、筆者もこの通説に異論を差し挟もうというわけではない。

しかしながら、明治初年のキリスト教政策に関しては、浦上四番崩れに関心が集中し、外交面に重点をおいた研究が進む一方で[3)]、国内の宗教統制の実態が十分に把握されているとはいいがたい状況にある。浦上四番崩れを契機として

日本の禁教政策が外交問題化する背後でかたちを変えてゆく国内の制度と、その運用もあわせて検証する必要があるだろう。そこで、本稿ではまず近世日本のキリシタン禁制を維持するための装置であった宗門改の明治初年における変容を概観する。宗門改に関する研究は、近世史研究の分野では分厚い蓄積がある一方で、明治初年から廃止までのありようは追究されてこなかった。

ここで留意しなければならないのは、「各藩の地域情報把握の実情にあわせた、それぞれの制度が構築されていた[4]」という東昇の指摘である。宗門改は、全国一律に実施されたのではなく、各藩の事情によって独自の仕組みが築かれていた[5]。つまり、宗門改の変化を論ずるには、新政府の方針とあわせて藩ごとの個性も考慮することが必要となる。そのため、本稿では具体例として当該期の豊後国臼杵藩における宗教統制の様相もあわせて追跡する。

以上の作業を通じて、明治初年のキリシタン統制の一端を解明したい。

1. 明治初年の宗門改

(1) 宗門改から氏子改へ

周知のとおり、宗門改は徳川幕府によってキリシタンを摘発するために創出された制度である。寺請制度を基盤として日本列島の民衆を非キリシタン化する方針は、近世日本の国是となってゆく[6]。17世紀後半には、宗門改によって作成される宗門帳は人別帳と融合して宗門人別帳となり、戸籍簿・租税台帳としての役割も備えることになった[7]。つまり、宗門改には戸籍調査と宗教統制の二つの役割が課されていた、と考えられている[8]。こうした見解をうけて、宗門改の終焉についても両面から言及されてきた。前者の機能は、明治4年（1871）4月に制定された戸籍法に基づいて作成される戸籍簿（いわゆる壬申戸籍）に取って代わられることになり[9]、後者のそれは同年7月に出された「大小神社氏子取調規則[10]」による氏子改（氏子調）の実施によって解消されたと理解されている。

キリシタン統制の観点から宗門改の変容を検討しようとする本稿の立場からすれば、とくに後者の氏子改の性格が問題となるが、豊田武の古典的研究では、「これ明かに強制的に神道を信ぜしめんとする意図の現れであり、ここに寛文

以来長く踏襲されて来た徳川幕府の仏教国教政策は完全に終滅し、新神道たる大教が仏教に代つて国教的待遇をあたへられること丶なつた」[11]と氏子改の宗教統制としての意義が述べられている。明治政府が神道国教化政策を進める以上、寺請制度を前提とする宗門改の廃止は必然とみなす豊田のような認識に対して、村上重良は「神社を戸籍の作成と管理に参画させ、神社が全国民を氏子として掌握する」制度であったと氏子改の戸籍制度を補塡する機能も重視している[12]。こうした先行研究を念頭におきつつ、宗門改がもともと備えていたと考えられる二つの性格と氏子改の連続性／非連続性に留意しながら、明治初年の動向を確認していきたい。

(2) 宗門改の継続

新政府は、慶応4年（1868）正月3日の内乱勃発以後も、当年の宗門改に関する命令を何ら発していなかった。他方で、神仏判然令を出し、神葬祭を奨励するなど神道国教化に向けた政策をつぎつぎと打ち出してゆく。こうした情勢下において、諸藩は新政府に宗門改の実施の有無とその具体的な方法を問い合わせた。

たとえば、同年8月23日に信濃国小諸藩から太政官弁事役所へ「旧幕府之制度ニテ是迄家中領内総人別諸寺宗門ト唱へ之ヲ僧侶ニ托シ、年々諸寺檀下宗門相改候振合ニ御座候処、右赫々タル神州之士民殊ニ　大政御一新旧弊御洗除神道ヲ尊ヒ給ヒ、釋教ノ抑ヒ給フ之難有御時節ニ相成候故、其内何等被仰出モ可有御座哉ト、当年ハ今以宗門ノ義相改不申候得共、万一右制度其儘御採用被遊候御儀ニモ御坐候テハ、徒ニ差控罷在候モ、是亦恐入奉存候間」との伺いが出されている。「神道ヲ尊」ぶ方針が明確にされるなか、仏教への信仰を前提とする宗門改を実施すべきかどうか戸惑っている様子がみえる。これに対して弁事役所は、25日に「追テ改正可被仰付候間、先夫迄ハ如旧可相心得事」と、新制度が策定されるまでは従来どおり宗門改を継続するように指示した[13]。そのほかにも、越後国高田藩[14]や美濃国大垣藩[15]などから同種の伺いが出されているが、すべて同じように回答している。

問い合わせが殺到したことを受けて、行政官は明治元年（1868）10月25日

に「切支丹宗門改方」は新たな規則が制定されるまで「旧幕府ノ所置」に従い、「不審成者有無」を取り調べて11月までに届け出るよう布告した[16]。長期にわたって続けられてきた宗門改を改変する意思を示しつつも、代替する制度を準備できていない新政府は、当面の間、宗門改の継続を指示せざるをえなかったといえる。これをうけて諸侯・直轄府県・中下大夫は、領内・管内において宗門改を実施し、11月に弁事役所へ届書を提出している。諸侯・中下大夫の場合、「切支丹宗門幷邪宗門之儀従前々無懈怠今以相改申候、今般被　仰出候御法度書之趣弥相守私領中在々所々遂穿鑿、家中之者下々迄是又致僉議候処不審成もの無御座候、若此以後不審成もの於有之者早々可及言上候[17]」との文面に署名・花押がある様式で報告書が提出された。家中・領民の仏教信仰を確認する方式ではなく、潜伏キリシタンが領内に存在しないことを太政官に申告するかたちがとられている。

この文書は、宗教統制を目的に新政府によって提出させられたものであることはもちろんである。これに加えて、本州における内乱が収束したばかりの明治元年11月という時期を考慮すれば、文書の提出を通じて諸侯・中下大夫が太政官を幕府に代わる中央政府として認めたことを示す儀礼行為としての意味も有したといえよう。明治2年・明治3年には、同じ形式で諸藩の知藩事から太政官弁官へ10月以降に届書が提出されている[18]。全国規模でみれば、明治3年までは宗門改が基本的には府藩県ごとに継続して実施されていたと考えてよいだろう。

(3) 神葬祭の許可と宗門改の変容

とはいえ、変化が生じなかったということではない。神道国教化政策を進める一方で寺請制度を基調とした宗門改を続けることは、必然的に矛盾を生じさせた。たとえば、播磨国姫路藩からは明治3年（1870）12月25日付で「士族卒平民中ヨリ旧来ノ檀那寺離檀仕、神葬祭執行仕度願出候者ハ聞届候テ不苦候旨伺済ニ相成候藩モ有之哉ニ伝承仕候、右様取計候節ハ邪宗門改ノ儀ハ氏子帳ヲ以取調候テ可然儀ニ候哉」との伺いが太政官に出されている[19]。新政府は、神職には神葬祭を命じ[20]、その他にも希望する者には神葬祭を認めていたが、該当者

は、檀那寺から離檀することになるため、「邪宗門改」にあたっては氏子帳を別途調製すべきか、との照会である。これに対して太政官は、「異宗門改方ノ儀ハ追テ一定ノ御規則可被仰出候得トモ、当分藩庁ニ於テ仮規則可立置事」と回答している[21]。これと同内容の伺いは三河国西端藩などからも出されており（明治４年４月18日付）、太政官はやはり「離檀ノ儀ハ地方官ニテ差支無之ハ不苦事」、「異宗門改ノ儀ハ追テ一定ノ御規則相立候マテ藩ノ見込ヲ以取計置可申事」と指示した[22]。それまで行われてきた宗門改をそのまま維持するのではなく、藩の裁量で規則を制定・改正して独自に氏子改を実施することも許容しているのである。同様の問題は、どの府藩県でも起こりうることであり、新政府が戸籍の編製や氏子改を実施する以前から宗門改は変貌していたことが看取できる。

全国で一斉に氏子改が実施されるのは、「大小神社氏子取調規則」が公布された明治４年７月４日以降のことになる[23]。これによって、人びとは郷社とされた神社の氏子として強制的に登録されることになり、戸長を中心に行政単位ごとに氏子帳が作成されることになった。前述のことを踏まえて考えれば、この氏子改は新政府が一方的に強いた制度というだけではなく、地方の実情に合わせて宗門改に代わる宗教統制の制度として創り出された側面もあったと解釈することもできよう。

すでに、同年４月には戸籍法が制定されていたが、これにともなって10月３日、宗門人別帳は廃止されることになった[24]。大蔵卿大久保利通と同大輔井上馨は、「従前指出シ来候宗門帳之儀ハ今般改正被　仰出候戸籍編製ノ方法ニ備リ、全国臣民ノ身上ニ関スル各箇ノ職分ヲハシメ氏神ノ社号・宗旨ノ寺名ニ至ルマテ区画ノ戸長之ヲ実地ニ就キ綿密調査ノ上、毫モ無脱漏、悉皆戸籍冊ヘ記載イタシ候儀ニ付、以来宗門帳別ニ差出シ候儀ハ無論被廃候方可然ト存シ候」と太政官正院に意見書を提出し、宗門人別帳の廃止が決定されている[25]。ここで特記しなくてはならないのは、政府高官には、宗門人別帳は氏子帳ではなく戸籍簿に対応するものと認識されていることである。氏子帳が結果的に戸籍簿を補塡する役割を担ったことは否定しないが、あくまでも氏子改は宗教統制のための制度であり、戸籍調査としての機能は副次的なものであったことを確認しておきたい。この意味において、近世社会において宗門改が担っていた二つの役割

は、明治4年をもって分離したと考える。

2. 浦上四番崩れと氏子改

浦上四番崩れの過程においても、氏子改の実施に関する議論が行われていたことが史料から読み取れる。浦上村およびその周辺地域における信徒とその縁者の摘発は、地域社会の中間層の手によって進められた。たとえば、「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 1」には、長崎の東西中町（長崎県長崎市）の乙名が、潜伏キリシタンで改宗しない者を告発した以下の文書がつづられている。

東中町人別
立山郷住居
禅宗　佐　八
巳廿九歳

右之者父者惣次郎与申異宗随入いたし候ニ付、御吟味之上去辰年自余之者一同流刑被為所候悴ニ而立山郷ニ住居罷在、右様父儀御所置被　仰付候ニ付、改心御厳禁急度相守可申筈之処、矢張父同様異宗ニ泥ミ改心不仕、既ニ今般宗門人別改之儀者寺請状取之差出候様御規則被　仰出候間、当正月人別改之節右佐八召呼、御主意申渡請状持越候様申渡候処、不承知之体ニ而者身檀寺江申入候請状出呉申間敷、勿論手前ニ而頼兼候旨、敢而厳科犯居候恐怖も不致体有之不相済候間、改心請状無之候ハヽ、帳面ニ差加へ置候儀難相成、其段御訴申上、急度御所置可被　仰付候間かならす後悔致間敷申聞置候得共、更改心之体相見江不申候ニ付、此段以書附申上候、以上

東中町乙名兼
西中町乙名
巳（明治2年）正月晦日　冨田秀三（印）
立合年番乙名
佐々木栄助（印）[26]

摘発された佐八の父惣次郎は、明治元年（1868）に流刑となっていたが、佐八が改心していないことが宗門改によって発覚したため、乙名は長崎奉行所に

訴え出ている。地域秩序を維持しようとする中間層を利用して、潜伏キリシタンの改宗・摘発を実施していた様子がうかがえる。キリシタン摘発の観点からいえば、長崎における明治2年時の宗門改は目的を一程度達成していたといえよう。

しかしながら、より弾圧を徹底するために、長崎における氏子改の実施が新政府内では検討されていた。「耶蘇宗徒処置取扱」として長崎へ派遣されていた弾正大忠の渡辺昇[27]は、参議広沢真臣と小弁長松幹に宛てて「氏子改之儀も現場ニ御施行ニ者彼是御差支之儀是亦御尤之御事と奉存候、唯々十月如一日と申根気競へより外者有之間敷」、「何卒今日之機会ニ氏子調ね被仰出候ハヽ当地ハ屹度成功可相成と奉存候」と意見を述べている。これより前から新政府内で議論があったようであり、氏子改の施行に課題があることは承知しつつも、渡辺は長崎でこれを実施するように強く要請している[28]。結果的に、長崎でキリシタン弾圧の陣頭指揮を執る渡辺の主張を容れて長崎県における氏子改の実施を決定した。民部省は、6月、長崎県に対して「目下耶蘇教ノ混雑モ有之」ため「氏子改可被取計」よう指示し、「氏子改仮規則」を示した[29]。これにより、長崎県下では、氏子帳が調製されるとともに、「氏子名簿授」が行われている。「氏子名簿授」は、「村吏引受ノ氏子ヲ一家内宛記帳ノ順ヲ以テ高声ニ呼出シ、拝殿ノ中央ニ進マシメテ神拝ヲ命ス、此時神主幣ヲ以テ拝礼ノ者ヲ清ム、神拝竟テ右名簿授与ノ官員ノ前ニ進ミ名簿頂戴」という儀式的行為である[30]。事務手続化していた宗門改と比較して、宗教的要素を帯びた手順を踏んでいることが指摘できる。

長崎県での経験に手ごたえを得た渡辺は、氏子改を全国で実施することを広沢真臣と大久保利通へ上申した。渡辺は、明治4年3月14日付で発出した両名への書簡において「抑排耶之儀御決議之節者仮令戦争ニ及候共御貫轍相成候」と外国との戦争すら辞さない強硬な態度を示すとともに、「何卒至急氏子調へ之大典御発行相成、諸藩江御内達相成仕候」と諸藩への氏子改の指令を要望している[31]。広沢・大久保がこの渡辺の建言にどのように返答したのかは判然としないが、外交上の問題に配慮した慎重論がありながらも同年7月4日に氏子改が布達されたのは前述のとおりである。以上のことから、氏子改は構想段階で

は明らかに戸籍調査よりも宗教統制に重きをおいて施行された制度であり、府藩県において神葬祭の奨励と寺請制度の間で生じた矛盾と浦上四番崩れにともなう長崎県での先行事例に基づいて実施されたものであった、といえよう。少なくとも、民部省から出された布達であることを主たる根拠として、長崎県の「氏子改仮規則」の戸籍調査としての性格を強調した阪本是丸の仕事は再検討されてしかるべきである[32]。

なお、渡辺がかくも徹底した潜伏キリシタンの摘発にこだわったのは、当時社会問題化していた「脱籍浮浪之徒」による治安の混乱が念頭にあったためだと考えられる[33]。九州に関しても渡辺のもとへ日向県官吏荒木某から寄せられた書簡では、「於当地も浮浪之徒段々入込候聞有之、懸念之到ニ御座候、就中金銀ニ乏所ヨリ押借強盗等所々ニ有之、少々者搦方ニも相成候得共困入事ニ御座候、且邪蘇宗信仰之者ト称シ、同類ヲ偽リ金銭ヲ貪リ様々之悪業ヲ巧ミ、甚敷ニ到テハ外国之教師ヲ偽候次第有之哉之趣」、「平戸藩異宗之徒百人余リ段々脱走いたし何レ之所へ逃去候哉相分不申、街説ニ者定而外国へ渡リ候事ト存候」との情報が寄せられている[34]。真偽のほどが定かではない風聞も含めて、潜伏キリシタンの脅威を語る言説が巷間に流布していた当該期の社会情勢がうかがえる。先行研究において当該期の前後に多発してした新政反対一揆のなかには、排除すべき対象として「耶蘇」が名指しされていたことが指摘されているが[35]、新政府内でもその認識は共有されており、純粋な宗教統制ではなく、政治課題解決のために氏子改が企図されたこともここで指摘しておきたい。

3. 政権交代と臼杵藩のキリシタン統制

つぎに、臼杵藩の家老が記した「御会所日記[36]」を用いて、同藩の動向を検討する。臼杵藩の宗門改については、幕府が日米修好通商条約を締結して諸外国と交易を開始した安政5年（1858）を境として、絵踏をともなわない「戸籍調査的なもの」に変化したことを解明した佐藤晃洋の論考[37]があるものの、明治初年の具体相は明らかになっていない[38]。

(1) 臼杵藩の政治態度

まず前提として、徳川幕府から新政府への政権交代期における臼杵藩の政治姿勢を簡単に確認しておきたい。臼杵6万5000石（外様）の藩主稲葉久通は、慶応3年（1867）12月9日の王政復古の政変後も「足痛」を理由に上京せず、翌年正月の内乱勃発後も「佐幕」か「勤王」か明確にしないまま曖昧な態度を取っていた。内乱が、新政府軍有利に進む情勢をみて久通の上京が決定されたのは2月のことである。上京した久通は、閏4月10日に天皇に拝謁して「勤王」を誓約している[39]。こうしたなかで、臼杵藩では内乱参戦の遅れを挽回するために軍制改革が急ピッチで進められ、新政府側に立って出兵することになった。これによって「御軍備之儀実地之御備不被為立候而者不相済、追々御取調に相成候処、不容易御入費ニ相成」と軍事費や上京のための費用の支出がかさみ、藩の財政は急速に窮乏したため領内に倹約令が出されている[40]。ここでは、参戦が遅れた臼杵藩は、新政府が主導権を握りつつあるこの段階において、「官軍」の一翼を担うことを決意し、「御一新」への遅れを取り戻そうとしていたことを確認しておきたい。

(2) 明治元年の宗教政策

臼杵藩では、明治元年（1868）の宗門改は例年通り実施されている。臼杵藩では、慶応4年（1868）正月2日に「切支丹宗門之儀弥念を入触内々可申付候」と大庄屋へ年頭の申渡しが行われた[41]。これは、毎年正月の恒例行事であり、同月28日には城中で藩士がキリシタンではないことを誓った「宗門御改書物」に押印している[42]。3月晦日には京都太政官代において「御宸翰[43]」と「五榜の掲示」の写しが臼杵藩へ下付され、国許へ「高札場江可取建」との達があった。五榜の掲示の内容は、速やかに領内へ周知されている[44]。さらに、閏4月3日、稲葉久通は太政官の指示を受けて、「耶蘇宗奉教之者　御所置之儀ニ付、御下問之趣奉畏候、右者不容易御事件、退而勘考仕候処、御示授相成候御所置振至当之御儀与奉存候、於私共者聊存寄無御座候」との存念書を他の大名と連名で提出している[45]。述べるまでもなく、この存念書は浦上四番崩れをうけて作成を命じられたものであった。

以降、臼杵藩は新政府の方針に従ってキリシタン統制を実施してゆくことになるが、藩の機構もこれに合わせて整備された。三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」[46]が解明したように、臼杵藩のキリシタン統制の中核に位置したのは宗門奉行（宗門方）であり、宗門奉行は寺社に関する事柄を取り扱う寺社奉行と両輪で藩内の宗教政策を運用していた。臼杵藩は、このように二つの役所に分散していた宗教行政の機能を一本化すべく、宗門奉行を廃止する方向で整理作業に着手した。5月9日、宗門奉行の職掌を寺社奉行が兼ねることが決定し、宗門奉行の役所で保管されていた諸帳面を寺社奉行へ引き継ぐように達せられた[47]。これと前後して臼杵藩の領内にも神仏判然令が出され、修験者が続々と還俗して神職の身分を得ている。さらに、寺社奉行は社寺奉行に名称が変更され、近世において臼杵藩のキリシタン統制を支えた宗門奉行は終焉を迎えることになった[48]。臼杵藩においては、明治元年段階で近世の宗教統制の制度に変更が加えられつつあったことが明らかである。

4. 廃藩までのキリシタン政策

(1) 書式の変更

明治2年（1869）正月の年頭儀礼でも家中や大庄屋へ先例と同じ「切支丹宗門之儀」に関する申渡しが行われている[49]。ただし、家中における宗門改の様式は以下の史料のように改正された。

一、於同所左之通月番及御達

国枝佐左衛門

切支丹宗門御改ニ付、例年書物判形致し、家内附相添、其方共御役所江差出来候処、以来書物相止、家内附ニ此雛形之通相認、是迄之通支配〳〵ニ而取集差出候様被　仰出候、左様可相心得候

大御目付

切支丹宗門御改ニ付、例年書物判形致し来候処、以来相止、家内附ニ此雛形之通相認、是迄之通支配〳〵ニ而取集、宗門御役所江差出候様被　仰出候、此段侍中幷小侍江各方ゟ相通、支配有之面々者支配〳〵江茂相達候様可

有通達候

御用人御側支配之面々是迄之通来ル廿七日於　御城差出候様在京等之面々者年寄を以可差出候事

雛形

家内人数之覚

一、男何人内上何人下何人

此内上何人下何人　在京在東京他出

一、女何人上何人下何人

男女合何人内上何人下何人

右私家内中切支丹宗門御法度之趣、慥ニ相守不審成者無御座候、以上

在京他出等者張札致し差置

明治二巳年　下着之上印判之事

正月廿七日　名　印判

宗門御役所[50]

これは、つぎに示した安政5年（1858）の様式と比べて、大きな改正だといえる。

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一、切支丹宗門御法度之趣、慥相守申候御事

一、我々家内男女共踏絵被　仰付、不残為踏申候処、少茂不審成儀無御座候御事

一、家内男女下々迄弥宗門之事相改寺請手形取置申候御事、右之趣少茂相違無御座相守申候、為後日如件

安政五午年正月廿七日　島倉俵蔵（花押）（後略）[51]

家を単位として寺請制度にのっとるかたちで非キリシタンであることが誓約されていた旧来の書式に対して、明治2年の改正では寺請に関する言及が消え、非キリシタンであることを簡潔に届け出る合理的な様式が採用されている。以後、廃藩までこの形式は継続された。

(2) 版籍奉還前後の組織改革

稲葉久通は、明治2年（1869）2月20日付で「今般長薩肥土四藩　上表之旨趣公明之正論感服仕候」と版籍奉還を願い出た[52]。他藩と比較して早い時期の提言といえるが、この背景にはやはり内乱における遅れを挽回しようとする意図があったと考えられる[53]。臼杵藩の宗教政策に関する改革が、新政府の意向に全面的に従う形で進められたのも同じ文脈で捉えることが可能である。すなわち、領内一円を非キリシタン化することで、新政府が示した政策の実現に貢献しようとする指向である。また、領内および近隣地域において一揆・騒動が多発していたことも臼杵藩が宗教統制に本腰を入れた要因の一つであろう。前述のとおり、反政府運動の担い手にはキリシタンが含まれていると認識されていたが、臼杵藩の近隣でも岡藩一揆、日田騒動、脱隊騒動などの騒擾が発生している。特に、隣接する豊後国岡藩で生じた一揆については、「自然其　御領内江潜入之者も有之」と岡藩から通達があり、警戒感をあらわにして緊張感を高めている[54]。端的にいえば、臼杵藩の宗教統制に関する改革は複数の要因によって推し進められたといえよう。

版籍奉還以後、新政府の指示を受けながら大規模な藩内の組織改革が断行されるなかで[55]、明治2年10月、新たに設置された民政官のもとに社寺局・郡治局・市治局がおかれた。社寺奉行は社寺監に改められ[56]、宗教行政は社寺局に一元化されている。さらに、明治3年正月に社寺監は社寺尹となり、同年12月22日には「卒家内向後郡治局直貫属申付候、付而者生死出入郡尹承届、其局江者類族之外節々届ニ不及、年分之出入帳面ニ記置翌年正月人別改之節、家内附一同可差出候、家内附茂銘々男女人数高を以一帳ニ記、其出入何茂手数相省、成丈簡便ニ可取計旨申付置候」と職務の範囲が限定された[57]。キリシタン統制・類族管理に付随して、人別把握にかかる業務なども実質的に請け負っていた宗門奉行と比較すれば、社寺局の職掌の範囲は狭まり、結局明治4年1月には廃藩をまたずに廃止されることになる[58]。

(3) 臼杵藩のキリシタン統制

浦上四番崩れの影響は、臼杵藩にも及び、明治2年（1869）12月28日、藩庁

から「今度切支丹宗徒御処分被　仰出、長崎県御支配浦上村之者共藩々江差送候処、猶其遺類之もの当御支配地江致潜伏候も難図候付吟味可致」と浦上信徒の「遺類」の捜索が領内に指示されている[59]。これは、長崎県から臼杵藩へ出された管轄地の「至急取調」を依頼する通達に応じたものであった。

明治3年正月18日には、社寺局から「管内組内長崎之者有無書付明日中可被差出」との達が出される[60]。また、同じ明治3年正月、社寺局は、キリシタン宗門改のため以下の「書物」の提出を藩内に達した。

切支丹宗門御改ニ付御書物之事

一、我等共儀切支丹ニ而無御座候ニ付、少茂切支丹之儀心底ニ含不申候ニ付、切支丹之起証文書載申候、此旨相違御座候ハヽ、てうす伴天連ひいりよすひりつさん等初さんたまりや諸々のあんしよへやとの罰蒙、てうすのかゝき責ニ絡果しうたすのことくたのもしを失ひ、終に頓死仕見へる野の苦患ニ責られ浮事有間敷事

一、自然切支丹之儀承候ハヽ可申上候事

一、前々ゟ被　仰付候御法度之趣堅相守申候事

右之趣少茂相違無御座相守申候、為後日如件

明治三午年正月廿七日[61]

これは、「遺類」の摘発とあわせて潜伏キリシタン取締りのために社寺局が独自に行ったキリシタン宗門改である。書面の一部が近世前期に作成されていた起請文の様式となっており、寺請制度とは関係なく、キリスト教信仰を否定する内容となっていることが読み取れる。これとは別に粛々と宗門改が実施されていることも看過できない。

毎春之通宗門人別御改申付候間、左之通可相心得候

一、正月廿七日之出入極々帳面相認可申事

一、同廿七日より其所御改済候迄者出入差留可申候事

但御改済候以後出入之儀者不苦候

一、剃頭之者者印判為仕、家内之者共ハ管判為仕、改方之儀者先年踏絵有之節之形ヲ以村々江大庄屋・小庄屋共罷越相改可申事

一、人高帳是迄之通差出可申事

一、他所行帳右同断
一、病人帳右同断
　　但是迄病症書記来候得共今後不及書記候、且年齢茂不及書記候
一、永尋者帳右同断
一、寺院江宗判為致候付、御改帳面認方之儀是迄之通可相心得候
一、奉公江罷出候者去春之通可相心得候
一、御改帳面致内見候ニ付、二月六日伺書物一同可差出候
　　但同八日帳面下ケ可申候
一、二月十八日大庄屋・小庄屋奥印申付候間可罷出事
一、組々御改定日左之通（中略）
右之通可相心得候、以上[62]

こちらでは、先例どおりの檀家制度に依拠した宗門改が指示されているが、キリシタン統制は先に見た「御書物」の提出により別途行われており、宗教統制よりも人別把握に重きをおいて宗門人別帳が作成されていたといえる。その後も緊張は続き、明治3年閏10月15日に臼杵藩知事は太政官弁官へ「切支丹宗門幷邪宗門之儀従前々無懈怠今以相改申候」、「不審成者無御座[63]」とキリシタン宗門改の結果を届け出ている。

おわりに

本稿で明らかになった主な事柄を改めて書き上げると以下の6点になる。

①明治新政府は発足後も旧幕府のキリシタン政策を踏襲し、諸藩の伺いに対しては新制度が制定されるまでの間、宗門改を継続するように指示を出した。

②一方で、神葬祭の希望者には離檀を許可したため、寺請制度の上に成立する宗門改は十全に機能しなくなり、府藩県によって独自の制度を運用する裁量を認めざるをえなくなった。地域によっては、明治2年（1869）から氏子改が実施されるようになる。

③宗門改に変わる宗教統制政策と評価されてきた氏子改は、浦上四番崩れを

現地で統括した渡辺昇によって主張され、まず長崎県を実験場として実施された。その後、渡辺はさらに全国での施行を建言し、結果として明治4年7月に「大小神社氏子取調規則」が制定されて氏子改が一律に行われることになった。

④「大小神社氏子取調規則」よる氏子改は、運用開始後、結果的に戸籍制度を補う機能を有したとはいえ、この制度の設計者たちはあくまでも宗教統制政策として構想しており、実際にも宗教的要素が濃かった。

⑤臼杵藩では、「御一新」に出遅れたコンプレックスから、新政府が示した宗教政策に沿うかたちで領内の非キリスト教化を進めるための組織整備・制度の改変が行われた。藩領周辺で発生した騒擾への脅威も潜伏キリシタン統制の力を強める要因となった。

⑥臼杵藩宗門奉行が備えていた宗教統制と人別把握の機能は分離し、明治3年に行われた宗門改は実質的に宗教政策としての色彩は薄れ、社寺局が主導して行われたキリシタン宗門改がキリシタン統制の役割を負った。

本稿全体を通じて、新政府が諸外国の動向をにらみつつ進めたとイメージされている明治初年のキリシタン統制は、それに加えて実際に制度を運用する府藩県との相互関係のなかで築かれていったものであることが明らかになった。ただし、臼杵藩のケースは一例にすぎず、諸藩の事例研究を蓄積してゆくことで地域ごとの個性がより明確になるであろう。

個別藩の研究を深耕するためには、旧藩において宗教統制を担当した組織のアーカイブズの行方を把握することも肝要となる。臼杵藩の場合、先述のとおり宗門奉行の廃止にともなって寺社奉行におもだった諸帳面は引き継がれたが、マリオ・マレガ資料を見ても宗教統制の関係文書は明治元年でほぼ途絶えている[64]。ここから、マリオ・マレガ資料に含まれる宗教統制関係文書は、寺社奉行へ移管された文書を除く宗門奉行のアーカイブズで構成されているのだと推定される。現段階では状況証拠しかないため、確定的なことはいえないが、見通しとして書き留めておきたい。また、寺社奉行へ移管された文書の追跡も今後の課題としてあげておきたい。

註

1）「切支丹邪宗門」の表現に対してイギリス公使パークスらから抗議を受けた新政府は、第3札の文面を「一、切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁之通固ク可相守事、一、邪宗門之儀ハ固ク禁止候事」と変更した。三上昭美「明治新政府のキリスト教政策」（中央大学人文科学研究所編『近代日本の形成と宗教問題』中央大学出版部、1992年）、家近良樹『浦上キリシタン流配事件 ―キリスト教解禁への道―』（吉川弘文館、1998年）、鈴江英一『キリスト教解禁以前 ―切支丹禁制高札撤去の史料論―』（岩田書院、2000年）など参照。

2）浦上四番崩れを扱った文献は多く、政治・外交・法制・地域など多様な観点から研究が進められている。片岡弥吉『浦上四番崩れ ―明治政府のキリシタン弾圧―』（筑摩書房、1963年）、清水紘一「長崎裁判所の浦上教徒処分案をめぐって」（前掲註1『近代日本の形成と宗教問題』）、前掲註1『浦上キリシタン流配事件』、安高啓明『浦上四番崩れ ―長崎・天草禁教史の新解釈―』（長崎文献社、2016年）、大橋幸泰『潜伏キリシタン ―江戸時代の禁教政策と民衆―』（講談社、2019年）など参照。

3）最近では、清水有子「戊辰戦争下のキリスト教政策」（奈倉哲三・保谷徹・箱石大編『戊辰戦争の新視点』上、吉川弘文館、2018年）などがある。

4）東昇「津山藩における宗門改制度の変遷 ―宗教と地域情報の把握―」（『京都府立大学学術報告　人文』64、2012年）。

5）各藩の実情がわかる研究として、神谷智「『人的移動』の把握と宗門改帳 ―尾張藩を事例として―」（比較家族史学会監修・利谷信義ほか編『戸籍と身分登録』、早稲田大学出版部、1996年）、東昇「宗門改帳の作成 ―岡山藩の宗門改帳の変遷―」（『岡山地方史研究』82、1997年）、溝渕利博「讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究 ―讃岐高松藩のキリシタン禁制と『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格―」（『研究紀要』56・57、高松大学、2012年）、八嶋義之「福岡藩における宗門改制度」（『七隈史学』20、2018年）などがあげられる。

6）水本邦彦『徳川の国家デザイン』（小学館、2008年）、10・11頁。

7）大石慎三郎「江戸時代における戸籍について」（福島正夫編『戸籍制度と「家」制度 ―「家」制度の研究―』東京大学出版会、1959年）は、全国で宗門人別帳が戸籍簿としての役割を兼ねるようになるのは元禄・享保期（1688～1736）頃だとする。

8）これを批判し、宗門改の宗教統制としての性格を重視する、松浦昭「史料『宗門改帳』研究序説」（神戸商科大学学術研究会編『神戸商科大学創立七十周年記念論文集』、神戸商科大学学術研究会、2000年）もある。だが、宗門帳と人別帳が融合して宗門人別帳が作成されるようになり、宗教統制と戸籍調査が一体化してゆくとの見解は通説的地位を退いていないし、筆者もこれを支持する。

9）森謙二「近代戸籍の展開」（『茨城キリスト教大学紀要　Ⅱ社会・自然科学』48、2014年）は、「(1) 全住民を網羅的に組み込んで編成したものであること、(2) 年齢・性別のほか、誕生・婚姻・離婚・養子・離縁・死亡あるいは移動を明らかにするものであったこと、これらのことは近代の戸籍と共通した性格を持つものである」というより限定的な理解を示している。

10）明治4年太政官布告322号。

11）豊田武『日本宗教制度史の研究』（厚生閣、1938年）、196頁。

12）村上重良『国家神道』（岩波書店、1970年）、96頁。また、阪本是丸「氏子調と戸籍法・民法」（『國學院雑誌』85-8、1984年）は、氏子改を民部省発案による私生児の把握策だと捉えて

いる。

13）「太政類典」第一編・慶応三年～明治四年・第百二十一巻・教法・教法（国立公文書館所蔵、太00121100）。

14）「公文録」明治元年・第二十巻・戊辰一月～己巳六月・諸侯伺（国立公文書館所蔵、公00020100）。高田藩からの「旧例文言ノ内公儀ノ文字相除キ、例年ノ通請取可申哉」との伺いに対して、弁事役所は「書面伺ノ通リ可為事」と回答している。

15）「太政類典草稿」第一編・慶応三年～明治四年・第百三十巻・教法・教法（国立公文書館所蔵、太草00131100）。大垣藩からの「今般御一新被仰出候ニ付テハ右両様（宗門人別帳と寺請証文―宮間註）以来如何取計可申哉」との伺いに対して、弁事役所は「追御沙汰候迄先是迄ノ通候事」と回答している。

16）太政官布告明治元年第893、『法令全書』明治元年10月25日。

17）「復古記原史料」11-18-3-1（東京大学史料編纂所蔵）。本史料は、紀州藩主徳川茂承から提出されたものだが、文言に若干の異同はあるものの他の家から提出された文書もほぼ同内容である。

18）「公文録・明治二年・第七十二巻・己巳六月～辛未七月・飯田藩伺」（公00139100）ほか。明治元年の届書と比べると大名の署名・花押に変わり、藩名あるいは「藩知事」と官職のみが記されているが、明治2年6月の版籍奉還を経て旧大名が政府の地方官である知藩事となった（中下大夫は明治2年12月廃止）ことの影響だと考えられる。ただし、柳生藩、上田藩などは、知藩事の署名・花押入りで提出しているので厳密な規定はなかったと推定される（「大日本維新史料稿本」明治3年是月、東京大学史料編纂所蔵）。また、新発田藩の届書に、「私支配所中古切支丹之類族之者共常々行跡疑敷儀無御座候事」と類族への言及があるように、藩によって若干の個性が見いだせる場合もある（「公文録・明治二年・第二百二十六巻・己巳六月～辛未七月・新発田藩」、公00297100）。

19）前掲註13「太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百二十一巻・教法・教法」。

20）太政官明治元年第320、『法令全書』慶応4年閏4月19日。

21）前掲註13「太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百二十一巻・教法・教法」。

22）「公文録・明治二年・第七十九巻・己巳六月～辛未七月・西端、新谷藩伺」（公00147100）。

23）太政官明治4年第322、『法令全書』明治4年7月4日。

24）大蔵省明治4年第70、『法令全書』明治4年10月3日。

25）「公文録・明治四年・第百二十八巻・辛未九月・大蔵省伺」（公00580100）。

26）「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 1」（宮内庁宮内公文書館所蔵、72024）。本史料は、「三条実美公年譜」編修時に収集されたもので、三条実美のもとにあった文書だと推定される。宮間純一「宮内省における修史事業とアーカイブズ ―「三条実美公年譜」を事例に―」（『アーキビスト』84、2015年）参照。

27）明治2年5月耶蘇宗徒御処置取調掛、同月待詔局主事、8月15日弾正大忠、同月耶蘇宗徒処置取扱。修史局編『百巻履歴』下（日本史籍協会、1928年）、58-59頁。

28）前掲註26「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 1」。

29）民部省明治3年第429、『法令全書』明治3年6月。

30）「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 2」（宮内庁宮内公文書館蔵、72026）。

31）「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 3」（宮内庁宮内公文書館蔵、72025）。

32）前掲註12阪本是丸「氏子調と戸籍法・民法」。阪本論文の問題点は、平野武「（書評）阪本是丸著「明治国家と招魂社体制 ―靖国神社の成立と地方招魂社行政―」（神道学第一二二号）「氏子調と戸籍法・民法」（国学院雑誌第八五巻第八号）「明治八年左院の教部省処分案 ―近代日本宗教史の一齣―」（国学院雑誌第八四巻第一一号）」（『法制史研究』35、1985年）も指摘している。

33）脱籍・浮浪問題については、佐々木克『志士と官僚 ―明治初年の場景―』（ミネルヴァ書房、1984年）、高木俊輔『それからの志士 ―もう一つの明治維新―』（有斐閣、1985年）ほか参照。

34）前掲註26「耶蘇教徒取調一件書類　明治二～四 1」。

35）星野靖二「幕末維新期のキリスト教という『困難』」（岩田真美・桐原健真編『カミとホトケの幕末維新』法藏館、2018年）。

36）「御会所日記」（臼杵市立臼杵図書館所蔵）。以下、「日記」と略記する。

37）佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（『国文学研究資料館研究紀要 アーカイブズ研究篇』12、2016年）、本書所収。

38）ちなみに、近世段階から仏教寺院である檀那寺にかわって、神社の神職による「神職請」（「神道請」、「神主請」）が行われていた岡山藩のような事例もあるが、臼杵藩の場合、そうした制度は採用されていない。岡山藩の「神職請」については、水野恭一郎「岡山藩神職請制度補考」（『鷹陵史学』8、1982年）、大川真「『朱子学』と日本近世社会 ―岡山藩神職請を題材にして―」（『日本思想史研究』32、2000年）ほか参照。

39）「華族家記・稲葉久通」（国立公文書館所蔵、家00023100）。

40）前掲註36「日記」慶応4年2月10日条。

41）前掲註36「日記」慶応4年正月2日条。

42）前掲註36「日記」慶応4年正月28日条。

43）「御宸翰」については、三宅紹宣「五箇条の誓文・宸翰と五榜の掲示」（『明治維新史研究』9、2013年）、同『幕末維新の政治過程』（吉川弘文館、2021年）所収。ただし、三宅の五榜の掲示に対する評価と筆者の理解は相違する。このことについては、宮間純一「『政権交代』と地域 ―関東の旧幕府領と旧旗本知行所を中心に―」（『明治維新史研究』17、2019年）、同「慶応四年の「政権交代」と「五榜の掲示」 ―下総国における高札の掛け替え―」（『千葉いまむかし』34、2021年）に示した。

44）前掲註36「日記」慶応4年4月4日条。

45）前掲註36「日記」慶応4年閏4月3日条。

46）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館研究紀要 アーカイブズ研究篇』14、2018年）。

47）前掲註36「日記」慶応4年5月9日条。

48）前掲註36「日記」明治2年正月2日条。宗門奉行の廃止および寺社奉行から社寺奉行への名称変更の正確な日付は不明だが、「日記」明治2年正月2日条に「是迄宗門奉行出座之所ニ候得共右御役御廃止」とあることから、遅くとも明治元年末から明治2年初頭頃には宗門奉行は廃されていたものと考えられる。

49）前掲註36「日記」明治2年正月2日条。

50）前掲註36「日記」明治2年正月13日条。

51）マリオ・マレガ資料A16.5.1.1（バチカン図書館所蔵）。

52）前掲註36「日記」明治2年3月1日条。
53）明治3年4月7日に臼杵藩より、新政府へ窮民救助のため5000両が献金されていることも同じ理屈で理解できる（前掲註39）「華族家記・稲葉久通」）。版籍奉還の全国的な動勢は、松尾正人『廃藩置県の研究』（吉川弘文館、2001年）参照。
54）前掲註36「日記」明治2年7月12日条。
55）前掲註36「日記」明治2年10月28日条ほか。
56）前掲註36「日記」明治2年10月28日条。
57）前掲註36「日記」明治3年正月21日・12月22日条。
58）前掲註36「日記」明治4年正月10日条。その後、庶務掛が宗教関係の事務を引き継ぐことになる。
59）前掲註36「日記」明治2年12月28日条。
60）「古史捷」明治3年正月18日条（臼杵市立臼杵図書館蔵）。
61）前掲註60「古史捷」明治3年正月27日条。
62）前掲註60「古史捷」明治3年正月14日条
63）前掲註36「日記」明治3年12月8日。届書は10月付で作成。
64）ただし、明治2年の宗旨改帳などが若干数含まれる。これらがマリオ・マレガ資料に混在している理由については検討の余地がある。

【付記】本稿の一部は、JSPS科研費基盤B・19H01303（研究代表者：箱石大）の成果によるものである。

臼杵藩におけるキリシタンの数と分布

平井義人

はじめに

徳川幕府によって貫徹され多くの犠牲者を出したキリシタン禁制政策を考えるとき、弾圧の対象となったキリシタンがそれぞれの地域でそもそもどれくらいの数と分布を示していたのかを明らかにすることは、全体を理解する上でもっとも重要なことなのではないだろうか。そしてそのことは臼杵藩におけるキリシタン禁制政策の研究においても例外ではない。しかし、これまでの豊後におけるキリシタンの数および分布の解明に挑んだ研究には、姉崎正治[1]、マリオ・マレガ[2]、平山喜英氏[3]等のものがあるが、いずれも史料の制約などにより一部地域の限られたキリシタンの数を明らかにするのみで、臼杵藩領に限ってみてもその全体像に迫る研究には至っていなかった。ところが、発見されたマリオ・マレガ収集文書（以下、マレガ資料）には、類族の誕生あるいは死去をはじめとする村の庄屋・町の年寄・檀那寺から臼杵藩宗門奉行に宛てた報告文書が大量に含まれており、その文書中にはそれぞれの類族の祖となるキリシタンが記されている。この記録から失われた類族帳等のキリシタンのリストを、全体像を掌握できる程度において、復元することは可能なのではないだろうか。奇しくもこの史料群を収集したマリオ・マレガ自身は、これらの報告文書すべてを使って臼杵藩全体のキリシタンの数や分布を抽出する研究は行っていなかった。本稿ではこれら臼杵藩宗門奉行宛報告文書の情報を集積することによって明らかにできた、臼杵藩領のキリシタンの数や分布およびその周辺の問題について報告する。

1. 類族情報からの復元

臼杵藩領の村・町や寺から臼杵藩宗門奉行に宛てられた類族の出生や死去等に関する報告文書とはどのようなものか、まずはその例を示しておく。

史料1

「(朱書)生帳一之内海部郡望月村転切支丹源右衛門妻類族之内
本人同然同村市蔵曽孫作蔵世悴長作娘」

覚

田町作蔵子新町長作娘

一、本人同然望月村市蔵曽孫　さく
「(朱書)父同然」

他領類族ニ而無御座候　真宗善正寺旦那

右之さく当卯二月廿四日致出生候

則父方之寺旦那ニ仕候、此旨御断申上候

以上

元禄十二年卯四月朔日[4]（以下省略）

これが出生届である。省略した部分には差出者の新町年寄（3名）と宛所の臼杵藩宗門奉行（3名）の名が並ぶ。この下線部分のように出生届には生まれた類族の祖としてのキリシタン「本人」あるいは「本人同然」の名前が、出生人物名の冒頭に記されている。つぎに死骸改証文であるが、これには亡くなった類族の情報の後にその人物の先祖中の「本人」あるいは「本人同然」の情報が下線部のように記されている。

史料2

御書物之事

一、落谷村喜之助三拾四歳中風煩十一月七日相果申候、此者祖父泊村前与左衛門転本人、就夫庄屋弁指五人組之者罷出吟味仕死骸見届申候、少も疑敷儀無御座候、禅宗普現寺土葬取置被申候、則住持之手形取相添差上申候、仍而御書物如件

元禄拾弐年
卯ノ十一月八日[5]（以下略）

ただし、死骸改証文のすべてが類族の祖である「本人」あるいは「本人同然」を明記しているわけではない。貞享5年（1688）前後の時期を中心にして「本人」「本人同然」を明記しない類族の死骸改証文が散見される[6]ことに注意しておかなければならない。一方、例示した出生届のように、元禄12年（1699）前後の出生届には袖に朱書で「生帳」の番号を示し、当該類族の祖である「本人」「本人同然」およびその大元となった始祖のキリシタン[7]の情報を加筆している。この朱書は届を受け取った宗門奉行側で記されたものと考えられる。

このように、宗門奉行宛報告文書にはそれぞれに朱書も含め「本人」「本人同然」に関する情報が記されているわけであるが、この「本人」「本人同然」とは、貞享4年に幕府が出した元キリシタンの捕捉に関する触[8]にて規定されたもので、「本人」とは転宗者、「本人同然」とは転宗者が転宗する以前に生まれた子のことである[9]。またこのときに幕府が定めた、元キリシタンの捕捉に関する規定である「類族制度」とは、その「本人」「本人同然」の子孫を「類族」と定めキリシタン統制の対象として捕捉していくというものである。本稿ではこれらの「本人」「本人同然」情報の集積を中心にして、当時のキリシタンの数ならびに分布を明らかにしようというものであって、あくまでも支配する側・弾圧する側が認識した「キリシタン」（＝「本人」「本人同然」）の分析に過ぎないことを断っておく。

これらの史料による分析の有用性は、一部の特定地域における情報が極端に欠落するおそれが少ないことである。なぜならば、宗門奉行側では本史料を作成時期ごとに分類しており[10]、村・町ごとには分類・保管していないからである。したがって、特定地域の史料が集中して散逸するおそれは少ない[11]。一方、世代も下がれば多くの類族が出身村を超えて生活するようになっており、仮に一部の村の史料が集中的に失われたとしても他村に住む類族子孫からの情報で復元できる可能性もある。

このようなキリシタン情報を集積するにあたって、使用する村名については慶長・元和・寛永期及び豊後崩れ期である万治から天和期という二度の弾圧期

にもっとも近い「正保郷帳」に記載された村名を基本とした（図1）。「正保郷帳」に記載されていない村については「元禄郷帳」から拾い、本村枝村関係を調べ、「正保郷帳」掲載村の枝村として整理している。「元禄郷帳」にも記載されていない村名も3例使われていた（二目川・八幡田・荒瀬）が、それも同じ処理をした。

類族情報から集積し上記村ごとにキリシタン数を集計したものが表1である。「類族」関係史料から復元できた臼杵藩領キリシタンの数は1622名であった。本表作成のために一人一人のキリシタンと根拠史料などを記した名簿も作っているが、紙面の制約により本稿にては示すことができない。

ただし、本作業にはいくつかの問題点がある。第一に、臼杵藩領内に同名村が多く存在し、キリシタンの所属村を断定することが困難な事例が多々あったこと。第二に、藩領全体はもとより、同一村内においても同名の人物が多く存在し、それらを別人として区別することが困難であったこと。第三に、逆に同一人物が音によりさまざまな漢字で表記されており、それらの表記間での人物の異同の判断が困難だったこと。第四に、子や孫に同じ名が世襲される事例が少なからずあり、やはり人物の異同の判断が困難だったこと。第五に、女性の多くは実名を記さず誰々の女房・誰々の下女などという表記がされているが、再婚の事例や下人・下女の主人が入れ替わる事例があり、これも人物異同の判断が困難だったこと。第六に、臼杵藩領におけるキリシタンの数という定義で復元する場合、他領のキリシタンは除外して集計しなければならないが、誤って拾ってしまう危険性があったこと。第七に、村を移動して住んだ人物がキリシタンであった場合、キリシタンの分布である以上、入信したときの村に帰属させるべきと判断したが、その判断が困難であったこと。第八に、改名の事例が少なからずあり、その確認が困難だったこと、などである。

第一については、臼杵藩領内の同名村を確認すると22組存在した。2村同名が、①田原、②宮尾、③福良、④大内、⑤小津留、⑥岡、⑦一木、⑧松原、⑨芝尾、⑩門前、⑪広原、⑫小切畑、⑬中尾、⑭深田、⑮白岩、⑯田中、⑰松尾、⑱久原、⑲赤峯・赤嶺、3村が、⑳市、㉑長小野、4村が、㉒原である。アカミネ村については、「正保郷帳」では「嶺」と「峯」で書き分けられているが、

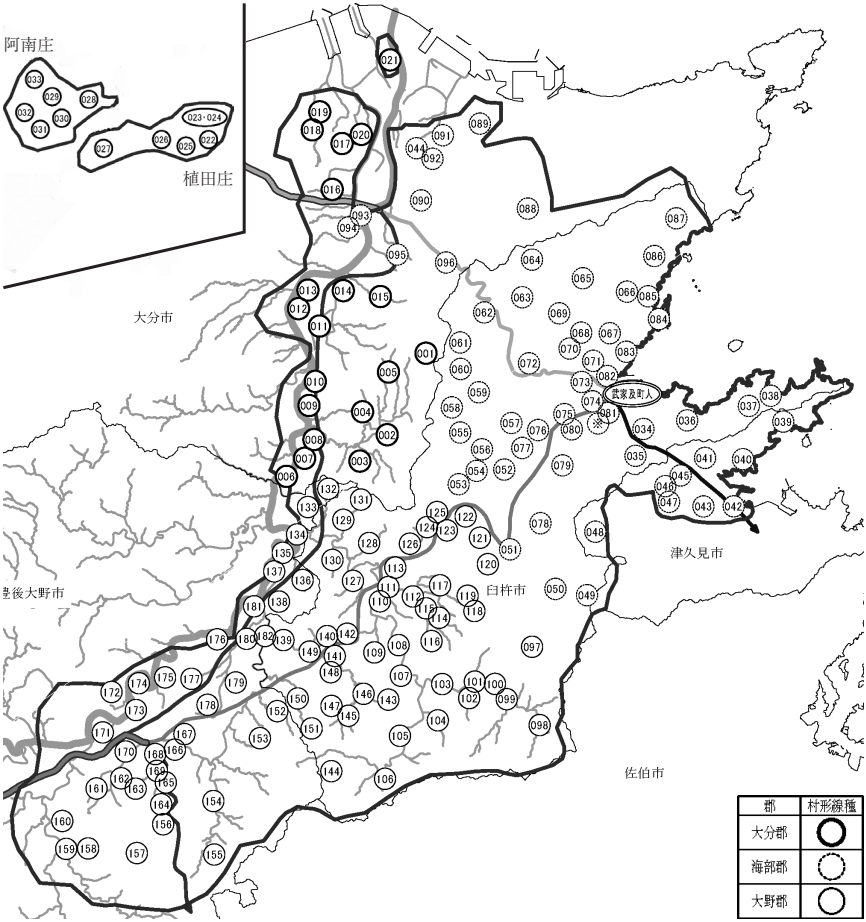


図1　臼杵藩領の村々（番号は表1～表3の番号・村名に対応）

本史料中では混乱している。一方、名前としてはまったく別である猪野村と井村についても、どちらも「井野村」と表記する事例があった。これらの間で区別が難しいのである。第二の、同村内における同名別人の事例は、A1.17.1.1.1.1の「久土村真本人・子本人死亡分書上帳」でその実際が明瞭に確認できる。本帳には212人のキリシタンが書き上げられているが、そのなかに同じ名前の人

物が14組見出されるのである。なかには3名同じ名前が拾えた事例もあった。よって同名者は29名、割合は全体人数の14％にのぼる。これらを類族情報から個別に拾った場合、別人と判断することは難しい。また、第四の事例では、たとえば堅浦村に「前市右衛門」が出てきて、これはキリシタン本人であることが記されているが、そのほかに前も後も記されない「市右衛門」がやはりキリシタン本人としてあがってくるのである。この「市右衛門」が前なのか後なのかを根拠なしに判断することはできない。このような名前の世襲による混乱は、上中下三代の事例においてすら9例存在した。一方、第六については、もっともキリシタンの分布が高かった高田周辺では特に他領とのあいだの移住がさかんであり、子孫の類族情報から祖であるキリシタンが他領の者であることに気付くことは明記されていない限り困難であった。もちろん当時は支配者間で明確に区別されていたものとは思われるが、原簿ではない断片的史料によって拾う作業では困難を伴うのである[12]。第七については、各々の入信時期が不明である以上、たとえば結婚で他村に移り住んだ人物が「本人」であれば、移り住んだ先の村のキリシタンとし、「本人同然」であれば生まれた村のキリシタンとして分類するつもりであったが、さまざまな混乱により徹底できなかった[13]。ただ、複数の村で二重に登載されることだけは避けられたと考える。

以上のようなことから、個別の断片的な類族情報からキリシタン名簿を復元する作業にはさまざまな限界があるといわざるを得ない。しかし、このようなことから多少の誤りが混在していたとしても全体像を鳥瞰できるデータにはなるはずである。ただし全体の数としては、この類族情報から拾い出したキリシタンの数に、類族情報からはあがってこないキリシタンの存在を明らかにし、その数を加える作業が必要となるが、その点は次節で検討したい。

表1が類族情報から復元した臼杵藩領におけるキリシタンの村別人数である。これをみると、キリシタンの分布は高田（村番号20森、90久所周辺）と野津（127広原周辺）に集中しており、『イエズス会日本年報』[14]に豊後には高田・野津・志賀に拠点があったと記されている点を首肯できる結果となった。ただし、その高田と野津の間でも極端に高田周辺の人数が多いことが指摘できる。一方、臼杵藩領全体としてはキリスト教が広域に広がっていたことがわかるが、それ

表1　類族情報から復元した臼杵藩領キリシタンの数

村番号	村　名	数	内訳
	大分郡		
1	(戸次)福良	5	
2	辻	8	5
	月形		2
	(戸次)宮尾		1
3	志津留	5	
4	(戸次)長小野	10	
5	(吉野)原	2	
6	川原		
7	上尾	2	
8	影木	10	
9	大塔	5	
10	利光	15	
11	(戸次)市	7	4
	佐柳		3
12	川床	20	
13	備後	3	
14	(戸次)小津留	5	
	楠木生		5
15	(戸次)大内		
16	横尾	60	36
	二目川		24
17	葛木	23	
18	猪野	26	
19	小池原	20	
20	森町	108	25
	森村		83
21	家島	17	
22	桑本	1	
23･24	上宗方･下宗方	4	2
	八幡田		2
25	(稙田)市		
26	(稙田)田原	1	
27	横瀬		
28	北方		
29	赤野		
30	柏野		
31	鬼ヶ瀬		
32	池上	1	
33	東行		
	海部郡		
34	海添	2	
35	内畑		
36	大泊		
37	坪江		
38	深江		
39	長目浦		
40	堅浦	6	

村番号	村　名	数	内訳
41	徳浦		
42	警固屋	4	1
	志手		1
	松崎		2
43	小園	1	
44	(丹生)岡	13	
45	迫口		
46	(津久見)原	1	
	蔵富(留)		1
47	鬼丸		
48	松川		
49	河原内	4	
50	東神野	4	
51	乙見	1	
52	掻懐	45	42
	山路		3
53	(臼杵)小切畑		
54	提内		
55	才倉	2	
	正願		2
56	挟岡	4	
	半三		4
57	岩屋川		
58	井上		
59	吉小野	1	
60	久木小野	3	
61	(臼杵庄)松原		
62	通	13	
63	中川	2	
64	松ヶ嶽	2	
65	藤河内	3	
66	田井	4	
67	大野	1	
68	三重野	2	
69	北川		
70	井野	1	
71	(臼杵庄)芝尾		
72	末広	5	
73	江無田	6	
	戸室		6
74	市浜	6	
75	(臼杵庄)門前		
76	荒田	1	
77	家野	14	
78	(臼杵)中尾	4	1
	左津留		2
	(臼杵)深田		1
79	望月	7	

村番号	村　名	数	内訳
80	野	7	
81	仁王座	3	
82	平岡		
83	大浜	26	5
	中津浦		21
84	黒岩	1	
85	下江		
86	藤田	4	
87	佐志生	4	
88	市尾	29	7
	屋山		22
89	里	15	
90	久所	152	25
	(丹生)原		50
	久土		77
91	(丹生)一木	11	
92	誓願寺	12	
93	大靏	1	
94	毛井	57	
95	宮河内	52	
96	広内	2	
※	(臼杵)福良	7	
	大野郡		
97	西神野	2	
98	垣河内	9	
99	遠久原	9	
100	内平	6	
101	泊	10	10
	岩崎		
102	田代	4	
103	今俵	2	
104	中(野)	26	15
	清水原		11
105	豊蔵	24	12
	岩屋		12
106	(中)白岩	6	
107	蕨野	4	3
	黒土		1
108	落谷	35	
109	前河内	53	37
	野口		16
110	板屋	18	11
	竹下		7
111	(野津)市	23	5
	日当		5
	寺小路		13

村番号	村　名	数	内訳
112	竹辺	6	
	持丸		1
	八熊		5
113	中山	3	1
	迫		2
114	(野津)大内	4	1
	才原		3
115	(山頭)田中		
116	溜水	3	2
	水地		1
117	(野津)松尾	1	
118	笠良木		
119	田良木	3	
120	備後尾	3	2
	田平		1
121	塩柏	1	
122	若山		
123	(野津)芝尾	9	6
	名塚		2
	桐木		1
124	(生野原)小切畑	1	
125	生野原	2	
	菅無田		2
126	筒井	13	3
	池原		5
	赤迫		5
127	(野津)広原	60	27
	下藤		33
128	秬(黍)野	27	11
	牧原		2
	波津久		7
	木所		7
129	平野	1	
130	内河野	22	4
	生野		7
	於牟連		7
	利野		4
131	(黍野組･下)長小野	15	8
	桑畑		2
	福原		5
132	寒田	5	
133	細口	47	7
	御霊園		11
	鍋田		16
	(野津)久原		13
134	荻原	21	4
	(野津)松原		7
	黒坂		10

村番号	村　名	数	内訳
135	戸上	11	
136	長谷	33	
137	高松	6	
138	山奥	13	
139	天手	2	
	(上)長小野		2
140	篠枝	8	4
	荒瀬		4
141	川平(河平)	3	2
	吉岡		1
142	(野津)一木	6	
143	椎原(竹脇の枝村)	13	
144	出羽	2	
145	細枝	2	
146	奥畑	1	
	折立		1
147	山口	1	
	大内河内		1
148	谷ヶ平		
149	石上	1	
150	竹脇	3	
151	(西畑)田中	3	
152	入北	7	
153	小坂	1	
154	(三重)松尾		
155	鷲谷		
156	松谷		
157	山中	2	
158	(三重)小津留		
159	田町	1	
160	(三重)久原		
161	(三重)中尾	1	
	山田		1
162	(三重)深田	1	
163	羽飛		
164	内山		
165	久知良		
166	内田		
167	(三重)赤嶺	4	
168	市場	1	
169	肝煎		
170	玉田	3	
171	川辺	8	
172	向野	11	
173	百枝		
174	西原		
175	(三重)田原	1	
176	宇対瀬		

村番号	村　名	数	内訳
177	又井	3	2
	森迫		1
178	芦苅	4	
179	菅生	1	
180	(三重)宮尾	1	
181	深野	1	
182	徳瀬		
上記村外(武家及び町人等)			
—	平清水	81	6
—	横町		1
—	浜町		3
—	本町		4
—	唐人町		4
—	畳屋町		7
—	掛町		4
—	(新町)		1
—	武家及武家下人等		51
—	特定不能	1	
総　計			1622

・村名は「正保郷帳」による。村番号は「正保郷帳」に記された順番。
※(臼杵)福良村は「正保郷帳」に記載漏れの村。

は街道[15]沿いおよび川沿い（とくに大野川水系）を中心として広がったということができよう。とくに、101泊村・104中野村・105豊蔵村あたりの岩屋・白岩地区は、背後が奥深い山となった山間部の行き止まりであり、臼杵藩領内ではもっとも交通の困難な場所の一つだったものと想像できる。ここへの布教には大野川の支流野津川・垣河内川[16]が大きな役割を担ったのではないかと想像される。このような奥地にまでキリスト教は浸透していたのである。一方、キリシタンが確認できなかった村も46を数えるが、そのなかでは津久見地域（現津久見市域周辺）に注目される。津久見では「古峯和尚寺請証文[17]」に、大友宗麟が住民を強制的にキリスト教に転宗させたと記されているが、この分析ではわずかしかキリシタンの存在を見出すことはできなかった。また、三重郷と飛地の稙田庄（村番号22～27）・阿南庄（村番号28～33）にもキリシタンを見出すことはできなかった村が集中していることに注目される。

2. 類族情報のないキリシタンの存在と全体像

前節にて、類族の出生届・死骸改証文等から導き出されたキリシタンを拾うだけでは当時のすべてのキリシタンを復元するには至らないということを述べた。この方法では類族のいないキリシタンはあがってこないからである。そこで、類族関係の記録によらないキリシタン情報を記した史料をマレガ資料から探すと以下の23点が見出される。

①A1.5.1.1　覚（長崎ヨリ御戻被成候久土村者共相尋覚申分之書付）　寛文8年（1668）
②A1.5.2.1　河野権右衛門殿ヨリ申来候切支丹類門之覚　寛文8年
③A1.5.3.1　覚（従河野権右衛門殿申来候切支丹類門書上）　寛文8年
④A1.5.6.1　久土村長熊訴人之類門長崎へ遣者之覚　寛文8年
⑤A1.5.7.1　覚（葛木村久助他籠舎申付、久土村長熊訴人長崎送り等書状）　寛文8年
⑥A1.5.8.1　覚（寛文八年切支丹嫌疑で捕縛の者村名人名書上）　寛文8年
⑦A1.7.5.2.1　稲葉能登守領分切支丹宗門囚人今度被仰下候分召連相渡申覚　寛文5年

⑧A1.7.5.3　切支丹類門之もの名付之覚　寛文5年
⑨A1.7.10.1　御領分之者書上（くらき村・久土村・小池原村・原村・年ノ尾村・東・丸田村・川辺村・万大寺村・横尾村）　年代不明
⑩A1.9.1.1.1　長崎□□被召寄候切支丹類門人数之覚　年代不明
⑪A1.9.2.1.3.1　長崎籠舎存生人数　寛文5年
⑫A1.9.3.2.1　長崎与遣取之状案紙不見へ候分書出シ　（寛文9年）
⑬A1.17.1.1.1.1　（丹生庄久土村真本人子本人の書上）　年代不明
⑭A1.17.1.2.1　真本人生帳一名付次第　年代不明
⑮A1.17.1.3.1　子本人死帳　年代不明
⑯A1.17.1.4.1.(1)　存命之本人子本人之御帳（末広組）　元禄2年（1689）
⑰A1.17.1.4.1.(2)　転本人并子本人存命之覚 川登組　元禄2年
⑱A1.17.1.4.1.(3)　存命本人之御帳 広原組　元禄2年
⑲A1.17.1.4.1.(4)　転本人存命ニ有之者之御帳 東神野組　元禄2年
⑳A1.17.1.4.1.(5)　転本人存命之者名付 寺小路組　元禄2年
㉑A2.2.5.2.1　覚（籠舎に処したキリシタン嫌疑者書上）　寛文8年
㉒A2.4.3.2.1　切支丹宗門之者御預帳　（元禄4年）
㉓A2.4.3.3.1　従河野権右衛門殿被申越候付私城下籠舎申付候者之覚　（寛文9年）

これらの史料からキリシタンの情報を抽出し、表1と重複する人物を除いたものが表2である。そして表1と表2を合計したものが表3である。表2で明らかなとおり表1で抽出できなかったキリシタンの数は809名にのぼった。この809名はなぜ類族情報の方からはあがってこなかったのか。その理由は史料上の問題等さまざまあるものと思われるが、そのもっとも基本的な理由としては、類族となるべき子孫や血縁者がいない、すなわち血族が途絶えたということがあげられるものと考える。また、表2のキリシタンは根拠史料から判断して豊後崩れ期に捕縛された人々という性格もあるのだが、それは高田地区だけではなく城下や野津地域あるいは岩屋・白岩地区など広範に及ぶことがわかるのである。すなわち、豊後崩れ期に捕縛・弾圧されたキリシタンは高田地区だけではなく、臼杵藩領の広域にわたっていたということを指摘しておかなければならない。

このようなキリシタンの情報を表1に加えれば、その総計である表3は実際

表2　類族情報のない臼杵藩領キリシタンの数

村番号	村　名	数	内訳
	大分郡		
1	(戸次)福良		
2	辻		
	月形		
	(戸次)宮尾		
3	志津留		
4	(戸次)長小野		
5	(吉野)原		
6	川原		
7	上尾		
8	影木		
9	大塔		
10	利光		
11	(戸次)市		
	佐柳		
12	川床		
13	備後		
14	(戸次)小津留	2	
	楠木生		2
15	(戸次)大内		
16	横尾	38	23
	二目川		15
17	葛木	74	
18	猪野	40	
19	小池原	24	
20	森町	147	13
	森村		134
21	家島	5	
22	桑本		
23･24	上宗方･下宗方		
	八幡田		
25	(稙田)市		
26	(稙田)田原		
27	横瀬		
28	北方		
29	赤野		
30	柏野		
31	鬼ヶ瀬		
32	池上		
33	東行		
	海部郡		
34	海添		
35	内畑		
36	大泊		
37	坪江		
38	深江		
39	長目浦		
40	堅浦		

村番号	村　名	数	内訳
41	徳浦		
42	警固屋		
	志手		
	松崎		
43	小園		
44	(丹生)岡		
45	迫口		
46	(津久見)原		
	蔵富(留)		
47	鬼丸		
48	松川		
49	河原内		
50	東神野	2	
51	乙見		
52	掻懐	4	4
	山路		
53	(臼杵)小切畑		
54	提内		
55	才倉		
	正願		
56	挟岡		
	半三		
57	岩屋川		
58	井上		
59	吉小野		
60	久木小野	1	
61	(臼杵庄)松原		
62	通	9	
63	中川	1	
64	松ヶ嶽		
65	藤河内		
66	田井		
67	大野		
68	三重野		
69	北川		
70	井野		
71	(臼杵庄)芝尾		
72	末広	3	
73	江無田		
	戸室		
74	市浜		
75	(臼杵庄)門前	1	
76	荒田		
77	家野		
78	(臼杵)中尾		
	左津留		
	(臼杵)深田		
79	望月		

村番号	村　名	数	内訳
80	野		
81	仁王座		
82	平岡		
83	大浜		
	中津浦		
84	黒岩		
85	下江		
86	藤田		
87	佐志生		
88	市尾	15	2
	屋山		13
89	里	1	
90	久所	245	13
	(丹生)原		20
	久土		212
91	(丹生)一木	7	
92	誓願寺		
93	大靏		
94	毛井	13	
95	宮河内	5	
96	広内		
※	(臼杵)福良		
	大野郡		
97	西神野		
98	垣河内	1	
99	遠久原	1	
100	内平		
101	泊	7	7
	岩崎		
102	田代		
103	今俵		
104	中(野)	19	1
	清水原		18
105	豊蔵	6	2
	岩屋		4
106	(中)白岩	1	
107	蕨野	5	
	黒土		5
108	落谷	12	
109	前河内	16	11
	野口		5
110	板屋	6	2
	竹下		4
111	(野津)市	8	4
	日当		1
	寺小路		3

村番号	村　名	数	内訳
112	竹辺		
	持丸		
	八熊		
113	中山		
	迫		
114	(野津)大内		
	才原		
115	(山頭)田中		
116	溜水		
	水地		
117	(野津)松尾		
118	笠良木		
119	田良木		
120	備後尾		
	田平		
121	塩柏		
122	若山		
123	(野津)芝尾		
	名塚		
	桐木		
124	(生野原)小切畑		
125	生野原		
	菅無田		
126	筒井		
	池原	1	
	赤迫		1
127	(野津)広原	16	6
	下藤		10
128	秬(黍)野		7
	牧原	10	2
	波津久		1
	木所		
129	平野		
130	内河野		
	生野	6	2
	於牟連		1
	利野		3
131	(黍野組･下)長小野		1
	桑畑	1	
	福原		
132	寒田	1	
133	細口		
	御霊園	15	
	鍋田		5
	(野津)久原		10
134	荻原		
	(野津)松原	5	2
	黒坂		3

村番号	村　名	数	内訳
135	戸上		
136	長谷		
137	高松		
138	山奥	1	
139	天手		
	(上)長小野		
140	篠枝	3	2
	荒瀬		1
141	川平(河平)		
	吉岡		
142	(野津)一木	1	
143	椎原(竹脇の枝村)	1	
144	出羽		
145	細枝		
146	奥畑		
	折立		
147	山口		
	大内河内		
148	谷ヶ平		
149	石上		
150	竹脇		
151	(西畑)田中	1	
152	入北		
153	小坂		
154	(三重)松尾		
155	鷲谷		
156	松谷		
157	山中	2	
158	(三重)小津留		
159	田町		
160	(三重)久原		
161	(三重)中尾		
	山田		
162	(三重)深田		
163	羽飛		
164	内山		
165	久知良		
166	内田		
167	(三重)赤嶺		
168	市場		
169	肝煎		
170	玉田		
171	川辺	12	
172	向野	1	
173	百枝		
174	西原		
175	(三重)田原		
176	宇対瀬		

村番号	村　名	数	内訳
177	又井		
	森迫		
178	芦苅		
179	菅生		
180	(三重)宮尾		
181	深野		
182	徳瀬		
上記村外(武家及び町人等)			
—	平清水		4
—	横町		
—	浜町		
—	本町		1
—	唐人町	11	1
—	畳屋町		
—	掛町		
—	(新町)		
—	武家及武家下人等		5
—	特定不能	2	
総　計			809

・村名は「正保郷帳」による。村番号は「正保郷帳」に記された順番。
※(臼杵)福良村は「正保郷帳」に記載漏れの村。

表3　臼杵藩領キリシタンの数（合計）

村番号	村　名	数	内訳
大分郡			
1	(戸次)福良	5	
2	辻	8	5
	月形		2
	(戸次)宮尾		1
3	志津留	5	
4	(戸次)長小野	10	
5	(吉野)原	2	
6	川原		
7	上尾	2	
8	影木	10	
9	大塔	5	
10	利光	15	
11	(戸次)市	7	4
	佐柳		3
12	川床	20	
13	備後	3	
14	(戸次)小津留	7	
	楠木生		7
15	(戸次)大内		
16	横尾	98	59
	二目川		39
17	葛木	97	
18	猪野	66	
19	小池原	44	
20	森町	255	38
	森村		217
21	家島	22	
22	桑本	1	
23･24	上宗方･下宗方	4	2
	八幡田		2
25	(稙田)市		
26	(稙田)田原	1	
27	横瀬		
28	北方		
29	赤野		
30	柏野		
31	鬼ヶ瀬		
32	池上	1	
33	東行		
海部郡			
34	海添	2	
35	内畑		
36	大泊		
37	坪江		
38	深江		
39	長目浦		
40	堅浦	6	

村番号	村　名	数	内訳
41	徳浦		
42	警固屋	4	1
	志手		1
	松崎		2
43	小園	1	
44	(丹生)岡	13	
45	迫口		
46	(津久見)原	1	
	蔵富(留)		1
47	鬼丸		
48	松川		
49	河原内	4	
50	東神野	6	
51	乙見	1	
52	掻懐	49	46
	山路		3
53	(臼杵)小切畑		
54	提内		
55	才倉	2	
	正願		2
56	挟岡	4	
	半三		4
57	岩屋川		
58	井上		
59	吉小野	1	
60	久木小野	4	
61	(臼杵庄)松原		
62	通	22	
63	中川	3	
64	松ヶ嶽	2	
65	藤河内	3	
66	田井	4	
67	大野	1	
68	三重野	2	
69	北川		
70	井野	1	
71	(臼杵庄)芝尾		
72	末広	8	
73	江無田	6	
	戸室		6
74	市浜	6	
75	(臼杵庄)門前	1	
76	荒田	1	
77	家野	14	
78	(臼杵)中尾	4	1
	左津留		2
	(臼杵)深田		1
79	望月	7	

村番号	村　名	数	内訳
80	野	7	
81	仁王座	3	
82	平岡		
83	大浜	26	5
	中津浦		21
84	黒岩	1	
85	下江		
86	藤田	4	
87	佐志生	4	
88	市尾	44	9
	屋山		35
89	里	16	
90	久所	397	38
	(丹生)原		70
	久土		289
91	(丹生)一木	18	
92	誓願寺	12	
93	大靏	1	
94	毛井	70	
95	宮河内	57	
96	広内	2	
※	(臼杵)福良	7	
大野郡			
97	西神野	2	
98	垣河内	10	
99	遠久原	10	
100	内平	6	
101	泊	17	17
	岩崎		
102	田代	4	
103	今俵	2	
104	中(野)	45	16
	清水原		29
105	豊蔵	30	14
	岩屋		16
106	(中)白岩	7	
107	蕨野	9	3
	黒土		6
108	落谷	47	
109	前河内	69	48
	野口		21
110	板屋	24	13
	竹下		11
111	(野津)市	31	9
	日当		6
	寺小路		16

村番号	村　名	数	内訳
112	竹辺	6	
	持丸		1
	八熊		5
113	中山	3	1
	迫		2
114	(野津)大内	4	1
	才原		3
115	(山頭)田中		
116	溜水	3	2
	水地		1
117	(野津)松尾	1	
118	笠良木		
119	田良木	3	
120	備後尾	3	2
	田平		1
121	塩柏	1	
122	若山		
123	(野津)芝尾	9	6
	名塚		2
	桐木		1
124	(生野原)小切畑	1	
125	生野原	2	
	菅無田		2
126	筒井	14	3
	池原		5
	赤迫		6
127	(野津)広原	76	33
	下藤		43
128	秬(黍)野	37	18
	牧原		4
	波津久		8
	木所		7
129	平野	1	
130	内河野	28	4
	生野		9
	於牟連		8
	利野		7
131	(黍野組･下)長小野	16	9
	桑畑		2
	福原		5
132	寒田	6	
133	細口	62	7
	御霊園		11
	鍋田		21
	(野津)久原		23
134	荻原	26	4
	(野津)松原		9
	黒坂		13

村番号	村　名	数	内訳
135	戸上	11	
136	長谷	33	
137	高松	6	
138	山奥	14	
139	天手	2	
	(上)長小野		2
140	篠枝	11	6
	荒瀬		5
141	川平(河平)	3	2
	吉岡		1
142	(野津)一木	7	
143	椎原(竹脇の枝村)	14	
144	出羽	2	
145	細枝	2	
146	奥畑	1	
	折立		1
147	山口	1	
	大内河内		1
148	谷ヶ平		
149	石上	1	
150	竹脇	3	
151	(西畑)田中	4	
152	入北	7	
153	小坂	1	
154	(三重)松尾		
155	鷲谷		
156	松谷		
157	山中	4	
158	(三重)小津留		
159	田町	1	
160	(三重)久原		
161	(三重)中尾	1	
	山田		1
162	(三重)深田	1	
163	羽飛		
164	内山		
165	久知良		
166	内田		
167	(三重)赤嶺	4	
168	市場	1	
169	肝煎		
170	玉田	3	
171	川辺	20	
172	向野	12	
173	百枝		
174	西原		
175	(三重)田原	1	
176	宇対瀬		

村番号	村　名	数	内訳
177	又井	3	2
	森迫		1
178	芦苅	4	
179	菅生	1	
180	(三重)宮尾	1	
181	深野	1	
182	徳瀬		
上記村外(武家及び町人等)			
—	平清水	92	10
—	横町		1
—	浜町		3
—	本町		5
—	唐人町		5
—	畳屋町		7
—	掛町		4
—	(新町)		1
—	武家及武家下人等		56
—	特定不能	3	
総　計			2431

・村名は「正保郷帳」による。村番号は「正保郷帳」に記された順番。
※(臼杵)福良村は「正保郷帳」に記載漏れの村。

に存在したキリシタンの数に限りなく近づくものと考えられる。ただし、ここに使用した史料には史料名でもわかるとおり地域性がある。とくにそのなかの⑯〜⑳の「本人存命帳」については現存する5冊（末広組・川登組・広原組・東神野組・寺小路組）以外に帳面があったのか否か。あったのであれば、その部分が集計上欠落している可能性があるといわざるをえない。また、それらは存命帳であるから、その帳面が作成される以前に死去したキリシタンはこの史料からは拾うことができない。さらには、慶長・元和・寛永期のキリシタンで類族のいない者の情報を拾うことができていない可能性がある。その3つの欠落の規模がどれほどかは不明ながら、そのことを理解してこの全体像を扱う必要があるだろう。

このようにして合計した表3を見ると、改めて臼杵藩領内にキリスト教が深く浸透していたことがわかる。高田地域周辺（20森・90久所など）における集中は表3によりさらに高まることが知れるのである。一方、表2にあがってくるキリシタンの一人一人の村名などを確認していくと、これらの情報の根拠史料の年代である寛文期以降には使われなくなった村名をいくつか拾うことができる。それは、①岡原村、②芝尾村（ただし臼杵や野津にも同名村がある）、③万大寺村、④丸田村、⑤田中村、⑥すたれ村、⑦山辺村、⑧年之尾村、⑨畑村、⑩つづら村、⑪市之谷村、⑫毛井新田村などである。それらの村々は寛文期を過ぎた時代には番号に従って横尾村（①）・二目川村（②）・葛木村（③）・小池原村（④）・森町村（⑤⑥）・森村（⑦⑧）・（丹生）原村（⑨）・久土村（⑩⑪）・毛井村（⑫）のなかに組み込まれて表記されるようになったものと考えられる。いわゆる豊後崩れ期のキリシタン弾圧では、高田周辺の露見者を中心として多くのキリシタンが処刑されたり獄中で死亡したりしたことが知られている。このようななか消滅した村も存在した可能性があり、この村名消滅の事実はそのことを考える上で重要な情報となろう。とくに丸田村に関しては、二目川村全体のキリシタン44名のなかの23名を占めており、さらに表2の類族情報のない同村キリシタン24名中の20名が丸田村のそれであることがわかる。また、久土村においては212名ものキリシタンが、その後のマレガ資料中に残る類族の記録からは消えてしまっていることに注目しなければならない。

3. キリシタンの復元分布図と類族帳の構造

以上行ってきた復元がどの程度当時の実情に近づけたのかを検証するために、わずかに残された類族帳等との突合などを進めることが今後の課題として残されているが、臼杵藩の類族帳で残存するものは少ない[18]。ところが、第1節で示した史料1にあるように、元禄12年（1699）前後に提出された臼杵藩宗門奉行宛類族出生届には朱書で「生帳」という記載があり、それらに「一〜十六」の番号が付いている。また、マレガ資料には「拾四」という番号を付された「死帳」なるものが遺されている[19]など、番号が付された類族の名簿に関する記述をいくつか見出すことができる[20]。それらの記述を抜き出し、人物およびその所属村などを集約すると、現存しない「類族帳」の構造が垣間見え、今回集計した表3の分布と類似した傾向が浮かびあがってくる点を指摘しておきたい。

この「生帳」「死帳」は「類族帳」とどのような関係をもつものなのか。そもそもの「類族帳」にはいろいろな解釈が存在している。たとえば、板東英雄氏は徳島藩が明暦2年（1656）8月に出した「覚」により「類族帳」が作成された[21]と述べており、「類族帳」は各藩個別の施策により個々に作成されたもののごとくである。一方、佐藤晃洋氏は貞享4年（1687）に幕府が発布した「キリシタン禁制覚」を受けて「切死丹本人幷類族御帳」[22]が作成され、類族管理の基礎台帳とされた[23]と述べている。すなわちこの場合の「類族帳」は幕府により統一的に作成・提出された全国基準のものということになる。ここでは、佐藤説に沿って「類族帳」を幕府の指示により作成提出されたものに限定して考えてみる。そうした場合、貞享4年の幕府「覚」にはその第8条に「類族之者果候ハバ、死骸等遂吟味、別條於無之者旦那寺ニ而取置之、其趣を帳面に記毎年七月十二月両度ニ切支丹奉行被差出、帳面除カセ可被申事」とあるように、その「類族帳」を加除・修正するために一定の期間ごとに類族の死をそれぞれ帳面に仕立て提出するように定められている[24]。それらの帳面が「死帳」（あるいは「生帳」）だと位置づけることができるのではないか。

これら一から十六に番号付けされた「生帳」「死帳」等の記載事項を抽出整

理すると表4のようになる。朱書の表記などからは「生帳」と「死帳」およびただ「何之帳」（何には一から十六の数字が入る）とだけで表現しているもの、さらには「押札」と記されたものなどの情報が拾い出せるが、それらの帳面はすべて同じ番号付けの秩序をもっていたことが集計結果から導き出される。おそらくは「類族帳」を加除・修正するために作成された「生帳」「死帳」であるため、内容と番号付けも「類族帳」に合わせるかたちで作成されたものと考えられる。たとえば史料A14.5.1.5を見ると「一之帳　家来転切支丹後藤六左衛門系」と冒頭に記されており、「一之帳」には他のキリシタンと並んで「後藤六左衛門」の類族を以下に書き出していくという形式だったものと推察される。この類族の大元となったキリシタンには史料A1.14.3.1.1にあるように、「本」と朱書されているので、それを「本」と呼ぶべきところではあるが「本人」「本人同然」という言葉と紛らわしいので、ここでは「系元」と表記することにする。この「系元」の下に類族として書き出された人物のなかにも、キリシタン「本人」や「本人同然」がいる場合も多くあることは注意しておきたい。表にあがっている人物のうち備考に「系元」と記されていない者たちである。この「系元」を先の朱書などから拾い出していくと、表4にあるとおり多い帳には16名（四之帳・十二之帳）少ない帳で6名（二之帳）を拾うことができた。総計194名、各帳平均で12名余である。すべてが追跡できていないだろうという点も含め、各帳同程度の人数の「系元」が振り分けられていたとするならば、およそ250～300名程度の「系元」はいたのではないか。このように、臼杵藩のキリシタン「本人」「本人同然」および「類族」はおよそ250～300名程度の（系元）にさかのぼって振り分けられ書き上げられて、「類族帳」が構成されていたものと思われる。一方、竪帳の史料A1.14.2.1には、第1丁の表に「類族　生帳」とあり、第3丁の表に「類族　死帳」とある。註20に示した史料とあわせ、朱書にあった「生帳」「死帳」がどのようなものだったのかを考える参考となろう。

一方、表4にみるように、臼杵藩領を16の地域に分けて書き分けられた類族帳は、武家・武家下人および城下の町を筆頭に、海部郡から大野郡を経て大分郡の順に、最後は森町村（森村を含む）を「第十六之帳」に仕立てて終わって

いる。そのなかで、第二之帳・第三之帳（海部郡）および第十三之帳（三重郷）の対象地域が広かったようにも読み取れる。各帳がほぼ同人数の「系元」を掲載していたとするならば、それらの地域はすなわちキリシタンの数が希薄だった地域にほかならない。飛び地の阿南庄（村番号028～033）・植田庄（村番号022～027）も情報があがってこないということは希薄だった地域だとみなされよう。一方、森町村１村のみの第十六之帳をはじめ、第五之帳・第十之帳・第十一之帳・第十五之帳あたりは狭い地域を対象としている模様であり、キリシタンが集中していた地域と読み取れよう。それぞれ、久所村を含む丹生地区の一部（五）、下藤村を含む野津地域の一部（十および十一）、小池原や猪野および葛木村などの乙津川左岸地域（十五）である。これらを表3と比較してみると、まったく同じ傾向であることがわかる。そのことから、表3に表れる分布状況はかなりの精度で実際に近い姿を表しているものと考えられる。

一方、表4に戻ってそこに出てくる「系元」を確認していくと、それぞれの類族の始祖のキリシタンであるから「古切支丹」あるいは「古転」と記された者が多くいることがわかる。史料A3.12.2.2.1.1～2によると「古切支丹転」である畳屋町太右衛門は寛永10年（1633）に棄教したとあり、「古切支丹転」とは慶長・元和・寛永期に棄教したキリシタンであることがわかる。ところが、史料A3.20.12.1.1によると横尾村の「系元」次右衛門は寛文2年（1662）7月に捕縛され、史料A14.5.1.3によると「古切支丹」と呼ばれており、同例は表4中でも通村の甚右衛門女房の例などがある。すなわち「古転」と「古切」は意味が異なり、豊後崩れ期に捕縛されたキリシタンでもその入信が慶長・元和・寛永期であれば「古切支丹」と呼ばれたものと推測する。それに対し、里村の「系元」吉兵衛は史料A11.2.5.16.1.19によると「新本人」と記されている。あるいは、久土村の「系元」弥五兵衛も史料A11.2.5.16.1.24に「新切本人」と記されている。「古転」「古切」が慶長・元和・寛永期以前に入信したキリシタンであり、そのなかでさらに「古切」が豊後崩れ期に至って露見・捕縛されたキリシタンであるならば、「新切」は一度キリシタンが消滅したと判断された寛永12年以降に入信し露見・捕縛されたキリシタンと考えるほかに余地はない。そしてこれらの「新切」も、類族帳の「系元」として名を連ねていることに注

表4　臼杵藩領キリシタン・類族の「生帳」「死帳」の構造

	帳の表記	村番号	村名〈町名〉	本人・本人同然	史　料	備　考	系元
1	武家及武家下人等						12
	一之帳			○桐生太郎右衛門	類族死失帳	「系元」	
	一之帳			○清兵衛(林三郎四郎内)	類族死失帳	「系元」	
	一之帳			○(前)井上兵介(助)	類族死失帳	「系元」	
	一之帳			○△井上後ノ兵助	類族死失帳		
	一之帳			○後藤六左衛門	A14.5.1.5		
	生帳一ノ内			○徳丸又兵衛	A16.4.7.4.1／類族死失帳	「系元」	
	十六之帳			○△吉弘弥三右衛門	埼玉寛政三帳	森町次郎左衛門系	
	城下						
	一之帳		〈唐人町〉	○宗節	類族死失帳	「系元」	
	一之帳			○宗三郎	類族死失帳	「系元」	
	生帳一之内		〈畳屋町〉	○与三郎妻	キリシタン史料P21	(古)(子が古転本人)	
	一之帳		〈掛町〉	○善左衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	海部郡						
	一之帳	79	望月	？源右衛門妻	類族死失帳P147	「系元」	
	一之帳	80	野	○喜助	A15.2.1.6／A14.3.1.21.1	「系元」	
	一之帳			？吉右衛門	A14.3.2.1.1	「系元」	
	一之帳			○惣左衛門	類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」	
	一之帳	※	(臼杵)福良	○空眼	類族死失帳	「系元」	
2	二之帳	40	堅浦(片浦)	○前市右衛門	A14.5.1.5	(後市右衛門も転)	6
	二之帳	52	掻懐	○五郎右衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳二			○道咲	A1.17.2.4.1		
	二之帳			○藤十郎	A1.18.6.1.3	「系元」	
	二之帳			○庄介(助)	A3.13.19.2／A14.3.1.20.1	「系元」	
	二之帳			○道賀	A14.5.1.5／埼玉・寛政三帳／類族死失帳	「系元」	
	生帳二之内			○孫四郎	類族死失帳	「系元」	
	二之帳	77	家野	○前与左衛門	A14.5.2.11.1	「系元」	
	二之帳			○中与左衛門	A14.5.2.11.1		
3	三之帳	83	中津浦(大浜村の内)	○七蔵	A14.5.1.5	「系元」	14
	三之帳			○九左衛門	A14.5.1.5／類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」	
	三之帳			○藤兵衛	類族死失帳	「系元」	
	三之帳			○与左衛門	類族死失帳	「系元」	
	三之帳			○久右衛門	類族死失帳	「系元」	
	三之帳			○九右衛門	類族死失帳	「系元」	
	三之帳			○与兵衛	類族死失帳	「系元」	
	三之帳			○理斉母	A14.5.1.5	「系元」	
	三之帳	90	原(久所村の内)	○孫右衛門	類族死失帳	「系元」古切支丹	
	三之帳			○次郎右衛門	類族死失帳	「系元」古切支丹	
	三之帳			○新右衛門	類族死失帳	「系元」古切支丹転本人	
	出生三之内			○新左衛門	キリシタン史料P17		
	三之帳			○又右衛門妻	類族死失帳	「系元」	
	三之帳	68	三重野	○善右衛門	A9.1.3.3.1.6.1	「系元」古転本人	
	三之帳	86	藤田	○△理(利)右衛門女房	A15.2.1.21／A15.2.1.30		
	生帳三	91	(丹生)一木	○新蔵妻	A1.17.2.4.1		
	三之帳			○忠四郎(又右衛門下人)	類族死失帳	「系元」	
4	生帳四之内	88	市尾	○仁右衛門	A16.4.7.4.1	古転本人	16
	四之帳			○藤左衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	押札四之帳	88	屋山(市尾村の内)	○茂助	A14.3.4.9.8.1	「系元」古切支丹	
	四之帳			○四郎左衛門	A1.18.6.1.2／A14.3.1.1.1	「系元」古切支丹	
	四之帳			○五右衛門妻	A14.5.1.5／類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」古切支丹	
	四之帳	89	里	△○吉兵衛	類族死失帳	「系元」新本人	
	四之帳	90	久土(久所村の内)	○加左衛門	類族死失帳	「系元」	
	四之帳			○作右衛門	A14.5.1.5	「系元」古切支丹	

	帳の表記	村番号	村名〈町名〉	本人・本人同然	史　料	備　考	系元
4	四之帳			○清右衛門	類族死失帳	「系元」古転本人但年合	
	四之帳			○五右衛門	A11.2.4.2.16	「系元」	
	生帳四			○市右衛門	A1.17.2.4.1		
	四之帳			○甚兵衛	A14.5.1.5	「系元」古切支丹	
	四之帳			○与吉（八兵衛下人）	A14.5.1.5／埼玉嘉永三帳	「系元」古切支丹	
	四之帳			○弥五兵衛	類族死失帳	「系元」新切本人。古切支丹	
	生帳四ノ内			○太兵衛後家	A16.4.7.4.1		
	四之帳			○甚助	類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」長崎へ被召捕。古切死丹	
	四之帳			○宗仲	A3.13.38.1／A14.5.1.5／類族死失帳	「系元」	
	四之帳			○（前）正益妻	A14.5.1.5／類族死失帳	「系元」	
	四之帳			○前吉右衛門後家	類族死失帳	「系元」古切支丹	
5	生帳五	44	（丹生）岡	○無心	A1.17.2.4.1／類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」	11
	同帳五	90	久所	○善兵衛	A15.2.1.58／類族死失帳	「系元」古切支丹。本人。	
	五之帳			○源次郎妻	A14.5.1.5	「系元」	
	五之帳			？（前）次郎左衛門	A1.14.1.1／類族死失帳	「系元」寛（永）12年之御帳ニ有之	
	五之帳	93	大津留	○七郎	類族死失帳	「系元」	
	五之帳	95	宮河内	○藤兵衛	A15.2. 1.45	「系元」古ルころひ。古転本人	
	五之帳			○刑部	A15.2.1.47／A14.5.1.5／類族死失帳	「系元」	
	五之帳			○休二	A14.5.1.5	「系元」	
	五之帳			○三吉	類族死失帳	「系元」	
	五之帳			？太郎左衛門	類族死失帳	「系元」	
	五之帳			？次郎左衛門	類族死失帳	「系元」	
6	同帳六	62	通	○作蔵妻	A1.18.1.1／類族死失帳	「系元」古切支丹転本人	14
	六之帳			○甚右衛門女房	A3.14.13.1／類族死失帳	「系元」寛文4年召捕。古切支丹	
	六之帳	72	末広	○久左衛門妻	類族死失帳	「系元」	
	六之帳			○五兵衛女房	類族死失帳	「系元」古ル切支丹転	
	生帳六ノ内	94	毛井	○△市左衛門	A15.2.1.62	古切支丹元和2年ニ転。古転本人	
	六之帳			○前ノ小四郎（良）	A14.5.1.5	「系元」古転本人	
	六之帳			○平兵衛	A14.5.2.3.1～A14.5.2.4.1	「系元」	
	六之帳			○又兵衛	キリシタン史料P157	「系元」	
	六之帳			○四郎右衛門	A9.2.5.6.1／A14.5.1.5	「系元」	
	六之帳			○八郎	類族死失帳	「系元」古転本人	
	六之帳			○三郎右衛門	キリシタン史料P157	「系元」	
	六之帳			○宗作妻	A14.5.1.5	「系元」	
	六之帳			○庄六	A19.2.97.0	「系元」	
	六之帳			？作（庄六下人）	類族死失帳	「系元」	
	六之帳		所属村不明	○新次郎妻	A11.2.4.2.21.3	「系元」	
	大野郡						
7	七之帳	98	垣河内	○△六郎右衛門	A15.2.1.72／埼玉寛政三帳	古転本人	13
	生帳七ノ内			○五郎介（助）	A1.17.2.4.1		
	同帳七			○長右衛門	類族死失帳	「系元」	
	生帳七ノ内			○休意	A16.4.7.4.1／A15.2.1.72／埼玉寛政三帳	「系元」	
	七之帳	99	遠久原	○七右衛門	類族死失帳	「系元」	
	七之帳			○前助右衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	七之帳			？助左衛門	類族死失帳	「系元」	
	七之帳	100	内平	○前新助	A14.5.1.5	「系元」	
	七之帳			○かめ（七兵衛女房）	A14.5.1.5	「系元」切支丹宗門寛永10年転	
	七之帳	101	泊	○甚三郎	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳七ノ内			○市介（助）	A16.4.7.4.1		
	七之帳			？山石	類族死失帳	「系元」古切支丹	
	七之帳	104	中	○孫兵衛	類族死失帳	「系元」	
	生帳七ノ内			○市之助（介）	A16.4.7.4.1		

	帳の表記	村番号	村名〈町名〉	本人・本人同然	史　料	備　考	系元
7	押札七之帳			○宗喜	A1.18.6.1.3		
	生帳七ノ内		清水原(中村の内)	○作兵衛	A16.4.7.4.1		
	七之帳	105	豊蔵	○甚四郎	A15.2.1.79／類族死失帳	「系元」	
	七之帳			○市左衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳七之内			○藤左衛門	キリシタン史料P25		
	七之帳		岩屋(豊蔵村の内)	○又助	A11.2.4.2.21.6	清右衛門系	
	七之帳			○清右衛門	A14.5.1.5／A11.2.4.2.21.6	「系元」	
8	八之帳	106	(野津)白岩	○九兵衛	A11.2.4.2.21.4	清左衛門妻系	13
	生帳八ノ内			○弥五郎	A16.4.7.4.1		
	八之帳			？清左衛門妻	A11.2.4.2.21.4	「系元」	
	八之帳	107	巌野	○七右衛門女房	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳八ノ内	108	落谷	○久兵衛	A16.4.7.4.1		
	同帳八			○仁兵衛	類族死失帳	「系元」	
	八之帳			○次郎兵衛	A14.5.1.5	「系元」	
	八之帳			○源之丞	類族死失帳		
	(八之帳)			○五郎右衛門	類族死失帳	「系元」	
	八之帳			？弥次郎	類族死失帳	「系元」	
	八之帳			○甚吉	A14.5.1.5	「系元」	
	八之帳			○弥左衛門	A16.4.7.6.2／類族死失帳	「系元」元和8年転	
	生帳八之内			○次兵衛	キリシタン史料P11	古転本人	
	八之帳			？五郎兵衛	類族死失帳	「系元」	
	八之帳	109	野口(前河内村の内)	○藤十郎	A1.18.6.1.3	「系元」	
	八之帳	110	竹下(板屋村の内)	？市助	類族死失帳	「系元」	
	八之帳			？藤左衛門	類族死失帳	「系元」	
	八之帳	119	田良木	○作兵衛	A1.18.3.2.1／A14.3.4.9.2.1	「系元」	
9	九之帳	111	寺小路(市村の内)	○三之丞	A15.2.1.104／類族死失帳	「系元」古転本人	15
	九之帳			○(前)堅助	埼玉嘉永三帳	「系元」	
	九之帳			？前弥十郎	類族死失帳	「系元」古切支丹転	
	生帳九之内	123	(野津)芝尾	○(前)与次右衛門	A15.2.1.89	古転本人	
	九之帳			○七兵衛	A14.3.4.9.10.1／A15.2.1.96	「系元」古切支丹転	
	九之帳		桐木(芝尾村の内)	○久左衛門女房	A15.2.1.99	「系元」古転本人	
	九之帳	124	(野津)小切畑	？主計妻	類族死失帳	「系元」	
	九之帳	126	池原(筒井村の内)	○甚兵衛女房	類族死失帳	「系元」古転本人	
	九之帳		赤迫(筒井村の内)	○(前)助之丞	A15.2.1.92／A14.5.1.5	「系元」本人	
	生帳九ノ内	128	黍野	○弥右衛門	A16.4.7.4.1	古	
	九之帳			？弥左衛門	類族死失帳	「系元」	
	生帳九之内			○与左衛門	キリシタン史料P28		
	九之帳			？孫左衛門	類族死失帳	「系元」	
	九之帳		牧原(黍野村の内)	？又右衛門	類族死失帳	「系元」	
	九之帳		波津久(黍野村の内)	○三郎左衛門	A14.5.1.5／類族死失帳	「系元」	
	九之帳		木所(黍野村の内)	○宗閑(久原・御霊園とは別人)	A15.2.1.95／類族死失帳	「系元」古転本人宗閑類ノ内	
	生帳九ノ内	131	長小野	○庄兵衛	A16.4.7.4.1／類族死失帳	「系元」	
	生帳九ノ内		福原(長小野村の内)	○市左衛門	A16.4.7.4.1／類族死失帳	「系元」(子の小兵衛は古)	
10	十之帳	109	前河内	○前与三右衛門	A14.5.1.5	「系元」古転本人	14
	十之帳			○与左衛門	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳十之内			○惣兵衛	類族死失帳／キリシタン史料P20	「系元」古転本人	
	生帳十ノ内			○源助(介)	A16.4.7.4		
	十之帳			○新三郎	A14.3.4.9.1.1	「系元」	
	十之帳			○新次郎	A14.5.1.5／類族死失帳	「系元」	
	十之帳			△庄左衛門	類族死失帳	「系元」	
	十之帳			？前藤左衛門	類族死失帳	「系元」	
	生帳十之内			○藤左衛門	キリシタン史料P18		
	生帳十之内			○吉兵衛	キリシタン史料P23		
	生帳十	127	(野津)広原	○助蔵	A15.2.1.116／A1.17.2.4.1		
	生帳拾之内			○平左衛門	A15.2.1.117	古転本人	
	十之帳			○太郎次郎	類族死失帳	「系元」	

	帳の表記	村番号	村名〈町名〉	本人・本人同然	史　料	備　考	系元
10	十之帳			○藤左衛門	A14.5.1.5	「系元」古転本人	
	十之帳			○市之丞	類族死失帳	「系元」	
	生帳十			？宗悦	キリシタン史料P14		
	十之帳			？勘七	類族死失帳	「系元」	
	十之帳			？中次郎左衛門	類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」	
	生帳十	130	生野（内河野村の内）	○喜兵衛	A1.17.2.4.1	古転本人	
	生帳十之内			？万太郎左衛門	キリシタン史料P15		
	十之帳		於牟連（同上）	○△甚内	類族死失帳	「系元」古転本人	
	生帳十			○惣助（介）	A1.17.2.4.1		
	十之帳			○前七郎	A14.3.1.22.1	「系元」	
11	生帳十一	127	下藤（広原村の内）	○庄内	A15.2.1.120／A1.17.2.4.1／類族死失帳	「系元」古転本人	7
	十一之帳			○新右衛門	A15.2.1.125／A15.2.1.129／類族死失帳	「系元」古転本人	
	十一之帳			？前助左衛門	類族死失帳	「系元」	
	十一之帳			？前源右衛門妻	類族死失帳	「系元」	
	十一之帳			○勘七	類族死失帳	「系元」	
	生帳十一之内	140	篠枝	○孫兵衛	A16.4.7.4.1		
	生帳十一ノ内			○（前ノ）作右衛門	A16.4.7.4.1	古切支丹転其類族	
	十一之帳	136	長谷	○長助	A14.5.1.5	「系元」	
	生帳十一ノ内			○市右衛門	A16.4.7.4.1		
	十一之帳			？寿閑	類族死失帳	「系元」	
12	十二之帳	132	寒田	○久兵衛	A14.5.1.4	「系元」古転本人	16
	十二之帳			？太郎左衛門	類族死失帳	「系元」	
	十二之帳	133	細口	○吉左衛門	埼玉嘉永三帳	「系元」	
	十二之帳			○吉右衛門	A14.5.1.3	「系元」	
	十二之帳		御霊園（細口村の内）	○与左衛門	A15.2.1.136／A14.5.1.3／類族死失帳	「系元」古転本人	
	十二之帳		鍋田（同上）	○道悦	A14.5.1.4	「系元」古切支丹。古転本人	
	十二之帳			○△加右衛門	A14.5.1.4	「系元」古転本人	
	十二之帳			○宮内	A14.5.1.4／類族死失帳／埼玉嘉永三帳	「系元」	
	十二之帳		久原（同上）	○宗閑（御霊園・本所とは別人）	A14.5.1.3／埼玉嘉永三帳	「系元」	
	十二之帳			？浄清	類族死失帳	「系元」	
	十二之帳	134	荻原	○浄庵	A14.5.1.4	「系元」	
	十二之帳		松原（荻原村の内）	○甚右衛門	A14.5.1.3	「系元」	
	十二之帳		黒坂（同上）	○甚左衛門	類族死失帳	「系元」	
	"生帳十二十二之帳"			○平左衛門	A1.17.2.4.1／A14.5.1.4／類族死失帳	「系元」	
	十二之帳	135	戸上	○宗玄	A14.5.1.3.6	「系元」	
	十二之帳			○宗休	A1.18.6.1	「系元」	
13	十三之帳	138	山奥	？喜左衛門	類族死失帳	「系元」	8
	生帳十三	143	椎原	○忠左衛門	キリシタン史料P24	古転本人	
	生帳十三	146	折立（奥畑村の内）	○弥五郎	キリシタン史料P12		
	十三之帳	150	竹脇	○新左衛門	A15.2.1.146／類族死失帳	「系元」古転本人	
	十三之帳	152	入北	○三九郎（良）女房	類族死失帳	「系元」古切支丹転	
	十三之帳			○甚三郎女房	類族死失帳	「系元」	
	生帳十三ノ内	171	川辺	○（前）庄兵衛	A16.4.7.4.1	古転本人	
	十三之帳	172	向野	○九蔵妻（後家）	A15.2.1.148／類族死失帳	「系元」古転本人	
	生帳十三			○△庄右衛門	A1.17.2.4.1	古転本人	
	十三之帳			○喜兵衛	類族死失帳	「系元」古転本人	
	十三之帳			○清右衛門	A7.3.5.1／埼玉寛政三帳	「系元」古転	
	十三之帳			？清左衛門	埼玉嘉永三帳	「系元」	
	十三之帳			？九作（久作）妻	埼玉寛政三帳	清右衛門系	
	大分郡						
14	死帳十四之内	2	辻	○次郎兵衛妻	A19.4.14.1～2／A1.17.2.5.1		15
	十四之帳		月形（辻村の内）	○新五郎	類族死失帳	「系元」古転本人	
	十四之帳		宮尾（同上）	○九右衛門	類族死失帳	「系元」古転本人	

	帳の表記	村番号	村名(町名)	本人・本人同然	史　料	備　考	系元
14	十四之帳	4	(戸次)長小野	○△伝右衛門(吉野長小野)	A1.17.2.4.1／A14.5.1.3	「系元」古転本人	
	十四之帳			○四郎右衛門妻	A14.5.2.1.1	「系元」	
	十四之帳			？加兵衛	類族死失帳	「系元」	
	死帳十四之内	5	(戸次)原	？与兵衛妻	A1.17.2.5.1		
	十四之帳	8	影木	○兵左衛門	A15.2.1.157／類族死失帳	「系元」	
	十四之帳			？六右衛門	類族死失帳	「系元」	
	生帳十四			○助右衛門	A1.17.2.4.1		
	同帳十四			？九郎左衛門	類族死失帳	「系元」	
	死帳十四之内	10	利光	○茂左衛門	A1.17.2.5.1		
	十四之帳			○茂兵衛	類族死失帳	「系元」	
	十四之帳			？吉右衛門	類族死失帳	「系元」	
	死帳十四之内	11	佐柳(市村の内)	○半右衛門	A1.17.2.5.1／A19.2.93.1～2		
	十四之帳	12	川床	○次郎兵衛	A15.2.1.150／類族死失帳	「系元」古転本人	
	十四之帳			○庄左衛門	A15.2.1.152／A15.6.167.3	「系元」古切支丹宗門転	
	十四之帳			？久兵衛	類族死失帳	「系元」	
	十四之帳			？甚六	類族死失帳	「系元」	
	死帳十四之内	13	備後	○九左衛門	A1.17.2.5.1／A19.3.1.156.1～2		
	生帳十四之帳	16	二目川(横尾村の内)	○九兵衛	A1.17.2.4.1.(12)／A1.18.6.1.3	「系元」古転本人	
	死帳十四之内						
	死帳十四之内			？伝三郎	A1.17.2.5.1		
	死帳十四之内			？与三右衛門	A1.17.2.5.1		
15	十五之帳	16	横尾	○(前ノ)太左衛門	A14.5.1.3.9／類族死失帳	「系元」	8
	十五之帳			○次右衛門	A14.5.1.3.10／類族死失帳	「系元」寛文弐年被召捕。古切	
	十五之帳			△半左衛門妻	A14.5.2.5／A14.5.2.6.1	「系元」古切支丹	
	十五之帳	17	葛木	○与助	A11.2.4.2.21.5	「系元」古切支丹。与助系	
	生帳十五之内			○源兵衛妻	A24.10	寛文３年長崎にて死	
	生帳十五之内			○次兵衛(源兵衛妻子)	A24.10	万治３年長崎にて死	
	生帳十五之内			○万右衛門(源兵衛妻子)	A24.10	万治３年長崎にて死	
	生帳十五ノ内	18	猪野	○六右衛門	A16.4.7.4.1		
	十五之帳			？彦兵衛	類族死失帳	「系元」古切支丹	
	同帳十五			？庄五郎妻	類族死失帳	「系元」	
	押札十五之帳	19	小池原	○△弥兵衛妻	A1.18.6.1.3	「系元」	
	押札十五之帳			△亀安	A1.18.6.1.3	古切支丹	
	生帳十五ノ内			○又次郎	A16.4.7.4.1		
	十五之帳	21	家島	○仁左衛門	A14.5.1.3	「系元」	
16	十六之帳	20	森町	△六兵衛妻	埼玉寛政三帳		12
	十六之帳			○了佐(惣左衛門孫)	類族死失帳	「系元」	
	十六之帳			○助市妻	A14.5.1.3／埼玉寛政三帳	「系元」古切支丹	
	同帳十六		森(森町村の内)	○仁右衛門	類族死失帳	「系元」	
	十六之帳			○四郎兵衛	類族死失帳	「系元」古切支丹	
	十六之帳			○文(分)右衛門	A14.5.1.3	「系元」	
	十六之帳			○次郎右衛門	A14.5.1.3	「系元」	
	十六之帳			？次郎左衛門	埼玉寛政三帳	「系元」	
	十六之帳			○善兵衛	A14.5.2.7.1／A14.5.2.9.1／類族死失帳	「系元」	
	十六之帳			？与吉妻	A20.2.1.5.14.2.2	「系元」	
	生帳十六			○理兵衛妻	キリシタン史料P27	新切歳合本人	
	十六之帳			？久右衛門	類族死失帳	「系元」	
	十六之帳			？次郎左衛門	類族死失帳／埼玉寛政三帳	「系元」	
	十六之帳			？源十郎妻(次郎左衛門下女)	類族死失帳	「系元」	

注1)「帳の表記」の欄には史料にある表記をそのまま書き出している。
注2) 村番号および福良村の※印については、表1～3と同じ。
注3)「本人・本人同然」の欄にある○は本人、△は本人同然、○△は史料によって記述が異なる、？は史料に表記がない、ことを表している。
注4)「史料」の欄に記されている「類族死失帳」は別府市立図書館蔵「豊後国杵臼領古切支丹之類族死失之者帳（コピー）」享保13年（1728)、「埼玉寛政三帳」「埼玉嘉永三帳」はそれぞれ埼玉県立文書館蔵「豊後国杵臼領古切支丹之類族出生養子帳」寛政3年（1791)・「豊後国杵臼領古切支丹之類族死失之者帳」嘉永3年（1850)、Aから始まる番号はマレガ資料の史料番号である。

目しておきたい。

なお、表4にあるように村番号16横尾村、90久所村、109前河内村、127（野津）広原村が複数の類族帳にわたって表れるのは、枝村となる16二目川村、90（丹生）原村・久土村、109野口村、127下藤村が本村とは別の番号の帳面に書き分けられていたからである。各表の村秩序は先にも述べたように「正保郷帳」によるものである。一方、ここでいう「類族帳」が作成されたのは先述のように正保よりも後の貞享4年（1687）であり、たった40年程度の間ではあれ正保郷帳に記された村の姿とキリシタン統制が強力に展開されていった貞享期の村の統治のありようの差がこのような部分に見出されることに、注目しておきたい。また、宗方村については正保2年（1645）の「稲葉能登守知行高付帳」から上・下に分かれて記されるようになったことが知られるが[25]、報告文書中の村名では「宗方村」とのみ記されたものがあり、それを上・下に分類することはできないので上・下あわせて表にしている。

おわりに

以上、類族の出生・死去などの宗門奉行宛報告文書と、寛文期（1661～73）のキリシタン捕縛情報あるいは「切支丹類門書上」などのキリシタンの名簿類を使って当時のキリシタンの数と分布の復元を試みた。その結果、臼杵藩がキリシタンと見なした者として、ここでは2431名を特定することができた。その村ごとの分布については表3のとおりである。

一方、ここで報告できなかったことがある。一つが第3節で触れた「古転」「古切」および「新切」の問題であり、もう一つは「本人」「本人同然」とは別に「年合（相）本人」「年合（相）本人同然」と報告文書に記された言葉の意味についてである。「古切」「新切」については、マレガ資料中に「古転」「古切」の例を402例、「新切」を45例拾い出し地図上に落として分析を試みている。また、「年合（相）」の問題については簡単に述べると、元禄期（1688～1704）に入ってキリシタン「本人」「本人同然」の生年、入信や捕縛の時期などを調べ直して「本人」なのか「本人同然」なのか、あるいは「新切」か「古

転[26]」かの判断をやり直し、その結果を新たに「年合本人」などと表記したのではないかと考えている。作り上げたキリシタンの名簿中約3割の者が報告文書において「本人」「本人同然」の判断が揺れていたことを註13で述べたが、そのことにつながる問題であろう。キリシタン名簿を含めこれらの点については稿を改めて報告したいと考えている。

註

1）柿崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』（同文館、1925年）。

2）マリオ・マレガ『豊後切支丹史料』（サレジオ会、1942年）、『豊後切支丹史料 続』（ドン・ボスコ社、1946年）。

3）平川喜英『野津きりしたん本人・類族・人名帳』（野津キリシタン記念館、1969年）。

4）マレガ資料A15.2.1.5　覚（望月村本人同然市蔵曽孫新町さく出生届）。

5）マレガ資料A15.6.1.1　御書物之事（転本人泊村前与左衛門孫落谷村喜之助中風にて病死に付死骸改証文）。

6）マレガ資料A3.12.2.5.1ほか。このようなこの時期の「本人」「本人同然」を明記しない死骸改証文は、いずれも慶長・元和・寛永期に露見したキリシタンを祖とする類族の事例と考えられる。

7）第3節ではこの大元のキリシタンのことを「系元」として考察を加えている。

8）「貞享四年丁卯年六月　覚」（『憲教類典　四ノ十六切支丹』）国立公文書館蔵。

9）三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要』第14号、2018年）、156頁、本書所収。

10）たとえば、平井義人「第Ⅰ部 マリオ・マレガ資料の概要 A15」（マレガ・プロジェクト『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』、2021年）など。

11）ただし、近代に至って特定の村の史料のみを利用した可能性のある事例は存在する。たとえば、註3平山前掲書には引用史料として『正・続豊後切支丹史料』以外に「マレガ文書」と記されている。その平山氏と若い時代に交流した三重町西畑在住の河野辰雄氏（1941年9月生）は、地元入北村類族庄六の死骸改証文のコピーを持たれており、河野氏が「会社勤めをする30歳より以前に平山氏から貰ったものだ」という。このコピーの原本がもともとマレガ資料中にあったものだと断定することはできないが、平山は確実にこれら臼杵藩宗門方に残された報告文書の一部を見ていたことがわかる。そして、本コピーの原本はマレガ資料中には今のところ見出せていない。三重郷のキリシタンが極端に拾えなかったこととこの問題が関連することはないのか、今後の課題である。ただ、平山が出典を「マレガ文書」とした「本人」「本人同然」情報は、彼がもっとも関心を示した野津地域99か村のうちにおいても11件に過ぎなかった（註3平山前掲書）こと、そしてそれらのうち今回の研究にて捕捉できなかったものは7件ほどであったことを考えるならば、いずれにしても大きく全体像を変更させるほどの影響はないものと考えている。

12）たとえば、葛木村のキリシタン庄助女房についてはA1.9.2.1.3.1／A1.5.1.1などに表れ、自然に臼杵領のキリシタンと判断するところであるが、A1.7.9.2には囚人として受け取った旨の連絡が門田村の七郎右衛門女房と一緒に、長崎奉行与力から出されている。宛所が臼杵藩士なの

でここでも臼杵領のキリシタンと考えがちであるが、門田村は寛文5年（1665）当時は明らかに幕府領なのである。また、葛木村も当時は臼杵領と幕府領に分かれていた。なぜこの2名のみを他と分けて報告したのかと考えると、庄助女房は幕府領のキリシタンであった可能性も否定できないのではないか。

13）その最大の混乱は、キリシタンの3割近くが「本人」「本人同然」の判断がゆれて記され、あるいは、ただ「転」としか記されていない点である。宗門奉行宛報告文書は1名のキリシタンに対し多い者で10件を超えて拾うことができるのだが、その1件1件が異なった記載になっているものや、そのすべてで「本人」「本人同然」の区別を明記していない事例があった、ということである。

14）松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第Ⅱ期第2巻（同朋舎出版、1996年）、112頁。

15）図中の街道の描写は臼杵市教育委員会蔵「豊後一国之絵図」正保年間（1645～1648、正保元年は西暦では1645年1月13日からとなる）を参考にした。ただし、周辺の村々との位置関係をあわせたため、大きく歪めて描いた部分があり、イメージ図に過ぎないことを断っておく。

16）野津川流域の村は図の104～111、127、128、130、134等。垣河内川流域の村は98～103等。

17）津久見市解脱闇寺蔵。

18）マレガ資料中には、「類族（御）帳」と命名された帳面類として、A1.13.1.1/A1.14.2.1/A1.14.3.1.1/A1.14.4.2/A1.14.5.1/A1.14.6.2/A1.14.7.1/A1.17.3.4/A1.17.3.5.1/A1.17.3.6.1.(1)/A11.2.5.11.1/A11.2.5.16.1.1/A14.7.4.1 があるが、いずれも断片的で全体像が見えにくい。

19）マレガ資料A1.17.2.5.1「(類族死亡書上帳「死帳拾四ノ内」)」。

20）他に、別府市立図書館にコピー本として遺されている享保13年（1728）の「豊後国臼杵領古切支丹之類族死失之者帳」にも同じ番号付けの帳名が書き出されている（入江秀利・藤内喜六編『豊後国臼杵藩キリシタン史料』麻生書店、1979年参照）。また、埼玉県立文書館所蔵史料である「豊後国臼杵領古切支丹之類族出生養子帳」寛政3年（1791）・「豊後国臼杵領古切支丹之類族死失之者帳」嘉永3年（1850）にも同類の情報が記されている。

21）板東英雄「転キリシタン・類族の取り扱い ―吹田村・東意を素材として―」（阿波学会編『総合学術調査報告板野町〈郷土研究発表会紀要第34号〉』徳島県立図書館、1988年）

22）マレガ資料A1.14.6.2など。

23）佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇、第12号、2016年）、本書所収。

24）類族出生の場合の帳面作成の規定は貞享4年「覚」には見当たらないが、元禄8年（1695）に幕府が発令した「切支丹類族一件」には「一、類族　死失／両判之證文二季之届／一、類族出生　無判之書付二季届」とある（「元禄八乙亥年六月切支丹類族一件」国立公文書館所蔵「憲教類典　四ノ十六切支丹」）。

25）『日本歴史地名大系 45巻 大分県の地名』（平凡社、2001年）。

26）「新切年合本人」「古転年合本人」と記された例はあったが「古切年合本人」と記された例はなかった。よって、この調査では「新切」か「古転」かの区別を調べ直したものということになるのではないか。その意味については「新切」「古切」「古転」という言葉の意味とともに、慎重に検討しなければならない。

あとがき

大友一雄

2019（令和元）年末からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によって、世界の人々は大きな不安と混乱のなかにある。研究のための調査や研究集会などの開催は感染防止の点から規制される状態が続き、本書の取りまとめの研究会もメンバーが直接参集しての開催は困難であった。オンライン・システムの活用が急速に進展し、新たなコミュニケーション・ツールとして定着した感があるが、これもここまで多くの人々との濃密な調査や研究交流があったからこそ可能になったことであり、一刻も早い日常への回復が期待される。

さて、特定の国や地域で発生した資料群がさまざまな理由で、その地を離れ他国に所在することは少なからず確認できる。マレガ資料群もその一つである。こうした資料群の保存・活用環境の整備は、双方にとって新たな学問と交流の大きな機会となる。バチカン図書館チェーザレ・パシーニ（Cesare Pasini）館長は、2019年10月大分で開催された国際シンポジウムにおいて、マレガ資料をめぐる多くの人々との交流を念頭に、文化こそが世界の人々を結ぶ架け橋となることを話されたが、本書は、その実践の一端を研究論文集としてまとめたものといえる。

ここでは、マレガ・プロジェクトの発足の経緯について、また、資料群をめぐる人々との出会いと交流について紹介させていただきたい。マレガ資料群は、2011（平成23）年、バチカン図書館において発見されたが、その情報はバチカンから日本の溝部脩神父（1935～2016）に伝えられることになった。同神父は、教皇庁立グレゴリアン大学に学び、日本のキリスト教史に関する研究者でもあった[1)]。資料の発見を伝えたのは、当時、図書館・文書館を統括したラファエ

レ・ファリーナ（Raffaele Farina）枢機卿であり、溝部神父とは学友で親しい交流関係にあった。溝部神父は、これを郷里にある大分県立先哲史料館に伝え、2012年2月には同神父と先哲史料館が現地で資料を確認することになった[2)]。その後、海外調査のための体制作りは、先哲史料館長平井義人氏の諸機関への働きかけや京都府立総合資料館長井口和起氏の呼びかけ、バチカン図書館とも交流があった京都外国語大学シルヴィオ・ヴィータ（Silvio Vita）氏などの尽力によって、2012年秋頃から本格化し、東京大学史料編纂所松井洋子氏、国立歴史民俗博物館久留島浩氏、国文学研究資料館大友一雄などが参会し、調査実現に向けて可能性を追求することになった。そのなかで人間文化研究機構の在外日本関係資料調査への参加を探り、また、その実行機関を国文学研究資料館とすることが確認された。2013年2月にはバチカン図書館パシーニ館長から国文学研究資料館長今西祐一郎宛に調査協力の依頼があり、これをもとに同年3月には大友・松井氏・青木睦氏（国文学研究資料館）、そしてシルヴィオ・ヴィータ氏の4人がバチカン図書館と調査協力に関して協議を行った。同年11月には人間文化研究機構が調査協力に関する協定を締結、また、この協定にかかわり東京大学史料編纂所、大分県教育庁（大分県立先哲史料館）と連携し、さらに、プロジェクトの進展にともない2015年にサレジオ大学と協定を結んだ。また、統括を担当した国文学研究資料館は、2016年にバチカン図書館、臼杵市と調査研究について、2017年に別府大学と研究教育に関する協定・覚書を締結した。また、国立イタリア東方学研究所との協力・交流を深めることができた。さらに、すでに国文学研究資料館と研究教育の協定が存在したローマ大学サピエンツァ、ナポリ大学オリエンターレなどとも連携し、くずし字教育のためのテキストを出版した。いずれも資料群が架け橋となったものである。なお、「マレガ・プロジェクト」の名称は、バチカン図書館との協定書に記されたものであり、日本側とバチカンとの共同プロジェクトの呼称である。

さて、プロジェクトは上記の諸機関、および多くの内外研究者によって構成されることになったが、あわせて研究者がそれぞれの関心から連携する共同研究を立ち上げることが広く見られた。連携した共同研究には、つぎのようなものがある。東京大学史料編纂所特定共同研究「『豊後切支丹史料』及びその原

文書の史料学的研究」（代表松井洋子）（2014～15年度）および同「ヴァチカン図書館所蔵マリオ・マレガ氏蒐集史料の総合的研究」（代表同上）（2016～18年度）、科学研究費基盤研究（A）（海外学術調査）「バチカン図書館所蔵豊後切支丹資料の国際的情報資源化に関する海外学術調査研究」（代表大友一雄）（2016～20年度）、科学研究費基盤研究（B）「近世日本のキリシタンと異文化交流」（代表大橋幸泰）（2017～20年度）、同基盤研究（C）「20世紀の日本・イタリア・バチカンにおける民間所在資料や地方公文書の管理」（代表湯上良）（2017～20年度）、トヨタ財団研究助成プログラム「被災アーカイブズの新たな保存技術発信へのアプローチ」（代表青木睦）（2016～17年度）、東芝国際交流財団助成「日本とバチカンの過去から未来をつなぐマレガ文書の世界」（代表大友一雄）（2017年度）、同財団助成「イタリア他、欧州の図書館所蔵の日本の古文書研究におけるネットワーキング」（代表マルコ・デル・ベーネ）（2018年度）、同財団助成「Palaeography and the Surveying Methods of Japanese Historical Documents through the Marega Collection」（代表ルカ・ミラーズィ）（2020年度）などである。プロジェクトの活動は、こうした取組みともかかわり内容を充実させることが可能になったといえる。

さまざまな組織的な連携や研究者の連携・交流のなかで調査・研究集会・展示などを実行することになったが、対応に配慮をいただいた諸団体、関係者の方々に心から感謝したい。

主な調査機関（対応担当）は次の通りである。マレガ収集資料関係では、資料群をバチカン図書館と二分するサレジオ大学図書館マレガ文庫（学長カルロ・ナンニ〈Carlo Nanni〉、マルロ・マントヴァーニ〈Mauro Mantovani〉、図書館長マルテロ・サルデーリィ〈Martello Sardelli〉）、マレガの上司でもあったヴィンチェンツォ・チマッティ（Vincenzo Cimatti）神父の資料を所蔵するサレジオ神学院チマッティ資料館（館長ガエタノ・コンプリ〈Gaetano Compri〉）、マレガが教員を勤めた星美学園短期大学図書館（副学長小島順子）において多くの知見を得ることができた[3)]。

また、キリシタン・宗門方関係の資料調査では、上記機関以外に大分市立歴史資料館・長崎歴史文化博物館・長崎純心大学博物館・京都大学総合博物館・

上智大学キリシタン文庫・熊本大学永青文庫研究センター・神戸市立博物館・九州歴史資料館などにおいて閲覧の機会を得た。

さらに、プロジェクトの遂行では、調査・研究の社会への成果発信が期待されたためシンポジウムなどを諸団体と連携して進めた。具体的な取組みについては本書巻末に示した「マレガ・プロジェクト活動記録（2）主要公開シンポジウム・講演会・くずし字講座等」の通りであるが、このほかにも展示・テレビ番組作成などでも連携することができた。展示では大分県立先哲史料館と臼杵市教育委員会・竹田市立図書館などとの連携が充実したものとなった。具体的には先哲史料館夏季企画展「ペトロ岐部とキリシタン禁制」（2016年8月20日～9月25日）、同じく先哲史料館秋季展示「大分のキリスト教史」（2019年9月21日～11月4日）などがある。

また、諸事業の運営では、在バチカン日本国大使館（大使／山口英一・長崎輝章・中村芳夫）、国際交流基金ローマ日本文化会館（館長高須奈緒美、副館長竹下潤）、マレガ誕生地であるイタリアゴリツィア市、駐日ローマ教皇庁大使館（大使ジョセフ・チェノットゥ）から多大な協力を得た。ゴリツィア市ではマレガ誕生の地に記念プレートが設置されることにもなった。

また、バチカンでの概要調査では、連携機関・関連団体・関連研究による参加の方々から多大な協力を頂戴した（詳細は、巻末「マレガ・プロジェクト活動記録（1）主要調査」を参照されたい）。

統括的な作業は、多く国文学研究資料館で行った。概要調査準備、概要調査データ・目録データの調整・整備、データベースの構築、シンポジウムの準備、出版物、ホームページの作成・管理、翻訳、諸情報集約などでは、つぎの若手研究者をはじめとする多くの方々の協力があった。

荒木仁朗、石田七奈子、岡朝子、小川貴至、小野清楓、小池駿介、佐々木直、清水詩織、髙木まどか、高田綾子、高橋喜子、筒井弥生、野本禎司、濵島実樹、原田亜希子、日野久美子、蛭田晶子、蛭田廣一、布川寛大、淵田有香、堀越桃子、松尾悠亮、松本知佳、松本日菜子、村上瑞木、村本隼、山田素子、李美奈、和田麻子、渡辺千鶴。

また、バチカン図書館を主とする調査では、以下のイタリア在住およびイタ

リア留学生の方々に通訳・調査を助けていただいた。

清水里香、阿部愛、阿部美寿穂、松浦一之介。

さらに、困難も多い在外資料調査を円滑に進められたのは、参加いただいたメンバーとパシーニ館長をはじめとするバチカン図書館の皆さんの真摯で精力的な対応による点が大きかった。長期にわたる尽力に心から感謝申し上げる次第である。これまでの活動がバチカンと日本・大分の交流にとどまらず、世界の人々との架け橋のひとつになることを念じたい。

なお、本書刊行には、角川文化振興財団「バチカンと日本 100年プロジェクト」の協力を得たことを付記したい。

註

1）溝部神父はマレガ文書の所在を長く探索しており、その記録を残されている。詳細は「イタリア紀行」1～4（別府大学図書館報『アルゴノート』13～16号、1984～1985年）。

2）これらの経緯はバチカンを最初に訪問された大分県立先哲史料館平井義人氏のご教示による。また、筆者自身もメンバーの井口和起、シルヴィオ・ヴィータ両氏とともに溝部神父を二度訪問する機会を得、経緯の説明と調査についてアドバイスを受けることができた。

3）「あとがき」での肩書きは応対していただいた当時のものである。

マレガ・プロジェクト活動記録

（1）主要調査

2012年度

期間

2013年3月11日（月）～3月14日（木）

場所

バチカン図書館

参加者

大友一雄、青木睦、松井洋子、シルヴィオ・ヴィータ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、チェーザレ・パシーニ、ユ・ドン・クララ、アンブロジオ・マリア・ピアッツォーニ、バチカン図書館事務局長、バチカン図書館コンサベータ、バチカン図書館情報担当

協議・打ち合わせ

国際交流基金ローマ日本文化会館（以下、ローマ日本文化会館）、在バチカン日本大使館

2013年度

期間

2013年9月16日（月）～9月20日（金）

場所

バチカン図書館

参加者

大友一雄、青木睦、加藤聖文、久留島浩、松井洋子、佐藤晃洋、シルヴィオ・ヴィータ、マルコ・デルベーネ、阿部愛、今西祐一郎、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、ユ・ドン・クララ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

2014年度

期間

2014年6月10日（火）～6月13日（金）

場所

バチカン図書館

参加者

青木睦、金山正子、清水里香、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン、マリア・ロザーリア・カステッレッティ、シルヴィア・フォスケッティ、マルタ・グリマッチャ

期間

2014年9月8日（月）～9月26日（金）

場所

バチカン図書館

参加者

大友一雄、青木睦、西村慎太郎、太田尚宏、加藤聖文、三野行徳、松井洋子、松方冬子、佐藤孝之、清水有子、佐藤晃洋、大津祐司、大橋幸泰、シルヴィオ・ヴィータ、マルコ・デルベーネ、清水里香、阿部愛、原田亜希子、松浦一之介、マッテーオ・ルッチ、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン、ユ・ドン・クララ

期間

2015年2月9日（月）～2月13日（金）

場所

バチカン図書館

参加者

大友一雄、青木睦、太田尚宏、三野行徳、松井洋子、佐藤晃洋、岡村一幸、シルヴィオ・ヴィータ、金山正子、マルコ・デルベーネ、高科真紀、筒井弥生、長澤愛、清水里香、阿部愛、原田亜希子、松浦一之介、マッテーオ・ルッチ、湯上良、阿部美寿穂、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン、イルムガルド・シューラー

2015年度

期間

2015年9月7日（月）～9月18日（金）

場所

バチカン図書館

参加者

大友一雄、長澤愛、大塚克威、三野行徳、太田尚宏、今西祐一郎、渡辺浩一、大橋幸泰、佐藤晃洋、大津祐司、井口和起、川村信三、松澤克行、松井洋子、岡本真、シルヴィオ・ヴィータ、原田亜希子、マルコ・デルベーネ、湯上良、ソーニャ・ファーヴィ、村井早苗、岡村一幸、松浦一之介、阿部愛、阿部美寿穂、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

期間

2016年2月8日（月）～2月12日（金）

場所

バチカン図書館（2月8日～10日・12日）

教皇庁立サレジオ大学（以下、サレジオ大学）（2月11日）

参加者

大友一雄、青木睦、太田尚宏、午頭慎治、三野行徳、高科真紀、湯上良、久留島浩、佐藤孝之、佐藤晃洋、シルヴィオ・ヴィータ、金山正子、マルコ・デルベーネ、ソーニャ・ファーヴィ、清水里香、阿部愛、松浦一之介、ダリオ・ミングッツィ、阿部美寿穂、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン、イルムガルド・シューラー

2016年度

期間

2017年2月6日（月）～2月9日（木）

場所

バチカン図書館、サレジオ大学

参加者

大友一雄、太田尚宏、湯上良、宮間純一、三野行徳、松井洋子、松澤克行、佐藤孝之、大津祐司、藤田淳一郎、河原晃永、櫻井成昭、佐藤晃洋、平井義人、工藤航平、久留島浩、シルヴィオ・ヴィータ、マルコ・デルベーネ、ソーニャ・ファーヴィ、松浦一之介、清水里香、阿部愛、阿部美寿穂、菅野則子、青木睦、高科真紀、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

2017年度

期間

2017年10月24日（火）～10月31日（火）

場所

バチカン図書館、サレジオ大学

参加者

岡村一幸、三野行徳、湯上良、清水里香、宮間純一、櫻井成昭、佐々木直、太田尚宏・阿部愛、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

期間

2018年2月12日（月）～2月17日（土）

場所

サン・ロッコ大信徒会、国立ヴェネツィア文書館（2月13日～15日）
トスカーナ文書保護局、ミゼリコルディア大兄弟会（2月16日）

参加者

大友一雄、松井洋子、太田尚宏、湯上良

2018年度

期間

2018年12月13日（木）～12月22日（土）

場所

ローマ大学サピエンツァ（以下、ローマ大学）（12月14日・15日）
バチカン図書館（12月17日）
ナポリ大学オリエンターレ（以下、ナポリ東洋大学）（12月18日・19日）
サレジオ大学（12月20日・21日）

参加者

高見純、大友一雄、太田尚宏、大津祐司、佐藤孝之、松澤克行、三野行徳、マルコ・デルベーネ、岡村一幸、シルヴィオ・ヴィータ、山下則子、湯上良、ルカ・ミラーズィ、キアラ・ギディーニ、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

期間

2019年2月28日（木）～3月4日（月）

場所

サレジオ大学（2月28日・3月1日）
ローマ大学（3月2日・4日）

参加者

大友一雄、三野行徳、高見純、原田亜希子、工藤航平、ルカ・ミラーズィ、阿部愛、マッテオ・ガラッシ

2019年度

期間

2019年12月10日（火）～12月14日（土）

場所

ローマ大学（12月10日・11日・14日）
サレジオ大学（12月12日・13日）

参加者

大友一雄、三野行徳、高見純、太田尚宏、髙木まどか、阿部美寿穂、櫻井成昭、マルコ・デルベーネ、ルカ・ミラーズィ、阿部愛

期間

2020年2月16日（日）～2月24日（月）

場所

バチカン図書館（2月17日）
バチカン布教・民族学博物館（2月18日・19日）
サレジオ会民族学博物館（2月20日）
サレジオ会民族誌博物館（2月21日）
国立ブライデンセ図書館（2月22日）

参加者

大友一雄、太田尚宏、高見純、シルヴィオ・ヴィータ、チェーザレ・パシーニ、デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ、アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン

(2) 主要公開シンポジウム・講演会・くずし字講座等

2014年11月1日（土）
バチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後キリシタン文書群の魅力

場所

臼杵市民会館　小ホール

主催等

（主催）マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館・国立歴史民俗博物館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、バチカン図書館）／（共催）大分県教育委員会、臼杵市教育委員会／（後援）キリシタン・南蛮文化交流協定協議会［国東市、日出町、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市］

内容

主催者挨拶

今西祐一郎（人間文化研究機構理事 国文学研究資料館長）

チェーザレ・パシーニ（バチカン図書館長）

歓迎の挨拶

中野五郎（臼杵市長）

趣旨説明

大友一雄（国文学研究資料館）

報告

「バチカン図書館所蔵マレガ文書について」

デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ（バチカン図書館）

「マレガ神父収集文書群の魅力を保存し伝える ―調査方法と進捗状況の紹介―」

松井洋子（東京大学史料編纂所）

「近世豊後のキリシタン禁制史料の発生システムと伝来」

佐藤晃洋（大分県立先哲史料館）

フロアーを交えた意見交換

司会

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

久留島浩（国立歴史民俗博物館）

閉会の挨拶

井口和起（元京都府立大学長）

2015年9月12日（土）
キリシタンの跡をたどる
―バチカン図書館所蔵マレガ収集文書の発見と国際交流―

場所

バチカン図書館　聖ピオ十世ホール

主催等

（主催）バチカン図書館、人間文化研究機構 国文学研究資料館／（共催）大分県教育委員会、東京大学史料編纂所／（協力）教皇庁立サレジオ大学（以下、サレジオ大学）、ローマ日本文化会館、イタリア東方学研究所／（後援）在バチカン日本大使館、ローマ大学、ヴェネツィア・カ・フォスカリ大学（以下、ヴェネツィア大学）、ナポリ東洋大学、伊日研究学会

内容

「16-19世紀日本におけるキリシタンの受容・禁制・潜伏」
　大橋幸泰（早稲田大学）
「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」
　佐藤晃洋（大分県立先哲史料館）
「一宣教師の半生を探る ―マレガ文書群の成立とその背景にあるもの―」
　シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「マレガ神父収集文書の整理と保存 ―バチカン図書館と日本の共同調査と交流―」
　アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（バチカン図書館）

2016年10月5・6日（水・木） マレガ・プロジェクト ワークショップ
バチカン図書館所蔵マレガ文書の保存と修復 ―技術の交流と創発―

場所

バチカン図書館情報学々校、バチカン図書館修復室

主催等

（主催）バチカン図書館、人間文化研究機構 国文学研究資料館／（共催）大分県教育委員会、東京大学史料編纂所、公益財団法人トヨタ財団研究助成「被災アーカイブズの新たな保存技術発信へのアプローチ」（代表青木睦）／（協力）イタリア東方学研究所／（後援）文部科学省、サレジオ大学、在バチカン日本大使館、ローマ日本文化会館

内容

〈1日目〉

開催挨拶
　ジャン＝ルイ・ブルーゲス（バチカン図書館尚書長）

佐藤洋一郎（人間文化研究機構理事）
中村芳夫（在バチカン日本国特命全権大使）
趣旨説明
大友一雄（国文学研究資料館）
第Ⅰ部　マレガ文書や日本の事例から見る保存・修復
《マレガ・プロジェクトによる保存管理活動と日本における文書群の保存管理》
「マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について」
アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（バチカン図書館）
「日本歴史資料の保存理論と実践」
青木睦（国文学研究資料館）
「和紙に関して ―文書に使われる紙と修復に使用する紙―」
増田勝彦（前 昭和女子大学）
「日本歴史資料の形態と種類」
太田尚宏（国文学研究資料館）
《修復技術・最新技術とマレガ文書の事例》
「日本における伝統的な手法を応用した記録資料の修復」
金山正子（元興寺文化財研究所）
「マレガ・プロジェクトにおける西洋の修復家からみた日本文書」
マリア・ロザーリア・カステッレッティ（バチカン図書館）
シルヴィア・フォスケッティ（バチカン図書館）
マルタ・グリマッチャ（バチカン図書館）
第Ⅱ部　災害と資料レスキュー：日伊の事例（トヨタ財団助成プログラム）
「東日本大震災における最新のレスキュー修復技術」
高科真紀（国文学研究資料館）
「国立フィレンツェ中央図書館における資料レスキュー対策」
アレッサンドロ・シドーティ（国立フィレンツェ中央図書館）
〈2日目〉
実践トレーニングとデモンストレーション
実習内容：文書の展開、こよりの作り方、解綴方法、部分修復、裏打ちなど

2017年2月9・10日（木・金） マレガ・プロジェクト ワークショップ
日本近世文書のくずし字解読を学ぶ
―バチカン図書館所蔵マレガ収集文書を通じて―（2月9日）
バチカン図書館所蔵マレガ収集文書群の伝来と構造（2月10日）

場所

バチカン図書館情報学々校

主催等

（主催）バチカン図書館、人間文化研究機構 国文学研究資料館／（共催）東京大学史料編纂所、大分教育行委員会、イタリア日本研究学会（AISTUGIA）、イタリア東方学研究所／（後援）ローマ日本文化会館、在バチカン日本大使館、ローマ大学、ヴェネツィア大学、ナポリ東洋大学

内容

〈1日目〉

「日本古文書とくずし字解読」
太田尚宏（国文学研究資料館）

くずし字解読実践１ 「切支丹末裔の出生・婚姻・離縁と文書システム」
宮間純一（国文学研究資料館）

くずし字解読実践２ 「切支丹末裔の死去と文書システム」
平井義人（日出町歴史資料館・帆足萬里記念館）

〈2日目〉

「マレガ文書群の構造と目録記述について」
大友一雄（国文学研究資料館）

第Ⅰ部 文書群の出所に関する研究

「マレガ氏の経歴と文書収集について」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

「臼杵藩宗門方と宗門改 ―臼杵藩宗門奉行の基礎的研究―」
三野行徳（国文学研究資料館）

第Ⅱ部 文書群の伝来・管理・利用に関する研究

「臼杵藩の文書群管理と端裏書・収納袋」
太田尚宏（国文学研究資料館）

「『豊後切支丹史料』（正・続）編纂と文書管理」
松井洋子（東京大学史料編纂所）

「キリシタン摘発史料 ―いわゆる『豊後崩れ』を中心として―」
松澤克行（東京大学史料編纂所）

第Ⅲ部 目録記述の実際

「目録記述の実践報告」
佐藤晃洋（大分県教育委員会）
藤田淳一郎（大分県教育委員会）
宮間純一（国文学研究資料館）
工藤航平（東京都公文書館）
第Ⅳ部　目録記述から歴史研究へ
「寛永12年切支丹改起請文と禁制システムの成立」
大津祐司（大分県教育委員会）

2017年3月5日（日）　公開研究会

場所

臼杵市中央公民館

主催等

マレガ・プロジェクト

内容

趣旨説明
大友一雄（国文学研究資料館）
「キリシタン墓碑の様相から見たキリシタン統制」
神田高士（臼杵市教育委員会）
「マリオ・マレガ氏の二つの故郷 ―イタリア系宣教師の生涯が語るもの―」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

2017年6月3日（土）　第30回人間文化研究機構シンポジウム
海の向こうの日本文化 ―その価値と活用を考える―

場所

九州大学西新プラザ

主催等

（主催）人間文化研究機構／（後援）文部科学省、九州大学

内容

趣旨説明
稲賀繁美（国際日本文化研究センター）

報告

「オランダ人と平戸との出会い ―ハーグ国立文書館所蔵平戸オランダ商館文書調査研究・活用―」
フレデリック・クレインス（国際日本文化研究センター）

「海を渡った切支丹禁教文書1万点の可能性 ―バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書調査研究・保存・活用―」
大友一雄（国文学研究資料館）
「シーボルト・コレクションの長崎くんち衣裳 ―ヨーロッパにおける19世紀日本関連在外資料調査研究・活用―」
澤田和人（国立歴史民俗博物館）
「ニッケイ社会で生み出された資料から見た日本の言語文化 ―北米における日本関連在外資料調査研究・活用―」
朝日祥之（国立国語研究所）
パネルディスカッション
岩崎義則（九州大学）
佐藤晃洋（大分県文化課）
佐野真由子（長崎県立大学）
河野まゆ子（JTB総合研究所）
稲賀繁美（国際日本文化研究センター）

2017年7月1日（土） バチカン図書館所蔵切支丹関係文書群の魅力を探る ―マレガ・プロジェクト研究報告―

場所

国文学研究資料館2F大会議室

主催等

（主催）人間文化研究機構 国文学研究史料館／（共催）バチカン図書館、東京大学史料編纂所、大分県教育庁、イタリア東方学研究所

内容

開会挨拶
立本成文（人間文化研究機構長）
ロバート・キャンベル（国文学研究資料館長）
来賓挨拶
ジョセフ・チェノットゥ大司教（駐日ローマ法王庁特命全権大使）
進行
清水有子（明治大学）
第Ⅰ部 マレガ・プロジェクトの紹介と進捗
「プロジェクトの進捗とその可能性」
大友一雄（国文学研究資料館）
「マレガ文書群の概要」

佐藤晃洋（大分県教育庁文化課）
第Ⅱ部　マレガ文書の魅力を探る ―マレガ神父・キリシタン統制・村社会―
「マリオ・マレガ神父のキリシタン研究を探る ―地元の民間学と大正・昭和のキリシタン像を中心に―」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」
三野行徳（国文学研究資料館）
「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」
大橋幸泰（早稲田大学）
全体討論
司会
太田尚宏（国文学研究資料館）
コメンテーター
岡美穂子（東京大学史料編纂所）

2017年9月1日（金） パネル報告
EAJS Conference in Lisbon 近世におけるキリシタン統制とその仕組み ―バチカン図書館所蔵マレガ神父収集文書研究報告―

場所

ヌエバ・デ・リスボン大学　24番教室

主催等

（主催）ヨーロッパ日本研究協会（EAJS）

内容

パネルセクション8a「宗教と思想史」
エリカ・バッフェリ（マンチェスター大学）
ルチーア・ドルチェ（ロンドン大学東洋アフリカ研究学院）
趣旨説明
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
紹介
「パネル報告の前提 ―バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の発見と共同調査―」
大友一雄（国文学研究資料館）
報告
「マリオ・マレガ神父のキリシタン研究を探る ―地元の民間学と大正・昭和のキリシタン像を中心に―」

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」
三野行徳（国文学研究資料館）
「キリシタン類族改制度と村社会 ―臼杵藩の場合―」
大橋幸泰（早稲田大学）
ディスカッサント
マーティン・ノゲイラ・ラモス（フランス国立極東学院）

2017年10月26日（木）シンポジウム
日本とバチカンの過去から未来をつなぐマレガ文書の世界

場所

ローマ日本文化会館

主催等

（共催）人間文化研究機構 国文学研究資料館、バチカン図書館、ローマ日本文化会館／（助成）東芝国際交流財団／（後援）在バチカン日本国大使館

開会挨拶

竹下潤（ローマ日本文化会館副館長）
チェーザレ・パシーニ（バチカン図書館長）

来賓挨拶

中村芳夫（在バチカン日本国特命全権大使）

内容

「バチカン図書館で発見された日本の禁教文書とその魅力」
大友一雄（国文学研究資料館）
「マリオ・マレガ（1902年生－78年没）の見た日本：歴史研究としての宣教活動」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「バチカン図書館におけるマレガ・プロジェクト ―相互理解と協業体験―」
アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（バチカン図書館修復部門長）

2017年10月27・28日（金・土） マレガ・プロジェクト ワークショップ
くずし字解読を学ぶ ―バチカン図書館所蔵マレガ文書の世界―

場所

ローマ大学

主催等

（共催）人間文化研究機構 国文学研究資料館、バチカン図書館、ローマ文化会館、

ローマ大学、イタリア日本研究学会（AISTUGIA）他

内容

〈1日目〉

開催挨拶

イタリア日本研究学会会長

趣旨説明

大友一雄（国文学研究資料館）

講義

「日本古文書とくずし字解読」

太田尚宏（国文学研究資料館）

くずし字解読実践1「切支丹末裔の出生・結婚と文書システム」

宮間純一（国文学研究資料館）

くずし字解読実践2「寺院の役割と切支丹末裔の死」

櫻井成昭（大分県立先哲史料館）

解読実習　くずし字解読グループワーク1

〈2日目〉

解読実習　くずし字解読グループワーク2

進行

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

マルコ・デルベーネ（ローマ大学）

2018年3月8日（木）　大手町アカデミア
新発見！ 欧州に眠る史料が「日本史」を変える

場所

読売新聞ビル3階「新聞教室」

主催等

（主催）読売新聞東京本社／（運営協力）中央公論新社／（特別協力）人間文化研究機構／（協力）YOMIURI ONLINE、月刊『中央公論』

内容

「オランダの史料から読み解く 家康の知られざる外交術」

フレデリック・クレインス（国際日本文化研究センター）

「バチカン図書館で発見された 世界的記憶資産・キリシタン文書」

大友一雄（国文学研究資料館）

司会

呉座勇一（国際日本文化研究センター）

2018年11月11日（日） 臼杵市連携事業
マレガ・プロジェクト史料講座　マレガ史料をよむ
―豊後キリシタン史と踏絵―

場所

臼杵中央公民館

主催等

（主催）人間文化研究機構 国文学研究資料館、臼杵市教育委員会、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館／（共催）臼杵市／（後援）キリシタン南蛮文化協定交流協議会、臼杵史談会、野津町きっちょむ史談会、大分県地方史研究会、臼杵商工会議所、臼杵市観光情報協会、野津町商工会、吉四六の里野津町観光協会、大分合同新聞社、臼杵ケーブルネット、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、NHK、OBS大分放送、大分テレビ、大分朝日放送

内容

「キリシタン宣教とキリシタン教界の興廃 ―ザビエルから宣教師国外追放までの概史―」
　五野井隆史（東京大学名誉教授）
「マレガ史料にみる臼杵藩のキリシタン禁制政策」
　佐藤晃洋（大分県立高田高等学校校長）
「臼杵藩の踏絵 ―2種類の方法を読み解く―」
　太田尚宏（国文学研究資料館）

2018年12月14・15日（金・土） ローマ大学連携事業　マレガ・プロジェクト ワークショップ
日本歴史資料（古文書）のくずし字解読と資料調査法
―マレガ文書を通じた日伊教材開発・教授法研究のために―

場所

ローマ大学サピエンツァ東洋研究学科図書館

主催等

（主催）ローマ大学、マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館、バチカン図書館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、臼杵市教育委員会、国立イタリア東方学研究所）、イタリア日本研究学会

内容

〈1日目〉
開会挨拶
　アレッサンドラ・ブレッツィ（ローマ大学東洋研究学科長）

大友一雄（国文学研究資料館）
第Ⅰ部　日本歴史資料（古文書）とくずし字解読
「日本歴史資料（古文書）の解読と内容理解」
太田尚宏（国文学研究資料館）
第Ⅱ部　臼杵藩の「絵踏」制度関係文書を学ぶ
くずし字解読実践1「儀式となった絵踏」
大津祐司（大分県先哲史料館）
くずし字解読実践2「日常的な絵踏」
佐藤孝之（東京大学史料編纂所）
グループワーク1「くずし字解読」
大友一雄・三野行徳（国文学研究資料館）
松澤克行（東京大学史料編纂所）
解説
岡村一幸（臼杵市教育委員会）
通訳
高見 純（国文学研究資料館）
〈2日目〉
挨拶
廣瀬祐宏（大分県参事）
第Ⅰ部・第Ⅱ部のまとめと討論
太田尚宏（国文学研究資料館）
第Ⅲ部　古文書調査の方法と技術を学ぶ
概要調査の方法と技術
太田尚宏（国文学研究資料館）
グループワーク2「古文書概要調査実習」
第Ⅲ部のまとめ
進行
マルコ・デルベーネ（ローマ大学）
ルカ・ミラーズィ（ローマ大学）

2018年12月18・19日（火・水）　ナポリ東洋大学連携事業　マレガ・プロジェクト ワークショップ
日本歴史資料（古文書）とくずし字解読
場所
ナポリ東洋大学

主催等

（主催）ナポリ東洋大学、マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館、バチカン図書館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、臼杵市教育委員会、国立イタリア東方学研究所）

内容

〈1日目〉

進行

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

キアラ・ギディーニ（ナポリ東洋大学）

開会挨拶

キアラ・ギディーニ（ナポリ東洋大学）

趣旨説明

大友一雄（国文学研究資料館）

第Ⅰ部　くずし字解読の基礎をまなぶ

「日本歴史資料（古文書）とくずし字解読」

太田尚宏（国文学研究資料館）

第Ⅱ部　臼杵藩の「絵踏」制度関係文書を学ぶ

くずし字解読実践1「儀式となった絵踏」

大津祐司（大分県立先哲史料館）

くずし字解読実践2「日常的な絵踏」

佐藤孝之（東京大学史料編纂所）

第Ⅲ部　くずし字解読グループワーク「踏絵の対象となった人々」

くずし字解読グループワーク1

大友一雄、山下則子、三野行徳（国文学研究資料館）

解説

岡村一幸（臼杵市教育委員会）

通訳

高見純（国文学研究資料館）

湯上良（学習院大学）

〈2日目〉

くずし字解読グループワーク2

大友一雄、山下則子、三野行徳（国文学研究資料館）

解説

松澤克行（東京大学史料編纂所）

通訳

高見純（国文学研究資料館）
湯上良（学習院大学）
まとめと討論

2018年12月20日（木）
マリオ・マレガ、20世紀の証人 ―サレジオ会の見た日本―
場所
サレジオ大学ドン・ボスコ図書館E.Viganò教室
主催等
（主催）サレジオ大学、マレガ・プロジェクト
内容
証言
「（マリオ・マレガに関する日本語資料の上映、戦間期に描かれた自叙伝等について）」
講演
「ゴリツィアとトリエステのマリオ・マレガ」
マルコ・プレスニカー（国立ゴリツィア文書館）
「オーストリア・ハンガリー帝国における最初の設立」
スタニスワフ・ジムニアック（サレジオ歴史研究所）
「サレジオ会の成熟：トリノとリグリア」
アルド・ジラウド（サレジオ大学)
「マリオ・マレガの日本：布教、翻訳、研究、収集」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「宣教の地におけるキリスト教の歴史文書：バチカン図書館におけるマレガ・プロジェクト」
湯上良（学習院大学）
「印刷物のマレガ資料群における日本の古書：特徴と希少性」
山下則子（国文学研究資料館）

2019年1月12日（土） マレガ・プロジェクト×別府大学　学術・教育連携事業　バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ収集文書の発見と情報資源化
場所
別府大学　1号館46号教室
主催等
（主催）マレガ・プロジェクト、別府大学

内容

「マレガ文書の発見と調査協議」
　平井義人（日出町歴史資料館・帆足萬里記念館）
「調査計画論（準備調査・調査計画、協定、組織など）」
　大友一雄（国文学研究資料館）
「マレガ文書の概要調査と保存修復」
　青木睦（国文学研究資料館）
「マレガ文書の撮影・目録作成」
　太田尚宏（国文学研究資料館）
「画像データベースの構築・公開」
　大友一雄（国文学研究資料館）

2019年2月9日（土） 人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「日本関連在外資料調査研究・活用事業」
国際シンポジウム　国際海洋都市平戸と異文化へのあこがれ
―在外資料が変える日本研究―

場所

平戸オランダ商館

主催等

（主催）人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト「日本関連在外資料調査研究・活用事業」プロジェクト間連携による研究成果活用、国際日本文化研究センター／（共催・協力）平戸市、公益財団法人松浦史料博物館、平戸オランダ商館

内容

挨拶
　岸上伸啓（総合人間文化研究推進センター副センター長）
　岡山芳治（松浦史料博物館長）
趣旨説明
　稲賀繁美（国際日本文化研究センター）
総合司会
　光平有希（国際日本文化研究センター）
基調講演
「松浦静山と平戸商館時代」
　松田清（京都大学名誉教授）
第Ⅰ部　発表

「初期の平戸オランダ商館（1609～1621）」
フレデリック・クレインス（国際日本文化研究センター）
シンティア・フィアレ（ライデン大学）
「平戸オランダ商館会計帳簿について」
前田秀人（平戸市文化観光商工部文化交流課）
「シーボルトの日本博物館 ―最後の構想をめぐる謎解き―」
福岡万里子（国立歴史民俗博物館）
第Ⅱ部　発表
「昭和戦前期のイタリア人宣教師と豊後キリシタン ―マリオ・マレガ神父（1902-1978）収集活動の歴史的位置付け―」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「海外への人の移動史の精緻化を目指して ―在外資料がもたらすもの―」
根川幸男（国際日本文化研究センター）
講演者・パネリストによる総合討論及び質疑応答
司会
小川仁（関西大学博士）
総括
稲賀繁美（国際日本文化研究センター）

2019年6月22日（土）
近世東アジアにおけるキリシタンの受容と弾圧

場所

早稲田大学早稲田キャンパス14号館501号室

主催等

（主催）キリシタン科研［科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（基盤研究）（B）一般）課題番号17H02392「近世日本のキリシタンと異文化交流」］、マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館）／（後援）公益財団法人東洋文庫、日仏東洋学会、フランス国立極東学院

内容

「日本におけるキリシタン禁令の成立過程 ―正親町天皇の永禄8年京都追放令を中心に―」
清水有子（明治大学）
「失われた民衆の声を求めて ―島原天草一揆後の排耶書を中心に―」
マーティン・ノゲイラ・ラモス（フランス国立極東学院）

「日本から中国までの禁教 ―清代の絵踏を中心に―」
ピエール・エマニュエル・ルー（パリ・ディドロ大学）
「近世ベトナムにおけるキリシタンの受容と弾圧」
牧野元紀（昭和女子大学・東洋文庫）
ディスカッサント
三野行徳（国文学研究資料館）
趣旨説明・司会
大橋幸泰（早稲田大学）

2019年9月5・7日（木・土） ゴリツィア研究交流会
ゴリツィアから日本へ ―歴史記憶と文化的基盤の中のマリオ・マレガ師―

場所

ゴリツィア、パラッツォ・デ・グラーツィア（9月5日）
モッサのサンタンドレア教区教会、ドン・G・ボスコ講堂（9月7日）

主催等

（オーガナイザー）マルコ・プレスニカー（国立ゴリツィア文書館長）／（主催）人間文化研究機構 国文学研究資料館、イタリア国立東方学研究所、ゴリツィア社会史・宗教史協会／（協力団体）フリウリ・ヴェネツィア・ジューリア農工金融公庫、ゴリツィア大司教区／（協賛団体）ゴリツィア市、モッサ市、フリウリ・ヴェネツィア・ジューリア州文化遺産公社、国立ゴリツィア文書館、ゴリツィア大司教区の週刊紙『ヴォーチェ・イゾンティーナ』、ゴリツィア中央神学院公共図書館、モッサのサンタンドレア教区、ルチニーコのサン・ジョルジョ教区／（後援団体）ローマ日本文化会館、サレジオ大学、大分県立先哲史料館、フリウリ文献学団体「ルチーニス」

内容

〈1日目〉『日出ずる国での40年 ―1929-74年―』
「時代の証人マリオ・マレガ師」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学） ※イタリア語による発表
「（マレガ一族による証言）」
ジョヴァンニ・メデオット、セルジョ・タヴァーノ
※このほかドキュメンタリー番組『マレガ文書 ―時を越えて―』上演、Arai Hiromiによるピアノ演奏あり
〈2日目〉『マリオ・マレガ師の記憶 ―1902-78年―』
協力 日本学術振興会科学研究費（JP16H02723、JP17K03053）
「マリオ・マレガの日本解釈」

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「マリオ・マレガと地方社会 ―1930-40年代の大分―」
大津祐司（大分県立先哲史料館）
「バチカン図書館所蔵マレガ資料 ―マレガ師収集の文書に書かれていること―」
湯上良（学習院大学）

2019年10月26日（土） マレガ・プロジェクト国際シンポジウム
マレガ収集日本資料の発見と豊後キリシタン研究の新成果

場所

大分県豊の国情報ライブラリー2F視聴覚ホール

主催等

（主催）マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館・国立歴史民俗博物館、バチカン図書館、イタリア東方学研究所、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館）、大分県教育委員会／（共催）大分県、臼杵市／（後援）キリシタン・南蛮文化交流協定協議会［国東市、日出町、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市］、大分県地方史研究会、報道関係各社

内容

挨拶
広瀬勝貞（大分県知事）
趣旨説明
大友一雄（国文学研究資料館）
第Ⅰ部　マリオ・マレガ収集日本資料と国際交流
司会進行
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「バチカン図書館所蔵のマレガ資料：過去から未来へ人々の間に架け橋を築く」
チェーザレ・パシーニ（バチカン図書館長）
「バチカン図書館におけるマレガ・プロジェクト ―相互理解と協業の体験―」
アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（バチカン図書館資料修復室長）
「マリオ・マレガ神父と日本資料コレクション」
ロバート・キャンベル（国文学研究資料館長）
第Ⅱ部　マレガ収集キリシタン関係文書の魅力と新発見
司会進行
大橋幸泰（早稲田大学）
「禁教初期における臼杵藩のキリシタン対策」

佐藤晃洋（大分県立高田高等学校）
「臼杵藩宗門奉行と類族制度」
三野行徳（国文学研究資料館）
コメントとディスカッション
コメンテーター
平井義人（日出町歴史資料館・帆足萬里記念館）
大津祐司（大分県立先哲史料館）
大友一雄（国文学研究資料館）
全体進行
松井洋子（東京大学史料編纂所）

2019年10月27日（日） 大分・長崎交流講座
ヨーロッパとアジアの風がふくところ

場所

長崎歴史文化博物館ホール

主催等

（主催）大分県立先哲史料館（大分県教育委員会）、マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館・国立歴史民俗博物館、東京大学史料編纂所、臼杵市、イタリア東方学研究所、バチカン図書館）、長崎大学、長崎純心大学／（協力）長崎歴史文化博物館、長崎市長崎学研究所／（後援）キリシタン・南蛮文化交流協定協議会［国東市、日出町、大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市］、大分県地方史研究会、大分合同新聞社、NHK大分放送局、OBS大分放送、TOSテレビ大分、OAB大分朝日放送、エフエム大分、長崎新聞社、NHK長崎放送局、NBC長崎放送、KTNテレビ長崎、NCC長崎文化放送、NIB長崎国際テレビ、エフエム長崎

内容

代表挨拶
木村直樹（長崎大学）
「教皇庁バチカン図書館の『マレガ史料』―過去から未来へ人々をつなぐ架け橋―」
チェーザレ・パシーニ（バチカン図書館長）
「バチカン図書館におけるマレガ・プロジェクト ―相互理解と協働の経験―」
アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（バチカン図書館保存修復室長）
「マレガ資料と大分のキリスト教」
櫻井成昭（大分県立先哲史料館）

閉会挨拶
大津祐司（大分県立先哲史料館）

2019年11月16・23日（土・土）
マレガ・プロジェクト史料講座 ―マレガ史料をよむ―
場所
臼杵市中央公民館
主催等
（主催）臼杵市教育委員会、マレガ・プロジェクト／（共催）臼杵市
内容
「『マレガ資料』をよむ ―江戸時代の臼杵領とキリシタン―」
櫻井成昭（大分県立先哲資料館）
「よみがえる『豊後切支丹史料』」
松井洋子（東京大学史料編纂所）
「臼杵藩の『類族』統制と領民のくらし」
太田尚宏（国文学研究資料館）

2019年12月9・10日（月・火） ローマ大学連携事業
日本歴史資料（古文書）のくずし字解読と資料調査法
―マレガ文書を通じた日伊教材開発・教授法研究のために―
場所
ローマ大学
主催等
（主催）ローマ大学、マレガ・プロジェクト（人間文化研究機構 国文学研究資料館、バチカン図書館、東京大学史料編纂所、大分県立先哲史料館、臼杵市教育委員会）
内容
〈1日目〉
開会挨拶
大友一雄（国文学研究資料館）
「マレガ文書の読解のために」
太田尚宏（国文学研究資料館）
「マレガ神父とマレガ神父収集文書の伝来・整理」
マルコ・デルベーネ（ローマ大学）
「マレガ神父収集文書を解読する」
ルカ・ミラーズィ（ローマ大学）

「くずし字解読文を読む『臼杵藩と幕府』」
太田尚宏（国文学研究資料館）、ルカ・ミラーズィ（ローマ大学）
「くずし字を解読してみる『臼杵藩と村々』」
櫻井成昭（大分県立先哲史料館）
〈2日目〉
くずし字解読グループワーク
太田尚宏（国文学研究資料館）
閉会挨拶
大友一雄（国文学研究資料館）

2020年1月11日（土） マレガ・プロジェクト×別府大学　学術・教育連携事業　宣教師マリオ・マレガと日本研究

場所

別府大学　1号館46号教室

主催等

（主催）マレガ・プロジェクト、別府大学

内容

挨拶
飯沼賢司（別府大学学長）
浅野則子（別府大学大学院文学研究科長）
大友一雄（国文学研究資料館）
「マリオ・マレガによる『古事記』のイタリア語訳 ―布教と文化研究の周辺をめぐって―」
シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）
「マリオ・マレガの切支丹研究と史跡調査」
田中裕介（別府大学）
「マリオ・マレガと別府大学」
山本晴樹（別府大学）

2020年2月10日（月） マレガ・プロジェクト×ローマ大学・ナポリ東洋大学成果活用学術・教育連携事業
グローバル情報社会における日本アーカイブに関する国際的人材育成プログラム

場所

豊の国情報ライブラリー　第6研修室

主催等

（主催）マレガ・プロジェクト、ローマ大学、ナポリ東洋大学

内容

挨拶

大友一雄（国文学研究資料館）

シルヴィオ・ヴィータ（京都外国語大学）

第Ⅰ部 「豊後キリシタン史」研究と史料

「大分のキリスト教史と諸資料」

大津祐司（大分県立先哲史料館）

松原勝也（大分県立先哲史料館）

第Ⅱ部　在外日本資料の調査と活用

「マレガ・コレクションとデータベース」

大友一雄（国文学研究資料館）

「ローマ大学における前近代日本資料に関する新たな取り組み」

ルカ・ミラーズィ（ローマ大学）

「マレガ・データベースの特徴と可能性」

ノエミ・トゥッチョ（ナポリ東洋大学）

「ローマ大学における日本資料の整理・保存の取り組み」

サマンサ・オドリー（ローマ大学）

第Ⅲ部 「マレガ神父収集資料」を用いた研究の実際 ―キリシタンの分布を中心に―

「臼杵藩領キリシタンの〈数〉と〈広がり〉」

平井義人（日出町歴史資料館）

2020年12月11・12日（金・土） ローマ大学・ナポリ東洋大学くずし字連携講義　マレガ・プロジェクト ワークショップ
バチカン図書館所蔵マレガ収集文書の解読と理解

場所

ウェブ会議システム（Zoom）

主催等

（主催）マレガ・プロジェクト、ローマ大学、ナポリ東洋大学

内容

講師：太田尚宏（国文学研究資料館）、ルカ・ミラーズィ（ローマ大学）

〈1日目〉

開会挨拶

講義・演習1・2

コミュニケーション・タイム
〈2日目〉
講義・演習３・４
コミュニケーション・タイム

2021年10月2日（土） マレガ・プロジェクト×別府大学　学術・教育連携事業
豊後国のキリシタン・類族とマレガ資料

場所
別府大学　3号館ホール
ウェブ会議システム（Zoom）

主催等
（主催）マレガ・プロジェクト、別府大学

内容
開会挨拶
飯沼賢司（別府大学学長）
針谷武志（別府大学大学院文学研究科長）
太田尚宏（国文学研究資料館）
講義
「豊後諸藩領における『切支丹露顕』について」
豊田寛三（元別府大学学長）
「豊後臼杵藩における類族の婚姻状況 ―マレガ文書の検討から―」
清水有子（明治大学准教授）
「類族出生・死亡届を用いたキリシタン数と分布の復元」
平井義人（日出町歴史資料館館長、別府大学講師）
「端裏書を用いた臼杵藩宗門方による文書管理の復元」
太田尚宏（国文学研究資料館）
閉会挨拶
山本晴樹（別府大学名誉教授）

※2021年10月までに実施したものを記録した。
※原題等がイタリア語のものについては、掲載にあたって適宜日本語訳を行った。

執　筆　者　一　覧

（所属と立場は2021年4月現在）

大友一雄（おおとも　かずお）
人間文化研究機構国文学研究資料館　名誉教授
『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館、1999年）、「バチカン図書館所蔵豊後キリシタン史料群とマリオ・マレガ神父」（『歴史と地理：日本史の研究』第682号、山川出版社、2015年）、『バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料 ―概要と紹介―』（三野行徳共編、マレガ・プロジェクト、2021年）など

太田尚宏（おおた　なおひろ）
国文学研究資料館研究部　准教授
『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』（岩田書院、2010年）、「真田家文書〈家老日記〉の種類と性格」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第10号、2014年）、『マリオ・マレガ資料を読む（英語版）』（バチカン図書館、2022年刊行予定）など

青木 睦（あおき　むつみ）
国文学研究資料館研究部　准教授
『被災資料救助から考える資料保存 ―東日本大震災後の釜石市での文書レスキューを中心に―』（共同保存図書館・多摩、2013年）、「日本歴史資料の保存理論と実践」（マレガ・プロジェクト編『マレガプロジェクト・ワークショップ1　バチカン図書館所蔵マレガ文書の保存と修復 ―技術の交流と創発―』、2016年）、*Preservation and conservation of Japanese archival documents. The Marega Collection in the Vatican Library*, (co-edited with Ángela Núñez Gaitán, Biblioteca Apostolica Vaticana, Città del Vaticano, 2019) など

シルヴィオ・ヴィータ（Silvio Vita）
京都外国語大学外国語学部　教授
「豊後キリシタンの跡をたどるマリオ・マレガ神父 ―マレガ文書群の成立過程とその背景―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第12号、2016年）、「マリオ・マレガの執筆活動とその『文脈』」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第14号、2017年）、「ファシズム時代のイタリア語訳『古事記』とその背景

―「日本の聖書」について―」（平藤喜久子編著『ファシズムと聖なるもの／古代的なるもの』北海道大学出版会、2020年）など

大津祐司（おおつ　ゆうじ）
大分県立先哲史料館　元館長
『豊後キリスト教史』（大分県立先哲史料館展示図録、2001年）、「豊後国大野郡野津院下藤村の村落構造 ―指導者リアンとキリシタン墓地―」（大分県立先哲史料館『史料館研究紀要』第19号、2015年）、「大友宗麟・義統」（五野井隆史監修『キリシタン大名 ―布教・政策・信仰の実相―』宮帯出版社、2017年）など

大橋幸泰（おおはし　ゆきひろ）
早稲田大学教育・総合科学学術院　教授
『検証 島原天草一揆』（吉川弘文館、2008年）、『潜伏キリシタン ―江戸時代の禁教政策と民衆―』（講談社、2014年）、『近世潜伏宗教論 ―キリシタンと隠し念仏―』（校倉書房、2017年）など

櫻井成昭（さくらい　なりあき）
大分県教育庁文化課
『六郷山と田染荘遺跡』（同成社、2005年）、「善光寺地震と豊後国日田 ―災害情報の伝達と蓄積―」（『歴史地震』第29号、2014年）、「豊前のキリシタン」（大分県立先哲史料館編『史料館研究紀要』第21号、2016年）など

佐藤晃洋（さとう　あきひろ）
竹田市歴史文化館・由学館　館長
「マレガ文書にみる臼杵藩キリシタン禁制政策開始期の文書」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第26号、2016年）、「臼杵藩におけるキリシタン禁制政策確立後の文書」（『大分県地方史』第227号、2016年）、「解説 唐橋君山と岡藩における『豊後国志』編纂事業」（太田由佳訳・松田清注『訓読 豊後国志』思文閣出版、2018年）など

清水有子（しみず　ゆうこ）
明治大学文学部　准教授
『近世日本とルソン ―「鎖国」形成史再考―』（東京堂出版、2012年）、「豊臣秀吉政権の神国宣言 ―伴天連追放令の基本的性格と秀吉の宗教政策を踏まえて―」（『歴史学研究』第958号、2017年）、「キリシタン禁制史の研究状況と課題」（川村信三編『キリシタン歴史探求の現在と未来』教文館、2021年）など

高見 純（たかみ　じゅん）
拓殖大学政経学部　准教授
「15世紀前半期ヴェネツィアにおける大兄弟会の貧困救済」（『社会経済史学』第83巻、第2号、2017年 ）、La Contabilità della Scuola Grande di San Marco nel tardo Medioevo a Venezia (*Mediterranean World*, 23, 2017)、「中近世ヴェネツィアにおける宗教兄弟会のアーカイブズ管理」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第16号、2020年）など

田中裕介（たなか　ゆうすけ）
別府大学文学部　教授
「豊後キリシタン遺跡の研究史 戦前編」（『大分県地方史』227号、2016年）、『下藤地区キリシタン墓地』（臼杵市教育委員会・共著、2016年）、「日本におけるキリシタン墓地の類型とイエズス会の適応政策」（狭川真一さん還暦記念会編『論集 葬送・墓・石塔 狭川真一さん還暦記念論文集』、2019年）など

アンヘラ・ヌーニェス＝ガイタン（Ángela Núñez Gaitán）
バチカン図書館保存修復部門　室長
「マレガ・プロジェクトにおける日本の古文書の調査方法について」（マレガ・プロジェクト編『マレガプロジェクト・ワークショップ1　バチカン図書館所蔵マレガ文書の保存と修復 ―技術の交流と創発―』、2016年）、「Il Progetto Marega in Biblioteca Vaticana、Esperienza di Intesa e Collaborazione」（マレガ・プロジェクト編『2017年度東芝国際交流財団助成報告書』、2018年）、*Preservation and conservation of Japanese archival documents. The Marega Collection in the Vatican Library*, (co-edited with Mutsumi Aoki, Biblioteca Apostolica Vaticana, Città del Vaticano, 2019) など

平井義人（ひらい　よしと）
日出町歴史資料館・帆足萬里記念館　館長
「地域災害史の検証と必要となる史料の姿」（国文学研究資料館編『社会変容と民間アーカイブズ』勉誠出版、2017年）、「庄屋宛書簡にあらわれる村落生活の諸相」（高橋啓先生退官記念論集『地域社会史への試み』原田印刷出版、2004年）、「岡藩の江戸屋敷」（『竹田市誌』第1巻、2009年）など

デリオ・ヴァニア・プロヴェルビオ（Delio Vania Proverbio）
バチカン図書館写本部門　主任研究員
La Recensione Etiopica Dell'omelia Pseudochrisostomica de Ficu Exarata Ed Il Suo Tréfonds Orientale, (Harrassowitz Verlag, Wiesbaden, 1998); I "Füyûzât-ı mıknâtısiyye" di İbrahim Müteferrika: per una revisione delle fonti [A revised examination of the European sources of İbrahim Müteferrika's Füyûzât-ı Mıknâtısiyye], (*Turcica Vaticana*, 2010); 'İsà the Prophet: some Turkish anecdotes not found in the Arabic tradition. Part1–3: The long-living worshipper, (*Comparative Oriental Manuscript Studies Newsletter*, No.2–5, 2011–13) など

三野行徳（みの　ゆきのり）
国立歴史民俗博物館　客員准教授
「明治維新と武家の北海道移住 ―有珠郡における新たな共同体形成―」（旅の文化研究所『旅の文化研究所研究報告』23号、2013年）、「多摩の自治体史編さんと地域の歴史意識」（関東近世史研究会『関東近世史研究』第81号、2018年）など

宮間純一（みやま　じゅんいち）
中央大学文学部　准教授
『国葬の成立 ―明治国家と「功臣」の死―』（勉誠出版、2015年）、『戊辰内乱期の社会 ―佐幕と勤王のあいだ―』（思文閣出版、2015年）、『天皇陵と近代 ―地域の中の大友皇子伝説―』（平凡社、2018年）など

村井早苗（むらい　さなえ）
日本女子大学　名誉教授
『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）、『キリシタン禁制の地域的展開』（岩田書院、2007年）、『天皇とキリシタン禁制』（雄山閣、2000年）など

湯上 良（ゆがみ　りょう）
学習院大学人文科学研究所　客員所員
『禁書 ―グーテンベルクから百科全書まで―』（単訳、法政大学出版局、2017年）、「非国有アーカイブズと公的保護 ―イタリアにおける国家機関の創設―」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第13号、2017年）、*Il fondo Marega e i suoi scritti*（『Lucinis』ルチニーコ文化センター年報、第44号、2020年）など

バチカン図書館所蔵マリオ・マレガ資料の総合的研究

2022年2月28日　初版発行

編　者　大友一雄・太田尚宏
発　行　マレガ・プロジェクト（国文学研究資料館）
東京都立川市緑町10-3　〒190-0014
電話：050-5533-2900 (IP電話 代表)
https://www.nijl.ac.jp/projects/marega/
編集・制作　公益財団法人　角川文化振興財団
印刷所・製本所　凸版印刷株式会社
装　幀　五十嵐 徹（芦澤泰偉事務所）
DTP組版　星島正明

本書の無断複製（コピー、スキャン、デジタル化等）並びに無断複製物の譲渡及び配信は、著作権法上での例外を除き禁じられています。
また、本書を代行業者等の第三者に依頼して複製する行為は、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© マレガ・プロジェクト 2022　Printed in Japan
ISBN978-4-87592-207-0